

市 政 概 要

令和六年度

倉敷市議会事務局



倉敷市民憲章

私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と母なる高梁川にはぐくまれ、古い伝統と洋々たる未来にかがやく倉敷市民の誇りをこめて

- 1 自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくれます。
- 1 人間をたいせつにし、青少年には夢、老人には安らぎのあるあたたかい社会をつくれます。
- 1 秩序を守り、平和で安全なまちをつくれます。
- 1 働くことによるこびをもち、明るく健康な家庭をつくれます。
- 1 教養を高め、世界と通じ、個性ある文化をつくれます。

(昭和47年2月1日制定)

倉敷市歌

花田 鶴彦 作詞
市歌選考委員会 補作
山下 和子 作曲

♩=112 さわやかに、希望にみちて

mf

あけ ゆくさ ん が お お せ と の
のの さちそ だ て お あ お す と の
わしゆ うをこ え て か け わ た ぶす

mf

かが やく な ー み よ み ず し まし よ
はは なる か ー わ よ た か は し よ
へい わの に ー じ よ わ く し お よ

mp

ああたゆみなき せいさんの い おきはもえる そらとうみ
ああはげみあう このつちにぶ なんかはおる はなとさく } ぐらし
ああゆるぎなき ひとのわにし せいのはのびる かぎりなく

き ぐらし き われらのぐらしき

倉敷市歌

明けゆく山河 大瀬戸の
かがやく波よ 水島よ
ああ たゆみなき 生産の
息吹きは燃える 空と海

倉敷 倉敷 われらの倉敷

野の幸育て 明日を呼ぶ
母なる川よ 高梁よ
ああ 励みあう この土に
文化はかおる 花と咲く

倉敷 倉敷 われらの倉敷

驚羽をこえて かけ渡す
平和の虹よ わく潮よ
ああ ゆるぎなき 人の和に
市勢は伸びる 限りなく

倉敷 倉敷 われらの倉敷

市章

倉敷の「クラ」を図案化、横へ広がる翼は、瀬戸内海経済圏の中核都市として、産業・文化・観光の調和のある住みよい理想都市を目ざして飛躍発展する姿を表す。また、円は市民の団結と融和を象徴する。

市木・市花・市鳥

市 木……くすのき（昭和46年12月1日制定）
市 花……ふじ（ ” ” ）
市 鳥……カワセミ（平成15年3月24日制定）

昭和46年7月「市民憲章・市木・市花制定委員会」を組織。制定委員会では選考を効率的に進めるため、専門家も加え、市木・市花の専門委員会を設けた。

市のシンボルにふさわしいもの、倉敷の気候風土に適したものなどの条件を考えながら数多くの候補の中から各々3品種（市木…やまもも・さくら・くすのき、市花…つつじ・ふじ・はぎ）にしぼり、これらのうちからハガキで市民投票をした結果、投票の多かった市木にくすのき、市花にふじが決まった。また「市の鳥」は、中核市への移行（平成14年4月1日）と新市発足35周年を記念して制定された。清流の指標である「カワセミ」が、自然と人間の共生のシンボルとして最もふさわしいとして決定された。

は じ め に

本市政概要は、昭和43年初版以来、本年度は第57版を数えるに至りました。

この市政概要は、着実に発展を続ける本市の現況を通覧していただくため令和5年度の行政実績を中心に過去数年間の実績を網羅、掲載するとともに、新規事業などもでき得る限り把握し、広範囲にわたり掲載しております。本書が倉敷市政の概要をご理解いただくうえで、多少ともお役に立てば幸甚に存じます。

なお、本書は各委員会別に編集しておりますので、各分野において広くご活用ご利用願えればと存じます。

終わりに資料収集に当たりご協力、ご指導を賜りました関係各位に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和6年8月

倉敷市議会事務局

も く じ

市 勢

1. 沿 革	1
2. 地 勢	2
3. 市 域 の 変 遷	3
4. 人 口 の 推 移	4
5. 産 業 別 就 業 人 口	4
6. 倉 敷 市 機 構 図	5

倉敷市第七次総合計画

15

議 会

1. 概 況	19
2. 議会改革の取り組み	19
3. 歴代議長・副議長	19
4. 議 員 名 簿	20
5. 議 員 歴 調 べ	23
6. 議 会 構 成	24
議 員 数	24
組 織	24
任 期	24
7. 会派・党派構成	25
8. 委員会・審議会	25
常 任 委 員 会	25
特 別 委 員 会	25
議 会 運 営 委 員 会	25
議 会 適 正 合 理 化 推 進 審 議 会	26
9. 議会活動状況	26
本 議 会 開 催 状 況	26
議 案 等 審 議 状 況	26
議 案 等 審 議 結 果 状 況	27
請 願 処 理 状 況	27
本 議 会 出 席 状 況	27
常 任 委 員 会 ・ 特 別 委 員 会 等 開 催 状 況	27
10. 議 会 運 営	28
11. 議 会 関 係 予 算	29
12. 報 酬 ・ 費 用 弁 償	30
報 酬	30
期 末 手 当	30
行 政 視 察 旅 費	30
政 務 活 動 費	30
費 用 弁 償	30
海 外 視 察	30
13. 議 会 の 施 設	32
14. 議 会 事 務 局	33
機 構 及 び 事 務 分 掌	33
職 員 数	33
議 会 刊 行 物	33
議 会 図 書 室	33

視察来訪状況	34
15. 決議・意見書・宣言等	34
決議	34
意見書	36
宣言等	44

総務委員会

市長公室、企画財政局、総務局、関係行政委員会

1. 市長公室、企画財政局、総務局、関係行政委員会関係予算	45
2. 歴代三役	45
市長	45
副市長	46
収入役	47
3. 名誉市民	48
4. 市民活動の推進	49
コミュニティの振興	49
市民との協働の推進	51
市民活動拠点、交流施設の管理・運営	52
5. 広聴	59
市民ふれあいトーク	59
市民モニター	59
陳情・請願、要望、提案等の受付、回答	59
コールセンター	59
パブリックコメント	60
6. 広報	60
広報活動	60
7. 職員	61
定数並びに現員	61
一般職平均給料等	62
標準職務等級別給料	62
初任給の状況	62
管理職手当	63
期末・勤勉手当	63
ラスパイレス指数	63
障がい者雇用数・率	63
8. 旅費	63
日当・宿泊料	63
9. 特別職の給与及び報酬	64
10. 行政経営	70
行政経営の展開状況	70
民間活力の導入状況	70
補助金等の見直し	70
組織管理	71
権限移譲	73
11. 行政改革大綱	74
計画策定及び実施状況	74
推進体制組織	74
現在の行財政改革について	75

12. 高梁川流域連携中枢都市圏	76
制度の趣旨	76
本圏域の概要	76
協約締結までの流れ	76
令和6年度の実施概要	76
13. 移住交流推進事業及び結婚支援事業	77
目的及び概要	77
事業内容	77
14. 日本遺産	78
倉敷市の日本遺産	78
倉敷市日本遺産推進協議会	79
15. 財政	80
令和6年度予算総括表	80
令和6年度一般会計当初予算歳入歳出予算款別表	81
令和6年度一般会計当初予算性質別表	82
令和6年度一般会計歳出予算財源調べ	82
普通会計財源別の推移	83
市債	83
普通会計における指数等の推移	83
基金明細表	84
16. 市有財産の状況	85
有価証券(株券)	85
土地及び建物	85
出資による権利	86
車両管理の状況	87
17. 契約事務	88
競争入札参加資格者	88
契約件数	88
令和5年度工事発注状況(議決対象工事)	89
18. 情報政策	90
コンピュータ導入の経過	90
コンピュータ適用業務	90
ホストコンピュータ関連・機種名及び機器構成	91
OA機器導入状況	92
情報保護対策	92
19. 情報公開・個人情報保護	93
行政文書の開示請求処理状況	93
保有個人情報開示請求処理状況	93
20. 文書管理	93
マイクロフィルムシステム	93
ファイリングシステム	94
歴史公文書等の保存と利用	94
21. 倉敷市大学連携推進事業	96
目的	96
事業概要	96
22. 倉敷市立短期大学	98
沿革	98
所在地	98

校地面積	98
建築面積	98
学科等	98
入学定員	98
学費等	99
教職員	99
在校生の状況	99
卒業生の就職状況	99
23. 市庁舎	100
本庁舎の概要	100
支所、連絡所、市民サービスコーナー	104
24. 防災	105
総合防災情報システム	105
倉敷防災ポータル	105
緊急情報提供無線システム	105
衛星携帯電話	105
インターネット	105
Lアラート	105
緊急告知FMラジオ	105
携帯電話メール配信	105
おかやま防災情報メール	105
アマチュア業務用デジタル無線中継局	105
25. 選挙	106
市議会議員選挙結果	106
市長選挙結果	106
県議会議員選挙結果（倉敷市・都窪郡選挙区のうち倉敷市分）	106
知事選挙結果（倉敷市分）	106
衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査結果（倉敷市分）	107
参議院議員選挙結果（倉敷市分）	107
ボートレース事業局	
1. 事業の概要	109
2. 職員配置状況	109
3. 会計年度任用職員（従事員）及びガードマン	109
4. 来場者サービスの内容	109
5. 売上額等記録一覧表	110
6. 売上額及び利用者の推移	110
7. 利益剰余金及び他会計への繰出しの状況	110
8. 財政状況	111
9. 施設の概要	111
10. 無料バス運行状況	113
11. 備南競艇事業組合	113
12. ボートレースチケットショップ松江	114
13. ボートレースチケットショップ井原	115
14. ボートレースチケットショップ岡山わけ	116
開発公社	
1. 一般財団法人倉敷市開発公社	118
概要	118
事務局の機構	118
事業実績	118

令和6年度事業計画	118
2.倉敷市土地開発公社	118
概 要	118
事務局の機構	119
事業実績	119
令和6年度事業計画	119

市民文教委員会

市 民 局

1.市民局関係予算	120
2.市民生活	120
市民相談	120
旅券（パスポート）	123
消費者保護と自立支援	123
計量行政	126
防 犯	126
3.交通安全対策	127
事 業	127
交通安全啓発運動	127
交通公園	127
カーブミラー整備状況	127
交通事故相談所	128
交通事故（人身）発生状況	128
交通安全教育実施状況	128
放置自転車等撤去状況	128
4.戸籍・住民基本台帳等	128
戸籍・住民基本台帳等事務の最近の流れ	128
支所別事項別件数表（届出等）	129
〃 （証明）	130
住居表示	131
5.国民年金	132
被保険者（人）	132
受給状況	132
年金額改定経過	132
保 険 料	132
6.人権行政	133
推進体制	133
人権啓発	134
7.男女共同参画推進	135
これまでの主な動き	135
審 議 会	136
男女共同参画啓発事業	136
男女共同参画推進センター事業	137
8.市 税	138
一般会計歳入額及び市税収入額の推移	138
市税の税率及び納期	139
市税の内訳	142

水島地区税収（4税）内訳	142
納税義務者数等	142
教育委員会	
1.教育委員会の構成	145
歴代教育長	145
現教育委員	145
歴代教育委員	146
2.教育予算	147
予算額の推移	147
児童生徒1人当たりの教育費	147
3.倉敷市教育大綱	147
I am from Kurashiki.....	147
This is from Kurashiki.....	147
From Kurashiki to the world.....	147
4.倉敷市教育振興基本計画	147
基本理念	147
基本目標	147
5.令和6年度教育行政重点施策	148
基本方針	148
重点施策	148
6.学 事	149
市立学校教職員数	149
年度別園児・児童・生徒数	149
年度別学級数	149
市立学校一覧	150
県立・私立学校一覧	154
市奨学金制度	156
私学助成	156
就学援助	156
学校施設の管理	157
7.指 導	157
英語教育の充実	157
特別支援教育の状況	157
教職員に対する施策	160
外国人英語講師の配置	160
市立学校の安全対策	160
8.保 健 体 育	161
学校医等の配置状況	161
被患率の高い疾病状況	161
児童・生徒の心臓検診	161
日本スポーツ振興センター	162
令和5年度児童・生徒体位の平均値	162
学 校 給 食	162
9.生 涯 学 習	165
生涯学習全般	165
社 会 教 育	165
青少年の非行防止	166
自 然 の 家	169

図書館	170
美術館	172
自然史博物館	173
10. 文化財保護事業	174
文化財指定状況	174
倉敷川畔伝統的建造物群保存地区	174
倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例	174
倉敷市町並み保存地区（下津井・玉島）	175
倉敷市歴史民俗資料館	175
倉敷市福田歴史民俗資料館	175
倉敷市立磯崎眠亀記念館	175
倉敷市真備ふるさと歴史館	176
倉敷市旧柚木家住宅	176
倉敷市まきび記念館	176
11. ライフパーク倉敷	177
市民学習センター	177
教育ICT推進課	182
教育センター	183
科学センター	183
埋蔵文化財センター	184
公民館	184
音楽図書室	194

環境水道委員会

環境リサイクル局

1. 環境リサイクル局関係予算	196
2. 環境衛生	197
環境衛生改善組織等	197
令和5年度環境衛生改善事業実績	197
環境衛生協議会	197
不法投棄対策	197
葬祭事業	198
倉敷市中央斎場	199
墓地公園	200
墓地等の経営許可状況	204
合併処理浄化槽設置補助事業実績	204
3. 環境対策	205
概要	205
倉敷市環境基本条例・環境基本計画	205
環境保全基金	205
地球温暖化防止施策	205
くらしき環境キャラクター「くらいふ」	208
倉敷市環境審議会条例	208
種類別公害苦情発生状況	208
公害防止協定・環境保全協定等締結企業	209
環境学習センターの概要	210
環境監視センターの概要	210

大 気 汚 染	211
悪 臭	215
水 質	215
騒 音 ・ 振 動	216
公 害 事 件	217
市民運動組織	217
倉敷市公害防止施設改善資金融資制度	217
倉敷市自然環境保全条例	218
倉敷市生物多様性地域戦略の策定	218
4. 廃 棄 物 対 策	218
ご み 処 理	218
ごみ処理施設	220
し 尿 処 理	222
ごみ減量化協力団体報奨金交付制度	224
生ごみ処理容器購入費補助金交付制度	224
ペットボトル拠点回収事業	225
マイバッグ・マイ箸運動の推進	225
倉敷市リサイクル推進センター運営事業	225
省資源運動の推進	226
産業廃棄物対策	226
5. 下 水 道 事 業	229
令和6年度処理区別事業計画	230
事業計画の概要	230
事 業 の 実 績	230
下水処理施設	232
ポンプ場施設	233
受益者負担金	233
下水道使用料	234
水洗化の補助金及び融資あっせん制度	234
雨水流出抑制施設設置補助金制度	235
止水板設置工事等補助金制度	235
水洗化あっせん委員制度	236
6. 児島湖流域下水道事業計画	237
事業実施計画の目的と経緯	237
計 画 の 概 要	237
7. 農 業 集 落 排 水 事 業	238
水 道 局	
1. 沿 革	240
2. 給 水 区 域 図	242
3. くらしき水道ビジョン～2019～	244
4. 令和6年度業務予定量	244
5. 職 員 配 置 状 況	244
6. 財 務 状 況	245
収益勘定収支	245
資本勘定収支	245
7. 業 務 統 計	246
8. 施 設	247

取水場・浄水場	247
配水池	248
加圧ポンプ所	248
受水槽	248
導水管	248
送水管	248
配水管	248
消火栓	248
9. 倉敷市水道施設第一期基盤強化計画	249
計画期間	249
実施事業	249
総事業費	249
対象施設	249
耐震化目標	249
10. 水道料金・水道利用加入金・工事負担金	250

保健福祉委員会

保健福祉局

1. 保健福祉局関係予算	251
2. 保健福祉施策	251
福祉のまちづくり条例の制定	251
福祉のまちづくりの推進	251
くらしき健康福祉プラザ・市保健所の整備	251
倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）の整備	255
くらしきすこやかプラザ	258
地域福祉基金	258
重層的支援体制整備事業	259
3. 指導監査	260
社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査	260
介護保険施設の指導監査	260
障がい福祉施設の指導監査	260
4. 高齢社会対策	261
高齢者人口の動向	262
倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画	261
5. 介護保険	262
介護保険事業の概要	262
令和6年度介護保険事業特別会計予算	263
一般会計からの繰入状況	263
要介護認定	263
保険給付	263
介護保険料	265
地域支援事業	265
その他	266
6. 社会福祉	267
社会福祉行政の推進	267
福祉都市宣言	267
民生委員	267
生活保護	268
生活困窮者等対策	269
中国残留邦人等への支援給付	272

総合福祉事業団	272
社会福祉協議会	273
7.障がい者福祉	278
心身障がい者福祉	278
障がい児福祉	292
身体障がい者福祉	294
知的障がい者福祉	295
施設	296
8.高齢者福祉	297
在宅サービス	297
施設サービス	302
権利擁護	310
9.児童福祉	311
保育所等の現況	311
保育所等での多様なサービスの実施	316
保育料	318
民間保育所への助成	319
子育て支援・児童の養育支援	319
児童の健全育成	323
手当等の支給	325
助産施設	327
10.母子・父子福祉	328
11.医療福祉	331
医療費の助成等	331
公害健康被害の補償及び予防	332
保健の家	334
後期高齢者医療	334
12.保健所	336
倉敷市保健所	336
人口動態	336
健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」の推進	337
「第二次倉敷市食育推進計画」の推進	338
母子保健	339
成人保健	346
女性の健康支援	347
お口の健康アップ事業	347
栄養指導対策等推進事業	347
健康づくり事業	348
精神保健福祉対策	348
感染症対策	350
結核予防	351
予防接種	353
難病対策	354
保健師活動	355
組織育成	356
健康危機管理事業	356
献血の推進	357
医療施設、医師等医療従事者の状況	357
救急医療	357
生活衛生	361

衛生検査	364
13. 国民健康保険	365
国民健康保険事業の概要	365
令和6年度倉敷市国民健康保険事業特別会計予算	365
一般会計からの繰入金	365
被保険者の現況	365
保険料	366
給付	366
市民病院	
1. 沿革	370
2. 建築概要	371
3. 診療科目別医師数	371
4. 利用状況	371
5. 入院・外来別収益状況調べ	372
6. 財政状況	372
7. 職員	372

文化産業委員会

文化産業局、農業委員会

1. 文化産業局関係予算	373
2. M I C E 推進	373
3. 文化振興	374
文化振興事業	374
倉敷市文化施設	375
倉敷市文化交流会館	387
倉敷ゆかりの施設	388
公益財団法人倉敷市文化振興財団	389
倉敷市文化連盟	391
4. 観光	392
主要観光地	392
主要観光イベント・キャンペーン	393
観光客誘致PR活動	393
観光客誘客事業	393
主要観光地別観光客数	393
市営観光施設概要	393
鷺羽山レストハウス	395
宿泊施設	396
観光事業支援活動	396
国際観光の推進	396
高梁川流域自治体連携事業	397
5. スポーツ振興	397
倉敷市スポーツ振興基金	397
学校体育施設開放事業	397
学校体育施設開放状況	398
運動公園体育施設	398
武道関係施設	400
球技場施設	400
体育館施設	400
水泳場施設	400
グラウンド・ゴルフ場施設	400

体育施設別利用状況	401
公益財団法人倉敷市スポーツ振興協会	403
6. 国際平和交流	403
国際姉妹・友好都市等提携・交流事業	403
国内での国際交流事業、国際協力・貢献事業、多文化共生事業	405
民間国際活動事業補助事業	405
そ の 他	405
7. 商 工 業	405
産業経済の構造	405
産業大分類別事業所数及び従業者数	406
産業中分類別事業所数・従業者数及び製造品出荷額等	407
商業・流通対策	407
既存大規模小売店舗	408
倉敷市ファッションセンター	408
倉敷市児島産業振興センター	408
中小企業対策	409
商工関係助成制度、育成補助等	411
くらしき「個性と魅力」発信事業	417
くらしき地域資源情報発信事業	417
くらしき地域資源販路開拓支援事業	418
工業の概要	418
水島臨海工業地帯	419
高梁川流域圏域全体の経済成長	426
8. 労 働 雇 用	430
有効求人倍率	430
人への投資	430
雇用対策	430
職場定着支援	431
勤労者福祉	432
岡山県最低賃金	433
9. 農 業	434
農業の概況	434
農 地	434
農業振興地域整備計画	434
倉敷市農業の現状	434
主要作物栽培状況	435
畜 産	436
農 業 土 木	436
国土調査実施状況	437
担い手の育成	438
地域計画の策定・実行	439
担い手の農地利用集積状況	439
農作物等鳥獣害防止対策事業	439
市民農園事業	439
農 業 委 員 会	440
農業関係団体	440
林業の概況	441
10. 水 産 業	443
水産業の概況	443

水産業振興施策	443
漁業協同組合	444
漁港（港湾を除く）	444

建設消防委員会

建設局

1. 建設局関係予算	445
2. 用地	445
用地買収	445
登記事務処理完了件数及び筆数	445
物件補償状況	446
3. 開発指導	448
開発行為の許可	448
建築許可	448
宅地造成工事許可	448
土砂埋立行為等許可	448
国土利用計画法による届出等	448
4. 都市計画	449
都市計画区域	449
市街化区域・市街化調整区域	449
地域地区	449
屋外広告物管理事業	451
倉敷市景観計画	451
地区計画	452
自転車等駐車場附置義務	452
都市計画駐車場	452
都市計画道路整備状況	453
都市計画道路一覧表	453
自転車駐車場（無料）	456
自動車駐車場整備事業	456
5. 交通政策	460
公共交通対策	460
美観地区バリアフリー整備事業	460
6. 建築指導	461
年度別建築確認申請受付件数	461
確認申請地区別一覧表	461
確認申請年度別一覧表	461
建築許可等申請取扱件数	462
建築審査会及び公開聴聞回数等	462
建築審査会委員	462
建築協定	463
道路位置の指定状況	463
建設リサイクル法件数	463
違反建築物・処分件数	463
市民相談取扱件数	463
昇降機等の定期報告状況	463
倉敷市建築文化賞応募及び受賞件数	463
7. 土地区画整理事業	463
8. 市街地再開発事業	466

9. 公園緑地	467
倉敷市公園集計表	467
都市計画公園一覧表	468
児童遊園一覧表	492
開発行為による児童遊園一覧表	495
児童遊園地区別設置状況	497
公園整備事業	497
緑化推進事業	497
瀬戸内海国立公園	497
田之浦パークセンター	497
10. 道路	498
道路状況	498
橋梁状況	498
市道編入基準	498
道路占用利用許可状況	498
倉敷市私道整備補助金交付要綱	499
道路新設改良事業	499
街路事業	500
無電柱化推進計画事業	500
11. 住宅	501
管理戸数	501
応募状況	501
家賃収納状況	501
団地別管理戸数	502
地区別県営住宅数	506
新倉敷駅前再開発住宅等の概要	506
12. まちづくり	506
都市再生整備計画	506
倉敷市まちづくり基金	507
13. JR山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業	507
事業概要	507
事業の経過	507
14. 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業	509
事業の目的	509
事業の概要	509
事業の経過	509
15. 真備地区復興計画	510
計画の目的	510
対象の地域	510
計画の期間	510
消 防 局	
1. 消防局関係予算	512
2. 令和6年度消防主要事業	512
消防防災体制の充実強化	512
消防技術の向上と安全対策の確立	512
消防団組織の強化と活性化対策の推進	513
救急・救助活動体制及び応援体制の充実強化	513
火災予防対策の充実強化	514
石油コンビナート防災体制の充実強化	515
危険物及び高圧ガス保安対策の推進	515

危機管理体制の充実強化	516
3. 消防庁舎の概要（1局・4署・3分署・8出張所）	517
4. 現 有 力	518
職員配置状況	518
消防職員と管内との比較	518
消防車等の保有台数	519
消防団の現状	519
5. コンビナートの防災対策	520
概 要	520
防 災 組 織	520
災 害 防 止 対 策	521
防 災 力	522
防 災 訓 練	522
6. 危険物等の状況	523
消防危険物と施設の概要	523
屋外タンク貯蔵所の容量別数	523
倉敷市高圧ガス施設保有状況	524
自衛防災組織及び共同防災組織の現状	524
7. 令和5年中の火災状況	525
火災発生件数等	525
原因別火災状況	525
署別・年別火災状況（倉敷市）	526
町別・年別火災状況（広域消防）	527
8. 令和5年中の救急状況	528
救 急 件 数 等	528
救急出場件数	528
署別・年別救急活動状況（倉敷市）	529
町別・年別救急活動状況（広域消防）	529
9. 防火対象物現況	530
10. 防火対象物査察実施状況（広域を含む）	531
11. 中高層建築物数（3階以上）	532
12. 外 郭 団 体	533
倉敷市防火協会	533
女性防火クラブ	533
少年消防クラブ	533
幼年消防クラブ	533
倉敷市幼年少年女性防火委員会	533
13. 広 域 消 防 圏	533
14. 水島コンビナートにおける火災、事故発生状況	533

一部事務組合

一部事務組合	535
--------------	-----

市

勢

内 容

沿 地 市 域 の 変 遷
人 口 の 推 移
産 業 別 就 業 人 口
倉 敷 市 機 構 図

これまでの倉敷

倉敷周辺に人々が住みはじめた痕跡が認められるのは、今から約二万年前の旧石器時代までさかのぼり、児島の鷲羽山遺跡などでは当時の人々が使っていた石器が数多くみつかっている。この時期は氷河期の末期にあたり、世界規模の寒冷化の影響で海水面が低くなり、瀬戸内一帯は広大な草原であったといわれている。

その後の温暖化により、約六千年前に海水面が最も上昇した時期には、児島は独立した島であり、市域北部の丘陵との間には瀬戸内海とつながる内海が東西に広がっていた。内海は豊かな魚貝類の繁殖する海域となり、人々が住みやすい環境であったようで、内海の沿岸は西日本有数の縄文貝塚遺跡の密集地となった。

弥生時代から古墳時代にかけては、肥沃な平野部で稲作が盛んになるとともに、瀬戸内海沿いの児島では製塩が盛んとなり、山間地での鉄生産ともあいまって、吉備の豪族は大和に匹敵する勢力をもっていたといわれている。市内にも当時を物語る大規模な集落跡や古墳などの遺跡が庄地区・真備地区を中心に数多く残されている。また、奈良時代に中央政界の中核で活躍した吉備真備は、吉備の豪族の中でも有力な下道氏の出身である。

太古からたゆみなく流れ続けてきた高梁川の沖積作用により内海は浅くはなっていたが、源氏と平氏が島々を拠点として水島・藤戸合戦（1183～1184）を繰り広げたように、児島の北は天正年間（1573～1592）までは通船も可能であったといわれる。

天正10年（1582）の高松城落城の後、備中南部に進出した宇喜多秀家は、堤防（宇喜多堤）を築き、児島湾の海水と東高梁川の河水の浸入を防いだ。それによりこの地方の新田開発が始まり、元和（1615～1624）から寛文（1661～1673）にかけて倉敷・玉島周辺の島々は陸続きになっていった。

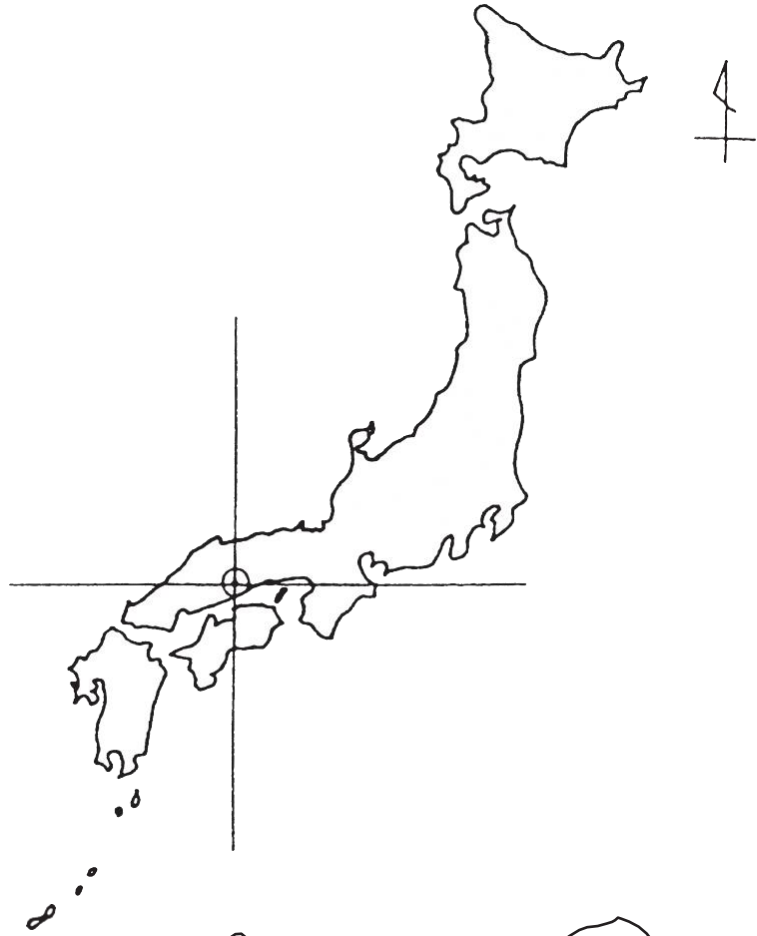
江戸時代になると、松山藩池田氏の改易により、備中国の倉敷村などは寛永19年（1642）から幕府直轄領（天領）となった。備中国南部は綿・菜種などの商品作物栽培が盛んになり、延享3年（1746）倉敷村に幕府支配の拠点となる代官陣屋が置かれた。陣屋の新築により倉敷の町は活気を見せ、多くの大地主や豪商の屋敷が軒を連ねるようになった。備中国の玉島湊は、繰綿の出荷を中心に繁栄し、瀬戸内諸国はもとより、九州や北陸の北前船などと取引を行った。一方岡山藩領の備前国では文政10年（1827）ごろから野崎武左衛門が広大な塩田を開き「塩田王」と呼ばれた。児島では江戸時代後期から小倉・真田・雲斎が織られ、現在の児島地区繊維産業の先駆となった。

近代産業の先駆けとして明治14年（1881）に玉島紡績所が誕生、15年には下村紡績、続いて22年には大原孝四郎らによって大規模な倉敷紡績所が開業した。その後、大原孫三郎は倉敷紡績社長として職場を改革するとともに、地域の文化・福祉の向上に大きな足跡を残した。明治24年には山陽鉄道が開通、大正年間には14カ年の歳月を要した高梁川の大改修が完成、また大正14年（1925）には伯備線が開通し、倉敷発展の基盤となった。

日中戦争勃発後戦局が拡大した昭和16年（1941）、海軍の要請で三菱重工が東高梁川廃川地の地先で航空機製作所の建設に着手、そのころからこのあたりを水島と呼ぶようになった。戦後昭和21年に着工された農林省干拓事業が、現在の水島臨海工業地帯の形成の基盤となっている。昭和30年代からの工場誘致で、水島臨海地帯は重化学工業地帯として脚光を浴び、倉敷・児島・玉島の旧3市は地域発展のため昭和42年2月1日大合併、ここに現在の倉敷市が新たに誕生。昭和46年・47年には庄村・茶屋町を、平成17年（2005）8月には船穂町・真備町を合併し、名実ともに東瀬戸圏の拠点都市として発展を続けている。

2. 地 勢

位 置
東 經 133° 46'
北 緯 34° 35'



面 積 356.07km²



3. 市域の変遷

合体編入年月日	倉敷地区	児島地区	玉島地区	
昭和3年4月1日	市制施行 倉敷市 (30,481人)	市制施行 児島市 (32,873人)		
昭和5年8月1日	福田村一部編入 (45人)			
昭和19年1月1日	中洲町編入 (6,147人)			
昭和23年4月1日				
昭和25年9月1日	粒江村編入 (2,596人)			
昭和26年3月28日	菅生村編入 (5,154人)			
	中庄村編入 (4,497人)			
	帯江村編入 (4,110人)			
昭和27年1月1日				市制施行 玉島市 (30,777人)
昭和27年4月1日	豊洲村の一部編入 (2,436人)			
昭和28年1月1日	西阿知町編入 (5,142人)	長尾町編入 (4,814人)		
昭和28年2月11日		黒崎町編入 (8,244人)		
昭和28年4月1日		富田村編入 (6,586人)		
昭和28年6月1日	福田町編入 (21,552人)			
	連島町編入 (22,683人)			
昭和29年12月1日	藤戸町編入 (3,770人)	琴浦町と合体 児島市 (40,152人)	穂井田村の一部編入 (2,340人)	
昭和31年4月1日		琴浦町 (25,007人)		
昭和34年3月1日		郷内村の一部編入 (5,793人)		
昭和42年2月1日	倉敷市 倉敷市 (169,969人) 児島市 (80,513人) 玉島市 (57,121人)			
昭和46年3月8日	庄村編入 (7,107人)			
昭和47年5月1日	茶屋町編入 (8,172人)			
平成17年8月1日	船穂町編入 (7,518人) 真備町編入 (23,435人)			

() 内は合体編入人口

4. 人口の推移

(1) 国勢調査

区分	倉敷地区			児島地区			玉島地区			合計			
	男(人)	女(人)	計(人)	男(人)	女(人)	計(人)	男(人)	女(人)	計(人)	男(人)	女(人)	計(人)	
平成27年	人口	152,489	162,513	315,002	32,842	36,168	69,010	44,750	48,356	93,106	230,081	247,037	477,118
	世帯数	128,918世帯			26,541世帯			34,388世帯			189,847世帯		
	面積	159.89km ²			80.33km ²			115.41km ²			355.63km ²		
令和2年	人口	154,224	165,909	320,133	30,933	33,895	64,828	43,104	46,527	89,631	228,261	246,331	474,592
	世帯数	137,579世帯			26,513世帯			34,990世帯			199,082世帯		
	面積	159.89km ²			80.33km ²			115.41km ²			355.63km ²		

※1 倉敷地区は、行政区域における倉敷地区、水島地区、庄地区、茶屋町地区の合計

2 玉島地区は、行政地域における玉島地区、船穂地区、真備地区の合計

(2) 人口及び世帯数

区分	年月日	昭和42年 2月1日 (合併時)	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
	人口(人)		307,603	481,542	480,974	478,651	476,710
性別	男(人)	147,118	234,855	234,578	233,447	232,324	231,148
	女(人)	160,485	246,687	246,396	245,204	244,386	243,182
世帯数(世帯)		93,405	213,391	215,881	216,756	218,626	220,070

5. 産業別就業人口

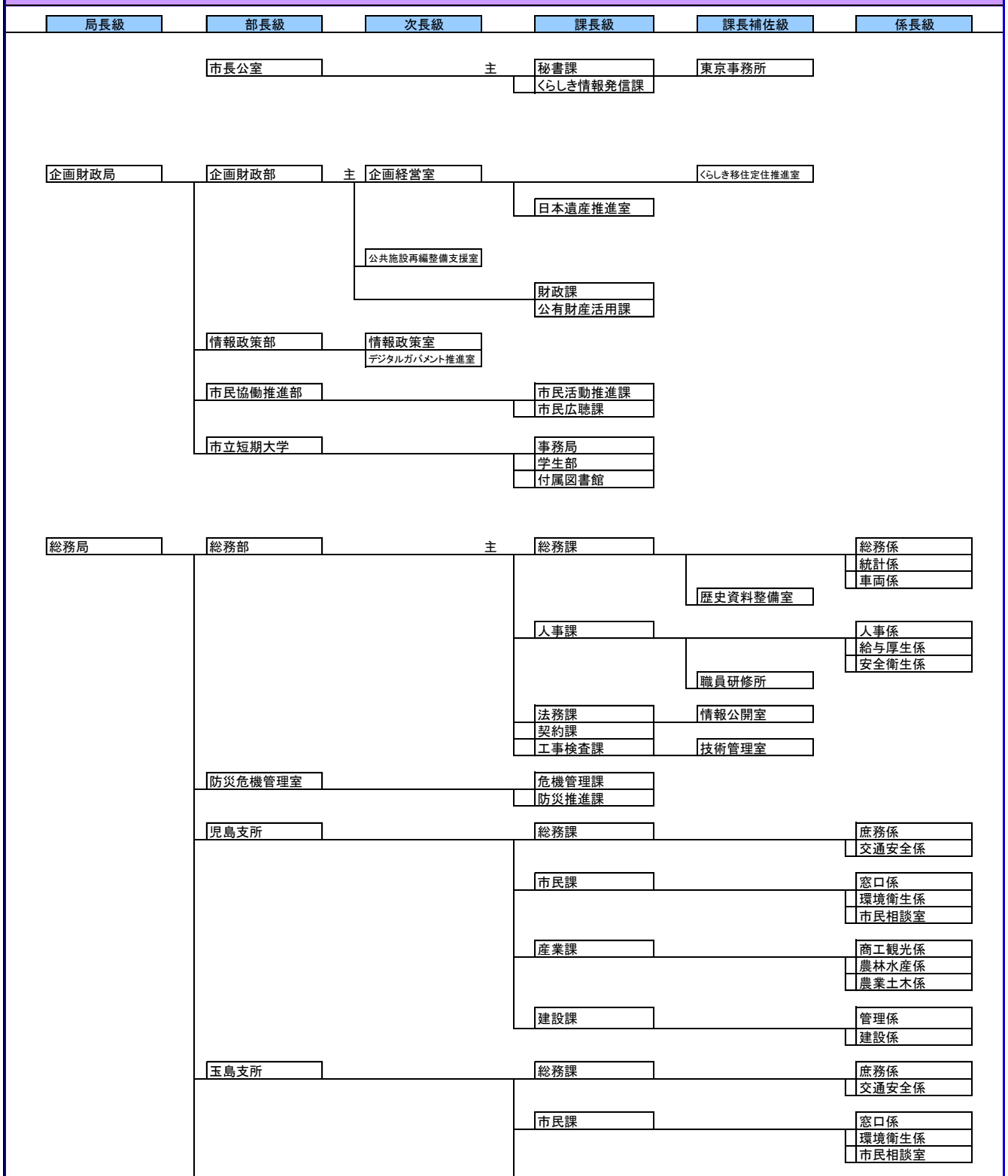
(単位：人)

区分	令和2年		
	就業人口	男	女
総数	209,494	113,950	95,544
第1次産業	3,627	2,301	1,326
農業	3,433	2,140	1,293
林業	23	20	3
漁業	171	141	30
第2次産業	61,799	47,064	14,735
鉱業、採石業、砂利採取業	45	39	6
建設業	18,458	15,102	3,356
製造業	43,296	31,923	11,373
第3次産業	136,523	60,726	75,797
電気・ガス・熱供給・水道業	1,054	920	134
情報通信業	2,395	1,712	683
運輸業、郵便業	14,062	11,152	2,910
卸売業、小売業	31,571	13,748	17,823
金融業、保険業	3,742	1,507	2,235
不動産業、物品賃貸業	3,279	1,803	1,476
学術研究、専門・技術サービス業	5,110	3,339	1,771
宿泊業、飲食サービス業	9,888	2,967	6,921
生活関連サービス業、娯楽業	6,434	2,245	4,189
教育、学習支援業	10,099	3,525	6,574
医療、福祉	31,071	6,515	24,556
複合サービス事業	1,230	654	576
サービス業(他に分類されないもの)	11,890	7,524	4,366
公務(他に分類されるものを除く)	4,698	3,115	1,583
分類不能の産業	7,545	3,859	3,686

6. 倉敷市機構図

「主」＝主管課

令和6年度倉敷市行政組織図 令和6年4月1日



令和6年度倉敷市行政組織図 令和6年4月1日

局長級	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級
			産業課		商工観光係 農林水産係 農業土木係
			建設課		管理係 建設係
	水島支所		総務課		庶務係 交通安全係
			市民課		窓口係 環境衛生係 市民相談室
			産業課		商工観光係 農業土木係
			建設課		管理係 建設係
			庄支所		市民係 産業建設係
			茶屋町支所		市民係 産業建設係
			船穂支所		市民税務係 産業係 建設係
		真備支所	市民課		庶務係 市民税務係 環境係 市民活動推進係
			産業課		商工観光係 農林振興係 農業土木係
			建設課		管理係 土木係
市民局	市民生活部	主	市民課		庶務係 マイナンバーカード係 窓口係 住基記録係 戸籍係 国民年金係 倉敷駅前連絡所
			生活安全課		市民生活係 交通安全係 交通事故相談所
			消費生活センター		
	人権政策部	人権推進室			隣保館(5)
			男女共同参画課		男女共同参画推進センター
	税務部		税制課		庶務係 諸税係
				児島税務事務所 玉島税務事務所 水島税務事務所	

令和6年度倉敷市行政組織図 令和6年4月1日

局長級

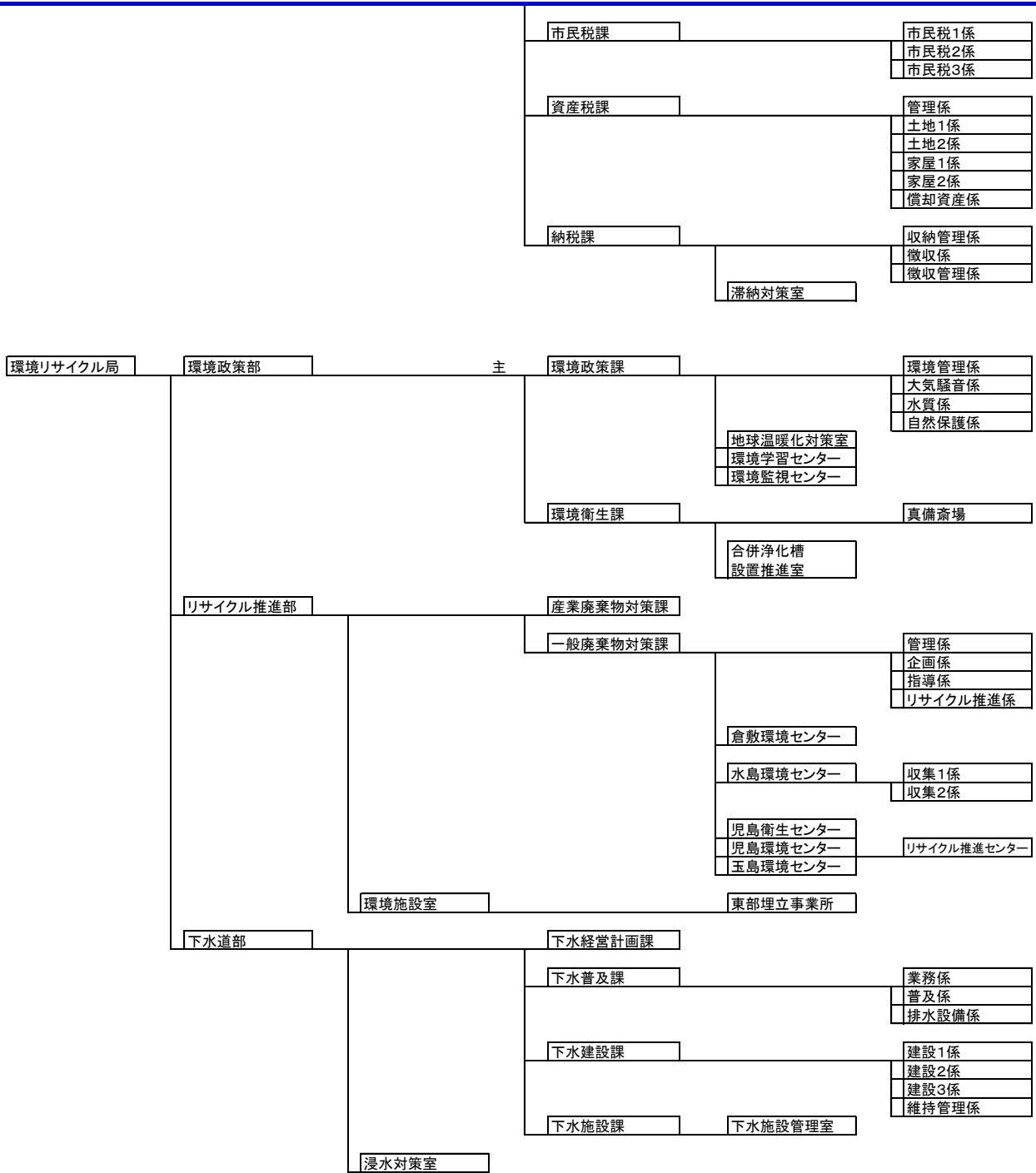
部長級

次長級

課長級

課長補佐級

係長級



「主」＝主管課

令和6年度倉敷市行政組織図 令和6年4月1日

局長級

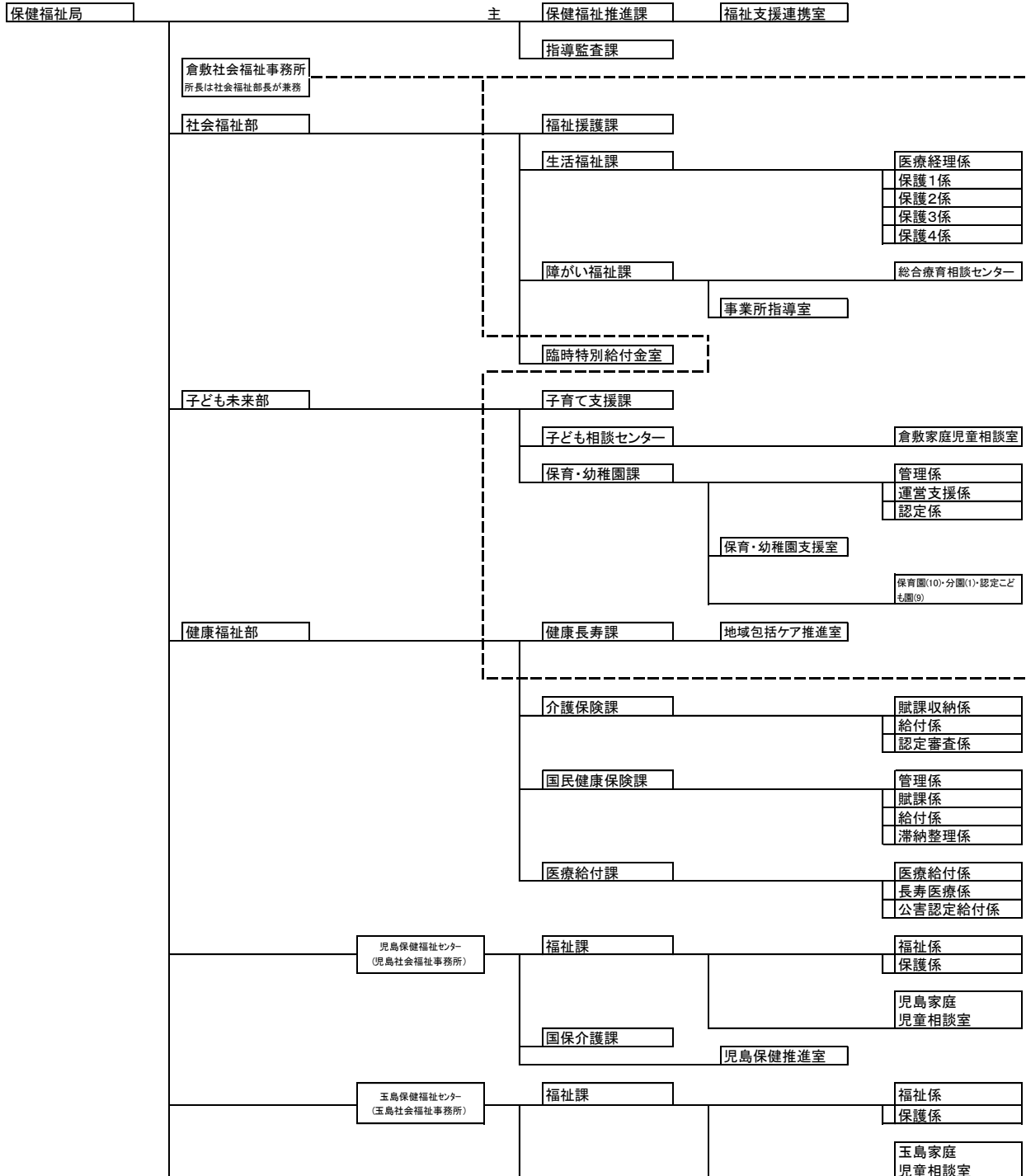
部長級

次長級

課長級

課長補佐級

係長級



「主」＝主管課

令和6年度倉敷市行政組織図 令和6年4月1日

局長級

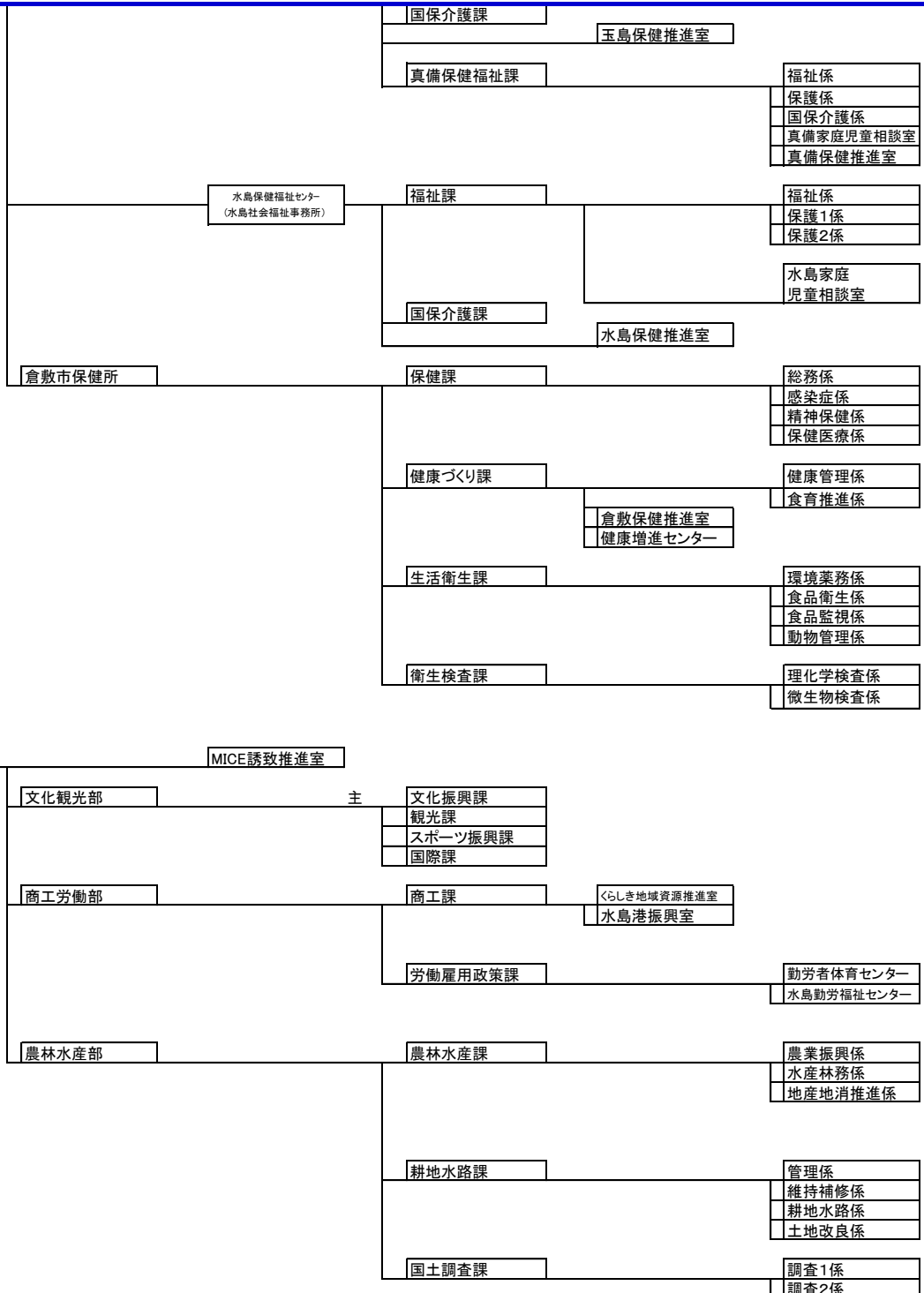
部長級

次長級

課長級

課長補佐級

係長級



「主」＝主管課

令和6年度倉敷市行政組織図 令和6年4月1日

局長級

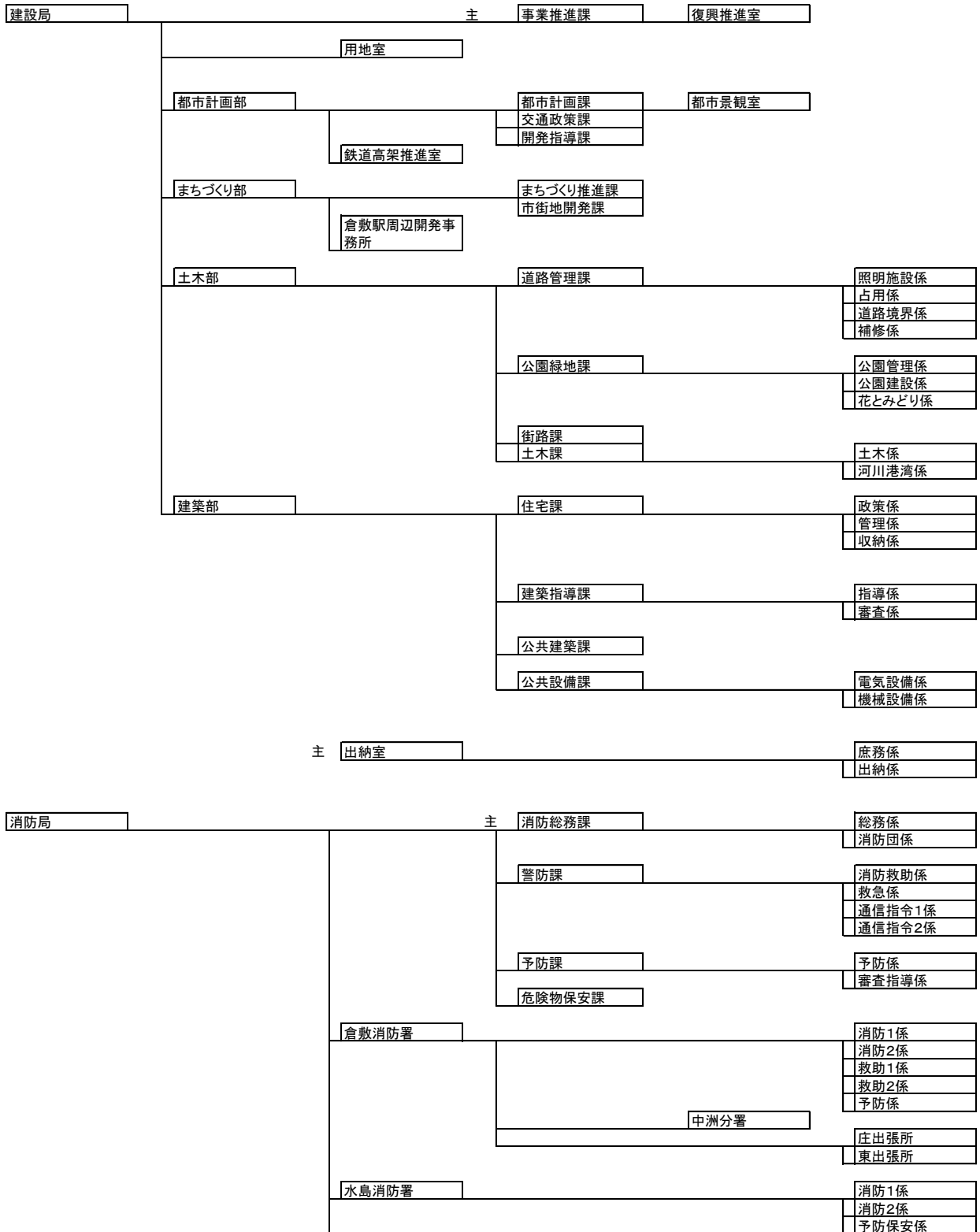
部長級

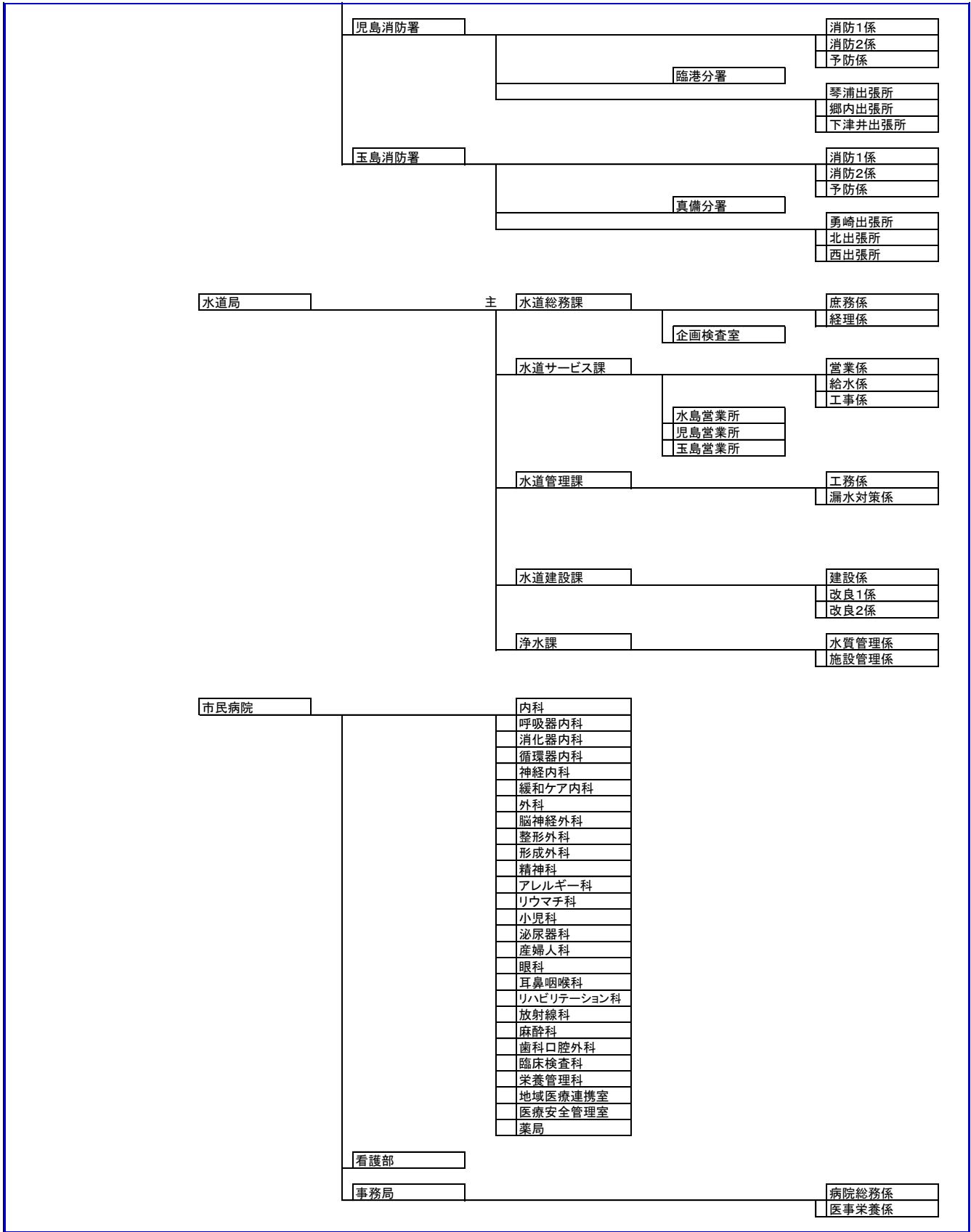
次長級

課長級

課長補佐級

係長級





「主」＝主管課

令和6年度倉敷市行政組織図 令和6年4月1日

局長級

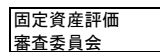
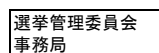
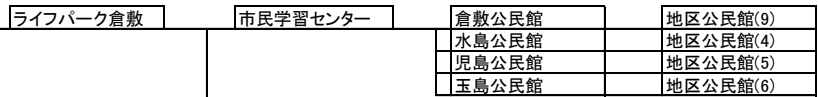
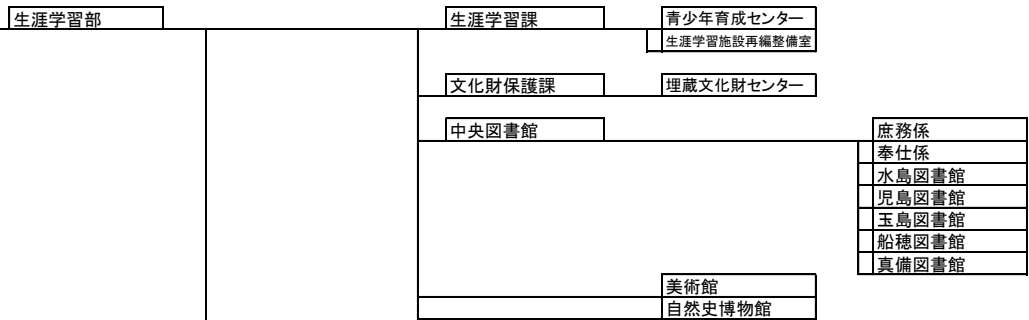
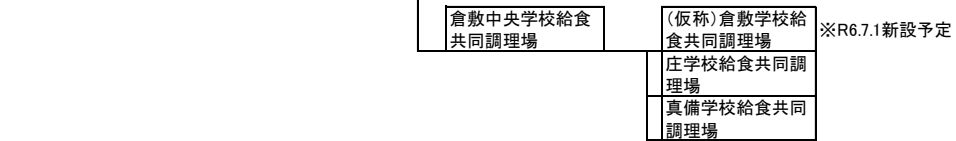
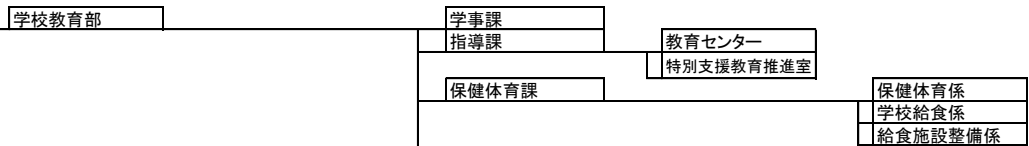
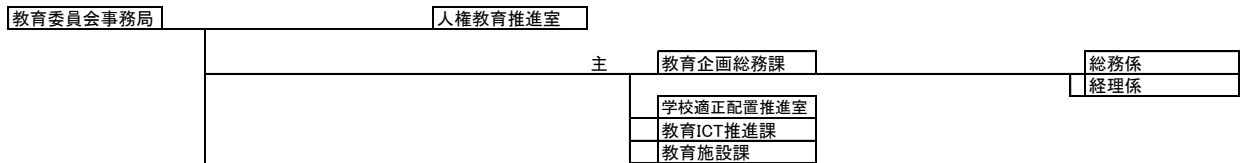
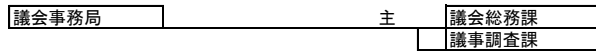
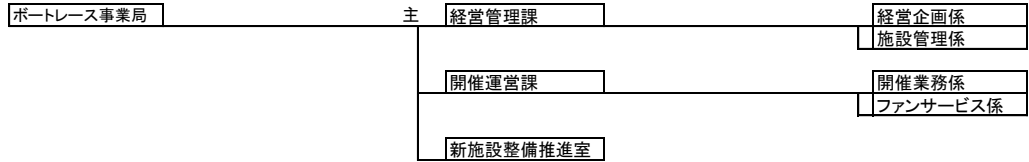
部長級

次長級

課長級

課長補佐級

係長級



機 構 数

	令和6年4月1日現在						
	局	部	次長級	課	課長補佐級	係長級	計
市長事務部局	7	28	16	98	34	176	359
市長公室		1	0	2	1		4
企画財政局	1	4	4	8	1		18
総務局	1	5	1	25	4	51	87
本庁	1	2	0	7	4	6	20
支所		3	1	18		45	67
市民局	1	3	1	8	4	30	47
環境リサイクル局	1	3	2	8	11	19	44
保健福祉局	1	5	3	24	9	47	89
本庁	1	4	0	13	4	20	42
保健所		1		4	2	12	19
支所			3	7	3	15	28
文化産業局	1	3	1	9	2	11	27
建設局	1	4	3	14	2	16	40
出納室			1			2	3
消防局	1		4	4	3	30	42
水道局		1		5	4	12	22
市民病院		1	2	27		2	32
ボートレース事業局		1		3		4	8
議会事務局		1		2			3
教育委員会	1	2	2	12	14	36	67
選挙管理委員会			1				1
監査事務局			1				1
公平委員会				1			1
農業委員会			1				1
固定資産評価審査委員会				1			1
合計	9	34	27	153	55	260	538
増減	0	0	△ 1	△ 1	△ 5	1	△ 6

- 1 市長事務部局には、出納室を含み、保育園の数は含まない。
- 2 教育委員会には、学校・園の数は含まない。
- 3 倉敷社会福祉事務所は部長級組織として数えている。
(児島・玉島・水島社会福祉事務所は福祉センターとして数えている)
- 4 平成26年2月1日に「臨時給付金室」を新設しているため、保健福祉局に次長級組織を+1している。
- 5 平成25年7月1日に「循環器内科」を新設しているため、保健福祉局に課長級組織を+1している。
- 6 平成26年10月1日に「脳卒中科」廃止。連島保育園民間委託、中洲幼稚園、分園が認定こども園へ移行。
- 7 平成27年8月10日に「サミット教育大臣会合推進室」を新設。
- 8 平成27年4月1日に「むかし下津井廻船問屋」を係制から廃止。
- 9 平成28年4月1日に市民病院が全部適用に移行。
- 10 平成28年7月31日に「サミット教育大臣会合推進室」を廃止。
- 11 平成28年10月1日に市民病院に「緩和ケア内科」新設。
- 12 平成29年4月1日に「第三福田保」民間委託。琴浦西保、琴浦西幼を統合し認定こども園。競艇事業局が全部適用に移行。
- 13 平成29年6月1日に「日本遺産推進室」を設置。
- 14 平成30年4月1日に「大島保」、「阿津保」を廃止し、「赤崎保」に統合。「歯科口腔外科」を新設。
- 15 平成30年8月4日に「被災者生活支援室」を設置。
- 16 平成30年9月3日に「災害廃棄物対策室」「被災者見守り支援室」「被災中小企業支援室」「被災農業者支援室」「災害復興推進室」「被災者住宅支援室」を新設。
- 17 平成31年4月1日に下水道事業が一部適用に移行。
- 18 令和2年4月1日に第五福田保、第五福田幼を統合し認定こども園に移行。
- 19 令和3年4月1日に庄幼稚園が認定こども園に移行。
- 20 令和4年1月7日に「臨時特別給付金室」を新設。
- 21 令和4年4月1日に「福祉支援連携室」を新設。
- 22 令和4年10月7日に「G7労働雇用大臣会合推進室」を新設。

- 23 令和5年4月1日に「公共施設再編整備支援室」「生涯学習施設再編整備室」を新設。情報政策部を新設し、「情報政策室」「デジタルガバメント推進室」を移管。
- 24 令和6年4月1日に「G7倉敷労働雇用大臣会合推進室」を廃止し、文化産業局に「MICE誘致推進室」を新設。「水道営業課」と「給水課」を統合し、「水道サービス課」を新設。生活福祉課に「医療経理係」を、「新施設整備推進室」、「学校適正配置推進室」を新設。真備支所市民課の「窓口係」と「税務係」を統合し、「市民税務係」に改称。「災害復興推進室」を「復興推進室」に変更。「特別定額給付金室」、「事業継続支援室」、「被災者生活支援室」、「被災者見守り支援室」、「被災中小企業支援室」、「被災農業者支援室」、「被災者住宅支援室」、「中央斎場」を廃止。まきびの里保育園を認定こども園に移行。（仮称）倉敷学校給食共同調理場の新設はR6.7月を予定。

倉敷市第七次総合計画

〈はじめに〉

1 総合計画策定の趣旨

総合計画は、倉敷市のめざす将来像とその実現に向けた施策を表したもので、まちづくりの指針となる市の最上位計画です。昭和45年以来、これまで六次にわたり計画を策定し、まちづくりの施策を進めてきました。

そしてこれからも、出生率の低下による人口減少、東京圏への一極集中、頻発・激甚化する自然災害や新たな感染症のまん延など、私たちを取り巻く環境の変化への対応や、様々な脅威から暮らしを守ることに加え、平成30年7月豪雨災害からの一日も早い復興をはじめとした様々な施策に取り組み、活力ある未来へと繋げていかなければなりません。

そこで、第七次総合計画は、多くの市民の皆さまの意見を集約した前計画を基礎としながら、人口減少社会における市の活性化をめざす地方創生の視点や、災害への備えの強化、持続可能な開発目標であるSDGsの理念を踏まえ、倉敷市の新たなまちづくりの指針として策定しました。

2 総合計画の特色

第七次総合計画は、次の4つの特色を有しています。

(1) 「将来像」と「めざすまちの姿」の実現に向けてわかりやすい総合計画

子どもから高齢の方までどの世代にも望まれるような、倉敷市のめざす将来像とめざすまちの姿を示し、市民、企業、団体、行政などが、その実現に向けた目標や取組を共有できるように、わかりやすさを重視しました。

(2) 市民の声を活かす総合計画

多くの市民の皆さまの意見を集約した第六次総合計画を基礎としながら、さらに市民アンケートや高校生・大学生など若い世代に向けた調査を行い、幅広く市民の声を活かした計画づくりに努めました。

(3) 「倉敷みらい創生戦略」を組み込んだ総合計画

東京圏一極集中を是正し、人口減少に歯止めをかけることをめざす倉敷みらい創生戦略を組み込むことにより、将来にわたって活力ある地域社会の実現に重点的に取り組む計画としました。

(4) SDGsの理念を取り入れた総合計画

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、世界の課題を皆で解決し、将来へと続くより良い世界をめざすため、平成27年の国連サミットで採択されました。倉敷市は、SDGsの達成に向け優れた取組を行う都市として、令和2年7月に「SDGs未来都市」に選定されており、第七次総合計画はこの世界目標につながる計画として策定しました。

3 総合計画の構成及び期間

(1) 構成

① 基本構想

基本構想は、倉敷市のめざす将来像を掲げるとともに、めざすまちの姿を示し、まちづくりの方向性を明らかにしています。

② 基本計画

基本計画は、基本構想を具体化し、目標を実現するために必要な市の施策、基本方針やまちづくり指標を明らかにするものです。また、基本計画のうち地方創生に関する取組については、倉敷みらい創生戦略の計画としても位置づけています。

③ 倉敷みらい創生戦略

人口減少社会を踏まえて市の活性化をめざす地方創生に関する取組については、該当する総合計画の基本方針やまちづくり指標を抽出し、4つの基本目標に沿って整理しています。

④ 実施計画

基本計画に掲げる、市の施策や基本方針に沿った取組及び事業を整理してまとめた計画です。このうち、地方創生に関するものは、倉敷みらい創生戦略における取組や事業としても位置づけています。

(2) 期間

基本構想及び基本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。実施計画は、令和12年度までの期間、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

4 市政運営に大きく影響する社会的要因

(1) 豪雨災害からの復興と自然災害への備え

平成30年7月豪雨災害で被災された皆様が、一日も早く安心して落ち着いた生活を取り戻せるよう、真備地区の復興を強力に進め、復興が成し遂げられた後も、すべての市民が安全・安心な暮らしを続けられるよう、災害に強いまちづくりを進めていくことが大きなテーマとなっています。

(2) 新たな感染症からの危機克服

新たな感染症の流行は、人々の生命や生活だけでなく、経済や社会活動にも大きな影響を与えます。倉敷市においても、新しい生活様式の普及や、デジタル化の推進等による感染拡大防止に取り組むとともに、雇用・事業・生活等への支援を行い、社会経済活動を守り抜くことが重要となります。

(3) グローバル化と増加する外国人への対応

外国人観光客の増加は大きな経済効果を生み出すため、わが国では令和12年に訪日客数6,000万人を目標にしています。また、地域においては、様々な文化を受け入れ、外国人観光客をはじめとする交流人口を増やすとともに、地域で暮らす外国人が地域の担い手となるよう相互の理解に努め、多文化共生の取組を進めていく必要があります。

(4) 持続可能なまちづくり（インフラ・公共施設の老朽化）

高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川管理施設、下水道管きよ、港湾岸壁など、今後、建設後50年以上経過する施設の割合が急速に高くなります。行財政改革を進めつつ、老朽化が進む公共施設を計画的に維持管理・更新することにより、市民の安全・安心の確保や経費の縮減・平準化等を図る、公共施設マネジメントに関する取組を進めていくことが必要です。

(5) 地域の課題解決につながるSociety5.0の実現

Society（ソサエティ）5.0とは、IoT（モノのインターネット）やロボット、AI（人工知能）などの先端技術を活用し、仮想空間と現実空間をつなぎ、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことです。このSociety5.0の社会では、ワーク・ライフ・バランスの改善、誰もが働きやすい環境づくりの進展、少子高齢化や貧富の格差などが克服され、希望のもてる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会になるとされており、わが国はその実現をめざしています。

5 将来人口の見通し

倉敷市の人口は、平成28年の484,056人をピークに減少が続いており、令和元年に行った将来推計では、令和27年には442,676人になる見込みです。人口減少の局面においては、年齢による3区分の構成比の変化も注視すべきで、平成元（1989）年から将来推計による令和27（2045）年への変化は、次のとおりです。

年少人口	（14歳以下）の割合	19.7%	→	11.5%	（8.2ポイント減）
生産年齢人口	（15～64歳）の割合	69.3%	→	53.4%	（15.9ポイント減）
老年人口	（65歳以上）の割合	11.0%	→	35.0%	（24.0ポイント増）

これは、経済の生産活動を主に支える世代とその先を担う年少世代が縮小していくということであり、倉敷市の将来人口を先細りさせる構成に近づくことを示しています。

〈基本構想〉

1 倉敷市のめざす将来像

倉敷市は、繊維産業をはじめとする、ものづくりのまちとして発展してきました。そして、高梁川や海の恵みが暮らしを豊かにし、そこで紡がれた歴史や文化が観光客を誘い、賑わいを創っています。こうした財産を次の世代に繋げていくことが、今を生きる私たちの役割です。一方で、自然は時に牙をむき、平成30年7月豪雨では真備地区が大きな被害を受けました。また、今、少子高齢化によって日本の人口は減少し、地方の衰退が危惧されています。私たちは災害の備えを強化し、先端技術を活用しながら様々な困難を克服していかなければなりません。しかし、これからも大切なことは、人と人との絆や地域の結びつき、相手を慈しむ心であり、それが豊かな地域を築いていくと考え、倉敷市のめざす将来像を「豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を 次代へ繋ぎ 人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷」としています。

2 44のめざすまちの姿

倉敷市のまちづくりの方向性を44のめざすまちの姿として示し、5つの分野にまとめました。

1 子ども・子育て・教育 〈慈（いつくしむ）〉

① だれもがその人らしさ（個性）を尊重され、幸せに暮らしていくことができている
② 人の痛みを、子どもたちが実感としてわかっている
③ 教員の資質が保たれ、教員と子どもが心豊かな人間関係を築き、学校教育が充実している
④ 子どもたちが自然にふれながら、健やかに育っている
⑤ 安心できる環境のもとで出産・子育てができている
⑥ 仕事と家庭の両立ができ、親が子どもとふれあう時間をもつことができている
⑦ 学校・園、地域、家庭が連携して、子どもたちが困窮することなく、安心して学び、成長できる環境となっている
⑧ 障がいの有無にかかわらず、等しく保育・教育を受けることができている
⑨ 興味があることを、だれもが、気軽に学ぶことができている

2 文化・産業 〈紡（つむぐ）〉

① 生活の中に個性的で魅力的な文化芸術が息づいている
② 世代を超えて受け継がれてきた歴史文化や伝統が大切に継承され、輝いている
③ 生活の中で、日常のかつ気軽にスポーツに親しむことができている
④ 心に充足感やゆとりをもち、家庭と仕事の調和がとれている
⑤ 産業競争力が高く、多様な人材が働く機会に恵まれ、将来の暮らしに希望をもつことができている
⑥ 商業の活性化が地域に活力を生み、時代の流れに対応したビジネスの創出や起業が進んでいる
⑦ 将来にわたり持続可能な魅力ある農業や漁業が営まれている
⑧ 倉敷の魅力を国内外にPRし、たくさんの人が訪れるようになっている

3 生活環境・防災・都市基盤 〈繋（つなぐ）〉

① 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれている
② 水と空気と大地がきれいで、環境負荷の少ないまちがつけられている
③ リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用）が徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されている
④ 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進している
⑤ 行政と市民、企業などが連携し、防災・減災対策や感染症対策などを積極的に進めるとともに、だれもが命を守る意識をもっている
⑥ 常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができている
⑦ だれもが安全で快適に移動できる道路環境となっている
⑧ 市中心部の拠点性が高まるとともに、各地域・地区の中心部の利便性が向上するまちづくりが行われている
⑨ 便利に公共交通が利用でき、その周辺に住まいや生活に必要な施設が集まっている
⑩ 地域の特色が生かされ、自然と調和した、だれもが住みやすい生活環境となっている
⑪ 先人から受け継いだ歴史的・魅力的な景観が、市内各地で守られている
⑫ 犯罪が少なく、安心して暮らしている

4 保健・医療・福祉 〈結（むすぶ）〉

① だれもが自分の健康に関心をもち、健康づくりに自ら取り組んでいる
② 豊かな自然の恵みにより食べ物がおいしく、健全な食生活が実現されている
③ 市内のどこに住んでいても、だれもが安心して、医療を受けられている
④ 障がい者が積極的に社会参加でき、地域の人と安心してともに暮らせるようになっている
⑤ 様々な事情により困窮している人が、自立できるよう地域で支え合っている
⑥ 高齢者が地域で安心して暮らすことができている
⑦ 尊厳が守られながら必要な介護サービスを受けることができている
⑧ 高齢者が生きがいをもって活動している

5 SDGs・市民協働・コミュニティ・行財政 〈絆（きずな）〉

① 地域やコミュニティの中で、だれもが互いに助け合い、支え合って暮らしている
② ボランティア・NPOなどの市民主体の活動が活発に行われている
③ 行政が市民の意見を踏まえ、施策の検討、効果的な実施、評価・検証を行い、改善を図っている
④ 市民が安全で快適に、公共施設を利用している
⑤ 市役所が市民の身近な窓口として課題解決に向けて責任をもって対応している
⑥ だれもが快適で活力に満ちた生活ができるよう、先端技術が生活に溶けこんでいる
⑦ 持続可能な地域をめざすSDGsの理念を、だれもが理解し、行動している

議

会

議

会

内 容

概況
議会改革の取り組み
歴代議長・副議長
議員名簿
議員歴調べ
議会構成
党派・党派構成
委員会・審議会
議会活動状況
議会運営
議会関係予算
報酬・費用弁償
議会の施設
議会事務局
決議・意見書・宣言等

1. 概況

本市議会は、新市発足の昭和42年2月、旧倉敷・児島・玉島の3市の議員が合併特例法によりそのまま就任し、総数93人で構成発足した。昭和44年2月、新市発足後の最初の一般選挙により44議員が就任、その後、昭和46年3月都窪郡庄村の編入合併に続いて、昭和47年5月都窪郡茶屋町の編入合併により、それぞれ1人を増員し46人となった。昭和48年2月、任期満了による選挙により、地方自治法第91条第1項を適用、48人で構成した。昭和55年に実施された国勢調査では、人口40万人を超え法定数52人となったが、社会的諸情勢を勘案し、昭和56年1月7日の臨時会で4人を減少、従来どおり48人とした。さらに、倉敷市議会適正合理化推進審議会での議員定数見直しの審議結果を受け、次期一般選挙（平成13年1月執行）から5人を減じ、43人とする条例を平成9年10月20日の臨時会で可決した。地自法の改正により、平成15年より上限数46人となるが、平成14年12月27日、43人と条例制定した。平成17年8月1日浅口郡船穂町、吉備郡真備町の編入合併に伴い合併特例法の定数特例により船穂町1人、真備町2人を増員し46人としたが、平成21年1月の一般選挙で条例定数の43人となった。その後、平成23年6月の地自法の改正に伴い、議員定数条例を改正し、上限数を廃止した。

常任委員会は、当初4委員会で発足したが、昭和46年2月、行政の複雑化に対応するため6委員会に改編、令和2年4月には新たに議員全員を委員とする予算委員会を設置した（令和3年7月からは予算決算委員会に移行）。また、議会運営委員会は、議会運営の円滑を期するため常置してきたが、平成5年6月25日の定例会で条例化した。

2. 議会改革の取り組み

議会改革の取り組みとして、倉敷市議会基本条例を平成25年4月1日から施行し、これに基づき、平成25年6月定例会から議案に対する各議員の賛否を公表し、同年9月定例会からは本会議における一般質問について、従来の一括質問一括答弁の方式から、一問一答の方式とのいずれかを議員が選択して行うこととした。さらに、本会議のインターネットでの録画配信や議会だよりの全面リニューアルを行い、平成26年6月定例会からは、常任委員会において、請願者による意見陳述の機会を設けた。また、平成27年6月定例会からは、本会議のインターネット配信の生中継を開始し、平成28年4月からは、委員会記録（平成27年9月定例会初日以降）の会議録検索システムでの公開を開始した。さらに、常任委員会による市民意見交換会を行うこととし、同年7月からは、議会事務局のフェイスブックを開設した。平成29年12月からは、議員研修会の公開を開始した。平成30年2月から市議会だよりに議案の反対理由を掲載するようになった。令和元年からは、市議会ホームページで政務活動費の領収書等の公開を開始した。令和2年4月に予算に関する事項を所管する予算委員会を新たに設置し、同年6月定例会より予算委員会での議案審査を開始した。令和3年7月には予算委員会を予算決算委員会に移行、同年から予算・決算審査を連動させ行うこととした。また、令和2年4月には非常時にも議会の基本的な機能・役割を維持し、市民の安全確保と災害復旧に向けた迅速かつ適切な災害対策活動を行うため、倉敷市議会BCP（業務継続計画）を策定し、これに基づき4月30日に新型コロナウイルス感染症に対応するための倉敷市議会災害対策会議を設置、市民ニーズを踏まえた要望書を市長に提出するなどしている。令和3年9月からは、議会資料のペーパーレス化を試験導入し、令和4年4月から完全ペーパーレスに移行した。令和4年2月定例会では、オンラインでの委員会開催を可能とするため、倉敷市議会会議規則及び倉敷市議会委員会条例等の一部を改正し、令和4年5月に市民文教委員会を初めてオンラインで開催した。

令和5年1月1日には、倉敷市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めた、倉敷市議会議員政治倫理条例を施行した。令和5年10月からは、議会事務局のインスタグラムを開設した。

3. 歴代議長・副議長

議 長				副 議 長			
歴代	氏 名	在 職 期 間		歴代	氏 名	在 職 期 間	
		就 任	退 任			就 任	退 任
初代	尾 高 源十郎	S42. 2. 7	S44. 1. 26	初代	矢 野 一 雄	S42. 2. 7	S44. 1. 31
2	雨 宮 茂	S44. 2. 8	S46. 3. 11	2	藤 原 昇	S44. 2. 8	S46. 3. 11
3	雨 宮 茂	S46. 3. 11	S48. 1. 31	3	岡 田 武 之	S46. 3. 11	S48. 1. 31
4	吉 川 槌之進	S48. 2. 8	S50. 2. 8	4	新 谷 荘 一	S48. 2. 8	S50. 2. 8
5	藤 原 昇	S50. 2. 8	S52. 1. 31	5	近 藤 太	S50. 2. 8	S52. 1. 31
6	木 村 春 一	S52. 2. 4	S54. 2. 4	6	古 谷 重 幸	S52. 2. 4	S54. 2. 4
7	松 枝 喬	S54. 2. 4	S56. 1. 31	7	原 田 元 雄	S54. 2. 4	S56. 1. 31
8	西 原 義 夫	S56. 2. 4	S58. 2. 7	8	林 茂 雄	S56. 2. 4	S58. 2. 7
9	遠 藤 三 則	S58. 2. 7	S60. 1. 31	9	塚 村 英 一	S58. 2. 7	S59. 3. 21

議 長				副 議 長			
歴代	氏 名	在 職 期 間		歴代	氏 名	在 職 期 間	
		就 任	退 任			就 任	退 任
10	中 田 豊	S60. 2. 5	S62. 5. 11	10	吉 田 吟之介	S59. 4. 9	S60. 1. 31
11	小 野 寿 夫	S62. 5. 11	H1. 1. 31	11	金 谷 光 夫	S60. 2. 5	S62. 5. 11
12	新 谷 莊 一	H1. 2. 6	H3. 2. 5	12	赤 木 健 司	S62. 5. 11	H1. 1. 31
13	上 西 孝 道	H3. 2. 5	H5. 1. 31	13	堂 菌 吉 男	H1. 2. 6	H3. 2. 5
14	北 島 盛 喜	H5. 2. 8	H7. 2. 7	14	金 堂 驍 通	H3. 2. 5	H5. 1. 31
15	金 谷 光 夫	H7. 2. 7	H9. 1. 31	15	飯 笹 賢 児	H5. 2. 8	H7. 2. 7
16	安 田 忠 弘	H9. 2. 5	H11. 2. 4	16	片 沼 靖 一	H7. 2. 7	H9. 1. 31
17	木 村 富 貴	H11. 2. 4	H11. 8. 29	17	難 波 辰 史	H9. 2. 5	H11. 2. 4
18	荒 木 俊 二	H11. 9. 17	H13. 1. 31	18	今 井 仁 三	H11. 2. 4	H13. 1. 31
19	岡 良 夫	H13. 2. 7	H15. 2. 5	19	津 崎 賢	H13. 2. 7	H15. 2. 5
20	矢 野 秀 典	H15. 2. 5	H17. 1. 31	20	宇 野 一 夫	H15. 2. 5	H17. 1. 31
21	眞 田 護	H17. 2. 7	H19. 2. 6	21	原 田 健 明	H17. 2. 7	H19. 2. 6
22	秋 山 正	H19. 2. 6	H20. 2. 25	22	梶 田 省 三	H19. 2. 6	H21. 1. 31
23	平 井 弘 明	H20. 2. 25	H21. 1. 31				
24	大 橋 賢	H21. 2. 4	H23. 2. 7	23	今 川 鉄 夫	H21. 2. 4	H23. 2. 7
25	森 守	H23. 2. 7	H25. 1. 31	24	原 勲	H23. 2. 7	H25. 1. 31
26	松 浦 謙 二	H25. 2. 5	H27. 2. 4	25	浜 口 祐 次	H25. 2. 5	H27. 2. 4
27	原 田 龍 五	H27. 2. 4	H29. 1. 31	26	磯 田 寿 康	H27. 2. 4	H29. 1. 31
28	梶 田 省 三	H29. 2. 6	H31. 2. 4	27	時 尾 博 幸	H29. 2. 7	H31. 2. 4
29	齋 藤 武次郎	H31. 2. 4	R3. 1. 31	28	三 村 英 世	H31. 2. 4	R3. 1. 31
30	中 西 公 仁	R3. 2. 3	R5. 2. 7	29	塩 津 孝 明	R3. 2. 3	R5. 2. 7
31	中 島 光 浩	R5. 2. 7		30	北 島 克 彦	R5. 2. 7	

4. 議員名簿

政党	会派名	氏名	住所	郵便番号	電話番号 市外局番086	役職
維新	未来	赤澤 幹温	玉島勇崎804番地	713-8125	528-1998	総務・予算決算
	無会派	秋田 安幸	松江1丁目14番30号	712-8052	456-8800	環境水道・予算決算
	新風	芦田 泰宏	児島下の町7丁目1番31号	711-0906	090-2521-1185	保健福祉・予算決算・議運
	創生	荒木 竜二	日吉町476番地4	710-0815	422-7747	総務・予算決算・議運・政倫審
	創生	伊東 裕紀	児島味野1丁目7番9号	711-0913	470-6011	○建設消防・予算決算
	新政	大橋 健良	東富井788番地8	710-0847	423-0091	総務・予算決算
	未来	大橋 賢	連島町矢柄6070番地	712-8015	448-6041	建設消防・予算決算・政倫審
	新政	大守 秀行	中島1835番地20	710-0803	525-2226	市民文教・予算決算

政党	会派名	氏名	住所	郵便番号	電話番号 市外局番086	役職
	青空	小郷ひな子	鳥羽1030番地	710-0012	441-9257	文化産業・予算決算
	新風	尾崎 勝也	水島東常盤町4番15号	712-8058	446-7006 (事務所)	○市民文教・予算決算
公明	公明	生水 耕二	林919番地3	710-0142	090-7370-0385	文化産業・予算決算
公明	公明	梶田 省三	松江1丁目3番2号	712-8052	456-4762	市民文教・予算決算・ 政倫審
	未来	片山 貴光	児島塩生2311番地	711-0934	475-1333	環境水道・○予算決 算・議運
	創生	北畠 克彦	大島1丁目6番9号	711-0924	479-8352	保健福祉・予算決算
	青空	齋藤武次郎	福田町古新田781番地8	712-8046	090-3881-5228	市民文教・予算決算
参政	未来	真田 意索	藤戸町藤戸67番地	710-0133	428-0025	建設消防・予算決算
	新風	塩津 心	中島1171番地1	710-0803	080-6477-1687	保健福祉・予算決算
	新政	塩津 孝明	羽島432番地7	710-0043	424-3783	建設消防・予算決算・ 政倫審・監査
	無会派	塩津 学	中島1282番地	710-0803	460-1188	建設消防・予算決算
共産	共産	末田 正彦	児島柳田町647番地16	711-0936	470-0662	市民文教・予算決算・ 議運・政倫審
	新政	瀧本 寛	中島1208番地7	710-0803	444-3907	○文化産業・予算決算
共産	共産	田口 明子	宮前596番地	710-0065	424-2110	◎文化産業・予算決算
共産	共産	田辺 牧美	玉島長尾38番地16	710-0251	522-2575	○保健福祉・予算決算
	創生	時尾 博幸	北畠2丁目13番24-2号	712-8032	697-6957	市民文教・予算決算・ 議運
	新風	中島 光浩	酒津2728番地4	710-0801	434-8006	文化産業・予算決算
	未来	中西 公仁	林1934番地	710-0142	485-0052	環境水道・予算決算・ 議運
公明	公明	中西 善之	玉島道口4551番地1	713-8115	522-8151	○総務・予算決算
	創生	難波 朋裕	玉島八島4273番地	713-8113	525-4023	環境水道・予算決算
公明	公明	新垣 敦子	田ノ上711番地1	710-0831	421-3603	環境水道・予算決算・ ○議運

政党	会派名	氏名	住所	郵便番号	電話番号	役職
	未来	原田 龍五	真備町川辺 1 3 2 4 番地 3	710-1313	698-6565	建設消防・予算決算・議運
	新風	日向 豊	西田 5 5 番地 1	710-0027	483-1001	◎建設消防・予算決算・議運・○政倫審
	新風	平井 俊光	玉島 1 丁目 1 0 番 2 号	713-8102	451-3143	○環境水道・予算決算
	青空	藤井 昭佐	児島田の口 5 丁目 2 番 5 0 号	711-0903	477-4340	総務・予算決算・◎議運・◎政倫審
	創生	藤原 薫子	白楽町 2 3 番地 1 0	710-0824	424-0033	保健福祉・◎予算決算・議運
	新政	松成 康昭	連島町鶴新田 1 5 4 3 番地 1 4	712-8006	448-7791	◎環境水道・予算決算・議運
	創生	三村 英世	大島 1 6 5 番地 1 0	710-0047	427-0324	保健福祉・予算決算・監査
共産	共産	三宅 誠志	福田町福田 2 7 2 6 番地	712-8041	455-8875	総務・予算決算
	創生	森 守	児島稗田町 3 1 3 0 番地	711-0937	473-3196	文化産業・予算決算
	創生	守屋 弘志	真備町箭田 3 3 番地 5	710-1301	698-6338	◎総務・予算決算
	未来	矢野 周子	西岡 1 6 1 5 番地 3	710-0005	426-0064	文化産業・予算決算
公明	公明	藪田 尊典	北畝 6 丁目 1 1 番 1 3 号	712-8032	476-0559	◎保健福祉・予算決算
	未来	山畑 滝男	倉敷ハイツ 1 3 番 3 号	710-0025	090-4809-3438	保健福祉・予算決算
	未来	若林 昭雄	茶屋町早沖 1 7 6 5 番地	710-1102	429-2166	◎市民文教・予算決算

※会 派

創 生－くらしき創生クラブ
 未 来－未来クラブ
 新 風－新風くらしき
 公 明－公明党倉敷市議団
 新 政－新政クラブ
 共 産－日本共産党倉敷市議会議員団
 青 空－青空市民クラブ
 無会派－無会派議員

※委員会

◎委員長
 ○副委員長
 総 務－総務委員
 市民文教－市民文教委員
 環境水道－環境水道委員
 保健福祉－保健福祉委員
 文化産業－文化産業委員
 建設消防－建設消防委員
 予算決算－予算決算委員
 議 運－議会運営委員
 政 倫 審－議員政治倫理審査特別委員
 監 査－監査委員

5. 議員歴調べ

氏名	H5/2	H6	H7	H8	H9/2	H10	H11	H12	H13/2	H14	H15	H16	H17/2	H18	H19	H20	H21/2	H22	H23	H24	H25/2	H26	H27	H28	H29/2	H30	R1	R2	R3/2	R4	R5	R6
赤澤幹温																					12											
秋田安幸																																
芦田泰宏																																
荒木竜二																																
伊東裕紀																				4												
大橋健良																																
大橋賢																																
大守秀行																																
小郷ひな子																											4					
尾崎勝也																																
生水耕二																																
梶田省三																																
片山貴光																																
北畠克彦																																
齋藤武次郎																																
真田意索																																4
塩津心																																4
塩津孝明																																
塩津学																																
末田正彦																																
瀧本寛																																
田口明子																																
田辺牧美																																
時尾博幸																																
中島光浩																																
中西公仁																																
中西善之																																
難波朋裕																																
新垣敦子																																
原田龍五																																
日向豊																																
平井俊光																																
藤井昭佐																																
藤原薫子																																
松成康昭																																
三村英世																																9
森守																																
三宅誠志																																4
守屋弘志																																
矢野周子																																4
藪田尊典																																
山畑滝男																																4
若林昭雄																																

6. 議会構成

(1) 議員数 条例定数 43人 現員数 43人

① 年齢別議員数

(R6.8.1現在)

会派 年齢	くらしき 創生クラブ	未来クラブ	新風くらしき	公明党 倉敷市議団	新政クラブ	日本共産党 倉敷市議員	青空市民 クラブ	無党派議員	計
20～29			1						1
30～39		1							1
40～49	3		1			1			5
50～59	3	1	4	2	4		2	1	17
60～69	2	5		3	1	3	1		15
70～79	1	2						1	4
計	9	9	6	5	5	4	3	2	43

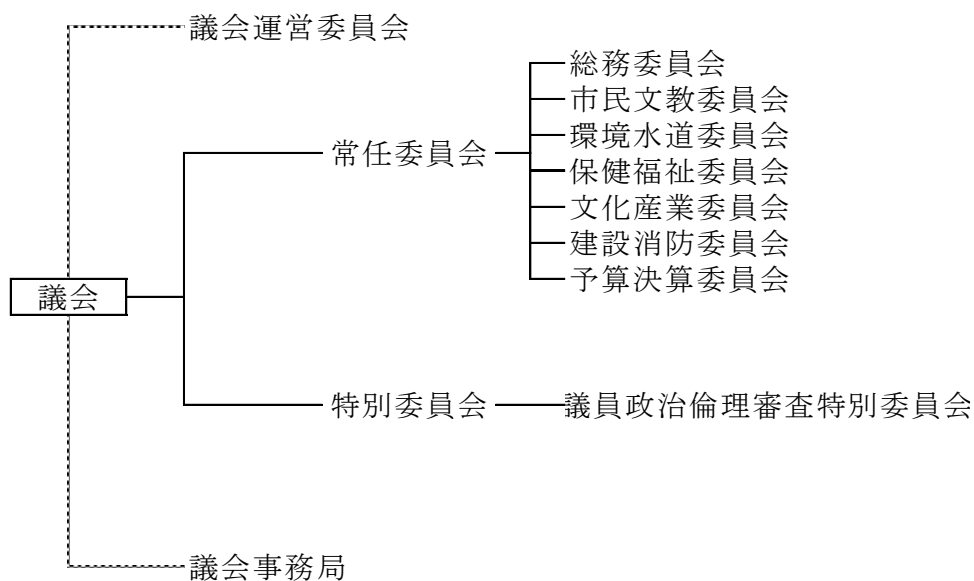
※最年長 78歳 最年少 26歳 平均年齢 58.0歳

② 期数別議員数

(R6.8.1現在)

会派 回数	くらしき 創生クラブ	未来クラブ	新風くらしき	公明党 倉敷市議団	新政クラブ	日本共産党 倉敷市議員	青空市民 クラブ	無党派議員	計
1		1	4	1	1				7
2	1	1				3	1		6
3		1	1	2	2				6
4	4	2	1		2		1		10
5	2	1		1		1		1	6
6	1	2							3
7									0
8	1	1		1			1	1	5
計	9	9	6	5	5	4	3	2	43

(2) 組織



(3) 任期

議員 令和3年2月1日～令和7年1月31日

常任委員 2年

議会運営委員 2年

7. 会派・党派構成

(R6.8.1現在)

党派	会派 くらしき 創生クラブ	未来クラブ	新風くらしき	公明党 倉敷市議団	新政クラブ	日本共産党 倉敷市議 員団	青空市民 クラブ	無党派議員	計
公明党				5					5
日本共産党						4			4
日本維新の会		1							1
参政党		1							1
無所属	9	7	6		5		3	2	32
計	9	9	6	5	5	4	3	2	43

8. 委員会・審議会

(1) 常任委員会

(R6.8.1現在)

委員会名	定数	現員	任期 (年)	所管事項	会派別委員数							
					創生	未来	新風	公明	新政	共産	青空	無党派
総務	7	8	2	市長公室、企画財政局、総務局（ただし、支所における事務、事業の執行に関する事項については、それぞれの事務、事業を主管する局の属する委員会の所管とする。）、出納室、ポートルース事業局、議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局、公平委員会、他の委員会の所管に属しない事項	2	1	1	1	1	1	1	
市民文教	7	7	2	市民局・教育委員会	1	1	1	1	1	1	1	
環境水道	7	7	2	環境リサイクル局・水道局	1	2	1	1	1			1
保健福祉	8	8	2	保健福祉局・市民病院	3	1	2	1		1		
文化産業	7	7	2	文化産業局・農業委員会	1	1	1	1	1	1	1	
建設消防	7	7	2	建設局・消防局	1	3	1		1			1
予算決算	43	43	2	予算・決算に関する事項	9	9	6	5	5	4	3	2

(2) 特別委員会

委員会名	定数	現員	所管事項
議員政治倫理審査特別委員会 令和5年9月25日設置	7	7	・倉敷市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づく審査請求の適否に関すること ・倉敷市議会議員政治倫理条例第3条の規定に違反する行為の在否等に関すること

(3) 議会運営委員会（平成5年6月25日議決、7月1日条例施行）

- ① 所管事項 議会の公正な運営を図るために協議し、議長の諮問に応ずる。
- ② 委員数 12人

(R6.8.1現在)

会派名	くらしき 創生クラブ	未来クラブ	新風くらしき	公明党 倉敷市議団	新政クラブ	日本共産党 倉敷市議会 議員団	青空市民 クラブ	計
委員数	3	3	2	1	1	1	1	12

③ 選出方法 会派所属議員数に応じ配分

④ 協議事項

- ア 会議日程、会期を協議する。
- イ 提出議案並びに追加提出議案についてその取り扱いを協議する。
- ウ 議会選出の各種協議会、審議会等委員については、あらかじめその取り扱いを協議する。
- エ 意見書・決議について
 - (ア) 請願の採択に伴うもの及び請願に基づかない意見書・決議の発議については、議会運営委員会の構成員が発議し、全員の賛成を原則として会議最終日に提案する。

(イ) 請願に基づかない意見書・決議の発議については、議会招集告示前に開催する議会運営委員会に諮る。ただし、緊急を要する場合は、その都度協議する。

(ウ) 委員会提出の意見書・決議は、(ア)及び(イ)の取り扱いとせず、本会議への提案の方法などを協議する。

オ 付託先に疑義のあるものについては、その都度協議する。

カ 緊急質問の申し出があったときは、取り扱いについてその都度協議する。

キ 特別委員会の設置に関する協議

ク 全員協議会に関する協議

ケ 委員会条例、議会の諸規則等に関する協議

コ その他議会運営上必要と認められる事項の協議

⑤ 委員外議員について

会派所属の議員が全員欠席の場合は、その会派から1人委員外議員を出席させることができる。

(4) 議会適正合理化推進審議会（昭和60年9月12日から施行）

① 所掌事務 審議会は、倉敷市議会の行政改革の推進について必要な事項を調査及び審議する。

② 委員数 審議会は、委員12人をもって組織する。

9. 議会活動状況

(1) 本会議開催状況（R5年）

会議別	区分	会 期	会期日数	開議日数	開議時間	質問者数
	(R5年)第2回	6/8～6/28	21	7	14:50	20
	(R5年)第3回	9/5～9/29	25	6	15:06	20
	(R5年)第4回	12/4～12/22	19	6	14:23	19
臨時会	(R5年)第1回	1/6	1	1	0:21	-
	(R5年)第2回	2/6～2/7	2	2	1:04	-
	(R5年)第3回	4/24	1	1	0:18	-

※（ ）は代表質問者数

(2) 議案等審議状況（R5年）

会議別	区分	予算	条例		人事		決算	報告	専決			諮問	選挙	発議・委員会提出	その他	計
			議員提出	市長提出	同意	推薦			予算	条例	事件					
(R5.2.17～3.22) 第1回定例会		21	2	20	7								1		7	58
(R5.6.8～6.28) 第2回定例会		1		7			4						1	1	8	22
(R5.9.5～9.29) 第3回定例会		2	2	8	1	12	3							2	8	38
(R5.12.4～12.22) 第4回定例会		9		18			2								18	47
(R5.1.6) 第1回臨時会		1														1
(R5.2.6～2.7) 第2回臨時会		1			1		2						6			10
(R5.4.24) 第3回臨時会		1			1		5		1							8
計		36	4	53	10	0	12	16	0	1	0	0	8	3	41	184

(3) 議案等審議結果状況（R5年）

区分 会議別	原案 可決	修正 可決	否決	同意	推薦	認定	了承 (報告)	継続 審査	承認	審議 未了	諮問	選挙	原案可決 (発議・委員 会提出)	撤回	訂正案 可決
(R5.2.17~3.22) 第1 回定例会	48			7								1	2		
(R5.6.8~6.28) 第2 回定例会	16						4					1	1		
(R5.9.5~9.29) 第3 回定例会	18			1		12	3						4		
(R5.12.4~12.22) 第4 回定例会	45						2								
(R5.1.6) 第1 回臨時会	1														
(R5.2.6~2.7) 第2 回臨時会	1			1			2					6			
(R5.4.24) 第3 回臨時会	1			1			5		1						
計	130	0	0	10	0	12	16	0	1	0	0	8	※7	0	0

(4) 請願処理状況（R5年）

区分 会議別	受理件数								採択	趣旨 採択	一部 採択	不採択	継続 審査	審議 未了	撤回 承認
	総務	市民文教	環境水道	保健福祉	文化産業	建設消防	議会運営	計							
(R5.2.17~3.22) 第1 回定例会	1	2						3				3			
(R5.6.8~6.28) 第2 回定例会		1						1				1			
(R5.9.5~9.29) 第3 回定例会	1	2						3	1			2			
(R5.12.4~12.22) 第4 回定例会		2						2				2			
計	2	7	0	0	0	0	0	9	1	0	0	8	0	0	0

※（ ）は前回からの継続分

(5) 本会議出席状況（R5年）

区分	定例会				計
	2月	6月	9月	12月	
開 議 日 数	9	7	6	6	28
平均出席者数（人）	41	39	40	39	40
平均出席率（%）	96.56	96.17	97.15	95.93	96.46

(6) 常任委員会・特別委員会等開催状況（R5年）

（開議回数・時間）

委員会名	区分	委 員 会			
		会 期 中		閉 会 中	
常任委員会	総 務 委 員 会	7	4:46	6	3:23
	市 民 文 教 委 員 会	6	8:25	6	5:48
	環 境 水 道 委 員 会	6	4:05	6	3:38
	保 健 福 祉 委 員 会	7	5:40	6	3:17
	文 化 産 業 委 員 会	7	6:14	6	5:45
	建 設 消 防 委 員 会	7	3:54	6	3:25
	予 算 決 算 委 員 会	46	26:06	-	-
議 会 運 営 委 員 会	7	0:20	6	2:27	
特別委員会	議 員 政 治 倫 理 審 査 特 別 委 員 会	1	0:15	-	-
	-	-	-	-	-

10. 議会運営

1. 本会議運営について

本会議運営については、議会招集告示前に議会運営委員会を開催し、会議日程・会期等を協議する。

2. 当初予算の補足説明について

当初予算については、必要があれば市長の提案理由説明のあと各局長から補足説明を受ける。

3. 代表質問について

- (1) 3月定例会のみ行う。
- (2) 質問は各会派1人とする。
- (3) 質問順位は大会派からとする。ただし、同人数会派については抽せんとし、次回からは交代とする。なお、必要がある場合はその都度協議する。
- (4) 質問通告締切日時は、市の休日を除いて代表質問開始日の3日前午後3時とする。
- (5) 質問通告の要旨は具体的に記載する。
- (6) 質問通告書は本人が直接議事調査課へ提出する。
- (7) 質問時間は制限しない。
- (8) 関連質問は、原則として認めない。

4. 質問について

- (1) 定例会においては、質疑と一般質問は区分しないで、「質問」として取り扱う。
- (2) 質問通告締切日時は、市の休日を除いて質問開始日の3日前午後3時とする。
- (3) 質問通告の要旨は具体的に記載する。
- (4) 質問通告書は本人が直接議事調査課へ提出する。
- (5) 質問者は制限しない。
- (6) 一日の質問者数は原則として5人、質問日数は4日間とし、質問者が少ない場合は会議日程の変更を行う。
- (7) 質問時間は1人30分以内とする。（答弁は含まない）
- (8) 質問順位はあらかじめ定めた各会派の順に従って各会派1人ずつ順次行い、以下この順序で繰り返す。会派内の順序は、それぞれ会派内で決める。次会からはこの会派順を繰り上げて行う。
- (9) 問通告締め切り後、質問の中止を申し出た場合は、その議員の質問日のみ人数を減じ、同一会派の質問通告者の繰り上げは行わない。
- (10) 関連質問は、原則として認めない。

5. 質疑について

- (1) 定例会における追加提出議案に関する質疑及び臨時会における議案に関する質疑については、通告制をとらない。
- (2) 前号の質疑については、原則として各会派1人以内とし、質疑順位は大会派からとする。ただし、同人数会派については抽せんによって順位を決める。
- (3) 3月定例会初日に提出される当該年度関係議案に関する質疑については、通告制とし、質疑通告締切日時は、その日の午後3時とする。

6. 委員会付託について

- (1) 定例会に提出される議案は、原則として所管の常任委員会へ付託する。
- (2) 臨時会における議案については、委員会付託を省略する。
- (3) 予算決算委員会に付託する議案の範囲は、予算議案並びに決算の認定議案及び剰余金処分に係る議案のほか、次に掲げる範囲とする。
 - ア 手数料条例に係る議案等、歳入予算を伴うもの
 - イ 基金の設置条例議案等、予算の根幹に関わるもの
 - ウ 指定管理者の指定に係る議案等、債務負担行為を伴うもの
 - エ アからウに掲げるもののほか、予算又は決算と密接に関連するとして議長が特に認めたもの

7. 休憩について

- (1) 付託案件の委員長報告後休憩する。
- (2) 追加提出議案の提案理由説明後は、議案の調査研究のため、原則として適宜休憩時間をとる。

8. 閉会中の継続審査事件について

- (1) 各委員長から閉会中の継続審査を申し出た事件については、本会議における委員長の口頭報告は行わない。
- (2) 付託事件の審査又は調査が終了したもの並びに閉会中の継続審査事件の報告については、会期最終日に行う。ただし、緊急を要するものについては、開会日の冒頭に行うことができる。

9. 請願書について

- (1) 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会（予算決算委員会を除く。）又は議会運営委員会に付託する。

- (2) 自己の所属する委員会に関係のある請願については紹介しない。
- (3) 受付締切日時は、定例会招集日の午後5時とする。
- (4) 受理番号の表示は、議員の任期中の通し番号とする。
- (5) 請願の内容中、一部を除いて採択（不採択）できる。

10. 陳情書について

陳情書は、所管の委員会に付託しないで、その都度原文の写しを全議員に参考送付する

11. 選挙について

一部事務組合議会議員の選挙については、すべて所管の常任委員会に候補者の選考を委任する。ただし、その選考に当たっては慣習を尊重する。

12. 傍聴の取り扱い

(1) 本会議・予算決算委員会全体会

会議を傍聴しようとする者に対して、傍聴券の交付を行い入場を許可している。ただし、傍聴規則第12条に該当する者に対しては許可していない。定員は64人（このほか身体障がい者席5席あり）。

(2) 委員会・予算決算委員会分科会

委員会を傍聴しようとする者に対して、傍聴券の交付を行い入場を許可している。ただし、傍聴規則第12条に該当する者に対しては許可していない。

傍聴できる委員会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会で、定員は5人（議場開催の場合を除く）。

13. 代表者会議

(1) 代表者会議は、議長が招集する。

(2) 代表者会議は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって組織する。

(3) 代表者会議の協議事項は、次のとおりとする。

- ① 会派間の連絡調整に関すること。
- ② 議会の役員、委員の選考に関すること。
- ③ 議会の慶弔及び親睦等に関すること。
- ④ 議員の海外派遣に関すること。
- ⑤ 市長提出の人事案件に関すること。
- ⑥ 議会の重要事項に関すること。
- ⑦ その他必要な事項

(4) 代表者に事故があるときは、その会派に所属する議員の中から代理者を出席させることができる。

11. 議会関係予算

(単位：千円)

節	R4年度		R5年度		R6年度	
	最終	割合	最終	割合	当初	割合
報酬	347,640	39.9	332,900	38.7	346,702	39.7
給料	78,131	9.0	77,703	9.0	78,016	8.9
職員手当等	197,343	22.7	203,973	23.7	197,723	22.6
共済費	129,351	14.9	124,805	14.5	116,008	13.3
報償費	61	0.0	201	0.0	236	0.0
旅費	22,289	2.6	24,481	2.8	20,546	2.4
交際費	1,500	0.2	1,500	0.2	1,500	0.2
需用費	6,540	0.8	6,433	0.7	9,265	1.1
役務費	509	0.1	516	0.1	553	0.1
委託料	8,819	1.0	8,934	1.0	6,407	0.7
使用料及び賃借料	9,199	1.1	10,938	1.3	11,662	1.3
備品購入費	72	0.0	139	0.0	307	0.0
負担金補助及び交付金	69,187	7.9	66,790	7.8	84,570	9.7
合計	870,641	100.0	859,313	100.0	873,495	100.0
一般会計対比	0.4		0.4		0.4	

※千円未満切り捨て

12. 報酬・費用弁償

(1) 報酬

(単位：千円)

適用	S42.	S43.	S44.	S46.	S48.	S49.	S52.	S54.	S56.	S61.	H1.	H4.	H6.	H8.	H25.	H26.
区分	7.1	1.1	4.1	4.1	4.1	12.1	4.1	7.1	6.1	4.1	6.1	4.1	4.1	6.1	7.1	4.1
議長	65	85	130	160	230	350	410	460	550	630	670	740	760	780	760	780
副議長	60	80	120	150	210	320	380	430	500	580	620	680	700	720	700	720
議員	55	75	110	140	195	300	350	400	450	530	570	630	650	670	650	670

(2) 期末手当

年度	H22	H23～25	H26	H27	H28	H29
夏期手当	200/100	190/100	190/100	197.5/100	202.5/100	207.5/100
年末手当	195/100	205/100	220/100	222.5/100	227.5/100	232.5/100
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
夏期手当	212.5/100	222.5/100	225/100	222.5/100	215/100	220/100
年末手当	232.5/100	227.5/100	220/100	207.5/100	225/100	230/100

(3) 行政視察旅費

(単位：万円)

適用	S42.4.1	S44.4.1	S46.6.1 S46.12.1	S49.12.1	S50.4.1	S52.4.1	S58.6.24	H2.4.1	H10.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H21.4.1	H25.7.1
1人年額	8	15	18 22	26	27	32	40	50	45	45 常任20	35	30	24

※H15.4月～委員会旅費

(4) 政務活動費（平成13年4月1日政務調査費実施、平成25年3月1日～政務活動費）

(単位：万円)

適用	H13.4.1	H15.4.1	H21.10.1	H25.7.1	R2.4.1	R2.6.1	R3.2.1	R3.7.1	R6.4.1
1人月額	14.0	16.5	15.0	12.0	15.0	12.0	15.0	12.0	15.0

※倉敷市議会政務活動費の交付に関する条例による。

(5) 費用弁償（昭和47年6月1日実施）

① 出席費用弁償

- ・対象 本議会及び委員会（オンライン出席を除く）
令和5年1月1日廃止

② 旅費

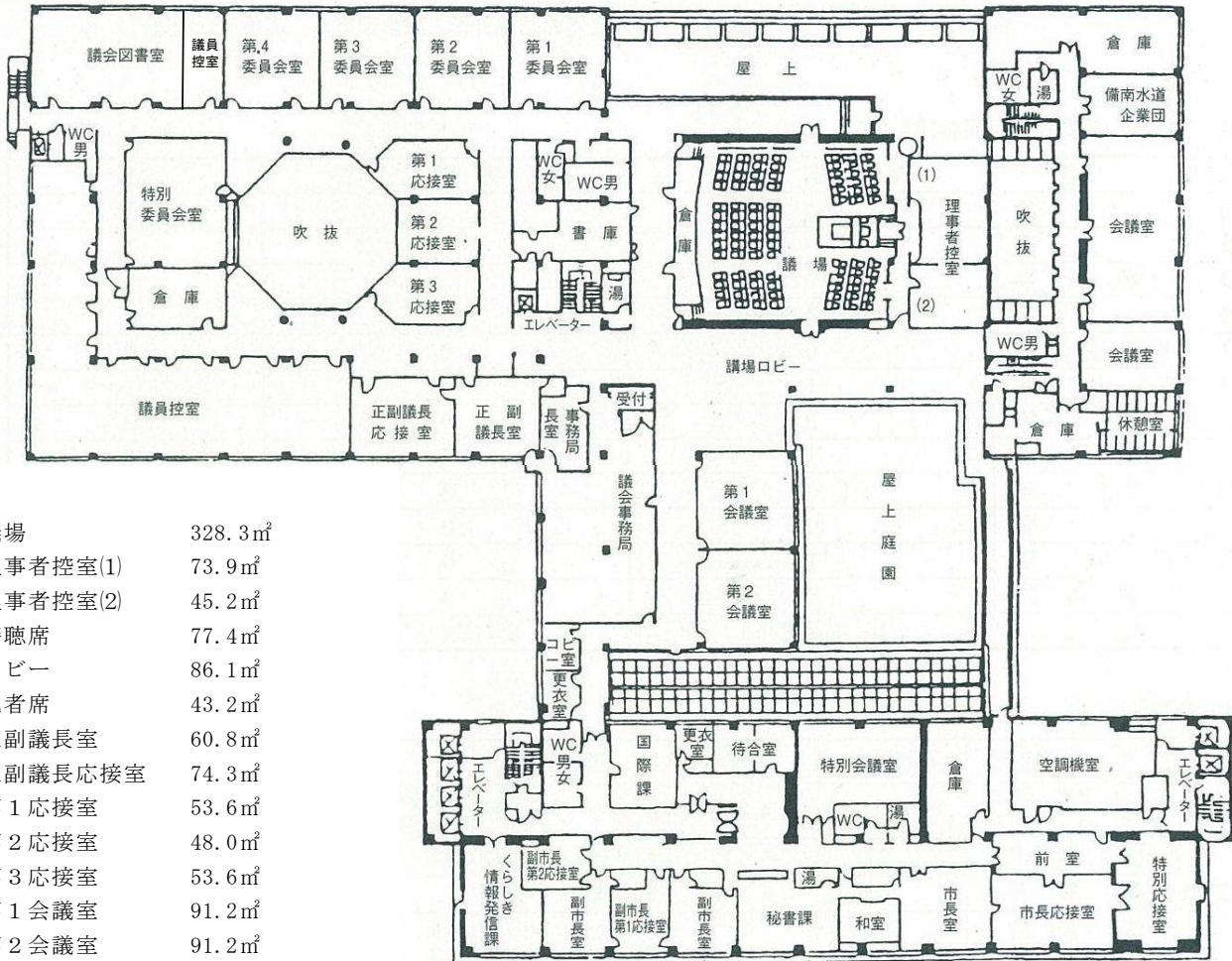
鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、それぞれの額は「倉敷市職員等の旅費に関する条例」の規定に基づき市長及び副市長に支給される額に相当する額。※総務委員会「旅費」参照

(6) 海外視察

- ・S45年度より ○全国市議会議長会主催の海外視察に参加していたが、S60年度から市単独で実施。
- ・派遣方法 ○議会運営委員会に諮り、希望者を募る。
○参加希望者は各会派代表者を通じ議長に申し出る。
○参加希望者多数の場合は正・副議長が調整し参加者を決定する。
- ・S55年度 豪州1人
- ・S56年度 欧州2人、豪州1人
- ・S57年度 欧州2人、豪州1人
- ・S58年度 欧州3人
- ・S59年度 欧州1人、中国4人
- ・S60年度 欧州12人
- ・S61年度 豪州5人、中国13人
- ・S62年度 アメリカ・カナダ5人、中国5人

- ・ S63年度 中国4人、欧州2人
- ・ H1年度 欧州8人
- ・ H2年度 アメリカ10人
- ・ H3年度 欧州6人
- ・ H4年度 アメリカ7人、欧州21人
- ・ H5年度 ニュージーランド10人
- ・ H6年度 欧州6人、アメリカ8人
- ・ H7年度 欧州7人、ニュージーランド4人
- ・ H8年度 欧州2人、東南アジア4人
- ・ H9年度 中国9人、アメリカ5人、欧州13人
- ・ H10年度 欧州5人、ニュージーランド11人
- ・ H11年度 欧州1人、中国8人
- ・ H12年度 ニュージーランド2人
- ・ H13年度 —
- ・ H14年度 欧州17人、アメリカ・カナダ9人
- ・ H15年度 ニュージーランド5人
- ・ H16年度 —
- ・ H17年度 欧州9人、アメリカ・カナダ11人
- ・ H18年度 —
- ・ H19年度 欧州9人、中国6人
- ・ H20年度 中国5人
- ・ H21年度 —
- ・ H22年度 —
- ・ H23年度 —
- ・ H24年度 欧州9人、アメリカ9人
- ・ H25年度 ニュージーランド10人
- ・ H26年度 —
- ・ H27年度 —
- ・ H28年度 —
- ・ H29年度 アメリカ7人、欧州8人、中国3人
- ・ H30年度 —
- ・ R1年度 —
- ・ R2年度 —
- ・ R3年度 —
- ・ R4年度 —
- ・ R5年度 ニュージーランド13人

13. 議会の施設

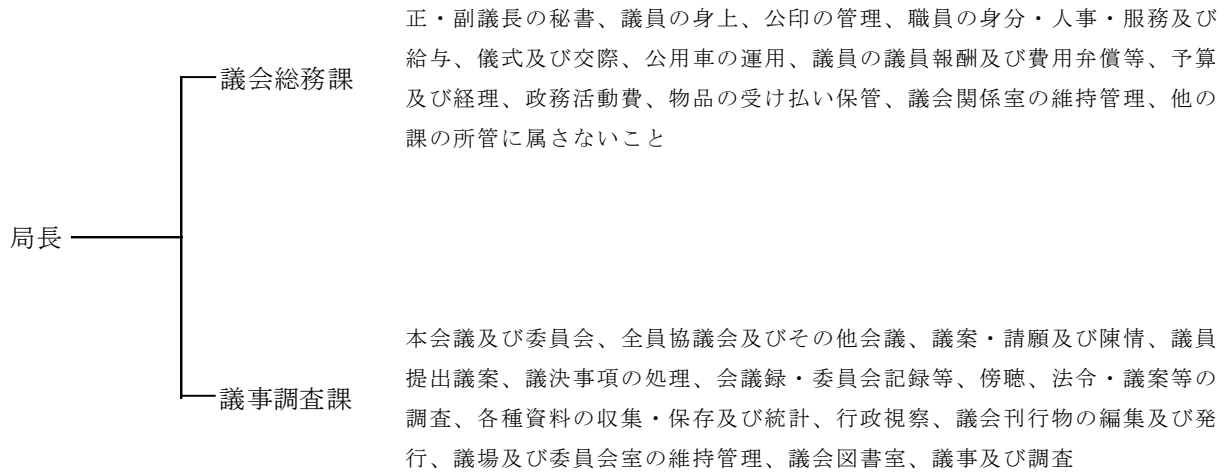


議場	328.3㎡
理事者控室(1)	73.9㎡
理事者控室(2)	45.2㎡
傍聴席	77.4㎡
ロビー	86.1㎡
記者席	43.2㎡
正副議長室	60.8㎡
正副議長応接室	74.3㎡
第1応接室	53.6㎡
第2応接室	48.0㎡
第3応接室	53.6㎡
第1会議室	91.2㎡
第2会議室	91.2㎡
特別委員会室	115.6㎡
議会図書室	140.6㎡
第1委員会室	90.2㎡
第2委員会室	86.4㎡
第3委員会室	86.4㎡
第4委員会室	86.4㎡

くらしき創生クラブ	72.0㎡
青空市民クラブ	36.0㎡
未来クラブ	90.0㎡
日本共産党倉敷市議会議員団	36.0㎡
新風くらしき	51.8㎡
公明党倉敷市議団	50.2㎡
新政クラブ	44.3㎡
無党派議員	36.0㎡
議会事務局	211.4㎡
議会事務局長室	32.1㎡
議場ロビー	約265.0㎡
屋上庭園	約500.0㎡

14. 議会事務局

(1) 機構及び事務分掌



(2) 職員数（現員 19 人）

職名	議会総務課	議事調査課	計
局長	1		1
次長	1		1
副参事	1		1
課長	(1) ※次長兼務	(1) ※副参事兼務	0
課長代理	1	1	2
課長主幹	0	2	2
課長補佐	0	0	0
主幹	2	2	4
主任	1	3	4
副主任	1	0	1
主事	0	0	0
運転技師	1	0	1
会計年度任用職員	2	0	2
計	10 (内女性 4)	9 (内女性 3)	19

(3) 議会刊行物

区分 刊行物	発行回数	発行部数	規格	配布先
会議録	定例会・臨時会毎	50	A4判	会派控室、市立図書館、情報公開室、総務課、国会図書館等
市政概要	年 1 回	R4年度から電子化	-	市議会ホームページで公開
市議会例規	随 時	R4年度から電子化	-	市議会ホームページで公開
議員名簿	随 時	R4年度から電子化	-	市議会ホームページで公開
議会だより	年 4 ～ 5 回	広報くらしきの発行部数+400	A4判	市民、その他

(4) 議会図書室

① 図書蔵書数

(R6.4.1 現在)

分類	000 総記	100 哲学	200 歴史	300 社会科学	400 自然科学	500 工学技術	600 産業	700 芸術	800 語学	900 文学	計
冊数	278	0	141	805	49	66	82	26	23	5	1,475
視聴覚資料	3		30	17	16		4	9			79

② 定期購入誌

新聞各紙、官報、自治実務セミナー、D-file、ガバナンス、日経グローバル、地方議会人、地方行政
図書購入予算 1,346 (千円) ※追録代も含む

(5) 視察来訪状況

R5年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
都市数 (県区町等を含む)		3	9	0	6	0	0	12	14	0	8	0	0	52
人	員	17	83	0	37	0	0	93	112	0	67	0	0	409

15. 決議・意見書・宣言等

(1) 決議

議決年月日	件名
S 43. 3. 26	沖縄の祖国復帰促進に関する決議
S 43. 3. 30	企業奨励金交付打ち切り交渉に関する決議
S 43. 7. 31	故大原総一郎氏に対する感謝と敬弔の決議
S 43. 9. 19	失対打ち切り反対に関する決議
S 44. 6. 9	山陽新幹線駅の設置に関する決議
S 44. 7. 14	瀬戸大橋架設推進協力決議
S 45. 1. 8	新会社の設置により鉄道事業を運営することについての決議
S 45. 2. 9	倉敷駅、駅前広場及び元町幹線の整備促進に関する決議
S 45. 2. 9	高梁川有料橋 (水島大橋) の架設促進に関する決議
S 45. 6. 8	公害から市民を守る決議
S 45. 6. 13	庄村合併方向決議
S 46. 3. 18	緑化推進決議
S 46. 3. 25	庄地区の電話加入区域統合促進決議
S 46. 6. 19	瀬戸大橋架設ルートに関する決議
S 46. 9. 23	中小企業者に対する緊急救済措置対策に関する決議
S 46. 9. 23	日中国交回復促進に関する決議
S 46. 9. 23	沖縄に関する決議
S 46. 12. 17	日米両国政府間繊維貿易協定破棄に関する決議
S 47. 3. 17	まちを美化する運動に関する決議
S 48. 2. 9	瀬戸大橋の建設局設置に関する決議
S 48. 3. 24	防災体制の確立強化に関する勧告決議
S 48. 6. 18	水質汚染から市民を守る決議
S 48. 12. 20	調整手当支給地域の拡大に関する要望決議
S 48. 12. 20	教職員の待遇改善に関する決議
S 50. 3. 20	国民健康保険制度の強化に関する要望決議
S 50. 6. 20	国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上を図る決議
S 50. 6. 20	石油コンビナート基地防災体制の強化に関する要望決議
S 50. 6. 20	農業政策の強化に関する要望決議
S 50. 12. 19	公害健康被害補償法第2条第1項による指定地域の拡大に関する要望決議

議決年月日	件名
S 52. 6. 21	児島湖流域下水道事業の促進に関する決議
S 52. 9. 17	水島臨海鉄道高架化促進に関する決議
S 52. 12. 16	朝鮮半島の平和統一促進に関する決議
S 52. 12. 16	倉敷、児島、玉島各地区の電話を市内電話にすることの要望決議
S 52. 12. 16	義務教育諸学校の教科用図書の無償配付存続に関する決議
S 52. 12. 16	防災体制の確立強化に関する要望決議
S 53. 3. 17	日中平和友好条約早期締結に関する決議
S 54. 3. 19	名誉市民に関する決議
S 54. 9. 3	消費税制度導入反対に関する要望決議
S 55. 9. 12	道路特定財源の存続に関する要望決議
S 55. 12. 8	義務教育諸学校の教科用図書無償制度の継続に関する決議
S 55. 12. 8	同和地区大学奨学金に関する要望決議
S 56. 12. 17	婦人差別撤廃条約の早期批准に関する要望決議
S 58. 3. 17	地方事務官の身分移管等に関する要望決議
S 58. 9. 16	同和地区大学奨学金に関する要望決議
S 59. 12. 14	調整手当支給地域指定に関する要望決議
S 59. 12. 14	人種差別撤廃条約の早期批准に関する要望決議
S 60. 1. 7	勇退議員に対する感謝決議
S 60. 1. 7	アフリカ飢餓難民救済市民運動推進決議
S 62. 6. 26	極左暴力集団根絶に関する決議
S 62. 6. 26	暴力追放に関する決議
H1. 6. 16	瀬戸大橋線児島駅へのディーゼル特急停車についての要望決議
H1. 6. 23	暴走族追放に関する決議
H1. 6. 23	清潔で誠実な政治倫理確立を市民とともに進める決議
H3. 3. 1	勇退議員に対する感謝決議
H5. 1. 7	勇退議員に対する感謝決議
H7. 6. 23	先の大戦の戦没者への追悼と恒久平和に関する決議
H7. 9. 5	中国の核実験に抗議し、フランスの核実験再開に反対する決議
H9. 1. 7	勇退議員に対する感謝決議
H9. 3. 19	違法銃器の根絶に関する決議
H9. 9. 26	政治倫理確立に関する決議
H10. 3. 20	シートベルト着用推進に関する決議
H10. 6. 18	インド及びパキスタンの核実験に抗議し、核兵器廃絶を求める決議
H10. 6. 18	監査請求に関する決議
H10. 9. 18	朝鮮民主主義人民共和国によるロケット発射実験に抗議し、政府の冷静かつ毅然とした外交姿勢の堅持等を求める決議

議決年月日	件名
H11. 9. 17	夜光反射材の着用推進に関する決議
H12. 3. 16	第60回国民体育大会に関する決議
H12. 12. 15	議勇退議員に対する感謝決議
H17. 1. 6	勇退議員に対する感謝決議
H21. 1. 7	勇退議員に対する感謝決議
H21. 9. 18	天皇陛下御即位20周年に関する賀詞決議
H23. 3. 17	平成23年東北地方太平洋沖地震に関する決議
H24. 9. 24	教育上の諸課題の解決を求める決議
H25. 1. 8	勇退議員に対する感謝決議
H29. 1. 6	勇退議員に対する感謝決議
H31. 3. 14	天皇陛下御即位30年を祝す賀詞に関する決議
H31. 3. 14	平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する決議
R3. 1. 8	勇退議員に対する感謝決議
R3. 9. 28	齋藤武次郎議員に対する議員辞職勧告決議
R4. 3. 4	ロシア連邦によるウクライナ侵略を強く非難する決議
R5. 9. 29	塩津学議員に対する議員辞職勧告決議

(2) 意見書

議決年月日	件名
S42. 7. 18	公害対策基本法案に対する意見書
S42. 9. 18	公営住宅入居基準改正に関する意見書
S43. 1. 9	「むちうち症」患者救済対策に関する意見書
S43. 3. 30	国立療養所の特別会計制実施並びに縮小廃止に関する意見書
S43. 6. 22	私立高等学校における父兄負担軽減のための助成措置に関する意見書
S43. 10. 9	在日朝鮮人の帰国の再開と継続に関する意見書
S43. 10. 9	国鉄倉敷駅を高架とすることについての決議及び意見書
S43. 12. 13	地方交付税の税率引下げ反対に関する意見書
S43. 12. 13	国鉄収納金の廃止反対に関する意見書
S43. 12. 13	児童手当制度実現に関する意見書
S43. 12. 16	医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する意見書
S44. 3. 3	山陽新幹線倉敷駅設置に関する意見書
S44. 3. 26	海難救助飛行艇配置に関する意見書
S44. 3. 26	「健康保険臨時特例法」施行期間の延長とりやめ、並びに「日雇健康保険法」の改正反対に関する意見書
S45. 6. 13	日雇労働者健康保険擬制適用廃止通達の撤回についての意見書
S45. 12. 19	建設国民健康保険組合への財政措置等に関する意見書
S46. 6. 19	市営住宅入居者資格収入基準に関する意見書
S47. 6. 17	公害対策法に基づく環境基準及び排出等の規制基準の改定要望決議
S47. 6. 22	公営バス事業の健全化に関する意見書
S47. 12. 18	国民年金の改善に関する意見書

議決年月日	件名
S 48. 1. 5	国有林等の保全に関する意見書
S 48. 3. 16	年金改善に関する意見書
S 48. 3. 16	石油基地の防災体制整備強化に関する意見書
S 48. 12. 20	固定資産税の評価替えに伴う税負担の軽減に関する意見書
S 48. 12. 20	物価安定等に関する意見書
S 48. 12. 20	年始及び国民祝日の郵便配達の廃止に関する意見書
S 48. 12. 20	予約限度超過米の買上げに関する意見書
S 49. 6. 20	列車排泄物による環境汚染防止に関する意見書
S 49. 6. 20	国立医療機関の充実整備に関する意見書
S 49. 6. 20	乳幼児の医療無料化に関する意見書
S 49. 12. 20	インフレによる庶民貯金の目減り損害賠償に関する意見書
S 49. 12. 20	中小企業危機突破に関する意見書
S 49. 12. 20	地方財政危機打開のための緊急立法に関する意見書
S 50. 3. 20	学校給食に係る現行法改正に関する意見書
S 50. 12. 19	原子爆弾被害者の援護に関する法律の制定法の意見書
S 51. 3. 19	医療保険法関係法令の改正案に関する意見書
S 51. 3. 19	地方財政危機打開のための緊急措置を求める意見書
S 51. 6. 7	船員の選挙権行使にかかる関係制度の改正に関する意見書
S 51. 9. 17	地方選挙日の統一と地方自治の日設定並びに議員半数改選制反対に関する意見書
S 51. 9. 17	ロッキード疑獄事件の真相徹底究明を求める意見書
S 51. 9. 17	中小企業事業分野の調整確保に関する法律の制定を求める意見書
S 52. 9. 17	不況克服に関する意見書
S 52. 9. 17	物価問題に関する意見書
S 52. 9. 17	県立普通科高校の設置に関する意見書
S 52. 12. 5	同和对策事業特別措置法の内容充実及び期限の延長に関する意見書
S 52. 12. 16	高齢者医療制度確立に関する意見書
S 53. 6. 21	公営交通事業の経営健全化に関する意見書
S 53. 6. 21	二酸化窒素の環境基準に関する意見書
S 53. 9. 14	医療保険制度改善に関する意見書
S 53. 11. 13	固定資産税に関する意見書
S 53. 12. 13	自動車関係諸税の増税反対に関する意見書
S 53. 12. 13	為替差益の還元に関する意見書
S 53. 12. 13	超過負担の解消に関する意見書
S 53. 12. 13	一般消費税導入反対に関する意見書
S 55. 3. 3	電気料金の大幅値上げに関する意見書
S 55. 6. 27	ソ連強制労働に対する国家補償に関する意見書
S 56. 6. 20	同和对策事業特別措置法の改正と延長等に関する意見書
S 56. 7. 20	郵便貯金の現行制度の存続に関する意見書
S 56. 7. 20	老人医療費の一部有料化反対に関する意見書
S 56. 7. 20	地域における生活バス路線確保に関する意見書
S 56. 7. 20	失業対策事業に関する意見書
S 56. 9. 18	塩の専売制度維持に関する意見書
S 56. 9. 18	道路整備財源の確保に関する意見書
S 56. 12. 17	国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書

議決年月日	件名
S 57. 3. 15	市町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する意見書
S 57. 3. 15	食糧自給率向上に関する意見書
S 57. 6. 24	第9次道路整備5カ年計画の策定に関する意見書
S 57. 6. 24	たばこの専売制度存続に関する意見書
S 57. 6. 24	非核三原則の堅持を求める意見書
S 57. 12. 16	自動車関係諸税の増徴と道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書
S 58. 3. 17	所得税の大幅減税、景気回復、雇用安定に関する意見書
S 58. 3. 17	電電公社改革に関する意見書
S 58. 6. 23	中小企業の経営危機打開に関する意見書
S 58. 9. 16	外国人登録法改正に関する意見書
S 58. 9. 16	国民健康保険制度の改善に関する意見書
S 59. 3. 23	医療保険制度の改革反対に関する意見書
S 59. 6. 26	道路整備財源の確保に関する意見書
S 59. 6. 26	米の供給確保と輸入回避に関する意見書
S 59. 6. 26	食品添加物の総量規制の強化に関する意見書
S 59. 9. 13	森林、林業の振興に関する意見書
S 59. 9. 13	私学助成の充実強化に関する意見書
S 59. 9. 13	現行少額貯蓄非課税制度の廃止に反対する意見書
S 59. 12. 14	失業者対策事業に関する意見書
S 59. 12. 14	国庫補助金負担率引き下げ反対に関する意見書
S 60. 3. 18	国民健康保険制度の危機打開に関する意見書
S 60. 6. 20	高齢者の雇用対策の充実を求め失業対策事業の65歳線引きに反対する意見書
S 60. 9. 12	国立病院、療養所の整理・統廃合に反対し、充実・強化を求める意見書
S 60. 9. 20	部落解放基本法の制定を求める意見書
S 60. 9. 20	私学助成の充実強化に関する意見書
S 61. 3. 20	同和対策に関する意見書
S 61. 9. 18	大型間接税の導入反対、マル優の廃止反対に関する意見書
S 61. 12. 18	義務教育諸学校の学校事務職員、栄養職員人件費の国庫負担存続に関する意見書
S 62. 3. 20	国民の食糧を守り農業再建に関する意見書
S 62. 3. 20	国民健康保険制度の抜本的改革を求める意見書
S 62. 3. 20	売上げ税導入の撤回を求める意見書
S 62. 9. 19	私学助成の充実強化に関する意見書
S 62. 12. 18	第10次道路整備5カ年計画の投資規模確保などに関する意見書
S 62. 12. 18	第2次急傾斜地崩壊対策事業5カ年計画の策定と所要額確保に関する意見書
S 62. 12. 18	国民健康保険制度の改革案反対に関する意見書
S 63. 6. 10	瀬戸大橋線列車騒音問題の早期解決に関する意見書（政府機関）
S 63. 6. 10	瀬戸大橋線列車騒音問題の早期解決に関する意見書（本四公団）
S 63. 6. 24	便宜置籍船に日本人船員の職場を求める意見書
S 63. 9. 19	義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員の人件費国庫負担存続に関する意見書
S 63. 12. 9	私学助成の充実強化に関する意見書
H1. 6. 23	瀬戸中央自動車道通行料金の引き下げ等に関する意見書
H1. 9. 18	学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担存続に関する意見書

議決年月日	件名
H2. 3. 16	JRの不当労働行為に対する労働委員会救済命令の履行に関する意見書
H2. 9. 21	精神薄弱者（児）に対する運賃等の障害者割引の適用に関する意見書
H2. 9. 21	介護手当制度の確立に関する意見書
H2. 9. 21	産業廃棄物処理に関する意見書
H2. 9. 21	急減期特別助成の実現を中心とする私学助成の充実・強化を求める意見書
H2. 9. 21	学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担堅持に関する意見書
H2. 12. 21	国民年金事業に要する国庫負担割合の増額を求める意見書
H2. 12. 21	看護婦の大幅増員・勤務・態様・看護婦需給計画の見直しを求める意見書
H2. 12. 21	在日朝鮮人の人権確保を求める意見書
H2. 12. 21	石油製品等の便乗値上げ防止に関する意見書
H3. 3. 27	育児休業法の早期制定を求める意見書
H3. 6. 21	原爆被爆者援護法制定の促進を求める意見書
H3. 6. 21	日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書
H3. 9. 20	国庫負担率の復元・拡充を求める意見書
H3. 9. 20	学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担堅持に関する意見書
H3. 9. 20	第8次治水事業五箇年計画における積極的な投資規模の確保に関する意見書
H3. 9. 20	自動車関係諸税改正に関する意見書
H3. 12. 20	白内障眼内レンズの保険適用を求める意見書
H3. 12. 20	コメの輸入自由化反対に関する意見書
H4. 3. 19	地球環境保全の強化に関する意見書
H4. 6. 19	第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画における積極的な投資規模を求める意見書
H4. 9. 18	第11次道路整備五箇年計画策定における総投資規模拡大等に関する意見書
H4. 9. 18	学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担堅持に関する意見書
H4. 10. 28	佐川急便事件の徹底究明と政治改革の即時断行を求める意見書
H5. 6. 25	「保険で良い入れ歯を」の意見書
H5. 6. 25	乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書
H5. 6. 25	乳幼児医療費無料制度の充実を求める意見書
H5. 6. 25	学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担堅持に関する意見書
H5. 6. 25	放射性廃棄物の海洋投棄に関する意見書
H5. 6. 25	郵政事業の現行経営形態の維持を求める意見書
H5. 6. 25	国民の祝日「海の日」制定を求める意見書
H5. 9. 17	児童福祉法に基づいた保育制度の拡充を求める意見書
H5. 9. 17	製造物責任法の早期制定を求める意見書
H6. 9. 16	私学助成の充実強化を求める意見書
H6. 9. 16	地方バス生活路線運行維持補助制度の改善を求める意見書
H6. 9. 16	ゆきとどいた教育を保障するための意見書
H6. 9. 16	学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書
H6. 12. 16	港湾事業促進に関する意見書
H6. 12. 16	定住外国人に対する地方参政権確立に関する意見書
H7. 3. 17	地方分権の推進に関する法律の早期制定に関する意見書
H7. 3. 17	岡山県内の気象官署の整備・拡充に関する意見書
H7. 3. 17	介護休業法・短時間勤務制度の早期法制化を求める意見書
H7. 6. 23	港湾事業促進に関する意見書
H7. 6. 23	学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書
H7. 9. 20	ボランティア活動の振興に関する意見書

議決年月日	件名
H7. 9. 20	私学助成の充実強化を求める意見書
H7. 9. 20	JR 労使紛争の早期全面解決を求める意見書
H7. 12. 15	海岸事業促進に関する意見書
H7. 12. 15	ゆきとどいた教育を保障するための意見書
H8. 3. 15	新たな「食料・農業・農林基本法」制度を求める意見書
H8. 3. 15	住宅金融専門会社の不良債権処理に関する意見書
H8. 6. 20	学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書
H8. 6. 20	道路特定財源堅持に関する意見書
H8. 6. 20	治水事業促進に関する意見書
H8. 9. 20	病原菌 0 - 157 による食中毒対策に関する意見書
H8. 12. 12	「障害者プラン」の推進に当たっての意見書
H8. 12. 12	福祉汚職事件の真相究明に関する意見書
H9. 3. 19	社会保険、国民年金担当事務を県へ委譲し関係職員の身分を県の職員とする意見書
H9. 6. 19	教職員定数の改善と学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書
H9. 6. 19	郵政事業の現行形態の継続を求める意見書
H9. 9. 26	遺伝子組み替え食品の表示義務に関する意見書
H9. 9. 26	臍帯血移植の医療保険適用等に関する意見書
H9. 9. 26	除籍簿、除かれた戸籍の附票及び除かれた住民票等の保存期間の延長に関する意見書
H9. 9. 26	道路整備予算の確保に関する意見書
H9. 12. 12	地球温暖化防止に関する意見書
H9. 12. 18	公共交通の規制緩和に関する意見書
H10. 3. 20	天下り規制強化及び公務員倫理法制定を求める意見書
H10. 3. 20	「国民の祝日に関する法律」の改正に関する意見書
H10. 3. 20	サッカーくじ法案（スポーツ振興投票の実施等に関する法律案）の廃案とスポーツ予算の増額を求める意見書
H10. 6. 18	教育予算の拡充と学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書
H10. 9. 18	学校給食米への補助金継続を求める意見書
H10. 9. 18	青少年健全育成のための法律制定に関する意見書
H10. 12. 17	ゆきとどいた教育を保障するための意見書
H10. 12. 17	地方事務官の地方公務員への身分移管を求める意見書
H11. 3. 16	聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める意見書
H11. 6. 24	教育予算を拡充し、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書
H11. 6. 24	ゆとりあるゆたかな教育を実現するため、30人以下学級の早期実現を求める意見書
H11. 9. 17	道路整備予算の確保に関する意見書
H11. 9. 17	同和教育の課題を明らかにし、同和教育を充実させるため「同和地区児童・生徒の基礎調査」の従来どおりの実施を求める意見書
H11. 12. 17	治安維持法犠牲者に国家賠償法（仮称）を制定する意見書
H12. 6. 30	道路整備予算の確保に関する意見書
H12. 6. 30	一人ひとりを大切にできる教育を実現するため、教育予算を拡充し、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書
H12. 6. 30	岡山地方裁判所と広島高等裁判所岡山支部の裁判官の増員を求める意見書
H12. 9. 22	看護体制を充実し安心できる医療を確保するための意見書
H12. 9. 22	准看護婦・士の移行教育に関する意見書
H12. 9. 22	インターネット掲示板連続差別事件に関する意見書

議決年月日	件名
H13. 6. 22	自然エネルギー発電促進法の早期制定を求める意見書
H13. 6. 22	一人一人に行き届いた教育を実現するため、教育予算を拡充し、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書
H13. 9. 21	道路整備予算の確保に関する意見書
H13. 9. 21	就学前までの乳幼児医療費無料化制度の国の制度化を求める意見書
H13. 9. 21	WTO 農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書
H14. 3. 15	食品衛生法の改正と運用強化を求める意見書
H14. 6. 21	道路整備予算の確保に関する意見書
H14. 6. 21	一人一人に行き届いた教育を実現するため、教育予算を拡充し、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書
H14. 6. 21	中小企業の当面する金融上の困難を解決し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書
H14. 9. 20	地方税源の充実確保に関する意見書
H14. 9. 20	森林・林業政策の充実に関する意見書
H15. 6. 9	税源移譲を基本とする「三位一体改革」の早期実現を求める意見書
H15. 6. 20	WTO 農業交渉に対する意見書
H15. 6. 20	一人一人に行き届いた教育を実現するため、教育予算を拡充し、義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書
H15. 9. 19	道路整備予算の確保に関する意見書
H16. 3. 17	パートタイム労働法のより充実を目指すことと ILO175 号条約の批准を求める意見書
H16. 3. 17	教育基本法見直しで国民的議論を求める意見書
H16. 3. 17	「容器包装リサイクル法の見直し」を求める意見書
H16. 6. 18	地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書
H16. 6. 18	一人一人に行き届いた教育を実現するため義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書
H16. 6. 18	教育基本法の早期改正を求める意見書
H16. 9. 17	道路整備予算の確保に関する意見書
H16. 9. 17	単県医療費公費負担制度の補助率是正を求める意見書
H16. 9. 17	岡山県建設事業費市町村負担金の大幅軽減を求める意見書
H16. 9. 17	地球温暖化防止のための森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書
H16. 9. 17	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書
H16. 12. 10	安全で行き届いた看護を実現する需給見通しの策定を求める意見書
H16. 12. 10	准看護師を対象とした、2年課程通信制を岡山県に開校することを求める意見書
H16. 12. 10	「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書
H16. 12. 10	WTO・FTA 交渉に関する意見書
H16. 12. 10	郵政公社の経営形態堅持を求める意見書
H16. 12. 10	平成 17 年度地方交付税所要総額確保に関する意見書
H17. 3. 18	岡山県議会議員の選挙区見直しを求める意見書
H17. 6. 24	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書
H17. 6. 24	地方議会制度の充実強化に関する意見書
H17. 6. 24	新たな定数改善計画を早期に策定し、少人数学級の実現を求める意見書
H17. 6. 24	中学校教科書の採択に関する意見書
H17. 9. 30	自治体病院の医師確保対策を求める意見書
H17. 9. 30	ウェルサンピア倉敷並びにウェルサンピア岡山の存続を求める意見書
H17. 9. 30	道路整備予算の確保に関する意見書
H17. 9. 30	乳幼児医療費助成への国保国庫負担の減額調整の廃止を求める意見書
H17. 12. 16	「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書
H17. 12. 16	議会制度改革の早期実現に関する意見書
H17. 12. 16	高金利引き下げに関する意見書

議決年月日	件名
H18. 3. 17	WTO・FTA 交渉に関する意見書
H18. 3. 17	新たな「食料・農業・農村基本計画」の具現化に関する意見書
H18. 6. 23	道路整備予算の確保に関する意見書
H18. 6. 23	「単県医療費公費負担制度の見直し」の撤回を求める意見書
H18. 6. 23	米国産牛肉の輸入に抗議し、BSE の万全な対策を求める意見書
H18. 12. 22	国際刑事裁判所条約の早期批准を求める意見書
H18. 12. 22	ウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書
H19. 3. 22	WTO・FTA 交渉等に関する意見書
H19. 6. 22	道路整備予算の確保に関する意見書
H19. 9. 28	地方財政に関する意見書
H19. 9. 28	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書
H19. 9. 28	医師・看護師などを大幅に増員するために法改正を国に求める意見書
H19. 9. 28	アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、全頭検査への予算措置の継続を求める意見書
H19. 9. 28	教育予算の拡充を求める意見書
H19. 9. 28	私学助成の充実強化を求める意見書
H19. 9. 28	道路整備予算の確保に関する意見書
H19. 12. 21	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書
H19. 12. 21	悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する意見書
H20. 3. 18	道路整備予算の確保に関する意見書
H20. 6. 30	「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書
H20. 6. 30	「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書
H20. 6. 30	中国職業能力開発大学の存続に関する意見書
H20. 6. 30	長島愛生園・邑久光明園のハンセン病療養所を地域に開かれた医療・福祉施設として存続・発展させることを求める意見書
H20. 9. 26	雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書
H20. 9. 26	私学助成の充実強化を求める意見書
H20. 9. 26	岡山県財政構造改革プラン（素案）に関する意見書
H20. 12. 12	教育予算の拡充を求める意見書
H20. 12. 12	国外作成歯科補綴物等の安全確保に関する意見書
H20. 12. 12	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センターの存続、拡充と医師・看護師等大幅増員に関する意見書
H20. 12. 12	地域医療を守る意見書
H21. 6. 26	「気候保護法」の制定に関する意見書
H21. 9. 18	私学助成の充実強化を求める意見書
H21. 12. 11	県営工事に係る市町村負担金に関する意見書
H21. 12. 11	教育予算の拡充を求める意見書
H22. 3. 17	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
H22. 3. 17	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
H22. 3. 17	「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書
H22. 9. 28	私学助成の充実強化を求める意見書
H23. 3. 17	保育制度改革に関する意見書
H23. 9. 27	障がい者入所施設増設に関する意見書
H23. 9. 27	免税軽油制度の継続を求める意見書

議決年月日	件名
H23. 9. 27 H23. 9. 27	私学助成の拡充強化を求める意見書 水害対策に関する意見書
H24. 3. 16 H24. 3. 16 H24. 3. 16 H24. 9. 24 H24. 9. 24 H24. 9. 24 H24. 12. 14	速やかな取り調べの可視化（取り調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書 介護保険料の負担軽減を求める意見書 私学助成の拡充強化を求める意見書 教育上の諸課題の解決を求める意見書 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書
H25. 3. 18 H25. 9. 30 H25. 9. 30 H25. 9. 30 H25. 9. 30	単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書 地方税財源の充実確保を求める意見書 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する意見書 私学助成の拡充強化を求める意見書
H26. 3. 14 H26. 3. 14 H26. 6. 24 H26. 9. 22 H26. 9. 22 H26. 12. 19	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書 単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書 手話言語法制定を求める意見書 私学助成の拡充強化を求める意見書 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書 地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書
H27. 3. 13 H27. 7. 2 H27. 9. 18 H27. 9. 18 H27. 9. 18	単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書 地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書 地方財政の充実・強化を求める意見書 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る意見書 国・県に対して私学助成の拡充を求める意見書
H28. 3. 16 H28. 3. 16 H28. 3. 16 H28. 3. 16 H28. 9. 27 H28. 9. 27 H28. 9. 27 H28. 9. 27	無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書 ヘイトスピーチの根絶に向けた対策を早急に講ずることを求める意見書 介護人材確保対策の強化等を求める意見書 単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書 保育士処遇改善の強化及び保育標準時間・保育短時間認定区分の廃止を求める意見書 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2017年度政府予算に係る意見書 民泊の法制化に関する意見書
H29. 6. 27 H29. 9. 22	単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2018年度政府予算に係る意見書
H30. 6. 25 H30. 9. 18 H30. 9. 18 H30. 12. 21	単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2019年度政府予算に係る意見書 ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書 平成31年度税制改正における自動車関係諸税に関する意見書

議決年月日	件名
R1. 6. 26	単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書
R1. 6. 26	障害者自立支援法による自立支援医療費助成の改善及び精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求める意見書
R1. 10. 2	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2020年度政府予算に係る意見書
R2. 3. 16	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書
R2. 6. 30	単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書
R2. 6. 30	地方財政の充実、強化を求める意見書
R2. 9. 30	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書
R2. 9. 30	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
R2. 12. 15	「心身障害者医療費公費負担制度」改正に関する意見書
R3. 6. 25	地方財政の充実、強化を求める意見書
R3. 6. 25	単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書
R3. 9. 28	教職員定数改善と義務教育費国庫負担率上げを図るための、2022年度政府予算に係る意見書
R3. 9. 28	コロナ禍における米の需給・価格安定対策を求める意見書
R4. 3. 16	重度心身障がい者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書
R4. 6. 24	単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書
R4. 9. 30	教職員定数改善と義務教育費国庫負担率上げを図るための2023年度政府予算に係る意見書
R5. 6. 28	単県医療費公費負担制度に係る補助率の見直しを求める意見書
R5. 9. 29	教職員定数改善と義務教育費国庫負担率上げを図るための2024年度政府予算に係る意見書

(3) 宣言等

議決年月日	件名
S42. 12. 23	福祉都市宣言
S44. 9. 16	暴力追放宣言
S44. 9. 16	安全都市宣言
報告 S46. 9. 23	市木、市花 S46. 12. 1 告示
了承 S47. 1. 7	市民憲章制定 S47. 2. 1 制定
S52. 3. 18	青少年健全育成都市宣言
S53. 12. 13	暴力追放に関する宣言
S61. 9. 18	平和都市宣言
H2. 6. 22	ゆとり宣言
H7. 9. 20	人権尊重の都市宣言
報告 H15. 3. 14	市の鳥 H15. 3. 24 告示
H20. 3. 18	世界連邦平和都市宣言について

総務委員会

市長公室、企画財政局、総務局、
関係行政委員会

——— 内 容 ———

市長公室、企画財政局、総務局
関係行政委員会関係予算
歴代三役
名誉市民
市民活動の推進
広聴
広報
職員費
旅費
特別職の給与及び報酬
行政経営
行政改革大綱
高梁川流域連携中枢都市圏
移住交流推進事業
及び結婚支援事業

日本遺産
財政
市有財産の状況
契約事務
情報報政策
情報公開・個人情報保護
文書管理
倉敷市大学連携推進事業
倉敷市立短期大学
市庁舎
防災
選挙

1. 市長公室、企画財政局、総務局、関係行政委員会関係予算

(単位：千円)

科目	年度	R4 (決算)	R5 (最終)	R6 (当初)
総務管理費		20,117,196	23,594,669	10,171,373
徴税費		2,093,105	2,811,028	2,581,175
選挙費		226,304	191,375	579,811
統計調査費		33,121	38,864	40,757
監査委員費		103,150	105,548	105,935
計		22,572,876	26,741,484	13,479,051

2. 歴代三役

(1) 市長

代	氏名	生年月日	在職期間	
			就任	退任
1	大山茂樹	明治36. 6. 10	昭和42. 3. 5	昭和46. 3. 4
2	大山茂樹	明治36. 6. 10	昭和46. 3. 5	昭和50. 3. 4
3	大山茂樹	明治36. 6. 10	昭和50. 3. 5	昭和54. 3. 4
4	滝澤義夫	大正6. 9. 23	昭和54. 3. 5	昭和58. 3. 4
5	滝澤義夫	大正6. 9. 23	昭和58. 3. 5	昭和62. 3. 4
6	滝澤義夫	大正6. 9. 23	昭和62. 3. 5	平成3. 3. 4
7	渡邊行雄	昭和6. 11. 6	平成3. 3. 5	平成7. 3. 4
8	渡邊行雄	昭和6. 11. 6	平成7. 3. 5	平成8. 4. 1
9	中田武志	昭和7. 9. 14	平成8. 5. 20	平成12. 5. 18
10	中田武志	昭和7. 9. 14	平成12. 5. 19	平成16. 5. 18
11	古市健三	昭和23. 2. 8	平成16. 5. 19	平成20. 5. 18
12	伊東香織	昭和41. 5. 14	平成20. 5. 19	平成24. 5. 18
13	伊東香織	昭和41. 5. 14	平成24. 5. 19	平成28. 5. 18
14	伊東香織	昭和41. 5. 14	平成28. 5. 19	令和2. 5. 18
15	伊東香織	昭和41. 5. 14	令和2. 5. 19	令和6. 5. 18
16	伊東香織	昭和41. 5. 14	令和6. 5. 19	

(2) 副市長（地方自治法の改正により平成19年4月1日から変更。13代までは助役）

代	氏名	生年月日	在職期間	
			就任	退任
1	中塚元太郎 滝澤義夫	明治29.9.1	昭和42.4.25	昭和46.4.24
		大正6.9.23	昭和42.4.25	昭和46.4.24
2	滝澤義夫 中村榮二	大正6.9.23	昭和46.6.12	昭和50.6.11
		大正2.1.28	昭和46.6.12	昭和50.6.11
3	滝澤義夫 中村榮二	大正6.9.23	昭和50.6.20	昭和53.4.10
		大正2.1.28	昭和50.6.20	昭和54.4.19
4	青木素夫 三宅隆雄	大正10.1.9	昭和54.4.23	昭和58.4.22
		大正11.8.4	昭和54.3.19	昭和58.3.18
5	青木素夫 三宅隆雄	大正10.1.9	昭和58.4.23	昭和62.3.31
		大正11.8.4	昭和58.3.19	昭和62.3.18
6	室山貴義 洲脇滋	昭和4.3.14	昭和62.4.1	平成3.3.4
		昭和5.8.23	昭和62.4.1	平成3.3.4
7	野中実 本田茂伸	昭和3.7.9	平成3.3.9	平成7.3.8
		昭和15.10.25	平成3.3.9	平成7.3.8
8	中田武志 中戸哲生	昭和7.9.14	平成7.3.9	平成8.4.22
		昭和10.12.10	平成7.3.9	平成11.3.8
9	中戸哲生 松尾武司	昭和10.12.10	平成7.3.9	平成11.3.8
		昭和12.8.12	平成8.6.7	平成12.6.6
10	中戸哲生 松尾武司	昭和10.12.10	平成11.3.9	平成15.3.8
		昭和12.8.12	平成12.6.7	平成16.6.6
11	松尾武司 有安敬	昭和12.8.12	平成12.6.7	平成16.6.6
		昭和32.7.24	平成15.4.1	平成17.3.31
12	中田友楠 有安敬	昭和14.2.10	平成16.6.18	平成19.3.31
		昭和32.7.24	平成15.4.1	平成17.3.31
13	中田友楠 神田昌幸	昭和14.2.10	平成16.6.18	平成19.3.31
		昭和34.10.30	平成17.4.1	平成19.3.31
14	西無博 露無紘	昭和15.11.18	平成19.4.27	平成20.5.18
		昭和18.9.16	平成19.4.27	平成20.5.18
15	三宅英邦 河田育康	昭和22.9.23	平成20.6.12	平成24.6.11
		昭和21.10.7	平成20.6.12	平成24.6.11
16	三宅英邦 河田育康	昭和22.9.23	平成24.6.12	平成28.6.11
		昭和21.10.7	平成24.6.12	平成28.6.11
17	生水哲男 河田育康	昭和29.8.14	平成28.6.12	令和2.6.11
		昭和21.10.7	平成28.6.12	令和2.6.11
18	生水哲男 原孝吏	昭和29.8.14	令和2.6.12	令和6.6.11
		昭和34.3.2	令和2.6.12	令和6.6.11
19	生水哲男 小松賢治	昭和29.8.14	令和6.6.12	
		昭和35.5.15	令和6.6.12	

(3) 収入役（地方自治法の改正により平成19年に廃止。）

代	氏 名	生 年 月 日	在 職 期 間	
			就 任	退 任
1	三 宅 鐵 男	大正3. 1. 30	昭和42. 5. 1	昭和46. 4. 30
2	三 宅 鐵 男	大正3. 1. 30	昭和46. 5. 1	昭和50. 4. 30
3	青 木 素 夫	大正10. 1. 9	昭和50. 6. 20	昭和54. 4. 22
4	岡 野 計太郎	大正12. 3. 31	昭和54. 4. 23	昭和58. 4. 22
5	岡 野 計太郎	大正12. 3. 31	昭和58. 4. 23	昭和62. 3. 31
6	角 南 博 史	昭和6. 9. 1	昭和62. 4. 1	平成3. 3. 4
7	中 田 武 志	昭和7. 9. 14	平成3. 4. 1	平成7. 3. 8
8	花 岡 洋 右	昭和8. 12. 17	平成7. 4. 1	平成11. 3. 31
9	中 田 友 楠	昭和14. 2. 10	平成11. 4. 1	平成15. 3. 31
10	窪 津 悟	昭和16. 1. 29	平成15. 4. 1	平成16. 6. 30
11	伊 東 香 織	昭和41. 5. 14	平成16. 7. 1	平成19. 7. 31

3. 名誉市民

氏名(生年月日)	選定年月日	事績等
木村 哲二 (明治17. 12. 22)	昭和35. 7. 4 (75歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市川西町 ・事績 日本病理学会会長を歴任するなど、医学界における功績顕著 ・昭和44. 2. 25死亡
原 澄 治 (明治11. 7. 23)	昭和35. 7. 4 (81歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市阿知2丁目 ・事績 倉敷町長として5年余在職のほか、社会福祉の増進、学術文化の興隆に貢献 ・昭和43. 1. 4死亡
守 分 十 (明治23. 5. 10)	昭和41. 2. 25 (75歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市玉島乙島 ・事績 金融界を通して社会文化の発展に貢献 ・昭和52. 1. 22死亡
大 原 總一郎 (明治42. 7. 29)	昭和43. 7. 31 (58歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市中央1丁目 ・事績 日本経済の発展に尽くし、国際的文化人として学術文化の興隆に尽力 ・昭和43. 7. 27死亡
星 島 二 郎 (明治20. 11. 6)	昭和44. 1. 7 (81歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市藤戸町藤戸 ・事績 大正9年以来47年間、国政壇上で活躍し、また、郷土の社会事業、産業の発展に寄与した功績顕著 ・昭和55. 1. 3死亡
大 山 康 晴 (大正12. 3. 13)	昭和45. 3. 18 (47歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市西阿知町 ・事績 名人位をはじめ五大タイトルを独占するなど前人未到の記録を樹立するとともに棋界の発展に貢献 ・平成4. 7. 26死亡
大 山 茂 樹 (明治36. 6. 10)	昭和54. 3. 19 (75歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市沖 ・事績 新倉敷市発足以来12年間、市政を担当、市の飛躍的発展に努力し、今日の繁栄を確固たるものとした。 ・平成7. 4. 5死亡
川 寄 祐 宣 (明治37. 2. 22)	昭和61. 1. 7 (81歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 岡山市矢坂東町 ・事績 医学教育の向上と医療の発展に貢献 ・平成8. 6. 2死亡
池 田 昇 一 (明治28. 11. 1)	昭和61. 12. 12 (91歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市玉島乙島 ・事績 美術文化の振興を通じ市の発展に貢献 ・昭和63. 9. 26死亡(雅号 池田遙邨)
本 田 實 (大正2. 2. 26)	平成2. 8. 26 (77歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 鳥取県八頭郡八東町 ・事績 彗星12個、新星11個を発見し、世界の天文学界に貢献した。 ・平成2. 8. 26死亡
片 岡 誠喜男 (明治45. 3. 4)	平成4. 1. 7 (79歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市西阿知町 ・事績 柰目沈金等木工芸の新技术を開発し、昭和59年人間国宝の認定を受ける。(雅号 大野昭和齋) ・平成8. 8. 30死亡
三 島 一 夫 (大正3. 2. 15)	平成17. 6. 24 (91歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・出身 倉敷市中島 ・事績 倉敷市教育長として「よいこがいっぱいのまち倉敷」の実現など市の教育・文化発展に貢献 ・平成22. 3. 15死亡

4. 市民活動の推進

少子高齢化、高度情報化、国際化をはじめとする急速な社会経済情勢の変化に伴う都市化の進行や価値観が多様化する中で地域における連帯感の希薄化が進行している。また、地域主権の時代を迎え、これまでの行政主導のまちづくりから、市民の参加、協働のまちづくりへの転換が求められている。

こうしたことから、コミュニティの振興、ボランティア・NPO等による社会貢献活動との連携等を通じて、市民活動を促進し、市民との協働のまちづくりを推進する。

(1) コミュニティの振興

明るく住みよいまちづくり、地域づくりを推進するため、小学校区のコミュニティの組織づくりやコミュニティ活動を支援するとともに、活動拠点である集会所の建設等への助成などを行う。

① コミュニティづくり推進事業補助金

- コミュニティ協議会設立補助金 設立の年度に10万円以内

コミュニティ協議会は市内64地区のうち51地区（49小学校区）で設立されている。（令和6年3月末現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コミュニティ協議会数	49	50	50	50	51

- コミュニティ協議会活動補助金

地域のふれあいや、交流のための行事やイベント、地域の課題解決に向けた活動や取り組みに要する年間活動経費の50%以内で、世帯割区分補助と課題解決区分補助の合算額。

世帯割区分補助は、1～500世帯を1単位とし、1,000世帯までが10万円、1,001世帯～1,500世帯が15万円、以降、1単位増すごとに5万円を加算し、65万円（世帯数が6,000世帯を超える場合）を限度。課題解決区分補助は60万円を限度。

- 地区コミュニティ協議会連合会運営補助

倉敷、児島、水島、玉島、船穂、真備の地区単位で組織されたコミュニティ協議会地区連合組織の運営や研修活動経費で、地区内の小学校区数に6万円を乗じて得た額を限度。（コミュニティ協議会の未組織学区を除く。）

- 倉敷市連合コミュニティ協議会運営補助

市内全地区の地区コミュニティ協議会連合会の連合体の運営や研修活動経費で、市内の小学校区数に3万円を乗じて得た額を限度。（コミュニティ協議会の未組織学区を除く。）

- コミュニティ間交流事業補助

市内間交流は年間活動経費の50%以内で10万円を限度、県内及び県外間交流は年間活動経費の50%以内で20万円を限度（市内、県内外で同一の相手方との交流は3年間を限度）

② 校区集会所設置費補助金

小学校区を単位として組織されたコミュニティ協議会が、集会所を設置する場合などに補助を行う。

（コミュニティ組織が設立されていることが条件で、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間は、再補助しない。）

- 新築・増改築・建物取得

建物の本体工事費を補助対象とする（外構工事、備品、消耗品等は対象外）

小学校区世帯数が1,500世帯以下の場合

補助対象経費の70%以内で木造2,100万円、耐火2,400万円を限度

小学校区世帯数が1,500世帯を超える場合

補助対象経費の70%以内で木造2,900万円、耐火3,500万円を限度

- 大修繕

補助対象経費（工事費から20万円を差し引いた額）の50%以内で800万円を限度

- 公共下水道への接続工事

補助対象経費の70%以内で70万円を限度（既存施設への接続、1集会所1回限り）

- 冷暖房設備の設置

補助対象経費の70%以内で140万円を限度、1集会所について2回目以降の補助は、補助対象経費の50%以内で140万円を限度（当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して15年間は再補助しない）

③ 校区集会所管理費等補助金

- 小学校区単位組織のコミュニティ協議会が保有する集会所の電気料ほか一定の経費について補助を行う。

小学校区の世帯数が1,500世帯以下の場合、年額18万円を限度

小学校区の世帯数が1,500世帯を超える場合、年額36万円を限度

- 集会所を保有しないコミュニティ協議会が他の施設を使用する場合に生じる使用料等について補助を行う。

1回の使用につき15,000円で年額18万円を限度

④ 地域集会所設置費補助金

住民自治組織が集会所を設置する場合などに補助を行う。

(当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は再補助しない)

●新築・増改築

建物の本体工事費を補助対象とし、補助対象経費の50%以内で800万円を限度
(外構工事、備品、消耗品等は対象外)

●建物取得

補助対象経費の50%以内で800万円を限度 (外構工事、備品、消耗品等は対象外)

●大修繕

補助対象経費 (工事实費から20万円を差し引いた額) の50%以内で800万円を限度

●公共下水道への接続工事 (既存施設への接続、1集会所1回限り)

補助対象経費の50%以内で50万円を限度

●冷暖房設備の設置 (当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して15年間は再補助しない)

補助対象経費の50%以内で100万円を限度

地域集会所設置費補助金交付状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
新築、増築、改築	2	15,303	0	0	2	10,941
大修繕	15	20,722	13	17,522	13	10,881
公共下水道への接続工事を 含む大修繕	1	406	2	1,906	1	3,284
公共下水道への接続	0	0	0	0	0	0
冷暖房設備の設置	6	2,488	10	4,188	12	5,083
計	24	38,919	25	23,616	28	30,189

⑤ 自治組織集会所施設家賃補助金

住民自治組織が集会所施設 (建物) を賃貸借契約し借り上げる場合に補助を行う。

補助額は家賃の2分の1で年度あたり12万円限度 (家賃以外の敷金、権利金等は対象外)

⑥ 集会所屋外スロープ設置費補助金

住民自治組織が集会所に屋外スロープを設置する場合に補助を行う。

(選挙の投票所又は検診・健康診査等で使用する公共性の高い集会所が対象)

補助額は工事費の実費 (倉敷市福祉のまちづくり条例施行規則第3条の整備基準に適合することが必要)

⑦ 町内会長等に対する感謝状の贈呈

市内の各地域において住民自治組織の長として、多年にわたり地域活動の推進に寄与するとともに地方自治の発展に功績のあった者に対して、感謝状を贈呈する。

集会所屋外スロープ設置費補助金交付状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
屋外スロープ	1	1,840	0	0	0	0
計	1	1,840	0	0	0	0

⑧ 財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業

財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うもの。

●一般コミュニティ助成

・対象事業

地域住民のコミュニティ組織 (町内会・自治会等) がコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を行う事業 (例: 御輿、太鼓、山車、テント等の整備事業)

・助成金 100万円～250万円 (10万円単位)

●コミュニティセンター助成

・対象事業

地域住民のコミュニティ組織 (町内会・自治会等) が、多目的な総合施設 (コミュニティセンター・自治会集会所など) を建設整備する事業

- ・助成金 対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし1,500万円を限度（10万円単位）
- 青少年健全育成助成
 - ・対象事業

地域住民のコミュニティ組織（町内会・自治会等）が、青少年の健全育成のため、主として親子で参加するスポーツ・レクリエーション、文化・学習活動などを実施する事業
 - ・助成金 30万円～100万円（10万円単位）

助成状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
一般コミュニティ助成	10	23,700	3	4,900	1	2,500
コミュニティセンター助成	-	-	-	-	-	-
青少年健全育成助成	-	-	-	-	-	-

⑨ 地縁団体の認可

自治会や町内会は「権利能力なき社団」と位置付けられ法人格を持てなかったことから、集会所等の財産を当該団体の名義での不動産登記が不可能であったため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員との共有名義としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがあった。

この認可制度は、このような問題を解消するため、不動産を保有又は保有を予定している自治会や町内会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記等を可能にしようとするものであり、平成3年4月2日の地方自治法の改正により新たに創設された制度である。倉敷市では、令和6年3月末現在、211団体が認可を受けている。

(2) 市民との協働の推進

近年、地方分権の進展とともに、「自己決定・自己責任」の理念のもと、地方自治体の自主性と自立性が求められており、そのためには、市民が主人公のまちづくりを推進することが大変重要になってきている。少子高齢化、価値観の多様化などから生まれる地域課題の解決や改善、より良い公共サービスの提供を行うために、行政と市民公益活動団体等が互いに力を合わせながら、全ての市民が総合的な豊かさを実感するまちづくりを進めていく。平成20年3月に協働についての基本的な考え方やあり方をまとめた「倉敷市協働の指針」を策定した。この指針に基づいて市民との協働を推進している。

① アダプト・プログラム

道路、河川や公園など公共エリアの清掃、美化活動等の管理を行うことについて、ボランティア団体と市が合意書を取り交わし、ボランティア団体が管理を行い、市は軍手、ゴミ袋等を支給することによってその活動を支援する。

- ・活動期間…… 1年以上、最長5年間（継続可）
- ・活動範囲……倉敷市管理の公共施設の一定区域
- ・活動回数……年4回以上
- ・活動団体の状況（令和6年3月末現在63団体が登録し活動中）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動団体数	41	40	48	55	63

② 市民企画提案事業

市民活動の活性化、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的に、団体単独で行う自主事業及び行政との協働事業に対して補助を行う。利用は各コースを通算して1団体につき5年以内とする。

令和元年度に制度の見直し（令和2年度実施事業から適用）を行い、自主事業部門に新規チャレンジコースを新設し、自主事業から協働事業への発展を目指すよう、各コースの補助額や補助率の見直しを行った。

- ・新規チャレンジコース（自主事業部門）

団体が実施する公益的な自主事業に対して補助を行う。団体の活動実績は問わない。補助率75%以内で15万円を限度とする。

- ・協働準備コース（自主事業部門）

団体が実施する公益的な自主事業に対して補助を行う。協働事業部門への発展を目指す団体が対象。補助率80%以内で30万円を限度とする。

- ・市民提案コース（協働事業部門）

団体と行政が協働して実施する事業のうち、団体が市へ企画を提案し実施する事業に対して補助を行う。補助率90%以内で50万円を限度とする。

・行政提案コース（協働事業部門）

団体と行政が協働して実施する事業のうち、市が提示したテーマに沿った企画を団体が提案し、実施する事業に対して補助を行う。補助率100%以内で50万円を限度とする。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提案件数	8	8	8	6	5
実施件数	8	5	7	5	5
助成状況（千円）	2,620	1,478	2,104	1,845	1,373

③ NPO法人（特定非営利活動法人）の状況等

・NPO法人の状況

特定非営利活動促進法に基づき、岡山県から認証を受けた「市内に事務所を置く法人」は、次のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
NPO法人数	151	154	154	155	152

（令和6年3月末現在）

(3) 市民活動拠点、交流施設の管理・運営

① 倉敷市市民活動センター

設置目的

市民の自主的かつ営利を目的としない公益性のある活動を促進することにより、活力ある地域社会を実現するため、倉敷市市民活動センターを設置する。

- ・所在地 倉敷市西中新田620番地1（本庁舎西側分室）
- ・開館 平成21年6月1日
- ・開館時間 月～金……午前9時から午後9時
土・日……午前9時から午後5時
- ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日
年末年始（12月29日から翌年1月3日）
※土・日曜日が祝日の場合は休館
- ・施設の内容 会議室2室（第1会議室：定員20名、第2会議室：定員12名）
保管コーナー、印刷・作業コーナー、情報・交流コーナー
- ・使用料（令和元年10月1日改定）

使用区分・時間	基本使用料（円）		
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時
第1会議室	314	419	314
第2会議室	210	314	210

・年度別利用状況（延人数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用者数	6,087	4,482	3,532	5,409	6,046
第1会議室	3,348	1,876	1,355	2,000	2,363
第2会議室	0	426	400	1,032	1,110

② 倉敷市市民交流センター

設置目的

市民の相互交流及び文化活動、コミュニティ活動等の促進を図り、もって地域の活性化に資するため、市民交流センターを設置する。

- 倉敷市児島市民交流センター（指定管理者：平成30年7月1日から令和3年6月30日まで
及び令和3年7月1日から令和8年6月30日まで
児島商工会議所・クラレテクノ共同事業体）

- ・所在地 倉敷市児島味野2丁目2番38号
- ・開館 平成23年10月1日
- ・建設年月日 着工 平成22年2月23日～平成23年7月27日
- ・建物概要 交流棟…鉄筋コンクリート造、地上2階／地下1階、延床面積3,318.46㎡
図書館・ホール棟…鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上4階、
延床面積5,781.43㎡（内児島市民交流センター部分：2,692.51㎡）
駐車場棟…鉄筋コンクリート造、地上1階／地下1階、延床面積3,271.20㎡
- ・総工費 2,570,931千円（内児島市民交流センター部分：1,554,557千円）
- ・開館時間 午前9時から午後10時
- ・休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日）

・施設利用料金（令和元年10月1日改定）

区分・時間 場所		基本利用料（円）						冷暖房料 （円）
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9時 ～12時	13時 ～17時	18時 ～22時	9時 ～17時	13時 ～22時	9時 ～22時	
ジーンズホール		3,960	5,280	5,280	10,675	11,995	17,380	1時間につき 冷房料 1,729 暖房料 1,278
楽屋	第1楽屋	115	220	220	440	440	660	
	第2楽屋	115	220	220	440	440	660	
	第3楽屋	115	220	220	440	555	775	
楽屋シャワー室		555	555	555	555	660	660	
会議室	第1会議室	880	1,100	1,100	2,315	2,640	3,855	
	第2会議室	220	335	335	660	775	1,100	
	第3会議室	555	775	775	1,540	1,655	2,535	
	第4会議室	115	220	220	440	555	775	
	第5会議室	115	220	220	440	555	775	
	第6会議室	335	555	555	1,100	1,215	1,760	
	第1和室会議室	335	555	555	1,100	1,215	1,760	
	第2和室会議室	220	335	335	660	660	995	
多目的室		995	1,435	1,435	2,860	3,195	4,620	
視聴覚室		1,980	2,640	2,640	5,395	6,160	8,800	
練習室	第1練習室	220	335	335	660	775	1,100	
	第2練習室	220	335	335	660	660	1,100	
いきいきふれあいルーム		995	1,320	1,320	2,640	3,080	4,400	
工 作 室		775	995	995	2,095	2,315	3,415	
陶 芸 窯 室		660	660	660	880	880	1,100	
調 理 室		1,435	1,760	1,760	3,080	3,415	4,735	
多 目 的 ホ ー ル		1,100	1,435	1,435	2,975	3,415	4,840	
展示スペース（1ブロック）		52	73	73	136	147	220	
ギャラリー（1ブロック）		42	63	63	115	126	178	
芝 生 広 場		660	880	880	1,760	1,980	2,975	

備考

- 1 多目的ホールを時間単位で使用する場合における時間当たりの基本利用料は、使用部分が全面（6ブロック）の場合にあつては377円、3ブロックの場合にあつては189円、2ブロックの場合にあつては126円、1ブロックの場合にあつては63円とする。
- 2 各種割増料（入場料割増し、営業割増し、市外居住割増し、超過時間等割増し）設定あり。
- 3 ジーンズホールの使用の場合は、ジーンズホールの基本利用料に第1楽屋、第2楽屋及び第3楽屋の基本利用料を含むものとする。
- 4 準備又は練習のためにジーンズホール（客席及び親子室を除く。）を使用する場合は、基本利用料の50パーセントを減額する。

・年度別利用状況（人）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ジーンズホール		9,665	18,954	21,752
会議室	第1会議室	5,261	8,818	11,773
	第2会議室	2,114	3,206	3,016
	第3会議室	4,494	5,350	5,147
	第4会議室	1,347	2,245	2,117
	第5会議室	1,111	1,535	1,838
	第6会議室	2,459	3,589	3,799
	第1和室会議室	720	1,547	2,912
	第2和室会議室	676	1,061	1,117
多目的室		4,393	8,464	8,814
視聴覚室		1,497	3,902	5,159
練習室	第1練習室	409	760	1,450
	第2練習室	386	460	649
いきいきふれあいルーム		982	2,964	4,378
工作室		2,237	3,252	3,056
陶芸窯室		161	162	226
調理室		1,300	1,680	1,921
多目的ホール		6,760	9,500	11,420
展示スペース（1ブロック）		65,522	65,470	84,178
ギャラリー（1ブロック）		4,360	4,464	5,140
芝生広場		1,238	3,750	71,283
合 計		117,092	151,133	251,145

●倉敷市玉島市民交流センター（指定管理者：平成31年3月1日から令和4年2月28日まで
及び令和4年3月1日から令和9年2月28日まで
玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス共同事業体）

- ・所在地 倉敷市玉島阿賀崎1丁目10番1号
- ・開 館 平成24年4月1日
- ・建設年月日 着工 平成22年7月1日～平成24年3月14日
- ・建物概要 交流棟…鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上2階
延床面積 5,198.48㎡
体育棟…鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上2階
延床面積 2,471.92㎡（内玉島市民交流センター部分：1,065.20㎡）
- ・総工費 2,396,610千円（内玉島市民交流センター部分：2,116,618千円）
- ・開館時間 交流棟……午前9時から午後10時
体育棟……午前8時から午後10時
- ・休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日）

・施設利用料金（令和元年10月1日改定）

1 ホール・会議室等

区分・時間 場所		基本利用料（円）						冷暖房料（円）
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9時 ～12時	13時 ～17時	18時 ～22時	9時 ～17時	13時 ～22時	9時 ～22時	
ホール		4,295	5,720	5,720	11,440	12,875	18,595	1時間につき 冷房料 1,854 暖房料 1,372
楽屋	第1楽屋	115	220	220	440	555	775	
	第2楽屋	220	220	220	555	660	880	
	第3楽屋	115	220	220	440	555	775	
楽屋シャワー室		555	555	555	660	775	880	
会議室	第1会議室	995	1,320	1,320	2,755	3,080	4,515	
	第2会議室	1,875	2,535	2,535	5,060	5,615	8,140	
	第3会議室	880	1,215	1,215	2,535	2,860	4,180	
	第4会議室	660	880	880	1,875	2,095	3,080	
	第5会議室	335	440	440	880	995	1,435	
	第6会議室	220	335	335	775	880	1,320	
	第1和室会議室	335	440	440	995	1,100	1,655	
	第2和室会議室	220	335	335	775	880	1,215	
	第3和室会議室	220	335	335	775	880	1,215	
多目的室		335	555	555	1,100	1,215	1,760	
練習室	第1練習室	775	1,100	1,100	2,200	2,420	3,635	
	第2練習室	335	440	440	880	995	1,435	
工作室		880	1,100	1,100	2,315	2,640	3,740	
陶芸窯室		660	660	660	880	995	1,100	
調理室		1,435	1,760	1,760	2,860	3,195	4,295	
美術展示室	第1美術展示室	335	440	440	880	995	1,540	
	第2美術展示室	880	1,215	1,215	2,420	2,755	3,960	
	美術倉庫（1ブロック）	73	94	94	178	210	304	

備考 児島市民交流センター施設利用料金の表備考（第1号を除く。）の規定は、この表の利用料及び時間について準用する。この場合において、同表備考中「ジーンズホール」とあるのは「ホール」と読み替えるものとする。

2 体育室

種別	単位	基本利用料（円）
フロアを全面使用する場合	1時間につき	430
バレーボール	1面1時間につき	356
バスケットボール	1面1時間につき	356
バドミントン	1面1時間につき	126
インディアカ	1面1時間につき	126
ソフトバレー	1面1時間につき	126
バウンドテニス	1面1時間につき	94
卓球	1面1時間につき	31

備考 各種割増料（入場料割増し、営業割増し、市外居住割増し、超過時間等割増し）設定あり。

3 屋外体育施設

種 別	単 位	基本利用料 (円)
テニスコート	1面1時間につき	178
シャワー室	1人1回につき	42

・年度別利用状況 (人)

部 屋 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホール (楽屋)	14,732	22,324	23,081
第1会議室	3,846	6,149	6,877
第2会議室	8,370	11,478	12,189
第3会議室	4,366	6,116	7,095
第4会議室	3,486	4,644	5,545
第5会議室	2,904	4,097	4,766
第6会議室	2,785	3,789	3,665
和室会議室	1,802	4,218	4,699
多目的室	0	0	168
第1練習室	2,371	5,050	5,897
第2練習室	698	1,828	2,067
調理室	584	2,176	1,748
工作室	2,070	3,251	2,614
陶芸窯室	101	140	240
美術展示室	9,910	9,940	10,895
体育室	21,096	30,183	33,955
テニスコート	9,524	11,863	11,358
合 計	88,645	127,246	136,859

③ 倉敷市環境交流スクエア (愛称：水島愛あいサロン)

(指定管理者：令和2年3月1日から令和7年2月28日まで)

クラレテクノ・シンコースポーツ共同事業体)

設置目的

市民の環境に対する理解及び学習を促進し、並びに市民の相互交流に資する施設として、倉敷市環境交流スクエアを設置する。

・所在地 倉敷市水島東千鳥町1-50

・開 館 平成23年4月17日

・改修年月日 着工 平成22年10月26日～平成24年2月29日

・建物概要 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)、地上4階、延床面積5,229.75㎡

・総工費 891,566千円 (改修費)

・開館時間 東棟 (交流フロア、スポーツフロア、芝生広場) ……月・水から金曜日：午前9時から午後9時
土・日・祝日 : 午前9時から午後6時

西棟 (環境フロア) ……午前9時から午後5時

・休 館 日 東棟……毎週火曜日、年末年始 (12月29日から翌年1月3日)

ただし、火曜日が祝日の場合、その日後においてその日に最も近い、土・日曜日及び祝日に該当しない日

西棟……土・日曜日、祝日、年末年始 (12月29日から翌年1月3日)

※祝日：国民の祝日に関する法律に規定する休日

・施設利用料金及び使用料（令和元年10月1日改定）

1 交流フロア（東棟）

区分・時間 場所	基本利用料（円）					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
コミュニティフロア（1区画）	2,300	3,140	2,300	6,280	6,280	9,420
会議室1	730	1,040	730	2,090	2,090	3,140
会議室2	730	1,040	730	2,090	2,090	3,140
サウンドルーム	730	1,040	730	2,090	2,090	3,140

2 スポーツフロア（東棟）

区分	単 位	基本利用料（円）
温水プール及び トレーニング室	1人1回につき	中学生、高校生、65歳以上の者
		その他の者
	1人1月につき	中学生、高校生、65歳以上の者
		その他の者
	1人1年につき	中学生、高校生、65歳以上の者
		その他の者

3 環境フロア（西棟）

使用区分・時間 使用場所	基本使用料（円）		
	午前	午後	全日
	9時～12時	13時～17時	9時～17時
会議室1	629	838	1,782
会議室2	629	838	1,782
会議室3	419	524	1,257
教室（全会議室）	1,571	2,095	4,714

4 芝生広場

使用区分・時間 使用場所	基本使用料（円）		
	半日		全日
	9時～15時	15時～21時	9時～21時
A区	7,690	7,690	15,380
B区	7,630	7,630	15,260

備考 各種割増料（入場料割増し、営業割増し、市外居住割増し、超過時間等割増し）設定あり。

・年度別利用状況（人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交流フロア	コミュニティフロア	13,355	26,879
	会議室	3,901	4,827
	サウンドルーム	184	289
スポーツフロア	17,516	31,396	36,827
芝生広場	4,500	11,312	13,776
合 計	39,456	74,703	91,214

5. 広聴

(1) 市民ふれあいトーク

市民と市長との直接対話により、市政への市民参加を図り、開かれた市政を実現するために実施。市長が市内各地区の個性と魅力や、様々なテーマについて、市民と幅広く、自由に意見交換を行う。

平成20年8月より実施。

年 度	回 数	参 加 人 数 (人)	傍 聴 人 数 (人)
R3	0	0	0
R4	0	0	0
R5	0	0	0

※令和3年度-5年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により開催せず。

(2) 市民モニター

市政の課題や市民生活にかかる課題などについて、インターネットを活用して市民の意識調査を行い、市民の声を市政に反映させるため平成21年4月より募集開始。インターネットを活用することで、簡単に、かつ素早く調査を行い、市民の生活向上に役立てることができる。

年 度	登 録 者 数 (人)	アンケート回数
R3	1,499 (R4.3.31現在)	12
R4	1,555 (R5.3.31現在)	12
R5	1,610 (R6.3.31現在)	18

(3) 陳情・請願、要望、提案等の受付、回答

市政に対する市民の建設的な意見、提案等を聴取し、市民の意見を市政に反映させるとともに、市政への市民の参加意識の高揚を図る。

年 度	件 数 (件)
R3	651
R4	412
R5	423

(4) コールセンター

市民サービスの向上と利用しやすい市役所を目指し、市の手続きや制度・施設利用などに関する問い合わせを一元的に受付ける「倉敷市コールセンター」（愛称：倉敷なんでもコール）を、平成20年3月に開設し、業者委託により運営を開始した。

- ・委託業者：株式会社NTTマーケティングアクトP r o C X (R4.4.1～)
- ・設置場所：倉敷市老松町3-3-1 NTT倉敷支店ビル3F
- ・運営時間：午前8時から午後9時（年中無休）
- ・受付手段：電話・FAX・メール

ア 目的

- ① ワンストップサービスの確立による市民サービスの向上
- ② 市政への反映を目的としたマーケティング機能の強化
- ③ 少数精鋭組織における業務遂行

イ 効果

- ① 市民からの問い合わせを一元的に受け付け、「どこへ電話したらよいかわからない」といった不安を解消するとともに、たらいまわしを防止することができる。
- ② 開庁時間外および土日祝日など受付時間の延長により、市民は必要な時に知りたい情報が入手できる。
- ③ インターネットを利用できない市民でも、身近な電話やFAXにて問い合わせができる。
- ④ コールセンターに寄せられた問い合わせ・意見・要望などにより、市民ニーズを把握して、市政に反映することができる。

年 度	電話受付件数	FAX受付件数	メール受付件数	FAQ閲覧件数
R 3	103,731	81	1,923	1,253,940
R 4	112,345	30	1,787	1,841,321
R 5	80,417	43	1,676	1,630,995

※FAQとは、市に寄せられる「よくある質問とその回答」を取りまとめたもので、コールセンターホームページに約2,100件を掲載している。

※FAQ閲覧件数とは、市民がホームページのFAQにアクセスした件数である。

(5) パブリックコメント

政策形成にあたり、市民の多様な意見・提言を広く聴くことにより、市政における公正の確保、透明性の向上、市民の市政への参画を図ることを目的とする。それまで各課で実施していたが、平成22年4月より「パブリックコメント手続」を制度として統一し、情報を一元化した。

年 度	実施件数 (件)
R 3	14
R 4	12
R 5	12

6. 広報

市政情報を市民に正確に分かりやすく知らせ、開かれた市政を推進するため、広報くらしきや広報チャンネル、民放テレビ、コミュニティFMラジオ、ホームページ、SNS、市公式アプリなどの複数の発信媒体を組み合わせ、効果的な情報発信に努める。

また、倉敷の優れた歴史・伝統・文化・景観・特産品など魅力ある地域資源について、あらゆる媒体を活用して全国及び世界に向けた戦略的な情報発信を展開する。

(1) 広報活動

① 広報紙「広報くらしき」

発行 毎月1回、各世帯に配布する。

A4判36ページ 毎月1日に発行する。令和6年11月号からA4版28ページにリニューアル予定。

配布 市民（地区代表者・世話人）約6,200人に各世帯への配布を依頼している。（1人当たり配布世帯数約30世帯）

配布手数料は1世帯当たり月額15円（令和6年度）

② 新聞広報

・地元新聞朝刊広告 年30段分を掲載

③ 民放市政テレビ番組

・RSK山陽放送「月刊くらしき情報局」（5分のコーナー） 本放送年12回 毎月 ※YouTube（ユーチューブ）でも配信

・西日本放送など（30分番組） 本放送年1回 ※YouTubeでも配信

・岡山放送など（30分番組） 本放送年7回

・瀬戸内海放送（30分番組） 本放送年1回 ※YouTubeでも配信

・テレビせとうちなど（30分番組） 本放送年2回 ※YouTubeでも配信

④ FM放送

・FMくらしき ナレーション・インフォマーシャル60秒 年約600回

「声の広報くらしき」毎週土曜日 10時～10時半

毎週火曜日 12時25分～12時55分

（月8回放送、内6回は再放送）

⑤ ケーブルテレビ広報チャンネル

・平成10年10月10日に、各ケーブルテレビ局のチャンネルで行政専用の広報チャンネルを開設。また平成16年4月1日から動画放送を開始し、市役所からのお知らせや休日・夜間の当番医などを文字・音声や動画で24時間放送している。平成21年4月からは「市長定例記者会見」を放送している。平成26年度からは、新たに動画コンテンツを1カ月に1本程度制作（委託事業）・放送し、YouTubeでも配信。令和2年9月末で静止画放送を終了し、動画を24時間放送。

⑥ 記者会見

市長定例記者会見 原則として月1回

- ⑦ メールマガジン
- ・事前登録した市民（利用者）に、利用者自らが選んだ市政情報をスマートフォンやパソコンにメールで配信する。平成30年12月からLINE（ライン）での受信も可能になった。受け付け、発行は各担当課が行い、くらしき情報発信課は全体の統括をする。分野は、消費生活、税、環境など、令和6年4月現在で22種を発行中。発行頻度は各メールマガジンにより異なるが、概ね月1回～数回。
- ⑧ Facebook（フェイスブック）
- ・平成27年3月16日からフェイスブックに倉敷市公式アカウントを開設。担当部署から集めた市の観光やイベントなどの情報を中心に、本市の魅力を感じられるような情報をくらしき情報発信課で投稿する。
- ⑨ シティセールス「クラシキ文華」
- ・歴史を大事にしながらも常に新しい事にチャレンジし続けているまち、新しい「くらし」「文化」が生まれ続けているまちを表わす「クラシキ文華」をテーマに、首都圏などの20代～30代の女性をメインターゲットとして、交流・定住の人口や倉敷ファンの増加を目指し、特設ホームページにより魅力を発信。
- ⑩ Instagram（インスタグラム）
- ・平成28年11月1日から運用開始。他市との差別化が図られるような、観光名所やイベント、特産品等、個性と魅力を伝える情報をくらしき情報発信課で投稿する。
- ⑪ 倉敷未来プロジェクト
- ・市内商工会議所や大学等と協力し、地域活性化の活動や地域の魅力に触れる機会を作ることで、若者の倉敷への郷土愛を高め、倉敷を誇りに思うひとを育てる取り組みを実施する。

7. 職員

(1) 定数並びに現員

(単位：人) (R6.4.1現在)

区 分		条例定数	職 員 数	男子職員	女子職員
市長部局	計	2,200	2,234	1,301	933
	市長公室		24	16	8
	企画財政局		115	85	30
	総務局		333	242	91
	市民局		222	119	103
	環境リサイクル局		278	258	20
	保健福祉局		880	267	613
	文化産業局		127	92	35
	建設局		238	215	23
	出納室		17	7	10
水道局	130	113	92	21	
市民病院	210	177	42	135	
ボートレース事業局	33	31	28	3	
議会事務局	22	17	12	5	
選挙管理委員会	12	10	9	1	
監査事務局	11	8	4	4	
教育委員会	480	439	160	279	
公平委員会	1	0	0	0	
農業委員会	12	11	7	4	
消防局	485	470	456	14	
合計	3,596	3,510	2,111	1,399	

1 現員は、地方公共団体定員管理調査による職員数。また、教育委員会に教育長を含む。

(2) 一般職平均給料等

(R6.4.1現在)

区 分	職 員 数	平均年齢	給 料 月 額 (円)		
			最 高	最 低	平 均
一 般 行 政 職	1,705人	43.6歳	528,900	170,900	336,730
税 務 職	140	37.8	459,700	177,600	297,834
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	2	68.3	573,200	565,300	569,250
薬 剤 師 ・ 医 療 技 術 職	74	38.9	416,900	202,400	308,568
看 護 ・ 保 健 職	106	40.4	432,400	202,400	314,166
福 祉 職	295	35.7	413,500	195,700	290,873
消 防 職	469	39.8	495,700	176,100	316,136
企 業 職	321	44.6	663,600	170,900	347,294
技 能 労 務 職	175	53.9	404,000	200,200	346,920
教 育 職	短 期 大 学	23	531,400	274,900	434,060
	高 等 学 校	2	305,552	216,200	260,876
	幼 稚 園	143	423,300	213,200	300,309
指 導 主 事	54	46.6	459,700	321,900	379,998
合 計 ・ 平 均	3,509	42.5			328,678

(3) 標準職務等級別給料 (行政職給料表)

(R6.4.1現在)

区 分	人 員	平 均 給 料	最 高 給 料	最 低 給 料
技 監	1人	528,900円	528,900円	528,900円
局 長	17	493,194	498,000	458,400
部 長	43	457,900	461,400	419,500
次 長	110	431,690	443,500	422,100
課 長	241	404,600	411,300	398,000
課 長 補 佐	476	380,216	394,000	273,700
係 長	515	354,480	382,000	267,400
吏 員	1,240	271,320	382,000	170,900
吏 員 以 外	6	191,117	202,400	176,100

(4) 初任給の状況

① 行政職

(R6.4.1現在)

職 種	学 歴 免 許	級 号	給 料
一 般 事 務 職 員	大 学 卒	1-29	202,400円
	短 大 卒	1-17	181,800
技 術 職 員	高 校 卒	1-9	170,900
	高 校 卒	1-13	176,100

② 保育教育職

職 種	学 歴 免 許	級 号	給 料
保 育 教 育 職	大 学 卒	1-37	208,800円
	短 大 卒	1-25	195,700

③ 技能労務職

職 種	学 歴 免 許	級 号	給 料
技 能 労 務 職	高 校 卒	1-17	164,000円

(5) 管理職手当

支 給 区 分	職	支 給 額 (円)
1 種	技 監	123,200
	局 長	103,600
2 種	部 長	84,000
3 種	次 長	72,600
4 種	課 長	72,600

※ () は再任用職員の支給額

(6) 期末・勤勉手当

① 一般職（期末・勤勉手当）

区 分		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
夏期手当（6月）	期末手当	$\frac{215.0}{100}$	$\left[\begin{array}{l} 120.0 \\ 100 \\ 95.0 \\ 100 \end{array} \right]$	$\frac{215.0}{100}$	$\left[\begin{array}{l} 120.0 \\ 100 \\ 95.0 \\ 100 \end{array} \right]$	$\frac{220.0}{100}$	$\left[\begin{array}{l} 120.0 \\ 100 \\ 100.0 \\ 100 \end{array} \right]$	$\frac{225.0}{100}$	$\left[\begin{array}{l} 122.5 \\ 100 \\ 102.5 \\ 100 \end{array} \right]$
	勤勉手当								
年末手当（12月）	期末手当	$\frac{215.0}{100}$	$\left[\begin{array}{l} 120.0 \\ 100 \\ 95.0 \\ 100 \end{array} \right]$	$\frac{225.0}{100}$	$\left[\begin{array}{l} 120.0 \\ 100 \\ 105.0 \\ 100 \end{array} \right]$	$\frac{230.0}{100}$	$\left[\begin{array}{l} 125.0 \\ 100 \\ 105.0 \\ 100 \end{array} \right]$	$\frac{225.0}{100}$	$\left[\begin{array}{l} 122.5 \\ 100 \\ 102.5 \\ 100 \end{array} \right]$
	勤勉手当								

② 特別職（期末手当）

区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
夏期手当（6月）	$\frac{207.5}{100}$	$\frac{207.5}{100}$	$\frac{212.5}{100}$	$\frac{217.5}{100}$
年末手当（12月）	$\frac{207.5}{100}$	$\frac{217.5}{100}$	$\frac{222.5}{100}$	$\frac{217.5}{100}$

(7) ラスパイレス指数

毎年度4月1日現在

年 度	R2	R3	R4	R5
指 数	101.8	101.3	100.5	100.5

(8) 障がい者雇用数・率

年 度	R2	R3	R4	R5
雇用者数	74	78	84	84
(率)	(2.48)	(2.57)	(2.74)	(2.72)

8. 旅費

(1) 日当・宿泊料

(単位：円)

区 分	車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料	
			県 外	県 内
市 長 、 副 市 長	37	3,300	16,500	14,500
そ の 他 の 職 員	37	2,800	14,500	12,500以内

※ 片道100km未満の出張（宿泊を伴わないものに限る。）をした場合には、日当を支給しない。

9. 特別職の給与及び報酬

(単位：円)

区 分	現 行		改 正 前	
	報酬等の額	適用年月日	報酬等の額	適用年月日
議 長	月 額 780,000	H8. 6. 1	月 額 760,000	H6. 4. 1
副 議 長	〃 720,000	〃	〃 700,000	〃
議 員	〃 670,000	〃	〃 650,000	〃
市 長	〃 1,150,000	H21.10.1	〃 1,190,000	H8. 6. 1
副 市 長	〃 930,000	〃	〃 960,000	〃
常 勤 の 監 査 委 員	〃 610,000	〃	〃 620,000	〃
教 育 長	〃 810,000	〃	〃 830,000	〃
水 道 事 業 管 理 者	〃 810,000	〃	〃 830,000	〃
病 院 事 業 管 理 者	〃 810,000	H28. 4. 1	-	-
ボ ー ト レ ー ス 事 業 管 理 者	〃 660,000	H29. 4. 1	-	-
教 育 委 員 会 委 員	〃 99,000	H8. 7. 1	月 額 97,000	H6. 4. 1
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	〃 87,000	〃	〃 85,000	〃
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	〃 55,000	〃	〃 54,000	〃
監 査 委 員 (識見を有する者のうちから選任された者)	〃 128,000	〃	〃 125,000	〃
監 査 委 員 (議会議員のうちから選任された者)	〃 64,000	H4. 4. 1	〃 58,000	H1. 7. 1
公 平 委 員 会 委 員 長	〃 49,000	H8. 7. 1	〃 48,000	H6. 4. 1
公 平 委 員 会 委 員	〃 42,000	〃	〃 41,000	〃
農 業 委 員 会 会 長	月額60,000円に、農地利用の最適化に係る活動実績に応じて年額84,000円以内で市長が定める額を加算した額	R2. 4. 22	〃 56,000	H8. 7. 1
農 業 委 員 会 会 長 代 理	月額43,000円に、農地利用の最適化に係る活動実績に応じて年額84,000円以内で市長が定める額を加算した額	〃	〃 49,000	〃
農 業 委 員 会 委 員	月額39,000円に、農地利用の最適化に係る活動実績に応じて年額84,000円以内で市長が定める額を加算した額	〃	〃 45,000	〃
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	月額39,000円に、農地利用の最適化に係る活動実績に応じて年額84,000円以内で市長が定める額を加算した額	〃	〃 45,000	H29. 4. 22

区 分	現 行		改 正 前		
	報酬等の額	適用年月日	報酬等の額	適用年月日	
固定資産評価審査委員会委員	日 額 11,100	H8. 7. 1	日 額 10,800	H6. 4. 1	
文化章選考委員会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
G 7 倉敷宣言推進会議委員	" 7,100	H28. 6. 29	-	-	
特別職報酬等審議会委員	" 7,100	H8. 7. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
防 災 会 議 委 員	" 7,100	"	" 6,900	"	
防 災 会 議 専 門 委 員	" 7,100	"	" 6,900	"	
行政改革推進委員会委員	" 7,100	"	" 6,900	H7. 4. 1	
行政評価委員会委員	" 7,100	H17. 4. 1	-	-	
市民企画提案事業審議会委員	" 7,100	H18. 7. 1	-	-	
官民競争入札落札者選定委員会委員	" 7,100	H19. 6. 29	-	-	
指定管理者選定委員会委員	" 7,100	H17. 4. 1	-	-	
P F I 事業等選定委員会委員	" 7,100	H26. 12. 22	-	-	
行政不服審理員	" 30,000	H28. 4. 1	-	-	
行政不服審査会委員	" 11,100	H28. 4. 1	-	-	
倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員	" 11,100	H14. 10. 1	-	-	
地域情報化推進協議会委員	" 7,100	H12. 10. 1	-	-	
退職手当審査会委員	" 7,100	H22. 4. 1	-	-	
公務災害補償等認定委員会委員	" 7,100	H8. 7. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
公務災害補償等審査会委員	" 7,100	H8. 7. 1	" 6,900	"	
市立大学審議会委員	" 7,100	H19. 9. 28	-	-	
青少年問題協議会委員	" 7,100	H8. 7. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
青少年問題協議会専門委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
青少年育成センター運営協議会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
男女共同参画審議会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
男女共同参画審議会専門委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
総合計画審議会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
国民保護協議会委員	" 7,100	H18. 3. 24	-	-	
国民保護協議会専門委員	" 7,100	"	-	-	
文化振興審議会委員	" 7,100	H19. 12. 28	-	-	
住居表示審議会委員	" 7,100	H8. 7. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
消費者苦情処理委員	" 7,100	H15. 4. 1	-	-	
交通安全対策会議委員	" 7,100	H8. 7. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
交通安全対策会議特別委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
交通安全対策会議幹事	" 7,100	"	" 6,900	"	
自転車問題等対策審議会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
国民健康保険運営協議会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
民生委員推薦会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
老人ホーム入所 判定委員会	委員（医師である委員を除く）	" 7,100	H24. 4. 1	-	-
	委員（医師である委員）	" 14,100	"	-	-

区 分		現 行		改 正 前	
		報酬等の額	適用年月日	報酬等の額	適用年月日
災害弔慰金等支給審査会	委員 (医師である委員を除く。)	日 額 11,100	H30.9.5	-	-
	委員 (医師である委員に限る。)	" 14,100	"	-	-
災害弔慰金等支給審査会	臨時委員 (医師である委員を除く。)	" 11,100	"	-	-
	臨時委員 (医師である委員に限る。)	" 14,100	"	-	-
社会福祉審議会	委員及び臨時委員	" 7,100	H14.4.1	-	-
	専門分科会委員及び専門分科会臨時委員(医師を除く。)	" 7,100	"	-	-
	専門分科会委員及び専門分科会臨時委員(医師に限る。)	" 14,100	"	-	-
子ども・子育て支援審議会委員	委員	" 7,100	H24.4.1	-	-
	臨時委員	" 7,100	"	-	-
介護給付費等審査会委員 (医師及び歯科医師である委員を除く。)		" 11,100	H18.4.1	-	-
介護給付費等審査会委員 (医師及び歯科医師である委員)		" 14,100	"	-	-
地域包括支援センター運営協議会委員		" 7,100	H10.4.1	-	-
保健所運営協議会委員		" 7,100	H16.6.1	-	-
健康増進計画・食育推進計画審議会委員	委員	" 7,100	H22.4.1	-	-
	臨時委員	" 7,100	"	-	-
精神保健福祉協議会委員		" 7,100	H19.12.28	-	-
精神保健福祉協議会臨時委員		" 7,100	"	-	-
自殺対策基本計画審議会委員		" 7,100	H27.4.1	-	-
動物愛護管理審議会委員		" 7,100	H20.9.30	-	-
動物愛護管理審議会臨時委員		" 7,100	"	-	-
環境審議会委員		" 7,100	H11.6.1	-	-
環境審議会臨時委員		" 7,100	R3.12.22	-	-
地球温暖化対策審議会	委員	" 7,100	H29.6.29	-	-
	臨時委員	" 7,100	"	-	-
公害健康被害認定審査会委員		" 14,100	H8.7.1	日 額 13,700	H6.4.1
公害健康被害診療報酬審査会委員		" 14,100	"	" 13,700	"
介護保険適正運営協議会委員		" 11,100	H11.10.1	-	-
介護認定審査会委員 (医師及び歯科医師である委員を除く。)		" 11,100	"	-	-
介護認定審査会委員 (医師及び歯科医師である委員)		" 14,100	"	-	-
感染症診査協議会	委員(医師である委員を除く。)	" 11,100	H13.4.1	-	-
	委員(医師である委員)	" 14,100	"	-	-

区 分	現 行		改 正 前		
	報酬等の額	適用年月日	報酬等の額	適用年月日	
予防接種健康被害調査審議会委員 (医師である委員を除く。)	日 額 11,100	H23. 2. 22	-	-	
予防接種健康被害調査審議会委員 (医師である委員)	" 14,100	"	-	-	
小児慢性特定疾病審査会委員	" 8,000	H14. 4. 1	-	-	
健康診査等健康被害調査審議会委員 (医師及び歯科医師である委員を除く。)	" 11,100	H23. 2. 22	-	-	
健康診査等健康被害調査審議会委員 (医師及び歯科医師である委員に限る。)	" 14,100	"	-	-	
健康診査等健康被害調査審議会臨時委員 (医師及び歯科医師である委員を除く。)	" 11,100	"	-	-	
健康診査等健康被害調査審議会臨時委員 (医師及び歯科医師である委員に限る。)	" 14,100	"	-	-	
倉敷市立市民病院経営健全化検討委員会委員	" 7,100	H9. 4. 1	-	-	
倉敷市立市民病院経営強化プラン評価委員会委員	" 7,100	H22. 6. 30	-	-	
倉敷市立市民病院経営強化プラン評価委員会臨時委員	" 7,100	"	-	-	
一般廃棄物取扱料金審議会委員	" 8,700	H8. 7. 1	日 額 8,500	H6. 4. 1	
廃棄物減量等推進審議会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会委員	" 7,100	H22. 6. 30	-	-	
家庭ごみ収集運搬業務受託者選定審査委員会委員	" 7,100	H26. 4. 1	-	-	
廃棄物処理施設設置専門委員会委員	" 11,100	H13. 4. 1	-	-	
一般廃棄物処理施設整備審議会委員	" 7,100	H28. 9. 29	-	-	
水島勤労福祉センター運営委員会委員	" 7,100	H13. 4. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
働く婦人の家運営委員会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
損害評価会会長	" 8,100	"	" 7,900	"	
損害評価会会長代理	" 7,600	"	" 7,400	"	
損害評価会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
畜産環境保全審議会委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
倉敷市真備地区復興計画策定委員会委員	" 7,100	H30. 12. 26	-	-	
倉敷市真備地区復興計画推進委員会委員	" 7,100	R1. 10. 8	-	-	
市街地再開発審査会委員	" 7,100	H13. 4. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
開発審査会委員	" 7,100	H14. 4. 1	-	-	
国土利用計画審議会委員	" 7,100	H8. 7. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
まちづくり交付金事業評価委員会委員	" 7,100	H21. 9. 30	-	-	
まちづくり基金運営委員会委員	" 7,100	H26. 2. 24	-	-	
都市景観審議会	委 員	" 7,100	H22. 4. 1	-	-
	臨 時 委 員	" 7,100	"	-	-
都市計画審議会委員	" 7,100	H8. 7. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
都市計画審議会臨時委員	" 7,100	"	" 6,900	"	
都市計画マスタープラン策定委員会委員	" 7,100	H18. 7. 1	-	-	
建築審査会委員	" 7,100	H8. 7. 1	日 額 6,900	H6. 4. 1	
空家等対策協議会委員	" 7,100	H29. 4. 1	-	-	
空家等対策審議会委員	" 7,100	"	-	-	

区 分	現 行		改 正 前		
	報酬等の額	適用年月日	報酬等の額	適用年月日	
放置自動車廃物判定委員会委員	日 額 7,100	H8.12.1	-	-	
住生活基本計画審議会委員	〃 7,100	H21.7.3	-	-	
市営住宅入居者選考審議会委員	〃 7,100	H8.7.1	日 額 6,900	H6.4.1	
市営住宅家賃問題審議会委員	〃 7,100	〃	〃 6,900	H7.1.1	
土地区画整理審議会委員	〃 7,100	〃	〃 6,900	H6.4.1	
土地区画整理審議会評価員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃	
下水道事業審議会委員	〃 7,100	H10.6.30	-	-	
総合浸水対策推進協議会委員	〃 7,100	R4.4.1	-	-	
コンビナート防災審議会委員	月 額 61,000	H8.7.1	月 額 60,000	H6.4.1	
コンビナート防災審議会専門委員 (審議会委員である専門委員を除く。)	月 額 61,000	〃	〃 60,000	〃	
水道事業経営審議会委員	日 額 7,100	H13.4.1	-	-	
小・中学校学区審議会委員	〃 7,100	〃	日 額 6,900	H6.4.1	
奨学生選考委員会委員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃	
幼稚園教育研究協議会委員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃	
特別支援教育支援委員会委員 (医師である委員を除く。)	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃	
特別支援教育支援委員会委員 (医師である委員)	〃 14,100	〃	〃 13,700	〃	
児童生徒結核対策委員会委員 (医師である委員を除く。)	〃 7,100	H15.4.1	-	-	
児童生徒結核対策委員会委員 (医師である委員)	〃 14,100	〃	-	-	
社 会 教 育 委 員	〃 7,100	H8.7.1	日 額 6,900	H6.4.1	
文化財保護審議会委員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃	
歴史文化基本構想等審議会委員	〃 7,100	H27.4.1	-	-	
伝統的建造物群等保存審議会委員	〃 7,100	H8.7.1	日 額 6,900	H6.4.1	
伝統的建造物群等保存審議会臨時委員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃	
スポーツ推進 審議会	委 員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃
	臨 時 委 員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃
図 書 館 協 議 会 委 員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃	
公民館等運営審議会委員	〃 7,100	H15.10.7	〃 6,900	〃	
美術館協議会委員	〃 7,100	H8.7.1	〃 6,900	〃	
美術館美術資料選考評価委員	〃 12,000	H13.4.1	-	-	
自然史博物館協議会委員	〃 7,100	H8.7.1	日 額 6,900	H6.4.1	
教育センター運営委員会委員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃	
科学センター協議会委員	〃 7,100	〃	〃 6,900	〃	
ス ポ ー ツ 推 進 委 員	年 額 55,000	H9.5.1	〃 6,900	H8.7.1	
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	1校につき、年額 285,000円以内	H6.4.1	1校につき、年額 280,000円以内	S61.4.1	
選 挙 長	1 回 12,900	H10.6.30	日 額 12,900	H8.7.1	
投 票 管 理 者	1 回 15,000以内	H15.12.1	1 回 15,000	H10.6.30	

区 分	現 行		改 正 前	
	報酬等の額	適用年月日	報酬等の額	適用年月日
開 票 管 理 者	” 12,900	H10.6.30	日 額 12,900	H8.7.1
選 挙 立 会 人	” 12,300	”	” 12,300	”
投 票 立 会 人	” 14,300以内	H15.12.1	1 回 14,300	H10.6.30
開 票 立 会 人	” 12,300	H10.6.30	日 額 12,300	H8.7.1
そ の 他 の 者	日額79,000円以内、 又はこれに対応する 月額 年額420,000円以内	”	日額77,000円以内、 又はこれに対応する 月額 年額408,000円以内	”

10. 行政経営

(1) 行政経営の展開状況

行政経営の展開の主要なもの（IT関係を除く）

実施時期	実施内容
昭和52年7月	職員提案制度導入
昭和55年12月	ファイリングシステム試行実施（3課）
昭和57年4月	ファイリングシステム導入開始
平成13年4月	保健所政令市へ移行 事務事業評価試行開始
平成14年4月	中核市へ移行
平成16年4月	指定管理者制度導入 全予算事業の事務事業評価実施
平成18年4月	すべての事務事業について事務事業評価実施
平成19年9月	車両維持管理業務について官民競争入札（市場化テスト）実施
平成20年3月	コールセンター（倉敷なんでもコール）の本格運用を開始
平成20年10月	施策評価実施
平成21年3月	職員提案制度を見直し、業務改善推進制度（トライK制度）導入
平成22年4月	パブリックコメント手続要綱を施行
平成22年6月	テーマ設定による事務事業評価実施
平成25年3月	公共施設白書本編の策定
平成26年5月	公共施設白書施設別編の策定
平成26年10月	P F I 活用指針の策定
平成28年6月	公共施設等総合管理計画の策定
平成29年3月	民間活力導入ガイドラインの策定
令和4年3月	倉敷市公共施設個別計画の策定

(2) 民間活力の導入状況

ア 指定管理者制度の実施状況

平成15年6月の地方自治法改正により、指定管理者制度が創設され、本市においても一部の施設において導入している。

指定管理者が管理運営する施設（令和6年4月現在）

芸文館、文化センター、斎場、くらしき健康福祉プラザ、児童館、障がい者支援センター、休日夜間急患センター、国民宿舎良寛荘、市営住宅、市営駐車場、運動公園、歴史民俗資料館 など 合計232施設

イ 官民競争入札（市場化テスト）の実施状況

平成19年9月に車両維持管理業務について実施

市（管財課）を含め4団体が入札参加し、市が落札

実施対象期間：平成20年4月～平成23年3月

ウ P F I 手法導入状況

平成17年度資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業（水島エコワーク

ス）平成27年度倉敷市営中庄団地整備事業

平成30年度倉敷市少年自然の家施設整備運営事業

令和2年度倉敷市中央斎場施設整備事業

令和4年度倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備運営事業

令和5年度児島学校給食共同調理場

(3) 補助金等の見直し

ア 補助金の見直しについては、昭和58年4月に助役を委員長とする補助金等検討委員会を設置し、既存の補助金等898件について見直しを行った。その結果、昭和59年度予算において123件、112,451千円、昭和60年度において7件、13,462千円の削減整備を行った。

また、昭和60年度の倉敷市行政改革懇談会の答申、さらに、倉敷市行政改革大綱においても、既存の補助金等の定期的な見直しと、新設補助金の厳格な検査を求められ、昭和61年度において既存の120件（「補助金等見直し基準」の2種類のみ）について、見直しを行い25件の措置替を実施し、10,944千円を削減した。新設増額の補助金等については、毎年補助金等検討委員会において、公益性、効果性、重要性、公平性等を判断基準として慎重に審査してきた。（補助金等検討委員会は平成8年3月に廃止）

イ 平成8年2月に策定した「倉敷市行政改革大綱」において、既存の補助金等について学識経験者等で構成する検討組織を設置し、抜本的な見直しを行うこととし、平成8年5月に設置した倉敷市補助金等審議会において、補助金等の適正化について審査するとともに基本方針、審査基準等について平成9年8月に市長に答申があった。

この答申に基づき、既存の補助金等355件について見直しを行った。その結果、平成10年度は廃止15件、削減79件、計281,069千円の節減を実施した。

ウ 平成13年度においては、新行政改革実施計画に基づき、内部の組織による補助金検討委員会を設置し、見直しを行った。

前回の補助金等審議会で答申された基本方針・審査基準を踏まえ、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に対応しているかを着眼点として、見直しを行った。

その結果、平成14年度は廃止3件、1,720千円、削減17件、47,868千円の節減を実施した。

エ 平成16年度においては、「くらしき行革21」実施計画に基づき、内部の組織による補助金検討委員会を設置し、既存の補助金等408件について見直しを行った。

平成9年8月に答申された基本方針・審査基準、前回実施した検討結果を踏まえ、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に対応しているかを着眼点として、見直しを行った。

その結果、平成16年度では廃止11件、683千円、縮小等19件、101,880千円を見直し、17年度では22件、25,023千円の節減を実施した。

オ 平成18年度においては「第五次総合計画後期基本計画【行財政改革編】実施計画」において、引き続き補助金の見直しを実施し、8,735千円の節減を実施した。

カ 平成21年度においては、事務事業評価の一環として、内部の組織による補助金検討委員会を設置し、既存の補助金416件のうち国・県の制度補助などを除いた303件を対象に検証を行った。

前回の見直しから5年が経過し、その間、枠配分予算の中で各担当部署において見直しが行われてきたが、官民の役割分担や責任範囲の明確化や社会情勢の変化への対応などを検証の基準として実施した。

その結果、廃止10件、縮小等15件で55,462千円の見直しを決定し、平成22年度予算では、25件、61,843千円、平成23年度予算では、25件、61,815千円、平成24年度予算では、25件、63,468千円の節減を実施した。

キ 平成25年度においては、「倉敷市行財政改革プラン2011」に掲げている補助金の見直しを行うため、新たに統一的な基準として「倉敷市補助金交付基準」を策定し、これに基づき、各部局から提示された見直し案について、内部組織である補助金検討委員会において検証を行った。

この結果、見直し対象330件のうち廃止4件、縮小10件、制度改正4件の見直しを決定し、平成26年度予算では、廃止・縮小の14件について、20,514千円の節減を実施した。

(4) 組織管理

ア 昭和42年2月の新市発足後の40年代には、行政組織は「新市運営体制の整備期」（昭和42年5月）、「管理体制の整備期」（昭和44年6月）、「縦割体制の強化期」（昭和47年5月）の3つの過程により推移してきた。

イ 昭和51年10月には、行政経営研究所（代表者池野 武）による行政事務診断を踏まえ、“分散と集中の調和”を基調とした市民生活直結型の行政組織へと改編し、現行の行政組織へ基本的に継承している。また、主管課・経理担当課制度の拡充強化を行った。

ウ 昭和56年4月には、下水道事業の促進を図るため下水道局を新設した。

エ 昭和59年4月には、組織の簡素化、効率化を図るとともに市民サービスの向上に努めるため衛生局を再編成するとともに、児島、玉島、水島の各支所の市民課と民生課の統合等支所の組織を整備した。

オ 昭和61年4月には、瀬戸大橋時代における観光行政を推進するため観光部を新設した。

カ 昭和62年4月には、公園管理の充実及び公園、緑化行政の一元化を図るため、公園緑地部を新設した。

キ 昭和63年4月には、国際交流、婦人行政等新規行政課題に対応できる組織整備と排水路に関する事務の一元化等を図った組織改正をした。

ク 平成元年4月には、行政施策の企画立案機能の強化等を図るため、企画局を新設するとともに瀬戸大橋架橋の関連諸事業がおおむね完了したことや自動車運送事業の廃止に伴う組織整備をした。

ケ 平成2年4月には、高齢化や国際化へ対応するための組織を強化し、水路関係の対応等市民サービスの向上を図るとともに、企画局の内部管理機能の純化や建設局等の試行体制の充実を図った。

コ 平成3年4月には、下水事業の執行体制の充実を図るためと、ごみの減量化に積極的に取り組むための組織整備をした。

サ 平成4年4月には、大学及び先端産業の誘致、大規模清掃施設の建設、新野球場周辺整備事業等の推進のための組織整備を行うとともに、情報化対策や用地部門の執行体制の充実を図った。

シ 平成5年4月には、高齢化の進展に伴い、保健と福祉の連携強化を図るため、保健福祉局を新設するとともに、倉敷駅周辺の計画的な市街地整備や生涯学習の推進を図るための組織整備をした。

ス 平成6年4月には、ごみの減量化について更に積極的に取り組むとともに、下水道事業について現地処理体制の確立、消防行政について通信関係業務の円滑化等を図るため組織整備をした。

- セ 平成7年4月には、女性行政及び青少年行政の充実、福祉部の再編整備等を行い、責任体制の明確化と執行体制の充実を図るため組織整備をした。
- ソ 平成8年4月には、文化行政窓口の一元化、出先機関における業務の本庁への統合、ライフパーク倉敷の見直し等を行い、事務事業の効率的運営と責任体制の明確化等を図るため組織整備をした。
- タ 平成9年4月には、出先機関における業務の本庁への統合、倉敷市民会館等の文化行政窓口の一元化、小規模な組織の統廃合、担当（係長級）の廃止等を行い、効率的な行政運営を図るため組織整備をした。
- チ 平成10年4月には、物品調達契約及び工事請負契約業務の一元化、建設工事の検査及び設計審査業務の事務部門からの分離、課組織の統廃合、情報公開制度の導入、介護保険制度の準備に伴う組織整備等を行い、効率的・効果的な行政運営を図るための組織整備をした。
- ツ 平成11年4月には、企画局の見直し、平成17年開催の岡山国体に向けての準備、介護保険制度の導入、児島・玉島・水島支所における保健と福祉の連携を図るため、組織整備をした。
- テ 平成12年4月には、新行政改革大綱に基づく措置事項の積極的推進及び平成14年度の中核市移行に向けての準備体制の確立、ごみ対策業務の一元化、場外舟券発売場の新設等に伴う組織整備等をした。
- ト 平成13年4月には、社会経済情勢の急激な変化や地方分権の進展、保健所政令市・中核市への移行など、新たな行政課題の増加に伴う市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の確立を図るため、従来の行政組織を全面的に見直し、倉敷市保健所の新設等大規模な組織整備をした。
- ナ 平成14年4月には、岡山国体推進体制の強化、災害等からの市民の安全確保に対する即応体制の強化並びに鉄道高架事業及び市街地開発事業の推進体制の強化を図るための組織整備をした。また、中核市移行により国県から委譲される業務の所管部署を明確にした。
- ニ 平成15年4月には、行財政改革の推進体制、IT行政の推進体制、市税等の徴収体制、消費者被害の救済体制及び子育て支援の推進体制の強化を図るとともに、多様化する人権行政の総合窓口・総合調整機能の充実を図るための組織整備をした。
- ヌ 平成16年4月には、市民との協働によるまちづくりの推進体制の強化並びに地域に密着した公共交通システム整備の推進体制の強化を図るための組織整備をした。
- ネ 平成17年4月には、窓口・案内の充実を図り市民サービスセンターを新設した。また、業務の見直しを行い「水路」の業務を経済局に、「道路」の業務を建設局に統合し、利便性を向上させる組織整備をした。
- ノ 平成17年8月には、船穂町・真備町と合併し、船穂支所・真備支所を設置した。また、児島・玉島・水島・庄・茶屋町の各支所に市民サービスセンターを設置した。
- ハ 平成18年4月には、都市経営力の強化を図り、総合的な政策推進を行うため、総合政策局を設置するとともに、文化スポーツ業務の一元化、子育て施策推進などのための組織整備をした。
- ヒ 平成19年4月には、本庁の出先機関を支所に統合するなど支所機能の充実を図ったほか、まちづくりや都市再生、国際平和交流の推進、市立短期大学の4年制大学移行のための組織整備をした。
- フ 平成20年4月には、特定健診や特定保健指導等を円滑に実施するため倉敷市保健所の組織整備をした。
- ヘ 平成20年7月には、政策審議監を廃止した。
- ホ 平成21年4月には、業務の関連性に着目して部局及び支所の組織体制を再編した。また、子ども未来部をはじめ、環境政策課に地球温暖化対策室、都市計画課に都市景観室を新設するなど重要行政課題に対応できるための組織整備をした。
- マ 平成22年4月には、工事検査課内に技術管理室を、教育委員会指導課内に特別支援教育推進室を設置した。
- ミ 平成23年4月には、財産活用課内に長期修繕計画室を、障がい福祉課内に総合療育相談センターを設置するなどの組織整備をした。
- ム 平成24年4月には、市民協働、まちづくりなど、業務の関連性に着目して部の新設及び再編をした。また環境学習を推進するため環境政策課内に環境学習センターを設置するなどの組織整備をした。
- メ 平成25年4月には、子ども未来部に子ども・子育て支援新制度準備室を、建設局に事業推進課を新設し、国・県の制度や事業に対応する組織整備をした。
- モ 平成26年4月には、子ども・子育て支援新制度を円滑に推進するため、保育課を保育・幼稚園課に改称、また新病院建設に向け新病院建設事務所を設置するなどの組織整備をした。
- ヤ 平成27年4月には、高齢者福祉及び介護予防の充実を図ること等を目的とした保健福祉局の組織再編、また、マイナンバー制度に向けた組織を新設するなどの組織整備をした。
- ユ 平成28年4月には、今後見込まれる人口減少社会の到来に向けて、くらしき移住定住推進室を新設、また市民病院が地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行することに伴い、独立した組織に変更するなどの組織整備をした。
- ヨ 平成29年4月には、リサイクル施設に関する大型事業を効果的・計画的に推進するため環境リサイクル局内の組織再編、また、競艇事業局が地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行することに伴い、独立した組織に変更

するなどの組織整備をした。

ラ 平成30年4月には、障害福祉サービス事業所等に対する指導業務等の体制強化を行うための組織の新設、また、保育士等の人材確保、保育の質の向上及び保育所等への支援体制の充実等を図るための組織の新設などの組織整備をした。

リ 平成30年8月には、平成30年7月豪雨災害による被災者支援を行う被災者生活支援室を設置した。また、9月には市民の生活再建や真備町の復興を早期に実現するための復興業務を専門に担う災害復興推進室などを設置した。

ル 平成31年4月には、災害対応力の強化を図るための組織の新設、また、下水道事業が地方公営企業会計の一部適用となることに伴う組織の再編などの組織整備をした。

レ 令和2年4月には、本市の貴重な歴史資料等の活用を図るための歴史資料整備室の新設、また、業務の効率化を推進するための組織の再編などの組織整備をした。

ロ 令和3年4月には、本市におけるデジタル社会構築に向けた政策へ対応するための組織の新設、また浸水対策を計画的に推進するための体制強化などの組織整備をした。

ワ 令和4年4月には、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮など複合的な課題を抱える相談に対して、関係機関が連携して対応していく体制や、老朽化が進む市内の学校給食調理場を計画的に更新・整備する体制の強化などの組織整備をした。

ヲ 令和5年4月には、大規模な公共施設整備事業を効率的に推進・支援するための組織の新設、また、地域のデジタル化を推進するための体制強化などの組織整備をした。

ン 令和6年4月には、MICEの誘致を推進するための組織、ボートレース場のスタンド棟等各種施設の大規模な整備を実施するための組織、市立小中学校の適正規模・適正配置及び市立高等学校の再編等に対応する組織の新設、また、平成30年7月豪雨災害の被災者・被災事業者支援に一定の目途が立ったことから関連部署の見直しなどの組織整備をした。

(5) 権限移譲

昭和56年4月から県の行政改革の一環として、市町村の自治能力を高め住民サービスの向上を図ることを目的に県知事権限の移譲が進められている。

ア 昭和56年4月移譲……鳥獣飼養の許可外12項目

イ 昭和57年4月移譲……都市計画施設の区域内建築許可外8項目

ウ 昭和61年4月移譲……災害救助の実施外5項目

エ 昭和62年4月移譲……都市計画区域内の開発行為の許可外6項目

オ 平成8年4月移譲……伝染病毒汚染建物の処分外12項目

カ 平成12年4月移譲……犬の登録、鑑札の交付外5件

キ 平成13年4月移譲……保健所政令市移行に伴う1,486項目

ク 平成14年4月移譲……中核市移行に伴う859項目

ケ 平成15年8月移譲……児童扶養手当の支給事務

コ 平成18年4月移譲……岡山県事務・権限移譲計画に基づく33項目

サ 平成18年6月移譲……危険動物の飼養の許可事務

シ 平成18年10月移譲……岡山県事務・権限移譲計画に基づく旅券発給事務

ス 平成19年4月移譲……岡山県事務・権限移譲計画に基づく7項目

セ 平成20年4月移譲……岡山県事務・権限移譲計画に基づく3項目

ソ 平成21年4月移譲……岡山県事務・権限移譲計画に基づく1項目

タ 平成24年4月移譲……「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく20項目及び岡山県事務、権限移譲計画に基づく3項目

チ 平成27年4月移譲……岡山県事務・権限移譲計画に基づく4項目

ツ 平成28年4月移譲……ふぐ処理師の免許・認定等事務及び文化財の現状変更許可等事務

テ 平成29年4月移譲……医療法の改正に基づく事務

平成29年4月移譲廃止……特商法に係る事務

ト 平成30年4月移譲……自立支援医療（精神通院医療）に係る事務、県指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可等事務

ナ 平成30年10月移譲……医療法施行規則第9条の15の2の規定による病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定

ニ 平成31年4月移譲……土地改良区から提出される決算関係書類の受理

ヌ 令和2年4月移譲……農業用ため池

年 度	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5 (決算)
移譲事務交付金	22,086,000円	24,138,000円	24,337,000円	16,746,000円	17,780,000円	14,286,000円

1 1. 行政改革大綱

(1) 計画策定及び実施状況

年 度	計画策定及び実施状況
昭和49	倉敷市行政効率化推進会議等により不要不急等の事務事業を見直し
昭和56	倉敷市行政効率化推進会議等により事務事業を見直し 効果時間：17,765時間 効果額：114,588千円
昭和60～ 昭和63	市内各界代表の市民により組織された倉敷市行政改革懇談会を5月に設置し、懇談会の答申に基づき、昭和61年1月に「倉敷市行政改革大綱」を策定 効果時間：1,108.5時間 効果額：1,003,627千円 職員削減人員：76人
平成元～ 平成3	倉敷市行財政効率化推進委員会等により「行財政の効率化推進事項」を決定 効果時間：19,413時間 効果額：816,605千円
平成5～ 平成6	倉敷市行財政効率化推進委員会を中心に、経費の削減と事務事業の時間短縮を重点項目に取り組みを実施 効果時間：24,347時間 効果額：84,021千円
平成7～ 平成11	学識経験者、市内各界代表により組織された倉敷市行政改革推進委員会を5月に設置し、委員会の答申に基づき平成8年2月に「倉敷市行政改革大綱」を策定 効果額：4,587,506千円
平成12～ 平成14	倉敷市行政改革推進委員会の答申に基づき平成11年6月に「倉敷市新行政改革大綱」を、平成12年1月に「倉敷市新行政改革実施計画」を策定 効果額：14,267,401千円
平成15～ 平成16	倉敷市行政改革推進委員会（「くらしき行革21委員会」）の答申に基づき平成15年3月に「くらしき行革21-倉敷市行政改革大綱-」を、平成15年6月に「くらしき行革21実施計画」を策定（計画期間は平成17年度まで3か年であったが、平成17年度には次項の計画を別途策定） 効果額：約34億円
平成17	倉敷市行政改革推進委員会と「ひと、輝くまち 倉敷。」推進会議の提言に基づき、9月に「平成17年度倉敷市行財政改革実施計画」を策定 効果額：約12億円
平成18～ 平成22	平成18年度から平成22年度までを計画期間として策定した倉敷市第五次総合計画後期基本計画の一部として、平成17年3月の倉敷市行政改革推進委員会と「ひと、輝くまち 倉敷。」推進会議の提言、及び「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえて、従来の行政改革大綱に相当する「行財政改革編」を策定 効果額：約64億円
平成23～ 平成27	平成23年度から平成27年度までを計画期間として、「倉敷市行財政改革プラン2011」を策定 効果額：約75億円
平成28～ 平成31	平成28年度から平成31年度までを計画期間として、「倉敷市行財政改革プラン2016」を策定 効果見込額：約24億円
令和2～ 令和6	令和2年度から令和6年度までを計画期間として、「倉敷市行財政改革プラン2020」を策定 効果見込額：約56億円

(2) 推進体制組織

組 織	設 置	目 的	構 成 員
倉敷市行政改革 推 進 本 部	平成6年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> 倉敷市行政改革大綱の策定 行政改革大綱に基づく行政改革の推進 	本 部 長…市長 副本部長…副市長 本 部 員…庁議構成員及び議会 事務局長

(3) 現在の行財政改革について

平成28年度から平成31年度までの「倉敷市行財政改革プラン2016」の後続計画として、「倉敷市行財政改革プラン2020」を策定し、令和2年10月に公表した。

倉敷市行財政改革プラン2020の構成、実施計画の概要

基本方針	実施方針
1 業務改革	① 行政サービス提供内容の見直し
	② 民間活力導入の推進
	③ 防災・減災、地球温暖化対策の対応
2 財政構造改革	① 公共ファシリティマネジメントの推進
	ア 施設運営方針の見直し
	イ 長寿命化の取組
	ウ PPP・PFIの導入
	② 財源の拡充
	③ 収納率の向上
	④ 業務の見直しによる経費節減
3 職員・市役所改革	① 効率的な業務の遂行
	② ワーク・ライフ・バランスの推進
	③ ダイバーシティの推進

1.2. 高梁川流域連携中枢都市圏

(1) 制度の趣旨

地方自治法第252条の2第1項に規定されている自治体間の「連携協約」に基づき、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に向けた取組を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持する。

(2) 本圏域の概要

- ① 連携中枢都市圏の名称 高梁川流域連携中枢都市圏
- ② 連携協約を締結した市町 新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市
- ③ 人口・面積 人口：770,755人（令和2年1月1日現在） 面積：2,464.52km²（令和2年国勢調査）

(3) 協約締結までの流れ

- 平成26年6月27日 新たな広域連携モデル構築事業（総務省）に採択。
高梁川流域7市3町による自治体連携に繋がる調査研究事業に取り組む。
（主な取組）
・高梁川流域経済成長戦略セミナー ・地域資源活用推進事業（高梁川の恵みと賜物展）
・古民家イノベーションプロジェクト ・ビッグデータを用いた観光・買い物等動態調査
・産業関連表の作成 等
- 平成26年8月18日 高梁川流域自治体連携推進協議会を設立。第1回会議を開催。
地域の総合力をもって、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むため、高梁川流域7市3町の首長で構成。
- 平成27年1月15日 倉敷市（高梁川流域圏）地方中枢拠点都市圏ビジョン懇談会を開催。
民間や地域の関係者を構成員として、圏域の成長戦略ビジョン案に関する協議・懇談を実施。平成27年1月26日 第2回高梁川流域自治体連携推進協議会を開催。
高梁川流域圏成長戦略ビジョン案、連携協約案について協議、承認。
- 平成27年2月17日 連携中枢都市宣言の実施。
圏域の中心都市が、圏域全体の経済のけん引等の役割を担う意思を有することを表明。
- 平成27年2月18日 市議会において「連携協約」議案可決。
- 平成27年2月～3月 各市町の2月・3月議会にて「連携協約」議案可決。
- 平成27年3月27日 倉敷市と6市3町の間で連携協約を締結、高梁川流域圏成長戦略ビジョンを策定。

(4) 令和6年度の実施概要

- ① 事業数 71事業
（内訳）圏域全体の経済成長 19事業
高次の都市機能の集積・強化 5事業
圏域全体の生活関連機能サービスの向上 47事業

② 事業経過

年度	ビジョン懇談会	推進協議会	ビジョン改訂日	次年度事業数	備考
H27	平成28年1月12日	1月28日	3月25日	63事業	
H28	平成29年1月12日	1月31日	3月23日	65事業	基本目標（KPI）を新たに設定
H29	平成30年1月30日	2月5日	3月30日	66事業	
H30	平成31年1月25日	2月7日	3月26日	64事業	
R1	令和2年1月23日	2月5日	3月25日	62事業	第2期ビジョン策定
R2	令和3年1月25日	2月1日	3月29日	64事業	
R3	令和4年1月21日付け書面	2月7日	3月25日	70事業	
R4	令和5年1月24日	2月8日	3月31日	71事業	
R5	令和6年1月25日	2月5日	3月26日	71事業	

13. 移住交流推進事業及び結婚支援事業

(1) 目的及び概要

三大都市圏への転出超過を食い止めるため、若者から高齢者に至る幅広い年齢層を対象に大都市圏からのU I J ターンによる移住に向けた取り組みを積極的に行う。

また、独身男女の結婚のきっかけとなる出会いと交流の場を提供することにより、少子化の要因となる未婚化・晩婚化に対する取り組みを行い、定住人口の増加につなげる。

平成28年度から、移住定住に関する事業、結婚支援に関する事業を専門に取り扱う部署として企画経営室内にくらしき移住定住推進室が設置されている。

(2) 事業内容

① 三大都市圏での移住相談会

東京・大阪・名古屋圏に在住の方々のU I J ターンを促すため、岡山県やNPO法人等が主催する移住相談会への参加や、倉敷市が主催する移住相談会を実施した。令和5年度は都市圏での移住相談会への出展や、オンラインセミナーの開催を合計15回行った。

【内訳】

主催者別：倉敷市主催5回（うち高梁川流域合同1回）、岡山県主催5回、NPO法人ふるさと回帰支援センター等民間移住支援団体主催5回

② お試し住宅

・倉敷・流域お試し住宅

倉敷市及び連携中枢都市圏である高梁川流域圏域内に移住を検討している方が、住まいや仕事を探すために、滞在できる施設。利用期間は2泊3日以上、29泊30日まで。

また、支援団体により、毎週金曜日には施設内で滞在者を対象にした移住相談会、月に2回程度の市内案内を実施した。

・瀬戸内古民家お試し住宅

児島地区下津井地域に古民家を活用したお試し住宅を新たに整備。地元のまちづくり団体による体験プログラム等により、地元住民や先輩移住者との交流機会を設け、同地域への移住や関係人口の創出を推進。利用期間は2泊3日以上、14泊15日まで。

【お試し住宅利用状況（平成27年10月23日～令和6年3月31日）】

東京圏	大阪圏	名古屋圏	その他	合計	移住した利用者
243 世帯	200 世帯	45 世帯	224 世帯	712 世帯	116 世帯
441 名	371 名	71 名	415 名	1298 名	228 名

③ くらしき移住宣伝大使

東京圏在住の倉敷出身やゆかりの方からなる「東京倉敷ふるさと会」の会員を中心に「くらしき移住宣伝大使」への就任を依頼し、倉敷市の魅力、さらには連携中枢都市圏である高梁川流域圏域の各市町の魅力も併せて広く情報発信してもらう。

令和5年度末現在48名が就任し、活動中。

④ 移住体験ツアー

倉敷の豊かな住環境や交通の利便性、多様な働き方が可能な「活力に満ちたまち」の姿を移住検討者に伝え、移住へのモチベーションを高めてもらうため、現地でのセミオーダーツアー、オンラインによる体験ツアーを実施し、倉敷の魅力を多面的に発信した。

令和5年度は延べ49名が参加した。

⑤ U I J ターンのための就労支援

移住希望者が最も不安に思う就労に関して、本人が持っている経験や希望に応じた働きがいのある仕事に就けるよう、専門業者により、採用を希望する企業と移住・就職を希望する方との個別相談と就職支援を実施した。

平成29年1月から実施し、令和5年度末現在73人が就労支援事業を用いて就職・移住した。

⑥ 高梁川流域婚活推進事業

平成27年度から、高梁川流域圏域内に在住・在勤の方などを対象に、結婚を希望する男女に出会いの場を創出することを目的に、婚活イベントを実施している。令和5年度には9回実施し、269名が参加、34組のカップルが成立した。

⑦ 倉敷結婚相談所運営事業

高梁川流域圏域に在住・在勤の方、もしくは親が圏域に在住の方を対象に、満18歳以上の独身の方が登録できる結婚相談所を運営し、希望する方同士のお見合いを行い、結婚に結び付ける事業を実施した。

倉敷結婚相談所（令和5年度末）

登録者数（人）			お見合い件数	交際組数	成婚組数
男性	女性	合計			
236	131	367	389	150	12

14. 日本遺産

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、わが国の文化や伝統を語る「ストーリー」を文化庁が認定するもので、平成27年に創設された。ストーリーを語る上で欠かせない有形・無形のさまざまな文化財群を、地域が総合的に整備・活用し、国内外へ発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

倉敷市は、平成29年度に「繊維産業発展の物語」、平成30年度に「北前船寄港地」「古代吉備の遺産」をテーマとしたストーリーが日本遺産に認定された。3つの日本遺産認定は全国初であるとともに、倉敷市全域に構成文化財が存在するなど、まさに「日本遺産のまち」となっている。

ア 日本遺産の認定件数（全国）

平成27年度：申請83件 認定18件
 平成28年度：申請67件 認定19件
 平成29年度：申請79件 認定17件
 平成30年度：申請76件 認定13件
 令和元年度：申請72件 認定16件
 令和2年度：申請69件 認定21件
 計104件

イ 認定するストーリーの種類

地域型…単一の市町村内でストーリーが完結するもの。

シリアル型…複数の市町村にまたがってストーリーが展開するもの。

(1) 倉敷市の日本遺産

① 一輪の綿花から始まる倉敷物語～和と洋が織りなす繊維のまち～

・認定日

平成29年4月28日（地域型）

・ストーリーの概要

400年前まで倉敷周辺は一面の海だった。

近世からの干拓は人々の暮らしの場を広げ、そこで栽培された綿やイ草は足袋や花筵などの織物生産を支えた。明治以降、西欧の技術を取り入れて開花した繊維産業は「和」の伝統と「洋」の技術を融合させながら発展を続け、現在、倉敷は国内屈指の繊維製品出荷額を誇る「繊維のまち」となっている。

倉敷では広大な干拓地の富を背景に生まれた江戸期の白壁商家群の中に、近代以降、紡績により町を牽引した人々が建てた洋風建築が発展のシンボルとして風景にアクセントを加え、訪れる人々を魅了している。

・構成文化財（31件）

倉敷川畔伝統的建造物群保存地区、語らい座 大原本邸（旧大原家住宅）、大橋家住宅、井上家住宅、楠戸家住宅、大原美術館、旧第一合同銀行倉敷支店、有隣荘、倉敷館、倉敷考古館、倉敷アイビースクエア、倉紡記念館、倉敷屏風祭、素隠居、ばらずし、倉敷民藝館、民芸品、高梁川東西用水取配水施設、一の口水門、磯崎眠亀記念館、錦菟筵、板敷水門、蓮台寺、由加神社、旧野崎家住宅、下津井町並み保存地区、むかし下津井回船問屋、下津井節、繊維製品、玉島町並み保存地区、旧柚木家住宅（西爽亭）

② 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～

・認定日

平成30年5月24日（山形県酒田市などとのシリアル型）

※山形県酒田市など11自治体は、平成29年4月28日に認定。

※倉敷市を含む27自治体は、平成30年5月24日に追加認定。

※兵庫県姫路市など7自治体は、令和元年5月20日に追加認定。

※大阪府泉佐野市など3自治体は、令和2年6月19日に追加認定。

※備前市は、令和4年7月29日に追加認定。

・ストーリーの概要

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられる。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っている。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われている。

これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやまない。

・倉敷市の構成文化財（10件）

下津井町並み保存地区、旧萩野家母屋・鯨蔵（むかし下津井回船問屋）、下津井節、祇園神社の奉納物、下津井祇園文書、旧野崎家住宅、旧野崎浜灯明台、玉島町並み保存地区、旧柚木家住宅（西爽亭）、羽黒神社の奉納物

③ 「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～

・認定日

平成30年5月24日（岡山市・総社市・赤磐市とのシリアル型）

・ストーリーの概要

いにしえに吉備と呼ばれた岡山。この地には鬼ノ城と呼ばれる古代山城や巨大墓に立ち並ぶ巨石などの遺跡が現存する。これらの遺跡の特徴から吉備津彦命が温羅と呼ばれた鬼を退治する伝説の舞台となった。絶壁にそびえる古代山城は、その名の通り温羅の居城とされ、巨石は命の楯となった。勝利した命は巨大神殿に祀られ、敗れた温羅の首はその側に埋められた。

鬼退治伝説は、古代吉備の繁栄と屈服の歴史を背景とし、桃太郎伝説の原型になったとされ、吉備の多様な遺産は今も訪れる人々を神秘的な物語へと誘ってくれる。

・倉敷市の構成文化財（6件）

楯築遺跡、楯築神社の旋帯文石、鯉喰神社（鯉喰神社遺跡）、箭田大塚古墳、岡山の桃、きびだんご

(2) 倉敷市日本遺産推進協議会

平成29年度の日本遺産認定を受けて、歴史文化や経済・観光の関係団体、公共交通機関、行政などの多様な主体が連携して倉敷市の日本遺産を生かした地域の魅力向上と活力創出の取組を行い、郷土への愛着と誇りの醸成、産業・観光振興などの地域活性化につなげることを目的とする「倉敷市日本遺産推進協議会」を、平成29年6月27日に設立。文化庁からの補助金や倉敷市負担金などを財源に、情報発信・人材育成事業、普及啓発事業、調査研究事業、公開活用のための整備にかかる事業などを実施している。

また、「北前船日本遺産推進協議会」、「日本遺産『桃太郎伝説の生まれたまち おかやま』推進協議会」にも加入し、構成団体とともに連携して事業を推進することとしている。

15. 財政

(1) 令和6年度予算総括表

(単位：千円)

会計別		区分	R6 年度 当初予算額	R5 年度 当初予算額	R5 年度 最終予算額
一		一般会計	203,939,887	202,233,829	233,139,276
特別 会計	国民健康保険事業		44,602,146	46,104,295	46,246,900
	介護保険事業		46,933,963	45,751,535	47,018,306
	母子父子寡婦福祉資金貸付		113,822	102,270	102,270
	後期高齢者医療事業		8,882,253	7,312,270	7,330,550
	小計		100,532,184	99,270,370	100,698,026
財産区		会計	41,574	44,377	122,909
企業 会計	下水道事業	収益的収入	18,908,951	19,275,037	19,228,519
		収益的支出	15,469,846	15,353,164	15,303,395
		資本的収入	5,812,156	6,872,097	6,906,633
		資本的支出	15,096,763	16,617,122	16,613,424
	水道事業	収益的収入	9,260,573	9,699,343	9,579,305
		収益的支出	8,282,132	8,217,868	8,290,330
		資本的収入	2,646,834	2,079,601	2,055,126
		資本的支出	6,733,258	7,673,269	7,411,014
	市民病院	収益的収入	3,878,413	3,866,708	3,770,589
		収益的支出	4,021,751	3,916,714	3,800,233
		資本的収入	156,632	826,149	825,549
		資本的支出	404,095	1,064,361	1,064,361
	モータースポーツ 競走事業	収益的収入	59,300,861	68,467,093	78,222,085
		収益的支出	56,474,457	65,375,883	73,892,554
		資本的収入			
		資本的支出	7,902,435	643,691	599,691
小計(支出)			114,384,737	118,862,072	126,975,002
合計			418,898,382	420,410,648	460,935,213

(2) 令和6年度一般会計当初予算歳入歳出予算款別表
(歳入)

(単位：千円、%)

歳入款別	R6年度当初(A)		R5年度当初(B)		R5年度最終(C)		A/B	A/C
	予算額	割合	予算額	割合	予算額	割合		
1. 市 税	82,813,829	40.6	85,541,734	42.3	86,430,423	37.1	96.8	95.8
2. 地方譲与税	1,945,000	0.9	1,893,000	0.9	1,893,000	0.8	102.7	102.7
3. 利子割交付金	28,000	0.0	28,000	0.0	28,000	0.0	100.0	100.0
4. 配当割交付金	470,000	0.2	530,000	0.3	530,000	0.2	88.7	88.7
5. 株式等譲渡所得割交付金	580,000	0.3	360,000	0.2	360,000	0.2	161.1	161.1
6. 法人事業税交付金	1,200,000	0.6	1,100,000	0.6	1,018,000	0.4	109.1	117.9
7. 地方消費税交付金	12,000,000	5.9	12,000,000	5.9	11,880,000	5.1	100.0	101.0
8. ゴルフ場利用税交付金	46,000	0.0	45,000	0.0	45,000	0.0	102.2	102.2
9. 環境性能割交付金	160,000	0.1	120,000	0.1	120,000	0.1	133.3	133.3
10. 地方特例交付金	2,778,000	1.4	688,000	0.3	693,614	0.3	403.8	400.5
11. 地方交付税	15,500,000	7.6	12,600,000	6.2	15,277,394	6.6	123.0	101.5
12. 交通安全対策特別交付金	79,000	0.0	74,000	0.0	74,000	0.0	106.8	106.8
21. 分担金及び負担金	838,927	0.4	872,097	0.4	873,897	0.4	96.2	96.0
22. 使用料及び手数料	2,546,924	1.3	2,573,795	1.3	2,667,325	1.1	99.0	95.5
23. 国庫支出金	36,894,077	18.1	36,104,934	17.9	48,026,123	20.6	102.2	76.8
24. 県支出金	14,395,465	7.1	14,213,745	7.0	14,420,920	6.2	101.3	99.8
25. 財産収入	505,757	0.2	713,624	0.3	713,624	0.3	70.9	70.9
26. 寄附金	1,048,320	0.5	534,955	0.3	846,785	0.4	196.0	123.8
27. 繰入金	7,304,729	3.6	6,178,504	3.1	7,171,230	3.1	118.2	101.9
28. 繰越金	1	0.0	1	0.0	8,929,668	3.8	100.0	0.0
29. 諸収入	5,127,058	2.5	5,349,040	2.6	6,786,238	2.9	95.9	75.6
30. 市債	17,678,800	8.7	20,713,400	10.3	24,354,035	10.4	85.3	72.6
合 計	203,939,887	100.0	202,233,829	100.0	233,139,276	100.0	100.8	87.5

(歳出)

(単位：千円、%)

歳出款別	R6年度当初(A)		R5年度当初(B)		R5年度最終(C)		A/B	A/C
	予算額	割合	予算額	割合	予算額	割合		
1. 議会費	873,495	0.4	898,450	0.4	859,313	0.4	97.2	101.7
2. 総務費	13,521,552	6.6	14,875,065	7.4	26,783,152	11.5	90.9	50.5
3. 民生費	90,934,170	44.6	86,586,786	42.8	96,672,712	41.4	105.0	94.1
4. 衛生費	29,775,323	14.6	28,765,943	14.2	29,809,462	12.8	103.5	99.9
5. 労働費	387,121	0.2	374,728	0.2	394,999	0.2	103.3	98.0
6. 農林水産業費	5,589,130	2.7	5,109,811	2.5	5,767,592	2.5	109.4	96.9
7. 商工費	2,562,224	1.3	2,943,769	1.5	3,267,278	1.4	87.0	78.4
8. 土木費	21,328,299	10.5	23,325,528	11.5	24,401,736	10.5	91.4	87.4
9. 消防費	5,030,875	2.5	4,895,604	2.4	5,149,450	2.2	102.8	97.7
10. 教育費	13,587,053	6.7	14,281,285	7.1	20,296,722	8.7	95.1	66.9
11. 災害復旧費					10,000	0.0		皆減
12. 公債費	19,888,804	9.7	19,621,273	9.7	19,621,273	8.4	101.4	101.4
13. 諸支出金	361,841	0.2	455,587	0.2	5,587	0.0	79.4	6476.5
14. 予備費	100,000	0.0	100,000	0.1	100,000	0.0	100.0	100.0
合 計	203,939,887	100.0	202,233,829	100.0	233,139,276	100.0	100.8	87.5

(3) 令和6年度一般会計当初予算性質別表

(単位：千円、%)

区 分		R6 年 度 当 初		R5 年 度 当 初		
		総 額	割 合	総 額	割 合	
義務的経費	人 件 費	31,863,866	15.6	30,062,941	14.9	
	扶 助 費	56,263,048	27.6	54,763,527	27.1	
	公 債 費	19,883,088	9.8	19,615,777	9.7	
	小 計	108,010,002	53.0	104,442,245	51.7	
投資的経費	普 通 建 設 事 業 費	24,775,639	12.1	25,135,740	12.4	
	補助	補助	10,865,408	5.3	5,472,871	2.7
		単 独	13,910,231	6.8	19,662,869	9.7
	災 害 復 旧 事 業 費	—	—	—	—	
	補助	補助	—	—	—	—
		単 独	—	—	—	—
小 計	24,775,639	12.1	25,135,740	12.4		
消費的経費	物 件 費	25,207,080	12.4	26,578,904	13.1	
	維 持 補 修 費	4,700,745	2.3	4,815,606	2.4	
	補 助 費 等	16,391,411	8.0	16,577,137	8.2	
	小 計	46,299,236	22.7	47,971,647	23.7	
その他の経費	積 立 金	1,403,419	0.7	890,616	0.4	
	投 資 及 び 出 資 金	13,412	0.0	20,000	0.0	
	貸 付 金	727,438	0.4	816,785	0.4	
	繰 出 金	22,710,741	11.1	22,956,796	11.4	
	小 計	24,855,010	12.2	24,684,197	12.2	
合 計	203,939,887	100.0	202,233,829	100.0		

(4) 令和6年度一般会計歳出予算財源調べ

(単位：千円、%)

区 分 款	当 初 予 算							比較 B/A
	総 額 (A)	構成比	特 定 財 源				一般財源 (B)	
			国県支出金	地方債	その他	合 計		
1. 議 会 費	873,495	0.4			1,427	1,427	872,068	99.8
2. 総 務 費	13,521,552	6.6	945,677	16,100	1,848,779	2,810,556	10,710,996	79.2
3. 民 生 費	90,934,170	44.6	43,971,749	3,366,700	2,062,661	49,401,110	41,533,060	45.7
4. 衛 生 費	29,775,323	14.6	3,688,701	6,454,800	5,017,440	15,160,941	14,614,382	49.1
5. 労 働 費	387,121	0.2			256,437	256,437	130,684	33.8
6. 農 林 水 産 業 費	5,589,130	2.7	584,532	2,779,600	61,550	3,425,682	2,163,448	38.7
7. 商 工 費	2,562,224	1.3	21,187		62,159	83,346	2,478,878	96.7
8. 土 木 費	21,328,299	10.5	1,565,428	3,386,800	1,067,628	6,019,856	15,308,443	71.8
9. 消 防 費	5,030,875	2.5	99,145	326,000	533,028	958,173	4,072,702	81.0
10. 教 育 費	13,587,053	6.7	382,956	148,800	237,196	768,952	12,818,101	94.3
11. 災 害 復 旧 費	—	—	—	—	—	—	—	—
12. 公 債 費	19,888,804	9.7	29,168		2,276,477	2,305,645	17,583,159	88.4
13. 諸 支 出 金	361,841	0.2			358,000	358,000	3,841	1.1
14. 予 備 費	100,000	0.0				0	100,000	100.0
合 計	203,939,887	100.0	51,288,543	16,478,800	13,782,782	81,550,125	122,389,762	60.0

(5) 普通会計財源別の推移

(単位：千円)

財源	年度	R4(決算)	R5(最終)	R6(当初)
自主財源		114,753,991	114,419,190	100,185,545
依存財源		111,697,352	118,720,086	103,754,342
合計		226,451,343	233,139,276	203,939,887
一般財源		120,738,975	118,349,431	117,599,829
特定財源		105,712,368	114,789,845	86,340,058

(6) 市債

① 会計別現在高

(単位：千円)

区分	R4年度末	R5年度借入額		R5年度償還額	R5年度末現在高	
		4年繰越	5年現年			
普通会計 一般会計	195,267,601	11,161,600	16,855,200	19,034,473	204,249,928	
企業会計	下水道事業	111,452,121	1,284,700	1,326,300	11,410,294	102,652,827
	上水道	17,099,016	0	1,750,000	1,173,379	17,675,637
	市民病院	6,022,168	0	709,400	297,063	6,434,505
	小計	134,573,305	1,284,700	3,785,700	12,880,736	126,762,969
合計	329,840,906	12,446,300	20,640,900	31,915,209	331,012,897	

② 市民1人当たり市債額の推移

(単位：円)

年度	区分	一般会計	企業会計	合計
R3年度		411,773	299,811	711,584
R4年度		409,615	282,296	691,911
R5年度		430,607	267,247	697,854

※各年度末の市債残高を同日現在の人口で除したもの（参考・R5年度末人口 474,330人）

(7) 普通会計における指数等の推移

区分	年度	R3年度	R4年度	R5年度
基準財政収入額（千円）		70,485,621	73,316,330	76,772,236
基準財政需要額（千円）		85,672,218	88,279,226	91,935,126
標準財政規模（千円）		116,122,915	112,923,732	114,620,816
財政力指数		0.855	0.840	0.830
実質収支比率（％）		8.1	7.9	5.4
経常収支比率（％）		86.1(92.4)	86.8(90.2)	91.2(93.2)
公債費比率（％）		6.8	7.9	8.6
地方債現在高（千円）		196,550,713	194,677,601	203,604,927
債務負担行為現在高（千円）		95,267,364	71,874,245	59,810,428
財政調整基金（千円）		12,752,935	12,558,574	11,297,280

※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む額

※経常収支比率の（ ）は、減収補てん債特例分、臨時財政対策債を経常一般財源から除いた数値を示す。

※地方債現在高は、市場公募債発行に係る減債基金への元金償還相当積立額を除いた額

※財政調整基金は、翌年度5月末時点の額

(8) 基金明細表

(R6.5.31現在) (単位:円)

基金	前年度末現在高	元 金	利 子	取り崩し額	本年度末現在高
		積 立	金		
財 政 調 整	12,558,573,629	4,500,000,000	8,706,476	5,770,000,000	11,297,280,105
			4,508,706,476		
ふ る さ と 応 援	422,623,959	698,068,267	234,060	377,014,858	743,911,428
			698,302,327		
清 掃 施 設 整 備	2,900,876,073	0	1,639,347	0	2,902,515,420
			1,639,347		
学 校 施 設 整 備	5,122,064,462	0	2,904,847	0	5,124,969,309
			2,904,847		
産 業 廃 棄 物 適 正 処 理	850,288,551	33,913,095	0	3,956	884,197,690
			33,913,095		
環 境 保 全	21,832,189	375,211	12,382	1,454,969	20,764,813
			387,593		
減 債	11,906,617,716	4,655,954,000	6,752,526	190,000,000	16,379,324,242
			4,662,706,526		
交 通 拠 点 施 設 整 備	1,328,608,972	0	753,487	0	1,329,362,459
			753,487		
国 際 交 流	500,394,536	0	0	367,025	500,027,511
			0		
文 化 振 興	467,989,988	0	0	2,759,431	465,230,557
			0		
ス ポ ー ツ 振 興	318,655,915	0	0	13,169,050	305,486,865
			0		
地 域 福 祉	587,907,415	10,000,000	0	1,410,231	596,497,184
			10,000,000		
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策	17,731,794	0	10,057	0	17,741,851
			10,057		
よ い 子 い っ ぱ い	225,112,956	2,555,071	0	0	227,668,027
			2,555,071		
将 棋 文 化 振 興	46,425,073	0	0	0	46,425,073
			0		
緑 化	181,700,608	120,358	103,047	908,000	181,016,013
			223,405		
奨 学	399,105,889	4,198,000	0	36,459,500	366,844,389
			4,198,000		
図 書 館 図 書 整 備	15,000,000	0	0	0	15,000,000
			0		
緊 急 援 護 資 金 貸 付	40,398,648	0	0	687,000	39,711,648
			0		
国 民 健 康 保 険 事 業 財 政 調 整	3,686,613,232	0	2,090,769	675,000,000	3,013,704,001
			2,090,769		
介 護 給 付 費 等 準 備	2,368,601,930	501,680,201	1,343,292	500,000,000	2,371,625,423
			503,023,493		
地 域 振 興	3,900,000,000	0	0	0	3,900,000,000
			0		
ま ち づ く り	186,951,314	15,000,000	106,114	9,356,435	192,700,993
			15,106,114		
商 工 業 活 性 化	25,852,290	0	14,662	21,981,550	3,885,402
			14,662		
災 害 復 興	2,063,229,685	50,000	1,172,196	167,272,000	1,897,179,881
			1,222,196		
土 地 開 発	1,930,000,000	0	0	0	1,930,000,000
			0		
公 共 施 設 整 備	8,818,195,861	1,000,000,000	5,259,784	400,000,000	9,423,455,645
			1,005,259,784		
森 林 環 境 譲 与 税	142,671,447	34,085,952	75,866	0	176,833,265
			34,161,818		
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策	193,662,732	14,820,000	118,022	208,600,754	0
			14,938,022		
企 業 版 ふ る さ と 納 税 に よ る 倉 敷 み ら い 創 生	3,506,447	0	2,320	3,508,767	0
			2,320		
合 計	61,231,193,311	11,470,820,155	31,299,254	8,379,953,526	64,353,359,194
			11,502,119,409		

16. 市有財産の状況

(1) 有価証券(株券)

(R6.3.31現在) (単位:円)

会社名	所有株数	金額(円)	参考事項
※1(株)みずほフィナンシャル・グループ	4,097	12,479,462	(公有財産活用課)
※1(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,720	19,805,040	(公有財産活用課)
※2(株)EMCOMホールディングス	2,837	22,696	(公有財産活用課)
※1(株)ちゅうぎんフィナンシャルグループ	1,152	1,514,304	(公有財産活用課)
RSKホールディングス(株)	6,760	3,380,000	(くらしき情報発信課)
倉敷市開発ビル(株)	3,100,000	90,000,000	(市街地開発課)
くらしきシティプラザ東西ビル管理(株)	80,000	40,000,000	(市街地開発課)
水島臨海鉄道(株)	600,000	300,000,000	(交通政策課)
岡山空港ターミナル(株)	340	17,000,000	(交通政策課)
井原鉄道(株)	856	42,800,000	(交通政策課)
(株)オービス	1,562	39,050,000	(情報政策室)
倉敷ケーブルテレビ(株)	90	4,500,000	(情報政策室)
玉島テレビ放送(株)	66	3,300,000	(情報政策室)
(株)エフエムくらしき	200	10,000,000	(情報政策室)
合計	3,810,680	583,851,502	

※1印の銘柄については、令和5年度末現在の株価を基に時価表示しています。

※2印の銘柄については、平成25年5月9日上場廃止時点での株価を基に記載しています。

その他の銘柄については、株式を公開していないため出資当時の額面を記載しています。

(2) 土地及び建物

(R6.3.31現在)

区分	土地面積	建物面積
本庁舎	54,556.43 m ²	42,724.60 m ²
その他の行政機関	消防施設	24,038.16 m ²
	その他の施設	76,221.41 m ²
公共用財産	学校	701,886.17 m ²
	公営住宅	233,136.44 m ²
	公園	31,901.94 m ²
	その他の施設	360,334.62 m ²
小計	9,512,274.78 m ²	1,470,243.34 m ²
普通財産	宅地	6,444.14 m ²
	耕地	
	原野	
	山林	
	その他	
小計	2,795,572.34 m ²	6,444.14 m ²
合計	12,307,847.12 m ²	1,476,687.48 m ²

(3) 出資による権利

(R6.3.31現在) (単位:円、%)

区 分	前年度末	年度中 増 減	決 算 年度末	設 立 年月日	出 資 比 率	担当課	出資総額
岡山県信用保証協会出えん金	204,685,000	0	204,685,000	S23.11.9	2.99	商工	6,840,230,568
水島港国際物流センター(株)出資金	150,000,000	0	150,000,000	H13.6.6	18.92	商工	792,500,000
(一社)倉敷ファッションセンター基金出えん金	0	20,000,000	20,000,000	R4.9.22	80.00	商工	25,000,000
全国漁業信用基金協会岡山支所出資金	2,000,000	0	2,000,000	S30.2.1	1.41	農林水産	141,600,000
(一社)岡山県畜産協会寄託金	1,877,000	0	1,877,000	S30.11.26	0.98	農林水産	189,759,000
岡山県農業信用基金協会出資金	14,780,000	0	14,780,000	S37.3.23	0.52	農林水産	2,822,500,000
(公社)岡山県野菜生産安定協会出資金	1,170,000	0	1,170,000	S39.9.3	2.32	農林水産	50,420,000
(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団出えん金	26,205,000	0	26,205,000	S56.3.27	5.24	農林水産	500,000,000
(公財)岡山県林業振興基金出えん金	9,784,646	0	9,784,646	H4.2.28	0.51	農林水産	1,913,459,049
(一財)倉敷市船穂農業公社出えん金	50,000,000	0	50,000,000	H8.10.1	62.50	農林水産	80,000,000
ふなおワイナリー(有)出資金	3,200,000	0	3,200,000	H16.7.12	53.33	農林水産	6,000,000
(公社)おかやまの森整備公社出資金	100,000	0	100,000	H25.4.1	0.01	農林水産	880,700,000
(一財)倉敷市開発公社出資金	3,000,000	0	3,000,000	S43.11.1	100.00	財政	3,000,000
倉敷市土地開発公社出えん金	10,000,000	0	10,000,000	S48.4.2	100.00	財政	10,000,000
地方公共団体金融機構出資金	46,000,000	0	46,000,000	H20.10.1	0.27	財政	16,602,100,000
倉敷まちづくり(株)出資金	1,000,000	0	1,000,000	H20.9.1	9.90	まちづくり推進	10,100,000
(公財)倉敷スポーツ公園出えん金	650,000,000	0	650,000,000	H6.5.20	50.00	公園緑地	1,300,000,000
(公財)リバーフロント研究所出えん金	2,500,000	0	2,500,000	S62.9.1	0.46	土木	542,300,000
(一財)砂防フロンティア整備推進機構出えん金	230,000	0	230,000	H3.10.18	0.03	土木	629,040,317
(福)倉敷市総合福祉事業団出えん金	3,000,000	0	3,000,000	S47.3.24	100.00	保健福祉推進	3,000,000
(公財)倉敷市保健医療センター出えん金	10,000,000	0	10,000,000	S57.7.8	50.00	保健福祉推進	20,000,000
岡山県広域水道企業団出資金	1,926,764,667	0	1,926,764,667	S60.3.19	2.93	保健福祉推進	65,680,439,747
(公財)岡山県健康づくり財団出えん金	903,000	0	903,000	H3.8.1	0.86	保・保健	105,000,000
(公財)岡山県臓器バンク出えん金	1,502,500	0	1,502,500	H1.12.22	1.66	保・保健	90,000,000
(公財)岡山県動物愛護財団出えん金	7,040,000	0	7,040,000	H8.5.20	7.04	保・生活衛生	100,000,000
(公財)倉敷市文化振興財団出えん金	300,000,000	0	300,000,000	H4.4.1	88.92	文化振興	337,348,700
(一財)スキーム音楽振興財団出えん金	5,252,000	0	5,252,000	H5.4.7	9.11	文化振興	57,650,000
(公財)倉敷市スポーツ振興協会出えん金	30,000,000	0	30,000,000	S59.7.1	69.76	スポーツ振興	43,000,000
(公財)岡山県暴力追放運動推進センター出えん金	44,266,000	0	44,266,000	H4.4.1	2.97	生活安全	1,486,447,577
(公財)岡山県環境保全事業団出えん金	25,000,000	0	25,000,000	S49.10.1	1.53	環境政策	1,626,500,000
(公財)児島湖流域水質保全基金出えん金	23,000,000	0	23,000,000	H1.6.22	9.45	環境政策	243,311,329
水島エコワークス(株)出資金	460,000,000	0	460,000,000	H14.1.21	20.00	環境施設	2,300,000,000
(公財)岡山県郷土文化財団出えん金	10,504,000	0	10,504,000	S54.11.5	1.68	文化財保護	621,728,890
(一財)倉敷市勤労者福祉サービスセンター出資金	3,000,000	0	3,000,000	R5.2.1	100.00	労働政策	3,000,000
合 計	4,026,763,813	20,000,000	4,046,763,813				

(4) 車両管理の状況
公用車保有台数

(R6.3.31現在)

用途		区分						環境	消 防		合 計
		倉敷	児島	玉島	水島	真備	小 計				
乗 用 車	マイクロバス	4					4		1	5	
	普通乗用車	5			1		6		3	9	
	小型乗用車	16					16	1	1	18	
貨 物 車	バ ン	13					13	2	6	21	
	ト ラ ッ ク	8	1		2		11	12	2	25	
	小 型 ダ ン プ	5	1	3	1		10	5	消防車両内訳		
	普 通 ダ ン プ	6	1				7	9	指 令 車	11	16
特 種 車	防 疫 車		1	1			2		化 学 車	5	2
	大 気 ・ 公 害 測 定 車	1			1		2		モ ニ タ ー 車	0	2
	高 圧 洗 浄 車		1				1		救 助 工 作 車	4	1
	汚 泥 吸 引 車	1	1				2	2	資 材 搬 送 車	13	4
	靈 柩 車	2					2		タ ン ク 車	6	2
	塵 芥 車	8	1		1		10	58	は し ご 車	3	68
	し 尿 車						0	12	泡 原 液 車	2	12
	交 通 指 導 車	2	1	1	1		5		ポ ン プ 車	62	5
	道 路 パ ト ロ ー ル 車	3	1		1	1	6		積 載 車	56	6
	計 量 測 定 車						0		大 型 放 水 車	3	0
	図 書 館 車	4					4		水 槽 付 ポ ン プ 車	3	4
	身 障 ・ 患 者 輸 送 車	2					2		支 援 車	1	2
	消 防 車 両						0		マ イ ク ロ バ ス	1	170
	救 急 車						0		20		20
	広 報 車	4	3	2	2	1	12		1		13
そ の 他	3					3		1		4	
特 殊 車						0	13	2		15	
軽 自 動 車	貨 物 車	91	20	22	21	18	172	17	8		197
	乗 用 車	102	15	10	16	5	148	3	2		153
	電 気 自 動 車	19	2	6	7		34		1		35
小	計	299	49	45	54	25	472	134	218		824
二 輪 車		12	2	1	3		18				18
合 計		311	51	46	57	25	490	134	218		842

17. 契約事務

(1) 競争入札参加資格者（令和6年6月1日現在）

	工事	委託	物品
市内業者	530者	56者	353者
市外業者	639者	341者	824者
計	1,169者	397者	1,177者

(2) 契約件数（令和5年度）

工事請負契約	598件
委託契約	146件
物品調達	864件

◎令和5年度工事発注件数及び落札金額

（単位：千円）

	500万円未満		1,000万円未満		5,000万円未満		1億円未満		1億円以上		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木	46	154,833	60	414,616	101	2,006,639	19	1,328,231	5	982,925	231	4,887,244
建築	1	4,879	5	45,256	26	728,781	7	451,151	5	997,854	44	2,227,920
とび	27	67,714	14	103,436	3	55,629	0	0	0	0	44	226,779
電気	1	2,374	4	37,620	29	688,227	1	59,840	2	283,897	37	1,071,958
管	3	11,238	5	35,625	57	1,468,099	0	0	0	0	65	1,514,961
鋼構造	1	4,596	4	27,179	2	59,448	1	65,602	0	0	8	156,825
舗装	23	78,579	25	190,235	16	275,644	1	54,144	0	0	65	598,601
塗装	3	7,646	3	20,609	11	298,713	2	100,502	1	102,325	20	529,794
防水	0	0	0	0	5	159,050	1	60,861	0	0	6	219,911
機械	0	0	0	0	2	25,867	2	146,550	4	1,411,938	8	1,584,354
造園	28	90,072	23	168,454	14	254,243	1	57,965	0	0	66	570,734
解体	1	2,057	0	0	2	53,863	0	0	1	141,666	4	197,585
計	134	423,986	143	1,043,030	268	6,074,201	35	2,324,845	18	3,920,605	598	13,786,666

◎令和5年度委託発注件数及び落札金額

（単位：千円）

	100万円未満		500万円未満		1,000万円未満		1,000万円以上		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
測量	2	1,089	29	64,686	6	35,574	3	82,830	40	184,179
土木設計	1	880	12	39,622	9	63,389	29	715,267	51	819,158
建築設計	0	0	7	16,030	4	25,605	2	63,538	13	105,173
地質調査	0	0	0	0	2	12,210	1	28,620	3	40,830
補償	0	0	24	59,147	8	60,863	7	118,535	39	238,545
計	3	1,969	72	179,485	29	197,640	42	1,008,790	146	1,387,884

◎令和5年度物品発注件数及び落札金額

（単位：千円）

	件数	金額
備品購入費	243	599,047
消耗品費	257	337,769
修繕料	0	0
印刷製本費	364	163,661
計	864	1,100,477

(3) 令和5年度工事発注状況（議決対象工事）

（単位：千円）

工 事 名 称	場 所	請負業者	請負金額
復興防災公園（仮称）建屋ほか建築工事	倉敷市真備町箭田4629番1ほか地内	株式会社カザケン	299,200
福田呼松第2排水機場吸水槽改修工事	倉敷市呼松1丁目地内	ナイカイアーキッド・藤原組建設工事共同企業体	500,500
福田呼松第2排水機場除塵設備改修工事	倉敷市呼松1丁目地内	日東河川工業株式会社	184,800
福田呼松第2排水機場ポンプ設備改修工事	倉敷市呼松1丁目地内	株式会社石垣	974,875
玉島環境センター建築工事	倉敷市玉島乙島字新湊8255番49地内	目黒建設株式会社	341,000

18. 情報政策

情報処理

(1) コンピュータ導入の経過（過去5年間）

平成31年1月	地方税共通納税システム稼働
令和2年1月	コンビニ交付サービス（市県民税（所得課税）証明書）開始
令和2年10月	R P A稼働
令和3年1月	議事録作成支援システムの導入 テレワーク専用端末の導入
令和3年4月	デジタルガバメント推進室を新設
令和5年12月	倉敷市公式アプリをリリース

(2) コンピュータ適用業務

所 属 課	シ ス テ ム 名	適用年月	所 属 課	シ ス テ ム 名	適用年月
くらしき情報発信課	広報紙配付	S 59年5月	税制課	税務統計	H7年4月
総務課	特別職委員管理	S 55年11月		宛名管理	H6年10月
	文書管理	H20年2月	市民税課	個人市民税	S 43年4月
人事課	人事情報管理	S 52年2月		法人市民税	S 55年5月
	給与台帳管理	S 44年12月		市民税統計	S 43年4月
	人事給与統計	S 44年12月	資産税課	土地課税台帳管理	S 46年4月
	定数外職員管理	H13年12月		家屋課税台帳管理	S 46年4月
	研修台帳管理	H3年6月		償却資産課税台帳管理	S 46年4月
	研修経理	H4年4月		固定資産税	S 46年4月
	職員共済管理	S 52年7月		固定資産税統計	S 57年4月
	職員厚生管理	S 52年7月		特別土地保有税	S 51年4月
職員健康管理	S 54年5月	非課税土地台帳管理		S 57年4月	
情報政策室	地図情報（統計地図表示）	H3年4月		納税課	地図情報（土地・家屋検索）
	地図情報（道路区間検索）	H3年4月	地図情報（土地評価支援）		H8年4月
	地図情報（住民情報検索）	H3年4月	市税収納管理		S 51年4月
	地図情報（基盤図修正）	H4年4月	男女共同参画課	市税滞納整理	S 52年4月
	地図情報（下水道施設検索）	H4年5月		女性アンケート	S 55年3月
	地図情報（都市計画検索）	H4年5月	人権推進室	同和資金貸付管理	S 62年3月
	地図情報（下水道計画支援）	H6年4月	スポーツ振興課	スポーツ施設案内予約システム	H11年6月
	地図情報（水路情報検索）	H6年4月	市民課	住民基本台帳	S 51年4月
共通基盤	H27年9月	外国人登録		S 57年3月	
財政課	予算編成オンライン	S 63年10月		印鑑登録	S 59年2月
	市債管理	S 49年3月		葬祭オンライン	S 60年10月
	決算統計分析	H2年4月		住民基本台帳ネットワークシステム	H14年8月
公有財産活用課	公有財産台帳管理	S 56年4月		戸籍システム	H14年12月
契約課	物品指名業者登録	S 60年11月		住民記録統計	S 51年4月
	建設指名業者資格審査	S 59年2月		住民票等自動交付機	H11年1月
工事検査課	土木工事設計積算	H6年9月		国民年金被保険者台帳管理	S 47年4月
	農業土木工事設計積算	H6年9月		無拠出年金受給者管理	S 52年4月
	下水道工事設計積算	S 56年4月	給付管理	H6年4月	
税制課	税証明書発行	S 53年7月	生活安全課	交通災害共済	S 57年4月
	軽自動車税	S 50年4月	市民広聴課	市民の声アンケート	S 51年8月
	事業所税	S 55年4月	環境衛生課	墓地管理	S 60年3月
	市たばこ税	H7年4月	一般廃棄物対策課	ごみ減量化協力団体管理	H元年4月
	入湯税	H7年4月	生活福祉課	生活保護	S 52年4月

所 属 課	シ ス テ ム 名	適 用 年 月	所 属 課	シ ス テ ム 名	適 用 年 月
保育・幼稚園課	保育児童管理	S 48年4月	耕地水路課	土地改良区管理	H6年5月
子育て支援課	(特別) 児童扶養手当	S 59年6月	国土調査課	国調地籍調査管理	S 57年4月
	児童福祉年金	S 56年3月	公園緑地課	緑化推進	S 60年4月
	児童手当	H24年4月	住宅課	住宅使用料	S 55年4月
老人福祉援護	S 59年6月	住宅新築資金貸付		S 56年4月	
健康長寿課	老人生きがい対策	S 59年6月	下水普及課	下水道受益者負担金	S 54年4月
	老人入浴券支給	S 59年6月		下水道使用者管理	S 46年5月
	敬老	S 54年4月		下水道貸付金償還	H9年4月
	高齢者年金	S 60年3月		下水道維持普及台帳	H6年4月
	老人施設措置費負担金	S 61年4月	出納室	下水道使用料	H16年4月
	介護手当支給	H5年4月		源泉徴収	S 55年12月
	65歳以上調査票管理	H9年9月		備品台帳管理	S 59年11月
障がい福祉課	障がい者台帳管理	S 58年4月	水道総務課	統括物品在庫管理	S 55年10月
医療給付課	乳児医療費給付	S 55年5月		水道企業会計	S 63年4月
	母子家庭医療管理	S 58年5月		水道企業会計消費税処理	H4年4月
	老人保健医療管理	S 52年4月	水道固定資産管理	H13年4月	
	老人医療費管理	S 52年4月	水道サービス課	水道料金調定	S 46年5月
	重度心身障がい者医療管理	S 58年5月		水道料金収納	S 51年4月
後期高齢者医療	H20年4月	水道収入金管理		H3年4月	
保健課	予防接種	H9年4月	水道料金コンビニ収納	H13年10月	
健康づくり課	母子衛生検診	S 55年4月	教育企画総務課	幼稚園保育料	S 57年3月
	老人保健	S 63年4月	学事課	学校園ネットワークシステム	H15年3月
	胸部レントゲン	H5年4月		学齢学籍	H元年4月
	特定健診	H20年4月	保健体育課	健康診断	S 53年1月
国民健康保険課	国保被保険者台帳管理	S 46年10月		学校給食	H元年4月
	国保賦課	S 46年10月		食育システム	H23年4月
	国保給付	S 54年5月	生涯学習課	成人式支援	S 51年12月
	国保収納	S 51年4月		青少年アンケート	S 55年3月
介護保険課	資格管理	H11年9月	市民学習センター	生涯学習情報提供システム	H10年6月
	認定受給者管理	H11年10月	選挙管理委員会	選挙人名簿管理	S 51年9月
	給付実績管理	H12年5月	選挙管理委員会	期日前投票システム	H12年4月
	主治医意見書料支払管理	H11年10月		裁判員制度	H20年9月
	認定支援	H11年10月	農業委員会	農家台帳	H18年4月
農林水産課	農家組合管理	S 55年4月	共通	財務会計オンライン	S 57年4月
	緊急生産調整推進対策	S 55年4月		住民記録検索オンライン	S 51年10月
	農業共済	S 62年6月		住登外宛名管理オンライン	S 57年9月
	農業振興	S 58年4月		電子申請	H15年8月
耕地水路課	河川占用許可	S 59年2月		電子決裁	H20年2月

(3) ホストコンピュータ関連・機種名及び機器構成

機器の名称	形 式	数	性 能
中央処理装置 〔PRIMEQUEST 3400E2〕	MCK2AC111	1	主記憶 512MB 搭載チャンネル FCLINK:14 ONA:2
中央処理装置 〔PRIMEQUEST 2400E3〕	MCH2AC111	1	主記憶 512MB 搭載チャンネル FCLINK:18 ONA:1

機器の名称	形 式	数	性 能
アレイディスク装置 〔ETERNUS DX8100 S4〕	ET81452	1	記憶容量 221.13GB (2.835GB/DE×108DE) キャッシュメモリ 16GB
アレイディスク装置 〔ETERNUS DX8100 S3〕	ET813CA	1	記憶容量 221.13GB (2.835GB/DE×144DE) キャッシュメモリ 12GB
バーチャルテープ装置 〔ETERNUS VT600 Model 300S5〕	VT6530BA	1	サポート論理ボリューム数 最大100,000巻 TVC 容量 522GB 仮想ドライブ 32ドライブ
高速日本語ラインプリンタ 装置 〔HNLPL〕	PS5600CL	1	印刷速度 21,600行/分 (6行/インチ) 解像度 240/400/600dpi 印刷方式 レーザ書き込みによる乾式電子写真方式
高速日本語ラインプリンタ 装置 〔HNLPL〕	PS5600C	1	印刷速度 21,600行/分 (6行/インチ) 解像度 240/400/600dpi 印刷方式 レーザ書き込みによる乾式電子写真方式
カット紙日本語ラインプリ ンタ装置 〔VSP〕	VSP4540B	2	印刷速度 片面45ページ/分 (A4サイズ) 両面32ページ/分 (A4サイズ) 解像度 240/400/600/1200dpi 印刷用紙 A3/A4/A5/B4/B5/レター 印刷方式 乾式電子写真方式
日本語ドットプリンタ装置 〔LP〕	VSP3802B	1	印刷速度 600行/分 解像度 160dpi 複写枚数 標準モード 6枚 印刷方式 ワイヤドットインパクト方式
LTO装置 〔LTO〕	LT8S2HG	2	物理ドライブ 2ドライブ 記録容量 Ultrium6 : 2.5TB/巻
LTO装置 〔LTO〕	LT8S2FE	1	物理ドライブ 2ドライブ 記録容量 Ultrium4 : 800GB/巻

(4) O A機器導入状況 (令和6年4月現在)

庁内LAN接続パソコン 3,701台 ホストコンピュータ接続パソコン 222台
インターネット接続パソコン 583台

(5) 情報保護対策

昭和51年1月に電子計算機を導入し、同年3月「倉敷市電子計算機処理データ保護管理規程」を制定し、的確なデータの取扱いを図ってきた。平成元年9月には、個人情報の保護対策のため「倉敷市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を制定した。この条例により従来の規程を見直し、O A機器を含む電子計算機とデータの管理運営のために「倉敷市電子計算機管理運営規程」を定め、条例とともに平成2年4月から施行した。平成12年10月には、手作業処理に係るものを含めた個人情報の保護対策のため「倉敷市個人情報保護条例」を施行した。平成16年4月には、情報資産及び情報システムを種々の脅威から守るため「倉敷市情報セキュリティポリシー」を施行した。平成17年3月にはO A機器・ログ管理のために「デスクトップ管理ツール」の導入を行った。平成18年から毎年度、適切な情報セキュリティ対策が行われているか確認するため、サーバ・ネットワーク機器の診断や事務・システム運用のセキュリティ監査を行っている。平成20年7月には、情報センターの拡張に伴い、空調機器の整備及び電源整備を行い、機器設置空間の確保、安定した電源供給及び施設内を一定温度に保つ空調設備を実現した。マイナンバー制度に対応するため、平成29年1月には「倉敷市情報セキュリティポリシー」の全面改定を行った。また、国が提唱する新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に対応するため、同年3月には
庁内LAN接続パソコンにて外部接続デバイスの利用禁止、外部ネットワークとの通信分離を実施し、インターネット接続パソコンを各部署へ導入した。令和5年2月には外部サービスの利用等に対応するため、「倉敷市情報セキュリティポリシー」の一部改定を行った。

19. 情報公開・個人情報保護

(1) 行政文書の開示請求処理状況（倉敷市情報公開条例）

（単位：件）

年度	区分 開示請求	決定等の状況					
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	文書不存在 (内数)
R3	764	601	130	15	3	15	9
R4	788	615	128	21	1	23	32
R5	922	746	137	13	11	15	10

※令和5年度の部分開示のうち12件及び不開示のうち20件は、文書不存在によるもの。

(2) 保有個人情報開示請求処理状況（個人情報の保護に関する法律）

（単位：件）

年度	区分 開示請求	決定等の状況					
		開示	一部開示	不開示	訂正	利用停止	取下げ
R3	54	28	20	6			0
R4	44	15	21	7			1
R5	61	25	24	11			1

※令和5年度の不開示のうち11件は、文書不存在によるもの。

令和3・4年度は個人情報保護条例による自己情報開示請求処理状況

20. 文書管理

(1) マイクロフィルムシステム

記録の発生から利用、保管を経て廃棄に至るまでのシステマティックな運営の管理を行うため、マイクロフィルムシステムを導入した。

① 第1次5箇年計画（昭和49年12月～53年度）

- ・「マイクロシステム導入計画」昭和48年12月策定
- ・「マイクロフィルム文書の作成業務実施計画」昭和49年8月策定

事務室を圧迫しているロッカー類の増加の防止と執務環境の改善を目的とした。

② 第2次4箇年計画（昭和54年度～57年度）

昭和53年11月策定

蓄積された記録情報の検索、活用の効率化を目的とした。

③ 第3次3箇年計画（昭和58年度～60年度）

昭和57年12月策定

活用機器の見直し、検索システムの確立を目的とした。

④ 第4次5箇年計画（昭和61年度～平成2年度）

昭和60年8月策定

現行システムを継承し、より文書管理の充実を図ることを目的とした。

⑤ 第5次5箇年計画（平成3年度～7年度）

平成2年10月策定

従来からマイクロフィルム化している文書に加えて、書庫に引継済みの文書もマイクロフィルム化することにより、事務室の整理だけでなく、書庫の整理を進めることを目的とした。また、老朽機器の更新により、効率的な活用を図った。

⑥ 平成11年4月から、庁舎内での委託撮影から全面的に外注に変更した。

⑦ 撮影実績

年 度	リール数	原本総ページ数	総コマ数
			16mm、35mm
令和3年度	102	129,102	113,806
令和4年度	170	217,000	164,437
令和5年度	87	136,529	99,105

(2) ファイリングシステム

行政事務は、通常、文書を媒介として行われているため、行政のすう勢は、当然、文書の多様化、内容の複雑化をもたらし、文書量の増大を引き起こしており、能率的に事務処理体制の確立を図るため、ファイリングシステムを導入した。

① 第1次ファイリングシステム導入計画（昭和55年2月策定）

（試行導入 昭和55年度～昭和56年度）

（導入 昭和57年度～昭和60年度）

全庁的に組織された文書整理体制を確立することを目的とした。

② 第2次ファイリングシステム実施計画（昭和60年8月策定）

（昭和61年度～平成2年度）

研修、追指導により、文書整理の徹底を図ることを目的とした。

昭和60年11月第2次ファイリングシステム実施計画を一部変更し、昭和62年度から3箇年間で5支所へもファイリングシステムを導入することにした。

③ 第3次ファイリングシステム実施計画（平成2年10月策定）

（平成3年度～7年度）

第1次ファイリングシステム導入計画及び第2次ファイリングシステム実施計画により、本庁及び支所への導入が完了した。そこで、公営企業を除く課長補佐級以上の施設（東京事務所は除く。）及び消防局のうち、文書量が多い部署にファイリングシステムを導入することにした。

④ ファイリングシステム導入状況

年 度	部 署
昭和57年度	市長公室、企画部、総務局、出納室
昭和58年度	市民局、衛生局、経済局
昭和59年度	建設局
昭和60年度	下水道局、議会事務局、各行政委員会
昭和62年度	児島支所
昭和63年度	水島支所、庄支所、茶屋町支所
平成元年度	玉島支所
平成3年度	課長補佐級以上の施設（公営企業を除く。）
平成4年度	消防局

⑤ 平成9年度ファイリングシステム再構築を目指し、全職員を対象に研修をし、各課での実地指導を行った。

⑥ ファイリングシステム再構築に伴う導入

年 度	部 署
平成9年度	競艇事業局、水道局、市民病院事務局、東京事務所

⑦ 平成10年度～平成16年度ファイリングシステム再構築を目指し、専門研修及び各課での実地指導を行った。

⑧ 平成17年8月、1市2町の合併に伴い、平成18年度から船穂・真備支所へのファイリングシステム導入を目指し、旧船穂町及び旧真備町全職員を対象に研修を行った。

⑨ 平成18年4月、1市2町の合併に伴う導入

年 度	部 署
平成18年度	船穂支所、真備支所

⑩ 平成21年度～内部情報システムによる電子文書のファイリングの開始

(3) 歴史公文書等の保存と利用

総務課歴史資料整備室（倉敷市真備支所3階）にて、歴史資料として重要な公文書等（歴史公文書、古文書、写真等）を調査、収集、整理し、目録を作成し、一般に公開している。所蔵資料の利用促進を図る事業として資料展示会・古文書解読講座・歴史資料講座・歴史資料解説会・『倉敷の歴史』の発行を実施している。また、所蔵資料のデジタル化を進めている。

歴史資料整備室事業実績

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所蔵資料の点数（点）（概数部分を含む）	319,568	327,801	341,508
目録作成済点数（点）	247,608	259,196	274,945
Webサイト掲載目録点数（点）	164,091	195,184	220,764
デジタル化資料点数（点）	113,879	115,623	117,260
年間所蔵資料に関する来室者数（人）	498	491	446
年間資料展示会来場者数（人）	（中止）	267	250
年間古文書解読講座受講者数（人）	135	99	139
年間歴史資料講座受講者数（人）	132	186	119
年間歴史資料解説会受講者数（人）	（中止）	40	58
年間職員が講師をした講演受講者数（人）	808	651	778
年間出版物等掲載・貸出許可数（件）	40	73	37
年間問い合わせ件数（件）	165	181	135
年間Webサイトアクセス件数（件）	47,563	55,401	58,713
年間歴史資料講座の倉敷市e公民館視聴回数	—	—	158
年間『倉敷の歴史』販売・寄贈冊数（冊）	891	778	828

2 1. 倉敷市大学連携推進事業

(1) 目的

大学等の有する知的財産を、地域課題の解決や地域の活性化に役立てるとともに、大学等の教育・研究・社会貢献に対する市民の理解を促進する。

(2) 事業概要

倉敷市内にある大学・短大・大学校（10校）と倉敷市による協議組織として、「倉敷市大学連携推進会議」を平成21年11月5日に設置している。平成24年度からは、岡山大学資源植物科学研究所も参画し、令和4年度からは、川崎医療短期大学が市外に移設したため、市内10の全ての大学等による取り組みとなっている。

- ・岡山学院大学
- ・岡山短期大学
- ・岡山大学資源植物科学研究所
- ・川崎医科大学
- ・川崎医療福祉大学
- ・倉敷芸術科学大学
- ・くらしき作陽大学
- ・作陽短期大学
- ・中国職業能力開発大学校
- ・倉敷市立短期大学

平成22年度から、市民の生涯学習の推進を図るとともに、市内大学等への理解の促進を目的に、ライフパーク倉敷を主会場とし、大学施設等も利用しながら、各大学等の特色を生かした講座で構成する「倉敷市大学連携講座」を開催し、令和5年度には、オンライン講座を含め30講座を開講し、のべ620人が受講した。

(令和5年度倉敷市大学連携講座の実施状況)

開催日	テ ー マ	担当大学名	受講者数
7月22日(土)	知って防ごう、身近な病気 ～梅毒・アニサキス・帯状疱疹～	岡山学院大学 岡山短期大学	19
8月13日(日)	里山に残る中世山城シリーズ① 黒山城 座学編		30
9月29日(金) ～ 10月5日(木)	里山に残る中世山城シリーズ① 黒山城 座学編 (オンライン)		41
3月15日(金) ～ 3月21日(木)	里山に残る中世山城シリーズ② 黒山城 現地映像編 (オンライン)		58
10月28日(土)	悪いヤツだけじゃない！ 植物と関わるウイルスたち		7
10月28日(土)	遺伝子発現スイッチをみる ～根となれ葉となれ茎となれ～	岡山大学資源植物 科 学 研 究 所	7
12月22日(金) ～ 12月28日(木)	悪いヤツだけじゃない！ 植物と関わるウイルスたち (オンライン)		13
12月22日(金) ～ 12月28日(木)	遺伝子発現スイッチをみる ～根となれ葉となれ茎となれ～ (オンライン)		13
8月29日(火)	知って守ろう腎臓		36
10月12日(木)	気になる！血液検査結果の見方	川崎医科大学	44
12月1日(金) ～ 12月7日(木)	気になる！血液検査結果の見方 (オンライン)		45

9月8日(金)	前向きに自己管理！腰痛を防ぐ	川崎医療福祉大学	25
10月27日(金) ～ 11月2日(木)	前向きに自己管理！腰痛を防ぐ(オンライン)		29
11月16日(木)	足から健康に		40
7月29日(土)	芸術からひも解く 『個性』とは何か	倉敷芸術科学大学	11
9月15日(金) ～ 9月21日(木)	芸術からひも解く 『個性』とは何か(オンライン)		8
9月30日(土)	もっと！やさしい化学～身の回りの化学物質～		7
11月17日(金) ～ 11月23日(木)	もっと！やさしい化学 ～身の回りの化学物質～ (オンライン)		26
11月26日(日)	子ども防災アカデミー 体験型デイキャンプ		7
12月2日(土)	極東国際政治最前線2023		22
1月19日(金) ～ 1月25日(木)	防災アカデミー(オンライン)		11
7月30日(日)	倉敷みらい講座「ひらめき体験！夏のものづくり教室」		倉敷芸術科学大学 くらしき作陽大学
8月31日(木)	チャレンジ！ポピュラーピアノ	作陽短期大学	4
7月29日(土)	仕分け貯金箱をつくろう	中国職業能力開発大学校	18
8月5日(土)	昼に充電、夜に自動点灯！ LEDガーデンライトをつくろう		16
8月26日(土)	ねらった人とおしゃべり！ 水鉄砲型光通信機をつくろう		10
8月6日(日)	親子でいっしょに♪ 太鼓をつくって合奏しよう	倉敷市立短期大学	20
8月8日(火)	ワイシャツの構造とアイロンのかけ方を学ぶ		10
9月2日(土)	子どもたちの豊かな育ちのためにできること		4
10月28日(土)	Tシャツをデザインしよう ～日常のひとコマを身につける～		19
合計			620

また、各大学等が実施する公開講座やイベント等をまとめたメールマガジンを月1回程度発行するとともに、ライフパーク倉敷1階に「大学情報コーナー」を常設することで、大学等の市民に対する情報提供を支援している。

2.2. 倉敷市立短期大学

(1) 沿革

- 昭和43年10月 3日 倉敷市立倉敷保育専門学院創立
- 昭和48年12月14日 倉敷市議会において倉敷市立短期大学条例を可決
- 昭和49年 1月10日 文部大臣より倉敷市立短期大学保育科第二部の設置認可
- 昭和49年 3月 8日 厚生大臣より「保母を養成する学校」として指定
- 昭和49年 4月 1日 倉敷市立短期大学開設（入学定員50名）
- 昭和51年 2月12日 文部省より定員増（入学定員100名、総定員300名）の認可を受ける。
- 昭和52年 1月13日 文部省より保育科第二部幼稚園教員養成課程の認定を受ける。
- 昭和55年 3月26日 文部省より聴講生の課程（幼稚園教員養成）の認定を受ける。
- 昭和58年 1月17日 文部省より保育科第一部の設置認可を受ける。
- 昭和58年 2月 8日 文部省より保育科第一部幼稚園教員養成課程の認定を受ける。
- 昭和58年 2月14日 厚生省より保育科第一部を「保母を養成する学校」として指定保育科第二部の学則変更（定員70名）の承認を受ける。
- 昭和58年 4月 9日 保育科第一部の開設式
- 昭和59年 4月 5日 文部省より保育科第一部聴講生の課程（幼稚園教員養成）の認定を受ける。
- 平成 5年12月21日 文部省より服飾美術学科の設置認可を受ける。
- 平成 6年 4月 1日 保育科第一部、第二部を保育学科第一部、第二部に名称を変更。
聴講生を科目等履修生に改定
- 平成 6年 4月 8日 服飾美術学科開設式
- 平成 7年 3月31日 保育学科第二部の廃止
- 平成 7年 4月 1日 保育学科第一部を保育学科に名称変更
- 平成 9年 3月15日 社団法人日本衣料管理協会より、服飾美術学科が「2級衣料管理士を養成する大学」として認定される。（平成23年3月31日認定の廃止）
- 平成14年12月19日 文部科学省より専攻科設置の学則変更を受理される。
- 平成15年 3月 5日 文部科学省より専攻科保育臨床専攻が幼稚園教員養成課程の認定を受ける。
- 平成15年 3月 5日 専攻科が大学評価・学位授与機構の認定を受ける。
- 平成15年 4月 1日 専攻科（保育臨床専攻・服飾美術専攻）設置
- 平成28年 4月 1日 大学評価・学位授与機構より、専攻科保育臨床専攻が、学士の学位の授与に係る特例の適用認定を受ける。
- 平成30年 4月 1日 大学基準協会より、短期大学基準に適合していると認定される。
- 平成30年10月14日 創立50周年記念式
- 令和 5年 4月 1日 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から専攻科服飾美術専攻が学士の学位の授与に係る特例の適用認定を受ける。

(2) 所在地 倉敷市児島稗田町160番地 TEL (086) 473-1860(代)

(3) 校地面積 20,906㎡（うち運動場10,875㎡）

(4) 建築面積 建築面積 3,804.86㎡ 延床面積 11,490.27㎡

館名	1階 (㎡)	2階 (㎡)	3階 (㎡)	4階 (㎡)	5階 (㎡)	6階 (㎡)	計 (㎡)
本館	779.10	909.37	1,163.87	-	-	-	2,852.34
1号館	869.40	1,012.21	987.06	925.21	925.21	124.02	4,843.11
2号館	544.58	503.12	503.12	-	-	-	1,550.82
3号館	103.50	147.50	147.50	-	-	-	398.50
体育館	511.49	1,334.01	-	-	-	-	1,845.50
計	2,808.07	3,906.21	2,801.55	925.21	925.21	124.02	11,490.27

(5) 学科等 保育学科（2年）、服飾美術学科（2年）

専攻科保育臨床専攻（2年）、専攻科服飾美術専攻（2年）

(6) 入学定員（総定員）保育学科50名（100名）、服飾美術学科50名（100名）

専攻科保育臨床専攻10名（20名）、専攻科服飾美術専攻10名（20名）

(7) 学費等

(単位：円)

学科	区分	入学検定料	入 学 料		授業料
			市内居住者	市外居住者	
保育学科		18,000	112,800	169,200	(年額) 390,000
服飾美術学科		18,000	112,800	169,200	(年額) 390,000
専攻科保育臨床専攻・ 服飾美術専攻		18,000	112,800	169,200	(年額) 390,000

(8) 教職員

(R6.5.1現在)

区 分	学 長	教 授	准教授	講 師	助 教	非常勤 講師等	事務職員 (嘱託含む)	司 書	計
人 数	1	9	9	3	1	57	16	2	98

(9) 在校生の状況

(R6.5.1現在)

学科	区分	学年	学生数	出身地別		
				市 内	県 内	県 外
保育学科		一学年	62	16	7	39
		二学年	61	14	8	39
服飾美術学科		一学年	23	3	8	12
		二学年	51	12	15	24
保育臨床専攻		一学年	9	1	1	7
		二学年	6	2	0	4
服飾美術専攻		一学年	11	5	3	3
		二学年	11	4	3	4
合 計			234	57	45	132

※ 県内には市内は含めていない。

(10) 卒業生の就職状況

(R6.5.1現在)

学科	区分	卒業年度	卒業者数	専門を生かした就職			その他 企業等	進 学	その他
				市 内	市 外	計			
保育学科		R3	54	13	30	43	0	11	0
		R4	51	20	20	40	2	9	0
		R5	53	17	21	38	3	11	1
服飾美術学科		R3	46	6	6	12	11	13	10
		R4	45	2	6	8	17	14	6
		R5	48	4	9	13	12	15	8
保育臨床専攻		R3	7	2	5	7	0	0	0
		R4	9	1	8	9	0	0	0
		R5	7	3	3	6	1	0	0
服飾美術専攻		R3	3	1	0	1	2	0	0
		R4	9	1	0	1	7	0	1
		R5	6	0	2	2	4	0	0

専門を生かした就職とは、保育学科は保育園・幼稚園等、服飾美術学科は服飾関連企業への就職をいう。

23. 市庁舎

I 本庁舎の概要

1. 所在地

倉敷市西中新田640番地

2. 面積（西側分室含む）

57,433.22㎡（敷地面積） 45,870.51㎡（延床面積）

3. 建設の基本方針

- (1) 昭和65年人口51万人、本庁舎内勤務職員1,800人を推定し、市民のサービスセンターとして、合理的、機能的な事務処理が行われ、かつ、執務する職員の健康管理も配慮されたもので、市民のために働きやすい庁舎とする。
- (2) 庁舎の建設にあわせて敷地内の環境整備も充実し、市民の憩いの森、緑地、駐車場等を設置する。
- (3) 議会部門は議決機関としての活動の場にふさわしい品位と風格を備えたものとし、執行部と分離する。
- (4) 市民と接触の多い部課は、できる限り低層部へ配慮し、事務処理の迅速化を図る。

4. 建設期間

着工 昭和53年9月5日 竣工 昭和55年5月31日

5. 建設費

工事費	8,823,231千円	財源内訳	起債	2,915,000千円
委託料	331,559		基金	3,209,689
用地費	1,246,529		一般財源	4,615,260
その他	399,672		寄付金その他	61,042
計	10,800,991千円			

6. 建設の概要

(1) 本体工事

建築面積 7,071.77㎡ 延べ床面積 34,320.02㎡

① 構造

（高層棟）鉄骨鉄筋コンクリート造り 地下2階、地上10階 20,676.05㎡

（低層棟）鉄筋コンクリート造り 地上4階 13,643.97㎡

② 高さ

（高層棟）66.88m（シンボルタワー）

③ 軒高

（高層棟）42.26m（低層棟）19.08m

④ 外装

屋根 アスファルト防水砂利敷仕上げ 一部押工コンクリートタイル仕上げ

ひさし 銅板一文字葺

外壁 （高層棟）コンクリート特殊型枠打放し吹付け 一部レンガタイル
（低層棟）コンクリート化粧型枠打放し吹付け 一部レンガタイル

⑤ 電気設備

受電 3相3線、60Hz、6,600V

変圧器 5,155kVA 非常用自家発電機 3相3線、60Hz、6,600V、750kVA

⑥ 空調設備

22系統及びパッケージ方式（各階ユニット形空調機・ファンコイル併用）

熱源は、蓄熱電力及び天然ガス

⑦ 衛生設備

給水 上水道を重力給水

給湯 局所給湯方式、電気式給湯設備

消火 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、ハロンガス消火設備

⑧ エレベーター

一般用（高層棟）17人乗り×5台 人荷用（高層棟）22人乗り×1台

議会用（低層棟）11人乗り×1台

⑨ その他					
郵便局	97.0㎡	食堂	411.2㎡	展示ホール	149.4㎡
銀行(市金庫)	110.6㎡	売店	77.6㎡	書庫	559.9㎡
物品庫	798.1㎡	市民ホール	201.1㎡		

(2) 付帯施設工事(駐車場棟)

建築面積 5,591.13㎡ 延べ床面積 10,726.86㎡

- ① 構造
鉄骨造り、地下1階、地上1階
- ② 設備
電気設備、空調設備、衛生設備、消防設備
- ③ 車両収容能力
地下1階 193台(公用車) ※議員・報道関係用含む
地上1階 147台(一般車) 57台(公用車)
- ④ その他
地下1階 葬祭関係詰所、車両管理事務所、計量検査室
地上1階 会議室、運転手控室ほか

(3) 外構施設工事

- ① 自転車置場
来庁者用 272台
職員用 380台
公用 51台
- ② 付帯施設西の小川
延長 127.8m 幅員 2.75m
- ③ 壁泉、池
面積 368㎡ 壁泉の落差 2~0.8m 湧出 9箇所
- ④ 緑地
面積 2.85ha
- ⑤ 駐車場(屋外)
面積 8,710㎡ 収容台数 264台
- ⑥ 場内道路
幅員 5m~12m

7. 庁舎建設の経過

51. 12. 27 倉敷市の事務所の位置を変更する条例の議決
52. 5. 6 新庁舎建設計画策定研究会を設置
6. 29 市議会に市庁舎建設特別委員会を設置
10. 22 新庁舎建設基本構想作成
10. 30 新庁舎建設基本設計を(株)浦辺建築事務所に委託
53. 2. 28 新庁舎建設基本設計完了
3. 27 新庁舎建設実施設計を(株)浦辺建築事務所に委託
5. 1 建設局に市庁舎建設事務所を設置
7. 28 新庁舎建設実施設計完了
9. 5 新庁舎工事を(株)大林組・(株)大本組建設共同企業体と契約・着工
新庁舎電気設備工事を太陽工藤工事(株)・川鉄電気設備工事(株)建設共同企業体と契約・着工
新庁舎空気調和工事を(株)大気社・新日本空調(株)建設共同企業体と契約・着工
新庁舎給排水衛生工事を斉久工業(株)と契約・着工
9. 25 新庁舎建設工事監理業務を(株)浦辺建築事務所に委託
9. 30 新庁舎建設工事地鎮祭
12. 9 新庁舎付帯施設建設工事等設計監理業務を(株)浦辺建築事務所に委託
54. 3. 31 新庁舎付帯施設、外構施設建設工事設計完了

7. 25 新庁舎場内整備工事設計を(株)京央造園設計事務所に委託
8. 18 新庁舎付帯施設、外構施設の建築工事を(株)大林組・(株)大本組建設共同企業体と契約・着工
 新庁舎付帯施設、外構施設の電気設備工事を(株)中国電業舎と契約・着工
 新庁舎付帯施設衛生空調設備工事、外構施設衛生設備工事を齊久工業(株)と契約・着工
10. 17 新庁舎書庫の機械式手動書架をトミナガに発注
10. 31 新庁舎場内整備工事設計完了
11. 15 新庁舎内装・調度品工事設計完了
11. 30 新庁舎場内整備工事(第1工区)を(株)大林組・(株)大本組建設共同企業体と契約・着工
12. 19 新庁舎食堂、喫茶の厨房機器を富士厨房設備(株)に発注
12. 25 新庁舎場内整備植栽その1工事を(株)吉田庭石園と契約・着工
 // その2工事を(株)南備園芸と契約・着工
 // その3工事を(株)清光園芸と契約・着工
 // その4工事を老龍園緑化(株)と契約・着工
 // その5工事を(株)三宅児松園と契約・着工
 // その6工事を(株)創作園と契約・着工
12. 27 新庁舎場内設備工事監理業務を(株)京央造園設計事務所に委託
 新庁舎落成記念品を日鉱美術工芸(株)に発注
12. 28 新庁舎場内整備工事(第2工区)を(株)大林組・(株)大本組建設共同企業体と契約・着工
 // (第4工区)を大森組(株)と契約・着工
 // (第5工区)を(株)横本組と契約・着工
 // (第6工区)を(有)風早興業と契約・着工
55. 1. 8 新庁舎内装・調度品工事を(株)三越に発注
1. 24 新庁舎場内整備工事(第3工区)を山陽道路(株)と契約・着工
1. 29 新庁舎建設工事定礎式
6. 2 新庁舎落成式
6. 2~ 新庁舎一般開放
6. 4
6. 19 新庁舎開庁式
8. 設計・施工業者等
- 設 計 (株)浦辺建築事務所
 工事監理 倉敷市・(株)浦辺建築事務所
 (株)京央造園設計事務所
- 主要施工業者
- 建築工事 (株)大林組・(株)大本組建設共同企業体
 電気設備工事 太陽工藤工事(株)・川鉄電気設備工事(株)建設共同企業体
 空調設備工事 (株)大気社・新日本空調(株)建設共同企業体
 給排水衛生設備工事 齊久工業(株)
9. 植 栽
- 本 数
- | | | | | | |
|-----|------|-----|---------|---|--------|
| 上木 | 679本 | 下木 | 29,082本 | | |
| 草木類 | 250株 | 地被類 | 23,220本 | 芝 | 3,623㎡ |
- 費 用
- 約1億2,800万円(庁舎建設費に含まれる。)
10. 八角吹抜け噴水
- 形状 八角形、水中噴射
- 内径 5.73m、外径 12.68m、水深 37.5cm
- ブロンズ像
- 製作者 佐藤忠良 名称 乙女の像 身長 180cm

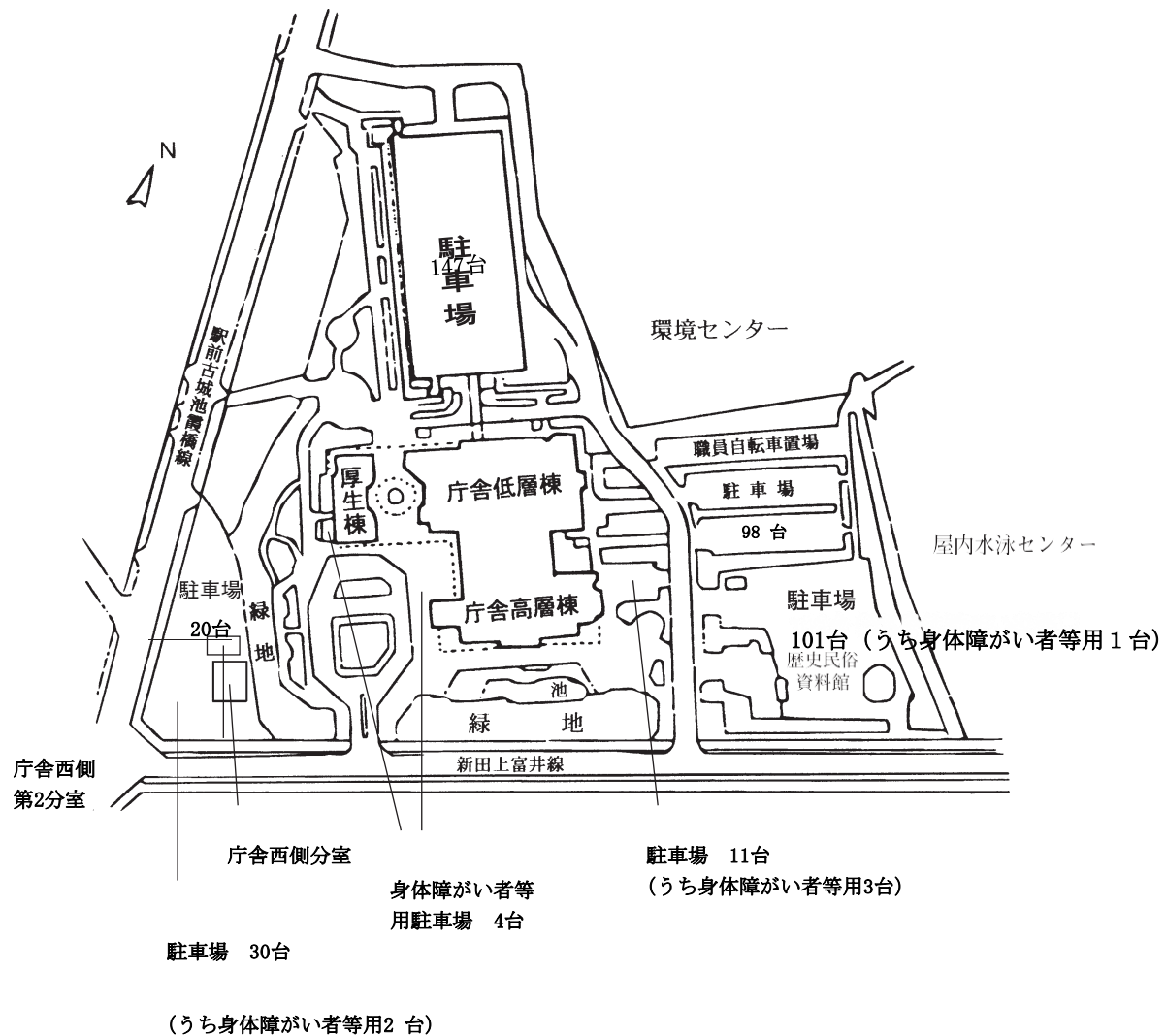
11. 光熱水費等

(千円未満切捨て)

区分		年度	R 3	R 4	R 5
光熱水費	電気		64,020 千円	98,997 千円	28,529 千円
	上下水道		23,121	23,217	22,209
	ガス		10,091	11,548	7,874
	計		97,232	133,763	58,612
委託料	清掃		60,478	60,457	62,586
	緑地管理		5,950	6,631	6,081
	施設管理警備等		129,398	131,756	134,475
	設備保守点検		19,028	21,207	20,875
	建築物等点検委託料		3,003	1,076	1,076
	西側第2分室建物設置		-	-	-
	施設等整備委託料		20,028	-	-
	計		237,885	221,129	225,093

本庁舎配置図

位置：倉敷市西中新田640番地



II 支所、連絡所、市民サービスコーナー

区 分	敷地面積	建築面積 (延床面積)	構 造	工事費	竣工年月
児 島 支 所 (児島小川町3681番地3) 473-1111	m ² 12,141.41	本館 m ² 1,635.05 (6,106.80)	鉄骨鉄筋コンクリート地上6階	千円 1,880,226	S 58.11
玉 島 支 所 (玉島阿賀崎1丁目1番1号) 522-8111	16,746.72	低層棟 687.72 (1,697.49) 展示ホールほか 252.48 (309.98) 高層棟 633.62 (3,174.85)	鉄筋コンクリート 地下1階、地上2階 鉄筋コンクリート 地上2階 (一部平屋) 鉄骨鉄筋コンクリート 地上5階 (一部6階)	1,460,474	H元.6
水 島 支 所 (水島北幸町1番1号) 446-1111	5,887.40	本館棟 1,866.03 (5,036.01) 車庫棟 605.42 (1,050.54)	鉄骨鉄筋コンクリート 地上5階 (一部6階) 鉄骨コンクリート 地上2階	1,563,885	H 4.3
庄 支 所 (上東756番地) 462-1212	2,160.96	531 (1,011.9)	鉄骨鉄筋コンクリート地上2階	66,000	S 46.2
茶 屋 町 支 所 (茶屋町2087番地) 428-0001	2,717.00	424.15 (830.65)	鉄筋コンクリート地上2階	51,979	S 48.4
船 穂 支 所 (船穂町船穂2897-2) 552-5100	4,354.83	本館 419.361 (835.74)	鉄骨 地上2階	154,745	H22.10
真 備 支 所 (真備町箭田1141番地1) 698-1111	13,963.71	本館 2,092.405 (4,002.482)	鉄筋コンクリート地上3階	835,000	S 59.10
倉 敷 駅 前 連 絡 所 (阿知1丁目7番2-106号) 426-3591	-	81.11	-	-	S 55.11
福田市民サービスコーナー (東塚5丁目5番35号) 455-6103	2,092.17	363.6 (1,050)	鉄筋コンクリート地上3階 (福田南公民館)	102,480	S 52.4
連島市民サービスコーナー (連島町西之浦497番地1) 444-6171	1,509.61	363.6 (1,050)	鉄筋コンクリート地上3階 (連島公民館)	107,370	S 50.3
西阿知市民サービスコーナー (西阿知町1122番地2) 465-2129	1,165.45	281.89 (565.62)	鉄筋コンクリート地上2階 (西阿知公民館)	83,750	S 54.5
藤戸市民サービスコーナー (藤戸町藤戸351番地) 428-1014	248.96	101.28 (200.00)	鉄筋コンクリート地上2階	34,847	S 55.3
郷内市民サービスコーナー (林788番地1) 485-0001	1,024.11	331.90 (585.48)	鉄筋コンクリート地上2階 (郷内公民館)	95,239	S 55.3
下津井市民サービスコーナー (下津井2丁目815番地1) 479-8633	-	460.80 (403.20)	鉄筋コンクリート地上1階 (下津井公民館)	47,611	S 60.3

24. 防災

災害対策基本法、水防法、消防組織法等に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧、市民への情報伝達の業務を遂行することを主たる目的として、次のとおり情報伝達装置を配備する。

(1) 総合防災情報システム

河川や沿岸のライブカメラの映像をはじめ、台風情報、河川の水位情報など最大16種類の情報を一度に表示できる大型モニターと、避難情報発令の判断支援、被害情報等を共有できるシステムを配備する。

(2) 倉敷防災ポータル

災害に関する情報を集約させたホームページで、防災情報や緊急避難情報等を提供する。

(3) 緊急情報提供無線システム

かわせみネット（学校や公民館等を結ぶ光ケーブル）と無線LAN、LTE回線を組み合わせ、映像やIP携帯電話による情報収集や、音声による市民への防災情報や緊急情報等の伝達を行う。

統合台・操作卓	9台	屋外拡声塔	355箇所	IP携帯電話	42台
全国瞬時警報システム（J-ALERT）受信装置	1台	エフエムくらしき緊急割り込み放送装置	1台		
IP固定カメラ	8台	IPカメラ・IPスピーカー積載車	4台	モバイル中継機	3台

(4) 衛星携帯電話

地上系の通信施設が使用できなくなった際の通信を確保するため、衛星携帯電話を本庁、消防局、支所等に11台配備する。

(5) インターネット

倉敷市のホームページや倉敷防災ポータルを通じて、市民への情報提供を行う。

(6) Lアラート

Lアラートを通じて、テレビ、ラジオなどに避難情報等の提供を行う。

(7) 緊急告知FMラジオ

倉敷市災害緊急放送に関する協定に基づき、緊急告知FMラジオを利用して、市民への防災情報や緊急情報等の提供を行う。

(8) 携帯電話メール配信

携帯電話のメール配信サービスを利用し、職員と自主防災組織代表者等に防災情報をメールにより配信する。

(9) おかやま防災情報メール

岡山県が運営するおかやま防災情報メールを利用し、気象情報や避難情報等を提供する。

(10) アマチュア業務用デジタル無線中継局 JP4YDV

アマチュア無線による災害時応援協定に基づき、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の直轄局であるアマチュア業務用デジタル無線中継局JP4YDV（インターネット接続局）を設置する。

デジタル音声中継	439.330MHz（10W）
デジタル・データ中継	1270.625MHz（10W）

25. 選挙

(1) 市議会議員選挙結果

執行日	当日 有権者数 (人)	投票者数 (人)				投票率 (%)	定数 (人)	立候補者数 (人)
		期日前投票	当日投票		計			
			不在者投票					
H25. 1. 27	379, 959	48, 777	124, 822	2, 018	173, 599	45. 69	43	47
H29. 1. 22	393, 114	57, 504	110, 483	2, 061	167, 987	42. 73	43	51
R2. 4. 26(補)	390, 619	32, 855	67, 242	1, 494	100, 097	25. 63	3	8
R3. 1. 24	393, 400	55, 534	83, 639	1, 468	139, 173	35. 38	43	51
R6. 4. 21(補)	387, 376	15, 816	30, 061	1, 270	45, 877	11. 84	2	7

(2) 市長選挙結果

執行日	当日 有権者数 (人)	投票者数 (人)				投票率 (%)	立候補者数 (人)
		期日前投票	当日投票		計		
			不在者投票				
H28. 4. 24	380, 096	36, 296	105, 070	2, 104	141, 366	37. 19	3
R2. 4. 26 (市議補有)	390, 619	32, 874	67, 333	1, 558	100, 207	25. 65	2
R6. 4. 21 (市議補有)	—	—	—	—	—	—	1

(3) 県議会議員選挙結果 (倉敷市・都窪郡選挙区のうち倉敷市分)

執行日	当日 有権者数 (人)	投票者数 (人)				投票率 (%)	定数 (人)	立候補者数 (人)
		期日前投票	当日投票		計			
			不在者投票					
H27. 4. 12	379, 947	48, 982	106, 451	1, 837	155, 433	40. 91	14	15
H31. 4. 7	390, 865	59, 528	97, 909	1, 820	157, 437	40. 28	14	16
R5. 4. 9	389, 097	60, 201	85, 766	1, 606	145, 967	37. 51	14	16

(4) 知事選挙結果 (倉敷市分)

執行日	当日 有権者数 (人)	投票者数 (人)				投票率 (%)	立候補者数 (人)
		期日前投票	当日投票		計		
			不在者投票				
H24. 10. 28	379, 493	33, 159	87, 106	1, 859	120, 265	31. 69	4
H28. 10. 23	392, 633	37, 840	77, 582	1, 913	115, 422	29. 40	2
R2. 10. 25	393, 308	41, 888	61, 619	1, 732	103, 507	26. 32	2

(5) 衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査結果（倉敷市分）

執行日	選挙区	選挙種別	当日 有権者数 (人)	投票者数(人)			投票率 (%)	立候補者数 (人)	
				期日前投票	当日投票				計
					不在者投票				
H 26 ・ 12 ・ 14	第4区	小選挙区	359,148	54,595	124,023	2,098	178,618	49.73	3
		比例/中国	359,148	54,594	124,015	2,103	178,609	49.73	8/52
		国民審査	358,994	46,075	123,757	2,058	169,832	47.31	5
	第5区	小選挙区	24,795	3,936	8,561	102	12,497	50.40	2
		比例/中国	24,795	3,937	8,561	102	12,498	50.41	8/52
		国民審査	24,778	3,480	8,546	98	12,026	48.53	5
H 29 ・ 10 ・ 22	第4区	小選挙区	370,430	78,145	99,309	2,192	177,454	47.90	3
		比例/中国	370,430	78,146	99,303	2,191	177,449	47.90	8/55
		国民審査	370,293	77,963	99,140	2,176	177,103	47.83	7
	第5区	小選挙区	25,383	6,030	7,067	101	13,097	51.60	3
		比例/中国	25,383	6,029	7,065	101	13,094	51.59	8/55
		国民審査	25,367	6,022	7,057	100	13,079	51.56	7
R 3 ・ 10 ・ 31	第4区	小選挙区	371,623	71,809	105,945	1,925	177,754	47.83	3
		比例/中国	371,623	71,811	105,929	1,916	177,740	47.83	9/52
		国民審査	371,480	71,708	105,800	1,874	177,508	47.78	11
	第5区	小選挙区	23,925	5,484	6,732	71	12,216	51.06	3
		比例/中国	23,925	5,483	6,732	71	12,215	51.06	9/52
		国民審査	23,910	5,475	6,727	71	12,202	51.03	11

※比例/中国及び国民審査は、立候補者数を次のように読み換える。（比例/中国：届出政党数/名簿登載者数、国民審査：審査に付された裁判官の数）

(6) 参議院議員選挙結果（倉敷市分）

執行日	選挙種別	当日 有権者数 (人)	投票者数(人)			投票率 (%)	立候補者数 (人)	
			期日前投票	当日投票				計
				不在者投票				
H28.7.10	岡山県選挙区	394,935	66,243	123,352	2,457	189,595	48.01	3
	比例代表	394,935	66,244	123,334	2,440	189,578	48.00	12/164
R1.7.21	岡山県選挙区	396,522	68,242	99,601	1,994	167,843	42.33	3
	比例代表	396,522	68,238	99,597	1,991	167,835	42.33	13/155
R4.7.10	岡山県選挙区	395,186	77,287	100,851	1,978	178,138	45.08	5
	比例代表	395,186	77,286	100,855	1,982	178,141	45.08	15/178

※比例代表については、立候補者数を次のように読み換える。（比例代表：届出団体数/名簿登載者数）

ボートレース事業局

内 容

事業の概要
職員配置状況
会計年度任用職員(従事員)
及びガードマン
来場者サービスの内容
売上額等記録一覧表
売上額及び利用者の推移
利益剰余金及び
他会計への繰出しの状況
財政状況
施設の概要
無料バス運行状況
備南競艇事業組合
ボートレースチケット
ショップ 松江
ボートレースチケット
ショップ 井原
ボートレースチケット
ショップ 岡山わけ

1. 事業の概要

(1) 指定及び初開催年月日

指定年月日 昭和27年4月26日 初開催年月日 昭和27年11月22日

(2) 事業の変遷（平成29年度以降）

平成29年4月 地方公営企業法の全部適用
 平成31年4月 ボートレースチケットショップ松江の運営を日本海観光に委託した。
 平成31年4月 競艇事業局からボートレース事業局へ組織名の改称
 令和 2年2月 新型コロナウイルス感染症による無観客開催の実施及び外向発売所、場外発売場での発売中止。
 令和 2年4月 整備業務全面委託
 令和 2年5月 払戻金受取希望者のため、外向発売所及び郵送による勝舟投票券の臨時払戻を実施した。
 令和 2年6月 児島本場及び外向発売所並びに場外発売場の営業を再開した。
 令和 3年7月 ボートレースチケットショップ岡山わけを開設した。
 令和 4年4月 ボートレース管理課を経営管理課に改称し、係を「経営企画係」「施設管理係」に再編した。
 令和 4年4月 ボートレース事業課を開催運営課に改称し、係を「開催業務係」「ファンサービス係」に再編した。
 令和 4年10月 ボートレース児島開設70周年事業として、デザインマンホールを倉敷市下水道事業へ寄贈した。
 令和 4年12月 ボートレース児島開設70周年事業として、水島臨海鉄道でラッピング列車の運行を実施した。
 令和 6年4月 新施設整備推進室を新設した。

2. 職員配置状況

(単位：人) (令和6年4月1日現在)

職名	職員	会計年度任用職員 (従事員を除く)	計
ボートレース事業局	4	-	4
経営管理課	14	1	15
開催運営課	11	8	19
新施設整備推進室	3	-	3
計	32	9	41

3. 会計年度任用職員（従事員）及びガードマン

(令和6年4月1日現在)

(1) 会計年度任用職員（従事員）の配置状況

区分	人数	配置	
投票所内	57人	発売・払戻	43人
		(うち児島ガァ〜コピア)	8人
		その他	14人
投票所外	26人	アテンド・ファンサービス	26人
合計	83人	83人	

(2) ガードマンの配置

配置場所	人数	配置場所	人数
自警本部	2人	競技棟入口	1人
第1入場門	1人	場内巡回	13人
第2入場門	0人	北駐車場	7人
第1通用門	1人	外向発売所(児島ガァ〜コピア)	6人
		合計	31人

4. 来場者サービスの内容

今まで実施してきたもの（平成30年度以降）

平成30年 4月 児島ガァ〜コピア（外向発売所） 8場発売から10場発売
 平成30年 6月 本場内でのバーベキューイベント

平成30年 8月	ボートキッズパーク開催（ボーンランドとの協賛事業）
平成30年 9月	入場門・バスロータリー リニューアルオープン
平成30年10月	本場での3場併売を開始
平成31年 3月	レース用ボート、スタッフユニフォームにジーンズ柄を採用
令和元年9月	キャッシュレス投票のポイント変更（児島開催レース）
令和3年 4月	ボートレースチケットショップ松江 8場発売から10場発売
令和3年 7月	指定席スタンプカードを開始
令和3年 7月	キャッシュレス投票のポイント変更（児島開催レース）
令和3年10月	児島ガァ〜コピア（外向発売所）10場発売から12場発売
令和4年 2月	指定席前売発売を開始
令和4年 4月	キャッシュレス投票のポイント変更（児島開催レース・70周年）
令和4年 4月	会員制特別席の料金を変更
令和5年11月	本場と児島ガァ〜コピア（外向発売所）のキャッシュレスカードを共通化
令和6年 4月	児島ガァ〜コピア（外向発売所）12場発売から14場発売

5. 売上額等記録一覧表（備南競艇事業組合分を含む）

種 別	内 容		備 考	
年度最高売上	83,479,910,900円	令和3年度	開催日数 198日 1日 平均 422,291,941円	
月間最高売上	29,737,710,100円	平成8年5月	第23回笹川賞 他	
節間最高売上	27,302,479,500円	平成11年3月	第34回総理大臣杯競走	
1日最高売上	8,905,293,700円	平成11年3月22日	第34回総理大臣杯競走優勝日	
1レース最高売上	3,593,599,700円	平成6年8月30日	第40回モーターボート記念競走優勝日	
1日最高返還	937,608,800円	平成11年8月28日	第45回モーターボート記念競走準優勝日	
1レース最高返還	937,608,800円	平成11年8月28日	第45回モーターボート記念競走準優勝日	
最高払戻（配当金）	3連単	761,840円	令和4年11月1日	第7レース（6-1-5、57票）
	2連単	153,410円	昭和33年9月9日	第8レース（3-6、3票）
	単勝	36,620円	平成5年12月28日	第7レース（6、3票）
1レース最高の中票数	3,488,268票	平成6年8月30日	第40回モーターボート記念競走優勝戦 （1-2、770円 ①関 忠志 ②植木通彦）	
1カ月最高入場者数	163,746人	平成6年8月	第40回モーターボート記念競走他（17日間）	
1日最高入場者数	25,784人	平成11年8月29日	第45回モーターボート記念競走優勝日	

6. 売上額及び利用者の推移

（倉敷市）

年度	開催 日数	売上額		前年度 売上対比	利用者数		前年度 利用者対比	1日1人当り 売上
		年間	1日平均		年間	1日平均		
R3年度	174日	77,930,239千円	448,586千円	132%	14,899,756人	85,631人	117%	5,239円
R4年度	174日	72,995,193千円	419,512千円	94%	15,863,327人	91,169人	106%	4,601円
R5年度	174日	73,609,054千円	423,040千円	101%	15,199,703人	87,355人	96%	4,843円

7. 利益剰余金及び他会計への繰出しの状況

（単位：千円）

年度	当年度純利益 （損 失）	繰 出 金	備 考	繰 出 金 の 内 訳		
				一般会計	特別会計	企業会計
R3年度	6,410,044	1,200,000	-	1,200,000	-	-
R4年度	5,648,059	2,100,000	-	2,100,000	-	-
R5年度	5,307,557	2,000,000	-	2,000,000	-	-

8. 財政状況

(税込)

区分 \ 年度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (当初予算)
収益的収入	77,484,122,696円	78,452,337,830円	59,300,861,000円
収益的支出	71,793,302,297円	73,121,299,262円	56,474,457,000円

9. 施設の概要

(1) 土地の用途別利用面積

(単位：㎡)

用途	利用面積
場内敷地	32,826.48
駐車場敷地	67,302.46
無料バス駐車場敷地	6,968.45
駐輪場敷地	1,504.38
計	108,601.77

(2) 施設別延べ床面積

(単位：㎡)

施設	延床面積
スタンド棟	48,103.41
入場門棟	428.14
事務所棟	1,510.61
競技棟	2,853.78
外向発売所	3,171.57
計	56,067.51

(3) 施設改善 (平成30年度以降)

○入場門新築ほか工事

工事費 770,013千円

平成30年8月完成

○本場3場併売対応工事

工事費 29,484千円

平成30年10月完成

○対岸大型映像装置ほか改修工事

工事費 394,900千円

令和2年7月完成

○投票端末機器等の購入

工事費 159,500千円

令和3年5月完成

○実況用センターカメラほか改修工事

工事費 31,350千円

令和5年3月完成

○競技本部機器更新工事

工事費 78,100千円

令和6年3月完成

(4) 階別主要室・設備

(令和6年4月1日現在)

スタンド棟

6階	写真判定室、番組編成室、TVカメラ室、電気室、調和器室
5階	執行本部、主審室、中央監視室、来賓室、記者室、第2副審室、受変電室、自家発電室、熱源室、調和器室、TVミキサー室、機械室、ガア〜コスタジオ、無停電室
4階	投票所、一般観覧席
3階	投票所、売店、ドリンクコーナー、喫煙ルーム、一般観覧席
2階	食堂、コンピュータ室、中央集計室、調和器室
1階	投票所、食堂、ドリンクコーナー、イベントホール、自警本部、警察警備本部、入場門 (2か所)、喫煙ルーム (3か所)、救護室、インフォメーションセンター、ガア〜コランド (女性子供ルーム含む)、一般観覧席、ガア〜コステージ

外向発売所

塔屋階	空調機械室
1階	投票所、指定席、軽食コーナー、総合案内所、喫煙コーナー、システム室、電気室、発電機室、警備員室

(5) 収容人員、映像装置、窓口、発券機及び払戻機

(令和6年4月1日現在)

区分		1階	2階	3階	4階	5階	外向発	小計	合計	総合計	
収容人員 (人)	直接可視	固定席	823	-	1,094	769	26	-	2,712	7,304	9,873
		屋外用グループ席	36	-	-	-	-	-	36		
		立見席	3,270	-	633	633	20	-	4,556		
	間接可視	場内TV	455	-	325	325	-	840	1,945	1,963	
		屋外用グループ席	-	-	-	-	-	18	18		
	その他	休憩席	269	-	34	48	-	-	351		
		食堂等	-	106	-	59	-	-	165		
		女性・子供ルーム	45	-	45	-	-	-	90		
	場内TV (箇所)	8 連	-	-	-	-	-	9	9	70	
7 連		-	-	-	-	1	-	1			
6 連		-	-	-	-	-	2	2			
5 連		8	-	6	6	-	-	20			
3 連		4	-	4	2	-	-	10			
2 連		1	-	3	3	-	8	15			
単 独		1	-	2	-	-	6	9			
一般CH		2	-	2	-	-	-	4			
台 数		57	0	52	42	7	106	264			
投票所数 (箇所)		2	-	2	2	-	2	8			
有人窓口 (数)	発 売 窓 口	11	-	3	2	-	3	19			
	払 戻 窓 口	1	-	2	2	-	3	8			
	キャッシュレス会員登録窓口	-	-	1	1	-	1	3			
自動機 (台)	発 券 機	5	-	7	2	-	8	22			
	払 戻 機	-	-	-	-	-	2	2			
	発 払 機	15	-	24	13	-	19	71			
	キャッシュレス精算付き発払機	1	-	1	3	-	4	9			
	キャッシュレス投票機	-	-	4	12	-	8	24			
	キャッシュレス精算付き自販機	-	-	3	3	-	-	6			
	キャッシュレスポイント交換機	-	-	1	-	-	2	3			

※2階（食堂を除く）は閉鎖中

(6) 特別席入場料等

(令和6年4月1日現在)

名称	席数	会費 (円)	入場料 (円)		窓口数	会員数	サービス内容
			本場開催日	非開催場外発売日			
外向 指定席	40	-	1,000		9	-	ドリンク類

10. 無料バス運行状況

路線名 児島駅前（ピストン運行）、倉敷駅前天城経由、倉敷駅前塩生経由、金光駅前（新倉敷駅南口経由）、岡山天満屋バスセンター

11. 備南競艇事業組合

モーターボート競走事業収益の均てん化の構想に基づき、近隣市町村への財政的配慮と善隣有友好構想のもとに昭和50年6月以来、総社市、浅口市、早島町、里庄町で構成する備南競艇事業組合のモーターボート競走施行に関する事務を受託している。

同組合の年度間の開催日数は原則として24日となっている。

昭和50年6月 総社市、灘崎町、早島町、船穂町、金光町、真備町、山手村、清音村で構成する組合組織として発足。

昭和61年4月 鴨方町、寄島町、里庄町の3町が加入し、1市8町2村となる。

平成17年3月 灘崎町が岡山市と合併し、備南競艇事業組合を脱退した。

平成17年3月 清音村、山手村が総社市と合併、平成17年8月に船穂町、真備町が倉敷市と合併した。

平成19年3月 金光町、鴨方町、寄島町が合併し浅口市となり、組合組織が2市2町となった。

収益金の市町村別配分状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 社 市	10,560,000円	10,560,000円	10,560,000円
早 島 町	2,640,000円	2,640,000円	2,640,000円
浅 口 市	8,160,000円	8,160,000円	8,160,000円
里 庄 町	2,640,000円	2,640,000円	2,640,000円
計	24,000,000円	24,000,000円	24,000,000円

売上額及び利用者の推移

年 度	開催日数	売上額		前年度 売上対比	利用者数		前年度利 用者対比	1日1人当り 売上
		年 間	1日平均		年 間	1日平均		
R3年度	24日	5,549,671千円	231,326千円	114%	1,379,720人	57,488人	115%	4,022円
R4年度	24日	5,892,396千円	245,516千円	106%	1,491,953人	62,165人	108%	3,949円
R5年度	24日	5,606,201千円	233,591千円	95%	1,367,339人	56,972人	92%	4,100円

12. ボートレースチケットショップ松江

(令和6年4月1日現在)

(1) 概要

	項目	内容
1	名称	ボートレースチケットショップ松江
2	設置場所	島根県松江市寺町198番地57
3	施行者	倉敷市
4	運營業務	日本海観光株式会社(委託)
5	施設会社	日本海観光株式会社
6	敷地面積	3,317.63㎡
7	建物延床面積	1F 一部使用 518.43㎡ 2F 2,417.94㎡ 合計 2,936.37㎡
8	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート4階建複合ビル(旧やよいデパートをリニューアル)
9	駐車台数	隣接有料駐車場 278台(寺町立体駐車場) 駐輪場 20台
10	売上額及び来場者数	(令和5年度363日開催実績) 売上額 1,865,957千円 1日平均 5,140千円 来場者数 129,047人 1日平均 355人
11	発売舟券の種類	2連単・2連複・3連単・3連複・拡連複
12	発売日数	最大発売日数 365日
13	発売締切	本場締切と同時刻
14	開設年月日	平成12年8月13日(第18回天領杯争奪戦競走)

(2) 収容人員、映像装置、窓口、発券機及び払戻機

区分		2階一般席	2階指定席	1階指定席	合計	
収容人員	収容可能人員(人)	600	36	39	675	
	観客席数(席)	162	36	15	213	
場内TV	70インチ テレビ	単体	4台	-	-	4台
	65インチ テレビ	単体	4台	-	4台	8台
	48インチ テレビ	単体	1台	8台	-	9台
	40インチ テレビ	単体	17台	4台	2台	23台
	32インチ テレビ	単体	35台	1台	5台	41台
	24インチ テレビ	単体	16台	44台	16台	76台
	19インチ テレビ	単体	-	-	4台	4台
	モニター台数合計		77台	57台	31台	165台
窓口(数)	発払機兼用窓口(自動機)	3	2	-	5	
	発払機兼用窓口(有人機)	1	1	-	2	
	発売専用窓口(自動機)	2	-	-	2	
	払戻専用窓口(自動機)	2	-	-	2	
	キャッシュレス入金機(自動機)	2	1	1	4	
	キャッシュレス端末機	4	3	3	10	
	合計		14	7	4	25

13. ボートレースチケットショップ井原

(令和6年4月1日現在)

(1) 概要

	項目	内容
1	名称	ボートレースチケットショップ井原
2	設置場所	岡山県井原市下出部町519-4
3	施行者	倉敷市
4	設置者	株式会社フューチャー（運営）
5	施設会社	ゴールド株式会社
6	敷地面積	6,471.27㎡
7	建物延床面積	1,074.28㎡
8	建物構造	鉄骨造1階建
9	駐車台数	駐車場 285台 駐輪場 45台
10	売上額及び来場者数	(令和5年度361日開催実績) 売上額 3,183,550千円 1日平均 8,818千円 来場者数 140,374人 1日平均 389人
11	発売舟券の種類	2連単・2連複・3連単・3連複・拡連複
12	発売日数	最大発売日数 360日
13	発売締切	本場締切と同時刻
14	開設年月日	平成25年12月14日（スポーツ報知杯）

(2) 収容人員、映像装置、窓口、発券機及び払戻機

区分			一般席	有料指定席	合計
収容人員	収容可能人員（人）		345	72	417
	観客席数（席）		60	72	132
場内TV	75インチ 液晶テレビ	2連	4式	-	4式
	52インチ 液晶テレビ	単体	-	9台	9台
	49インチ 液晶テレビ	4連	4式	-	4式
	49インチ 液晶テレビ	2連	4式	-	4式
	49インチ 液晶テレビ	単体	9台	2台	11台
	32インチ 液晶テレビ	単体	-	8台	8台
	24インチ 液晶テレビ	単体	8台	8台	16台
	23インチ 液晶テレビ	単体		35台	35台
	24インチ 液晶テレビ	単体		30台	30台
モニター台数合計			49台	92台	141台
業務用TV	19インチ 液晶テレビ	単体	-	-	8台
窓口（数）	発売専用窓口（自動機）		1	-	1
	発払機兼用窓口（自動機）		5	4	9
	発払機兼用窓口（有人機）		1	-	1
	合計		7	4	11

14. ボートレースチケットショップ岡山わけ

(令和6年4月1日現在)

(1) 概要

	項目	内容
1	名称	ボートレースチケットショップ岡山わけ
2	設置場所	岡山県和気郡和気町本120番地1
3	施行者	倉敷市
4	設置者	株式会社フューチャー（運営）
5	施設会社	ゴールド株式会社
6	敷地面積	2,569.00㎡
7	建物延床面積	1,146.30㎡
8	建物構造	鉄骨造2階建
9	駐車台数	駐車場 76台（うち、身体障がい者用3台） ※臨時駐車場111台 駐輪場 20台
10	売上額及び来場者数	(令和5年度365日開催実績) 売上額 2,754,430千円 1日平均 7,529千円 来場者数 93,243人 1日平均 255人
11	発売舟券の種類	2連単・2連複・3連単・3連複・拡連複
12	発売日数	最大発売日数 360日以上
13	発売締切	本場締切と同時刻
14	開設年月日	令和3年7月27日（山陽新聞社杯）

(2) 収容人員、映像装置、窓口、発券機及び払戻機

区分			屋外	一般席	有料席	有料個室	特別有料席	合計
収容人員	収容可能人員（人）		-	370	40	8	15	433
	観客席数（席）※個室は室数		-	38	40	3	15	96
屋外TV	43インチ 液晶テレビ	単体	7台	-	-	-	-	7台
場内TV	24インチ 液晶テレビ	単体	-	6台	40台	3台	15台	64台
	49インチ 液晶テレビ	単体	-	14台	2台	-	-	16台
	43インチ 液晶テレビ	単体	-	23台	1台	3台	-	27台
	モニター台数合計			7台	43台	43台	6台	15台
業務用TV	43インチ 液晶テレビ	単体	-	-	-	-	-	2台
	24インチ 液晶テレビ	単体	-	-	-	-	-	12台
窓口（数）	キャッシュレス入出金機能付発払機		1	1	1	-	1	4
	自動発払機		1	6	1	-	-	8
	キャッシュレス端末機		1	3	3	-	15	22
	有人発払機		-	1	1	-	-	2
	合計			3	11	6	-	16

開 発 公 社

————— 内 容 —————

一般財団法人倉敷市開発公社

倉敷市土地開発公社

1. 一般財団法人倉敷市開発公社

(1) 概要

- ① 設立年月日 昭和43年11月1日
- ② 基本財産 300万円
- ③ 目的 産業基盤の整備、地域発展に伴う背後地の整備、市街地の活性化等を推進することにより、潤いのある地域社会の形成を図り、もって倉敷市の発展と市民福祉の向上に寄与する。
- ④ 所在地 倉敷市西中新田640
- ⑤ 事業
 - ア. 公共用地、住宅用地及びこれに準ずる用地の取得造成、管理処分
 - イ. 公共施設、住宅及びこれに準ずる施設の建設、管理処分
 - ウ. 前2号に規定する事業に必要な権利の取得及び処分
 - エ. 市街地の活性化のために必要な用地及び施設の賃貸事業
 - オ. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ⑥ 役員構成 (R6.4.1現在)

理事長	副理事長	理事	監事
副市長	—	文化産業委員長、建設消防委員長、文化産業局長、建設局長	副議長 会計管理者

(2) 事務局の機構

(R6.4.1現在)

職名	局長	次長	課長	主幹	主任	主事	技師	嘱託員	計
事務局	1 (1)							4 (3)	5 (4)

() 内の数字は兼務者

(3) 事業実績

年度	事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
R3	—	—	—
R4	—	—	—
R5	—	—	—

(4) 令和6年度事業計画

(単位：千円)

事業名	事業費	説明
なし	—	—

2. 倉敷市土地開発公社

(1) 概要

- ① 設立年月日 昭和48年4月2日
- ② 資本金 1,000万円
- ③ 目的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。
- ④ 所在地 倉敷市西中新田640
- ⑤ 事業
 - ア. 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項の土地の取得、造成、その他の管理及び処分に関する業務ほか
 - イ. 国、地方公共団体、その他公共団体からの委託に基づき、土地の取得のあっせん調査、測量その他これに類する業務

⑥ 役員構成

(R6.4.1現在)

理事長	副理事長	理事	監事
副市長	—	文化産業委員長、建設消防委員長、文化産業局長、建設局長	副議長 会計管理者

(2) 事務局の機構

(R6.4.1現在)

職名	局長	次長	課長	主幹	主任	主事	技師	嘱託員	計
事務局	1 (1)					1		3 (3)	5 (4)

() 内の数字は兼務者

(3) 事業実績

年度	事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
R3	街路用地取得事業ほか1事業	3,165.48	286,222
R4	街路用地取得事業	351.07	57,674
R5	〃	483.68	170,845

(4) 令和6年度事業計画

(単位：千円)

事業名	事業費	説明
公有地取得事業	150,000	公共用地取得事業及び対償地取得事業 (市内一円) 150,000

市民文教委員会

市 民 局

内 容

市民局関係予算
市民生活交通安全対策
戸籍・住民基本台帳等
国民年金
人権行政
男女共同参画推進
市 税

1. 市民局関係予算

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	R4 (決 算)	R5 (最 終)	R6 (当 初)
徴 税 費	2,093,104	2,811,028	2,581,175
年 金 費	97,347	95,700	96,401
市 民 生 活 費	1,923,662	1,992,560	1,922,812
計	4,114,113	4,899,288	4,600,388

2. 市民生活

(1) 市民相談

住民の市政に対する相談や要望、苦情などが急増し、これらに対処する必要から公聴広報課内に昭和47年5月に市民相談室を設置。昭和51年10月の機構改革で市民相談課となり、児島・玉島・水島各支所にも市民相談室が設置された。昭和56年4月に市民生活課と改称し市民相談係設置、さらに平成13年4月には生活安全課市民生活係に改称した。平成17年4月、市民課と統合し「市民サービスセンター（市民生活係）」となり、平成18年4月、総合相談センター「らいふサポート倉敷」にて窓口を開設。平成21年4月より再び本庁舎に場所を移し、生活安全課に改称した。

ア 市民相談件数

相 談 別	R3年度	R4年度	R5年度
市 政 相 談	787	730	511
市 政 以 外 の 相 談	1,345	1,400	1,473
一 般 法 律 相 談	1,362	1,547	1,593
登 記 相 談	129	244	276
不 動 産 相 談	70	126	121
住 宅 建 築 相 談	17	17	24
年 金 ・ 労 務 相 談	5	15	33
司法書士による少額法律相談	51	113	177
行政書士による相談	27	42	47
合 計	3,793	4,234	4,255

イ 市政相談の内容別件数

局・部別	R3年度	R4年度	R5年度
市長公室・議会事務局	1	2	1
企画財政	51	58	20
総務	総務	9	12
	支所	0	5
市民	市民生活	192	181
	人権政策	16	11
	税務	39	25
環境リサイクル	環境政策	36	30
	リサイクル推進	26	26
	下水道	3	4
保健福祉	福祉	60	116
	子ども未来	11	9
	保険	65	60
	保健所	119	49
	市民病院	0	0
文化産業	文化観光	5	12
	商工労働	9	1
	農林水産	26	21
建設	用地・駅開発	1	1
	都市計画	4	1
	土木	43	40
	建築	35	32
ボートレース事業局	0	0	0
消防局	1	2	0
水道局	3	8	7
教育委員会	17	5	4
選挙管理委員会	1	1	0
農業委員会	7	5	10
その他	7	13	10
合計	787	730	511

ウ 市政以外の相談内容別件数

内容別	R3年度	R4年度	R5年度
結婚・離婚	63	56	71
相続・登記	307	317	364
民地の境界	20	16	3
地代・家賃	16	9	24
土地・住宅	213	221	168
金銭貸借	52	41	48
病気・病院	28	21	25
国・県の事務	52	30	15
消費生活 (消費生活センター以外)	38	45	72
その他	556	644	683
合計	1,345	1,400	1,473

エ 法律相談の内容別件数

内容別	R3年度	R4年度	R5年度
土地	106	109	128
家屋	130	114	101
金銭貸借	141	167	139
親族	312	285	325
相続	332	425	390
その他	341	447	510
合計	1,362	1,547	1,593

オ 各種相談一覧表

(R6年4月1日現在)

相談名	相談場所	相談日時		相談員
市 政	生活安全課	月～金	8：30～17：15	市職員 会計年度任用職員
	支所市民相談室 (児島・玉島・水島)			
	真備支所市民課			
一般法律 (予約制)	生活安全課	火・水曜日	13：00～16：00	弁護士
	児島支所	第1・3水曜日		
	玉島支所	第2・4水曜日		
	水島支所	第1・3水曜日		
真備支所	4、7、10、1月の 第1水曜日			
登 記 (予約制)	生活安全課	第1・3木曜日	13：00～16：00	司法書士
	児島支所	奇数月	第4木曜日	
	玉島支所		13：00～16：00	
	水島支所	偶数月	第4木曜日	
真備支所	13：00～15：00			
登 記 (予約制)	生活安全課	第1・3木曜日	13：00～16：00	土地家屋調査士
	児島支所	4、7、10、1月	第4木曜日	
	玉島支所	5、8、11、2月		
	水島支所	6、9、12、3月	13：00～15：00	
真備支所	偶数月			
司法書士による 少額法律 (予約制)	生活安全課	第2・4月曜日	13：00～16：00	司法書士
不 動 産	生活安全課	第1・3金曜日	10：00～12：00	宅地建物取引業協会相談員
			13：00～15：00	
住宅建築	生活安全課	第4金曜日	10：00～12：00 13：00～15：00	建築工事業協会相談員
年金・労務	生活安全課	第4木曜日	13：00～16：00	社会保険労務士
行政書士	生活安全課	第3月曜日	13：00～16：00	行政書士
原爆被爆者	生活安全課	第2木曜日	9：00～12：00	原爆被爆者会相談員
	児島支所	6、9、12、3月の第2水曜日		
	玉島支所	5、8、11、2月の第2金曜日		
水島支所	4、7、10、1月の第3木曜日			

相談名	相談場所	相談日時		相談員
行政	生活安全課	第3月曜日	10:00~12:00	行政相談委員
	児島支所	第3木曜日	13:00~16:00	
	玉島支所	第2月曜日	9:00~12:00	
	水島支所	第3月曜日	13:00~16:00	
	庄支所	6、8、11、2月の 第3水曜日	10:00~12:00	
	茶屋町支所	第2水曜日	9:00~11:00	
	真備支所	第1月曜日	9:00~12:00	
船穂支所	第3木曜日	13:30~16:00		
犯罪被害者等 支援総合	生活安全課	月~金	8:30~17:15	市職員
なやみごと (人権)	生活安全課	偶数月の第1月曜日	9:00~15:00	人権擁護委員
	児島支所	第3木曜日	13:00~16:00	
	玉島支所	偶数月の第3木曜日	10:00~15:00	
	水島支所	第2木曜日	10:00~15:00	
	庄支所	8、11、2月の 第3水曜日	10:00~12:00	
	茶屋町支所	第2水曜日	9:00~11:00	
	真備支所	偶数月の第1月曜日	9:00~12:00	
船穂支所	第3木曜日	13:30~16:00		

(2) 旅券(パスポート)

平成18年10月岡山県から事務委譲され、パスポート窓口を、本庁・児島・水島・玉島支所市民課に開設している。
申請・交付件数

	R3年度	R4年度	R5年度
申請件数	1,068	3,791	9,944
交付件数	1,063	3,475	9,764

(3) 消費者保護と自立支援

消費者を取り巻く環境は、著しい技術革新や急速な経済の国際化により、複雑かつ多様化しており、インターネットを介した電子契約トラブルやその時々時事に絡んだ詐欺、また簡単に儲かる等の甘い言葉で消費者を勧誘する事例が発生している。そのため、国・県等関係機関及び消費者団体との連携を図りながら、消費者の自立を支援するため、消費生活展・各種教養講座などを通じて、消費者知識の啓発、情報の提供に努めるとともに、消費生活相談員による消費に関わる問い合わせや苦情相談業務を行う。また、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の防止を目的に補助事業を行う。

ア 消費者知識の啓発

(ア) 消費生活展・各種教養講座

(R5年度)

事業名	内容	参加人員
消費生活講演会	消費者知識の普及(2回)	122
消費生活学級	市内(27)小学校区へ設置(講演・研修・見学等)	871
消費生活展	第51回くらしと消費生活展	700

(イ) 消費生活モニター調査

市内の消費者による食品表示法に基づく食品表示と計量法に基づく内容量の調査を実施する。

令和5年度モニター数 31人

イ 消費者情報の提供

(ア) 出前講座の開催 受講者数 1,167人(33団体)

(イ) 広報くらしき掲載 12回

(ウ) FMラジオによる情報提供 5回

ウ 消費者団体の活動

名 称	人 員	R5年度事業
倉敷市消費生活学級連絡協議会	871	<ul style="list-style-type: none">・講演会・商品研究、リサイクル活動等・情報紙「くらしの窓」発行（年2回）・地区消費生活展 ほか

エ 消費生活相談

消費生活相談員による相談を、月～金曜日（祝日・年末年始を除く）に行う。

(ア) 相談方法別件数

相談方法	R3年度	R4年度	R5年度	全体比	前年度比
来訪	526	460	395	12.6%	85.9%
電話	2,514	2,733	2,730	87.3%	99.9%
文書	1	1	2	0.1%	200.0%
計	3,041	3,194	3,127	100.0%	97.9%

(イ) 販売方法別件数

販売方法	R3年度	R4年度	R5年度	全体比	前年度比
店舗購入	556	631	622	19.9%	98.6%
訪問販売	154	150	149	4.8%	99.3%
通信販売	1,043	1,236	1,138	36.4%	92.1%
マルチ的販売	12	3	7	0.2%	233.3%
電話勧誘販売	123	115	137	4.4%	119.1%
ネガティブオプション	46	132	14	0.4%	26.4%
訪問購入	31	34	33	1.1%	97.1%
その他無店舗	30	326	26	0.8%	96.3%
不明・無関係	1,046	567	1,001	32.0%	105.9%
計	3,041	3,194	3,127	100.0%	97.9%

オ 事業者指導の実施

消費生活に関する取引行為や表示等の適正化のため、法令に基づく指導等を行っている。

指導・相談等件数

主な権限移譲法令	R3年度	R4年度	R5年度
食品表示法	85	99	60
家庭用品品質表示法	2	1	1
消費生活用製品安全法	1	1	1
電気用品安全法	1	1	1
割賦販売法	0	0	0
ガス事業法	1	0	0
液化ガス法	1	1	1
計	91	103	64

カ 特殊詐欺被害防止対策電話機等設置事業

令和元年11月1日より、高齢者宅の固定電話への架電による振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の未然防止を目的に、満65歳以上の方のみの世帯を対象とした、迷惑電話防止機能付き電話機等の購入費用一部補助及び通話録音装置の1年間無償貸出を行っている。

購入補助・通話録音装置貸出実施件数

	R3年度	R4年度	R5年度
購入補助実施件数	37	49	73
通話録音装置貸出実施件数	7	13	14

(4) 計量行政

昭和45年計量法による特定市の指定を受け、法に基づいた計量に関する業務を実施する。

ア 計量法第19条に基づく取引・証明用計量器（特定計量器）の定期検査

対 象 商店、事業所、学校、病院等 382戸（令和5年 玉島地区、児島地区、船穂地区）

*特定計量器の定期検査は市内6地区を2つに分け、隔年で実施している。

（令和6年 倉敷地区、水島地区、真備地区）

定期検査の状況

年	検査戸数	検査器数	合 格		不 合 格		検査日数
			器 数	%	器 数	%	
R3	415	1,141	1,134	99.4	7	0.6	54
R4	680	2,822	2,799	99.2	23	0.8	95
R5	382	1,070	1,062	99.2	8	0.8	50

*平成21年度から倉敷市指定定期検査機関である、（一社）岡山県計量協会が検査を行っている。

イ 立入検査

（ア）未受検計量器取締り

（イ）特定計量器の立入検査

（タクシーメーター、ガソリン量器、電気、水道、ガスメーターなど有効期間のあるもの。）

（ウ）商品量目の取締り

量目商品立入検査の状況

検 査 体	年	検査戸数	検査件数	超 過		不足不正	
				件数	%	件数	%
内 容 量 表 記 商 品	R3	2	62	0	0	1	2.0
	R4	1	75	12	16.0	0	0
	R5	2	69	20	29.0	1	1.4
面 前 計 量 商 品	R3	0	0	0	0	0	0
	R4	5	216	6	2.8	9	4.2
	R5	5	267	0	0	19	7.1

*令和2・3年度面前計量商品の検査は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

（エ）商店、工場の指導取締り

（オ）適正計量管理事業所の推進、取締り

ウ 計量思想の普及

（ア）消費生活モニター調査

委嘱人員 31人 調査件数 1,575件

（イ）計量記念日行事

・ポスターの掲示

（ウ）計量啓発「はかってみよう講座」の実施

受講者数 66人（市内小学1～3年生及びその保護者等）

(5) 防 犯

ア 倉敷市地域安全活動支援事業

「倉敷市安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、地域で自主的に行う自主防犯パトロール活動を支援するため、防犯関連の消耗品を対象に、上限10万円までの補助金を交付する。

なお、補助金を交付した年度から5年が経過すれば、再申請できる。

年度	交付団体数	交付実団体数
R3	3（新規0）	116
R4	2（新規1）	117
R5	1（新規0）	117

（注）各年度の交付実団体数は再申請団体を除く。

イ くらしき安全・安心パトロール事業

市・教育委員会・事業者・警察の4者が防犯協定を結び、「安全・安心こども110番」「安全・安心パトロール」などのステッカーを37事業者が1,028台の車輻に貼って走行し、犯罪発生を抑止と市民の防犯意識の高揚を図り、業務中に不審者等を発見した場合、110番通報や子どもから助けを求められたときは緊急避難所として対応する。

3. 交通安全対策

(1) 事業

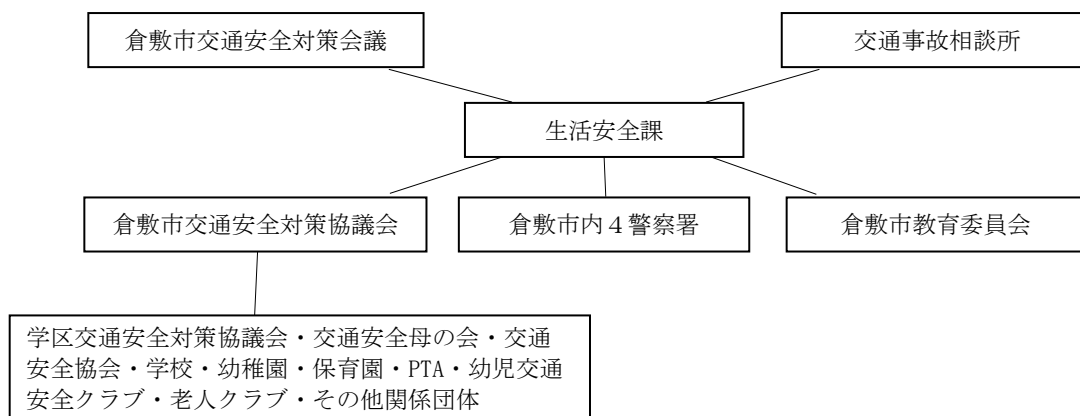
交通安全対策基本法に基づき、交通安全推進体制のもと、カーブミラーの整備、放置自転車防止対策、違法駐車防止対策などの交通環境の整備に努める。また、交通安全教育をはじめ、各関係団体及び関係機関と協力しながら、交通安全意識の普及啓発による交通事故防止を図る。さらに、交通事故災害による救済対策の一環として、交通事故相談を行う。

(2) 交通安全啓発運動

ア 内容

- (ア) 市広報紙等各種媒体を通してのPR
- (イ) 広報車によるPR
- (ウ) 交通安全教室の開催
- (エ) 各種交通安全運動への積極的参加推進
- (オ) 各種関係団体によるPR
- (カ) 立看板・横断幕等による街頭PR

イ 組織



(3) 交通公園

- ア 設置年月日 平成17年8月1日
- イ 位置 倉敷市真備町下二万2110番地1地先
- ウ 面積 2,672.53㎡
- エ 目的 交通安全教育を実施することにより、市民の交通安全意識の向上を図るため設置する。

(4) カーブミラー整備状況

年度	R3	R4	R5
新設基数	155	119	117
修繕基数	240	257	334

※カーブミラーの設置は昭和46年から施行し、R6年3月末現在の市内設置基数は約14,000基である。

(5) 交通事故相談所

ア 相談日時

(R6年4月1日現在)

交通事故相談	相談日	時間	備考
生活安全課	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00	ただし、市の休日は除く
弁護士	毎週水曜日	13:00～16:00	

イ 相談件数

年度	R3	R4	R5
交通事故相談(件)	410	227	215
交通事故弁護士相談(件)	25	37	37
合計	435	264	252

(6) 交通事故(人身)発生状況

(県統計)

年	R3			R4			R5		
	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
倉敷市	1,473	17	1,661	1,390	11	1,573	1,460	7	1,643

※高速道路上を除く。

(7) 交通安全教育実施状況

区分	一般		母の会		幼児クラブ		学校・園		高齢者		計	
	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員
R3	18	561	1	25	107	4,797	294	18,758	3	72	423	24,213
R4	18	552	1	23	157	7,822	383	25,915	7	154	566	34,466
R5	26	680	1	16	149	7,350	459	28,806	10	306	645	37,158

ただし、一般とは、子ども会・その他である。

(8) 放置自転車等撤去状況

区分	年度	R3	R4	R5
自 転 車		48 (7)	54 (10)	75 (14)
原 動 機 付 自 転 車		1 (0)	0 (0)	0 (0)

() の数は返還台数

4. 戸籍・住民基本台帳等

(1) 戸籍・住民基本台帳等事務の最近の流れ

平成30年1月	証明書コンビニ交付サービス開始
令和4年2月	証明交付窓口におけるキャッシュレス決済開始
令和5年1月	標準仕様に準拠した住民記録・印鑑登録システムと、国民年金システムについてガバメントクラウドにシステム移行して運用開始
令和6年3月	全国で戸籍証明書の広域交付制度等開始

(2) 支所別事項別件数表 (届出等) (R5年度)

業務		本庁	児島	玉島	水島	庄	茶屋町	船穂	真備	駅前	計	
戸籍届	出生	2,753	259	405	528	90	109	46	107		4,297	
	婚姻	3,280	150	167	222	16	23	6	25		3,889	
	死亡	4,065	866	1,155	497	37	66	46	99		6,831	
	その他	3,339	424	385	748	81	114	46	102		5,239	
	小計	13,437	1,699	2,112	1,995	224	312	144	333		20,256	
	新戸籍編製	2,999										2,999
	戸籍全部削除	3,143										3,143
	その他	16										16
	小計	6,158										6,158
戸籍関連業務	刑法関係	8,819	161	220	496	11	12	0	1		9,720	
	附票処理	39,100	0	0	0	0	0	0	0		39,100	
	戸籍通知	4,006	0	0	0	0	0	0	0		4,006	
	埋火葬許可	3,387	876	1,359	503	28	70	46	88		6,357	
	死産届受理	46	4	7	7	0	2	0	0		66	
	人口動態	12,293									12,293	
	税法58条通知	5,405									5,405	
	小計	73,056	1,041	1,586	1,006	39	84	46	89		76,947	
住民異動届	転入	9,099	1,249	1,478	1,870			124			13,820	
	転出	8,859	1,014	1,268	1,689			0	169	378	13,377	
	転居	9,936	1,761	1,953	3,754			0	283		17,687	
	出生	2,153	248	405	533						3,339	
	死亡	3,318	840	1,117	508						5,783	
	職権修正	1,831	191	119	340	0	0	0	0		2,481	
	世帯変更(合併・分離・変更)	1,121	327	279	381			0	38	0	2,146	
	その他異動	17,606	889	1,106	1,746			0	4	0	21,351	
	小計	53,923	6,519	7,725	10,821	0	0	618	378		79,984	
印鑑登録	登録	6,408	1,535	1,801	2,646	679	782	356	630	127	14,964	
	照会	437	99	159	154	34	41	32	52	17	1,025	
	廃止	9,103	1,563	1,896	1,700	244	268	163	329	47	15,313	
	その他	278	127	107	202	55	42	21	64	19	915	
	小計	16,226	3,324	3,963	4,702	1,012	1,133	572	1,075	210	32,217	
マイナンバーカード	申請	4,086	1,185	938	1,424	249	275	170	263		8,590	
	交付	21,203	6,787	7,818	8,392	1,632	2,051	985	2,056		50,924	
	再発行	1,314	340	285	454	105	90	52	110		2,750	
	その他	19,108	3,982	3,885	6,467	1,496	1,717	726	1,164		38,545	
	小計	45,711	12,294	12,926	16,737	3,482	4,133	1,933	3,593		100,809	
個人番号通知書	引渡し	65	2	2	0	1	0	0	1		71	
	廃棄	149	0	0	0	0	0	0	0		149	
小計	214	2	2	0	1	0	0	1		220		
住基カード	廃止	0	0	0	0	1	0	0	0		1	
	小計	0	0	0	0	1	0	0	0		1	
パスポート	申請(新規・変更・増補)	6,422	975	1,218	1,329						9,944	
	交付(新規・変更・増補)	6,314	964	1,193	1,293						9,764	
	紛失届	36	5	7	13						61	
	小計	12,772	1,944	2,418	2,635						19,769	
その他	住居表示付定	62	72	24	178						336	
	住居表示証明	31	12	10	5	1	0	1	0		60	
	特別永住者証交付	68	6	15	116	2	2	1	1		211	
	住民票コード通知	2,799	305	543	629						4,276	
	住民異動受理通知	1,977	470	503	507	170	91	55	89		3,862	
	廃棄証明	352	21	38	24	41	5	5	13	0	499	
	その他証明	0	3	5	0	0	1	3	3	0	15	
	住所異動不受理	10	7	3	8	0	0	1	1		30	
	支援措置相談	198	79	61	80						418	
	行政データ提供	96	2	0	51	0	0	0	0		149	
	臨時運行	372	370	352	2,148	319	291		98		3,950	
	郵便請求送付	38,797	1,064	1,207	1,349	788	743	480	198		44,626	
	支所(市民課外業務)					2,807	2,339	103			5,249	
	小計	44,762	2,411	2,761	5,095	4,128	3,472	649	403	0	63,681	
年金	申請	5,971	1,755	1,066	2,248	334	454	185	345		12,358	
	給付	942	732	284	491	25	34	27	42		2,577	
	相談件数	12,009	3,761	2,847	5,132	387	315	411	516		25,378	
	小計	18,922	6,248	4,197	7,871	746	803	623	903		40,313	
合計		285,181	35,482	37,690	50,862	9,633	9,937	4,585	6,775	210	440,355	

(3) 支所別事項別件数表（証明）（R5年度）

		本庁	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備	駅前	市民サービスコーナー						コンビニ交付	合計
											藤戸	西阿知	福田	連島	郷内	下津井		
住民票の写し	有料	59,916	21,944	13,395	13,743	7,836	6,979	3,833	2,776	2,434	104	383	63	90	191	46	49,096	182,829
	窓口 広域 交付	123	75	32	26	16	8	6	8									294
	無料	9,978	933	537	734	225	88	135	2,784	1,406	0	6	0	1	0	0		16,827
住民票記載事項証明書	有料	1,249	587	365	419	214	216	96	58	149	6	22	0	0	8	2	3,545	6,936
	無料	53	4	0	0	3	0	2	68	1	0	4	0	0	0	0		135
印鑑登録証明書	有料	20,284	11,525	7,566	8,269	3,764	4,327	2,084	1,662	1,759	120	298	63	104	152	53	50,199	112,229
	無料	172	92	62	119	23	27	26	104	7	0	8	0	2	0	0		642
戸籍の附票の写し	有料	5,955	529	883	636	597	271	489	144	208	2	2	0	2	2	0		9,720
	無料	13,284	1,207	670	717	150	144	82	202	489	0	0	0	0	0	0		16,945
戸籍除籍謄抄本	有料	48,424	10,991	11,974	11,838	4,160	4,096	3,292	2,776	1,839	36	153	20	39	69	16		99,723
	無料	36,343	2,770	2,182	2,050	532	532	250	2,292	1,016	0	0	0	0	0	0		47,967
戸籍除籍記載証明・受理証明	有料	783	212	93	114	28	23	8	27	0								1,288
	無料	0	1	0	0	1	0	0	2	0								4
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	有料	1,826																1,826
	無料	37																37
諸証明	有料	2,240	508	370	437	293	201	100	93	77								4,319
	無料	9	1	1	0	2	0	6	54	1								74
小計	有料	140,800	46,371	34,678	35,482	16,908	16,121	9,908	7,544	6,466	268	858	146	235	422	117	102,840	419,164
	無料	59,876	5,008	3,452	3,620	936	791	501	5,506	2,920	0	18	0	3	0	0		82,631
合計		200,676	51,379	38,130	39,102	17,844	16,912	10,409	13,050	9,386	268	876	146	238	422	117	102,840	501,795

(4) 住居表示

ア 住居表示実施状況

(R6年3月31日現在)

面積 (km ²)	住居表示 実施当時の 実施面積 (km ²)	割合 (%)	世帯	実施世帯	割合 (%)	人口	実施人口	割合 (%)
356.07	42.837	12.03	220,070	63,214	28.72	474,330	126,391	26.65

※ 面積は国土地理院発表の「全国都道府県市区町村別面積調べ」による。

※ 住民基本台帳法の改正により、外国人住民も加わった人口・世帯となっている。

イ 住居表示実施区域（数値は実施年月日現在）

年度	地区名	面積 (km ²)	世帯数	人口	実施年月日
S 38	中庄団地	0.264	1,119	3,636	S 39. 8. 1
	水島地区の市街地	2.410	5,268	13,952	39. 8. 1
39	山陽線以北、倉敷用水以西	1.836	4,790	13,144	40. 10. 1
	児島下の町、田の口地区	4.572	5,905	18,701	40. 10. 1
41	山陽線以南、倉敷用水以東	1.267	3,478	9,084	42. 10. 1
	児島味野地区	2.167	2,472	7,948	42. 6. 1
42	北畝地区	1.461	2,656	8,208	43. 6. 1
	児島小川地区	2.200	1,654	5,100	43. 6. 1
44	児島赤崎、菰池地区	3.844	2,299	7,503	45. 6. 1
45	中畝地区	1.665	2,209	6,447	46. 2. 1
	児島唐琴地区	2.960	1,185	3,768	46. 6. 1
46	倉敷中央地区	0.360	710	1,934	47. 1. 1
	児島大畠地区	0.310	722	2,540	47. 6. 1
47	連島町の一部（川鉄団地）	0.570	4,540	11,010	48. 3. 1
	下津井、田之浦、吹上地区	0.583	954	3,270	48. 6. 1
48	粒江団地	0.042	408	1,392	49. 1. 1
	東塚地区	1.407	1,232	3,602	49. 1. 1
	南畝地区	1.723	557	1,551	49. 1. 1
	下津井地区	1.202	844	3,019	49. 6. 1
	玉島中央町地区	0.340	606	1,900	49. 4. 1
49	東粒浦地区	0.071	193	720	50. 1. 1
	広江3丁目地区	0.239	791	2,227	49. 12. 1
	児島上の町地区	1.706	1,051	3,671	50. 6. 1
	玉島阿賀崎地区	0.650	625	1,934	50. 6. 1
	玉島地区	0.700	1,046	3,455	50. 4. 1
50	天城台地区	0.207	379	1,428	51. 3. 1
	広江地区	1.480	979	3,371	51. 3. 1
54	水島、連島地区	2.500	2,117	7,181	55. 4. 1
	玉島地区	0.320	546	2,135	55. 4. 1
55	帯江地区	0.130	260	860	56. 2. 1
	児島小川地区（中山団地）	0.120	850	2,800	56. 2. 1
57	庄地区	0.430	640	2,179	58. 1. 1
	水島地区	0.025	62	166	58. 1. 1
59	老松町5丁目の一部	0.094	194	367	60. 1. 1
H1	元福田町松江地区	2.352	460	1,038	H2. 6. 1
6	広江8丁目	0.250	176	634	7. 2. 1
7	呼松地区	0.380	501	1,450	8. 3. 4

5. 国民年金

(1) 被保険者 (人)

(R5年3月31日現在)

区分 年度	被保険者			免除		不在 被保険者	納付 対象者	付加保険 被保険者	
	強 制	任 意	計	法 定	申 請				
R2	47,785 32,288	1号 3号	674	80,747	5,275	17,791	314	25,393	3,292
R3	47,397 31,291	1号 3号	635	79,323	5,347	17,515	342	25,170	3,243
R4	46,817 29,659	1号 3号	623	77,099	5,544	17,263	342	24,633	3,147

(2) 受給状況

昭和61年3月31日以前の旧国民年金法による国民年金受給状況

年度	老 齢	通算老齢	障 害	母 子	準母子	遺 児	寡 婦	死 亡 一時金	計 (人)	給付額 (千 円)
R2	1,004	1,056	95	0	0	0	44	61	2,260	903,513
R3	782	823	86	0	0	0	43	48	1,782	716,394
R4	604	646	80	0	0	0	43	61	1,434	571,168

昭和61年4月1日以降の新国民年金法による国民年金受給状況

年 度	老 齢 基 礎	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	計 (人)	給 付 額 (千円)
R2	111,282	7,598	717	119,597	83,220,795
R3	112,576	7,831	705	121,112	84,276,306
R4	113,176	8,135	721	122,032	84,687,937

老齢福祉年金受給権者状況 (大正5年4月1日以前生まれが対象の福祉年金)

年 度	総 受 給 者	全 部 支 給	一 部 支 給	全 部 停 止	給付額 (千円)
R2	3	0	0	3	0
R3	3	0	0	3	0
R4	3	0	0	3	0

(3) 年金額改定経過

(単位：円)

年 月	老 齢 福 祉	老 齢 基 礎	障 害 基 礎	遺族基礎 (子1人)
R2.4	400,500	781,700	① 977,125 ② 781,700	1,006,600
R3.4	400,100	780,900	① 976,125 ② 780,900	1,005,600
R4.4	398,500	777,800	① 972,250 ② 777,800	1,001,600

(4) 保険料

(単位：円)

年 度	R2	R3	R4
定額保険料 (月額)	16,540	16,610	16,590
付加保険料 (月額)	400	400	400

6. 人権行政

我が国においては、これまで基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、人権にかかわる法制度の整備を図るとともに、諸施策の推進に取り組んでまいりました。

しかし、依然として、人権が完全に保障されている状況には至っておらず、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、性的指向や性自認などをめぐるさまざまな人権問題があります。また、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な人権侵害が後を絶たない状況にあります。

本市では、倉敷市総合計画の中で「だれもがその人らしさ（個性）を尊重され、幸せに暮らしていくことができている」というめざすまちの姿を掲げ、これを実現するため、「倉敷市人権政策推進計画」を策定し、人権行政を推進しております。

また、人権問題が「誰かの」問題ではなく、「私の」問題であるということに一人でも多くの人に気づいていただき、人権が尊重されるまちを実現するために、市民、団体、企業、行政などが共に連携し、「オール倉敷」のチームワークで人権問題の解決に取り組んでいます。

(1) 推進体制

倉敷市人権施策推進協議会

設 置	平成15年7月
設置目的	さまざまな人権問題の解決を図るため
所掌事務	人権施策の推進に関すること 人権啓発及び人権教育の方策に関すること 人権問題に関する研究及び情報交換に関すること 隣保館の運営に関すること その他人権施策の推進に必要な事項
組 織	委員20名以内 市議会議員、学識経験者、各種団体の推薦を受けた者及び公募により選任された者

倉敷市人権施策推進本部

設 置	平成14年4月
設置目的	人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため
所掌事項	人権施策に関する総合的な計画立案に関すること 人権施策推進に関する連絡及び調整に関すること 関係する行政機関又は団体との連携に関すること その他必要な事項
組 織	本部長 市長、副本部長 副市長、教育長 構成員 企画財政局長、総務局長、市民局長、環境リサイクル局長、保健福祉局長、文化産業局長、建設局長、消防局長、水道事業管理者、病院事業管理者、モーターボート競走事業管理者、教育次長

倉敷市人権施策推進会議

設 置	平成14年4月
設置目的	人権施策を総合的かつ効果的に実施するため
所掌事項	人権施策に関する調査研究及び計画立案に関すること 人権施策推進に関する連絡及び調整に関すること 人権啓発、教育の推進に関すること その他人権施策の推進に関して必要な事項
組 織	会長 市民局長、副会長 人権政策部長、教育委員会事務局参事（人権担当） 委員 部長級等職員（37名）、幹事 課長級等職員（25名）

倉敷市えせ同和行為排除推進会議

設 置	平成14年6月
設置目的	えせ同和行為の排除の取組を強力に推進するため
職 務	えせ同和行為排除の取組の推進に関すること えせ同和行為排除の取組についての連絡調整に関すること
組 織	会長 市民局長、副会長 人権政策部長、教育委員会事務局参事（人権担当） 委員 部長級等職員（37名）、推進員 各所属に1名（原則として係長級職員）

(2) 人権啓発

ア 啓発活動

(ア) 広報活動

- ・ 広報「くらしき」への人権啓発記事「ほのぼの家族」の掲載
- ・ テレビ・ラジオによる啓発（啓発映画放映・ラジオ番組放送）
- ・ ホームページ・SNSによる啓発
- ・ カタログラック（イオンモール倉敷内）での啓発冊子等の配布

(イ) 教材・資料等の作成、整備

a 資料の作成

- ・ 人権作品集（広報紙特集号）

b 視聴覚教材の整備（令和5年度）

・ 啓発DVDの所蔵（DVD、VHS）	427本		
・ 啓発DVDの貸出	利用団体	延86団体	
	利用本数	延172本	
	利用者数	延13,766名	

(ウ) 人権週間事業

人権週間の趣旨、同和問題の理解等を広報紙、懸垂幕、人権作品の展示、公用車での市中宣伝等を通じて、広く市民に呼びかけています。

(エ) 人権作品募集事業

平成22年度から、人権意識の普及・高揚を図るため、人権に関する作品を広く市民から募集しています。

令和5年度の応募総数	ハートフルメッセージ	513点
	ハートフル絵手紙	276点

(オ) 人権問題講演会

市民を対象にして、講演会を昭和57年度から実施しています。

回数	開催年月日	演 題	講 師	場 所
37	令和3年8月29日	OriHimeがつなぐ未来	吉藤 オリィ	オンラインによる講演
38	令和5年1月29日	転んだら、どう起きる？	宇梶 剛士	倉敷市芸文館
39	令和6年1月27日	多様な人と生きるということ ～半径2メートルから社会へ～	小島 慶子	倉敷市芸文館

(カ) ふれあい人権フェスティバル

人権意識の普及・高揚を図っていくため、誰もが楽しめ体験しながら気軽に参加できる体験的参加型のイベントを平成9年度から実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、事業内容を変更して実施しました（シネマdeふれあいフェスタ）。

令和4年度は、新型コロナウイルス業種別ガイドラインを遵守し、感染症対策を徹底し、グルメコーナーなど飲食を伴わない形式で実施しました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、基本的な感染防止対策を講じたうえで、グルメコーナーなど飲食を伴う形式で実施しました。

回数	開催年月日	テーマ	メインステージ	場 所
—	令和3年10月9日	シネマdeふれあいフェスタ	映画上映	マービーふれあいセンター
23	令和4年10月1日	かんがえよう。 ～みんなの“じんけん”～	みんなのステージ、こども映画上映会、などときたからさがし！	マービーふれあいセンター
24	令和5年10月14日	見る・楽しむ・やってみる	それいけ！アンパンマンショー、くーぴっとにほめられる、マジックショー	マービーふれあいセンター

(キ) フィール the ライブ！

様々な人権課題の中から講演とパフォーマンスができる方を招き、偏見や差別を乗り越え、自分らしく前向きに生きる姿や思いをリアルタイムで感じられる機会となるよう令和元年度から実施しています。

回数	開催年月日	テーマ	講 師	場 所
2	令和3年11月3日	ダウン症の娘と共に生きて	金澤 泰子・金澤 翔子	ライフパーク倉敷大ホール
3	令和4年10月30日	ワタシは一体ナニジンなんだろう	ピーター・フランクル	ライフパーク倉敷大ホール
4	令和5年10月29日	誰にでも輝ける場所がある	大前 光市	ライフパーク倉敷大ホール

イ 隣保館活動

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとなることをめざしています。

隣保館では、だれでも気軽に参加できる様々な講座やイベントを通じ、住民同士の交流を深め、明るく住みやすい地域づくりに努めるとともに、広く人権に関する理解を深めるための啓発を実施しています。

また、住民に信頼される身近な相談窓口として、相談者一人ひとりの立場に立った適切な支援や、アンケート調査などから地域ニーズを把握し、夢のある地域づくりをめざすなど、幅広く、きめ細かいサービスを提供しています。

倉敷市には、倉敷民主会館・玉島池畝会館・児島民主会館・水島会館・真備人権ふれあい館の5つの隣保館があります。

7. 男女共同参画推進

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、市町村に対しては、区域の特性に応じた施策についての基本的な計画を策定することを努力義務としています。

この趣旨に基づき、本市では、平成13年4月に施行した倉敷市男女共同参画条例に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、同年、「くらしき男女共同参画プラン」（推進期間：平成13～22年度、平成18年度改訂）を、平成23年に「第二次くらしきハーモニープラン（第二次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成23～27年度）を、そして、平成28年に「第三次くらしきハーモニープラン（第三次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成28～令和2年度）を策定し、総合的に施策を推進してきました。

しかし、家庭、地域、働く場等あらゆる場に固定的性別役割分担意識がまだ根強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画等が十分には進んでいない現状があります。また、性別や世代の違いだけでなく一人ひとりの個性や価値観、ライフスタイルに至るまで「多様」であることを認め合い、尊重する取組が求められており、真の男女共同参画社会の実現のためには、今後も引き続き、男女共同参画を推進する必要があります。

こうしたことから、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化などから生じている新たな課題にも対応するため、令和3年3月に「第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：令和3～7年度）を策定し、男女共同参画社会実現のための施策を計画的・総合的に推進しています。

(1) これまでの主な動き

- 平成9年4月 「倉敷市女性ふれあいセンター」設置（平成13年4月「倉敷市男女共同参画推進センター」（愛称：ウィズアップくらしき）と改称）
- 平成12年10月 「倉敷市男女共同参画都市宣言」宣言

平成13年1月	「くらしき男女共同参画プラン」（推進期間：平成13～22年度）策定
平成13年4月	「倉敷市男女共同参画条例」施行
平成21年3月	「倉敷市ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（倉敷市DV防止計画）策定
平成21年4月	「倉敷市配偶者暴力相談支援センター」設置
平成23年3月	「第二次くらしきハーモニープラン（第二次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成23～27年度）策定
平成27年10月	「日本女性会議2015倉敷」開催
平成28年3月	「第三次くらしきハーモニープラン（第三次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成28～令和2年度）策定 ※本計画以降、基本計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画及びDV防止法に基づく市町村基本計画（DV防止計画）に位置づける
平成28年4月	配偶者暴力相談支援業務の対象を高梁川流域圏域に拡大
令和3年3月	「第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：令和3～7年度）策定
令和3年12月	「倉敷市パートナーシップ宣誓制度」運用開始

(2) 審議会

名 称	倉敷市男女共同参画審議会
設 置	平成13年4月
設置目的	男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため
所掌事務	○次のことについて、市長の諮問に応じ調査審議すること ・基本計画の策定及び変更に関すること ・DV防止計画の策定及び変更に関すること ・その他男女共同参画に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること ○施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べること
組 織	委員20名以内、学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体から推薦された者、事業所から推薦された者、市民

(3) 男女共同参画啓発事業

ア くらしきハーモニーフェスタ

性別にかかわらず、だれもが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、市民とともにさまざまな問題を考える契機とするため、平成元年度から毎年1回、講演会などを開催している。

イ 情報誌「WITHテリア」の発行

男女共同参画社会の実現をめざすための情報誌として、公募の市民委員とともに編集を行い、年1回、3月に発行している。（発行部数13,000部）

ウ 男女共同参画社会づくり表彰

男女共同参画社会をめざし、各分野で積極的に取り組んでいる個人、事業所を表彰し、その功績を広く公表している。

エ 男女共同参画推進事業所認定制度

一人ひとりの事情に応じた多様な働き方ができる環境整備等に積極的に取り組む市内の事業所等を認定し、広く公表している。

オ 男女共同参画パネル展の開催

男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、男女共同参画に関するパネル展示を実施し、市民への啓発及び意識の高揚を図っている。

カ 男女共同参画作品展の開催

男女共同参画の視点でとらえた作品（4コマ漫画）を市民等から募集し、表彰するとともに本庁・支所等で展示することで啓発と意識の高揚を図っている。

キ 中学生向け啓発冊子「ONE STEP UP」の作成配布

固定的な男女の役割分担にとらわれない進路選択や人権教育に活用してもらうため、市内の中学2年生全員に配布している。

ク 男女共同参画推進地域リーダー養成セミナーの開催

多様な人材が主体的に地域活動に参画できる環境をつくるため、男女共同参画の機会や多様性を尊重した地域づくりの実践事例を学ぶセミナーを開催する。

ケ 高梁川流域女性活躍推進事業

高梁川流域圏域において女性をはじめとした多様な人材が活躍できる社会の実現をめざし、女性の活躍を推進するセミナー等を実施する。

(4) 男女共同参画推進センター事業

男女共同参画を進める拠点施設として、平成9年4月「倉敷市女性ふれあいセンター」を設置し、平成13年4月に「倉敷市男女共同参画推進センター」（愛称「ウィズアップくらしき」）に改称した。平成21年4月から「倉敷市配偶者暴力相談支援センター」を設置した。

男女平等・男女共同参画に関する情報収集・提供、学習機会の提供を行うとともに、市民や団体・グループが主体的に男女共同参画の推進活動を展開する場を提供するなど支援を行っている。

また、DVやセクハラなどのさまざまな悩みに対応するため、電話や面接による相談を行うとともに、弁護士や臨床心理士による専門的な相談も行っている。（平成28年度から、対象者を高梁川流域圏域に拡大）

ア くらしきハーモニーセミナーの開催

幅広い世代に対し男女共同参画への意識の浸透を図るため、くらしきハーモニープランの重点目標に因んだテーマでセミナーを開催する。

イ 団体・グループ等の活動支援

24団体（令和6年4月末現在）

ウ 男女共同参画推進事業の委託

8事業（令和5年度）

エ 貸館業務

年間利用者数 13,297人（令和5年度）

オ 相談業務

・電話・面接相談・・・火～土曜日 9:00～17:30

・法律相談・・・月2回、5人／回

・心理カウンセリング・・・月1回、3人／回

<相談件数>

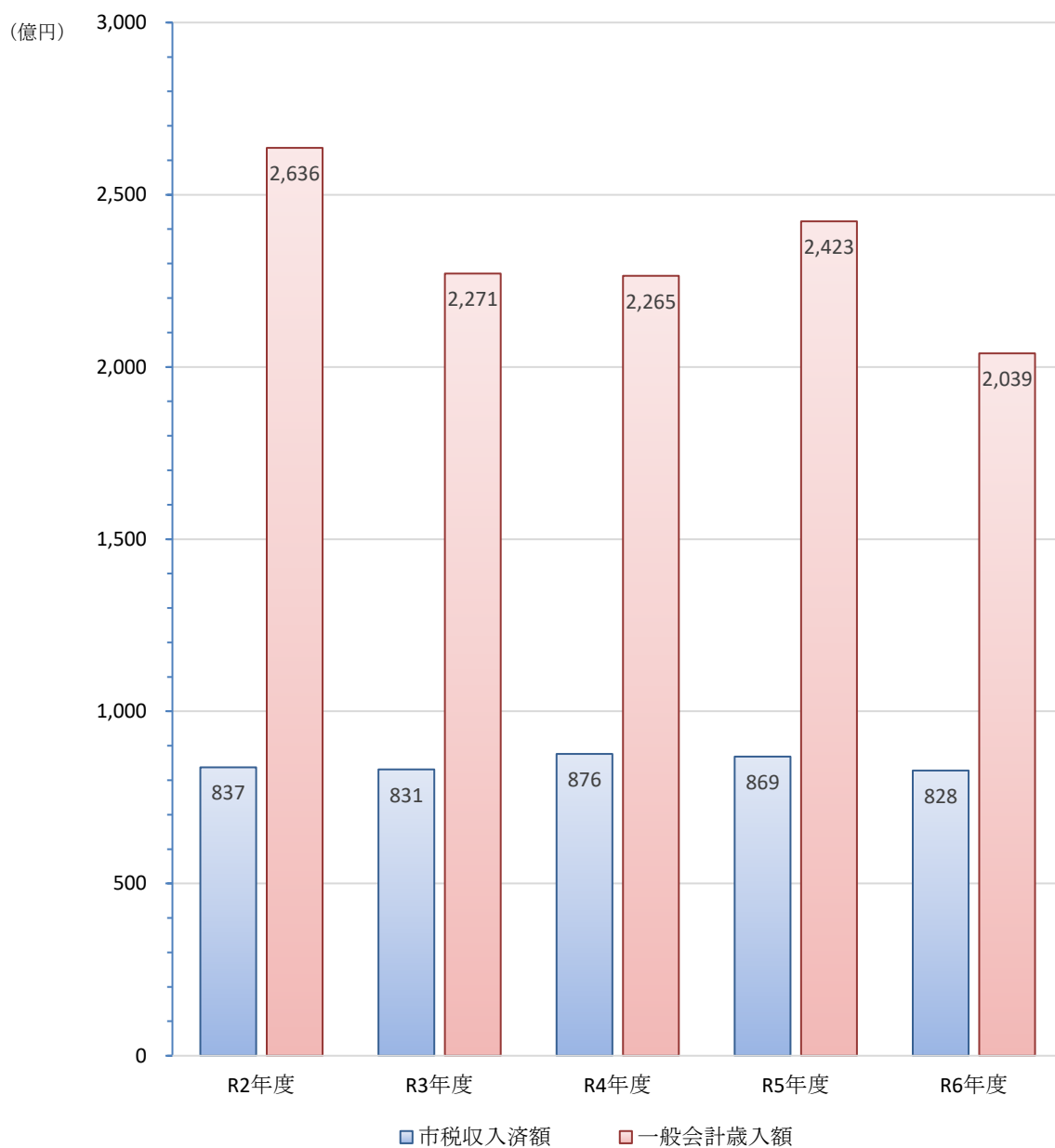
相談方法	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電話	1,693	1,458	1,885
面接	243	193	152
法律	112	101	87
心理	25	25	31
計	2,073	1,777	2,155

カ DV被害者への支援

関係機関の情報提供、緊急時における安全の確保、保護施設との連携、保護命令制度に関する情報提供、書類の作成支援

8. 市 税

(1) 一般会計歳入額及び市税収入額の推移



(単位：千円)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一般会計歳入額		263,606,987	227,113,141	226,451,343	242,276,220	203,939,887
市税収入済額		83,740,338	83,141,170	87,637,993	86,859,054	82,813,829
割合		31.8	36.6	38.7	35.9	40.6
市税 対前年	増減額	-991,998	-599,168	4,496,823	-778,939	-4,045,225
	増減率	-1.2	-0.7	5.4	-0.9	-4.7

※R5年度は決算見込額（市税対前年は、R4年度の市税収入済額と比較しています。）

※R6年度は当初予算額（市税対前年は、R5年度の市税決算見込額と比較しています。）

(2) 市税の税率及び納期（令和6年度）

税 目	課 税 標 準 及 び 税 率	納 期																																
<p>市 民 税</p>	<p>1. 個 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 均等割 年額 3,000円 ○ 所得割 課税所得金額 6% <p>2. 法 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 均等割 <table border="1" data-bbox="395 524 995 1211" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">市 民 税 均 等 割</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">資本金等の額 ※</th> <th style="text-align: center;">市内従業者 数の合計</th> <th style="text-align: center;">標 準 税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">50億円超の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10億円超50億円 以下の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">175万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1億円超10億円 以下の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,000万円超 1億円以下の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">13万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">12万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">上 記 以 外 の 法 人 等</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年4月1日以降に開始する事業年度は、資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の合計額を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人税割 8.4% (※) 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始した事業年度については、12.1%を適用する。 	市 民 税 均 等 割			資本金等の額 ※	市内従業者 数の合計	標 準 税 率	50億円超の法人	50人超	300万円	50人以下	41万円	10億円超50億円 以下の法人	50人超	175万円	50人以下	41万円	1億円超10億円 以下の法人	50人超	40万円	50人以下	16万円	1,000万円超 1億円以下の法人	50人超	15万円	50人以下	13万円	1,000万円以下	50人超	12万円	上 記 以 外 の 法 人 等		5万円	<p>個 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通徴収 第1期 6月1日～7月1日 第2期 8月1日～9月2日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 ・ 特別徴収（給与） 毎月分（6月～翌年5月） 徴収の翌月10日 ・ 特別徴収（年金） 年金支払月の翌月10日 <p>法 人</p> <p>法人税申告期限と同じ （事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内）</p>
市 民 税 均 等 割																																		
資本金等の額 ※	市内従業者 数の合計	標 準 税 率																																
50億円超の法人	50人超	300万円																																
	50人以下	41万円																																
10億円超50億円 以下の法人	50人超	175万円																																
	50人以下	41万円																																
1億円超10億円 以下の法人	50人超	40万円																																
	50人以下	16万円																																
1,000万円超 1億円以下の法人	50人超	15万円																																
	50人以下	13万円																																
1,000万円以下	50人超	12万円																																
上 記 以 外 の 法 人 等		5万円																																
<p>固 定 資 産 税</p>	<p>課税標準額の $\frac{1.4}{100}$</p> <p>免税点 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</p>	<p>第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p>																																

税 目	課 税 標 準 及 び 税 率	納 期																																																																								
軽自動車税	<p>1. 軽自動車税環境性能割</p> <table border="1" data-bbox="363 286 1131 898"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="363 286 810 421" rowspan="2">車 種 区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="810 286 1131 327">税 率</th> </tr> <tr> <th data-bbox="810 327 970 421">自家用</th> <th data-bbox="970 327 1131 421">営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="363 421 810 546">電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車又は平成30年排出ガス規制適合車）</td> <td data-bbox="810 421 970 546">非課税</td> <td data-bbox="970 421 1131 546">非課税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 546 507 860" rowspan="3">ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)</td> <td data-bbox="507 546 651 645">平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車</td> <td data-bbox="651 546 810 645">令和12年度燃費基準80%達成</td> <td data-bbox="810 546 970 645">1%</td> <td data-bbox="970 546 1131 645">0.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 645 651 743">平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車</td> <td data-bbox="651 645 810 743">令和12年度燃費基準70%達成</td> <td data-bbox="810 645 970 743">2%</td> <td data-bbox="970 645 1131 743">1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 743 651 860">★★★★</td> <td data-bbox="651 743 810 860">令和12年度燃費基準60%達成</td> <td data-bbox="810 743 970 860"></td> <td data-bbox="970 743 1131 860">2%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="363 860 810 898">上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車</td> <td data-bbox="810 860 970 898"></td> <td data-bbox="970 860 1131 898">2%</td> </tr> </tbody> </table>	車 種 区 分			税 率		自家用	営業用	電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車又は平成30年排出ガス規制適合車）			非課税	非課税	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和12年度燃費基準80%達成	1%	0.5%	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和12年度燃費基準70%達成	2%	1%	★★★★	令和12年度燃費基準60%達成		2%	上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車				2%	<p>軽自動車（三輪以上）の取得時 ※取得価格が50万円を超えるもの</p>																																										
	車 種 区 分				税 率																																																																					
自家用				営業用																																																																						
電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車又は平成30年排出ガス規制適合車）			非課税	非課税																																																																						
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和12年度燃費基準80%達成	1%	0.5%																																																																						
	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和12年度燃費基準70%達成	2%	1%																																																																						
	★★★★	令和12年度燃費基準60%達成		2%																																																																						
上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車				2%																																																																						
	<p>2. 軽自動車税種別割</p> <table border="1" data-bbox="363 1021 1131 1682"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="363 1021 815 1061">種 別</th> <th data-bbox="815 1021 1131 1061">年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1061 480 1211" rowspan="4">一 般 原動機付 自 転 車</td> <td data-bbox="480 1061 815 1102">50cc以下</td> <td data-bbox="815 1061 1131 1102">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1102 815 1142">50ccを超～90cc以下</td> <td data-bbox="815 1102 1131 1142">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1142 815 1182">90ccを超～125cc以下</td> <td data-bbox="815 1142 1131 1182">2,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1182 815 1211">三輪以上のもの（ミニカー）</td> <td data-bbox="815 1182 1131 1211">3,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1211 480 1308">特定小型 原動機付 自 転 車</td> <td data-bbox="480 1211 815 1308">定格出力0.6kW以下、長さ1.9m以下・幅0.6m以下、最高速度20km/h以下</td> <td data-bbox="815 1211 1131 1308">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1308 480 1570" rowspan="4">軽自動車</td> <td colspan="2" data-bbox="480 1308 815 1375">二輪のもの (125cc超～250cc以下)</td> <td data-bbox="815 1308 1131 1375">3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="480 1375 815 1415">三輪のもの（660cc以下）</td> <td data-bbox="815 1375 1131 1415" rowspan="4">別図</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1415 596 1563" rowspan="2">四輪以上 の 物 (660cc以下)</td> <td data-bbox="596 1415 699 1456">乗 用</td> <td data-bbox="699 1415 815 1456">自家用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1456 699 1496">貨物用</td> <td data-bbox="699 1456 815 1496">自家用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1496 596 1563"></td> <td data-bbox="596 1496 699 1536">乗 用</td> <td data-bbox="699 1496 815 1536">営業用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1536 699 1570"></td> <td data-bbox="699 1536 815 1570">貨物用</td> <td data-bbox="815 1536 1131 1570">営業用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1570 480 1644" rowspan="2">小型特殊 自 動 車</td> <td colspan="2" data-bbox="480 1570 815 1610">農耕作業用のもの</td> <td data-bbox="815 1570 1131 1610">2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="480 1610 815 1644">その他のもの</td> <td data-bbox="815 1610 1131 1644">5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="363 1644 815 1682">二輪の小型自動車（250cc超）</td> <td data-bbox="815 1644 1131 1682">6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別図-I</p> <table border="1" data-bbox="363 1765 1131 2056"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="363 1765 810 1863" rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2" data-bbox="810 1765 1131 1805">初度検査年月</th> </tr> <tr> <th data-bbox="810 1805 970 1863">H27年3月 までの車両 (旧税率)</th> <th data-bbox="970 1805 1131 1863">H27年4月 以降の車両 (新税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="363 1863 810 1901">三 輪</td> <td data-bbox="810 1863 970 1901">3,100円</td> <td data-bbox="970 1863 1131 1901">3,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1901 480 2056" rowspan="4">四輪以上</td> <td data-bbox="480 1901 596 1942" rowspan="2">乗 用</td> <td data-bbox="596 1901 794 1942">自 家 用</td> <td data-bbox="794 1901 1131 1942">7,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1942 794 1982">営 業 用</td> <td data-bbox="794 1942 1131 1982">10,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1982 596 2022" rowspan="2">貨物用</td> <td data-bbox="596 1982 794 2022">自 家 用</td> <td data-bbox="794 1982 1131 2022">5,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 2022 794 2056">営 業 用</td> <td data-bbox="794 2022 1131 2056">6,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 2056 480 2096"></td> <td data-bbox="480 2056 596 2096"></td> <td data-bbox="596 2056 794 2096">4,000円</td> <td data-bbox="794 2056 1131 2096">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 2096 480 2136"></td> <td data-bbox="480 2096 596 2136"></td> <td data-bbox="596 2096 794 2136">3,000円</td> <td data-bbox="794 2096 1131 2136">3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		年 税 額	一 般 原動機付 自 転 車	50cc以下	2,000円	50ccを超～90cc以下	2,000円	90ccを超～125cc以下	2,400円	三輪以上のもの（ミニカー）	3,700円	特定小型 原動機付 自 転 車	定格出力0.6kW以下、長さ1.9m以下・幅0.6m以下、最高速度20km/h以下	2,000円	軽自動車	二輪のもの (125cc超～250cc以下)		3,600円	三輪のもの（660cc以下）		別図	四輪以上 の 物 (660cc以下)	乗 用	自家用	貨物用	自家用		乗 用	営業用		貨物用	営業用	小型特殊 自 動 車	農耕作業用のもの		2,400円	その他のもの		5,900円	二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円	車両区分		初度検査年月		H27年3月 までの車両 (旧税率)	H27年4月 以降の車両 (新税率)	三 輪		3,100円	3,900円	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	営 業 用	10,800円	貨物用	自 家 用	5,500円	営 業 用	6,900円			4,000円	5,000円			3,000円	3,800円	<p>5月1日～5月31日</p>
種 別		年 税 額																																																																								
一 般 原動機付 自 転 車	50cc以下	2,000円																																																																								
	50ccを超～90cc以下	2,000円																																																																								
	90ccを超～125cc以下	2,400円																																																																								
	三輪以上のもの（ミニカー）	3,700円																																																																								
特定小型 原動機付 自 転 車	定格出力0.6kW以下、長さ1.9m以下・幅0.6m以下、最高速度20km/h以下	2,000円																																																																								
軽自動車	二輪のもの (125cc超～250cc以下)		3,600円																																																																							
	三輪のもの（660cc以下）		別図																																																																							
	四輪以上 の 物 (660cc以下)	乗 用		自家用																																																																						
		貨物用		自家用																																																																						
	乗 用	営業用																																																																								
	貨物用	営業用																																																																								
小型特殊 自 動 車	農耕作業用のもの		2,400円																																																																							
	その他のもの		5,900円																																																																							
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円																																																																								
車両区分		初度検査年月																																																																								
		H27年3月 までの車両 (旧税率)	H27年4月 以降の車両 (新税率)																																																																							
三 輪		3,100円	3,900円																																																																							
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円																																																																							
		営 業 用	10,800円																																																																							
	貨物用	自 家 用	5,500円																																																																							
		営 業 用	6,900円																																																																							
		4,000円	5,000円																																																																							
		3,000円	3,800円																																																																							

税 目	課 税 標 準 及 び 税 率	納 期																												
軽自動車税	別図-II 三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割の重課税率	5月1日～5月31日																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車両区分</th> <th>初度検査年月</th> <th>登録後13年を経過した車両 (H23年3月以前)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td></td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>		車両区分		初度検査年月	登録後13年を経過した車両 (H23年3月以前)	三輪			4,600円	四輪以上	乗 用	自 家 用	12,900円	営 業 用	8,200円	貨物用	自 家 用	6,000円	営 業 用	4,500円									
	車両区分		初度検査年月	登録後13年を経過した車両 (H23年3月以前)																										
	三輪			4,600円																										
四輪以上	乗 用	自 家 用	12,900円																											
		営 業 用	8,200円																											
	貨物用	自 家 用	6,000円																											
		営 業 用	4,500円																											
別図-III 三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="3">軽減率</th> </tr> <tr> <th>75%</th> <th>50%</th> <th>25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">三輪</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>1,300円</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分			軽減率			75%	50%	25%	三輪			1,000円			四輪以上	乗 用	自 家 用	2,700円	営 業 用	1,800円	3,500円	5,200円	貨物用	自 家 用	1,300円			営 業 用	1,000円
車両区分				軽減率																										
			75%	50%	25%																									
三輪			1,000円																											
四輪以上	乗 用	自 家 用	2,700円																											
		営 業 用	1,800円	3,500円	5,200円																									
	貨物用	自 家 用	1,300円																											
		営 業 用	1,000円																											
	電気自動車など排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい一定の車両について、その燃費性能に応じて新税率から概ね75%、50%、25%軽減されます。																													
	○登録時期と適用年度 「初度検査年月」が、令和6年4月から令和7年3月までの車両で、新規登録された翌年度に限り適用されます。																													
市たばこ税	期 間 現 行 (令和3年10月1日～)	税 率 (1,000本あたり) 6,552円	翌月末日																											
特別土地保有税	平成15年度より課税停止																													
入 湯 税	入湯客1人1日 150円 (1泊2日を1日とする。)		翌月15日																											
事 業 所 税	資 産 割……事業所床面積 1㎡につき年額600円 免税点1,000㎡以下 従業者割……従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 免税点100人以下		法 人 事業年度終了の日から 2ヶ月以内 個 人 翌年の3月15日																											
都 市 計 画 税	課税標準額の $\frac{0.3}{100}$		固定資産税と同じ																											

(3) 市税の内訳 (R6年度当初予算)

(令和6年4月1日 人口474,330人、世帯220,070世帯)

税目	区分	予 算 額	構 成 比	市民1人当たり負担額	1世帯当たり負担額
市 民 税		28,098,762 千円	33.9 %	59,239 円	127,681 円
固 定 資 産 税		39,300,362	47.5	82,855	178,581
軽 自 動 車 税		1,794,125	2.2	3,782	8,153
市 た ば こ 税		3,514,362	4.2	7,409	15,969
事 業 所 税		4,564,497	5.5	9,623	20,741
都 市 計 画 税		5,513,282	6.7	11,623	25,053
入 湯 税		28,439	0.0	60	129
合 計		82,813,829	100.0	174,591	376,307

(4) 水島地区税収 (4税) 内訳 (現年度調定額)

区分		年度	R3 年 度	R4 年 度	R5 年 度
法 人 市 民 税	全 市 (百 万 円)		4,436	6,673	4,643
	水 島 企 業	税 収 (百 万 円)	790	3,040	982
		対 全 市 比 (%)	17.8	45.6	21.2
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税 計	全 市 (百 万 円)		43,826	45,982	46,492
	水 島 企 業	税 収 (百 万 円)	10,415	11,440	11,814
		対 全 市 比 (%)	23.8	24.9	25.4
事 業 所 税	全 市 (百 万 円)		4,564	4,605	4,612
	水 島 企 業	税 収 (百 万 円)	2,979	2,993	3,021
		対 全 市 比 (%)	65.3	65.0	65.5
合 計	全 市 (百 万 円)		52,826	57,260	55,747
	水 島 企 業	税 収 (百 万 円)	14,184	17,473	15,817
		対 全 市 比 (%)	62.1	30.5	28.3

(5) 納税義務者数等

① 市民税 (個人分) (R6年度当初調定)

(単位:人)

均等割のみを納める者	所得割のみを納める者	均等割と所得割を納める者	納税義務者数
30,464	9,631	208,960	249,055

・普通徴収 74,279人 ・特別徴収 174,776人 ・税額 24,361,075千円

② 市民税 (法人分) (R5年度末現在)

(単位:社)

1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人
9,718	112	1,681	193	472	77
			7号法人	8号法人	9号法人
			412	39	78

③ 固定資産税・都市計画税 (R6年度当初調定)

(単位：人、社)

税目	土 地			家 屋			償 却 資 産			合 計
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	
固定	140,043	5,352	145,395	142,048	5,966	148,014	2,005	4,818	6,823	300,232
都計	109,750	4,494	114,244	109,311	5,063	114,374	-	-	-	228,618

※ 免税点以上のもの

税 額

	固定資産税	都市計画税	計
土 地	12,290,538千円	2,988,886千円	15,279,424千円
家 屋	13,833,721	2,629,085	16,462,806
償却資産	12,544,116	-	12,544,116
計	38,678,375	5,617,971	44,296,346

④ 軽自動車税種別割R5年度 (課税台数・税額)

(単位：台、千円)

区分	車種 原 動 機 付 自 転 車	軽 自 動 車			小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
		四 輪 乗 用	四 輪 貨 物 用	そ の 他			
台数	25,335	139,145	34,763	5,386	3,710	7,084	215,423
税額	53,415	1,412,549	178,100	19,400	12,015	42,504	1,717,983

教 育 委 員 会

内 容

教育委員会 の 構 成
教 育 予 算
倉敷市教育大綱
倉敷市教育振興基本計画
令和6年度教育行政重点施策
学 事
指 導
保 健 体 育
生 涯 学 習
文 化 財 保 護
ラ イ フ パ ー ク 倉 敷

1. 教育委員会の構成

(1) 歴代教育長

氏名	就任期間
高木 甲一	昭和42.2～43.3
三島 一夫	昭和44.4～60.3
今田 昌男	昭和60.4～平成5.3
山田 錦造	平成5.4～13.3
田中 俊彦	平成13.4～17.3
吉田 雄平	平成17.4～25.3
井上 正義	平成25.4～令和5.3
仁科 康	令和5.4～

(2) 現教育委員

役職名	氏名	現任期
教育長職務代理者	江原 雅江	令和 4.4.1～令和 8.3.31
委員	大原 あかね	令和 3.4.1～令和 7.3.31
委員	難波 弘志	令和 5.4.1～令和 9.3.31
委員	沼本 浩彰	令和 6.4.1～令和10.3.31

(3) 歴代教育委員

氏 名	就任期間（ ）は委員長就任期間
真 鍋 英 一	昭和42.2～45.3 (42.2～43.3)
早 瀬 紀 典	昭和42.2～46.3
石 井 亨	昭和42.2～42.3
森 本 重 親	昭和42.2～42.3
高 木 甲 一	昭和42.2～43.3
福 井 啓 二	昭和42.4～48.3 (43.4～48.3)
武 鐘 和 夫	昭和42.4～46.3
三 島 一 夫	昭和44.4～60.3
星 島 睦 雄	昭和45.4～53.3 (48.4～49.3 52.4～53.3)
石 井 正	昭和46.4～54.3 (49.4～50.3 53.4～54.3)
滝 沢 千之助	昭和46.4～54.3 (50.4～51.3)
石 井 節 三	昭和48.4～56.3 (51.4～52.3 54.4～55.3)
嶋 井 利 郎	昭和53.4～61.3 (55.4～56.3 59.4～60.3)
岡 田 由 夫	昭和54.4～62.3 (56.4～57.3 60.4～61.3)
篠 山 卓 郎	昭和54.4～62.3 (57.4～58.3 61.4～62.3)
笠 原 稔	昭和56.4～60.3 (58.4～59.3)
今 田 昌 男	昭和60.4～平成5.3
岡 部 智洋雄	昭和60.4～60.6
小松原 富几生	昭和60.12～平成5.3 (62.4～63.3 3.4～4.3)
矢 部 和 夫	昭和61.4～平成6.3 (63.4～1.3 4.4～5.3)
中 嶋 廣 介	昭和62.4～平成3.3 (1.4～2.3)
山 本 武	昭和62.4～平成3.3 (2.4～3.3)
沼 本 徹 郎	平成3.4～11.3 (5.4～6.3 9.4～10.3)
貫 名 美 子	平成3.4～11.3 (6.4～7.3 10.4～11.3)
小 山 甫 典	平成5.4～13.3 (7.4～8.3 11.4～12.3)
山 田 錦 造	平成5.4～13.3
仁 科 省 吾	平成6.4～14.3 (8.4～9.3 12.4～13.3)
渡 辺 昭 子	平成11.4～19.3 (13.4～14.3 17.4～18.3)
小 林 好 学	平成11.4～19.3 (14.4～15.3 18.4～19.3)
田 中 俊 彦	平成13.4～17.3
藤 井 淑 子	平成13.4～21.3 (15.4～16.3 19.4～20.3)
藤 澤 太 郎	平成14.4～18.3 (16.4～17.3)
吉 田 雄 平	平成17.4～25.3
近 藤 幸 二	平成18.4～26.3 (20.4～21.3 24.4～25.3)
西 原 孝 雄	平成19.4～27.3 (21.4～22.3 25.4～26.3)
浅 野 彰 彦	平成19.4～28.3 (22.4～23.3 26.4～27.3)
竹 内 京 子	平成21.4～ (23.4～24.3 27.4～28.3)
井 上 正 義	平成25.4～29.3
仁 科 正 己	平成26.4～令和4.3 (28.4～29.3)
村 山 佳 則	平成27.4～31.3
谷 田 陽 平	平成28.4～令和2.3
大 原 あかね	平成29.4～
難 波 弘 志	平成31.4～
沼 本 浩 彰	令和2.4～
江 原 雅 江	令和4.4～

2. 教育予算

(1) 予算額の推移（項別）

（単位：千円）

項名	R4年度（決算）	R5年度（最終予算）	R6年度（当初予算）
教育総務費	5,764,367	4,056,981	4,370,179
小学校費	4,001,414	4,583,616	2,400,184
中学校費	2,484,682	2,544,283	1,065,661
高等学校費	637,661	1,031,687	274,792
特別支援学校費	163,229	137,905	128,993
幼稚園費	1,114,183	1,058,163	961,939
生涯学習費	2,213,523	2,468,872	2,406,505
学校保健費	3,321,935	4,415,215	1,978,800
	19,700,994	20,296,722	13,587,053

(2) 児童生徒1人当たりの教育費

（単位：円）

小学校	152,180	177,419	94,540
中学校	193,571	199,567	84,003
高等学校	1,128,604	1,825,995	458,751
特別支援学校	680,121	528,372	483,120
幼稚園	517,503	540,707	534,114

3. 倉敷市教育大綱

「～“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり～」

(1) I am from Kurashiki.

「“倉敷のひと”であることを誇りに思うひとに」

「倉敷で育った」「倉敷で学んだ」「倉敷に住んだ」ことを誇りに思うひとになるということです。「このまちで育ってよかった。」「このまちで学んでよかった。」「このまちに住んでよかった。」と思えるひとになってほしいという思いを込めています。

(2) This is from Kurashiki.

「“倉敷らしさ”を誇りに思うひとに」

倉敷には、世代を超えて受け継がれてきた個性的で魅力的な歴史・文化が息づいています。その歴史・文化に支えられながら、倉敷の未来を創っていくことを誇りに思うひとになるということです。倉敷の魅力ある地域資源を活用して、倉敷を活力ある地域にしていきたいという思いを込めています。

(3) From Kurashiki to the world

「“倉敷のよさ”を世界へ発信できるひとに」

グローバルな観点を持ち、倉敷から世界に向けて視野を広げ、倉敷の魅力を世界へ発信していくことができるひとになることが誇りとなるということです。豊かな個性と創造力で、世界の人たちに倉敷のよさを知ってもらいたい、共有してもらいたいという思いを込めています。

4. 倉敷市教育振興基本計画

(1) 基本理念

倉敷市教育大綱「～“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり～」を基本理念とし、その実現に向けて倉敷市教育大綱に掲げる3つの基本方針を倉敷市教育振興基本計画の基本目標として設定し、計画を推進します。

(2) 基本目標

① 子どもの教育

【目標】思いやりの心を持ち、自分らしく、たくましく生き抜く力を育成する

平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症など予測困難な事象が生じている現代社会においては、一人一人がお互いの違いや良さを認め合い、相手への思いやりの心をもつとともに、自らで考え行動する力を身につけることが必要です。

また、今後、Society5.0など新たな社会を迎える中で、これからの社会に対応していく力も必要です。

このため、これからの社会を生きていくすべての子どもたちが自分らしい強みと自信を持ち、基礎的・基本的な学力や知識を身に付け、自ら考え、行動し、たくましく生き抜くことができる力を伸ばす教育を推進します。

② 生涯学習

[目標] 夢と生きがいをもち、学び続けることができる社会を実現する

学びに終わりはなく、ひとは生涯にわたって学び続けていくものです。人生100年時代の到来が予測される現在、市民一人一人が健康でいきいきと暮らすためには、人生に夢と生きがいをもち、知識や教養を高め、生活を実り多いものにすることが必要です。

このため、一人一人が何歳になっても、様々な分野で自分自身の可能性を伸ばし、学び直しや新たなことに挑戦するチャンスを大きく広げ、学んだことを生かし、地域がつながり支え合う生涯学習社会の実現をめざします。

③ 地方創生・協働

[目標] ふるさと倉敷を誇りに思い、倉敷の未来を担っていく力を育成する

人口減少に伴う地域社会の縮小が懸念される中、「地方創生」に向けて、地域を担う「人財＝ひと」を地域の中で育成するとともに、日本遺産を始めとした倉敷が誇る特色ある地域資源を活用して、その魅力を国内外へ広く発信し、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちにしていくことが必要です。

このため、平成28年5月に本市で開催された「G7倉敷教育大臣会合」で採択された「倉敷宣言」の中で推進に取り組むこととしたSDGsの理念を取り入れ、学校、家庭と地域が連携し、家庭や地域の教育力を高め、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。

また、郷土の先人、歴史、文化等を学び、郷土への理解、愛着、誇り、そして、将来このまちを担っていく力を育成します。

5. 令和6年度教育行政重点施策

(1) 基本方針

本市は、令和3年3月に改定した倉敷市教育大綱、倉敷市教育振興基本計画に基づき、教育行政を進めます。その中で、現在の社会状況やこれまでの取組の状況を踏まえ、今年度、特に力を入れて取り組むべき施策について、倉敷市教育振興基本計画の3つの基本目標ごとに「重点的に取り組む事業」を設定し、推進しています。

(2) 重点施策

子どもの教育

[重点的に取り組む事業]

- ・学力向上支援事業
- ・基礎・基本定着事業
- ・研究指定事業
- ・非常勤講師等単市加配事業
- ・放課後学習サポート事業
- ・英語教育推進事業
- ・GIGAスクール構想に対応したパソコン等整備事業
- ・学校防災教育推進事業
- ・ふれあい教室事業
- ・自立応援室支援員配置事業
- ・学校問題支援プロジェクト事業
- ・学校・園生活支援員配置事業
- ・スクールカウンセラー等配置事業
- ・不登校児童・生徒支援員等配置事業
- ・教師業務アシスタント配置事業
- ・公立幼稚園預かり保育・3歳児保育実施事業
- ・学校給食運営事業
- ・新共同調理場整備事業
- ・倉敷学校給食共同調理場整備運営事業
- ・学校園施設安全対策・防災機能強化事業
- ・学校トイレ洋式化改修・校舎等照明LED化事業
- ・義務教育学校施設整備事業
- ・特別支援教育大学連携事業

生涯学習

- ・地域還元型講座実施事業（生涯学習活動推進事業）
- ・地域力向上講座実施事業（生涯学習活動推進事業）
- ・高梁川流域学び直し支援事業
- ・大学との連携による学校等支援事業
- ・ESCO事業
- ・公民館施設整備事業
- ・自然史博物館施設整備事業

地方創生・協働

- ・郷土くらしきを大切にする心育成プロジェクト事業
- ・奨学金給付貸付事業
- ・地域連携による学校支援事業
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）推進事業
- ・伝統的建造物群保存事業・伝統美観地区修景事業・町並み保存事業
- ・盾築遺跡保存整備事業

6. 学 事

(1) 市立学校教職員数（本務者のみ）

（R6年5月1日現在）

区分	校（園）長		副校（園）長		教頭		主幹教諭		指導教諭		教諭		講師		養護職員		栄養職員 （含栄養教諭）		事務職員		実習助手		校務員		給食調理員		計	
	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	市費	市費	市費	市費	市費	市費	市費	市費
小学校	60		11		64		39		15		1,153		191		77		(29) 32	15	79			14	17	1,721	46			
中学校	26		4		27		19		12		668		92		31		(6) 7	4	35			20		921	24			
高等学校	4		5		3		0				80		16			1			10	8	0	0	108	19				
特別支援学校	1		1		3		2		1		68		20		2		1	3			1		0	101	2			
幼稚園		36		0							125		20												0	181		
計	91	36	21	0	97	0	60	0	28	0	1,969	125	319	20	110	1	39	20	117	10	9	34	17	2,851	272	3,123		

(2) 年度別園児・児童・生徒数

（各年5月1日現在）

年度	幼稚園	小学校	中学校	高等学校		特別支援学校		
				全日制	定時制	小学部	中学部	高等部
R4	2,153	26,294	12,836	0	565	105	46	89
R5	1,957	25,835	12,749	0	565	100	61	100
R6	1,801	25,388	12,686	0	599	104	64	99

(3) 年度別学級数

（各年5月1日現在）

年度	幼稚園	小学校	中学校	高等学校		特別支援学校		
				全日制	定時制	小学部	中学部	高等部
R4	118	1,081	470	0	49	20	10	13
R5	108	1,058	474	0	47	20	13	14
R6	103	1,055	468	0	45	21	13	14

(4) 市立学校一覧

① 幼稚園

(R6年5月1日現在) 〈園地面積・園舎面積は、R5年5月1日現在〉

園名	創立年月	園児数	学級数	教職員数	園地面積	園舎面積	所在地	電話
倉敷	明治 20 年 4 月	42	3	11	2,470	1,147	中央 2-7-1	422-0318
倉敷東	昭和 29 年 4 月	25	2	11	2,358	861	鶴形 2-8-23	422-2544
老松	昭和 38 年 4 月	95	5	16	3,535	1,020	老松町 4-11-29	422-7279
万寿	昭和 22 年 4 月	79	3	9	4,056	1,047	浜町 2-3-1	422-2734
万寿東	昭和 49 年 4 月	12	1	4	3,905	803	大島 202-2	424-3179
大高	昭和 14 年 4 月	152	6	26	4,214	1,630	沖新町 96-1	422-3176
葦高	昭和 47 年 4 月	110	5	14	6,697	1,734	笹沖 23	425-0921
中島	昭和 32 年 4 月	62	3	8	4,383	1,080	中島 717	465-2811
粒江	昭和 18 年 4 月	36	3	8	5,480	1,338	粒江 1726	422-7002
中庄	昭和 27 年 4 月	48	3	10	3,702	1,325	中庄 2700	462-1984
帯江	大正 4 年 4 月	48	3	9	4,472	1,328	加須山 466-2	429-1300
菅生	昭和 52 年 4 月	37	2	7	2,812	1,116	西坂 738	463-0275
豊洲	昭和 54 年 4 月	11	1	4	3,407	703	中帯江 148-1	421-4141
茶屋町東	昭和 14 年 4 月	118	6	19	3,736	1,502	茶屋町早沖 442	428-0106
茶屋町西	昭和 14 年 4 月	53	3	8	3,028	823	茶屋町 291-5	428-0807
西阿知	昭和 16 年 4 月	159	7	21	3,633	1,348	西阿知町西原 1003	465-2029
第一福田	昭和 45 年 5 月	36	2	11	4,092	1,121	東塚 3-1-1	455-7584
第二福田	昭和 30 年 4 月	77	3	11	4,170	1,048	福田町古新田 620-2	455-6879
第四福田	昭和 30 年 4 月	14	1	3	4,587	982	北畝 3-8-1	455-7829
旭丘	昭和 53 年 4 月	50	3	10	4,465	1,055	連島町連島 2239	444-9979
連島西浦	大正 14 年 9 月	17	2	4	1,767	667	連島町亀島新田 126	444-8018
連島東	昭和 22 年 1 月	12	1	3	3,434	970	連島町連島 2851	444-9999
連島南	昭和 19 年 4 月	50	3	9	5,004	1,167	連島町鶴新田 1705	444-7979
天城	昭和 2 年 4 月	51	3	9	4,134	1,300	藤戸町天城 2276	428-1027
味野	明治 44 年 4 月	21	2	7	3,796	1,019	児島味野城 2-1-34	472-2686
稗田	昭和 12 年 4 月	13	2	5	5,334	1,057	児島稗田町 793	472-4068
郷内	昭和 27 年 4 月	25	1	5	4,236	1,294	林 870	485-0347
玉島	明治 35 年 4 月	97	5	19	4,578	1,518	玉島中央町 3-8-1	522-2293
上成	昭和 30 年 4 月	20	2	5	3,433	1,097	玉島上成 1143-1	522-4522
長尾	昭和 6 年 4 月	20	2	6	5,094	1,220	玉島長尾 2608	522-4564
富田	昭和 28 年 3 月	12	2	5	3,126	1,006	玉島八島 1760-3	522-4565
船穂	昭和 11 年 4 月	89	4	11	2,389	963	船穂町船穂 2864	552-2415
川辺	昭和 47 年 4 月	29	2	6	2,527	477	真備町川辺 718	698-2117
岡田	昭和 48 年 4 月	26	2	6	1,883	446	真備町岡田 625-2	698-2490
菌	昭和 50 年 4 月	7	1	4	2,225	805	真備町市場 4351	698-4053
二万	昭和 28 年 6 月	14	2	5	2,110	450	真備町上二万 2493	698-2489
箭田	昭和 29 年 4 月	34	2	7	2,487	642	真備町箭田 1858	698-2116
呉妹	昭和 27 年 5 月	令和 6 年 4 月～休園			1,194	379	真備町尾崎 2418-1	
合計	38	1,801	103	336	137,953	39,488		

幼稚園児就園状況

(R6年5月1日現在)

区 分	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計
公立 (38)	538	574	689	1,801
私立 (11)	278	299	286	863
計 (49)	816	873	975	2,664

※ () は、園数を示す。

② 小学校

(R6年5月1日現在) 〈教室数・校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R5年5月1日現在〉

学校名	創立年月	児童数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
倉敷東	明治6年4月	357	17	16	27	41	16,877	6,034	845	鶴形2-6-10	422-0274
倉敷西	明治6年4月	250	13	13	16	25	17,730	5,387	834	中央1-21-1	422-6125
老松	昭和28年4月	874	33	34	15	64	18,393	10,157	864	老松町4-10-1	422-6600
万寿	明治6年7月	848	31	31	15	55	17,763	6,189	1,002	浜町2-3-1	422-8333
万寿東	昭和48年4月	594	23	21	11	40	21,829	4,402	886	福島410	422-8346
大高	明治20年4月	1,056	39	40	22	76	30,112	9,801	1,183	堀南621	422-0536
葦高	昭和46年4月	630	23	24	13	45	20,719	5,535	861	笹沖145-1	424-1533
倉敷南	平成20年4月	602	23	23	14	43	23,374	8,488	1,327	東富井1005-10	430-0373
中洲	明治6年3月	725	27	27	25	47	30,257	6,571	1,134	水江1594-1	465-4900
中島	昭和44年4月	1,042	38	33	15	65	21,962	6,582	1,214	中島909-3	465-9590
粒江	明治6年6月	415	16	19	10	31	23,836	4,223	888	粒江2161	422-7001
中庄	明治5年8月	773	28	28	19	47	43,237	7,152	2,021	中庄2599	462-1979
帯江	明治6年4月	609	23	22	18	38	20,991	6,451	891	加須山526	429-1200
菅生	明治6年4月	427	17	17	15	33	24,553	5,326	692	西坂538	462-1139
豊洲	明治6年3月	315	14	14	11	29	17,137	4,790	886	西田201-1	482-2150
庄	明治6年3月	885	33	32	13	53	24,634	5,344	1,122	上東785-2	462-0206
茶屋町	明治6年4月	1,106	40	39	29	76	28,125	9,743	1,837	茶屋町早沖445	428-0020
西阿知	明治6年4月	1,240	45	41	18	69	18,693	8,311	959	西阿知町西原1003	465-2056
第一福田	明治6年8月	653	25	25	15	44	17,744	5,356	917	東塚3-1-1	455-8714
第二福田	明治6年4月	800	28	27	9	45	16,633	5,958	835	福田町古新田310-2	455-8704
第三福田	明治6年7月	226	11	11	21	25	20,125	4,288	807	広江1-9-1	455-8604
第四福田	昭和18年9月	584	22	22	20	38	20,883	5,709	1,000	北畝3-8-1	455-4375
第五福田	昭和27年2月	179	9	9	36	35	24,143	7,397	1,269	水島西千鳥町4-37	444-5236
水島	昭和22年10月	69	8	8	13	16	14,057	3,483	886	水島北春日町11-11	444-9260
旭丘	昭和52年4月	350	15	15	16	28	28,546	4,528	908	連島町連島1793	448-9177
連島西浦	明治6年6月	231	13	11	19	22	10,669	4,248	862	連島町西之浦3575	444-5263
連島神亀	昭和55年4月	281	14	15	13	25	16,893	4,506	1,122	神田3-6-34	448-6070
連島東	明治6年3月	278	14	15	20	31	24,405	7,045	1,220	連島町連島2850	444-8027
連島南	明治7年4月	983	35	35	13	56	21,916	5,457	999	連島町鶴新田1705	444-7129
連島北	明治36年4月	93	6	6	6	15	14,353	2,063	908	連島町西之浦5068	465-5917
天城	明治6年1月	459	20	21	14	32	20,358	4,695	1,121	藤戸町天城2285	428-1072
味野	明治6年5月	243	13	12	27	36	19,550	5,235	1,317	児島味野城2-2-9	472-2059
赤崎	明治26年9月	386	16	16	16	33	14,446	4,821	868	児島赤崎2-1-59	472-2311
下津井東	明治5年5月	33	4	5	16	12	13,609	3,586	797	下津井田之浦2-4-66	479-9048
下津井西	昭和33年4月	63	7	6	12	17	18,473	2,904	756	下津井1-17-16	479-9412
本荘	明治5年3月	114	7	8	13	15	20,488	3,874	877	児島塩生1750	475-0821
児島	明治6年9月	479	19	22	23	32	16,754	5,758	888	児島柳田町851	473-2711

学校名	創立年月	児童数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
緑丘	昭和47年4月	196	11	11	22	23	26,961	4,951	887	児島稗田町900	473-2845
琴浦東	明治6年4月	214	11	11	16	24	24,007	5,936	1,121	児島田の口3-13-1	477-7025
琴浦西	明治6年8月	387	16	16	23	29	23,286	5,974	1,324	児島下の町5-4-5	472-3022
琴浦南	昭和59年4月	219	10	9	18	20	21,776	4,773	869	児島下の町2-16-17	474-2922
琴浦北	明治6年9月	令和4年4月～ 休校		0	0		8,596	1,135	608	児島由加3068	
郷内	明治6年4月	455	17	16	18	33	23,380	4,887	1,563	林1000	485-0044
玉島	明治41年4月	428	19	18	20	38	18,744	6,830	849	玉島阿賀崎3-3-1	522-5267
上成	明治6年4月	378	15	16	11	31	14,910	3,926	807	玉島乙島6191	522-2982
乙島	明治6年10月	345	15	14	15	29	39,257	4,925	889	玉島乙島3500	522-2440
乙島東	昭和29年4月	163	9	9	11	24	13,678	3,695	1,028	玉島乙島7471	522-2430
柏島	明治6年6月	230	11	11	21	23	16,750	4,857	949	玉島柏島2751-1	522-3076
玉島南	昭和39年4月	312	14	16	13	30	19,407	4,497	1,137	玉島柏島6446	528-0403
長尾	明治18年9月	840	31	29	11	53	19,289	7,623	1,439	玉島長尾3086	522-2419
富田	明治6年4月	414	17	17	13	33	15,804	4,681	604	玉島八島1774	522-2759
沙美	明治6年4月	25	3	3	10	11	13,868	2,180	798	玉島黒崎6050-1	528-0852
南浦	明治6年4月	令和6年4月～ 休校		2	11		13,702	2,313	800	玉島黒崎8402	
穂井田	明治6年4月	41	5	6	7	16	9,902	1,930	607	玉島陶1630	526-4830
船穂	明治6年3月	470	18	20	9	30	15,278	4,024	847	船穂町船穂2643	552-2032
柳井原	明治37年4月	49	6	6	5	17	18,797	1,473	698	船穂町柳井原1854-5	552-2304
川辺	明治6年4月	240	13	13	7	24	10,047	2,722	780	真備町川辺720	698-0315
岡田	明治6年4月	180	9	9	10	19	22,060	2,951	878	真備町岡田619-2	698-1280
菌	明治6年4月	180	9	9	12	19	15,287	2,710	858	真備町市場4338	698-0026
二万	明治20年6月	59	8	8	9	16	25,525	2,174	757	真備町上二万3346	698-0652
箭田	明治6年3月	242	13	13	15	30	14,553	4,508	873	真備町箭田4110	698-0037
呉妹	明治6年5月	69	6	6	8	15	13,456	2,030	807	真備町妹137	698-0006
合計	62	25,388	1,055	1,051	943	2,021	1,232,587	309,102	60,580		

③ 中学校 (R6年5月1日現在) (教室数・校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R5年5月1日現在)

学校名	創立年月	生徒数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
東	昭和22年4月	702	28	25	28	66	50,835	8,148	2,524	平田155-100	422-6050
西	昭和22年4月	871	32	33	28	68	34,594	9,440	1,932	日吉町205	422-6030
南	昭和23年4月	1,094	40	39	30	75	35,107	9,468	2,089	西富井1387	422-4670
北	昭和33年4月	617	21	23	26	51	31,425	6,728	2,444	中庄505	462-6341
多津美	昭和37年4月	610	21	22	19	47	35,278	7,104	1,971	有城986	429-1222
新田	昭和59年4月	747	25	26	18	54	25,726	6,649	2,182	新田2674-3	422-4674
東陽	昭和53年4月	725	24	27	24	57	29,588	7,653	1,953	高須賀315	428-0013
庄	昭和22年4月	406	15	16	21	33	25,632	5,109	2,142	上東812	462-0334
倉敷第一	昭和22年4月	893	31	28	29	64	26,825	7,430	1,909	西阿知町1070	465-2178
福田	昭和22年4月	630	21	22	27	50	33,581	6,738	2,271	福田町古新田533-1	455-4373
福田南	昭和56年4月	489	18	19	26	39	32,747	6,910	2,187	福田町古新田711-4	455-5671
水島	昭和27年4月	172	8	8	30	27	27,495	4,873	2,323	水島北幸町3-1	444-5238
連島	昭和22年4月	460	18	18	36	40	23,661	7,122	2,020	連島中央5-6-1	444-5268
連島南	昭和60年4月	421	17	16	25	35	25,730	6,110	2,190	連島町鶴新田1310	448-4552
味野	昭和22年4月	374	14	15	29	41	34,226	7,247	2,266	児島味野4-2-56	472-2266
下津井	昭和22年4月	50	4	5	22	20	27,195	4,203	1,775	下津井吹上140	479-9049

学校名	創立年月	生徒数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
児島	昭和22年4月	425	16	15	26	42	31,590	6,594	2,222	児島小川4-7-34	473-2721
琴浦	昭和34年4月	442	17	16	28	38	38,978	11,711	2,200	児島下の町8-6-6	472-4459
郷内	昭和22年4月	165	8	8	20	24	23,434	4,318	1,717	林620	485-0055
玉島東	昭和22年4月	501	17	17	20	44	27,840	4,982	1,901	玉島2-21-1	522-5157
玉島西	昭和22年3月	386	15	15	24	40	26,569	5,897	1,903	玉島柏島1548	526-3456
玉島北	昭和35年9月	683	25	23	21	53	30,290	10,390	2,119	玉島八島1529-1	526-3000
黒崎	昭和22年4月	33	3	3	15	14	23,474	3,236	1,644	玉島黒崎6057	528-0302
船穂	昭和22年4月	233	8	8	18	21	19,940	3,900	1,767	船穂町船穂2817-1	552-2043
真備東	昭和56年4月	354	14	15	26	37	28,087	6,388	1,883	真備町辻田60-1	698-5522
真備	昭和43年4月	203	8	8	19	24	21,020	4,088	1,618	真備町箭田1058	698-1151
合計		12,686	468	470	635	1,104	770,867	172,436	53,152		

④ 高等学校（定時制）（R6年5月1日現在）〈教室数・校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R5年5月1日現在〉

学校名	創立年月	生徒数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
精思	昭和25年4月	106	8	9	8	22	2,525	2,316	0	八王寺町199-3	422-0387
精思高霞丘校	令和6年4月	61	3			8				連島町西之浦1486番地1	454-8125
工業	昭和24年4月	70	8	8	8	23	47,969	5,490	435	田ノ上716-1	422-4100
倉敷翔南	平成15年4月	190	14	14	20	35	37,310	7,480	1,676	児島稗田町160	473-4240
玉島	昭和23年4月	30	2	6	10	11	14,630	2,972	1,098	玉島1-15-60	526-0114
真備陵南	昭和23年4月	142	10	14	10	21	15,066	2,652	868	真備町箭田1769-1	698-1171
合計		599	45	51	56	120	117,500	20,910	4,077		

・高等学校進学率（％）

	県立	公立	私立	高専・県外高校	計
R4年度	65.0	3.7	23.1	6.6	98.4
R5年度	65.0	3.8	22.9	6.6	98.3
R6年度	65.2	4.1	22.2	7.0	98.6

⑤ 特別支援学校（R6年5月1日現在）〈校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R5年5月1日現在〉

学校名	創立年月	児童生徒数			学級数			教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
		小	中	高	小	中	高						
倉敷支援学校	昭和39年4月	104	64	99	21	13	14	120	17,958	7,520	712	粒浦388-1	425-4611

(5) 県立・私立学校一覧

(R6年5月1日現在)

区分	学校名	創立年月	生徒数	学級(部) (科)数	教職員数	所在地	電話	
県立	訓練校・高等学校・特別支援学校	南部高等技術専門校	S 21. 12	66	6	39	新田3241	424-3311
		倉敷青陵	M41. 4	955	24	88	羽島1046- 2	422-8001
		倉敷天城	M39. 4	697	18	96	藤戸町天城269	428-1251
		倉敷南	S 49. 4	951	24	89	吉岡330	423-0600
		倉敷古城池	S 55. 4	828	21	79	福田町古新田116- 1	455-5811
		倉敷商業	M45. 3	955	24	82	白楽町545	422-5577
		倉敷工業	S 14. 6	927	24	96	老松町4-9-1	422-0476
		水島工業	S 37. 4	825	22	99	西阿知町1230	465-2504
		倉敷中央	S 23. 4	832	23	59	西富井1384	465-2559
		倉敷鷺羽	H17. 4	402	14	61	児島味野山田町2301	472-2888
		玉島	M37. 4	707	18	70	玉島阿賀崎3-1-1	522-2972
		玉島商業	T 15. 4	472	12	54	玉島中央町2-9-30	522-3044
		倉敷琴浦高等支援学校	H22. 4	65	9	43	児島田の口1-1-16	477-9301
		倉敷まきび支援学校	H26. 4	351	69	198	真備町箭田4682- 1	697-1233
	中学	倉敷天城	H19. 4	356	9	44	藤戸町天城269	429-3494

区分	学校名	創立年月	生徒数	学級(部) (科)数	教職員数	所在地	電話	
私立	大学	川崎医科	S45. 4	856	1	3,655	松島577	462-1111
		川崎医療福祉	H3. 4	3,771	5	914	松島288	462-1111
		倉敷芸術科学	H7. 4	1,501	3	260	連島町西之浦2640	440-1111
		岡山学院	H14. 4	76	1	46	有城787	428-2651
		岡山短期	S26. 4	69	1	41	有城787	428-2651
		くらしき作陽	S41. 4	905	3	191	玉島長尾3515	523-0888
	高等学校	作陽短期	S38. 4	82	1	58	玉島長尾3524	523-0888
		川崎医科大学附属	S45. 4	70	6	40	生坂1661	462-3666
		倉敷	S35. 1	912	34	95	鳥羽283	462-9000
		清心女子	M19. 6	379	14	48	二子1200	462-1661
		倉敷翠松	M17. 2	1,147	35	118	平田155	422-3565
	中学	作陽学園	S5. 4	521	20	53	玉島八島1541-1	441-1281
		清心	S22. 4	206	8	30	二子1200	462-1661
	幼稚園	御国	S3. 3	92	7	19	阿知3-20-7	425-0141
		同心	S21. 5	200	8	29	北浜町5-7	422-4727
		みのり	S38. 3	36	4	8	酒津1711-1	425-2351
		しらゆり	S42. 2	142	8	18	中庄団地5-4	462-9786
		奈良佐保短大附属倉敷	S51. 4	54	4	18	徳芳869-116	462-7611
		マリア	S43. 3	115	4	24	北畝2-17-37	455-4413
		慈愛	S30. 3	153	10	25	水島南幸町1-9	444-9236
勇崎		S25. 10	43	4	7	玉島勇崎984	528-0555	
敬愛		S39. 3	7	1	5	玉島黒崎4591	528-1526	
第二敬愛		S51. 4	41	3	14	玉島柏台2-7-16	522-1221	
独立行政法人	中国職業能力開発大学校	S58. 4	298	7	52	玉島長尾1242-1	526-0321	

※市立短期大学は総務委員会参照

(6) 市奨学金制度

- ① 目的 将来社会に貢献し得る有為な人材を育成する。
- ② 応募資格
1. 倉敷市内に本人又は本人と生計を一にする家族が1年以上住所を有する者
 2. 学校教育法に基づく学校等に在学中の者か、新年度に進学する者
 3. 品行方正にして学業成績の優秀な者
 4. 健康で成業の見込みのある者
 5. 現に経済的事情によって修学困難な者
 6. 本人の属する世帯に市税滞納のない者
 7. 卒業後、市内に居住し、市の指定する職種に就き市内で働く意思がある者
(返還一部免除型貸付の場合のみ)

貸付額・給付額

(令和5年度)

学 校 種 別		貸付給付額	貸付給付人員	返 還 方 法
貸付制度	大学・短期大学	月額40,000円	貸付(一般) 32人 返還一部免除型25人	貸付期間終了の月の翌月より起算し8カ月を経過したのち、その金額を均等償還の基準により、年賦又は半年賦により返還(返還一部免除型は年賦のみ)
	高等学校等	月額10,000円	5人	
給付制度	大学・短期大学	月額8,000円	66人	返還を要しない
	高等学校等	月額5,000円	27人	
	専修学校専門課程	月額8,000円	12人	

(7) 私学助成

学校教育における私学の果たしている役割は重要であり、本市においても、私立幼稚園に助成し、保護者の負担軽減及び振興に努めている。

- ・私立幼稚園の助成金 8,188,000円 356人(令和4年度実績)

施設型給付へ移行していない私立幼稚園の園児1人当たり23,000円を補助している。

(8) 就学援助

経済的理由により、小学校及び中学校に就学することが困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の援助を行っている。

① 要保護・準要保護児童生徒援助状況

(令和5年度)

区 分	小 学 校				中 学 校			
	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額
学用品費	人	円	円	円	人	円	円	円
通学用品費	2,325	14,646	34,053,220	34,053,220	1,534	26,040	39,946,800	39,946,800
校外活動費								
校外活動費 (宿泊を伴う)	965	1,977	1,908,284	1,908,284	441	3,903	1,721,306	1,721,306
新入学児童 生徒学用品費 (R5入学)	108	54,060	5,838,480	5,838,480	42	61,571	2,586,000	2,586,000
新入学児童 生徒学用品費入 学前支給者追 加支給 (R5入学)	—	—	—	—	490	3,000	1,470,000	1,470,000
新入学児童 生徒学用品費入 学前支給 (R6入学)	230	54,060	12,433,800	12,433,800	431	63,000	27,153,000	27,153,000
修学旅行費	441	32,061	14,139,026	13,473,026	510	59,332	30,259,627	28,741,627
通学費	0	0	0	0	0	0	0	0
学校給食費	2,395	54,188	129,781,119	129,781,119	1,514	59,805	90,545,024	90,545,024
医療費	0	0	0	0	5	3,382	16,910	16,910

② 特別支援教育就学奨励（特別支援学級分）

（令和5年度）

区 分	小 学 校				中 学 校			
	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額
学用品等 購入費	人 725	円 5,619	円 4,074,307	円 2,035,747	人 285	円 9,329	円 2,658,808	円 1,331,021
校外活動費 (宿泊を伴わない)	629	711	447,629	223,660	113	889	100,503	50,313
校外活動費 (宿泊を伴う)	328	1,789	586,954	293,274	74	2,637	195,186	97,712
新入学児童生徒 学用品費	90	22,338	2,010,422	1,004,517	98	29,374	2,878,722	1,441,112
修学旅行費	137	10,790	1,478,230	738,605	71	28,020	1,989,427	995,924
学校給食費	693	23,315	16,157,570	8,073,209	276	23,300	6,431,044	3,219,433
交通費(通学費)	1	2,880	2,880	1,439	2	51,265	102,530	51,327
交流学习交通費	594	1,448	860,326	429,866	240	2,458	589,961	295,339

(9) 学校施設の管理

(令和5年度実績)

区 分	件 数	機械警備委託料 (円)
幼稚園	38 (14)	5,199,832
小学校	61 (2)	13,337,808
中学校	26	9,489,792
高等学校	6 (1)	2,019,820
特別支援学校	1	367,488
計	132 (17)	30,414,740

※ () は休園等で外数を示す

7. 指 導

(1) 英語教育の充実

倉敷市では、平成17年度から、国際人として将来倉敷市に貢献できる人材の育成、コミュニケーション能力の育成等に取り組んでいる。

小学校、中学校では、1人1台端末の学習教材等を活用して、児童生徒の英語コミュニケーション能力の基礎等を培っている。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、各クラス年間15回程度（高等学校においては年間8回程度）の外国人英語講師との協働授業を実施している。

(2) 特別支援教育の状況

① 概況

昭和54年、養護学校（現在は特別支援学校）への就学が義務化された。市立倉敷支援学校は、昭和39年に開校し、現在まで、諸施設の充実と児童生徒の発達の種類や、障がいに応じたきめ細かな教育を実施している。

また、市内の小中学校の大部分の学校に、障がいのある児童生徒のための特別な教育課程によって指導を行う特別支援学級を設置して、その指導の充実を図っている。さらに、通常学級に在籍する障がいのある児童生徒のための指導の場として、昭和43年度以来、通級指導教室を設置して、実態に応じてその増設と充実を図っている。そして、幼児指導教室も併設して、幼児期からの相談や指導の場を提供するための専任の幼稚園教員を配置している。

平成22年、教育委員会指導課内に特別支援教育推進室を設置し、市内の特別支援教育の推進に努めている。

② 知的障がい特別支援

ア 小学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級児童数
R 4 年	倉 敷	30	53	320
	児 島	9	11	58
	玉 島	8	10	44
	船穂・真備	6	7	28
	計	53	81	450
R 5 年	倉 敷	30	50	287
	児 島	9	10	52
	玉 島	8	11	51
	船穂・真備	6	7	28
	計	53	78	418
R 6 年	倉 敷	30	50	290
	児 島	10	11	43
	玉 島	8	9	46
	船穂・真備	6	6	25
	計	54	76	404

イ 中学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級生徒数
R 4 年	倉 敷	14	22	108
	児 島	5	5	27
	玉 島	3	5	26
	船穂・真備	3	3	14
	計	25	35	175
R 5 年	倉 敷	14	23	125
	児 島	5	5	24
	玉 島	3	4	26
	船穂・真備	3	3	16
	計	25	35	191
R 6 年	倉 敷	14	23	134
	児 島	4	5	24
	玉 島	3	4	21
	船穂・真備	3	3	17
	計	24	35	196

③ 倉敷市立倉敷支援学校 (TEL 425-4611)

(R6年5月1日現在)

児 童・生徒数 小学部 21学級104名 中学部 13学級64名
高等部 14学級99名

・職員

職員別	校長	副校長	教頭	主幹 教諭	指導 教諭	教諭	養護 教諭	事務 職員	講師	非常勤 講師	非常勤 講師	学校 司書	栄養 技師	調理 技師	介助員	乗務員	校務員	実習 助手	計	
給与別	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
人数	1	1	3	2	1	68	2	3	20	14	4	1	1	0	0	10	1	1	115	18

④ 聴覚障がい特別支援学級

(各年5月1日現在)

設置校	R4年		R5年		R6年		担当教員数
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	
老松小学校	1	4	1	4	1	4	2
西中学校	1	4	1	4	1	4	3

⑤ 情緒障がい特別支援学級

ア 小学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級児童数
R 4 年	倉 敷	30	75	435
	児 島	10	16	96
	玉 島	9	17	92
	船穂・真備	7	9	43
	計	56	117	666
R 5 年	倉 敷	30	68	414
	児 島	10	15	81
	玉 島	9	13	84
	船穂・真備	7	9	40
	計	56	105	619
R 6 年	倉 敷	30	71	423
	児 島	8	12	73
	玉 島	8	13	72
	船穂・真備	7	8	37
	計	53	104	605

イ 中学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級生徒数
R 4 年	倉 敷	14	34	201
	児 島	5	7	38
	玉 島	3	5	34
	船穂・真備	3	3	13
	計	25	49	286
R 5 年	倉 敷	14	35	193
	児 島	5	8	37
	玉 島	3	5	29
	船穂・真備	3	4	16
	計	25	52	275
R 6 年	倉 敷	14	31	170
	児 島	5	8	40
	玉 島	3	5	27
	船穂・真備	3	3	15
	計	25	47	252

⑥ 病弱身体虚弱特別支援学級（院内学級）

(R6年5月1日現在)

設 置 校	学 級 数	児童生徒数	担当教員数
倉 敷 東 小 学 校	1	3	1
庄 小 学 校	1	2	1
東 中 学 校	1	1	1
庄 中 学 校	1	1	1

⑦ 通級指導教室

(言語障がい)

(R6年5月1日現在)

設 置 校	教 室 数	児童生徒数	担当教員数
倉 敷 東 小 学 校	1	29	1
大 高 小 学 校	1	52	2
茶 屋 町 小 学 校	1	15	1
第 五 福 田 小 学 校	1	51	3
味 野 小 学 校	1	33	2
玉 島 小 学 校	1	45	2
箭 田 小 学 校	1	22	1

(聴覚障がい)

(R6年5月1日現在)

設 置 校	学 級 数	児童生徒数	担当教員数
老 松 小 学 校 (聾学校派遣教室)	1	10	(1)

(情緒障がい)

(R6年5月1日現在)

設 置 校	学 級 数	児童生徒数	担当教員数
倉 敷 東 小 学 校	1	90	5
大 高 小 学 校	1	122	6
茶 屋 町 小 学 校	1	39	2
第 五 福 田 小 学 校	1	108	6

味野小学校	1	82	5
玉島小学校	1	50	3
箭田小学校	1	28	2
東中学校	1	58	3
水島中学校	1	40	2

(3) 教職員に対する施策

① 研究指定校園一覧（令和5年度）

区分	校園名	指定者	指定年度	研究内容
幼稚園	第二福田幼稚園	市	R5・R6	主体性を育てる保育
小学校	倉敷南小学校	市	R4・R5	1人1台端末の活用
中学校	玉島東中学校	市	R5・R6	1人1台端末の活用
高等学校	精思高等学校	市	R5・R6	進路指導

② 学校訪問

計画訪問→3年に1度実施（幼中高特） 5年に1度実施（小）

要請訪問→幼稚園、高等学校、特別支援学校は、必要があれば要請可能

研究指定校園訪問→年5回程度訪問指導を実施

③ 倉敷市教員研修講座等（年間）

指導課主催分

講座名	回数	講座名	回数
人権教育課題研究委員会	6	特別支援教育連絡協議会（校長等）	1
教育課程編成連絡協議会（教務担当教諭）	1	不登校問題対策会議	2
生徒指導研修	1	学力向上研修会	2

(4) 外国人英語講師の配置

① 目的

国際化の急激な進展に対応し、国際社会の中に生きるために必要な資質・能力を養うという観点から、特にコミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことをねらいとし、本市小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における英語教育の充実に資する。

② 職務の内容

- ・配置校及び訪問校における日本人教員の指導に応じた英語指導及び英語指導に係る事柄の補助
- ・配置校及び訪問校における校内研修の補助
- ・配置校及び訪問校外の英語担当教員研修の補助
- ・配置校及び訪問校における特別活動及び課外活動への補助
- ・その他指導課長又は配置所属長が必要と認める職務

③ 現状

令和5年度は25名の外国人英語講師を配置した。

(5) 市立学校の安全対策

① 対策

- ・特別活動などにおける安全指導（生活及び交通安全）の徹底とその継続的指導
- ・学校安全点検要領をもとに校内施設設備の安全点検の徹底
- ・関係機関と連携した交通教室

② 生活・交通事故発生状況

年度	学校別	幼稚園	小学校	中学校	高等学校・ 特別支援学校	合計
R3		2	52	45	6	105
R4		2	57	54	10	123
R5		5	84	66	13	168

8. 保健体育

学校教育の円滑な実施とその成果を確保するためには、児童・生徒が心身ともに健康でなければならない。このため本市では、定期健康診断を実施して、疾病異常の早期発見、早期治療に努めるとともに、長期に管理を必要とする疾病（心臓・腎臓病等）についても管理体制の整備に努めている。

(1) 学校医等の配置状況

幼児児童生徒数800人未満の学校（園）に対しては、内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・薬剤師各1名、800人以上の学校は内科医については2名を配置している。

(R6年4月1日現在)

区分 種別	校 園 数	学 校 医					学校歯科医	学校薬剤師
		内 科	眼 科	耳鼻咽喉科	整形外科	(心療内科) 精 神 科		
幼稚園	37	37	37	37			37	37
小学校	60	71	60	60			60	60
中学校	26	29	26	26			26	26
高等学校	6	8	8	8			8	6
特別支援学校	1	1	1	1	1	1	1	1
計	130	146	132	132	1	1	132	130

呉妹幼稚園休園中、琴浦北小学校・南浦小学校休校中

(2) 被患率の高い疾病状況（第4位まで）

(令和5年度)

	1 位	2 位	3 位	4 位
小学校	う歯以外の歯疾	裸眼・矯正視力（B以下）	未処置う歯	鼻咽頭疾患
	55.4%	34.9%	18.8%	15.9%
中学校	う歯以外の歯疾	裸眼・矯正視力（B以下）	未処置う歯	鼻咽頭疾患
	59.7%	50.6%	12.1%	10.3%

(3) 児童・生徒の心臓検診

全学校の児童生徒の心臓疾患の早期発見のため、学校医による聴打診に加えて小学校1年生は、昭和52年度、中学校・高等学校1年生は、昭和55年度から心電図検査を実施している。また小学校では平成元年度、中学校では平成2年度より心音図検査も併用し、心疾患による突然死の未然の防止に努めている。

・心臓検査状況（各1年生）

（令和5年度）

種別	区分	実施学校数	対象人員	一 次 検 診		精 密 検 査		
				受診人員	有所見者数	受診人員	要 管 理	管 理 不 要
小 学 校		60	4,143	4,142	41	69	20	49
中 学 校		26	4,283	4,204	97	147	39	108
高 等 学 校		5	202	197	4	5	2	3
特別支援学校		1	70	70	6	2	0	2

（昨年度の未検者を含む）

(4) 日本スポーツ振興センター

学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及、充実に係る業務を行う日本スポーツ振興センターがあり、学校の管理下において災害が発生した場合は、ここから医療費等の災害給付金が受けられる。

（令和5年度）

区 分	掛 金	負 担 区 分		災害発生 件 数	1件当たりの給付額
		保護者	市		
幼 稚 園	285円	200円	85円	37件	2,995円
小 学 校 ・ 中 学 校	935	460	475	小 1,604	3,015
				中 1,265	9,216
高 等 学 校	全 日 制	2,165			
	定 時 制	995	780	215	19
特別支援学校	小・中学部	935	0	935	
	高 等 部	2,165	0	2,165	

※特別支援学校の各学部の「災害発生件数」および「1件当たりの給付額」は小学校・中学校・高等学校へ含む

(5) 令和5年度児童・生徒体位の平均値（※国および県平均は令和4年度の平均値）

① 男 子

（単位：cm・kg）

年 齢	身 長			体 重		
	国	県	市	国	県	市
5	111.1	110.6	109.4	19.3	19.1	18.4
11	146.1	146.3	145.5	40.0	40.1	39.3
14	165.8	165.0	165.0	55.0	53.9	54.1
17	170.7	170.1	168.0	62.5	61.3	61.0

② 女 子

（単位：cm・kg）

年 齢	身 長			体 重		
	国	県	市	国	県	市
5	110.2	110.4	108.8	19.0	18.9	18.4
11	147.9	146.9	147.1	40.5	39.7	39.8
14	156.5	155.7	155.7	49.9	49.7	49.5
17	158.0	157.8	157.0	52.5	52.6	52.4

(6) 学校給食

学校における教育活動の一環として児童生徒の心身の健全な発達に資し、学校給食が児童生徒にとって生涯の健康づくりの源となるように、幅広い食品を組み合わせた献立作成を行うと共に安全で衛生的な調理の推進や食に関する指導の充実に努めている。

① 学校給食実施状況

(令和6年5月1日現在)

学校種別	学校数	児童・生徒数	実 施 校		
			型	学校数	児童・生徒
小学校	60	25,388	完全給食	60	25,388
中学校	26	12,686	完全給食	26	12,686
高等学校	4	214	完全給食	0	0
			補食給食	0	0
特別支援学校	1	267	完全給食	1	267

② 1人当たりの栄養摂取状況

(令和5年度)

区分	学校種別	エネルギー (kcal)	蛋白質 (g) (%)	脂肪 (g) (%)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビ タ ミ ン				
							A (μ gRAE)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)	
学校給食 摂取基準	小	低	530	学校給食 による摂 取エネルギー 全体の 13~20%	学校給食 による摂 取エネルギー 全体の 20~30%	290	2	160	0.3	0.4	20
		中	650			350	3	200	0.4	0.4	25
		高	780			360	3.5	240	0.5	0.5	30
	中	830			450	4.5	300	0.5	0.6	35	
平均摂取量	小	593	25.6 (17.3)	18.4 (28.0)	341	2.6	280	0.7	0.6	32	
	中	731	31.1 (17.0)	21.4 (26.4)	379	3.8	355	0.9	0.7	36	
基準値に対 する割合 (%)	小	91.2	-	-	97.4	86.7	140.0	175.0	150.0	128.0	
	中	88.1	-	-	84.2	84.4	118.3	180.0	116.7	102.9	

③ 給食1食当たり費用

・保護者負担

(単位：円)

区 分		主 食	牛 乳	副 食	計
5 年 度	小 学 校	61	61	188	310
	中 学 校	68	61	231	360
6 年 度	小 学 校	64	68	178	310
	中 学 校	70	68	222	360

④ 学校給食共同調理場

(R6年5月1日現在)

区分	倉敷中央学校給食共同調理場						庄学校給食共同調理場			真備学校給食共同調理場		
所在地	倉敷市鶴の浦1丁目1-2						倉敷市上東785-2			倉敷市真備町箭田1618		
開設 TEL	H31.4.1		436-7341				S44.3.1	462-2660		S45.4.1	698-0628	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造						鉄筋コンクリート平屋建			鉄筋コンクリート鉄骨		
総建築費	2,298,634,000円						89,410,000円			401,000,000円		
施設	1階 調理室、ボイラー室 外 2階 事務室、会議室 外						調理室 外			1階 事務室 外 2階 会議室 外		
面積	調理室	3,174.04㎡					調理室	379.74㎡		事務室	39.0㎡	
	ボイラー室	97.42						プロパン庫	15.16		調理室	899.5
	ウィルス対応洗浄室	9.15					物品庫					食堂
	備蓄倉庫	28.00						会議室			ボイラー庫	
	会議室	164.79					休憩室					車庫
	実習室	120.76						その他			駐輪場	
	食育・展示コーナー	196.49					計		394.9㎡			計
	事務室	93.19						計	5,159.61㎡		計	
	休憩室	90.00					計		11名			計
	機械室	506.48						計	1,290		計	
	その他	679.29					計		46			計
調理	10,600食/日							1,383食/日			1,355食/日	
従事							11名					
対象校 児童 生徒数 及び 学級数	学校名	児童 生徒数	学級数	学校名	児童 生徒数	学級数	学校名	児童 生徒数	学級数	学校名	児童 生徒数	学級数
	東中	702	28	玉島小	428	19				川辺小	240	13
	西中	871	32	上成小	378	15				岡田小	180	9
	北中	617	21	乙島小	345	15				菌小	180	9
	倉敷第一中	893	31	柳井原小	49	6	庄小	884	32	二万小	59	8
	新田中	747	25	船穂小	470	18	庄中	406	14	箭田小	242	13
	南中	1,094	40	玉島東中	501	17				呉妹小	69	6
	福田中	630	21	玉島西中	386	15				真備中	203	8
	福田南中	489	18	船穂中	233	8						
	水島中	172	8	計	9,886	372	計	1,290	46	計	1,173	66
	連島中	460	18									
	連島南中	421	17									

※従事：栄養士+調理員の数を記載

9. 生涯学習

(1) 生涯学習全般

市民一人一人が健康でいきいきと暮らすためには、人生に夢と生きがいを持ち、知識や教養を高め、生活を実り多いものにすることが必要である。人生100年時代の到来が予測される現在、一人一人が何歳になっても、様々な分野で自分自身の可能性を伸ばし、学び直しや新たなことに挑戦するチャンスを大きく広げ、学んだことを生かし、地域がつながり支え合う生涯学習社会の実現を目指している。

① 生涯学習推進事業

「倉敷市第七次総合計画」及び「倉敷市教育振興基本計画」に基づき、市民の学習活動を支援し、生涯学習のまちづくりを進める。

ア 生涯学習研修会

行政職員を対象に年1回実施している。

イ 出前講座

市民グループ等の求めに応じて市職員が講師として地域に出向き、市の業務について講義を行う「出前講座」を行っており、令和6年度は112種類の講座メニューを用意している。

② 文化環境の整備

高梁川流域連盟

高梁川の流域市町（7市3町）等で構成し、文化・スポーツ・環境などの分野を通じて地域の連帯意識を深めるため、中学・高校リレー大会、高等学校音楽会、機関誌「高梁川」の発行、フォトコンテスト、クリーン一斉行動、高校生絵画展等の事業を行っている。

③ 社会教育指導者の育成

ア 社会教育指導員

社会教育の振興のため、教育に関し豊かな経験と識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術を有する者を指導員として委嘱し、社会教育団体などへの指導助言、団体活動の支援などを行っている。

イ 社会教育主事の養成

社会教育の多様化に対応するため、社会教育主事の資格講習会に職員を参加させ、資質の向上と指導力の強化を図っている。

④ 倉敷市社会教育委員

社会教育に携わる者・学識経験者などで構成し、倉敷市の社会教育の在り方について審議している。

(2) 社会教育

ア 成人教育

① 学級・講座等の開設（市民公開講座）

生活技術・就業生活に必要な知識・技術の習得を支援するため、「簿記」と「初級パソコンCAD」の2講座を開講している。

② 社会教育関係団体（PTA）への支援

小学校61校、中学校28校、幼稚園・認定こども園54園の各単位PTA（早島幼小中及び県立天城中を含む。令和6年4月1日現在）が7地区（東、西、南、水島、児島、玉島・船穂、真備）ごとにブロック協議会をもち、さらに全市組織として倉敷市PTA連合会を組織している。

倉敷市PTA連合会は、各単位PTA及びブロックごとに研修会や広報活動などの意欲的な活動を促している。

教育委員会としては、PTA連合会活性化のため、その活動を側面から支援している。

③ 家庭教育学級

家庭の教育力の向上を目指し、地域の住民を対象に民間団体主導による家庭教育学級を14学級開設し、また幼稚園の保護者を対象にした家庭教育学級2学級を開設している。（令和6年度）

また、市内の公立幼稚園及び小学校で、岡山県作成の家庭教育支援プログラムである「親育ち応援学習プログラム」を活用したワークショップを実施し、保護者が意見交換しながら家庭教育を学ぶ機会を提供している。

④ 地域連携による学校支援事業

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制を整えるために、小・中・支援・高等学校に学校支援地域本部を設置し、地域住民が各自の知識や経験を活かして学校支援活動（学習支援、部活動支援、環境整備、登下校安全確保、学校行事支援、地域活動など）に参加することにより、子どもたちの豊かな人間性を養い育むとともに、地域住民が自らの知識や経験を活かす場の広がりや地域社会全体の教育力の向上に取り組んでいる。

イ 青少年教育

① 少年団体の活動

(ア) 概要

少年を心身ともに健やかに育てるため、学校、家庭、地域と密接な連携をとりながら活動している。市内には現在子ども会をはじめ、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団などの各種の少年団体が組織されている。

・少年団体の活動発表や交流の機会として、毎年“こどもまつり”を開催している。

令和5年度は事前申し込み制で参加者を募集して2月4日(日)に実施し、1,313人が参加。

(イ) 少年団体一覧(令和6年4月1日現在)

子ども会	62団体	スポーツ少年団	51団体
ボーイスカウト	4団体	幼年・少年消防クラブ	27団体
ガールスカウト	2団体		

② 倉敷市よい子いっぱい基金

「倉敷市よい子いっぱい基金」は、大山茂樹・元倉敷市長が、市長退任時に倉敷市へ寄付されたことを契機として、昭和54年に設置され、以後、倉敷市の子どもたちの健全育成のために、さまざまな事業を展開している。

(ア) 令和5年度寄付実績

43件 4,554,792円

(イ) 基金残高(令和6年3月末)

227,668,027円

(ウ) よい子いっぱい基金運営委員会

よい子いっぱい基金運営委員により構成され、事業内容、運用方法について決定している。

(エ) 令和6年度事業計画

- ・よい子強い子表彰
- ・よい子いっぱい芸術鑑賞助成
- ・中学生立志式記念行事助成
- ・倉敷っ子なかよし作品展助成
- ・イングリッシュキャンプ助成
- ・中学校弁論大会助成

③ いきいきパスポート事業

「いきいきパスポート」を市内在住の小中学生に配布(倉敷市立中学校の生徒は生徒手帳に印刷)し、市内の社会教育施設や文化施設(一部民間施設を含む)の入館料を通年で免除するとともに、スタンプラリーを実施している。

④ 子どもセンター事業

平成12年11月よりライフパーク倉敷団体交流室内に子どもセンターを設置し、地域における子どもの体験活動の機会や家庭教育の支援に関する情報を収集・提供している。

子どもセンターはボランティアによって運営され、情報誌「パワフルキッズ」を年間4回発行し、保育園、幼稚園、小・中学校、社会教育施設等に配布している。また、ホームページの作成や、主催イベントとして「キッズチャレンジ広場」を行っている。

⑤ 二十歳の集い

二十歳になる方を広く祝福するとともに、二十歳になる方が、これまで育んでくれた人々や社会へ感謝し、社会的責任を自覚する場として実施している。

20歳になる方の意見や思いを反映できるよう、市内の各中学校から推薦された方と公募によって参加した方で構成された「倉敷市二十歳の集い実行委員会」が式典の企画運営を行っている。

令和5年度は、倉敷スポーツ公園マスカットスタジアムで実施し、2,914人が参加した。(参加率60.3%)

⑥ 放課後子ども教室

地域社会の中で子どもを育む教育力の向上と、子どもたちへの安全・安心な活動拠点の提供のため、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得た、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を実施している。(令和6年度市内60運営委員会に委託)

⑦ 子ども広場

子どもは、集団での遊びを体験する中で、社会生活の基本を養っていく。遊びは子どもの心身の成長過程で欠くことのできないものであるため、民地所有者の協力を得て昭和46年から利用者管理のもとに子ども広場を設置して、遊び場の確保に努めている。(令和6年4月1日現在 設置数19広場)

⑧ 「冒険遊び場」活動の支援

幼少期における自然体験、活動の重要性が再認識される中、自由に遊びを創造していく「冒険遊び場」活動の支援に努めている。

・令和5年度……「遊び場を考える会」による1日冒険遊び場10回、講師を招いて「夏の2日連続冒険遊び場」1回、まめっこパーク(より低年齢向けの冒険遊び場)1回実施。自然の家運営事業においても、冒険遊び場プレーパークを9回実施した。

⑨ 不登校児童・生徒等への支援

不登校及びその傾向にある児童生徒に、居場所、地域社会と接する場、体験活動の場を提供し、子どもたちの「生きる力」の育成に努め、自立を支援していく。

(ア) 居場所の開設

毎週金曜日に連島公民館に不登校及びその傾向にある児童生徒が自由に集える居場所を開設している。ボランティアや他の参加者との交流を通じて人とふれ合うことの喜びを体験し、社会生活へ参加する意欲を育むよう支援している。

(イ) 不登校を考える親の集い

対象となる保護者が不安や悩みを話し、相談し合うことで、心理的負担を軽減することを目的として実施している。令和5年度は12回実施。

(ウ) 「さわやかデー」の実施

不登校や引きこもりの傾向のある児童生徒、保護者を対象とした、体験活動を実施している。令和5年度は9月30日～10月1日に1泊2日の日程で実施。

(エ) ボランティアの募集と研修会の実施

居場所や体験活動に参加するボランティアを広く募集する。また、ボランティアの研鑽のため研修会を実施する。令和5年度はさわやかデーと同日の9月30日、10月1日に実施。

⑩ 高梁川流域パスポート事業

平成27年度から、「高梁川流域パスポート」を高梁川流域圏域在住の小学生に配布し、土・日・祝及び振替休日に流域市町の社会教育施設の入館料の免除やスタンプラリー等を実施している。

⑪ 高梁川流域学び直し支援事業

高梁川流域7市3町在住の15歳から39歳までの方を対象に、自発的に社会とつながりを持ち、就労等へと結び付けられるよう、くらしきシティプラザ西ビル内に「まなびばippo(いっぽ)」を開設し、カウンセリング・学習支援・居場所の提供を通して、若者自らが社会参画しようとする主体的な取組を教育の側面から支援している。

⑫ 青少年の健全育成

(ア) 「青少年を育てる会」の支援

昭和52年11月に倉敷市議会で「青少年健全育成都市宣言」が採択されたことを受け、青少年の健全育成を図る目的で「青少年を育てる会」が設立された。現在、市内26中学校区にて組織され、推進委員会を中心に活動が行われている。

生涯学習課は、青少年を育てる会に対して活動費を補助し、地域の部会活動(①環境浄化活動②補導相談活動③健全育成活動④広報啓発活動⑤家庭教育活動)の実施を支援している。

また、各会長をもって組織している「青少年を育てる会会長連絡会」は、情報交換や全市的な活動の調整、研修会を開催するなど、地域における青少年健全育成活動を推進している。

(イ) あいさつ運動

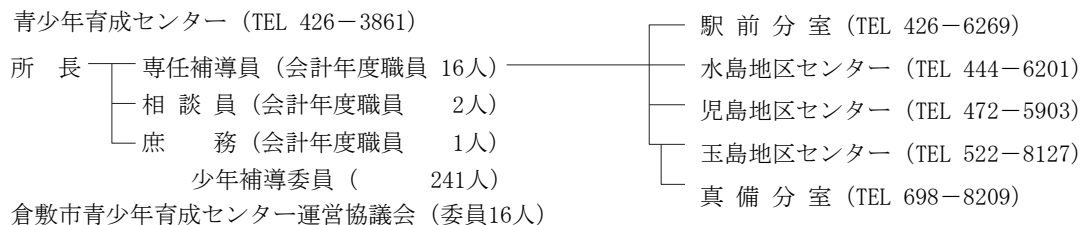
児童・生徒の積極性・社会性の向上を目的に、教職員、PTA、青少年を育てる会会員、市職員等によるあいさつ運動を実施している。

(ウ) 青少年健全育成推進大会

青少年の健全育成推進と市民意識の高揚を図るため、毎年2月に育成功労表彰、「明るい家庭づくり」作文発表、講演会などを実施している。令和5年度は令和6年2月25日(日)に開催。

(3) 青少年の非行防止

次代を担う青少年の健全育成をめざし、街頭等の補導活動を通じ非行の芽を早期に発見し、適切な指導・助言を行うほか、また、有害図書排除などの有害環境浄化活動を目的として、青少年育成センターを設置している。当センターは、少年補導委員を中心に、関係機関・団体及び地域住民が一体となった非行防止活動の拠点になっている。悩める青少年の相談に対応して「ヤングテレホン」（426-3741）を設置。24時間受付のメール相談も開設し、相談活動に力を入れている。



年齢別補導状況の推移

年度\区分	小学生	中1	中2	中3	高1	高2	高3	大学・ 専門学校	有職	無職	合計
R3	164	70	143	115	147	205	195	3	22	17	1,081
R4	183	102	80	107	114	195	98	3	8	6	896
R5	6	9	54	78	32	44	27	3	16	16	285

※令和5年度の統計から「遅刻声かけ」の件数を、補導件数から外している。

【参考】令和5年「遅刻声かけ」件数 ・小学校 134件 ・中学校 196件 ・高等学校 292件

相談者別来所相談の推移

年度\区分	本人	保護者	親族	学校	その他	合計
R3	6	16	3	0	11	36
R4	4	13	0	0	11	28
R5	9	15	3	0	9	36

電話相談（ヤングテレホン）の推移

年度\区分	小学校	中学校	高校生	その他少年	保護者	その他成人	計
R3	1	15	25	0	244	184	469
R4	2	7	14	2	220	138	383
R5	0	1	1	1	231	172	406

メール相談の推移

年度\区分	小学生	中学生	高校生	その他少年	保護者	その他成人	計
R3	1	5	39	4	34	23	106
R4	27	52	9	0	23	30	141
R5	0	102	53	0	16	110	281

相談者別メール相談

年度\区分	本人	保護者	成人	不明	合計
R3	49	34	23	0	106
R4	88	23	30	0	141
R5	155	16	110	0	281

白ポスト（悪書追放）投函状況

年度	R3	R4	R5
冊数	1,409	961	806

(4) 自然の家

自然の家は、恵まれた自然環境の中で、宿泊研修、野外活動等を通じた生涯学習の機会を提供し、市民の心身の健全な育成に寄与することを目的として、「自然に親しむ」「人間関係を学ぶ」「生きる力を育成する」の基本方針に基づき事業を実施する。

PFI手法を活用した施設の更新、令和4年4月1日から令和19年1月31日まで指定管理方式により、維持管理・運営業務を行う。

- ・所在地 倉敷市児島由加2708
- ・電話番号 477-5010
- ・指定管理者 倉敷かわせみとくすの木の森株式会社
- ・休館日 年末年始（12月28日～1月4日）

利用状況（実人数）

年度	区分	幼稚園・保育園	小学校	中学校	少年団体	高校以上	主催事業	計
R1		326	6,940	1,033	1,604	1,774	994	12,671
R4		720	7,825	694	3,450	2,764	1,281	16,734
R5		493	7,891	1,572	4,369	4,369	1,532	20,226

※R2～R3は建替えのため休館

(5) 図書館

社会情勢や生活スタイルが大きく変化している中、図書館は幼児から高齢者まで幅広い市民の皆様の学習や教育を支える場であるとともに、様々な情報を提供する地域の拠点としての役割を求められている。

図書館では生涯学習の拠点として、平成15年度から祝日開館を実施している。また、平成23年度からは児島図書館で、平成27年7月からは中央・水島・玉島図書館で、火曜日から土曜日と第1月曜日の開館時間を従来の10時から18時までを9時から19時までに延長するなど、利用者の利便性の向上を図っている。

平成16年3月には「倉敷市子ども読書活動推進計画」を策定し、以降、5年ごとに計画の見直しを行いつつ、子どもの読書を推進するための活動に取り組み、令和6年3月に第4次計画が終了した。今後は様々な情報メディアの発達・普及や生活環境等、子どもの読書環境の変化に留意しながら、「倉敷市第七次総合計画」及び「倉敷市教育振興基本計画2021-2030」に沿って、子どもの読書活動を推進する事業を計画し、図書館、家庭、地域、学校等における読書活動の支援に努めていく。

平成26年4月、高梁川流域連盟60周年記念事業として、高梁川流域7市3町で、利便性と文化向上のため、図書館相互利用サービスを開始した。新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市にお住まいの方は「広域利用者カード」が発行可能になり、倉敷市立中央・水島・児島・玉島・船穂・真備図書館に在庫の本と雑誌を5冊まで15日間貸出ができるようになった。平成27年9月からはさらなる利便性の向上を図るため、広域相互返却サービスを開始した。

真備図書館は、平成30年7月豪雨災害で被災し休館していたが、真備地区での移動図書館の運行、真備公民館内での仮設図書館を経て、令和3年1月30日に元の場所で再開館した。

① 図書館一覧

区 分	中央図書館	水島図書館	児島図書館	玉島図書館	船穂図書館	真備図書館
住 所	中央2-6-1	水島青葉町4-40	児島味野2-2-37	玉島1-2-37	船穂町船穂1702-1	真備町箭田47-1
T E L	086-425-6030	086-446-6918	086-472-4847	086-526-6011	086-552-9300	086-698-9393
面 積	(敷)10,469.26㎡ (延床)4,867.62㎡ (別棟延床分含む)	(敷)4,236.00㎡ (延床)1,394.72㎡	(敷)12,465.00㎡ (延床)3,088.92㎡ (共用部分含む)	(敷)4,120.05㎡ (延床)1,387.63㎡	(敷)2,989.90㎡ (延床)868.39㎡	(敷)11,330.00㎡ (延床)1,693.00㎡
建設年月	S58.11	S60.5	H23.10	S63.5	H12.7	H12.7
建設費	1,091,014千円	323,234千円	1,016,374千円	386,332千円	351,999千円	551,737千円
閲覧席	287席	171席	174席	148席	85席	87席
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建	鉄筋コンクリート造 平屋建（一部中2階）	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上4階建の1、2階部分	鉄筋コンクリート造 平屋建（一部中2階）	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建（3階一部塔屋）
施設の内容	(地下1階) 閉架書庫 (1階) 一般開架室 児童開架室 授乳室 子育て支援コーナー 闘病記コーナー 展示・新聞雑誌コーナー 対面朗読室 視聴覚コーナー (2階) 一般開架室 読書室 ビジネスコーナー (3階) 参考図書室 郷土資料コーナー 研修室 資料室 (4階) 事務室 館長室 応接室	一般図書コーナー 児童図書コーナー 新聞・雑誌コーナー 郷土資料コーナー 子育て支援コーナー ビジネスコーナー 読書室 研修室 授乳室 事務室 閉架書庫	(1階) 一般図書コーナー 児童図書コーナー 新聞・雑誌コーナー 子育て支援コーナー 闘病記コーナー 視聴覚コーナー 対面朗読室 授乳室 事務室 (2階) 一般開架室 郷土資料コーナー 児島コーナー ビジネスコーナー 閉架書庫 会議室 倉庫	一般図書コーナー 児童図書コーナー 郷土資料コーナー 新聞・雑誌コーナー 屋外読書コーナー 子育て支援コーナー 闘病記コーナー ビジネスコーナー 時代小説文庫コーナー 研修室 事務室 閉架書庫	(1階) 児童図書コーナー 閲覧コーナー 新聞・雑誌コーナー 特集・新刊図書コーナー 倉敷市行政資料コーナー 子育て支援コーナー 事務室 授乳室 (2階) 一般図書コーナー 郷土資料コーナー 閲覧コーナー 農業コーナー 閉架書庫	(1階) 一般図書コーナー 児童図書コーナー 新聞・雑誌コーナー 郷土資料コーナー 視聴覚コーナー 横溝正史コーナー 農業コーナー 子育て支援コーナー 防災コーナー 対面朗読室 授乳室 閉架書庫 事務室 会議室 (2階) 学習室
開館時間	月～土曜日 午前9時～午後7時				午前10時～午後6時	
	日曜日 午前10時～午後6時		日曜日 午前9時～午後5時	日曜日 午前10時～午後6時	木曜日 午前10時～午後7時 (祝日の場合は午前10時～午後6時)	
休館日	1. 月曜日（中央・水島・児島・玉島は第1月曜日は開館） 2. 毎月最終金曜日（8月と12月は開館） 3. 特別整理期間（毎年14日以内） 4. 年末年始（12月29日～1月4日）					

② 利用状況

区分 館名	登録者数			貸出人数			貸出点数			入館者数		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
中央図書館				249,498	263,693	262,113	1,033,671	1,069,746	1,039,736	340,829	386,735	398,034
水島図書館				82,660	89,112	85,828	374,017	406,002	390,379	154,685	176,845	182,013
児島図書館				58,678	65,284	63,069	246,895	270,575	254,101	149,016	171,524	175,816
玉島図書館				78,934	83,458	82,998	360,516	369,254	364,142	173,554	163,262	152,695
船穂図書館				32,872	33,383	34,475	140,847	149,896	156,876	51,181	58,327	63,415
真備図書館				38,964	44,003	43,890	201,551	218,724	215,473	62,896	71,095	72,900
計	41,837	43,342	43,410	541,606	578,933	572,373	2,357,497	2,484,197	2,420,707	932,161	1,027,788	1,044,873

※真備図書館は令和3年1月30日に再開館。

③ 蔵書

区分 館名	郷土	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	カセットブック CDブック	大活字本	点字図書	録音図書	漢籍 準漢籍	児童書	視聴覚	計
中央図書館	35,079	13,165	15,546	31,064	57,943	27,602	32,423	12,305	35,778	6,135	123,360	2,288	3,847	1,660	3,104	11,330	115,357	5,465	533,451
水島図書館	8,683	2,098	3,896	7,368	10,919	6,671	11,845	3,374	8,649	1,550	28,097	681	1,344	5	3	0	57,890	1,931	155,004
児島図書館	11,544	5,270	6,427	10,724	20,585	12,382	18,107	6,343	16,190	2,891	51,100	782	1,770	0	1	0	74,210	2,471	240,797
玉島図書館	10,500	2,805	4,257	8,246	13,052	8,195	11,442	3,633	9,366	1,591	39,047	394	755	0	0	2,014	54,781	1,922	172,000
船穂図書館	5,663	1,245	2,257	3,408	5,446	3,338	5,407	1,975	3,774	725	15,771	43	446	16	0	0	21,657	1,629	72,800
真備図書館	3,811	1,575	3,760	6,066	8,855	6,029	8,433	2,752	6,184	1,258	25,072	89	433	0	1	0	34,811	2,288	111,417
移動図書館	2,074	340	1,406	1,258	2,144	2,188	7,505	1,236	2,444	268	19,955	0	709	0	0	0	47,063	24	88,614
計	77,354	26,498	37,549	68,134	118,944	66,405	95,162	31,618	82,385	14,418	302,402	4,277	9,304	1,681	3,109	13,344	405,769	15,730	1,374,083

(6) 美術館 (TEL425-6034)

郷土にゆかりのある優れた作家の美術作品や資料などを収集、調査、管理するとともに、収集した美術作品・資料をテーマに沿って公開する企画展や国内外の優れた美術作品を鑑賞する機会を提供する特別展を行っている。

令和5年度は、絵画＝視覚芸術という限定を超えて見る者の感性に働きかけ、音楽や物語を感じさせる豊かな作品世界を展開する、斎藤真一、有元利夫、瓜南直子ら郷土ゆかりの作家の作品を紹介する「絵は奏で、物語るーはるかなる時空の旅人たちー」展を開催した。

美術にかかわる多様なテーマでの講演を行なう美術教養講座や、初心者を対象とした実技講座、展覧会での解説会などを開催し、幅広い層の方々に楽しみながら美術に触れる機会を提供している。

市内外の美術団体や個人の作品発表の場として展示室を、また美術や生涯学習に関する講演会や研究会などの会場として講堂や会議室を貸し出している。

玉島市民交流センターでは池田遙邨・坂田一男顕彰記念室を開設し、両作家の紹介を行っている。

インターネット上でホームページを開設し、収蔵作品や作家に関する情報や年間行事予定などを広く周知している。

- ・所在地 倉敷市中央2丁目6-1
- ・建築面積 2,324.72㎡
- ・延床面積 6,825.85㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建

主な施設

- 1階 第1展示室 (355.88㎡ 有効壁面総延長66.4m)、エントランスホール (524.93㎡)、喫茶室、ラウンジ
- 2階 第2展示室 (347.28㎡ 有効壁面総延長65.8m)、第3展示室 (356.88㎡ 有効壁面総延長83.43m)、展示コーナー (110.88㎡)、ロビー
- 3階 講堂 (固定席222)、第1会議室 (28人収容)、第2会議室 (68人収容)、池田遙邨コーナー、第1美術教室、第2美術教室、事務室、研究室、収蔵庫 (2室)

- ・収蔵品 日本画・洋画等12,009点 (R6年4月1日現在)
- ・利用状況

年度	区分	入館者数	展示事業		普及事業	貸館事業	開館日数
			有 料	無 料			
R 3		32,929	7,514	8,624	2,777	14,014	237
R 4		85,845	9,902	34,914	7,458	33,571	299
R 5		81,664	5,939	30,055	10,458	35,212	294

(7) 自然史博物館 (TEL425-6037)

「倉敷の自然とその背景」を大テーマとして、エントランスホールにはナウマンゾウの動刻をおき、「岡山県のなりたち」、「岡山県のいきもの」、「昆虫の世界」、「植物の世界」の小テーマごとに実物標本資料・レプリカ・ジオラマ・写真・イラスト・ビデオ等を用いて常設展示を行っている。

地域の自然についての調査研究及び資料の収集保管を図るとともに、自然観察会、講座、教室などを通じて自然に関する教育普及活動に力を注ぎ、自然に対する啓発に努めている。

平成5年度には、1階の一部を博物館に編入し、一部改造、展示増設を行った。平成14年度からは、4年計画で各展示室の展示更新に着手し、展示内容が大幅に充実、一新し、平成17年度に完了している。また、平成22年度より旧倉敷消防署大高出張所の跡地を引き受け、倉敷市立自然史博物館大高仮収蔵庫として使用開始し、収蔵容量不足を緩和した。令和5年度には、開館40周年を迎えた。

令和4年3月に策定した「倉敷市公共施設個別計画」で示された方針を受け、令和4年度にライフパーク倉敷のリニューアルと新自然史博物館整備について検討し、令和5年3月に「ライフパーク倉敷リニューアル及び新自然史博物館整備基本方針」を策定し、令和5年度からは基本計画の策定を進めている。

また平成4年設立の「友の会」活動は、博物館と協働し独自の企画や活発な事業展開をしている。

- ・所在地 倉敷市中央2丁目6-1
- ・建築面積 941.46㎡
- ・延床面積 3,072.28㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階1部4階建

主な施設

- 地階 講義室 (60人収容)、工作室、第2収蔵庫、倉庫、車庫
- 1階 エントランスホール・学習コーナー・受付・ミニ水族館
- 2階 第1展示室 (200.09㎡)、第2展示室 (256.83㎡)、第3展示室 (169.28㎡)、事務室
- 3階 第4展示室 (155.16㎡)、特別展示室 (69.96㎡)、研究室、第1収蔵庫、液浸標本収蔵庫、会議室、図書文献室、写真室、暗室

- ・所蔵資料 一次資料 (標本類) 約1,097,000点 二次資料 (図書・雑誌等) 61,612点 (R6年3月31日現在)
- ・利用状況

年度	区分	入館者数	観 覧 者		施設使用者	開館日数
			有 料	無 料		
R 3		24,322	6,760	11,272	6,290	209
R 4		46,867	14,339	23,625	8,903	305
R 5		41,444	10,574	20,317	10,553	305

10. 文化財保護

(1) 事業

- ① 文化財の保護、保存と活用
- ② 倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区の修理修景
- ③ 伝統美観地区の修景補助
- ④ 倉敷市町並み保存地区の整備補助
- ⑤ 史跡等の環境整備

(2) 文化財指定状況

(R5年3月31日現在)

区分	指 定											選 定		登 録	計			
	有 形 文 化 財							記 念 物				無 形 文 化 財	民 俗 文 化 財			文 化 的 景 観	傳 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	(建 造 物)
	建 造 物	美 術 工 芸 品						史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	有 形 民 俗 文 化 財		無 形 民 俗 文 化 財					
		建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	古 典 書 籍 跡	考 古							歴 史 料				
国	10	7	3	1	0	5	0	2	1	1	0	0	0	0	1	22	53	
県	12	1	7	11	2	3	1	9	1	1	0	0	1				49	
市	10	9	7	12	5	8	3	21	0	5	0	3	1				84	
計	32	17	17	24	7	16	4	32	2	7	0	3	2	0	1	22	186	

(3) 倉敷川畔伝統的建造物群保存地区

美観地区の名で親しまれているこの地区は、倉敷川を中心に江戸時代商家群の面影をよく残しており、全国的にも貴重な地区として位置づけられている。この文化遺産を後世に残すべく、本市としては昭和43年に伝統美観保存条例を設定し、独自に町並み保存に取り組んできた。その後、昭和50年には文化財保護法が一部改正され、国レベルにおいても、伝統的な町並みを文化財として保存していこうとする取り組みが制度化された。

本市もこれを受けて一層の保存の実をあげるため、昭和53年に伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、昭和54年には美観地区20.7ヘクタールの内、13.5ヘクタールが重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けた。

また、平成10年には地区の一部拡大がなされ、現在では、本町、東町、阿知2丁目、中央1丁目にまたがる15ヘクタールの区域が重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けている。

この地区では、伝統的な意匠が受け継がれている282棟を伝統的建造物として特定しており、外観部分の修理に際しては、工事費の8割、800万円を限度として、また、その他の建造物については、町並みに適合した改修を行うこととして、外観部分の工事費の7割、500万円を限度として補助金を交付できることとしている。

なお、平成12年には建築基準法に基づく条例として、「倉敷市美観地区景観条例」を制定し、景観保全に取り組んできた。その後、このような自治体の取り組みを支援するため、また、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等に対応するために、良好な景観を形成するための法的な仕組みとして平成16年に景観法が制定された。倉敷市は、法の全面施行にあわせ、当該条例を全部改正し、更なる景観保全に取り組んでいる。

伝統的建造物群保存修理修景状況

(単位：円)

年 度	区 分	国 費	県 費	市 費	件 数	計
R3	修 理	17,985,000	500,000	17,485,000	6	35,970,000
	修 景	0	0	0	0	0
R4	修 理	19,721,000	500,000	19,221,000	6	39,442,000
	修 景	0	0	0	0	0
R5	修 理	21,873,000	500,000	21,374,000	6	43,747,000
	修 景	0	0	0	0	0

(4) 倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例

倉敷市民全体の誇りであり、共通の文化的遺産である倉敷川畔伝統的建造物群保存地区の景観保存措置の一環としてこの背景を保全するとともに貴重な伝統的景観を後世に継承していくことを目的として、平成2年6月に制定された条例である。

その要旨は伝統的建造物群保存地区に隣接した一定地区を背景地区として指定し、その地区内で高さが13mを超えて建築物等の新築・増築・修繕・模様替えを行う場合に、協議・同意を求めるというものである。

同意の基準としては、視覚に入らないものであること、又は、視覚に入るが著しく背景を損なうものでないことが条件となっている。この条例の特徴的なことは、同意に必要な条件を付すことに対し、損失の補償及び買取り等の条項を設け、その実効性を高めていることである。

(5) 倉敷市町並み保存地区（下津井・玉島）

町並み保存事業は、地域固有の歴史や風土に生まれ、その個性的景観を伝える美しい町並みを後世に伝え、その保存・活用を図ろうとするものである。

江戸期より内海航路と北前船により繁栄した下津井や玉島の町並みには、優れた歴史的景観が残されている。その保存にむけ、昭和61年11月、平成7年9月に下津井地区及び玉島地区がそれぞれ県の町並み保存地区の指定を受け、修理修景に際し、外観部分の工事費の5割、400万円を限度とする補助事業を行っている。

町並み保存修理状況

年度	件数	市補助金額
R3	0	0
R4	2	8,000,000
R5	0	0

(6) 倉敷市歴史民俗資料館（昭和56年6月29日開館 TEL 422-7239）

この建物は、大正4年10月に倉敷幼稚園（創立明治29年）の園舎として竣工し、昭和51年8月に解体されるまでの60年余り使用された。

落ち着いた玄関の構え、曲線美を取り入れた廊下の垂れ壁、美しい8弁花模様の天井をもつ遊戯室、ドイツヘルメット状の棟飾り、玄関棟瓦に取りつけられたユーモラスで楽しい雰囲気「きんちゃく」など、洋風建築をしのばせる園舎として有名であった。特に八角形の遊戯室は、内部に支柱を使わず機能性を追及したのものとして、現存するものでは全国唯一の特色ある建築様式を誇っている。さらに保育室と廊下を前面に、遊戯室を後方に配置することによって動線の短縮や静と動の分離を図るなど、保育方法の改善を物語るものとして幼児教育史上にも貴重な建物である。

正面のさくらの校章から「さくら幼稚園」の愛称で親しまれ、解体にあたっては保存を望む声が多く、倉敷市としても市庁舎東に「倉敷市歴史民俗資料館」として残すことになり、国や県の補助を得て昭和56年3月31日に復元され教育関係資料等を展示している。

- ・所在地 倉敷市西中新田669番地
- ・構造 木造平屋建（延）307㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 675人 R4年度 1,063人 R5年度 1,101人
- ・指定管理者 公益社団法人倉敷市シルバー人材センター

(7) 倉敷市福田歴史民俗資料館（昭和62年4月25日開館 TEL 455-9253）

この建物は、農具関係資料を中心にして郷土資料を展示し、市民の利用に供し調査研究等に資するため、元福田出張所跡地に開館した。

- ・所在地 倉敷市福田町古新田1209番地1
- ・構造 木造平屋建（延）97.47㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時
（休館日…毎週月・木・金曜日（月・木・金曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 97人 R4年度 214人 R5年度 75人
- ・指定管理者 倉敷市福田歴史民俗資料館管理委員会

(8) 倉敷市立磯崎眠亀記念館（昭和63年4月20日開館 TEL428-8515）

この建物は、花菰の製造技術の改良に努め「錦菰」を発明した磯崎眠亀（1834～1908）の功績を記念し、同氏が使用していた建物を修理復元したものである。館内には復元織機をはじめ花菰生産に関する資料や同氏の業績を伝える資料が展示されている。

- ・所在地 倉敷市茶屋町195番地
- ・構造 木造2階建（延）260.14㎡
- ・開館時間 午前9時～午後4時30分
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 1,008人 R4年度 1,120人 R5年度 1,258人
- ・指定管理者 磯崎眠亀顕彰会

(9) 倉敷市真備ふるさと歴史館（平成6年7月3日開館 TEL 698-8433）

この建物は、岡田藩等に関する歴史資料の収集・保管・解説をして一般公開を行うことにより、市民の教養及び文化の向上に寄与するために開館した。

- ・所在地 倉敷市真備町岡田610番地
- ・構造 鉄骨造平屋建（延）212.51㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時
（休館日…毎週月・木・金曜日、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 1,167人 R4年度 1,711人 R5年度 1,792人
- ・指定管理者 岡田藩史研究会

(10) 倉敷市旧柚木家住宅（西爽亭）（平成10年11月4日開館 TEL 522-0151）

この建物は、江戸時代中期の庄屋建築の遺構を残す西爽亭と呼ばれる公開施設と、学習会や諸集会等に使用できる会議室・和室を備えた生涯学習施設から成り、平成10年11月に開館した。

- ・所在地 倉敷市玉島3丁目8-25
- ・構造 木造2階建（延）490㎡
- ・開館時間 午前9時～午後5時
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 3,420人 R4年度 7,585人 R5年度 8,335人
- ・指定管理者 玉島商工会議所

(11) 倉敷市まきび記念館（昭和63年11月3日開館 TEL 698-7612）

この建物は、吉備真備の功績を記念し、関係資料の収集・保管・一般公開を行うことにより、市民の教養及び文化の向上に寄与するために開館した。

- ・所在地 倉敷市真備町箭田3652番地1
- ・構造 鉄骨造平屋建（延）237.70㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 2,244人 R4年度 2,917人 R5年度 3,046人
- ・指定管理者 倉敷まきび公園管理運営組合

1.1. ライフパーク倉敷

・目的

情報化、国際化、高齢化社会への進展及び余暇時間の増大など社会の変化に伴い、高度化、多様化する市民の学習要望に対応するため、様々な学習機能を持つ生涯学習推進のための中核施設を整備した。

・建築概要

所在地 倉敷市福田町古新田940番地

開館 平成5年4月24日

建設年月日 着工 平成2年12月22日

完工 平成4年8月31日

総事業費 10,345,606千円（平成元年度～5年度）

・形態：複合施設 本館（市民学習センター、教育ICT推進課、教育センター、科学センター）
別館（埋蔵文化財センター）

平成25年8月、敷地内に旧倉敷天文台スライディンググループ観測室を移築

平成31年3月、科学センタープラネタリウムをリニューアル

・面積：建築面積 10,316㎡ 敷地面積 53,117㎡

延床面積 15,049㎡

・構造：鉄筋コンクリート造2階建（一部3階建）

①ライフパーク倉敷利用状況

平成25年9月22日、開館20周年で入館者1,000万人を達成。

ライフパーク倉敷 入館者数

（単位：人）

	R3	R4	R5
教育ICT推進課	966	1,073	1,913
教育センター	5,882	7,609	7,480
埋蔵文化財センター	4,816	6,036	6,351
市民学習センター	43,174	89,421	98,910
図書室	64,377	72,108	78,356
科学センター	65,031	123,792	160,488
計	184,246	300,039	353,498

(1) 市民学習センター（TEL454-0011）

市民学習センターでは、中央公民館として、講座等の開催や学習情報の提供、研修・集会のための施設提供を行い、一人一人が生涯を通して行う学びを支援するとともに、その学びによる地域活性化を推進していくため、次の事業を行う。

① 市民の生涯学習を支援する拠点施設として、市民の多様な学習ニーズに対応した講座の開催や地域社会が抱えるさまざまな問題（子育て、健康、環境、地域活性化など）の解決へのきっかけとなるような学習機会を提供する。

ア 人権・平和・多文化共生……人権問題の理解、男女共同参画、国際平和・異文化理解、多文化共生社会の実現、語学の習得に関するものなど

イ 健康・福祉……市民の健康づくりに関するもの、高齢者、障がい者等への理解と社会参加の促進、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ボランティア活動の推進に関するものなど

- ウ 子ども……子育て支援、親育ち支援、体験学習、読み聞かせ、異世代との交流、子どもをとりまく問題の解決に関するものなど
 - エ 環境……地球環境問題の理解、リサイクル、省エネルギーの推進に関するものなど
 - オ 防災・防火・防犯・交通安全……防災、防火、防犯、交通安全に対する意識の普及と啓発に関するものなど
 - カ 地域活性化・地域の結びつき……地域の活性化、地産地消の推進、地域の伝統・文化の承継、地域住民の交流の促進に関するものなど
 - キ 情報化……情報端末、インターネットその他ICTに関する基本的な知識・能力の習得に関するものなど
 - ク 一般教養……趣味や生きがいづくりにつながるもの、生涯学習のきっかけづくりとなるものなど
- ② 誰でも利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努め、施設滞在時間を気持ちよくすごしていただけるよう施設全体の環境美化に努める。
- ③ 図書・雑誌・視聴覚資料等を収集・保存し、市民の利用に供するほか、子どもの読書活動推進のための取り組みとして、子ども向けの各種イベントを開催する。
- ④ 人権教育・啓発を進める。
- ア 人権教育推進事業……○人権教育講演会の開催
 - 講演会等への参加者数増加の促進
 - イ 人権学習推進事業……○地域ふれあい活動の充実
 - 講演会、研修の充実
 - 地域の人権問題解決に向けての取り組み
- ⑤ 社会教育関係団体の支援を行う。
- ア 子ども会
 - 倉敷市子ども会連合会……加入団体数76団体、加入者数3,532人
 - イ 婦人団体（倉敷市婦人協議会）
 - 地区婦人協議会…… 3団体（倉敷・児島・真備）
 - 単位婦人協議会……11団体（会員数795人）

使用時間			基本使用料						備考
			午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
使用場所	本市住民	入場料等を徴収しない場合	2,090	3,520	4,290	5,610	7,810	9,900	控え室を含む。
		入場料等を徴収する場合	3,080	5,280	6,600	8,360	11,880	14,960	
大ホール	本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	4,070	7,040	8,580	11,110	15,620	19,690	
		入場料等を徴収する場合	5,060	8,800	10,890	13,860	19,690	24,750	
中ホール			880	1,430	1,760	2,310	3,190	4,070	
視聴覚ホール			880	1,430	1,760	2,310	3,190	4,070	
茶華道室			1,430	1,760	1,980	3,190	3,740	5,170	2室に分けて使用する場合は半額。
クラフト室			1,320	1,650	1,980	2,090	2,640	3,300	
生活科学室			1,320	1,650	1,980	2,090	2,640	3,300	
調理実習室			1,320	1,650	1,980	2,090	2,640	3,300	
軽トレーニング室			1人1回につき 220						
第1会議室(1)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第1会議室(2)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第2和室会議室(1)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第2和室会議室(2)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第3会議室(1)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第3会議室(2)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第4会議室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第5会議室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
音楽練習室			1,320	1,650	1,980	2,970	3,630	4,950	
器楽練習室			880	1,430	1,760	2,310	3,190	4,070	

備考

- 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。
 - 大ホール 1,320円
 - 中ホール、視聴覚ホール 550円
 - その他 165円
- 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。
- 調理実習室、クラフト室及び生活科学室のガスの使用の場合は、1室1回につき440円を加算する。
- 金額には消費税及び地方消費税を含む。

・ 付属設備使用料

(単位：円)

附属設備名	数量	基本使用料			備 考
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
グランドピアノ	1	1,320	1,320	1,320	大ホール・音楽 練習室
ピアノ	1	1,100	1,100	1,100	器楽練習室
映写機	1	1,320	1,320	1,320	
拡声装置	一式	660	660	660	
ワイヤレスマイク	一式	330	330	330	
照明装置	一式	3,520	3,520	3,520	大ホール

金額には消費税及び地方消費税を含む。

受付期間 大ホール：使用日の1年前から、中ホール・視聴覚ホール：使用日の6カ月前から

その他：使用日の2カ月前から

・ 利用・講座実施状況（令和5年度）

① 利用状況

室 名	開館 日数	使用団体		内 訳												摘 要
				主催・共催事業		市行政・市教委		社会教育関係団体		町内会等		市教委が認めた団体		有料団体		
		延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	延団体数	延人数	
大ホール	280	282	36,126	56	5,843	130	19,362	6	682	4	650	54	4,135	32	5,454	
中ホール		355	14,452	79	2,401	150	7,489	6	380	1	50	25	1,680	94	2,452	
視聴覚ホール		308	13,158	38	1,039	146	7,189	8	240	0	0	41	1,847	75	2,843	
第1会議室		426	7,222	40	331	253	4,808	19	230	4	35	40	630	70	1,188	
第2会議室		191	1,500	24	83	74	223	0	0	0	0	23	180	70	1,014	
第3会議室		406	4,015	36	164	227	2,253	4	0	0	0	48	509	91	1,089	
第4会議室		189	1,730	19	132	98	770	2	40	1	20	42	445	27	323	
第5会議室		187	1,707	20	127	79	584	2	0	3	25	26	276	57	695	
茶華道室		110	1,290	33	297	36	586	4	62	0	0	12	190	25	155	
調理実習室		83	926	38	317	14	134	0	0	0	0	3	56	28	419	
生活科学室		108	980	44	287	44	424	0	0	0	0	7	94	13	175	
クラフト室		88	1,298	40	159	34	561	1	0	2	36	7	92	4	450	
音楽練習室		169	4,386	17	327	58	2,390	2	50	1	50	87	1,249	4	320	
器楽練習室		122	762	14	28	46	396	0	0	0	0	42	154	20	184	
その他		145	1,343	101	973	26	219	18	151	0	0	0	0	0	0	
軽トレーニング室	0	6,442	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,895	0	547		
ライブの集い	0	1,325	0	1,325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計	280	3,169	98,662	599	13,833	1,415	47,388	72	1,835	16	866	457	17,432	610	17,308	

② 講座実施状況

令和5年度	講座数	125 講座	受講者数	4,874 人
講座名 (一部抜粋)	くらしき市民講座「今日から使えるスマホのLINE活用術」			
	くらしき市民講座「地域特産品の畳緑を使ったしめ縄リース作り」			
	講演会「勉強だけじゃない！非認知能力を上手に伸ばす子育て」			
	サンデー倶楽部「キラキラ食べられる宝石☆琥珀糖」			
	ランチタイムコンサート～マリンバの多彩な音色を響かせて～			
ライフパーク倉敷開館30周年記念「こどもシアタースペシャル」				

① 動画配信サイト「倉敷e公民館」の運営状況

令和5年度	動画数	27 本	再生回数	21,517 回
タイトル (一部抜粋)	ゆる文字アート講座～絵を描くように字を書こう～			
	くらしき市民講座「歴史資料講座 近代倉敷の感染症対策」			

・図書室

① 事業内容

ア 貸出し

(ア) 図書・雑誌

個人 1人20冊まで、15日以内。団体 冊数制限なし、30日以内。

(イ) 視聴覚（ビデオテープ/DVD/CD）

個人 1人あわせて4点まで、15日以内。団体へは貸出ししない。

ビデオテープ・DVDについては、著作権の許諾を受けているものを貸出する。

イ リクエストサービス

読みたい本が見つからない場合、予約をすることができる。未所蔵の場合は、購入または他の図書館から借用して提供する。

ウ 複写サービス

著作権法の認める範囲内で実施。（有料白黒 1部10円）

エ レファレンスサービス

日常生活などで生じる疑問や調査研究に必要な事項について、図書館資料をもって援助する。

② 所蔵数（令和6年3月31日現在）

図 書	61,130冊
視 聴 覚	763点
雑誌（受入タイトル数）	117誌
新 聞	6紙

③ 利用統計（令和5年度）

入館者数	78,356人	リクエストサービス	6,664件	
貸出人数	26,179人	うち利用者用検索機（OPAC）でのリクエスト数	1,803件	
貸出数	一般書	55,580冊	レファレンスサービス	347件
	児童書	59,431冊	コピーサービス	409枚
	視聴覚	1,256点	館内インターネット端末利用	390件
	合計	116,267点	開館日数	293日

④ 行事一覧（令和5年度）

行事等	参加者数
おはなしタイム、ストーリーテリングの会等 266回開催	1,777人
図書館見学（2校）、職場体験（5校）	244人

(2) 教育ICT推進課（TEL454-0080）

① 施策・事業計画

ア 教育委員会の情報化にかかる企画調整

学校教育における情報教育とICTを活用した授業等の充実を図り、生涯学習における情報メディアを活用した学習活動の支援を図るために、情報化推進にかかる調査・研究を行う。さらに、教育委員会のICT活用環境の整備と安定した運用ができるように、関係部署間で調整をしながら、情報化推進にかかる事業を計画的に実施する。また、国の目指す「Society5.0」の実現に向けて、ICTを効果的に活用できる資質・能力を身に付けさせることを目的として、「GIGAスクール構想」により整備された1人1台端末を活用した授業等の充実に取り組む。

イ 教育委員会が活用するネットワークの運用及び関連機器等の維持管理

(7) 教育委員会が運用する各システムとネットワーク及びサーバ機の整備と充実

次の各システムの機能及び基幹サーバやネットワーク機器について、安定した運用ができるように努める。また、ネットワーク監視機能を活用することにより、ネットワークの安定稼働を維持し、迅速な障害対応を実施する。

- ・倉敷教育ネット
- ・保護者連絡システム
- ・学校園事務ネットワークシステム（統合型校務支援システム）
- ・校務ネットワーク
- ・図書館システム（公共図書館及び学校図書館）

(4) ハードウェア、ネットワーク及び各システムの保守体制の充実

各種コンピュータのリモート監視環境を整備し、問い合わせ対応や障害対応等を行っている。また、学校の適切なICT環境整備のために職員が各学校を訪問し、機器設置等のサポートを行っている。さらには各システムの基幹サーバやネットワーク機器、LAN環境等の保守管理については業務委託を行い、また人的支援としては情報政策室と連携し、各施設でのICT機器等の故障・障害時にヘルプデスクが訪問するなど、日常的にトラブルや問い合わせへの対応を行っている。

ウ ICT教育の推進

(7) 研修及び授業支援の実施

ICT教育推進のための研修会や各システムの操作研修会の開催、学校訪問や希望者を対象にソフトウェアの活用研修を行うなど、教員の指導力の向上及び職員の業務支援を図る。

(4) 学校ICT支援員の派遣

児童生徒の「情報活用能力の育成」のために、教員が教育用ソフトウェアやICT機器等を活用した授業をする際の支援及び教員の情報セキュリティ意識の向上を図るための研修などを目的に、ICTの専門的知識を有した人員を学校へ派遣する。

エ 教育委員会のICT環境の整備

教育委員会で整備しているソフトウェアやデジタルコンテンツ及びICT機器を計画的に更新し、情報化推進を図る。

オ 「GIGAスクール構想」に対応したICT環境の運用支援体制の充実

児童生徒が1人1台端末を積極的に活用できるよう、端末の障害・修理に関することや、ソフトウェアの操作方法の問い合わせへの対応など、運用支援体制の充実を図る。

(3) 教育センター (TEL454-0400) (令和6年度)

学校教育充実のための教員研修、不登校児童生徒への適応指導、教育相談、教育情報の収集及び提供、学校教育に関する調査研究等の事業を行い、倉敷市における教育の振興・充実を図る。

① 教員研修

- ・多様化する学校教育の現状から、教員の資質の向上を図るため、キャリアステージに応じて初任者研修をはじめとする経験年数別研修や個々のニーズに応じた課題別研修等を実施する。
- ・教員及び保護者を対象にした不登校や特別支援教育に関する各種研修会や講演会を実施する。

	講 座 名			講 座 名		
	回 数	回 数		回 数	回 数	
悉 皆 研 修	初任者研修	15	希 望 研 修	学校事務職員研修	1	
	2年目研修	3		学校事務職員スキルアップ研修	5	
	3年目研修	3		教科教育基礎研修	6	
	中堅教諭資質向上研修	10		教育のユニバーサルデザイン研修	5	
	16年目研修	3		特別支援学級スキルアップ研修	3	
	新任教務主任研修	3		発達検査研修	1	
	特別支援教育新任担当教員研修	4		学校カウンセリング研修	1	
	新任特別支援教育コーディネーター研修	3		子どもの発達を考える会	1	
	通級指導教室担当教員研修	1		生徒指導研修	1	
	生活支援員研修	1		学校・家庭・地域の連携促進事業関係者等 研修（生涯学習課との共催）	1	
	新任講師研修	2		そ の 他	不登校がテーマの座談会 (かけはし)	20
	2年目・3年目講師研修	2			特別支援教育がテーマの座談会 (とらいあぐる)	11
	幼稚園助教諭研修	3				
	幼児教育研修（幼児教育講演会） （幼稚園長研修）（幼稚園教諭・助教諭研修） （幼稚園副園長・代表教諭研修）	4				

② 適応指導

- ・「倉敷ふれあい教室」に通室する児童生徒に対する適応指導（実地指導、教育相談）を対面及びオンラインで行う。
- ・不登校に関する講演会や保護者との懇談会を行う。

③ 教育相談

- ・以下の内容に関する悩みを対象とした教育相談を行う。
- ・集団適応、学業、性格、進路等の悩みについての相談を行う。
- ・育児、就園、就学、幼児教育等の悩みについての相談を行う。
- ・特別支援教育に関する相談を行う。

④ 教育情報の収集及び提供

- ・幼児教育や小・中学校教育、特別支援教育等に関する情報、資料の収集及び提供を行う。
- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各種教科書の展示及び閲覧への供与を行う。

⑤ 調査研究

- ・教育及び適応指導等における調査研究を行う。

(4) 科学センター (TEL454-0300)

科学に関する展示等によって、体験を通じ科学する心を養うとともに、宇宙・天体の理科学習を補完し、学習の動機づけを図るため、次のような事業を行う。

① 事業内容

- ・科学に係る資料及び装置の展示に関すること。
 - ・プラネタリウム及び全天周映画の投映に関すること。
 - ・科学に係る図書その他の資料等の収集、配布及び提供に関すること。
 - ・科学及び天文に係る実習、実験及び講習会等の開催に関すること。
 - ・科学センターが収集し、又は展示する資料、装置等に係る調査研究及び他機関との協力に関すること。
- ② 観覧料

・科学展示室

区 分	個人	団体
おとな	410円	330円
高校生	100円	80円
こども	100円	80円

- ・こども（小・中学生） ・団体（20人以上）
- ・団体で観覧する場合は事前予約要

・宇宙劇場（定員165人）

区 分		個人	団体
プラネタリウム	おとな	500円	400円
	高校生	350円	280円
	こども	250円	200円
全 天 周 映 画	おとな	500円	400円
	高校生	350円	280円
	こども	250円	200円

③ 宇宙劇場上映開始時刻

時 刻	10：00	11：10	12：20	13：10	15：10	16：20
火～金曜日	学習投映	学習投映	/	学習投映	全天周映画	プラネタリウム
時 刻	10：30	11：40	12：50	14：00	15：10	16：20
土・日曜・祝日 春・夏・冬休み	全天周映画	プラネタリウム	全天周映画	プラネタリウム	全天周映画	プラネタリウム

- ※学習投映……………保育園・幼稚園・小学校・中学校の観覧希望に応じて実施。事前相談要。
- ※プラネタリウム……季節の星座や宇宙の話題を紹介。
- ※全天周映画……………ドームスクリーンに臨場感あふれる大型映像を投映。

④ 真備天体観測施設（たけのこ天文台）

開 館 日	毎週土曜日と教育委員会が必要と認めるとき（年末年始を除く）
開 館 時 間	19：00～22：00（5～8月は20：00～22：00）
使 用 料	無料

(5) 埋蔵文化財センター（TEL454-0600）

倉敷における埋蔵文化財の保護・保存を図るための拠点施設として、開発に伴う遺跡の保存協議や発掘調査を行っている。また、遺跡見学会や歴史に関する講座の開催など、教育普及事業にも力を入れている。

① 事業内容

- ・埋蔵文化財の保護・保存に関すること。
- ・埋蔵文化財の調査、研究及び活用に関すること。
- ・埋蔵文化財に係る資料の収集、整理及び保存に関すること。
- ・埋蔵文化財に係る知識の普及及び啓発に関すること。

② 開館時間 午前9時～午後5時15分

（休館日…毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその次の平日）、年末年始）

③ 入館料 無料

④ 利用者数 令和3年度 4,822人 令和4年度 6,036人 令和5年度 6,351人

（主催事業・出前講座含む）

⑤ 主催事業 春の遺跡見学会、考古学体験講座、秋の考古学講座、山城探訪

(6) 公民館

公民館では、地域にもっとも身近な生涯学習施設として、地域の特性に応じた講座の実施や学習情報の提供、研修・集会のための施設提供を行い、一人一人が生涯を通して行う学びを支援するとともに、その学びによる地域の活性化を推進していくため、次の事業を行う。

① 地域の生涯学習を支援する拠点施設として、地域の学習ニーズに対応した講座の開催や地域社会が抱えるさまざまな問題（子育て、健康、環境、地域活性化など）の解決へのきっかけとなるような学習機会を提供する。

また、年1回秋を中心に公民館祭を開催し、公民館で活動しているグループ等の学習成果の発表の場を提供する。

② 公民館グループの指導育成

③ 誰でも利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努め、施設滞在時間を気持ちよくすごしていただけるよう会議室をはじめ、施設全体の環境美化に努める。

④ 人権教育・啓発を進める。

- ア 人権教育推進事業
- ・人権教育講演会の開催
 - ・講演会等への参加者数増加の促進
- イ 人権学習推進事業
- ・地域ふれあい活動の充実
 - ・講演会、研修の充実
 - ・地域の人権問題解決に向けての取り組み

⑤ 社会教育関係団体の支援を行う。

・施設一覧

(R6年4月1日現在)

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
1	倉敷公民館	本町 2-21 TEL 086-423-2135	鉄筋コンクリート 地下 1 階 地上 3 階	(敷) 2,115.89 (建) 735.98 (延) 2,112.98	S 42. 4. 1 S 44. 10. 3 (新築開館)	大ホール 1 会議室 4 調理実習室 1 和室 1 展示室 1 音楽図書室 1 談話室 1
2	倉敷東公民館	浜町 2-2-30 TEL 086-425-7774	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 815.80 (建) 401.40 (延) 401.40	S 62. 4. 1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
3	向山分館	向山 1837-2 TEL 086-424-8555	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 469.11 (建) 104.24 (延) 208.49	S 46. 4. 1 (61 年度 改築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
4	倉敷西公民館	八王寺町 199-3 TEL 086-424-3610	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 948.90 (建) 276.60 (延) 500.00	S 59. 4. 1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
5	倉敷南公民館	沖新町 68-1 TEL 086-426-0240	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 1,065.76 (建) 261.29 (延) 500.10	S 58. 5. 1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
6	倉敷北公民館	中庄 1895-1 TEL 086-462-3022	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 797.43 (建) 261.29 (延) 500.10	S 58. 5. 1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
7	徳芳分館	徳芳 226-1 TEL 086-462-4392	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 838.00 (建) 241.68 (延) 420.68	S 50. 4. 1 (53 年度 増築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
8	多津美公民館	加須山 503-7 TEL 086-428-6541	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 761.73 (建) 283.75 (延) 500.00	S 57. 5. 1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
9	羽島分館	羽島 549-5 TEL 086-423-1845	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 371.79 (建) 90.00 (延) 180.00	S 49. 4. 1	会議室 1 調理室 1 和室 1

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
10	新田公民館	新田 2723-3 TEL 086-427-6354	鉄筋コンクリート 平家建	(敷)1,201.65 (建) 409.23 (延) 409.23	H元.4.1	大会議室1 調理実習室1 和室1 図書室1
11	新田北分館	新田 1356-9 TEL 086-421-2120	鉄筋コンクリート 2階建	(敷)1,001.00 (建) 133.77 (延) 206.17	S53.4.1	会議室1 調理室1 和室1 図書室1
12	庄公民館	上東 736-1 TEL 086-462-5151	鉄筋コンクリート 平家建	(敷)1,995.08 (建) 653.64 (延) 653.64	S38.1.1 S63.5.25 (新築開館)	大会議室1 会議室2 調理実習室1 和室1 工作室1 図書室1
13	庄東分館	日畑 1134-1 TEL 086-462-4898	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 477.79 (建) 102.89 (延) 200.89	S57.4.1	会議室1 調理室1 和室1 図書室1
14	茶屋町公民館	茶屋町 1604-4 TEL 086-428-1315	鉄筋コンクリート 2階建	(敷)2,427.00 (建) 693.48 (延) 954.18	H8.4.1	大会議室1 会議室2 調理実習室1 和室1 工作室1 実技練習室1 図書コーナー1
15	西阿知公民館	西阿知町 1122-2 TEL 086-465-0836	鉄筋コンクリート 2階建	(敷)1,165.45 (建) 385.92 (延) 589.84	S54.4.1 (平成25年度 増築)	大会議室1 小会議室1 調理実習室1 和室1 図書室1 展示室1 市民サビィスコーナー1
16	水島公民館	水島北幸町 1-2 TEL 086-444-2541	鉄筋コンクリート 3階建	(敷)2,495.27 (建) 804.00 (延)1,863.00	S28.6.1 S49.5.17 (新築開館)	大ホール1 会議室4 調理実習室1 和室1 展示室1 工作室1 音楽室1
17	亀島分館	水島北亀島町 1898-6 TEL 086-445-0015	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 937.40 (建) 129.20 (延) 237.52	S50.4.1 (58年度 増築)	会議室1 調理室1 和室1 図書室1
18	福田公民館	福田町古新田 274-21 TEL 086-454-0148	鉄筋コンクリート 平家建	(敷)1,782.31 (建) 414.20 (延) 414.20	H4.5.1	大会議室1 調理実習室1 和室1 図書室1
19	浦田分館	福田町浦田 2285-1 TEL 086-455-5637	鉄筋コンクリート 2階建	(敷)2,832.71 (建) 121.04 (延) 232.82	S57.4.1 (62年度 増築)	会議室1 調理室1 和室1 図書室1
20	福田南公民館	東塚 5-5-35 TEL 086-456-2467	鉄筋コンクリート 3階建	(敷)2,092.17 (建) 363.60 (延)1,050.00	S52.4.26	大会議室1 会議室5 調理実習室1 和室1 図書室1 市民サビィスコーナー1
21	連島公民館	連島町西之浦 497-1 TEL 086-448-0655	鉄筋コンクリート 3階建	(敷)1,509.61 (建) 363.60 (延)1,050.00	S50.4.1	大会議室1 会議室5 調理実習室1 和室1 図書室1 市民サビィスコーナー1

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
22	連島南公民館	連島町鶴新田 980-1 TEL 086-448-9631	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,152.13 (建) 479.14 (延) 479.14	H2.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
23	児島公民館	児島味野 2-2-38 TEL 086-472-7423	児島市民交流センター内		S37.10.1 H23.10.1 (児島市民交流センター内に入館)	
24	赤崎分館	児島赤崎 2-8-2 TEL 086-472-9009	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 563.45 (建) 157.41 (延) 356.70	S42.4.1 S56.4.1 (新築開館)	調理実習室 1 和室 1 図書室 1 多目的ホール 1
25	大島分館	大島 1-1-34	鉄骨ブロック 2階建	(敷) 195.94 (建) 99.00 (延) 198.00	S42.4.1	集会所 1 和室 1
26	稗田分館	児島稗田町 481 TEL 086-472-6598	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 292.12 (建) 115.60 (延) 185.00	S48.4.1	会議室 1 調理室 1 和室 1
27	下津井公民館	下津井 2-815-1 先 TEL 086-479-8633	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,064.95 (建) 403.20 (延) 403.20	S60.4.1	市民サービスコーナー 1 大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
28	本荘公民館	児島塩生 1959-3 TEL 086-475-2202	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 981.66 (建) 325.70 (延) 477.50	S53.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
29	琴浦公民館	児島下の町 9-2-27 TEL 086-473-0080	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造 平家建	(敷) 1,997.01 (建) 693.34 (延) 670.62	S47.6.1 R3.4.1 (建替)	会議室 3 和室 1 工作室 1 陶芸窯室 1 調理実習室 1 図書コーナー 1
30	唐琴公民館	児島唐琴 4-5-20 TEL 086-477-7977	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,256.97 (建) 403.20 (延) 403.20	S61.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
31	郷内公民館	林 2008-1 TEL 086-485-4164	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 2,993.19 (建) 681.64 (延) 642.36	S55.4.1 H23.4.5 (新築移転)	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 市民サービスコーナー 1
32	玉島公民館	玉島阿賀崎 1-10-1 TEL 086-526-7625	玉島市民交流センター内		S36.4.1 H24.4.1 (玉島市民交流センター内に入館)	
33	長尾分館	玉島長尾 2617-3 TEL 086-526-8458	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,988.18 (建) 366.11 (延) 366.11	S42.4.1 H22.4.1 (旧長尾小学校特別教室から改築移転)	会議室 1 調理室 1 和室 1 書庫 1
34	玉島東公民館	玉島乙島 6897-2 TEL 086-526-7726	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,684.19 (建) 483.02 (延) 483.02	H13.8.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書コーナー 1

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
35	玉島西公民館	玉島柏島 7038-6 TEL 086-528-2713	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 381.12 (建) 257.01 (延) 500.01	S 59. 6. 1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
36	玉島北公民館	玉島八島 1773-10 TEL 086-526-5315	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,616.18 (建) 427.43 (延) 718.43	S 57. 5. 1	大会議室 1 会議室 2 調理実習室 1 和室 2 工作室 1 図書室 1
37	玉島黒崎公民館	玉島黒崎 5549-6 TEL 086-528-3143	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,593.21 (建) 258.85 (延) 500.00	S 56. 4. 1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
38	船穂公民館	船穂町船穂 1697 TEL 086-552-2600	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 5,443.00 (建) 1,603.45 (延) 2,463.68	S 57. 7. 1	大ホール 1 研修室 1 実習室 3 会議室 2 調理実習室 1 和室 2 団体会議室 1
39	船穂北分館	船穂町船穂 4427-3 TEL 086-552-3585	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 400.00 (建) 134.00 (延) 134.00	S 56. 4. 1	研修室 1 和室 2 調理実習室 1
40	真備公民館	真備町箭田 1685 TEL 086-698-0042	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 2,995.59 (建) 913.37 (延) 1,363.63	S 47. 4. 1 (新築開館)	大集会室 1 会議室 2 調理室 1 講義室 1 研修室 1 和室 3 団体事務室 2 別館茶室 1
41	川辺分館	真備町川辺 714 TEL 086-698-4185	鉄骨 平家建	(敷) 1,816.00 (建) 550.23 (延) 550.23	S 51. 3 H7. 2. 10 (増築)	集会室 2 和室 3 会議室 1 調理室 1
42	岡田分館	真備町岡田 271 TEL 086-698-1487	鉄骨 平家建	(敷) 1,914.00 (建) 400.05 (延) 400.05	H7. 2. 10 (新築開館)	集会室 2 和室 2 調理室 1
43	辻田分館	真備町辻田 947-1 TEL 086-698-6484	鉄骨 平家建	(敷) 1,286.60 (建) 211.36 (延) 211.36	S 56. 4. 14 (新築開館)	集会室 1 和室 2 調理室 1
44	菌分館	真備町市場 4358 TEL 086-698-0390	鉄骨 平家建	(敷) 1,752.03 (建) 497.96 (延) 497.96	S 53. 3 H8. 2. 16 (増築)	集会室 2 和室 3 調理室 1
45	二万分館	真備町上二万 392-1 TEL 086-698-5410	鉄骨 平家建	(敷) 1,971.96 (建) 507.10 (延) 507.10	H13. 10. 31 (新築開館)	集会室 2 和室 2 調理室 1 健康室 1
46	箭田分館	真備町箭田 1684 TEL 086-698-2979	鉄骨 平家建	(敷) 1,430.00 (建) 440.76 (延) 440.76	H12. 2. 21 (新築開館)	集会室 2 和室 1 調理室 1

47	呉妹分館	真備町尾崎 2376-1 TEL 086-698-5409	鉄骨 平家建	(敷)1,409.00 (建) 384.15 (延) 384.15	H5.12.25 (新築開館)	集会室 2 和室 2 調理室 1
48	服部分館	真備町服部 1112-3 TEL 086-698-5411	鉄骨 平家建	(敷)2,402.00 (建) 200.88 (延) 200.88	S 55.4.3 (新築開館)	集会室 1 和室 2 調理室 1

・貸館等使用料（R6年4月1日現在）

① 基幹公民館

（単位：円）

公民館名	区 分			金 額						備考
				9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00	9：00～ 17：00	13：00～ 21：00	9：00～ 21：00	
倉 敷	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	楽屋、控室を含む。
			入場料等を徴収する場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
		本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
			入場料等を徴収する場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	第1会議室、第3会議室、和室			330	660	880	990	1,540	1,870	
	第2会議室、第4会議室、展示室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
水 島	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	楽屋、控室を含む。
			入場料等を徴収する場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
		本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
			入場料等を徴収する場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	第1会議室、第2会議室、展示室、工作室、音楽室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第3会議室、第4会議室、和室			330	660	880	990	1,540	1,870	
児 島	球 技 施 設	中学生、高校生	77						1時間 (1コートにつき)	
		一 般 (大学生を含む。)	165							

※冷暖房使用料 大ホール1,320円/h、大ホール以外165円/h ※金額には消費税及び地方消費税を含む。

※令和5年8月から無線LAN運用開始。（使用料無料）

② 地区公民館

(単位：円)

公民館名	区 分	金 額						備 考
		9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 22：00	9：00～ 17：00	13：00～ 22：00	9：00～ 22：00	
倉敷東・新田・ 福田・連島南・ 下津井・本荘・ 唐琴・郷内	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	和 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷西・倉敷 南・倉敷北・ 多津美・西阿 知・玉島東・ 玉島西・玉島 黒崎	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	小 会 議 室、和 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
庄	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第1会議室、第2会議室、 和 室、工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
茶屋町	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	実 技 練 習 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第1会議室、第2会議室、 和 室、工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
福田南・ 連 島	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第1会議室、第2会議室、第3会議 室、第4会議室、第5会議室、和室	330	550	660	880	1,210	1,540	
琴 浦	第1会議室、第2会議室、第3会 議 室、和 室、工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	陶 芸 窯 室	660	660	660	880	880	1,100	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
玉島北	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第1会議室、第2会議室、第1 和 室、第 2 和 室、工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	

公民館名	区 分			金 額						備考
				9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 22：00	9：00～ 17：00	13：00～ 22：00	9：00～ 22：00	
船 穂	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	控室を含む。
			入場料等を徴収する場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
		本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
			入場料等を徴収する場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	研 修 室、 会 議 室 B			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	実習室A、実習室B、実習室C、会議室C、和室(16畳)、和室(24畳)			330	660	880	990	1,540	1,870	
	調 理 実 習 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
真 備	大 集 会 室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	1F会議室、2F会議室、講義室、大和室(20畳)、第1和室(8畳)、第2和室(16畳)、研修室			330	660	880	990	1,540	1,870	
	調 理 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	

※冷暖房使用料 大ホール1,320円/h、大ホール以外165円/h ※金額には消費税及び地方消費税を含む。

※令和5年9月から基幹公民館に、地区館貸出用としてモバイルWi-Fiルーターを2台ずつ配備。(使用料無料)

・利用・講座実施状況（令和5年度）

① 利用状況

公民館名	開館日数	延使用 団体数	延使用人数	主催・共催		市行政・市教委		社会教関係		町内会等		市教委が認めた団体		有料団体		一日 平均
				延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	
倉敷公民館	307	1,868	38,759	170	4,384	44	1,148	821	9,516	68	1,142	417	11,822	348	10,747	126
倉敷東公民館	292	805	10,091	126	1,963	4	104	469	4,976	49	897	70	1,370	87	781	35
倉敷西公民館	292	1,017	12,311	105	1,829	26	1,026	395	4,391	89	2,169	131	1,549	271	1,347	42
倉敷南公民館	292	737	8,658	97	1,288	26	361	346	3,102	82	1,872	86	1,036	100	999	30
倉敷北公民館	292	758	10,291	77	1,407	5	52	439	6,305	41	608	70	1,017	126	902	35
多津美公民館	292	926	10,148	101	1,548	5	51	503	4,844	63	1,077	124	1,413	130	1,215	35
新田公民館	292	566	4,726	101	1,365	3	16	354	2,392	2	25	33	371	73	557	16
庄公民館	292	1,306	17,412	102	1,702	13	1,581	760	8,384	126	2,672	50	811	255	2,262	60
茶屋町公民館	292	1,598	19,917	160	3,315	21	677	868	9,601	134	1,777	183	2,068	232	2,479	68
西阿知公民館	292	1,020	13,818	115	2,137	7	143	392	3,676	81	1,532	132	2,014	293	4,316	47
水島公民館	303	2,255	24,399	170	3,619	275	2,840	1,011	8,667	157	2,184	407	4,237	235	2,852	81
福田公民館	292	578	6,388	114	1,425	3	114	244	1,968	74	1,472	115	1,115	28	294	22
福田南公民館	292	999	8,839	159	2,373	4	50	480	3,539	47	447	153	1,525	156	905	30
連島公民館	292	1,614	14,501	140	2,004	128	2,382	958	6,934	62	558	167	1,444	159	1,179	50
連島南公民館	293	538	6,270	113	2,111	2	13	295	2,389	82	1,239	13	147	33	371	21
児島公民館	307	1,684	17,919	120	2,855	0	0	1,268	11,453	37	1,286	0	0	259	2,325	58
下津井公民館	286	358	4,571	112	1,231	17	734	152	1,555	55	758	0	0	22	293	16
本荘公民館	292	430	5,382	128	2,257	4	462	185	1,165	105	1,324	7	168	1	6	18
琴浦公民館	292	1,603	12,740	240	2,857	27	807	922	4,411	207	3,176	23	164	184	1,325	44
唐琴公民館	292	404	3,993	121	1,132	6	519	202	1,405	19	390	28	329	28	218	14
郷内公民館	292	727	8,723	117	1,714	30	1,252	472	4,013	72	1,156	0	0	36	588	30
玉島公民館	308	930	14,794	99	3,433	0	0	766	9,552	65	1,809	0	0	0	0	48
玉島東公民館	292	837	10,071	181	2,322	9	524	490	4,912	46	1,020	62	714	49	579	34
玉島西公民館	292	741	9,413	134	2,668	7	657	353	2,839	60	1,240	99	705	88	1,304	32
玉島北公民館	292	886	9,734	142	2,358	12	168	398	3,198	54	1,288	54	1,153	226	1,569	33
玉島黒崎公民館	292	461	5,086	142	1,974	5	49	197	1,756	103	1,239	0	0	14	68	17
船穂公民館	292	1,389	26,580	245	5,604	66	2,250	677	8,356	195	4,603	0	0	206	5,767	91
真備公民館	292	748	7,897	161	2,144	19	469	497	4,141	39	710	12	191	20	242	27
合計	8,228	27,783	343,431	3,792	65,019	768	18,449	14,914	139,440	2,214	39,670	2,436	35,363	3,659	45,490	42

② 講座実施状況

公民館名	講座数	受講者数	公民館名	講座数	受講者数
倉敷公民館	33	634	連島南公民館	25	360
倉敷東公民館	21	287	児島公民館	33	403
倉敷西公民館	22	268	下津井公民館	21	195
倉敷南公民館	24	315	本荘公民館	18	214
倉敷北公民館	17	187	琴浦公民館	21	334
多津美公民館	26	301	唐琴公民館	19	161
新田公民館	23	356	郷内公民館	21	275
庄公民館	23	300	玉島公民館	38	562
茶屋町公民館	25	377	玉島東公民館	22	357
西阿知公民館	20	311	玉島西公民館	27	393
水島公民館	35	450	玉島北公民館	22	266
福田公民館	22	222	玉島黒崎公民館	19	212
福田南公民館	24	213	船穂公民館	27	377
連島公民館	26	326	真備公民館	29	352
合 計				683	9,008

・グループ活動

公民館を市内の学習グループや文化団体に開放し、グループ育成に努めている。主に公民館講座修了者で結成された577の公民館グループ（令和6年4月現在）が登録されており、生活文化、文学、美術工芸、音楽、外国語など目的を同じくした仲間同士、相互の親睦を深めながら自主的にのびのびと学習している。また、これらの公民館グループが中心となり年1回学習の成果を発表する場として「公民館祭」を開催し広く市民の参加を呼びかけている。

(7) 音楽図書室（倉敷公民館）

昭和44年10月の倉敷公民館新築に際し、故大原總一郎氏のご遺志とご寄付をもとにして、3階に音楽図書室が設置された。

音楽図書室は、音楽視聴、楽譜の閲覧、音楽図書の閲覧・貸出ができる充実した音楽専門の施設。幅広いジャンルの資料が整っており、音楽の研究、生涯学習・憩いの場として利用されている。

所在地 倉敷市本町2番21号

面積 94.54㎡

開室時間 午前9時～午後5時

休室日 月曜日（ただし、祝日と重なる場合は開館し、その次の平日が休館）、年末年始（12月28日～1月4日）、毎月最終金曜日、臨時休館日

① 利用案内

ア 検索方法

備えつけのファイルで、係員を通してパソコンで、ホームページで検索

イ 音楽鑑賞

CD、LPレコード、SPレコード、レーザーディスク（LD）、DVD、BD、スーパー・オーディオCD（SACD）、音楽テープをヘッドフォンやテレビの画面を通して鑑賞できる。（貸出不可）

ウ 楽譜閲覧

クラシック音楽の総譜を主体として所蔵しており、図書室内で閲覧できる。（貸出不可）

エ 音楽図書閲覧・貸出

図書室内で自由に閲覧、一人2冊以内、2週間以内で貸出できる。〔禁帯出〕書籍を除く。

② 主な設備

- ・CD再生装置 (4) [SACD (3) CD (1)]
- ・LP再生装置 (5)
- ・SP再生装置 (2)
- ・LD再生装置 (4)
- ・DVD・ブルーレイ再生装置 (2)
- ・カセットテープ再生装置 (1)
- ・ビデオテープ再生装置 (1)
- ・蓄音機 (3)
- ・音声モニター (7曲16人同時視聴可能)
- ・画像モニター (4曲11人同時視聴可能)

③ 保有資料

資料種別名	総数	資料種別名	総数	資料種別名	総数
L P レコード	8,385	L D	542	楽 譜	1,618
S P レコード	4,315	D V D	241	音 楽 図 書	2,426
C D	2,626	B D	42	大原コレクションCD	356
S A C D	58	音 楽 テ ー プ	422		

④ 利用統計（令和5年度）

音楽鑑賞・楽譜閲覧（利用総曲数2,407曲）						閲覧貸出	見学者	計
一 般	学 生	高校生	中学生	小・幼	小 計	135	1,430	2,394
752	55	6	8	8	829	1,565		

環境水道委員会

環境リサイクル局

内 容

環境リサイクル局関係予算
環境衛生
環境対策
廃棄物対策
下水道事業
児島湖流域下水道事業
農業集落排水事業

1. 環境リサイクル局関係予算

(1) 一般会計

(単位：千円)

科目 \ 年度	R4 (決算)	R5 (最終)	R6 (当初)
環境衛生費	665,060	4,559,141	1,099,542
環境保全費	685,379	583,140	628,782
清掃費	10,519,169	19,917,795	17,016,218
計	11,869,608	25,060,076	18,744,542

(2) 企業会計

下水道事業会計

ア 収益勘定収支

・収入

項 \ 年度	R5 (最終)	R6 (当初)
営業収益	8,831,473	8,713,715
営業外収益	10,396,863	10,195,236
特別利益	183	-
計	19,228,519	18,908,951

※金額は消費税込み

・支出

項 \ 年度	R5 (最終)	R6 (当初)
営業費用	13,375,335	13,770,733
営業外費用	1,918,832	1,688,957
特別損失	4,228	5,156
予備費	5,000	5,000
計	15,303,395	15,469,846

イ 資本勘定収支

・収入

項 \ 年度	R5 (最終)	R6 (当初)
企業債	3,680,600	3,031,700
補助金	1,175,000	991,000
他会計出資金	1,750,550	1,519,882
他会計負担金	270,196	237,875
負担金及び分担金	30,287	31,699
計	6,906,633	5,812,156

※金額は消費税込み

・支出

項 \ 年度	R5 (最終)	R6 (当初)
建設改良費	5,193,129	4,377,556
企業債償還金	11,410,295	10,709,207
予備費	10,000	10,000
計	16,613,424	15,096,763

2. 環境衛生

(1) 環境衛生改善組織等

(令和6年4月1日現在)

地区 区分	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	船 穂	真 備	計
組 合 数	1,051	622	427	454	51	284	2,889
世 帯 数	59,140	23,324	19,864	17,257	2,167	5,944	127,696

(2) 令和5年度環境衛生改善事業実績

(単位：円)

地区	区分	ごみステーション 整 備	共同清掃用器具 購 入	共同防疫用噴霧機 購 入	ごみステーション 水道設備新設	合 計
倉敷	件数	57	33	1	0	91
	円	7,296,000	492,608	11,586	0	7,800,194
水島	件数	18	18	0	0	36
	円	3,430,000	137,445	0	0	3,567,445
児島	件数	17	36	2	0	55
	円	3,399,000	591,230	25,226	0	4,015,456
玉島	件数	9	18	0	0	27
	円	1,662,000	215,667	0	0	1,877,667
船穂	件数	3	3	0	0	6
	円	560,000	31,455	0	0	591,455
真備	件数	6	8	0	0	14
	円	982,000	42,035	0	0	1,024,035
合計	件数	110	116	3	0	229
	円	17,329,000	1,510,440	36,812	0	18,876,252

(3) 環境衛生協議会（昭和48年4月設立）

ア 役員構成（令和6年4月1日現在）

会 長 副会長 常任理事 理 事 監 事 計
 (1名) (7名) (35名) (86名) (6名) (135名)

イ 事業内容

- (ア) 環境衛生改善に関する研究、技術の普及並びに指導
- (イ) 大会、研究会、講習会などの開催及び先進地の視察
- (ウ) 模範組織及び個人の表彰
- (エ) 公衆衛生思想の普及
- (オ) 地区環境衛生改善事業の促進
- (カ) その他本会の目的達成に必要な事項

(4) 不法投棄対策

平成13年4月、不法投棄対策総合窓口を設け、不法投棄物の情報収集、通報受付及び防止対策を講じることで、環境保全と環境美化を図っている。

ア 主な対策

不法投棄110番の設置、ボランティア不法投棄監視員を選任（48名）、不法投棄防止用監視カメラの設置、不法投棄防止の告知看板の配布及び設置

イ 不法投棄回収実績

(令和5年度)

受付件数	家電4品目	自転車	バイク	可燃ごみ	不燃ごみ
136件	16台	263台	15台	550.3 t	22.1 t

(5) 葬祭事業

ア 斎場施設

名称	所在地	開設年月	建設費 (千円)	面積 (㎡)	構造	施設の内容
中央斎場 421-6232	倉敷市福田町福田 434番地1	R 6. 4	3,846,908	(敷) 19,864.84 (建) 2,971.23 (延) 4,181.05	鉄骨鉄筋コン クリート造一部 鉄筋コンクリ ート造、鉄骨造	火葬炉13基、告別・収 骨室7室、待合ホール、 待合室13室、やまなみ ラウンジ、瀬戸内ラウ ンジ
ペット火葬施設		H2. 4 H16. 4	32,085 17,588	(建) 122.71 (延) 92.37	鉄筋コンク リート造	火葬炉2基、供養棟
児島斎場 472-2042	倉敷市児島小川 4丁目8番82号	S 63. 11	253,332	(敷) 3,154 (建) 760.39 (延) 668.50	鉄筋コンク リート造一 部2階	火葬炉4基 待合施設、霊灰塔
玉島斎場 525-6420	倉敷市玉島長尾 4110番地	S 63. 10	246,743	(敷) 3,541 (建) 644.13 (延) 709.07	鉄筋コンク リート造一 部2階	火葬炉4基 待合施設、霊灰塔
真備斎場	倉敷市真備町箭田 2361番地	S 57. 4	112,659	(敷) 2,826 (建) 246.08 (延) 227.97	鉄筋コンク リート造	火葬炉2基 待合施設、霊灰塔

イ 斎場の使用料

死体の火葬等 (税込価格、死体の火葬は非課税)

(令和6年4月1日現在)

区 分	単 位	金 額 (円)	
		本市住民	本市住民以外
死 体 の 火 葬	12歳以上1体につき	6,500	45,000
	12歳未満1体につき	5,000	36,000
	妊娠4箇月以上1胎につき	1,900	13,000
肢 体 の 一 部	1個につき	2,090	14,300
産 汚 物 そ の 他 の 汚 物	1キログラムにつき	330	770

犬、猫又は小動物の死体の火葬 (税込価格)

(令和6年4月1日現在)

区 分	単 位	使 用 料 (円)	
		本市住民	本市住民以外
収骨を必要とするもの (犬又は猫に限る)	1 体 に つ き	17,600	30,800

ウ 火葬件数 (死亡者別分類)

(令和5年度)

区 分		中央斎場	児島斎場	玉島斎場	真備斎場	計	ペット火葬 施設
市 内	死 体	3,418	904	1,081	255	5,658	犬 1,135
	死 産 児	42	6	7	0	55	猫 741
	そ の 他	341	3	5	1	350	小動物 82
							計 1,958
市 外	死 体	251	29	169	18	467	犬 17
	死 産 児	5	0	1	0	6	猫 5
	そ の 他	405	0	0	0	405	小動物 0
							計 22

エ 霊柩車使用料（税込価格）

（令和6年4月1日現在）

単 位	使 用 料（円）
使用1回につき	9,900

オ 葬祭用品使用料（税込価格）

（令和6年4月1日現在）

区 分	使 用 料（円）
3 段 飾 祭 壇	16,500

備考

本市住民以外の使用については、5割増しとする。

(6) 倉敷市中央斎場（所在地 倉敷市福田町福田434番地1）

ア 概 要

区 分	延床面積 (㎡)	施 設 内 容
斎 場 棟	4,181.05	火葬炉13基、告別・収骨室7室、事務室1室、待合室13室、やまなみラウンジ、瀬戸内ラウンジ、葬祭ホール、霊安室
霊 灰 塔	50.00	残骨、残灰を納め、供養するためのもの
ペット火葬棟	92.37	火葬炉2基、炉前ホール1室

外 構（緑地、駐車場）

駐車場、前庭等 16,718.79 ㎡（バス3台、マイクロバス10台、普通車96台）

事業費 3,851,418 千円（解体、外構整備費を除く）

財 源 { 市債（公共施設等適正管理推進事業債） 3,251,200 千円
一般財源 600,218 千円

工 期 令和4年6月～令和6年3月

使用開始 令和6年4月1日

イ 使 用 料（税込価格）

（令和6年4月1日現在）

区 分	単 位	使 用 料（円）		摘 要
		本市住民	本市住民以外	
葬祭室	1日につき	28,600	57,200	備付祭壇を使用する場合は、1回（3日以内）につき16,500円（本市住民以外の使用については、5割増し）を加算
霊安室	1体につき	1,430	2,860	1体24時間以内。これを超える場合は、1時間ごとに55円を加算

ウ 年度別中央斎場利用状況

年度	区分	葬祭室	控室	霊安室	和室	洋室	会議室	計
	R3	13	2	31	0	8	0	54
	R4	14	2	27	0	6	0	49
	R5	11	6	30	0	3	0	50

(7) 墓地公園

ア 倉敷市中央公園墓地（所在地 倉敷市福田町福田416番地）

(ア) 概要

総面積	154,266.9㎡
墓域面積	65,501㎡
純墓所面積	14,040㎡
区画数	2,766区画（6㎡=1,554区画、4㎡=1,080区画、3㎡=132区画）

(イ) 整備状況

年度	整備内容	事業費(千円)	区画数
S46	第1期造成工事（3㎡…132区画、4㎡…177区画、6㎡…225区画）	47,298	534
S47	第2期造成工事（4㎡…168区画、6㎡…95区画）	44,735	263
S51	第3期造成工事（4㎡…316区画、6㎡…246区画）	57,100	562
S54	第4期造成工事（4㎡…73区画、6㎡…158区画） 休憩施設、 便所、上水道施設	52,944	231
S56	第5期造成工事（4㎡…173区画、6㎡…330区画） 管理棟、 水汲場、休憩施設、道路舗装工事	120,510	503
H1	第6期造成工事（4㎡…47区画、6㎡…406区画）	121,206	453
H7	墓地区画増設工事（4㎡…16区画、6㎡…87区画）	8,343	103
H22	墓地区画増設工事（4㎡…110区画、6㎡…7区画）	18,156	117
計			2,766

(ウ) 永代使用料及び管理料（税込）

（令和6年4月1日現在）

区分	永代使用料（円）	管理料
3㎡	246,000	1㎡当たり 年額501円
4㎡	328,000	
6㎡	492,000	

(エ) 墓地利用状況

（令和6年3月31日現在）

区分	総区画	貸付区画	納骨区画	空き区画
3㎡	132	121	83	0
4㎡	1,080	1,023	713	37
6㎡	1,554	1,474	1,043	67
合計	2,766	2,618	1,839	104

イ 倉敷市第2中央公園墓地（所在地 倉敷市福田町福田413番地1）

(ア) 概要

総面積	35,000㎡
純墓所面積	7,764㎡
純墓所面積	7,764㎡
区画数	1,411区画（6㎡=1,060区画、4㎡=351区画）

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
H9	造成工事 (4㎡…351区画、6㎡…862区画)	608,840	1,213
H19	造成工事 (6㎡…198区画)	11,434	198
計			1,411

(ウ) 永代使用料及び管理料 (税込)

(令和6年4月1日現在)

区 分	永代使用料 (円)	管 理 料
4 ㎡	376,000	1㎡当たり 年額501円
6 ㎡	564,000	

(エ) 墓地利用状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
4 ㎡	351	347	220	4
6 ㎡	1,060	1,023	611	37
合 計	1,411	1,370	831	41

ウ 倉敷市児島公園墓地 (所在地 倉敷市児島上の町2022番地)

(ア) 概 要

総 面 積 36,000㎡
 純墓所面積 9,018㎡
 区 画 数 1,656区画 (6㎡=1,197区画、4㎡=459区画)

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
H10	造成工事 (4㎡…459区画、6㎡…1,197区画)	716,507	1,656

(ウ) 永代使用料及び管理料 (税込)

(令和6年4月1日現在)

区 分	永代使用料 (円)	管 理 料
4 ㎡	372,000	1㎡当たり 年額501円
6 ㎡	558,000	

(エ) 墓地利用状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
4 ㎡	459	436	285	23
6 ㎡	1,197	658	369	539
合 計	1,656	1,094	654	562

エ 倉敷市玉島公園墓地 (所在地 倉敷市玉島長尾4111番地)

(ア) 概 要

総 面 積 14,726㎡
 墓 域 面 積 10,963㎡
 純墓所面積 3,084㎡
 区 画 数 568区画 (6㎡=406区画、4㎡=162区画)

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
S60	第1期造成工事 (4㎡…124区画、6㎡…150区画)	199,630	274
H2	第2期造成工事 (4㎡…38区画、6㎡…229区画)	37,950	267
H7	墓地区画増設工事 (6㎡…27区画)	2,678	27
計			568

(ウ) 永代使用料及び管理料 (税込)

(令和6年4月1日現在)

区 分	永代使用料 (円)	管 理 料
4 ㎡	340,000	1㎡当たり 年額501円
6 ㎡	510,000	

(エ) 墓地利用状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
4 ㎡	162	162	92	0
6 ㎡	406	405	232	1
合 計	568	567	324	1

オ 倉敷市第2玉島公園墓地 (所在地 倉敷市玉島長尾4292番地)

(ア) 概 要

総面積	27,200㎡
墓域面積	8,110㎡
純墓所面積	3,084㎡
区画数	1,487区画 (6㎡=1,081区画、4㎡=406区画)

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
H12	造成工事 (4㎡…406区画、6㎡…1,081区画)	533,070	1,487

(ウ) 永代使用料及び管理料 (税込)

(令和6年4月1日現在)

区 分	永代使用料 (円)	管 理 料
4 ㎡	372,000	1㎡当たり 年額501円
6 ㎡	558,000	

(エ) 墓地利用状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
4 ㎡	406	406	233	0
6 ㎡	1,081	1,081	572	0
合 計	1,487	1,487	805	0

カ 倉敷市船穂小池霊園 (所在地 倉敷市船穂町船穂小池3700番地)

(ア) 概 要

総面積	15,400㎡
純墓所面積	5,501㎡
区画数	561区画 (基本的には10㎡)

(イ) 整備状況

年度	整備内容	事業費(千円)	区画数
S46	造成工事	59,840	551
H28	区画増設	771	1
計			552

(ウ) 永代使用料及び管理料(税込)

(令和6年4月1日現在)

区分	永代使用料(円)	管理料
蓮華台(10㎡)	202,000	1㎡当たり 年額262円
光明台(10㎡)	156,000	
金剛台(10㎡)	179,000	
八光台(10㎡)	156,000	

(エ) 墓地利用状況

(令和6年3月31日現在)

区分	総区画	使用可能区画	貸付区画	納骨区画	空き区画
10㎡	561	552	520	443	32
合計	561	552	520	443	32

キ 倉敷市真備公園墓地(所在地 倉敷市真備町下二万922番地)

(ア) 概要

総面積 43,228㎡
 純墓所面積 1,806㎡(計画は3,000㎡・1区画6㎡)
 区画数 301区画(将来計画500区画)

(イ) 整備状況

年度	整備内容	事業費(千円)	区画数
H20	区画等造成工事、管理棟・便所建築工事	74,647	200
H26	区画造成工事	44,484	101
計			301

(ウ) 永代使用料及び管理料(税込)

(令和6年4月1日現在)

区分	永代使用料(円)	管理料
6㎡	582,000	1㎡当たり 年額501円

(エ) 墓地利用状況

(令和6年3月31日現在)

区分	総区画	貸付区画	納骨区画	空き区画
6㎡	301	301	96	0
合計	301	301	96	0

ク 倉敷市鶴新田公園墓地(所在地 倉敷市連島町鶴新田355番地)

(ア) 概要

総面積 2,981㎡
 純墓所面積 1,614㎡(1区画 6㎡)
 区画数 269区画

(イ) 整備状況

年 度	整 備 内 容	事業費(千円)	区画数
H20	測量業務委託、造成工事・建設費	18,600	75
H23	造成工事	7,844	60
H24	造成工事	27,295	134
計			269

(ウ) 永代使用料及び管理料(税込)

(令和6年4月1日現在)

区 分	永代使用料(円)	管 理 料
6 m ²	786,000	1m ² 当たり 年額501円

(エ) 墓地利用状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 区 画	貸付区画	納骨区画	空き区画
6 m ²	269	265	104	4
合 計	269	265	104	4

(8) 墓地等の経営許可状況

令和5年度実績

(件数)

区 分		経 営 許 可	変 更 許 可	廃 止 許 可
墓 地	宗 教 法 人	0	1	0
	個 人	4	0	0
	地 方 公 共 団 体	0	0	0
	計	4	1	0
納 骨 堂	1	1	0	
火 葬 場	0	0	0	

(9) 合併処理浄化槽設置補助事業実績

生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁を防止し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、専用住宅に新たに浄化槽を設置する者に対して、倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

(ア) 事業実施状況

(令和5年度)

地区 \ 人槽	5人槽	7人槽	10人槽	11人槽以上	補助基数計	事業費計(千円)
倉 敷	169	38	7	0	214	86,111
水 島	11	4	0	0	15	6,228
児 島	3	2	0	0	5	2,424
玉 島	9	11	0	0	20	9,762
真 備	18	6	0	0	24	9,972
船 穂	2	1	0	0	3	1,182
計	212	62	7	0	281	115,679

(イ) 補助限度額

人槽区分	補助限度額
5人槽	360,000円
6~7人槽	462,000円
8~50人槽	585,000円

※上記は、高度処理型の浄化槽を設置する場合の補助限度額である。

※既設の単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を設置する場合にはさらに、撤去費に対する加算補助(上限120,000円)、宅内配管工事費に対する加算補助(上限300,000円)をそれぞれ交付することができる。

3. 環境対策

(1) 概要

本市は全国でも屈指の水島臨海工業地帯をかかえ、昭和40年代前半から主要企業の本格的な操業に起因し、大気汚染、水質汚濁等の公害事象によって地域住民の生活と健康に深刻な影響がもたらされた。そこで公害防止対策を最重点施策として発生源を中心とした各種規制の強化、監視体制の整備等に努めてきた。

その結果、全般的に相当改善されてきたが、光化学オキシダントや湖沼の富栄養化現象など、課題も残されている。また、近年、ライフスタイルの変化に伴う地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など様々な環境問題に直面している。

本市では、このような環境問題に対し、公害発生源に対する直接的な規制にとどまらず、環境破壊の未然防止のため、良好な環境の確保と生物多様性の保全・再生に努めている。

また、喫緊の課題となっている地球温暖化対策においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、日本全体で取り組む国の方針に基づき、倉敷市は令和3年6月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しており、今後、各種施策の推進を図る。

(2) 倉敷市環境基本条例・環境基本計画

環境の保全、回復及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として倉敷市環境基本条例を制定し、平成12年1月1日から施行した。本条例に基づき、環境の保全と回復及び創造に関する施策を将来にわたって総合的かつ計画的に推進していくための基本的指針として、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした倉敷市第三次環境基本計画を令和3年3月に策定した。

(3) 環境保全基金（令和5年度末現在基金残高20,764,813円）

本市では、地球温暖化対策事業やその他の環境保全施策の推進に要する経費の財源に充てるため、平成22年2月に環境保全基金を設置した。基金へは主に趣旨に賛同した企業等からの寄附金を積み立てている。

令和5年度実績

寄附総額 375,211円

事業充当額 1,454,969円

地球温暖化防止等に関する小学生向け学習素材印刷製本費及び第三次環境基本計画子どもむけ概要版の印刷製本費

(4) 地球温暖化防止施策

ア 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づき、本市全域から排出される温室効果ガスの削減を目的として、平成23年2月に「クールらしきアクションプラン（倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」）を策定、平成30年2月に改定したが、国の2050年カーボンニュートラル宣言や温対法の改正、地球温暖化対策計画の改定を踏まえ、令和5年8月に最新版を改定した。

イ 戸建住宅用太陽光発電システム設置費の補助（平成16年～）

地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

(ア) 補助対象者

- ・自ら居住する市内の既築・中古住宅にシステムを設置する方
- ・市税を完納している方

(イ) 補助金額

- ・1kW当たり2万円にシステムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（上限4kW）等に乗じて得た額を限度とする。（千円未満切捨て）

(ウ) 補助金交付実績

年 度	R3	R4	R5
件 数	214件	297件	306件
金 額	16,245千円	22,858千円	23,559千円

ウ 戸建住宅用太陽熱利用システム設置費の補助（平成27年～）

環境への負荷の少ない自然エネルギーの利用を促進するため、住宅用太陽熱利用システム設置費補助金制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

(ア) 補助対象者

- ・自ら居住する市内の戸建住宅（兼戸建住宅を含む）に太陽熱利用システムを設置する方
- ・市税を完納している方

(イ) 補助金額

- ・購入費及び設置費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）の1/10（上限3万円）（千円未満切捨て）。

(ウ) 補助金交付実績

年 度	R3	R4	R5
件 数	22件	13件	7件
金 額	502千円	322千円	184千円

エ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅への補助（令和4年～）

市内における住まいの脱炭素化を促進するため、ZEH導入費補助制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

(ア) 補助対象者

- ・市内に自ら居住する戸建住宅に、自ら所有するZEHを構成するシステムを設置する方
- ・市税を完納している方
- ・BELSにおいて、ZEHの評価を受けていること
- ・国がZEH普及促進を目的として実施する補助金制度における補助金交付額の確定を受けていること
- ・ZEHを構成するシステムが未使用品であること

(イ) 補助金額

- ・1件当たり20万円

(ウ) 補助金交付実績

年 度	R4	R5
件 数	39件	40件
金 額	7,800千円	8,000千円

オ 戸建住宅用燃料電池システム設置費の補助（平成28年～）

水素を利用した省エネルギー機器である家庭用燃料電池「エネファーム」の導入促進を図るため、燃料電池システム設置費補助制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

(ア) 補助対象者

- ・自ら居住する市内の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）にシステムを設置する方
- ・市税を完納している

(イ) 補助金額

- ・システム本体と附属品費用の合計額（消費税及び地方消費税を除く）の1/10（上限7万円）（千円未満切捨て）。

(ウ) 補助金交付実績

年 度	R3	R4	R5
件 数	45件	29件	32件
金 額	3,150千円	2,030千円	2,230千円

カ 戸建住宅用定置型リチウムイオン蓄電池設置費の補助（平成29年～）

太陽光発電システムや燃料電池システム（エネファーム）と連携することで、電力の地産地消や、停電時・災害時の防災力強化を図ることができる定置型リチウムイオン蓄電池の導入を促進するため、定置型リチウムイオン蓄電池設置費補助制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

(ア) 補助対象者

- ・自ら居住する市内の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）にシステムを設置する方
- ・市税を完納している方

(イ) 補助金額

- ・1kWh当たり2万円にシステムの初期実効容量（上限4kWh）を乗じて得た額を限度とする（千円未満切捨て）。

(ウ) 補助金交付実績

年 度	R3	R4	R5
件 数	305件	401件	401件
金 額	23,988千円	31,934千円	31,962千円

キ 電気自動車等導入促進補助（平成22年～）

自動車から排出される大気汚染物質及び二酸化炭素を削減することを目的に、本市内における電気自動車の普及促進を図るため、電気自動車等又は電気自動車用充電設備等の設置を行う者に対し、補助を行っている。新たな補

助対象として、平成27年度からは、プラグインハイブリッド自動車を追加した。

また、令和2年度からはビークル・トゥ・ホーム充放電設備（V2H）に対する補助を開始した。

(ア) 補助制度の概要

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入

対象車種：アイ・ミーブ、ミニキャブ・ミーブ、アウトランダー PHEV（三菱自動車工業）、リーフ（日産自動車）など

補助金額：10万円／台（プラグインハイブリッド自動車）
15万円／台（電気自動車）

- ・充電設備の設置

対象機種：普通充電設備

補助金額：補助対象経費の1/2（上限10万円／基）（千円未満切捨て）

- ・ビークル・トゥ・ホーム充放電設備の設置

補助金額：補助対象経費の1/2（上限10万円）（千円未満切捨て）

(イ) 補助金交付実績

年 度	R3	R4	R5
電気自動車等	152台	450台	394台
充電設備	0基	7基	0基
充放電設備	5基	13基	20基

ク 中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助（平成29年～）

エネルギーの見える化を行い、省エネ診断に基づく省エネルギー設備・再生可能エネルギーシステム等を設置することで、エネルギーマネジメントを推進し、温室効果ガスの削減を図るため、平成29年度から、省エネルギー設備等導入促進補助制度を設け、設置者に対し、補助を行っている。

(ア) 補助制度の概要

- ・省エネルギー設備等を導入すること

- ・導入設備等の確定に先立ち、温室効果ガス削減効果に関する省エネ診断を受診し、設備導入後において、年間のエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量を一定量以上削減できる見込があること

- ・補助金額：補助対象経費の1/3（千円未満切捨て）（上限300万円）

(イ) 補助金交付実績

年 度	R3	R4	R5
件 数	5件	7件	8件
金 額	11,710千円	12,409千円	13,738千円

ケ 省エネ家電買い替え促進事業（令和5年）

昨今の電気やガス料金の高騰が市民生活に大きく影響を及ぼしている現状を踏まえ、家庭における「エネルギー費用負担の軽減」に加え、「二酸化炭素排出量の削減」が期待できる、省エネ効果が高い家電への買い替え費用の一部助成を行った。

(ア) 補助制度の概要

- ・令和5年7月10日以降に購入した、エアコン・冷蔵庫・温水機器であること

- ・各品目の最新の目標年度の「省エネ基準達成率」が100%以上であること

- ・市内の販売店など市内業者から購入した新品であること

- ・市税を完納している方

- ・補助金額：補助対象経費の1/4(千円未満切捨て)（上限5万円）

(イ) 補助金交付実績

136,219千円（2,992件）

コ 緑のカーテン事業

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物で窓を覆い、その遮光効果と蒸散作用により室温を下げ、エアコンの使用に伴う電気使用量を減らし、温室効果ガスの削減につなげる。

(ア) ゴーヤ・アサガオの種を5,000袋市民に配布

(イ) ゴーヤの苗を市民に配布

市内企業及びグリーンメイトが育てた苗約500個をイベント等で市民に配布した。

(ウ) くらしきグリーンメイトの募集

緑のカーテンを普及させるため、随時募集している。種を優先配布した。

(エ) 緑のカーテンチャレンジの実施

家庭や事業所で育てた緑のカーテンの出来栄を写真で応募。応募者には参加賞として来春用のつる性種子詰め合わせを進呈した。

サ STOP温暖化くらしき

STOP温暖化くらしき実行委員会による地球温暖化防止啓発活動として、環境NPO、行政、市民を対象に、「脱炭素社会に向けて～自律分散型の地域づくりへ足元から変えよう～」をテーマに講演会を実施した。

(5) くらしき環境キャラクター「くらいふ」

全国から「くらしき環境キャラクター」を募集し、平成22年2月に応募作品162点の中から最優秀作品として「くらいふ」を決定した。

「くらいふ」の名前は、倉敷で環境にやさしい生活をおくる（ライフする）に由来。エネルギーをたくさん使うライフスタイルを変えて、暮らしやすい倉敷をつくらうという名前である。デザインは、倉敷らしさを表す「蔵」、大きな頭は丸い地球、大きな緑の葉っぱは緑の豊かさとグリーンくらしきの「く」、青色の足は高梁川の豊かな「流れ・水」を表現している。

また、「くらいふ」の着ぐるみを作成し、環境啓発等のイベントに活用している。



(6) 倉敷市環境審議会条例

倉敷市環境審議会条例は、学識経験者、公募委員、市議会議員等20人以内の委員で構成する審議会によって、環境の保全に関する基本的事項、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、その他の公害を防止する具体的対策、自然環境の保全及び回復に関する重要な事項等について調査、研究、審議することを目的に、平成11年6月1日から施行された。

令和4年1月1日、審議の方向性の統一化を目的として倉敷市環境審議会と倉敷市生物多様性審議会の統合を行った。

(7) 種類別公害苦情発生状況

種類 \ 年度	R3	R4	R5
大 気 汚 染	6	21	13
水 質 汚 濁	29	33	23
土 壌 汚 染	0	0	0
騒 音	46	50	31
振 動	9	5	3
悪 臭	15	17	18
そ の 他	44	18	33
計	149	144	121

(8) 公害防止協定・環境保全協定等締結企業

(令和6年4月1日現在)

	協定締結年月日	協定事業所名		協定締結年月日	協定事業所名
1	昭和 46.11.29	J F E スチール(株)西日本製鉄所(倉敷地区) J F E ケミカル(株)西日本製造所倉敷工場 その他関連会社	35	2.6.29	倉敷開発(株)倉敷カントリー倶楽部
			36	2.7.30	東京建物リゾート(株)鷺羽ゴルフ倶楽部
			37	7.3.31	学校法人加計学園倉敷芸術科学大学
2	46.11.29	瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所	38	8.3.29	学校法人作陽学園くらしき作陽大学
3	47.5.30	E N E O S (株)水島製油所B工場	39	9.5.16	(公財)岡山県環境保全事業団水島クリーンセンター
4	47.5.30	E N E O S (株)水島製油所A工場	40	10.1.13	萩原工業(株)
5	47.6.6	(株)新来島サノヤス造船水島製造所	41	13.10.1	J F E 西日本ジーエス(株)水島ゴルフリンクス
6	47.6.6	荒川化学工業(株)水島工場	42	13.12.19	(独)エネルギー・金属鉱物資源機構倉敷国家石油備蓄基地
			43	14.7.25	水島エルエヌジー(株)
7	47.9.16	中国電力(株)水島発電所 中国電力(株)玉島発電所	44	15.3.14	水島エコワークス(株)
8	47.11.10	J F E 鋼板(株)倉敷製造所	45	16.3.18	中部飼料(株)水島工場
9	47.11.10	品川リフラクトリーズ(株)玉島工場	46	16.9.13	(株)サンモーターズ・リサイクルセンター玉島工場
10	47.11.10	住友重機械工業(株)岡山製造所	47	16.12.1	ナカシマプロペラ(株)玉島工場
11	47.11.27	東京製鐵(株)岡山工場	48	17.3.31	(株)ヒラキンリサイクルステージ玉島工場
			49	18.3.23	(株)ロジコム岡山営業所
12	48.7.19	三菱自動車工業(株)水島製作所 その他関連会社	50	19.1.5	山陽鉄工(株)玉島工場
			51	19.2.16	環境開発事業協同組合玉島工場
13	48.7.19	ペトロコークス(株)水島工場 ペトロコークスジャパン(株)水島工場	52	19.3.19	(株)ケナテックス
			53	19.3.30	瀬戸内パイプライン(株)水島ステーション
14	48.7.19	日清オイリオグループ(株)水島工場 その他関連会社	54	19.8.1	(公財)岡山県環境保全事業団水島廃棄物処分場
			55	19.8.27	(株)日輪岡山事業所
15	48.8.7	三菱ケミカル(株)岡山事業所 その他関連会社	56	20.1.8	(株)中野工業所岡山事業所
			57	20.5.16	わかば食品(株)本社工場
16	48.8.7	旭化成(株)製造統括本部水島製造所 その他関連会社	58	22.3.1	(株)玉島活版所
			59	22.10.20	中国精油(株)水島工場
17	48.10.1	三菱瓦斯化学(株)水島工場 その他関連会社	60	22.10.27	(株)カワナカ西日本循環型エコタウンセンター
			61	23.1.4	倉敷レーザー(株)
18	48.10.1	住友化学(株)大分工場岡山プラント	62	24.9.3	大丸通商(株)玉島工場
			63	25.3.29	日本エアロフォーゼ(株)倉敷工場
19	48.12.1	(株)クラレ倉敷事業所(玉島) その他関連会社	64	27.3.27	(株)中国フジパン
			65	27.4.1	(株)カンガイ新湊工場
20	48.12.1	日本ゼオン(株)水島工場 その他関連会社	66	27.7.27	山鋼プラントック(株)本社
21	48.12.1	日本曹達(株)水島工場	67	28.4.19	(株)ヨコタ商店岡山支店
22	48.12.1	(株)大阪ソーダ水島工場	68	29.3.22	製油パートナーズジャパン(株)倉敷工場
23	48.12.1	オーシカケミテック(株)水島工場	69	29.3.22	全農サイロ(株)倉敷支店
24	48.12.1	関東電化工業(株)水島工場	70	29.3.22	J A 全農くみあい飼料(株)西日本事業部倉敷工場
25	48.12.1	(株)大阪ソーダ岡山工場	71	29.3.22	両備ホールディングス(株)両備テクノモビリティカンパニー倉敷工場
26	48.12.1	M G C ウッドケム(株)水島工場			
27	62.11.12	星光PMC(株)水島工場	72	30.3.27	アイム(株)倉敷工場
28	62.11.12	(株)トウペ倉敷工場	73	30.3.27	アグリコキャリアーズ(株)倉敷事業所
29	63.3.11	日本食品化工(株)水島工場	74	30.12.17	岐阜プラスチック工業(株)倉敷工場
30	63.8.6	三國製薬工業(株)水島工場	75	令和 元.7.19	(株)明治倉敷工場
31	平成 元.5.22	日本農産工業(株)水島工場			
32	元.6.20	西日本飼料(株)水島工場	76	2.3.18	(株)上組玉島ハーバーアイランド物流センター
33	2.6.29	(一社)岡山霞橋ゴルフ倶楽部	77	5.7.31	(公財)岡山県環境保全事業団資源化施設
34	2.6.29	岡山県観光企業(株)岡山ゴルフ倶楽部			

(9) 環境学習センターの概要

環境監視センターの移転にあわせ、倉敷市内の環境学習・環境教育の拠点施設として、環境交流スクエア（愛称：水島愛あいサロン）西棟 4 階部分に環境学習センターを整備し、平成24年度から業務を開始している。

環境学習センターの設備

- エコライブラリー（図書室） 環境や自然に関する図書、資料を閲覧できる情報学習空間
- エコギャラリー（展示室） 市民団体の環境活動や企業の環境技術など様々なものを展示する環境展示空間
- 環境学習教室（会議室） 講演会や研修、ワークショップなど幅広い用途に対応したコミュニケーション空間

ア 所在地 倉敷市水島東千鳥町1番50号（TEL 440-5607）

イ 建物規模 鉄筋コンクリート造、入居面積 752.9㎡、竣工（改築）平成24年3月

ウ 業務内容・実績

（ア）環境イベントの実施

9月に「くらしき環境フェア」（場所：水島緑地福田公園、参加者：約5千人）を実施し、市民の環境意識の向上を図った。

（イ）環境学習講座の開催

各種講座を64回実施し、2,488人の受講があった。

（ウ）展示企画

企業・NPOと連携し、環境保全のPRにかかる展示を5回実施した。

（エ）エコライブラリー

学校が夏休みの期間中は、夏休みの宿題等に利用ができるよう日曜日に開館するなどして、施設の利用促進を行った。図書カード新規発行者数40人、来館者数1,615人であった。

（オ）会議室の貸出

環境学習センター登録団体（環境NPO等）は会議室を無償で利用できるようにするため、各種会議に積極的に活用された。会議室貸出利用者数は延べ2,819人であった。

（カ）施設見学受入

環境監視センター及び環境学習センターの施設見学について、市内小学校を中心に、市外からも見学を受け入れた。受入者数は918人であった。

(10) 環境監視センターの概要

倉敷市内の環境監視の拠点として、環境交流スクエア（愛称：水島愛あいサロン）の西棟2階及び3階部分に環境監視センターを設置し業務を行っている。

ア 所在地 倉敷市水島東千鳥町1番50号（TEL 440-5604）

イ 建物規模 鉄筋コンクリート造、入居面積 997.2㎡、竣工（改築）平成24年3月

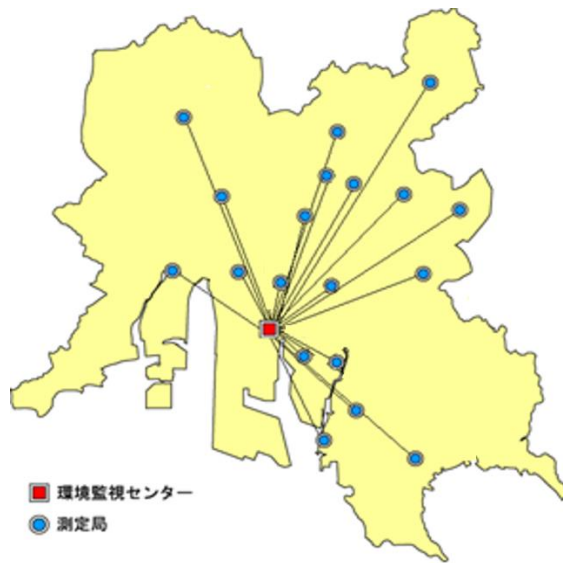
ウ 業務内容

- （ア）大気汚染及び水質汚濁の環境監視に関すること。
- （イ）大気の調査及び分析に関すること。
- （ウ）水質の調査及び分析に関すること。
- （エ）悪臭の調査及び分析に関すること。
- （オ）大気汚染の情報等に関すること。
- （カ）基礎気象及び現地気象の把握に関すること。
- （キ）その他、環境監視に関すること。

(11) 大気汚染

ア 測定機設置状況 (令和6年4月1日現在)

測定局	SO ₂	NO _x	O _x	SPM	PM2.5	CO	HC
1 倉敷美和	○	○	○	○	○	○	○
2 環境監視センター	○	○	○	○	○		○
3 春日		○	○	○			
4 連島	○	○	○				
5 塩生	○	○	○	○	○		
6 松江	○	○	○	○	○		
7 福田	○	○	○	○			
8 玉島	○	○	○	○	○		
9 船穂	○	○	○	○			
10 真備		○	○		○		
11 児島	○	○	○	○	○		
12 天城	○	○	○	○			
13 茶屋町	○	○	○	○	○		
14 庄		○	○	○	○		
15 豊洲	○	○					
16 呼松				○			
17 宇野津	○						
18 駅前		○				○	○
19 大高		○		○	○	○	
20 西坂		○		○		○	



測定結果 (全測定局集計)

測定物質	項目	単位	R3	R4	R5
二酸化硫黄 (SO ₂)	全市平均	ppm	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた延時間数とその割合	時間	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppmを超えた延日数とその割合	日	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	
二酸化窒素 (NO ₂)	全市平均	ppm	0.010	0.009	0.010
	日平均値が0.06ppmを超えた延日数とその割合	日	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0
注1 オキシダント (O _x)	全市平均	ppm	0.032	0.032	0.031
	1時間値が0.06ppmを超えた延時間数とその割合	時間	3,335	3,854	2,615
		%	3.8	4.4	3.0
浮遊粒子状物質 (SPM)	全市平均	mg/m ³	0.015	0.016	0.016
	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた延時間数とその割合	時間	3	1	0
		%	0.0018	0.0006	0.0
	日平均値が0.1mg/m ³ を超えた延日数とその割合	日	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	
微小粒子状物質 (PM2.5)	全市平均	μg/m ³	10.6	11.5	11.1
	日平均値が35μg/m ³ を超えた延日数とその割合	日	4	23	10
		%	0.1	0.6	0.3

注1 オキシダントは昼間の1時間値 (6時~20時) の集計値である。

イ 発生源の状況

○硫黄酸化物総量規制

昭和49年度から年度別削減計画を作成し、排出量削減のための燃料の低硫黄化、排煙脱硫装置の設置に努めた結果、昭和52年度当初に目標を達成した。

一方、大気汚染防止法に基づく総量規制についても、昭和52年6月告示され、昭和53年当初に達成された。

硫黄酸化物企業別排出許容量

企業名	排出許容量 (Nm ³ /H)	企業名	排出許容量 (Nm ³ /H)
J F E ス チ ー ル	593.62	大 阪 ソ ー ダ	33.785
中 国 電 力	314.30	東 京 製 鐵	28.70
三 菱 ケ ミ カ ル	223.10	ペ ト ロ コ ー ク ス	28.70
E N E O S B 工 場	187.80	ク ラ レ	21.10
E N E O S A 工 場	180.10	三 菱 自 動 車 工 業	14.166
旭 化 成	155.315	そ の 他	66.662
瀬 戸 内 共 同 火 力	126.00	留 保 負 荷 量 (リザーブ)	159.652
三 菱 瓦 斯 化 学	51.40	合 計	2,184.40

○窒素酸化物

昭和56年に水島地区の固定発生源に対する総量削減計画を定め、昭和60年度排出許容量2,889.67Nm³/Hを各社に割り当てた。これに対して各社は削減に努め、昭和60年度当初に予定どおり達成した。

窒素酸化物企業別排出許容量

企業名	排出許容量 (Nm ³ /H)	企業名	排出許容量 (Nm ³ /H)
J F E ス チ ー ル	} 1,006.45	東 京 製 鐵	56.20
瀬 戸 内 共 同 火 力		三 菱 瓦 斯 化 学	46.30
中 国 電 力	474.87	ペ ト ロ コ ー ク ス	25.90
三 菱 ケ ミ カ ル	278.55	ク ラ レ	22.84
大 阪 ソ ー ダ	222.77	日 本 ゼ オ ン	13.43
旭 化 成	175.00	そ の 他	62.97
E N E O S A 工 場	168.60	留 保 負 荷 量 (リザーブ)	196.19
E N E O S B 工 場	149.60	合 計	2,899.67

ウ 緊急時対策

大気汚染防止法第23条に定める緊急時の措置のほか、大気汚染による公害事象を未然に防止するため、予報及び情報制度を定めて、硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素及びばいじんの削減を実施している。

発令基準及び削減率

発令内容		1. 大気汚染予報		2. 大気汚染情報	
測定物質	規則対象物質	発令基準	削減率	発令基準	削減率
二酸化硫黄	硫黄酸化物			1時間値が0.10ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の10%以上
				1時間値が0.15ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上
浮遊粒子状物質	ばいじん				
一酸化炭素	一酸化炭素				
二酸化窒素	窒素酸化物				
オキシダント	窒素酸化物	気象条件から判断して、翌日以降のオキシダント濃度の1時間値が0.1ppmを超えるおそれがある場合	届出計画値の20%以上	1時間値が0.1ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合	届出計画値の20%以上
	炭化水素揮発性有機化合物		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛

発令内容		3. 大気汚染注意報		4. 大気汚染警報	
測定物質	規則対象物質	発令基準	削減率	発令基準	削減率
二酸化硫黄	硫黄酸化物	1. 1時間値が0.2ppm以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合	届出計画値の40%以上	1. 1時間値が0.5ppm以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値が0.7ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合	届出計画値の60%以上
		2. 1時間値が0.3ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合			
		3. 1時間値が0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合			
		4. 1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上である大気の汚染の状態になった場合			
		5. 1時間値が0.5ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合	届出計画値の50%以上		
浮遊粒子状物質	ばいじん	1時間値が1立方メートルにつき2.0mg以上である大気の汚染状態が2時間継続した場合	届出計画値の20%以上	1時間値が1立方メートルにつき3.0mg以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合	届出計画値の40%以上
一酸化炭素	一酸化炭素	1時間値が30ppm以上である大気の汚染状態になった場合		1時間値が50ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	
二酸化窒素	窒素酸化物	1時間値が0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	届出計画値の20%以上	1時間値が1.0ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	届出計画値の40%以上
オキシダント	窒素酸化物	1時間値が0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	届出計画値の20%以上	1時間値が0.24ppm以上である大気の汚染の状態になった場合(警報1)	届出計画値の30%以上(警報1)
	炭化水素揮発性有機化合物		炭化水素及び揮発性有機化合物の蒸散を伴う作業の一時中止又は自粛	1時間値が0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった場合(警報2)	届出計画値の40%以上(警報2)

備考① 「届出計画値」とは、岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱第7条第2項に規定するばい煙減少計画書による届出計画値をいう。

② 大気汚染注意報及び警報の発令基準は、発令基準の欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められたときとする。(大気汚染防止法施行令第11条参照)

③ オキシダントの大気汚染予報令に伴う削減措置の要請は、発令日の17時までに行い、削減措置は翌日の7時から実施するものとする。

(12) 悪 臭

ア 現 況

悪臭防止法に基づき、特定悪臭物質を排出する工場や事業場に対して規制を行っている。また、特定悪臭物質の測定を実施し、規制基準の遵守状況を確認している。令和5年度は10工場・事業場の敷地境界及び5工場・事業場の排水中の特定悪臭物質を測定しており、全て規制基準に適合している。

イ 特定悪臭物質の測定

(ア) 敷地境界における測定件数

特定悪臭物質	測定件数			特定悪臭物質	測定件数		
	R3	R4	R5		R3	R4	R5
アンモニア	1	1	1	イソバレルアルデヒド	4	6	4
メチルメルカプタン	1	1	2	イソブタノール	6	8	6
硫化水素	1	1	2	酢酸エチル	6	8	6
硫化メチル	1	1	2	メチルイソブチルケトン	6	8	6
二硫化メチル	1	1	2	トルエン	6	8	6
トリメチルアミン	1	1	1	スチレン	6	8	6
アセトアルデヒド	4	6	4	キシレン	6	8	6
プロピオンアルデヒド	4	6	4	プロピオン酸	1	1	2
ノルマルブチルアルデヒド	4	6	4	ノルマル酪酸	1	1	2
イソブチルアルデヒド	4	6	4	ノルマル吉草酸	1	1	2
ノルマルバレルアルデヒド	4	6	4	イソ吉草酸	1	1	2

(イ) 排水水中における測定件数

特定悪臭物質	測定件数			特定悪臭物質	測定件数		
	R3	R4	R5		R3	R4	R5
メチルメルカプタン	9	7	5	硫化メチル	9	7	5
硫化水素	9	7	5	二硫化メチル	9	7	5

(13) 水 質

ア 水質汚濁の概要

倉敷市の主な水域は、一級河川の高梁川、二級河川の倉敷川、海域として水島海域、備讃瀬戸（児島海域）がある。高梁川、倉敷川の水質は、平成 6 年度の濁水の影響により数年間悪化していたが、近年は横ばいの状況である。水島海域の水質は、かつては水島臨海工業地帯の排水により、水島港を中心に汚濁が進行していたが、水島港の水質は改善されている。近年の環境基準達成率は横ばいの状況である。

海域環境基準達成状況

区分	年度 率	R3		R4		R5	
		m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)
健康項目		0/839	100	0/839	100	0/806	100
生活環境項目		211/1,314	83.9	191/1,314	85.5	188/1,314	85.7

河川環境基準達成状況

区分	年度 率	R3		R4		R5	
		m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)
健康項目		0/692	100	0/689	100	0/663	100
生活環境項目		40/560	92.9	19/560	96.6	19/502	96.2

※ m = 基準値を超える件数 n = 検査件数

イ 特定事業場数（令和6年3月31日現在）

特定事業場の区分	日平均排水量		合計
	50㎡未満	50㎡以上	
畜房施設を設置するもの	6	0	6
食料品製造業に係るもの	77	6	83
繊維工業に係るもの	8	13	21
化学繊維製造業に係るもの	0	1	1
紙パルプ製造業に係るもの	1	0	1
印刷業に係るもの	6	0	6
化学工業に係るもの	6	21	27
石油精製業に係るもの	0	3	3
ゴム製品製造業に係るもの	2	0	2
窯業原材精製業または土石製品に係るもの	19	0	19
砕石業・砂利採集業に係るもの	2	0	2
鉄鋼業に係るもの	0	3	3
金属製品製造業または機械工業に係るもの	23	6	29
火力発電施設を設置するもの	0	1	1
浄水施設を設置するもの	2	3	5
旅館業に係るもの	49	9	58
洗濯業に係るもの	79	2	81
写真現像業に係るもの	14	0	14
病院に係るもの（300床以上）	3	0	3
自動車整備業に係るもの	9	0	9
自動式車両洗浄施設を設置するもの	173	0	173
研究試験検査または専門教育を行う事業場に係るもの	18	1	19
廃棄物処理施設に係るもの	5	1	6
し尿処理施設を設置するもの（501人槽以上）	1	13	14
下水道終末処理施設に係るもの	0	4	4
飲食店等に係るもの	16	7	23
みなし指定地域特定施設に係るもの	56	11	67
その他	3	0	3
合計	578	105	683

(14) 騒音・振動

ア 現況

騒音規制法及び振動規制法に基づき、特定施設を設置する事業場（特定工場）や特定建設作業について規制を行っている。特定工場及び特定建設作業については随時立入調査を行い、監視・指導を行っている。また、環境騒音、自動車騒音、道路交通振動、新幹線・鉄道騒音についての測定を実施し、環境基準等の達成状況の把握を行っている。

(ア) 特定工場及び特定施設数（令和6年3月31日現在）

	特定工場数	特定施設数
騒音	655	6,965
振動	451	4,599

(イ) 特定建設作業の届出数（令和5年度）

	届出数	備考
騒音	137	うち、113件はさく岩機を使用する作業、82件はバックホウを使用する作業
振動	114	うち、104件はブレーカーを使用する作業、18件はくい打機等を使用する作業

イ 騒音・振動の測定

(ア) 道路に面する地域の面的評価

評価区間 (路線数)	R3	R4	R5
	18 (10)	19 (8)	16 (8)

(イ) 道路に面する地域の環境騒音・道路交通振動

測定地点数	R3	R4	R5
	3	3	3

(エ) 山陽新幹線騒音・振動

測定地点数	R3	R4	R5
	3	3	3

(ウ) 一般地域の環境騒音

測定地点数	R3	R4	R5
	3	2	3

(オ) 瀬戸大橋線鉄道騒音

測定地点数	R3	R4	R5
	3	3	3

(15) 公害事件

三菱石油(株)水島製油所重油流出事故

昭和49年12月18日に、三菱石油(株)水島製油所構内の原油タンク（T-270タンク）から原油が漏洩し、油量約43,000kℓが流出、そのうち約7,500kℓ～9,500kℓ（推定）が海上へ流出したため海上汚染区域は、岡山県沿岸はもとより、香川、徳島、兵庫県の備讃瀬戸に及んだ。

この事故による倉敷市内の関連漁業に対する漁業補償額は、約13億4千万円が支払われた。

(16) 市民運動組織

松江地区公害対策委員会	昭和39年2月設立	塩生地区公害対策協議会	昭和46年8月設立
呼松町町内会公害部	〃 39年7月 〃	高島地区公害対策特別協議会	〃 46年10月 〃
広江地区公害対策委員会	〃 39年7月 〃	宇頭間地区公害対策委員会	〃 47年7月 〃
公害防止倉敷市民協議会	〃 42年2月 〃	公害病患者と家族の会	〃 47年9月 〃
宇野津自治会環境部	〃 44年8月 〃		

(17) 倉敷市公害防止施設改善資金融資制度

近年、より良い環境を望む住民の声が強いなかで、経営基盤の弱い中小企業にあっても公害防止施設の設置を回避することはできず、この設置に多額の資金を要するために経営面に悪化をきたすおそれがあるため、工場の適地移転、又は公害防止施設の改善を促進する積極的な資金援助のための融資制度が必要であり、本市では公害防止思想の啓発、施設の普及促進を図るため昭和47年4月1日公害防止施設改善等助成条例を制定し、低利の資金融資並びに利子補給を継続実施している。

倉敷市公害防止施設改善等助成条例及び施行規則概要

(ア) 資格条件

- ・引き続き市内で1年以上同一事業を営む中小企業者
- ・市税を完納していること
- ・資金の返済が確実であると認められるもの
- ・施設の改善又は移転を行う者で、県又は市から勧告若しくは指導を受けた者

(イ) 融資条件

- | | | | |
|-------|---|----------|------------------|
| ・使 途 | 公害防止施設の設置改善 | ・限 度 額 | 1貸付1,500万円 |
| ・期 間 | 7年以内 | ・返 済 方 法 | 月賦均等償還（据置1年以内） |
| ・保証料率 | 保証協会において定める料率 | ・保証人及び担保 | 保証協会の定めによるものとする。 |
| ・貸付金利 | 年1.80パーセント（ただし、責任共有制度の対象にならない保証協会の保証を受けるときは、年1.65パーセント）（変動制、令和元年7月より） | | |

(ウ) 取扱時期

年間随時

(エ) 取扱窓口

環境政策部環境政策課

(オ) 取扱銀行

中国銀行、トマト銀行、水島信用金庫、玉島信用金庫、おかやま信用金庫

(カ) 利子補給

貸付利率の50パーセント以内（毎年2月受付）

(18) 倉敷市自然環境保全条例

自然環境の保全と回復を図ることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として昭和49年3月29日、本条例を制定、昭和49年6月1日から施行された。

・倉敷市自然保護監視員

倉敷市自然環境保全条例第32条の規定に基づき、自然環境の保全、復元施策について、円滑かつ有効な実施を促進するため、26人の監視員を委嘱している。

(19) 倉敷市生物多様性地域戦略の策定（平成26年3月）

生物多様性基本法第13条に基づき、倉敷市第二次環境基本計画の望ましい環境像「自然と人が共生し次代へつなぐ健全で恵み豊かな環境」の達成を目的として、平成26年3月に「倉敷市生物多様性地域戦略」を策定し、倉敷市域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して、総合的・計画的に推進している。

4. 廃棄物対策

(1) ごみ処理

ア ごみ処理状況（令和5年度）

・ごみ種別排出量

・処理方法別処理量

ごみ種	排出量（t）
燃やせるごみ	140,820
資源ごみ	6,753
不燃ごみ	160
埋立ごみ	1,254
粗大ごみ	2,972
使用済小型家電	837
使用済乾電池	93
合計	152,889

処理方法	処理量（t）	
中間処理	破碎処理量	3,046
	焼却処理量	177,749
資源化処理	資源化量	80,940
最終処分	埋立処分量	2,956

イ ごみ収集・受入施設の体制（令和6.4.1現在）

施設名称	倉敷環境センター	水島環境センター	児島環境センター	玉島環境センター
所在地	倉敷市白楽町 424	倉敷市水島川崎通 1 丁目 1-110	倉敷市児島小川町 3697-4	浅口市金光町八重 317
収集・受入人員(人)	13	35	6	4
塵芥車（台）	9	42	6	1
トラック等（台）	2	9	2	1

※ 直営によるゴミステーション収集は、水島環境センターが実施（倉敷地区の一部のみ）。

ウ 家庭ごみの収集

五 種 分 別 収 集	
燃 や せ る ご み	週 2 回 (ごみステーションから収集)
資 源 ご み	月 1 回 (")
埋 立 ご み	月 1 回 (")
使 用 済 み 乾 電 池	上 記 す べ て の 収 集 日 (")
粗 大 ご み	戸 別 (有 料) 収 集

- ※ 平成13年4月から粗大ごみ処理手数料有料化
- ※ 平成25年5月からふれあい収集を開始
- ※ 令和5年4月から一時多量ごみ制度の運用開始

エ 一般廃棄物処理手数料

- ・事業ごみ (可燃物、不燃物)

(平成9年4月1日から)

100kg まで 600 円

100kg を超えるもの 100kg ごとに 600 円を加算する。

(平成9年11月1日から)

20kg につき 120 円 (端数切り上げ)

(平成10年4月1日から)

10kg につき 60 円 (端数切り上げ)

(平成13年4月1日から)

10kg につき 90 円 (端数切り上げ)

(平成18年4月1日から)

10kg につき 130 円 (端数切り上げ)

(平成26年4月1日から)

10kg につき 133 円 (端数切り上げ)

(令和元年10月1日から)

10kg につき 136 円 (端数切り上げ)

(令和5年4月1日から)

10kg につき 153 円 (端数切り上げ)

(令和4年4月1日から)
真備地区
10kg につき 120 円

- ・犬、猫等の死体

1 体につき 1,048 円

オ 産業廃棄物処理費用

市が処理できる産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のもので、市長があらかじめ認めたもの。

一般廃棄物処理手数料 (事業ごみ) と同額

(2) ごみ処理施設

ア 焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設

施設名称	水島清掃工場	倉敷西部清掃施設 組合清掃工場	吉備路 クリーンセンター	倉敷市・資源循環型 廃棄物処理施設		
設置主体	倉敷市	倉敷西部清掃施設組合	総社広域環境施設組合	水島エコワークス株式会社 (倉敷市 PFI 事業)		
所在地	水島川崎通 1-1-4	玉島道越 888-1	真備町箭田 481	水島川崎通 1-14-5		
竣工年月	平成 6 年 12 月	平成 10 年 3 月	平成 9 年 3 月	平成 17 年 3 月		
敷地面積	9,917 m ²	5,764 m ²	15,000 m ²	33,281 m ²		
建築面積	4,377 m ²	2,057 m ²	6,300 m ²	9,185 m ²		
構造	鉄骨鉄筋コンクリート 造	鉄骨鉄筋コンクリート 造	鉄骨鉄筋コンクリート 造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コン クリート造		
炉形式	全連続式ストーカ炉	全連続式流動床炉	全連続式流動床炉	全連続式ガス化溶融炉 (ガス化改質方式)		
処理能力	300t/24h (150t/24h×2 炉)	180t/24h (90t/24h×2 炉)	180t/24h (90t/24h×2 炉)	555t/24h (185t/24h×3 炉) 内訳 一般廃棄物等 303t/24h 産業廃棄物 252t/24h		
建設費	① 17,679,950 千円 ② 4,949,702 千円 ① 当初建設費 ② 改良工事費	6,993,700 千円	① 11,755,815 千円 ② 4,235,000 千円 ① 当初建設費 ② 改良工事費	10,361,043 千円		
	国庫補助		① 2,422,500 千円 ② 2,096,290 千円		① 1,209,066 千円 ② 1,723,527 千円	
	起債		① 13,110,200 千円 ② 2,483,700 千円		① 8,619,800 千円 ② 2,178,100 千円	数値は一般廃棄物等相当 分
	一般財源		① 2,147,250 千円 ② 369,712 千円		① 1,926,949 千円 ② 333,373 千円	
工事施工者	日立造船(株)	(株)荏原製作所	(株)神鋼環境ソリューシ ョン	JFE エンジニアリング(株)		
備考	平成 25 年度から平成 28 年度にかけて基幹的 設備改良工事を実施	平成 17 年 9 月、処理能 力を 120t/日から 180t/ 日に変更	令和 3 年度から令和 5 年度にかけて基幹的設 備改良工事を実施	—		

焼却処理の状況

(令和5年度)

		市内処理				計
		水島清掃工場	西部清掃工場	水島エコワークス	吉備路クリーンセンター	
搬 入 量	倉敷市	67,561	20,618	58,980	5,682	152,840
	早島町	4,144	—	—	—	4,144
	金光町	—	3,111	—	—	3,111
	その他 (岡山市)	8,719	—	—	—	8,719
	計	80,425	23,729	58,980	5,682	168,815
焼却量 (t)		87,124	24,750	60,193	5,682	177,749

(注) 焼却量は、ピット残量調整及び貯留分焼却が含まれているため搬入量より多い。

計は、四捨五入のため合わないことがある。

イ 粗大ごみ処理施設

施設名称	東部粗大ごみ処理場	吉備路クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	二子1917-4	真備町箭田481
竣工年月	平成6年3月	平成9年3月
敷地面積	6,870㎡	15,000㎡
建築面積	1,043㎡	6,300㎡
処理対象品目	粗大ごみ	粗大ごみ
処理能力	80t/日	36t/日
運転時間	1日5時間運転	1日5時間運転
設備内容	破碎方式	2段式破碎 (不燃性) 2段式破碎 (可燃性) 2軸剪断式
	選別方式	4種選別(鉄類 アルミ類可燃物 不燃埋立物)
建設費	2,894,300千円	前頁 焼却処理施設建設費を含む
国庫補助 起債	1,064,200千円 1,611,500千円	
一般財源	218,600千円	
工事施工者	極東開発工業(株)	(株)神鋼環境ソリューション

ウ 資源選別関連施設

施設名称	資源選別所	吉備路クリーンセンター ストック・カレットヤード	
所在地	水島川崎通1-18	真備町箭田481	
竣工年月	平成8年3月	平成9年3月	
敷地面積	6,400㎡	15,000㎡	
建築面積	1,597㎡	6,300㎡	
設備内容	管理棟	138㎡	—
	選別棟	1,014㎡	—
	コンテナ倉庫	208㎡	—
設備内容	ストックヤード	237㎡	1352.52㎡ (カレットヤード含む)
	処理対象品目	びん類	資源ごみ
処理能力	15t/日	—	
運転時間	1日5時間運転	—	
設備内容	破碎方式	—	—
	選別方式	手選別	手選別
建設費	251,306千円	前頁 焼却処理施設建設費を含む	
国庫補助 起債	— 197,600千円		
一般財源	53,706千円		
工事施工者	(株)菱水エステック (株)コスガデンキ (有)小田設備	(株)神鋼環境ソリューション	

エ リサイクル関連施設

施設名称	倉敷市リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)	
所在地	児島小川町3697-4	
竣工年月	平成16年11月	
敷地面積	10,111㎡	
建築面積	本体建物	827㎡ (リサイクル推進センター:536㎡ 環境センター:99㎡、共用部分:192㎡)
	バイオディーゼルプラント	34㎡
	ストックヤード	281㎡
入館時間	9:00~17:00(毎週月曜日及び年末年始休館)	
施設内容	リサイクル学習室、リサイクル体験室ほか	
バイオディーゼルプラント概要	処理能力:100リットル/バッチ・7時間	
太陽光発電設備	設備容量:20kW	
建設費	893,772千円(用地費525,972千円含む。)	
起債	起債	687,000千円
	県補助金	32,920千円
	一般財源	173,852千円
工事施工者	(株)綾野工務店 東海電機(株)	(株)児島配管 (株)白神建設

オ 最終処分場

処分場名	東部最終処分場（2期）	
設置主体	倉敷市	
所在地	二子1923-5	
埋立面積	33,000㎡	
埋立容量	330,000㎥	
埋立期間	埋立開始	平成15年3月
	終了	令和22年3月（予定） （残余容量調査による）
建設費	1,389,683千円	
建設費の内訳	国庫補助	551,702千円
	起債	795,900千円
	一般財源	42,081千円
工事施工者	間組・大森工務店ほか	

(3) し尿処理

ア し尿処理状況

(令和5年度)

区分		計	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備	
行政区域総人口（人）		474,330	199,178	87,736	64,376	62,422	15,601	16,405	8,224	20,388	
処理対象区域人口（人）		474,330	199,178	87,736	64,376	62,422	15,601	16,405	8,224	20,388	
同上内訳	水洗化人口	公共下水道（人）	365,929	159,075	76,685	52,071	45,637	5,024	11,681	5,304	10,452
		浄化槽（人）	82,969	33,428	7,726	8,229	11,407	9,498	4,024	1,958	6,699
		農業集落排水（人）	801	320	0	0	0	0	0	231	250
	汲取人口	計画収集（人）	17,744	3,026	2,107	6,084	3,523	562	253	513	1,676
自家処理（人）		358	65	14	75	127	44	8	25	0	
実績	汲取し尿	年間収集量（kℓ）	19,420	3,418	3,417	3,912	4,167	1,452	305	578	2,170
	浄化槽汚泥	年間収集量（kℓ）	81,557	24,599	17,686	7,144	12,226	5,993	2,973	1,635	9,301
	計	（kℓ）	100,976	28,017	21,103	11,056	16,393	7,445	3,278	2,213	11,471

(注) 計は、四捨五入のため合わないことがある。

イ 直営、許可業者別年間収集量

(令和5年度)

区分	直営	許可業者		計	
	し尿	し尿	浄化槽	し尿	浄化槽
年間収集量（kℓ）	3,912	15,508	81,557	19,420	81,557

ウ 処理施設

施設名称	倉敷衛生センター	水島衛生センター	児島衛生センター	玉島衛生センター	備南衛生施設組合(清鶴苑)	総社広域環境施設組合(アクアセンター)吉備路	
設置主体名	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市、岡山市、早島町	総社市、倉敷市	
所在地	白楽町424	水島川崎通1丁目	児島小川町3670	玉島乙島8255	茶屋町1919	総社市窪木1101-1	
竣工年月	令和6年4月	昭和44年3月	し尿処理業務し尿処理は、児島下水処理場が担当している。	昭和56年10月	昭和60年11月	平成19年1月	
敷地面積	4,928㎡	10,479㎡		7,057㎡	5,184㎡	14,417㎡	
建築面積	1,067.71㎡	180㎡	614㎡	1,998㎡	1,812㎡		
処理能力	158kl/日	128kl/日	85kl/日	70kl/日	80kl/日	90kl/日	
建設費	3,148,536,820円	187,627,430円	- (児島下水処理場内)	305,812,000円	1,649,445,000円	2,408,700,000円	
内訳	国庫補助	681,019,000円		51,500,000円	150,000,000円	534,374,000円	-
	県補助	-		3,070,000円	-	-	-
	起債	2,155,100,000円		81,700,000円	117,600,000円	621,100,000円	2,112,500,000円
	一般財源	312,417,820円		51,357,430円	38,212,000円	493,971,000円 指定寄付51,188千円含	296,200,000円
工事施工者	株式会社環境エンジニアリング	荏原インフィルコ	荏原インフィルコ	久保田鉄工	クボタ		

エ し尿処理機動力

(令和6.3.31現在)

区分		倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備	計
直	収集作業員(人)			10						10
	浄化槽汚泥									
営	収集車両(台)			10						10
	浄化槽汚泥									
年	年間収集量(kl)			3,912						3,912
	浄化槽汚泥									
許	業者数		12	1	2	1		1	1	17
	浄化槽汚泥			1						1
可	収集作業員(人)		53	4	17	19		10	26	125
	浄化槽汚泥									4
業	収集車両(台)		28	2	7	3	2	3	7	50
	浄化槽汚泥									2
者	年間収集量(kl)		3,418	3,417	3,913	4,167	1,452	306	578	19,420
	浄化槽汚泥		24,599	17,686	7,144	12,226	5,994	2,974	1,636	9,301
計(kl)			29,634	21,310	28,018	21,103	11,057	16,393	7,446	3,279

(注) 計は、四捨五入のため合わないことがある。

オ し尿くみ取り手数料

- ・現行料金（令和元年10月1日から）

1回の収集につき、アからエまでの規定により算出した額を徴収する。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、該当端数金額を切り捨てる。

ア 72リットルまで748円

イ 72リットルを超える場合は、超過分に対し、18リットル（18リットル未満は、18リットルとみなす。以下同じ）ごとに187円を加算する。

ウ 使用するホースが40メートルを超える場合は、330円を加算する。

エ 下水道法第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、公示された日から3年を経過した区域については、収集量全体に対し、18リットルごとに33円を加算する。

(4) ごみ減量化協力団体報奨金交付制度

ごみの減量と資源化を促進する目的で、子ども会・PTA・町内会等の団体が行う資源回収活動に、報奨金を交付し、活動を奨励するため「倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱」を定め、昭和63年10月から実施した。

ア 対象となる団体……地域住民で構成する営利を目的としない団体。（子ども会・PTA・町内会・老人会・婦人会など）

イ 対象となる品目……古紙類・繊維類・びん類・金属類・ペットボトルなどで再生資源回収業者が引き取り、又は環境センター等へ搬入した資源物。

ウ 報奨金の額……対象品目 1 キログラム当たり6円。

	対 象 期 間	申 請 時 期
前 期	2月から8月実施分	9月1日から9月20日まで
後 期	9月から1月実施分	2月1日から2月20日まで

エ 報奨金の交付状況（令和5年度）

- ・団体数 905団体
- ・回収量 7,388,183kg
- ・報奨金 44,329,089円

オ ごみ減量化協力団体登録数（R6.3.31現在）

区分	地区	子ども会	PTA	老人会	町内会	婦人会	その他	計
倉 敷		75	36	7	219	3	82	422
水 島		30	23	4	93	0	23	173
児 島		27	15	19	59	6	35	161
玉 島		22	16	9	130	2	33	212
真 備		3	10	0	6	0	2	21
船 穂		9	2	0	8	0	2	21
計		166	102	39	515	11	177	1,010

(5) 生ごみ処理容器購入費補助金交付制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のリサイクル意識の高揚及びごみの減量を促進するため、平成4年4月1日から、生ごみたい肥化容器を購入した者に対し、購入費の一部を補助する「生ごみたい肥化容器購入補助金交付制度」を設け、実施している。

平成20年10月1日からは、新たに電気式の生ごみ処理機等を補助対象に加え、「生ごみ処理容器購入費補助金交付制度」として、実施している。

平成20年10月1日からは、生ごみたい肥化容器については補助率及び補助限度額を、電気式生ごみ処理機については補助限度額を引き上げた。また、補助対象基数も5年を経過すれば再申請ができるよう改正した。

ア 対象者等……市内に住所を有し、居住している世帯主であること。市内に容器を設置し適切な管理ができること。たい肥化した生ごみを自家処理できること。市税を完納していること。なお、購入から1年以内の

容器が補助対象。

イ 補助内容……生ごみたい肥化容器について、補助率、補助限度額は容器の購入に要した経費の3分の2で容器1基につき5,000円。補助基数は1世帯あたりコンポスト型又はボカシ容器型でそれぞれ2基まで（補助を受けてから5年を経過した容器を除く）。ただし、船穂地区内の生ごみ戸別収集協力世帯が指定の容器を設置する場合は、基数制限なし。電気式生ごみ処理機について、補助率、補助限度額は購入に要した経費の2分の1で30,000円。補助基数は1世帯あたり1基。ただし、補助を受けてから5年を経過した処理機を除く。

ウ 生ごみ処理容器購入費補助金交付基数（令和5年度）

区 分	交 付 基 数	交 付 金 額
生ごみたい肥化容器	70基	235,000円
生ごみ処理機	123基	3,160,400円
計	193基	3,395,400円

(6) ペットボトル拠点回収事業

ペットボトルのリサイクルを進めるため、市内のスーパーマーケット、百貨店の店頭回収容器を置いて回収リサイクルした。

- ・回収拠点（回収協力店）……92拠点（令和5年度末現在）
- ・拠点回収量…… 379 t

リサイクルシンボルキャラクター「リックル」
平成11年度に一般公募により、決定した。



(7) マイボトル・マイ箸運動の推進

倉敷市では、自然環境の保護とごみの減量化を図るため、平成22年10月から、「マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度」を制定し、市民、事業者、行政の協働で積極的な取組みを実施してきた。

その後レジ袋有料化や店頭啓発の効果もあり、レジ袋辞退率が令和3年度には80%を超えたため、マイバッグ運動に変わり、プラスチックごみの削減を目指し、令和5年度末からマイボトル運動の推進を開始した。

(令和6年4月1日現在)

- ・マイ箸運動推進協力店 3事業者6店舗を認定
- ・マイボトル運動推進協力店 募集中

(8) 倉敷市リサイクル推進センター運営事業

市民、事業者と協働してごみ減量とリサイクルの推進に取り組み、市民の自主的な活動を支援するため、平成16年10月31日に倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）を開館した。この施設では、不用品の修理再生、再生品の展示・提供、リサイクル体験学習、廃食用油の燃料化といった事業を行っている。

(令和4年度実績)

- ・リサイクル体験講座 開催 36講座 参加者 579名
- ・廃食用油燃料化事業 精製燃料 7,225ℓ 燃料使用公用車 4台
- ・木製品提供 411点 古着提供 14,350点 古本提供 7,425点 マイバッグ提供 1,644点
- ・BDFカーターの体験走行（バイオディーゼル燃料の啓発、リサイクルの体験）1回 9名

(9) 省資源運動の推進

ア 家庭用品再利用銀行

昭和51年5月1日に開設し、使用しなくなった家庭用品の有効活用を促進。平成21年4月から、リサイクル推進センター「クルクルセンター」へ業務移管。

- ・対象となる品 家具、電気ガス器具類、楽器、学用品類、玩具、ベビー用品等
- ・登録方法 提供・譲受希望者ともに住所・氏名・電話番号・品名等を直接、または電話で登録
- ・取引 譲受希望者に品物の情報を提供し、当事者間の話し合いにより成立

イ 利用状況

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5
提供	199	131	139	118
希望	224	184	242	241
紹介	186	136	148	98
成立	116	85	99	86

(10) 産業廃棄物対策

概要

工場・事業所等の事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者自ら処理する責任があり、自ら処理できない場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされている。

主な業務は、産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設、使用済自動車の解体・破砕業に係る許可、指導及び立入検査等を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、再生利用及び適正処理の推進、市民・事業者に対して産業廃棄物に関する正しい知識の提供、産業廃棄物の不適正処理に対する指導を行う。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、その確実かつ適正な処理を推進するため、保管状況等について指導、立入検査等を行っている。

ア 発生抑制の推進

- (ア) 産業廃棄物の減量化を図るため、排出事業場への立入検査を実施し、発生抑制、リサイクルについて指導する。
- (イ) 産業廃棄物を多量に排出する事業場に対し、自らが作成した計画書へ盛り込んでいる減量・再生利用等を確実に実行するよう指導する。

イ 適正処理の推進

- (ア) 排出事業者及び処理業者へ法令を遵守した適正な処理を実施するよう指導の強化を図る。
- (イ) 産業廃棄物処理施設等への立入調査・検査体制を充実し、適正な維持管理等について指導の強化を図る。

立入検査の実施状況 (令和5年度)

区分	一般立入件数	苦情対応件数
事業者	2,670	16
処理業者	1,112	0
合計	3,782	16

苦情対応等の内訳 (令和5年度)

区分	件数
不法投棄	3
不適正保管	0
不適正処理	0
野外焼却	10
不適正焼却	3
その他	0
合計	16

ウ 啓発活動の推進

- (ア) 産業廃棄物の排出事業者・処理業者に対し、講習会などを通じて関係法令等を周知する
- (イ) インターネット等を活用し、産業廃棄物に関する正しい情報を提供する。

エ 不法投棄防止対策の推進

- (ア) 不法投棄防止のため、産業廃棄物の発生から処分までの過程を確認する産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の実施について、排出事業者・収集運搬業者・処分業者への立入検査時に運用状況を確認する。

- (イ) 関係機関との連携や、航空機による上空からの監視により、産業廃棄物の不法投棄防止に努めるとともに、不適正処理の早期発見と未然防止に努める。
- (ウ) 野外焼却などの不適正処理へ迅速に対応するため、警察OBを産業廃棄物監視指導員として任命し、市内パトロール・改善指導を行う。
- (エ) 夜間・休日の監視パトロールを民間警備会社に委託し、監視体制を強化する。
- (オ) 産業廃棄物の不法投棄に対しては、関係機関の協力を得て不法投棄者を究明し、投棄物の撤去、処分等に関し強力な指導を行い原状回復に努める。

オ 産業廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の政令で定める産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設	許可対象規模
汚泥の脱水施設	1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの
汚泥の乾燥施設	1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの
汚泥の天日乾燥施設	1日当たりの処理能力が100m ³ を超えるもの
汚泥の焼却施設 (PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)	1日当たりの処理能力が5m ³ を超えるもの 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの
廃油の油水分離施設	1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの
廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く。)	1日当たりの処理能力が1m ³ を超えるもの 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの
廃酸又は廃アルカリの中和施設	1日当たりの処理能力が50m ³ を超えるもの
廃プラスチック類の破砕施設	1日当たりの処理能力が5 t を超えるもの
廃プラスチック類の焼却施設 (PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)	1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの 火格子面積が2m ² 以上のもの
木くず又はがれき類の破砕施設	1日当たりの処理能力が5 t を超えるもの
有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全てのもの
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全てのもの
廃水銀等の硫化施設	全てのもの
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全てのもの
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全てのもの
廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全てのもの
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全てのもの
PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全てのもの
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等を除く。)	1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの
遮断型最終処分場	全てのもの
安定型最終処分場	全てのもの
管理型最終処分場	全てのもの

カ 産業廃棄物処理施設設置数

(令和5年度末)

産業廃棄物処理施設	許可施設数
汚泥の脱水施設	10
汚泥の焼却施設	7
廃油の油水分離施設	5
廃油の焼却施設	4
廃プラスチック類の破碎施設	14
廃プラスチック類の焼却施設	5
木くず又ははがれき類の破碎施設	62
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	2
産業廃棄物の焼却施設	12
安定型最終処分場	4
管理型最終処分場	2

キ 産業廃棄物処理業許可数

(令和5年度末)

産業廃棄物処理業	許可数
産業廃棄物収集運搬業	114
特別管理産業廃棄物収集運搬業	16
産業廃棄物処分業	78
特別管理産業廃棄物処分業	7

5. 下水道事業

本市の下水道事業は、地形的な制約により、倉敷処理分区（旧倉敷処理区を含む）・水島処理区・児島処理区・玉島処理区・船穂処理区（玉島下水処理場に流入）及び真備処理区の1処理分区及び、5処理区に分けて施行してきた。旧倉敷処理区は昭和30年、水島処理区は昭和39年、児島処理区は昭和27年、玉島処理区は昭和50年、船穂処理区は平成8年、そして真備処理区は平成10年に事業着手した。倉敷処理分区については、平成3年に児島湖流域下水道に接続し、供用開始した。令和6年3月までに約5,212億円を投じて8,936haの区域を整備し、その人口普及率は82.1%となっている。

健康で文化的な生活環境づくり、川や海などの公共水域の水質保全のために最も重要な都市施設である下水道の整備を市政の重点施策の一つとして事業を進めており、平成28年度を初年度とする倉敷市下水道事業経営戦略ビジョンでは、人口普及率を76.2%（平成26年度末）から82.4%（令和7年度末）まで上昇させることとし、人口普及率の向上・下水道施設のストックマネジメント計画及び地震対策を重点に事業を展開している。

平成31年4月からは、下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に的確に取り組むため、平成30年度までの官公庁会計による「下水道事業特別会計」「農業集落排水事業特別会計」を廃止し、地方公営企業法の一部（財務）適用を行い、公営企業会計方式へ移行した。

また、近年の気候変動に伴う豪雨による大規模な水害が全国的に発生しており、本市においても道路冠水等の内水による浸水被害の発生頻度も高くなっている。

令和3年度からは、「倉敷市雨水管理総合計画」に基づき浸水対策事業に着手しており、当面の対策として、浸水実績箇所のうち床上浸水箇所を解消するため、雨水ポンプ場の整備を行っている。

(1) 令和6年度地区別事業計画

※ 令和6年度当初予算ベース

処 理 区	管 き よ	ポ ン プ 場	処 理 場
倉敷処理分区	φ 200mm～φ 300mm L = 2,800 m(未普及) φ 150mm～φ 600mm L = 1,600 m(ストックマネジ メント) φ 500mm L = 200 m(地震対策)	倉敷北第3ポンプ場 耐水化工事(耐水化) 倉敷中ポンプ場 築造工事(浸水対策)	
水島処理区	φ 200mm L = 500 m(未普及) φ 150mm～φ 600mm L = 1,100m(ストックマネジ メント) □3,200×□3,200mm L = 100 m(地震対策)		水島下水処理場 汚泥処理棟ほか特殊電源設備工事 (ストックマネジメント) 濃縮汚泥供給ポンプ機械設備工事 濃縮汚泥供給ポンプ電気設備工事
児島処理区	φ 200mm L = 700 m(未普及) φ 150mm～φ 600mm L = 1,600 m(ストックマネジ メント)	阿津雨水ポンプ場 沈砂池ほか機械設備・電気設 備工事(ストックマネジメン ト) 耐震補強工事(地震対策) 田の口ポンプ場 耐震補強工事(地震対策) 下津井ポンプ場 汚水ポンプ機械・電気設備工 事(地震体躯)	
玉島・船穂・ 真備処理区	φ 150mm～200mm L = 2,100 m(未普及) φ 150mm～φ 600mm L = 800 m(ストックマネジ メント)	柏島ポンプ場 防食工事(ストックマネジメ ント) 阿賀崎第1ポンプ場 耐水化工事(耐水化) 船穂雨水ポンプ場 耐震補強工事(地震対策)	玉島下水処理場 耐震補強工事(地震対策) 沈砂池躯体ほか改修工事

※ 倉敷処理分区は、児島湖流域関連倉敷処理分区と倉敷処理区を合わせたものである。

(2) 事業計画の概要

① 倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン(平成28年度～令和7年度)

総事業費	整備面積	整備人口	人口普及率
510億円	約725ha	24,700人	82.4%

(3) 事業の実績

① 実績

年度	処理区	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理人口普及率 (%)	管きよ延長 (m)	建設改良費 (千円)
～R4年度		8,895	390,756	82.0	2,041,594	517,073,929
R5年度		24	△1,250	0.1	7,175	4,077,757
計		8,920	389,506	82.1	2,048,770	521,151,686

※ 建設改良費に関して、

- ・～平成30年度は特別会計における建設事業費(流域関連負担金含む)。
- ・真備、船穂の実績は合併(H17.8.1)以降を含む。

※ 処理人口に関して、単年度の実績は人口変動による増減も含む。

※ 処理面積、処理人口普及率、管きよ延長の数値は、四捨五入で表記する。

② 建設改良費の財源

(単位：千円)

区分 年度	建設改良費	財源			
		国庫補助金	企業債	負担金及び 分担金	その他
～R4年度	517,073,929	138,702,708	318,886,314	3,969,357	55,515,550
R5年度	4,077,757	1,071,252	2,611,000	31,597	363,908
計	521,151,686	139,773,960	321,497,314	4,000,954	55,879,458

③ 令和5年度の実績（処理区別）

(R6. 3. 31現在)

処理区 区分	倉敷処理分区	水島処理区	児島処理区	玉島処理区	船穂処理区	真備処理区	計
処理面積 (ha)	3,433	2,114	1,441	1,433	211	289	8,920
整備面積 (ha)	3,439	2,114	1,441	1,443	211	289	8,936
処理人口 (人)	191,494	82,708	48,107	49,605	6,799	10,793	389,506
住民基本台帳 人口 (人)	242,206	88,775	52,315	62,422	8,599	20,013	474,330
人口普及率 (%)	79.1	93.2	92.0	79.5	79.1	53.9	82.1
管きょ延長 (m)	3,522	821	1,578	378	848	29	7,175
	833,561	504,095	298,230	279,959	58,508	74,417	2,048,770
流入先処理場名	児島湖流域下水道 浄化センター	水島下水 処理場	児島下水 処理場	玉島下水 処理場	玉島下水 処理場	真備浄化 センター	

※ 処理面積、整備面積、管きょ延長の数値は、四捨五入で表記する。

(4) 下水処理施設

(R6. 3. 31現在)

名称	処理方法 (現有施設)	運転開始 (年月)	敷地面積 (㎡)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	日平均処理 汚水量 (㎥/日)	日最大処理 能力 (㎥/日)
水島下水処理場	・凝集剤添加硝化 脱窒法 (担体投 入) ・凝集剤添加標準 活性汚泥法 (段 階的高度処理運 転窒素除去)	S51. 4	48,500	(2,646) [2,646]	(79,100) [84,800]	24,685	(46,100) [46,100] 59,400
児島下水処理場	・凝集剤添加硝化 脱窒法 (浮遊 型) ・凝集剤添加標準 活性汚泥法 (段 階的高度処理運 転窒素除去)	S45. 7	78,500	(1,573) [1,573]	(47,800) [53,700]	14,922	(30,000) [30,000] 27,250
玉島下水処理場	・凝集剤添加硝化 脱窒法 (浮遊 型) ・凝集剤添加標準 活性汚泥法 (段 階的高度処理運 転窒素除去)	S57. 6	89,180	(2,266) [2,032]	(57,100) [61,500]	12,754	(31,400) [31,400] 17,600
真備浄化センター	・高度処理オキシ デーション ディッチ法+凝 集剤添加+砂ろ 過	H16. 3	43,600	(320) [305]	(10,300) [11,400]	2,334	(6,000) [6,000] 6,000
計			259,780	(6,805) [6,556]	(194,300) [211,400]	54,695	(113,500) [113,500] 110,250

※ () 書は全体計画、[] は事業計画の値を示す。ただし、流域関連分は除く。

※ 日最大処理能力は、(上段) : 全体計画、[中段] : 事業計画、下段 : 既設能力の値を示す。

※ 玉島下水処理場の処理能力・処理人口は船穂地区を含む。

※ 旧倉敷下水処理場は、倉敷雨水貯留センターとして、供用開始している (ポンプ場扱い)。

(5) ポンプ場施設

(R6. 3. 31現在)

	名称	所在地	運転開始年月	敷地面積 (㎡) 現有	排水面積 (ha) 事業計画	現有能力 (㎡/分)	
倉敷	倉敷中第2ポンプ場	羽島	H3. 3	1,935	387.81	12.10	
	倉敷中第3ポンプ場	日ノ出町2丁目	H3. 8	627	111.44	4.20	
	倉敷中第1ポンプ場	白楽町	H4. 4	3,624	895.06	36.40	
	倉敷東第2ポンプ場	亀山	H12. 4	855	96.0	1.40	
	吉岡川第2ポンプ場	粒浦	H13. 10	10,780	1267.50	21.50	
	倉敷東第4ポンプ場	藤戸町天城	H14. 4	1,867	327.53	2.90	
	倉敷北第3ポンプ場	中庄	H16. 4	3,116	448.55	5.00	
水島	水島東ポンプ場	中畝3・4丁目	S63. 6	779	1424.43	14.40	
	鶴の浦ポンプ場	鶴の浦3丁目	H6. 1	555	109.80	4.80	
	松江ポンプ場	松江1丁目	H17. 4	992	162.29	2.70	
	塩生ポンプ場	児島塩生	H26. 2	549	124.06	1.77	
児島	下の町ポンプ場	(汚水)	児島下の町10丁目	5,404	273.82	24.60	
		(雨水)			127.42	306.20	
	阿津雨水ポンプ場	(雨水)	児島駅前4丁目	S50. 4	12,013	261.89	1,344.00
	阿津第2ポンプ場		児島阿津1丁目	H5. 6	381	128.57	1.90
	田の口ポンプ場	(汚水)	児島田の口5丁目	H10. 4	3,624	87.90	2.30
		(雨水)				19.45	162.00
下津井ポンプ場		下津井吹上2丁目	H10. 10	357	89.85	1.50	
玉島	玉島北第1ポンプ場	玉島長尾	H8. 2	1,336	81.24	1.80	
	玉島北第2ポンプ場	玉島爪崎	H8. 3	1,216	54.20	1.70	
	柏島ポンプ場	玉島柏島	H15. 4	2,798	312.53	2.50	
	玉島北第3ポンプ場	玉島八島	H16. 4	3,290	123.21	1.60	
	阿賀崎第1ポンプ場	玉島阿賀崎	H27. 4	255	142.59	2.50	
船穂	船穂雨水ポンプ場	(雨水)	船穂町船穂	H14. 3	3,559	13.53	200.00
	船穂中新田ポンプ場		船穂町船穂	H14. 10	377	249.20	2.40

※ 揚水能力は予備機を含まず。

(6) 受益者負担金

下水道が利用できるようになった土地に対し、下水道事業の建設費の一部として87円/㎡を徴収している。

・賦課状況

年度	受益面積 (㎡)	受益者数 (人)	負担金総額 (円)
R3年度	723,227	823	53,725,440
R4年度	856,195	1,749	60,134,760
R5年度	1,088,665	1,675	84,082,470

(7) 下水道使用料

下水道使用者に使用水量に応じた下水道使用料を賦課している。

使用料の徴収は、業務効率や使用者の利便性等から大部分を水道局へ委託し、水道料金と併せて行っている。

(税込1か月当たり)

汚水区分	料金区分	排 出 量		使用料 (円)
一般汚水	基本料金	8立方メートルまで		1,111
	超過料金	1立方メートルにつき	8立方メートルを超え10立方メートルまで	138
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	158
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	245
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	270
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	297
			100立方メートルを超え500立方メートルまで	328
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	413
		1,000立方メートルを超えるもの	490	
湯屋用汚水	基本料金	10立方メートルまで		1,386
	超過料金	10立方メートルを超える 1立方メートルにつき		33
臨時用汚水		1立方メートルにつき		245
特定用汚水	基本料金	10立方メートルまで		1,386
	超過料金	10立方メートルを超える 1立方メートルにつき		158

※ 令和元年12月1日以後の検針分又は認定に係る調定分から適用 (令和元年10月1日施行)

・賦課状況

年 度	調定件数	下水道使用料 (円)
R3年度	918,747	7,519,266,904
R4年度	934,875	7,505,308,780
R5年度	944,827	7,539,554,828

(8) 水洗化の補助金及び融資あっせん制度

処理開始の告示後3年以内に、くみ取便所は水洗便所に改造することを義務づけられている。

くみ取便所を水洗便所に改造する者、又は浄化槽を使用した便所を下水道に接続した者に「倉敷市水洗便所改造補助金」、共同排水設備を設置する者に、「倉敷市下水道共同排水設備設置補助金」、処理区域内で低地等の自然流下できない家屋の所有者等に「倉敷市下水道自家用汚水ポンプ施設等設置補助金」をそれぞれ一定の条件をつけて交付しているほか、「倉敷市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給要綱」により水洗化に要する資金の融資あっせん及び利子補給を実施している。

補助金交付の対象	補 助 金			融 資 あっせん 制 度
	名 称	金 額	期 間	
水洗便所に改造する場合	倉敷市水洗便所改造補助金	1戸当たり 12,000円	1年以内	利用できる
共同排水設備を設置する場合	倉敷市共同排水設備設置補助金	業者見積り額と標準工事費を比較して少ない額の2/3以内	3年以内	補助対象工事以外の宅内排水設備工事は利用できる。
自然流下により公共下水道に直接排除できない場合	倉敷市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金	標準工事費用と実際に支出した金額を比較して少ない額の3/5以内	なし	

融資の対象	融資あつせん		
	名称	融資限度額	利子及び償還
水洗化に伴う融資を必要とする場合	倉敷市水洗便所改造資金融資あつせん及び利子補給	くみ取便所1槽又は浄化槽1基当たり80万円以内	融資を受けた翌月から元金均等50回以内償還とする。融資利率…取扱金融機関と契約した利率ただし、供用開始後3年以内に融資あつせんの申請をした場合は無利子

・融資あつせん状況

年度	区分	件数	あつせん総額(円)	利子補給額(円)
R3年度		1	290,000	43,695
R4年度		7	4,330,000	39,677
R5年度		3	1,810,000	34,544

※ 利子補給額は前年度までの融資実行分を含む。

(9) 雨水流出抑制施設設置補助金制度

雨水の利用及び雨水の流出抑制を促進するため、平成10年度から実施している。

補助金交付の対象		対象地区	金額
雨水の有効利用を図り、雨水の流出抑制施設を設置する場合	小規模雨水流出抑制施設	市内全域	標準工事費と当該工事に要する費用の少ない額の2/3以内(ただし、小規模及び中規模雨水流出抑制施設の場合は、限度額20万円)
	中規模雨水流出抑制施設		
	大規模雨水流出抑制施設		

・交付状況

(単位:千円)

地区	倉敷地区		水島地区		児島地区		玉島地区		真備地区		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R3年度	15	710	2	92	2	302	11	377	2	79	32	1,560
R4年度	13	2,155	6	5,004	3	185	4	88	5	170	31	7,602
R5年度	11	2,086	11	9,859	3	948	4	142	4	300	33	13,335

(10) 止水板設置工事等補助金制度

住宅等の浸水被害を防止又は軽減するため、令和3年度から実施している。

補助金交付の対象	金額
道路にあふれた雨水が敷地及び建物へ浸入することを防止するため、止水板を購入、設置する場合	止水板の設置工事等に要する費用の1/2以内(ただし、限度額20万円)

・交付状況

年度	区分	件数	金額(千円)
R3年度		9件	1,347
R4年度		4件	305
R5年度		2件	209

(1) 水洗化あっせん委員制度

公共下水道処理区域内において、排水設備の設置、くみ取便所の水洗便所への改造又は既設し尿浄化槽の切り替えを行なおうとする者と土地所有者・建物所有者等の利害関係者との間に水洗化に係る紛争が生じた場合に、当事者間の利害を調整し円満に解決するため、専門的知識を持つあっせん委員が、公正・中立の立場から無料であっせんを行い、水洗化を促進している。

6. 児島湖流域下水道事業

(1) 事業実施計画の目的と経緯

高度成長時代を迎えた昭和40年代に入り、特に岡山市、倉敷市、玉野市及び総社市とこれを取り巻く町村との複眼的な開発が進み、これらの産業経済の急速な発達と人口の都市集中により、生活排水、産業排水などが著しく増加した結果、児島湖をはじめ公共用水域の水質が急激に悪化した。

このような状況の中で、児島湖流域の中枢を占める岡山県南中核都市圏の生活環境の改善を図るとともに、児島湖の水質汚濁を防止するため、児島湖流域下水道浄化センターの建設は緊急の事業であり、岡山県南中核都市圏の健全な発展のために不可欠であった。

このため、岡山県では昭和47年度に児島湖流域別下水道整備総合計画を策定、昭和53年度に流域下水道事業の事業計画を決定し、昭和54年3月都市計画法及び下水道法に基づく事業認可を得て実施しているものである。

平成元年3月に岡山市、玉野市、灘崎町（現岡山市）で供用を開始し、平成3年3月に倉敷市、早島町が流域下水道幹線へ接続して、現在3市1町の下水处理を行っている。

(2) 計画の概要（H30.10.24事業計画変更）

関係市町	岡山市（旧灘崎町含む。）、倉敷市（倉敷処理分区）、玉野市、早島町（3市1町）
計画区域面積	13,654ha
計画人口	677,000人
計画汚水量	372,524m ³ /日（日最大）
排除方式	分流式
管きょ延長	20.2km
浄化センター	
所在地	岡山県玉野市東七区453
敷地面積	53.4ha
処理方式	凝集剤添加3段硝化脱窒法＋急速ろ過法

計画概要

項目	処理面積	処理人口	処理能力（日最大）	執行年度
全体計画	13,654ha	677,000人	373,000m ³ /日	S53～R17
事業計画	11,710ha	610,100人	340,400m ³ /日	S53～R6

市町別内訳

市町	項目	全体計画	事業計画
岡山市	面積	7,174.5ha	6,593.5ha
	人口	389,100人	376,500人
倉敷市	面積	5,125.6ha	3,900.8ha
	人口	259,000人	202,800人
玉野市	面積	684.7ha	679.7ha
	人口	16,200人	17,700人
早島町	面積	668.8ha	536.0ha
	人口	12,700人	13,100人
計	面積	13,653.6ha	11,710.0ha
	人口	677,000人	610,100人

7. 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落の生活雑排水・し尿等の汚水を処理する施設を整備している。

平成22年度から農林水産部から下水道部の所管となり、効率的な汚水処理のため公共下水道への接続を順次進めており、令和元年8月には船穂東部地区を接続した。

現在、倉敷地区浅原処理場、船穂西部地区船穂西部処理場、真備地区箭田川南処理場の3施設が稼動しており、今後、浅原地区、船穂西部地区の接続を予定している。

各地区処理施設の概要

(R6. 3. 31現在)

地区名		供用開始 年 度	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	処理区域内 人口 (人)	処理区域内 戸数 (戸)
倉 敷	浅 原	H11. 8	560	119	321	153
船穂西部	船穂西部	H10. 10	430	95	250	103
真 備	箭田川南	H13. 5	480	111	256	102
合 計			1,470	325	827	358

水 道 局

内 容

沿 給 水 区 域 図
くらしき水道ビジョン-2019-
令和6年度業務予定量
職 員 配 置 状 況
財 務 状 況
業 務 統 計
施 設
倉敷市水道施設
第一期基盤強化計画
水道料金・水道利用加入金・
工事負担金

1. 沿 革

平成17年8月1日の合併にともない、旧倉敷市、旧船穂町を給水区域とする倉敷水道事業と旧真備町を給水区域とする真備水道事業を設置する。平成24年4月1日に事業統合により倉敷市水道事業に統合する。

○倉敷市水道事業

〔倉敷給水区〕大正10年8月、倉敷町として水道事業認可を受け、11年2月取水井5井を酒津地内に設け伏流水を取水し、市街地に12年9月給水を開始した。

昭和2年、倉敷町、大高村、万寿村が合併し、3年倉敷市となる。

一方、都窪郡茶屋、早島両町は、昭和4年に上水道組合を設立し、6年水源を酒津地内の高梁川廃川敷に求め給水を開始したが、この取水井が枯渇したのを機に、18年7月倉敷市と茶屋、早島両町で岡山県備南上水道配水組合を設立。倉敷市と両町組合の諸施設を提供し、新たに水道用水供給事業を開始、以来倉敷地区は、これの供給により水道事業を行い、昭和45年10月の事業統合により倉敷給水区となり46年3月庄村を合併、倉敷給水区に加えた。

〔水島・連島給水区〕水島給水区は、昭和16年、三菱重工業(株)水島航空機製作所立地に伴い、同社が工場及び附属施設社宅等の専用給水施設を17年に設置した。これを昭和26年、後述の岡山県南部上水道配水組合が買収し、同組合により水道用水を供給した。

一方、連島給水区は、昭和25年、福田町、連島町、児島市、琴浦町、玉野市が西阿知町の高梁川河川敷に水源を求め、岡山県南部上水道配水組合を設立し、28年10月から水道用水の供給を開始した。

また、昭和42年10月倉敷市の自己水源の片島浄水場が一部完成、更に45年8月福井浄水場が完成し、給水を開始したのを機に、45年10月事業を統合し、水島・連島給水区となる。

〔福田給水区〕前述の岡山県南部上水道配水組合により、昭和28年10月から水道用水の供給を開始した。

昭和45年10月事業を統合し、福田給水区となる。

〔児島給水区〕昭和4年3月、児島郡味野町水道事業として認可を受け、8年4月、味野地区へ、給水を開始した。昭和23年4月、味野町、児島町、下津井町、本荘村が合併、児島市が発足し、25年、岡山県南部上水道配水組合から水道用水を確保した。

昭和42年2月、倉敷市、児島市、玉島市の合併により、45年10月事業を統合し、児島給水区となる。

〔玉島給水区〕大正元年9月、玉島町上水道創設、同4年、上水道事業起工、上成地内へ掘り抜き井戸を設置し、上成浄水場に貯水池を築造、5年7月給水を開始した。

昭和8年10月、掘り抜き井戸の湧水不足状態となり、高梁川右岸河川敷に取水口を設け、表流水に変更し、給水を開始した。

昭和35年12月取水口に海水が逆流し、飲料水に適さなくなったため、浅口郡船穂町水江地先及び倉敷市西阿知町西原地先の河川敷に伏流水取水井 2 井を設置し、上成浄水場まで導水管を布設した。これと同時に船穂町との協定に基づき浅口郡船穂町を給水区域に編入し、給水を開始した。

昭和42年2月、倉敷市、児島市、玉島市の合併により45年10月、事業を統合し、玉島給水区となる。

〔真備給水区〕

昭和37年12月、真備町上水道事業の認可を受け、昭和39年事業着手、同年12月に一部給水を開始し、40年12月に全町給水した。

水島工業地帯の発展に伴い急激な人口増加に対応するため、第3次の拡張を行い安定供給可能な施設整備が完了した。しかしながら、道路網・交通機関の整備により更なる人口増加が見込まれるため、平成3年12月真備町定例議会において岡山県広域水道企業団への加入議決を得、4年3月第4次拡張事業変更認可を受けた。

平成17年8月、倉敷市、船穂町、真備町の合併により真備水道事業となる。

平成24年4月、事業を統合し、真備給水区となる。

○創設及び拡張事業の概要

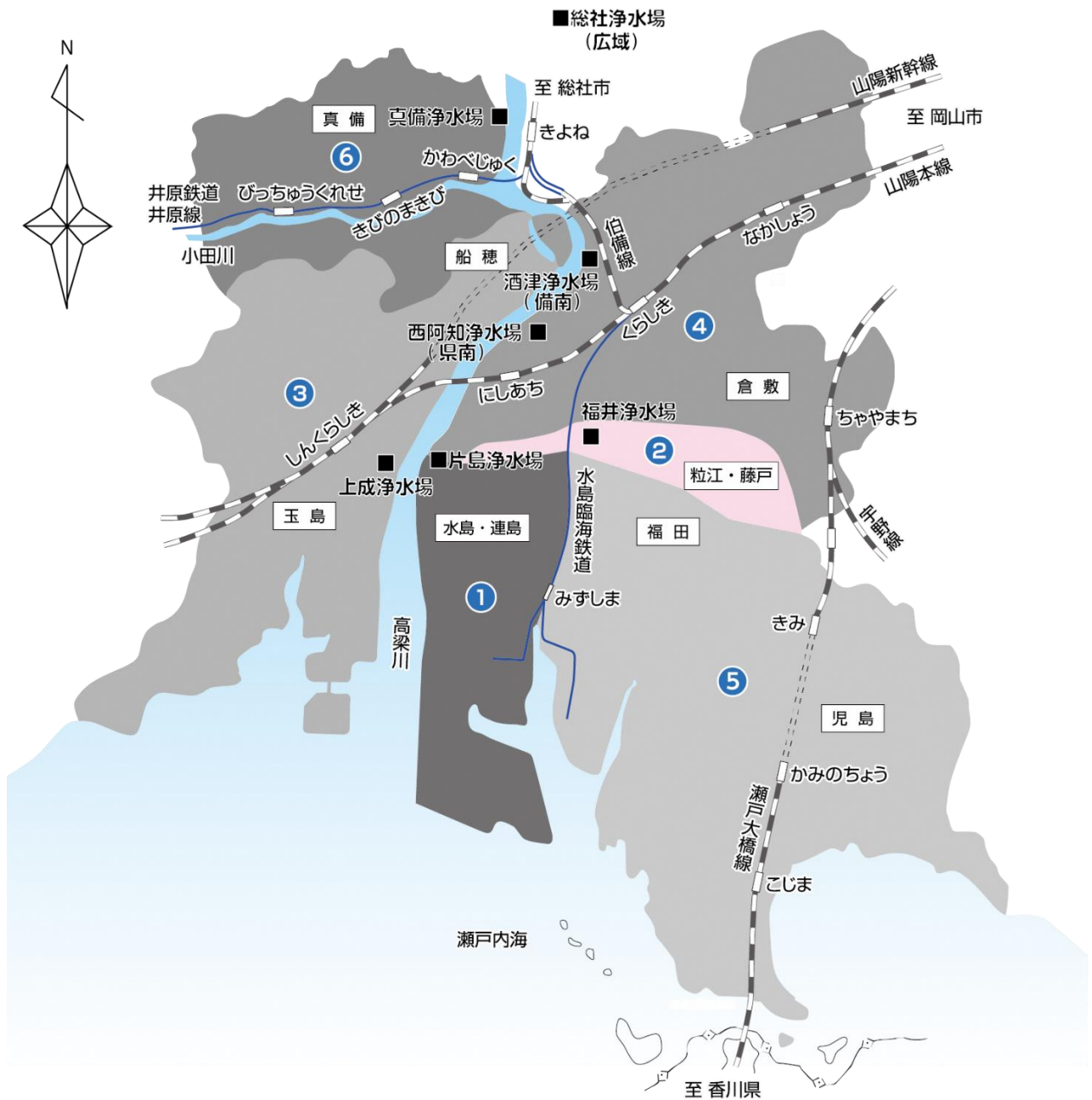
事業区	事業名	認可年月	竣工年月	計画			事業費 千円	
				給水人口 千人	1人1日最大 ℓ	1日最大 m ³		
	旧倉敷	創 設	T10.8	T12.9	25.0	146	3,650	331
		1期拡張	S8.4	S10.3	25.0	240	6,000	71
		2期 "	" 11.10	" 13.3	35.0	240	8,400	157
		3期 "	" 26.3	" 27.3	50.0	250	12,500	4,553
		4次 "	" 36.12	" 44.3	100.2	300	30,060	360,000
	旧水島 旧連島	連島創設	" 26.11	" 27.3	16.5	225	3,710	61,000
		1次拡張	" 33.4	" 36.3	17.1	250	4,275	8,830
		水島創設	" 26.11	譲 渡	17.0	300	5,100	0
		1次拡張	" 33.4	" 36.3	20.9	350	7,315	45,000
		統合創設	" 39.12	" 50.3	130.0	400	52,000	1,460,000
	旧福田	創 設	" 26.11	" 27.3	10.6	225	2,385	17,000
		1次拡張	" 34.3	" 34.12	15.0	300	4,500	32,000
		2次 "	" 38.12	" 49.3	80.0	400	32,000	760,000
	旧児島	創 設	" 4.3	" 7.6	8.0	125	1,000	117
		1期拡張	" 26.11	" 31.3	35.7	255	9,103.5	100,427
		2期 "	" 34.12	" 37.3	75.0	375	28,125	36,444
		3期 "	" 37.3	" 40.3	75.0	375	28,125	125,000
		改 良	" 40.3	" 44.3	75.0	375	28,125	139,180
	旧郷内	創 設	" 30.3		1.6	180	300	-
	旧琴浦 ※1	創 設	" 26.11	" 31.3	25.0	255	6,502.5	34,000
	旧玉島	創 設	T2.12	T5.6	5.0	125	625	70
		1次拡張	S28.5	S31.3	20.0	200	4,000	79,043
		2次 "	" 32.3	" 35.3	30.0	210	6,300	70,000
		2次変更	" 35.12	" 37.3	35.0	210	7,000	140,742
3次拡張		" 39.3	" 44.3	56.0	300	16,800	350,000	
3次変更		" 43.3	" 50.3	126.0	450	56,700	659,400	
倉敷水道事業	統 合 ※2	5次拡張	" 45.10	" 51.3	560.0	450	252,000	2,240,000
		第1期変更	" 46.3	" 51.3	580.0	450	261,000	2,540,000
		第2期 "	" 49.3	" 51.3	597.5	445	265,700	3,200,000
		6次拡張	" 51.4	" 57.3	481.0	670	322,000	3,400,000
		見直し	" 55.3	" 58.3	481.0	670	322,000	3,700,000
		見直し	" 56.4	" 63.3	448.0	718	322,000	8,500,000
		第1期変更	" 59.6	H5.3	457.2	692	322,000	19,500,000
		見直し	H2.11	" 13.3	457.2	692	322,000	26,900,000
		見直し	" 10.5	" 25.3	457.2	704	322,000	38,300,000
旧真備 (真備水道事業)	創 設	S37.12	S39.12	10.0	180	1,800	113,000	
	1次拡張	" 47.5	" 52.6	18.0	450	8,100	305,310	
	2次 "	" 58.4	" 59.2	23.5	344	8,400	341,000	
	3次 "	" 60.4	H1.3	25.3	356	9,900	280,000	
	4次 "	H4.3	" 17.3	27.6	525	14,500	908,375	
倉敷市 水道事業	統 合 ※3	1次整備事業	H24.4	R4.3	482.5	456	220,200	16,676,289

※1 昭和37年3月の旧児島3期拡張において、旧琴浦は事業を廃止し、旧児島に統合した。

※2 昭和45年10月に旧倉敷、旧水島・旧連島、旧福田、旧児島、旧郷内、旧玉島の6事業を統合し、倉敷水道事業となった。

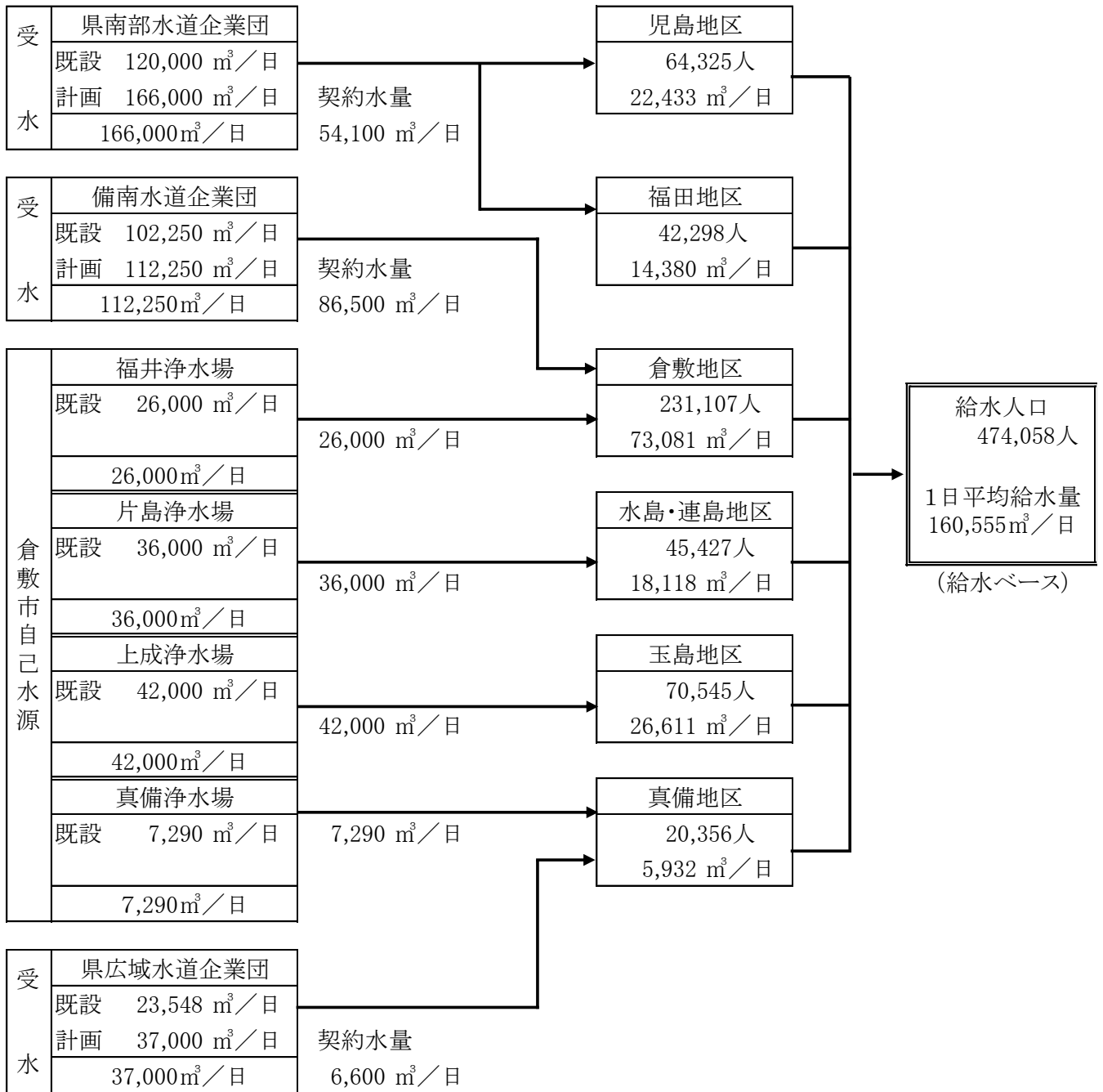
※3 平成24年4月に倉敷水道事業と真備水道事業が統合し現在の倉敷市水道事業となった。

2. 給水区域図



- | | |
|--|---|
| <p>1 片島系給水区（水島・連島地区）
 ■片島浄水場</p> | <p>4 備南系給水区（倉敷地区）
 ■酒津浄水場（備南水道企業団：備南）</p> |
| <p>2 福井系給水区（粒江・藤戸地区）
 ■福井浄水場</p> | <p>5 県南系給水区（福田・児島地区）
 ■西阿知浄水場（岡山県南部水道企業団：県南）</p> |
| <p>3 上成系給水区（玉島・船穂地区）
 ■上成浄水場</p> | <p>6 真備系給水区（真備地区）
 ■真備浄水場
 ■総社浄水場（岡山県広域水道企業団：広域）</p> |

○配水系統図



※各地区及び市全体の数値は、令和6年3月31日現在の給水人口と1日平均給水量の実績を記載しています。

※受水の数値については浄水場の全体の数値を記載しています。

3. くらしき水道ビジョン-2019-

- (1) 計画期間 令和元年度～令和10年度（10年間）
- (2) 策定趣旨

平成20年度に策定した倉敷市水道ビジョンが平成30年度で計画期間満了となることを踏まえ、今後も、経営環境の変化に的確に対応し、計画的に水道事業の経営に取り組んでいく必要があるため、次の10年間の取組を示した「くらしき水道ビジョン-2019-」を平成31年3月に策定しました。

- (3) 位置付け

「くらしき水道ビジョン-2019-」は、本市の最上位計画である「倉敷市総合計画」の分野別計画にあたり、厚生労働省の「新水道ビジョン」や総務省が求めている「経営戦略」の内容を包含するもので、本市水道事業における最上位の計画となります。

- (4) 将来像と取組姿勢

本市水道事業の目指す姿（将来像）を「倉敷の水道がこのまちの未来を創る」とし、「水道プロフェッショナルとして最高品質のおいしい水道水にこだわります」、「多発する自然災害に対し水道システムの被害を最小限に食い止めます」、「水循環の中の一員として自然環境に配慮した事業運営をします」、「水道利用者に選んでいただける水道界の優良企業を目指します」の4つの取組姿勢を定めています。また、11項目の基本施策を設定するとともに、33項目の具体的取組と50項目の目標を設定し、将来像の実現に向けた取り組みを行っています。

4. 令和6年度業務予定量

給水戸数	222,275戸	年間総給水量	58,175,100m ³
一日平均給水量	159,384m ³	建設改良事業費	4,786,297千円

5. 職員配置状況

(令和6年4月1日現在)

部課	職名	計	局長	参事	副参事	課長	課長代理	課長主幹	課長補佐	室長	営業所長	主幹	係長	主任	副主任	主事	技師	前年度計
水道局		3		1	2													5
水道総務課		14				1	1					2	1	1	3	4	1	12
企画検査室		10								1		3		2	2		2	9
水道サービス課		22				1	1	1				3		4	4	1	7	26
水島営業所		7									1	1			2	1	2	8
児島営業所		7										3		2			2	6
玉島営業所		8									1	2		1	2	1	1	7
水道管理課		13					1					1	1	3	3		4	12
水道建設課		18				1	1					4			2		10	16
浄水課		12				1		1	1			1	1	2	3		2	13
合計		114		1	2	4	4	2	1	1	2	20	3	15	21	7	31	114

6. 財務状況

(1) 収益勘定収支

・収入

(単位：千円)

	R4決算額	R5決算見込額	R6予算額
営業収益	8,354,910	8,331,661	8,245,560
うち給水収益	7,581,629	7,545,881	7,390,544
営業外収益	1,023,130	996,066	1,015,013
特別利益	523	2,742	0
計	9,378,563	9,330,469	9,260,573

・支出

(単位：千円)

	R4決算額	R5決算見込額	R6予算額
営業費用	7,542,496	7,825,030	8,054,448
営業外費用	230,867	217,271	215,823
特別損失	5,751	6,477	6,861
予備費	0	0	5,000
計	7,779,114	8,048,778	8,282,132

(2) 資本勘定収支

・収入

(単位：千円)

	R4決算額	R5決算見込額	R6予算額
企業債	1,700,000	1,750,000	2,220,000
出資金	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0
補助金	1,348	1,759	1,452
他会計負担金	64,991	61,090	112,667
工事負担金	168,414	100,858	312,715
投資回収金	0	0	0
計	1,934,753	1,913,707	2,646,834

・支出

(単位：千円)

	R4決算額	R5決算見込額	R6予算額
建設改良費	4,501,249	4,415,798	5,507,533
企業債償還金	1,240,525	1,173,379	1,215,725
投資	0	0	0
補助金等返還金	7,984	4,805	0
予備費	0	0	10,000
計	5,749,758	5,593,982	6,733,258

※金額は消費税込み

7. 業務統計

項目		算式	単位	R3年度	R4年度	R5年度
給水区域内人口(A)		—	人	478,651	476,710	474,330
計画給水人口		—	人	482,500	482,500	482,500
現在給水人口(B)		—	人	478,320	476,414	474,058
普及率		(B)／(A)×100	%	99.9	99.9	99.9
給水戸数		—	戸	216,578	218,464	219,918
給水量(C)		—	千m ³	59,480	58,920	58,763
有収水量(D)		—	千m ³	55,524	55,003	54,583
有収率		(D)／(C)×100	%	93.4	93.4	92.9
1人1日平均使用量		—	ℓ	318	316	315
1日平均給水量		—	m ³	162,960	161,424	160,555
1日最大給水量		—	m ³	177,355	176,926	173,572
配水管延長		—	km	3,294	3,309	3,314
職員数		—	人	114	112	113
1 m ³ 当たり	収益 (供給単価)	—	円	124.57	125.31	125.68
	費用 (給水原価)	—	円	111.60	116.34	122.24

※ 収益＝給水収益÷有収水量

※ 費用＝{経常費用－(受託工事費＋材料売却原価＋不用品売却原価)－長期前受金戻入}÷有収水量

※ 金額は消費税抜き

○水源別給水量

		給水区	R3年度		R4年度		R5年度	
			年間給水量	1日平均	年間給水量	1日平均	年間給水量	1日平均
自 己 水 源	片島	水島・連島	7,045 ^{千m³}	19,302 ^{m³}	7,915 ^{千m³}	21,684 ^{m³}	8,360 ^{千m³}	22,842 ^{m³}
	上成	玉島・船穂	8,984	24,614	7,802	21,375	7,475	20,425
	福井	粒江・藤戸	2,970	8,137	3,357	9,198	2,880	7,867
	真備	真備	1,055	2,890	1,095	2,999	984	2,689
	計		20,054	54,943	20,169	55,256	19,699	53,823
受 水	備南	倉敷	24,733	67,762	24,054	65,901	24,284	66,350
	県南	福田・児島	13,594	37,244	13,538	37,091	13,474	36,814
	県広域	真備	1,099	3,011	1,159	3,176	1,306	3,568
合 計			59,480	162,960	58,920	161,424	58,763	160,555

8. 施設

(1) 取水場・浄水場

施設名	船穂水原取水場 (42,000m ³ /日)	上成浄水場	片島浄水場 (地下水 6,000m ³ /日) (表流水30,000m ³ /日)	福井浄水場 (8,000m ³ /日)
設備				
面積 (m ²)				
(ア) 敷地	536.25	5,541	38,081.68	9,199
(イ) 管理棟	125.5	120	1,089.40	437
(ウ) 塩素滅菌室	—	85.41	144.8	114.75
(エ) ポンプ室	32.72	519	235.42	178.7
(オ) 水質試験センター	—	—	925.44	—
水源の種類	高梁川伏流水	—	高梁川表流水及び高梁川系地下水	高梁川系地下水
ポンプ				
(ア) 種類	取水 (水中)	送水	取水 (水中)	送水
(イ) 口径 (mm)	300 200 150	250 200 250	200 150 200 300 150 250 200	150 125 250 150
(ウ) 出力 (kw)	75 37 30	132 90 150	22 22 30 37 160 160 160	18.5 15 132 75
(エ) 揚程 (m)	25 25 25	62.5 60 60	20 23 25 12 91 64 64	25 25 58 58
(オ) 揚水量 (m ³ /分)	10 5 3.5	8.02 5 10	3.5 3.5 4 10.5 7.1 9.9 9.9	2.5 1.67 9 4.5
(カ) 台数 (台)	2 3 3	2 2 2	1 1 1 4 3 2 1	2 2 1 2
塩素滅菌設備	—	次亜塩素素注入設備 17ℓ/h : 2台	次亜塩素素注入設備表流水系 前塩 51ℓ/h : 2台 中塩 26ℓ/h : 2台 後塩 12ℓ/h : 2台 井戸系 5ℓ/h : 3台	次亜塩素素注入設備 9.5ℓ/h : 4台
配水池	—	P C造 4,000m ³ : 1池 5,000m ³ : 1池 8,000m ³ : 1池	P C造 10,000m ³ (タンク径33m, 有効水深12m, 低水位GL66m) : 1池 P C造 12,000m ³ (タンク径46m, 有効水深7.5m, 低水位GL47.5m) : 1池	P C造 5,000m ³ (径26m, 有効水深10m) : 1池
電気設備・ 受電電圧・契約電力	受電電圧 6.6kV 契約電力 185kW 自家発電機 300kVA : 1台	受電電圧 6.6kV 契約電力 373kW 自家発電機 500kVA : 1台	受電電圧 6.6kV 契約電力 600kW 自家発電機 875kVA : 1台	受電電圧 6.6kV 契約電力 229kW
連絡管	Φ600mm : L=303m Φ500mm : L= 50m Φ400mm : L= 58m Φ300mm : L=120m	—	—	—

施設名	水江取水場 (3,000m ³ /日)	四十瀬取水場 (15,000m ³ /日)	真備浄水場 (7,290m ³ /日)	真備取水場 (7,290m ³ /日)
設備				
面積 (m ²)				
(ア) 敷地	—	—	2,098.00	—
(イ) 管理棟	—	—	66.25	—
(ウ) 塩素滅菌室	—	—	27.30	—
(エ) ポンプ室	—	172.96	97.94	—
(オ) 水質試験センター	—	—	—	—
水源の種類	高梁川系地下水	高梁川系地下水	高梁川系地下水	高梁川系地下水
ポンプ				
(ア) 種類	取水 (水中)	取水 (水中)	送水	取水 (水中)
(イ) 口径 (mm)	100 100	100 125 150	100 100 80 80	100 100 80 125
(ウ) 出力 (kw)	11 11	11 15 18.5	110 75 5.5 3.7	11 11 7.5 11
(エ) 揚程 (m)	25 25	25 25 25	130 77 16 35	31 35 30 30
(オ) 揚水量 (m ³ /分)	1.05 1.05	1.05 1.74 2.44	3.0 3.6 0.7 0.9	1.2 1.4 0.8 1.4
(カ) 台数 (台)	1 1	2 2 2	2 2 1 1	1 1 1 1
塩素滅菌設備	—	—	次亜塩素素 注入設備 3ℓ/h : 2台	—
配水池	—	—	P C造 900m ³ : 2池 1,400m ³ : 1池 1,200m ³ : 1池	—
電気設備・ 受電電圧・契約電力	受電電圧 220V 契約電力 25kW	受電電圧 6.6kV 契約電力 49kW	受電電圧 6.6kV 契約電力 190kW	受電電圧 220V 契約電力 No6号井 13kW No4号井 13kW No5号井 13kW No7号井 13kW No8号井 13kW
連絡管	—	—	—	—

(2) 配水池 (高架水槽を含む。)

設置所数 79 (倉敷地区15、水島地区14、児島地区22、玉島地区19、真備地区9)

池数 87 有効容量 107,262.1m³

(3) 加圧ポンプ所 設置所数 64

(4) 受水槽 槽数 58 有効容量 6,832.9m³

(5) 導水管

種 別	口径	R3年度	R4年度	R5年度
鑄 鉄 管	800~75mm	12,567 m	12,567 m	12,567 m
鋼 管	~500mm	187 m	187 m	187 m
ビ ニ ル 管	~150mm	674 m	674 m	674 m
計		13,428 m	13,428 m	13,428 m

(6) 送水管

種 別	口径	R3年度	R4年度	R5年度
鑄 鉄 管	1000~75mm	24,967 m	25,276 m	25,276 m
鋼 管	600~40mm	604 m	604 m	604 m
ビニルライニング	75~40mm	268 m	269 m	269 m
ポリエチレン管	40mm	845 m	845 m	845 m
計		26,684 m	26,994 m	26,994 m

(7) 配水管

種 別	口径	R3年度	R4年度	R5年度
鑄 鉄 管	1000~50mm	1,544,073 m	1,558,814 m	1,564,088 m
石 綿 管	250~50mm	0 m	0 m	0 m
鋼 管	600~13mm	8,452 m	8,523 m	8,523 m
ビ ニ ル 管	250~13mm	1,472,236 m	1,448,659 m	1,431,660 m
ビニルライニング鋼管	400~20mm	20,945 m	20,837 m	20,758 m
ポリエチレン管	75~40mm	247,873 m	271,672 m	289,187 m
計		3,293,579 m	3,308,505 m	3,314,216 m

(8) 消火栓

R3年度	R4年度	R5年度
7,626基	7,635基	7,640基

9. 倉敷市水道施設第一期基盤強化計画

- (1) 計画期間 令和4年度～令和13年度（10年間）
- (2) 実施事業
施設更新事業（取水・浄水）、施設更新事業（送水・配水）、基幹管路耐震化事業、他8事業
- (3) 総事業費 約500億円
- (4) 対象施設
 - ア 基幹管路（導水管、送水管及び配水本管（本市では口径400mm以上）） 55km
 - イ 重要給水施設配水管路（救急告示医療機関及び透析実施医療機関につながる管路） 14km
 - ウ 管路全体 293km
 - エ 浄水施設 3施設
 - オ 配水池及びポンプ施設 22施設
- (5) 耐震化目標

指標	実績	目標値
	R4 年度末現在	R13 年度
基幹管路耐震適合率	42.3%	62.0%
重要給水施設配水管路の耐震適合率	48.5%	67.0%
管路全体の耐震適合率	23.9%	30.0%
浄水施設の耐震化率	27.2%	56.0%
ポンプ所の耐震化率	60.3%	71.0%
配水池の耐震化率	60.7%	88.0%

10. 水道料金・水道利用加入金・工事負担金

・水道料金表（平成31年1月1日改定）

（1か月分）

種 別	用途別	区 分		水 量	料金（円）
		基 本	超 過 （1 m ³ につき）		
専用給水装置	一 般 用	基 本		10m ³ まで	900
		超 過 （1 m ³ につき）		10m ³ を超え20m ³ まで	110
				20m ³ を超え30m ³ まで	126
				30m ³ を超え50m ³ まで	133
				50m ³ を超え100m ³ まで	140
				100m ³ を超え500m ³ まで	160
			500m ³ を超えるもの	177	
	湯 屋 用	基 本		10m ³ まで	900
		超 過 （1 m ³ につき）		10m ³ を超える分	80
	船 舶 用		1m ³ につき	243	
	臨 時 用		1m ³ につき	269	
私 設 消 火 栓	施 設 準 備 基 本 料 と し て			1栓につき	230
	使 用 料			1m ³ につき	115

（注）料金は上の表の用途別区分により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額（令和元年10月1日より）

・水道利用加入金（平成8年4月1日改定）

（1件当たり）

口 径	金 額（円）	口 径	金 額（円）
13ミリメートル	65,000	75ミリメートル	3,150,000
20ミリメートル	130,000	100ミリメートル	5,400,000
25ミリメートル	263,000	150ミリメートル	12,150,000
40ミリメートル	784,000	200ミリメートル	22,500,000
50ミリメートル	1,260,000	250ミリメートル以上	管理者が別に定める

（注）水道利用加入金の額は表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（令和元年10月1日より）

・水道利用加入金の状況

年度		R4年度 （決 算）	R5年度 （決算見込）	R6年度 （予 算）
		水道利用加入金	件数	2,863
	金額（千円）	320,210	285,143	323,547

※金額は、消費税込み

※水道利用加入金：給水装置の新設改良を行う者から口径に応じ徴収する。

・工事負担金の状況

年度		R4年度 （決 算）	R5年度 （決算見込）	R6年度 （予 算）
		工事負担金	件数	114
	金額（千円）	168,414	100,858	312,715

※金額は、消費税込み

※工事負担金：配水管の新設による給水対象者から口径に応じ徴収する。

保 健 福 祉 委 員 会

保 健 福 祉 局

内 容

保健福祉局関係予算
保健福祉施策
指導 監査
高齢社会対策
介護保険
社会福祉
障がい者福祉
高齢者福祉
児童福祉
母子・父子福祉
医療福祉
保健所
国民健康保険

1. 保健福祉局関係予算

(単位：千円)

科目	年度	R4 (決算)	R5 (最終)	R6 (当初)
社会福祉費		24,935,456	27,746,719	20,346,482
障がい福祉費		14,470,698	15,559,507	15,579,823
老人福祉費		1,406,025	2,611,484	1,743,748
児童福祉費		31,544,448	33,424,638	33,354,166
生活保護費		12,656,232	13,198,148	13,122,911
法外援護費		142,505	146,595	148,021
災害救助費		190	11,424	10,249
保健衛生費		14,266,217	12,760,510	9,337,561
公害保健費		1,658,810	1,767,760	1,693,220
計		101,080,580	107,226,785	95,336,181

2. 保健福祉施策

(1) 福祉のまちづくり条例の制定

高齢社会を迎え、子どもからお年寄りまで、すべての人が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら、安心して生活できる社会を実現することが強く求められている。そのため、市、市民及び事業者が一体となって人にやさしい福祉都市づくりを推進するための基本的事項を定めた「福祉のまちづくり条例」を制定した。(平成9年4月1日公布・一部施行、平成10年4月1日全面施行)

(2) 福祉のまちづくりの推進

「福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに果たすべき市、市民及び事業者の役割と責務を明らかにすることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図る。

また、平成12年度からバリアフリーのまちづくり推進事業として、倉敷市バリアフリー市民会議を設置し、歩道の段差等の問題箇所を実地にチェックして意見をいただき、予算の範囲内でバリアフリー改修を行う。

(3) ぐらしき健康福祉プラザ・市保健所の整備

ぐらしき健康福祉プラザは、子どもからお年寄りまで、すべての市民の生涯にわたる健康づくり、高齢者や障がい者の自立や社会参加の支援、保健福祉に関する情報提供、地域福祉活動の支援などを行う拠点施設として整備した。

また、市保健所は、平成6年に保健所法(改正後の法律名：地域保健法)が改正され、同法による基本指針で、人口30万人以上の市について保健所政令市への移行が求められた。本市においても、関係団体及び学識経験者等による保健所設置懇談会の提言をふまえ、厚生省・岡山県と協議し、本市にふさわしい保健所の体制を整備し、平成13年4月から保健所政令市に移行した。

さらに、保健・福祉の緊密な連携を図るため、両施設を複合施設として整備した。

一施設の概要一

敷地面積 約32,450㎡

(プラザ、保健所、リハビリテーション広場、多目的広場、緑地等)

開館年月日 平成13年4月1日

(令和6年4月1日現在)

区 分	くらしき健康福祉プラザ	保 健 所
所 在 地	倉敷市笹沖180番地	倉敷市笹沖170番地
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造り 地上5階（1部6階）、地下1階	鉄筋コンクリート造り 地上4階（1部5階）、地下1階
建 築 面 積	2,588㎡（水浴棟含む。）	2,215㎡（障がい者デイサービスセンター含む。）
延 床 面 積	9,316.95㎡（ 〃 ）	6,272㎡（ 〃 ）
駐 車 場	324台（保健所含む。）	
開 館 時 間	午前9時から午後9時	午前8時30分から午後5時15分
休 日	毎週月曜日、年末年始	毎週土、日曜日、祝日、年末年始

① くらしき健康福祉プラザの事業内容

- 健康づくり支援拠点機能
- 自立・社会参加の支援拠点機能
- 総合相談・情報提供拠点機能

ア 保健福祉相談

- (a) 保健・福祉の一般的初期相談事業を行う。
- (b) 障がい者、高齢者等を対象に専門相談事業を行う。
- (c) 相談内容ごとに、給付を受けることのできるメニュー、利用できる施設、専門的相談窓口等を個々の事例により具体的に回答する。
- (d) 保健福祉相談室では申請等の受付け受理は行わない。
- (e) 手話通訳者を配置して聴覚障がい者の相談に対応している。

令和5年度 くらしき健康福祉プラザ 保健福祉相談室 利用状況集計表

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
開 館 日 数 （ 日 ）	25	23	26	26	26	25	26	25	24	24	24	26	300	
相 談 室 利 用 者 数	166	184	137	132	123	180	147	185	140	146	189	255	1,984	
部 門 別 相 談 件 数 (件)	生 活 福 祉	4	0	6	3	4	1	2	0	2	0	1	0	23
	児 童 福 祉	3	9	0	1	0	2	0	4	0	0	0	2	21
	高 齢 福 祉	66	83	75	70	65	79	62	111	74	71	82	163	1,001
	障 が い 福 祉	35	29	17	23	7	18	19	12	20	14	24	20	238
	介 護 保 険	15	21	19	29	12	34	14	34	16	21	51	43	309
	医 療 保 険	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	4
	保 健	10	13	6	7	7	22	8	12	3	9	8	7	112
	そ の 他	49	39	23	15	34	51	45	25	31	37	54	53	456
計	182	194	146	148	130	207	152	199	146	152	220	288	2,164	
手 話 通 訳 利 用 者	54	42	66	63	64	71	45	55	38	32	32	60	622	
展 示 コー ナー 来 場 者 数	95	281	99	140	112	116	1,176	740	140	103	206	173	3,381	
情 報 提 供 コー ナー 利 用 者 数	72	58	83	86	77	71	59	72	61	55	58	69	821	
高 齢 者 疑 似 体 験 セ ッ ト 利 用 者 数	62	19	0	98	9	13	127	197	0	0	82	6	613	
合 計	449	584	385	519	385	451	1,554	1,249	379	336	567	563	7,421	
令 和 4 年 度 合 計	314	261	503	484	341	399	734	690	439	378	475	405	5,423	

イ 情報提供事業

- (a) 保健、福祉に関する市、県、国等の情報を総合的に提供する。
- (b) 福祉施設、医療・介護施設、福祉機器、福祉イベント等のリアルタイムの情報を提供する。
- (c) 保健、福祉に関する図書、資料を収集・整理し閲覧により提供する。

(d) 提供方法は、次の方法等可能な限り多様な方法で対応する。

窓口職員により来所、電話による情報提供
 情報端末による情報提供
 図書・資料による情報提供
 インターネットによる情報提供

ウ 福祉機器展示事業

●市民活動の支援拠点機能

ボランティア活動の推進と支援を行う。

●令和5年度研修室等利用実績

ア 部屋別利用者数

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
101研修室	487	429	487	596	425	408	443	481	431	390	494	508	5,579
102研修室	727	671	828	1,245	701	842	886	1,022	893	674	871	961	1,0321
201研修室	1,379	1,395	1,309	2,486	1,736	1,497	1,813	1,866	1,340	1,603	1,747	1,733	19,904
301研修室	785	891	952	1,025	807	866	964	798	733	712	794	1,081	10,408
和室研修室	567	689	663	1,052	594	593	661	734	722	723	615	664	8,277
工芸室	447	524	513	777	491	483	517	533	506	571	572	585	6,519
視聴覚室	645	630	765	1,470	807	887	928	947	892	834	1,047	742	10,594
調理室	288	353	416	782	355	381	326	504	525	377	436	291	5,034
水浴訓練室	583	607	631	1,125	652	620	625	535	386	0	0	0	5,764
体育館	2,477	2,264	2,713	3,965	3,026	2,200	2,471	2,418	2,331	2,406	2,599	2,559	31,429
プラザホール	2,312	2,259	3,022	3,886	3,385	3,450	2,967	4,366	3,349	3,419	2,854	4,891	40,160
計(人)	10,697	10,712	12,299	18,409	12,979	12,227	12,601	14,204	12,108	11,709	12,029	14,015	153,989
令和4年度	10,057	9,944	12,187	11,090	9,491	10,814	11,630	10,911	10,969	9,235	11,126	12,486	129,940
対前年度比	106%	108%	101%	166%	137%	113%	108%	130%	110%	127%	108%	112%	119%

イ 部屋別利用回数

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
101研修室	63	57	68	63	63	64	71	69	66	55	66	69	774
102研修室	63	59	63	71	60	69	69	69	62	62	66	72	785
201研修室	54	58	51	65	59	60	62	60	46	54	63	68	700
301研修室	55	57	63	57	58	62	67	57	57	52	58	67	710
和室研修室	48	56	47	43	49	50	54	53	58	52	50	57	617
工芸室	48	48	54	52	46	48	51	50	50	49	56	60	612
視聴覚室	49	41	51	65	52	60	59	59	58	51	59	53	657
調理室	22	25	40	39	31	36	29	36	44	31	35	25	393
水浴訓練室	110	114	106	119	113	107	108	103	73	0	0	0	953
体育館	269	255	262	281	304	260	257	249	240	245	262	296	3,180
プラザホール	45	37	45	45	42	54	48	57	55	51	40	67	586
計(回)	826	807	850	900	877	870	875	862	809	702	755	834	9,967
令和3年度	787	782	857	967	890	919	950	927	816	795	856	961	10,507
対前年度比	105%	103%	99%	93%	99%	95%	92%	93%	99%	88%	88%	87%	95%

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
開館日数	26	26	26	26	27	26	26	26	24	24	25	27	309

② くらしき健康福祉プラザ利用料金

※料金計算後10円未満の端数がある場合は切捨てて納入

(その1)

施設名	定員	基本使用料 (単位 円)						備考
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
プラザホール	289人	1,540	2,640	3,190	4,180	5,830	7,370	冷暖房使用の場合 1時間につき 1,320円を加算
工芸室	24人	440	770	990	1,210	1,760	2,200	
視聴覚室	30人	770	1,320	1,650	2,090	2,970	3,740	
調理室	42人	1,210	1,540	1,870	1,980	2,640	3,080	電磁調理器使用の 場合1回につき 440円を加算
101研修室	12人	220	330	440	550	770	990	
102研修室	32人	550	770	990	1,320	1,760	2,310	
201研修室	64人	1,210	1,980	2,530	3,190	4,510	5,720	
301研修室	30人	550	770	990	1,320	1,760	2,310	
和室研修室	36人	770	1,210	1,540	1,980	2,750	3,520	

※プラザホールの使用料には親子室及び講師控室も含む。

(その2)

施設名	使用料			備考
	昼間	夜間	全日	
	9時から17時 1時間までごとに	17時から21時 1時間までごとに	9時から21時	
体育館	770円	990円	8,470円	・8時30分から9時までの繰 上げ使用の場合、当該使 用料に462円を加算 ・冷暖房使用の場合、1時 間ごとに660円を加算

(その3)

施設名	種別	使用料		備考
		高校生以下	その他	
水浴訓練室	専用使用	1,100円 (1時間)		9:30~12:30
	個人使用	50円 (2時間)	110円 (2時間)	12:30~14:30
				15:00~17:00

※1 専用使用できるのは日曜日 (年末年始をのぞく)。

営業目的の専用使用はできない (専用使用の予約ができるのは、前週の土曜日まで)。

※2 個人使用できるのは土曜日と日曜日 (年末年始をのぞく)。

土曜日は12:30から17:00までで、障がい者・高齢者のみ使用できる。

[その他料金]

・市外居住割増し (市外に居住する人又は市外に事務所を有する法人が使用する場合)

基本使用料の100パーセント加算

・営業割増し (営業の宣伝などの目的、2,000円以上の入場をもって入場させる場合)

基本使用料の500パーセント加算

※市外居住割増しがある場合の基本使用料は、加算後の額

・超過時間等割増し (30分までごとに使用時間の前後が繰上げ又は超過となる場合)

基本使用料の20パーセントを加算

- ア 8時30分から9時までの繰上げ又は12時から12時30分までの超過のとき 午前の使用時間区分
 イ 12時30分から13時までの繰上げ又は17時から17時30分までの超過のとき 午後の使用時間区分
 ウ 17時30分から18時までの繰上げのとき
 又は101研修室及び102研修室における21時から23時までの超過のとき 夜間の使用時間区分

・附属設備の使用料

品名	使用料	使用できる施設
	1回の金額	
映写機	1,320円	プラザホール
ワイヤレスマイク	330円	全室
拡声装置	660円	プラザホール
照明装置	3,520円	プラザホール
電磁調理器	440円	調理室

※上記以外の附属設備は無料。

(4) 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）の整備

倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）については、市民の健康づくりや、福祉活動等を支援し、世代を超えた交流ができる施設として整備した。

－施設の概要－

敷地面積 9,340.66㎡

（屋内：温水プール・トレーニング室・広間・和室・食育活動室 等）

（屋外：多目的広場・駐車場・駐輪場 等）

開館年月日 平成23年4月1日

所在地	倉敷市真備町川辺2271番地
構造・規模	鉄骨造平屋建
延床面積	2,387.77㎡
駐車場	126台
開館時間	平日 午前9時から午後9時、土日祝 午前9時から午後6時
休館日	毎週火曜日、祝日の翌日、年末年始

① 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）の事業内容

●市民の健康づくりの支援

温水プールやトレーニング室、介護予防室及び軽運動室において、健康・体力づくりを支援する。

●地域の子育て支援

こどもひろばを中心に、親子が気軽に集える場を提供するとともに、水泳教室やおやつづくり等を実施する。

●障がい者、高齢者等の社会参加の支援

市内障がい者福祉施設等の授産製品等を展示・販売するほか、高齢者・中高年を対象とした健康体操や水中歩行などの講座を実施する。

●世代間交流の支援

広間を活用し、歌や踊りなどの市民ステージを実施する。

●地域福祉活動の支援

地域福祉活動の場として、各種事業が円滑に行えるように支援する。

●令和5年度貸館等利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
開館日数	25	24	26	27	25	25	26	24	24	24	24	26	300	
貸 館	多目的室	171	209	304	147	132	194	117	96	179	161	143	2,087	
	広間	87	150	250	209	15	185	313	215	150	0	40	1,854	
	和室1	49	55	41	54	47	41	82	67	89	50	31	58	664
	和室2	22	19	13	14	21	8	62	27	40	8	5	32	271
	和室3	38	30	31	44	29	33	57	53	33	32	37	58	475
	食育活動室	25	24	39	10	26	11	26	31	21	25	16	10	264
	会議室	218	191	214	294	162	190	233	308	115	155	138	303	2,521
	実践活動室	150	95	151	143	65	164	161	128	134	139	128	184	1,642
多目的広場	72	72	120	72	0	60	60	70	56	39	77	39	737	
温水プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
軽運動室・トレーニング室 ・ 介護予防室 利用者	595	676	698	884	775	795	870	732	684	746	851	1,018	9,324	
温水プール 利用者	1,009	1,103	1,520	2,400	2,016	1,982	1,501	1,185	933	1,172	1,275	1,474	17,570	
こどもひろば 利用者	441	489	540	926	977	772	705	778	563	851	964	982	8,988	
基幹事業	176	94	286	281	480	174	175	220	363	185	695	120	3,249	
自主事業	739	629	905	746	768	793	814	712	692	632	765	689	8,884	
インターネット 利用者	4	2	1	1	1	1	0	1	0	3	11	11	36	
見学者	313	226	272	365	315	366	348	352	306	318	396	369	3,946	
物品販売	11	9	19	40	36	24	12	14	14	10	14	17	220	
展示販売	0	0	0	0	1	0	3	0	9	0	2	0	15	
合計	4,120	4,073	5,404	6,630	5,866	5,793	5,539	4,989	4,381	4,526	5,588	5,838	62,747	
令和4年度合計	2,691	3,221	3,991	4,518	4,275	3,727	4,490	4,159	3,671	3,560	4,120	4,426	46,849	
対前年度比	153.1%	126.5%	135.4%	146.7%	137.2%	155.4%	123.4%	120.0%	119.3%	127.1%	135.6%	131.9%	133.9%	

② 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）利用料金
 ※料金計算後10円未満の端数がある場合は切捨てて納入
 (その1)

施設名	定員	基本利用料（単位 円）							備考
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
多目的室	全室	48人	880	1,210	880	2,530	2,530	3,850	
	片側	24人	440	605	440	1,265	1,265	1,925	
広間	全室	144人	2,310	3,080	2,310	6,270	6,270	9,460	プロジェクター 照明装置 マイク
	片側	72人	1,155	1,540	1,155	3,135	3,135	4,730	
和室1		8人	110	110	110	330	330	440	
和室2		8人	110	110	110	330	330	440	
和室3		8人	110	220	110	440	440	660	
会議室	全室	36人	770	990	770	1,980	1,980	3,080	マイク
	片側	18人	385	495	385	990	990	1,540	
食育活動室		20人	550	660	550	1,430	1,430	2,200	
実践活動室		24人	550	660	550	1,430	1,430	2,200	
温水プール (専用使用)		20人	2,750 (1時間)						貸出可能時間 9:30-11:30
多目的広場			無料 ゲートボール4面分						貸出可能時間 9:30-11:30

(その2)

施設名	種別	通常料金 (円)	備考
		2時間あたり	
温水プール	小学生以下	110	・団体利用可 (25名以上) ・専用使用可 (9:30~11:30のみ)
	中学生・高校生	160	
	大人	220	
	高齢者 (70歳以上)	110	
	障がい者	無料	
運動室等	小学生以下	110	トレーニング室 介護予防室 軽運動室 } が対象
	中学生・高校生	160	
	大人	330	
	高齢者 (70歳以上)	160	
	障がい者	無料	

※温水プールの専用使用は保健又は福祉の関係団体が保健又は福祉を目的として使用する場合に限る。

[その他料金]

- ・市外居住割増し (市外に居住する人又は市外に事務所を有する法人が使用する場合) 基本料金の100パーセント加算
 - ・営業割増し (営業の宣伝などの目的、2,000円以上の入場料をもって入場させる場合) 基本料金の500パーセント加算
 - ・超過時間等割増し (30分までごとに使用時間の前後が繰上げ又は超過となる場合) 基本料金の20パーセントを加算
- ア 8時30分から9時までの繰上げ又は12時から12時30分までの超過のとき 午前の使用時間区分
 イ 12時30分から13時までの繰上げ又は17時から17時30分までの超過のとき 午後の使用時間区分
 ウ 17時30分から18時までの繰上げ 夜間の使用時間区分

・附属設備の使用料

品名	利用料	利用できる施設
	1回の料金(円)	
プロジェクター	1,320	全室
ポータブルワイヤレスアンプ	660	全室・屋外(広間・会議室は室料に含まれています。)
将棋盤・将棋駒 一式	110/1H	全室
碁盤・碁石 一式	110/1H	全室
卓球 一式	110/1H	軽運動室(別途軽運動室の使用料が必要です。)

※上記以外の附属設備は無料。

(5) くらしきすこやかプラザ(ふじ園、倉敷児童館、有城荘からなる複合施設)の整備

昭和47年に建設した総合福祉会館及び倉敷児童館を建て替え、ふじ園、倉敷児童館、有城荘からなる複合施設として整備した。

ー施設の概要ー

敷地面積 6,070.37㎡

開館年月日 令和4年7月29日

所在地	倉敷市有城710番地
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造2階建
延床面積	2,672.57㎡
駐車場	95台

※くらしきすこやかプラザにある各施設の概要はそれぞれの項に記載する。

(6) 地域福祉基金

高齢者や障がい者等の在宅福祉の普及向上及び健康・生きがいつくり等の推進を図るため、平成5年7月に、地域福祉基金を設置した。基金(基金現在高596,497千円)は、市の積立金527,000千円及び寄付金をもって充て、事業は基金の運用益等を用いて行う。またこの基金を管理、運営するため、倉敷市地域福祉基金運営委員会を設置している。

令和5年度実績

(単位:円)

1 助成事業	1,197,573	交付17件
(1) 在宅福祉の普及、向上に関する事業	50,000	交付1件
(2) 健康、生きがい、社会参加推進事業	1,097,573	交付15件
(3) ボランティア活動活発化事業	50,000	交付1件
(4) その他委員会が必要と認める事業	0	交付0件
2 委託事業	138,384	
(1) 障がい者・ボランティア国内宿泊研修事業	0	障がい者とボランティアが宿泊を共にし、より理解を深め、福祉についての意識の向上を図る研修会(新型コロナウイルス感染症の影響で中止)
(2) 地域共助型ボランティア育成事業	138,384	従来の体験型ボランティアに加えて、学生・生徒が作成した絵葉書を歳末慰問金配布事業対象者に贈る間接型ボランティアも実施
3 その他		
事務費・予備費	21,120	
合計	1,357,077	

(7) 重層的支援体制整備事業

社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組むもの。

令和4年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業（3年間）に取り組んでいる。

3. 指導監査

(1) 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人に対する指導監査は、関係法令、通知等に基づき、運営全般について必要な助言、指導等を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るために実施する。

また、社会福祉施設に対する指導監査は、関係法令、通知等に基づき、福祉サービスの質の向上を図るために、人員の確保や利用者の処遇などについて適正に実施されているかどうかをチェックし、必要に応じて助言・指導等を行うことによって、社会福祉事業の円滑な運営を図るために実施する。

令和5年度指導監査実施状況

区分	社会福祉法人	社会福祉施設				合計
		生活保護施設等	障がい者支援施設	老人福祉施設	児童福祉施設	
指導監査対象数	73法人	3施設	7施設	138施設	86施設	234施設
指導監査実施数	30法人	2施設	2施設	51施設	86施設	141施設

(2) 介護保険施設の指導監査

介護保険施設に対する指導は、関係法令、通知等に基づき、人員、設備及び運営に関する基準、介護給付費の算定及び取扱いに関する基準によって、介護給付対象サービス等の質の確保と保険給付の適正化を図るために実施する。

また、監査は、設備及び運営の基準に重大な違反があると疑われる場合、介護給付対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。

令和5年度指導監査実施状況

区分	居宅サービス事業所	地域密着型サービス事業所	居宅介護支援事業所	介護老人福祉施設	介護老人保健施設等	介護予防支援事業所	合計
介護保険施設数	442事業所	221事業所	111事業所	24施設	19施設	25事業所	842事業所
実地指導実施数	106事業所	54事業所	22事業所	19施設	5施設	3事業所	209事業所

(3) 障がい福祉施設の指導監査

障がい福祉施設に対する指導は、関係法令、通知に基づき、人員、設備及び運営に関する基準、障がい福祉サービス費用の額の算定に関する基準によって、障がい福祉サービスの質の確保と介護給付・訓練給付の適正化を図るために実施する。

また、監査は、障がい福祉サービスの内容に重大な運営基準違反が疑われる場合等に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。

令和5年度指導監査実施状況

区分	障がい福祉サービス事業所	障がい者支援施設	障がい児通所支援事業所	地域相談支援事業所等	合計
障がい福祉施設数	358事業所	7事業所	106事業所	90事業所	561事業所
実地指導実施数	109事業所	2事業所	31事業所	28事業所	170事業所

4. 高齢社会対策

急速な高齢化の進展は、高齢者だけにとどまらず全ての世代の生活や社会の仕組みに様々な影響を及ぼすものと予想されることから、保健・医療・福祉などの社会保障や生涯学習、雇用、生活環境など広範囲な分野における課題を把握し、対応策を検討・推進するため、庁内・庁外の組織を整備するとともに、来るべき超高齢社会に向けた計画を作成し、高齢社会対策を総合的に推進する。

(1) 高齢者人口の動向

(R6. 3. 31現在)

科 目	地 区	倉敷（庄、茶屋町含）	水 島	児 島	玉 島	船 穂	真 備	計
	総人口	男	110,179	45,729	31,042	30,259	4,010	9,929
女		119,375	43,637	33,334	32,163	4,214	10,459	243,182
計		229,554	89,366	64,376	62,422	8,224	20,388	474,330
65歳以上	男	25,221	10,866	9,487	8,051	1,022	3,267	57,914
	女	33,105	13,189	12,587	10,664	1,305	4,041	74,891
	計	58,326	24,055	22,074	18,715	2,327	7,308	132,805
同人口比率	男	22.9%	23.8%	30.6%	26.6%	25.5%	32.9%	25.1%
	女	27.7%	30.2%	37.8%	33.2%	31.0%	38.6%	30.8%
	計	25.4%	26.9%	34.3%	30.0%	28.3%	35.8%	28.0%

※住民基本台帳人口

(2) 倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画は、令和4年度・5年度で見直しを行い、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期計画を策定した。

5. 介護保険

(1) 介護保険事業の概要

介護保険は、要介護・要支援認定者に対し必要な保険給付を行うため、市町村が保険者となり、特別会計を設けて、保険料と公費により事業運営を行っている。また、平成18年度の法改正により地域支援事業が法に位置付けられ、高齢者支援センターを設置し、総合相談等に取り組んでいる。さらに、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域包括ケアシステム構築を進めるため、平成28年3月からは介護予防・日常生活支援総合事業を実施。平成28年度からは地域づくりを中心的に行う生活支援コーディネーターを配置し、地域づくりを通じた介護予防の充実等を図るとともに、認知症施策や、在宅医療介護連携推進事業等に取り組んでいる。

- ・根拠法令：介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）
- ・加入対象者
 - 第1号被保険者（65歳以上）：全員加入
 - 第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）：医療保険加入者
- ・保険料の算定
 - 第1号被保険者：市町村が算定
 - 第2号被保険者：加入している医療保険者が算定

介護保険の財源

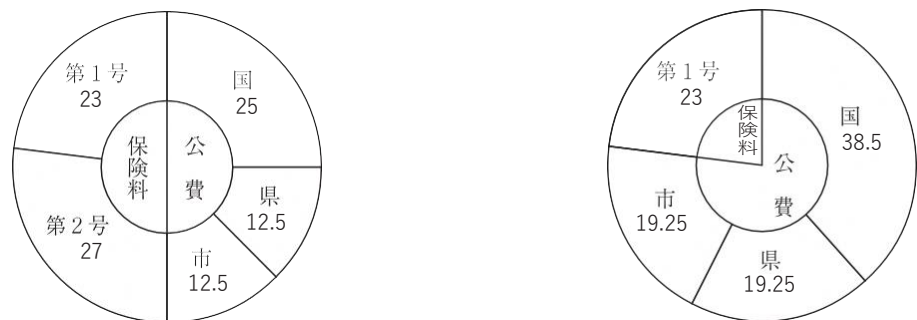
標準給付費



地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費

包括的支援事業費及び任意事業費



(2) 令和6年度介護保険事業特別会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	6年度当初	科 目	6年度当初
1. 介護保険事業収入		1. 介護保険事業費	
1 保険料	9,311,045	1 総務費	838,050
5 使用料及び手数料	5,361	総務管理費	411,412
10 国庫支出金	10,826,605	賦課徴収費	26,572
15 県支出金	6,537,800	介護認定審査会費	400,066
20 支払基金交付金	12,225,715	5 保険給付費	43,768,771
23 財産収入	2,372	13 地域支援事業費	2,311,825
25 繰入金	8,012,170	20 準備基金積立金	2,372
一般会計繰入金	7,284,727	25 諸支出金	12,945
介護給付費等準備基金繰入金	727,443	償還金・還付金	11,945
30 繰越金	1	高額介護サービス費貸付金	1,000
35 諸収入	12,894		
歳 入 計	46,933,963	歳 出 計	46,933,963

(3) 一般会計からの繰入状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (予算)
歳 入	47,071,150	46,933,963
歳 出	46,458,860	46,933,963
差	612,290	0
繰 越 明 許	—	—
次 年 度 償 還 金	347,491	—
準 備 基 金 積 立 金	503,023	—
一 般 会 計 繰 入 額	7,007,215	7,284,727

(4) 要介護認定

要介護認定申請受付や訪問調査を実施し、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会において要介護認定の審査を行った。

(令和5年度実績)

- ・要介護認定申請件数 延 22,219件
- ・要介護認定審査件数 延 21,955件
- ・介護認定審査会開催回数 延 819回

① 要介護認定対象者

- ・第1号被保険者
- ・第2号被保険者で、16種類の特定疾病該当者

② 認定状況 (令和6年3月31日現在)

(単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号	4,206	5,393	6,129	4,712	3,643	3,249	2,015	29,347
第2号	44	108	57	103	61	73	71	517
合 計	4,250	5,501	6,186	4,815	3,704	3,322	2,086	29,864

(5) 保険給付

要介護・要支援認定者に対してサービス費の給付業務を行った。

- ・給付割合 9割 (一定以上所得のある人 8割または7割)
- ・介護保険給付費
要支援・要介護認定者に対する在宅・施設サービス費

- ・審査支払手数料
介護報酬の審査支払に係る手数料
- ・高額介護サービス費
市民税課税世帯で課税所得690万円以上 上限 月140,100円
市民税課税世帯で課税所得380万円以上690万円未満 上限 月93,000円
市民税課税世帯で課税所得380万円未満 上限 月44,400円
市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円を超える人 上限 月24,600円
市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額の合計額が80万円以下の人、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護世帯 上限 月15,000円
- ・特定入所者介護サービス費 市民税非課税世帯に対して施設に入所（短期入所含む）した場合の食費・居住費を減額

① 受給者の状況（令和6年3月サービス請求実績）（単位：人）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
在宅	1,735	3,248	5,834	4,876	3,396	2,225	1,226	22,540
施設	0	0	159	264	731	1,215	835	3,204
合計	1,735	3,248	5,993	5,140	4,127	3,440	2,061	25,744

② 介護給付費の執行状況（令和5年度）

- ・在宅等 28,431,144,191円
- ・施設 13,840,051,012円

③ 介護保険対象サービスの利用状況

サービス種類		5年度見込事業計画値	令和5年度	
			利用実績	事業計画比
居宅サービス	訪問介護	53,623回/月	58,765回/月	109.6%
	訪問入浴介護	949回/月	640回/月	67.5%
	訪問看護	24,439回/月	21,678回/月	88.7%
	訪問リハビリテーション	6,568回/月	6,888回/月	104.9%
	居宅療養管理指導	3,059人/月	3,365人/月	110.0%
	通所介護	60,737回/月	52,765回/月	86.9%
	通所リハビリテーション	24,095回/月	21,729回/月	90.2%
	短期入所生活介護	20,414日/月	19,415日/月	95.1%
	短期入所療養介護	678日/月	430日/月	63.4%
	特定施設入居者生活介護	1,471人/月	1,209人/月	82.2%
	福祉用具貸与	11,724人/月	11,622人/月	99.1%
特定福祉用具販売	2,076件	2,256件	108.7%	
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	13,472回/月	12,860回/月	95.5%
	認知症対応型通所介護	2,339回/月	1,709回/月	73.0%
	小規模多機能型居宅介護	968人/月	787人/月	81.3%
	認知症対応型共同生活介護	1,378人/月	1,246人/月	90.4%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	86人/月	82人/月	95.2%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	518人/月	456人/月	88.0%
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	59人/月	164人/月	277.7%
看護小規模多機能型居宅介護	221人/月	153人/月	69.3%	
住宅改修	2,280件	2,343件	102.8%	
居宅介護支援	15,761人/月	15,201人/月	96.4%	
施設サービス	介護老人福祉施設	1,610人/月	1,611人/月	100.0%
	介護老人保健施設	1,325人/月	1,291人/月	97.4%
	介護療養型医療施設	0人/月	65人/月	-
	介護医療院	189人/月	139人/月	73.5%
	施設入所者計	3,124人/月	3,106人/月	99.4%

(6) 介護保険料

① 第1号被保険者（65歳以上）の令和6年度の保険料額（年額）

（単位：円）

段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階
金額	22,060	32,900	51,480	66,180	77,400	92,880	100,620	116,100
段階	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階	14段階	15段階	
金額	131,580	147,060	162,540	178,020	185,760	193,500	201,240	

※原則として、公的年金（老齢福祉年金を除く。）が年額18万円以上ある人は、保険料は年金から天引き（特別徴収）され、それ以外（普通徴収）の人は、納付書や口座振替で納付する。

② 第1号被保険者保険料の収納状況

（単位：円）

区分		調定額	収納額	収納未済額	還付未済額	収納率
R5 年度	特別徴収	8,458,276,900	8,458,276,900	0	10,649,320	100.0%
	普通徴収	800,087,220	753,285,220	46,802,000	715,180	94.2%
	合計	9,258,364,120	9,211,562,120	46,802,000	11,364,500	99.5%

(7) 地域支援事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定等を受けた人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上のすべての人が利用できる一般介護予防事業があり、住み慣れた地域で可能な限り暮らすことができるよう、地域づくりを通じた介護予防の充実等を推進している。

（倉敷市社会福祉協議会に地域づくりを中心的に行う生活支援コーディネーターを6名配置し、地域づくりの取組みを推進している。）

② 認知症施策

- ・認知症初期集中支援チームによる支援（平成28年4月1日～）

認知症が疑われる方等の自宅に専門のチームが訪問し、本人の様子の確認や家族への助言などの支援を、初期に色々な面から集中的に行い、必要な医療・介護サービスにつなげ、自宅での自立生活のサポートを行う。

- ・認知症サポーター養成講座

認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の方やその家族の方たちを見守り、支える認知症サポーターを養成する。養成者数 3,722人（令和5年度）

- ・認知症カフェ運営補助（平成28年4月1日～）

認知症の人およびその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を行う認知症カフェについて、その運営を行う団体等に、運営費用の1/2を助成する。（上限年間5万円） 認知症カフェ数 26ヶ所（令和5年度）

③ 在宅医療・介護連携推進事業

中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、在宅医療を進めるとともに、医療介護の連携を強化するために、連合医師会等の関係団体と連携し、①在宅医療の体制整備、②在宅に向けた多職種連携（顔の見える関係づくり）、③在宅医療・介護を支える基盤整備（在宅医療・介護を支える地域づくり）の3つの視点で取組みを推進している。

④ 高齢者支援センター（地域包括支援センター）運営事業（平成18年4月1日施行）

市内25箇所センターを設置し、在宅の高齢者及びその家族等に対し、総合的な相談・支援、権利擁護、介護予防マネジメント等を実施し、地域での日常生活が維持・向上するよう支援し、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

地区	名 称	所 在 地	電話番号
倉敷	倉敷中部高齢者支援センター	鶴形1-9-7 ケアハウスつるがた内	430-6703
	倉敷南高齢者支援センター	粒江2500-1 特養浮洲園内	420-1355
	老松・中洲高齢者支援センター	老松町4-4-7 倉敷在宅総合ケアセンター内	427-1191
	大高高齢者支援センター	粒浦80-1 倉敷市保健医療センター内	427-8811
	倉敷西高齢者支援センター	中島770-1 誠和会在宅センター内	466-3156
	帯江・豊洲高齢者支援センター	亀山679-1 老健亀龍園内	429-2714
	中庄高齢者支援センター	徳芳504 杉の子デイサービスセンター内	461-2357
	天城・茶屋町高齢者支援センター	藤戸町藤戸1573-1 藤戸クリニック内	428-1661
	庄北高齢者支援センター	山地1297 特養庄の里内	461-0085
	倉敷北高齢者支援センター	下庄700-1 老健サンライフ倉敷内	463-7760
水島	水島高齢者支援センター	水島南春日町13-1 倉敷医療生協会館内	446-6511
	福田高齢者支援センター	東塚5-4-50 老健和光園内	455-5132
	連島高齢者支援センター	神田2-3-27 特養みどり荘内	444-3200
児島	琴浦高齢者支援センター	児島下の町5-2-17 特養王慈園内	473-9001
	児島中部高齢者支援センター	児島柳田町355-1 特養倉敷シルバーセンター内	473-0847
	児島西高齢者支援センター	児島駅前4-83-2 児島障がい者支援センター内	472-0221
	赤崎高齢者支援センター	児島阿津2-7-53 老健オアシスK-3内	472-2941
	下津井高齢者支援センター	下津井吹上2-6-4 下津井病院内	479-8271
	郷内高齢者支援センター	串田660 老健倉敷あいあいえん内	470-2005
玉島	玉島東高齢者支援センター	玉島750-1 プライムホスピタル玉島内	523-6235
	玉島中部高齢者支援センター	玉島中央町1-4-8 老健秀明荘内	523-5322
	玉島南高齢者支援センター	玉島勇崎1044-3 地密特養あすなろテラス内	528-3266
	玉島北高齢者支援センター	玉島陶856-1 特養グリーンピア瀬戸内内	525-1339
	船穂高齢者支援センター	船穂町船穂1861-1 高齢者福祉センター内	552-9005
	真備高齢者支援センター	真備町箭田2159 シルバーセンター後楽内	698-5999

(8) その他

① 住宅改造補助事業

介助を必要とする高齢者等が、自宅において暮らしやすい生活を送ることができるように住宅改造する場合に、その費用の一部を補助する。

区分 \ 年度	R3	R4	R5
補 助 件 数	70	65	46
事 業 費 (円)	26,687,000	22,069,000	16,098,000

② 広報事業

介護保険制度や自分らしい暮らしを続けるために健康を保つための取組み等を広く市民に理解してもらうため、広報くらしきや出前講座を実施し広報活動に努める。

- ・ 出前講座 実施回数 12回 参加者 290人 (令和5年度)

③ 倉敷市介護保険適正運営協議会の設置

介護保険事業の適切かつ円滑な運営を図るために、苦情・相談事例や制度運営上の課題などを調査審議する機関として、「倉敷市介護保険適正運営協議会」を設置している。

- ・ 委員数 9人

6. 社会福祉

(1) 社会福祉行政の推進

人々が生活を営んでいく中で病気や災害、失業、あるいは高齢で働けなくなるなどさまざまな障がいがあるが、こうした生活上の困難に際しては、個人の努力や家族の助け合いだけでは乗り越えられない場合がある。

生涯にわたって安定した生きがいのある生活を営んでいくために、それらの生活不安や障がい除去されるような制度を社会的に整備しておく必要から、社会保険や社会福祉、公的扶助等の社会保障制度が設けられている。国民生活水準の向上、人口構造高齢化、核家族化の進行といった社会経済の変化により、これら社会保障制度に対する市民ニーズが変化するなかで、社会福祉の各分野においても新しい対応が求められており、種々の施策を展開しているところである。

今後は、市民一人ひとりが社会福祉活動に参加し協力していけるような地域社会の形成に努力し、社会福祉を行政だけのものとせず、市民全体の連帯意識の高揚を図りながら人間尊重の理念に基づき総合的に推進する。

今後は、市民一人ひとりが社会福祉活動に参加し協力していけるような地域社会の形成に努力し、社会福祉を行政だけのものとせず、市民全体の連帯意識の高揚を図りながら人間尊重の理念に基づき総合的に推進する。

(2) 福祉都市宣言（昭和42年12月23日）

倉敷市は水島臨海工業地帯を中核として地域的に人口的にも飛躍的な発展を示し、産業構造の近代化とともに高度の経済成長を遂げております。

およそ市政は市民の福祉増進と幸福のためにこそ行われるべきものであり、またこれが究極の目的であります。

今日近代産業の急速な発展によっていかに市勢が伸展し、市民個々の所得が増加し、経済的に安定いたしましても人間尊重を基盤とする社会福祉行政がなおざりにされ、あるいは精神文化の発達が遅滞して真の発展はあり得ないところであります。

すなわち工業発展に伴う公害によって生活環境が悪化し、市民の健康がむしばまれることのないよう、また生産活動に直接参加できない老人・幼児・病弱虚弱者あるいは心身障がい者に対し、物心両面に亘る積極的福祉対策を推進することこそ焦眉の急であり大きな市政の柱であります。

われわれ倉敷市民は華々しい発展の陰にこうした多くの人々がひたすら市政に期待し温かい援護措置を待望していることを忘れることなく打って一丸となって福祉都市実現のため努力することを決意するものであり、ここに全国にさきがけ倉敷市は福祉都市であることを宣言します。

(3) 民生委員

① 定 数

(単位：人)

区 分 \ 地 区	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	計
平成28年一斉改選時 (H28. 12. 1)	334	151	136	169	790
令和元年一斉改選時 (R1. 12. 1)	334	151	136	169	790
令和4年一斉改選時 (R 4. 12. 1)	344	155	136	171	806
地 区 協 議 会	19	10	8	9	46

② 報 償 費

会 長 年額29,400円 副会長 年額26,460円

委 員 年額23,520円

③ 活 動 費

民生委員・児童委員活動費 58,200円

民生委員・会 長 活 動 費 11,920円

(4) 生活保護

① 年次別被保護世帯、人員

区分	年度	R3	R4	R5
		R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31
人口	住民基本台帳人口	478,651	476,710	474,330
	(外国人登録人口)	(6,371)	(7,090)	(7,696)
世帯	〃世帯	216,756	218,626	220,070
	(〃世帯)	(4,126)	(4,832)	(5,411)

※()は外国人で内数

区分	年度	R3	R4	R5
被保護人員		6,969	7,092	7,094
〃世帯		5,310	5,449	5,480
保護率(1,000分率)		14.6	14.9	15.0

② 生活保護実施状況

区分		生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	計	保護施設事務費	
(区分)年度												
人員 (人)	年間	R4	74,288	72,505	5,416	18,878	76,009	9	1,746	135	248,986	982
		R5	74,669	73,231	5,156	19,687	76,981	12	1,677	125	251,538	1,030
	1カ月平均	R4	6,191	6,042	451	1,573	6,334	1	146	11	20,749	82
		R5	6,222	6,103	430	1,641	6,415	1	140	11	20,962	86
扶助費 (千円)	年間	R4	3,521,232	1,692,429	54,959	362,083	6,023,850	769	26,553	26,631	11,708,506	154,066
		R5	3,565,386	1,732,904	54,410	381,670	6,366,072	1,256	27,293	24,023	12,153,015	168,810
	1カ月平均	R4	293,436	141,036	4,580	30,174	501,987	64	2,213	2,219	975,709	12,839
		R5	297,116	144,409	4,534	31,806	530,506	105	2,274	2,002	1,012,751	14,068
構成比(%) (扶助費の年間)	R4	30.07	14.45	0.47	3.09	51.45	0.01	0.23	0.23	100.00		
	R5	29.34	14.26	0.45	3.14	52.38	0.01	0.22	0.20	100.00		

※保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を積み立て、安定就労により保護廃止にいたったときに就労自立給付金を支給する。(平成26年7月1日施行)

(令和5年度実績) 45人 1,706,439円

※高等学校等を卒業して大学等に進学する方に対して、進学の際の新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する(平成30年6月8日施行)

(令和5年度実績) 13人 2,300,000円

③ 生活保護ケースワーカー

(R6.4.1現在)

地区	倉敷	水島	児島	玉島	計
ケースワーカー	32	17	9	8(1)	66

※玉島の()内の数字は真備保健福祉課分の再掲

(5) 生活困窮者等対策

① 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、生活困窮者に対する相談窓口として「倉敷市生活自立相談支援センター」を設置し、相談者とともに作成するプランに基づき関係機関と連携しながら、本人の状態に応じた、包括的かつ継続的な相談支援を実施する。

〈費用負担〉県（国） 3/4

〈事業実績〉

年 度	新規相談	プラン作成	就労支援対象者	就労・増収者数	事業費
R3	12,839件	3,909件	3,231人	1,687人	45,943,870円
R4	11,933件	3,918件	3,533人	2,074人	50,390,768円
R5	6,737件	3,968件	2,720人	2,007人	49,915,640円

※平成26年10月1日から倉敷市生活自立相談支援センターを設置

② アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業

離職や休業等で生活が困窮する方や、ひきこもり状態にある方などで支援に時間のかかる方などに対し、生活福祉資金等の関係窓口への同行や、信頼関係の構築といったアウトリーチを主体的に行う「アウトリーチ支援員」を倉敷市生活自立相談支援センターに令和2年7月より新たに配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を実施する。

〈費用負担〉県（国） 10/10 ※R2-4の3年間のみ

〈事業実績〉

年 度	相談件数	プラン作成
R3	3,410件	404件
R4	3,728件	424件
R5	572件	532件

※令和2年7月から開始

③ 住居確保給付金給付事業

離職・廃業・休業等により、住宅を喪失するおそれのある者等の就労機会及び住宅の確保のため、就労能力及び就労意欲のある者に対して、住居確保給付金を支給する。

〈費用負担〉県（国） 3/4

〈事業実績〉

	当初申請（人）	延長申請（人）	再延長申請（人）	再々延長申請（人）
R3	247	103	86	44
R4	159	68	51	-
R5	26	16	12	-

※再々延長申請は、令和3年1月から令和3年11月まで

④ 生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者の就労及び自立の促進を図るため、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して安定した就労に従事する準備としての基礎能力の形成支援（日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援、就労体験の実施等）を行う。

〈費用負担〉県（国） 2/3

〈事業実績〉

年 度	新規支援者数 （人）	支援終了者 （人）	目標値 （人）	※支援により一般就労に向けた準備 が一定程度整ったと判断される者 （人）	目標達成度 （%）
R3	48	54	36	36	100.0
R4	41	40	26	27	103.8
R5	48	44	29	26	89.6

※一般就労に向けた準備が一定程度整ったと判断される者の目標値は、支援終了者の2/3（端数切捨）に設定。

※目標達成度は、目標値のうち準備が一定程度整ったと判断される者の割合。

⑤ ホームレス自立支援事業

生活困窮者の自立の促進を図るため、住居が無い生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊所及び食事等を提供するとともに、就労の支援その他の自立に関する支援を行う。

〈費用負担〉県（国）3/4（自立相談支援事業）・2/3（一時生活支援事業）
 〈事業実績〉

年 度	利用者数	事業費
R 3	25人	8,142,200円
R 4	39人	8,048,000円
R 5	33人	7,764,200円

⑥ 生活困窮者家計改善支援事業

生活困窮者が生活の再生に向けて、自らの力で家計を管理できるよう支援する。

〈費用負担〉県（国）1/2
 〈事業実績〉

年 度	利用者数
R 3	50人
R 4	49人
R 5	48人

⑦ 学習教室「くらすば」運営事業

生活に困窮する世帯の子ども達が将来の目標を持ち、子ども達の健全な育成が図られる事を目指し、学習教室「くらすば」で、生活に困窮する世帯の中学生に対し、基礎学力向上のための学習支援とともに、社会性や他者との関係を育む支援を実施する。

〈費用負担〉県（国）1/2
 〈事業実績〉

年 度	中学1・2年生	中学3年生	高校進学者数	事業費
R 3	36人	32人	31人	16,828,414円
R 4	62人	34人	31人	17,079,288円
R 5	51人	44人	44人	17,314,779円

⑧ 小学生等訪問型学習・生活支援事業

様々な困難を抱える小学生等のいる世帯に対して、専門支援員が巡回訪問による生活習慣や学習習慣の習得に向けた支援をするほか、子育てに関する情報提供をするなど保護者への養育支援を行い、子どもの学習・生活環境の改善を図る。

〈費用負担〉県（国）1/2
 〈事業実績〉

年 度	世帯数	利用者数	事業費
R 2	51世帯	67人	7,324,900円
R 3	41世帯	55人	7,324,900円
R 4	45世帯	69人	7,324,900円
R 5	52世帯	78人	7,783,500円

⑨ 緊急援護資金貸付制度

ア 対象者

市内に居住する低所得者（市民税の均等割のみの課税世帯又は市民税非課税世帯）等で次に該当する世帯。

- ・入院治療を要する程度の傷病にかかり、又は出産、死亡した者があるとき。
- ・不慮の災害にかかったとき。
- ・その他緊急やむを得ない理由が生じたとき。

イ 貸付限度額

1世帯に対し1回60,000円以内

(単位：件、千円)

区分	年度	R3	R4	R5
件数		207	279	274
金額		3,728	5,085	4,959

⑩ 施設での保護及び自立の助長

(R6. 4. 1現在)

施設の種類	施設名	第一種 第二種 の別	所在地	設置 主体	定員 (人)	電話	施設の目的及び対象者
救護施設 (生活保護法 第38条)	たましま寮	第一種	玉島八島 1385-1	社会福 祉法人	40	522-2230	身体上又は精神上の理由のために、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設
生活保護 授産施設 (生活保護法 第38条)	あさひ園	第一種	船倉町 1273-5	社会福 祉法人	30	422-1254	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を提供、その自立を助長する施設
社会事業 授産施設 (社会福祉法 第2条)	倉敷授産場	第一種	船倉町 1273-5	社会福 祉法人	30	422-1254	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られた者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を提供、その自立を助長する施設

⑪ 生活保護世帯への自立更生援護金の支給状況

- ・年1回（年末）に支給（金額2,000～3,000円）
- ・平成25年度から廃止

年度	区分	生活保護世帯
H23	件数	4,509件
	金額	9,551,000円
H24	件数	4,543件
	金額	9,606,000円

⑫ 災害見舞金の支給

年度	住家の全壊・全焼 (1世帯 100,000円)		住家の半壊・半焼 (1世帯 50,000円)		床上浸水 (1世帯 30,000円)		死亡した場合 (1人300,000円, 但し過失がない 場合, プラス 200,000円)		負傷で1ヶ月以上 入院した場合 (1人50,000円)		計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
R3	8	800,000	2	100,000	0	0	2	600,000	2	100,000	14	1,600,000
R4	14	1,400,000	4	200,000	0	0	4	1,200,000	0	0	22	2,800,000
R5	7	700,000	3	150,000	3	9,0000	3	900,000	0	0	16	1,840,000

(6) 中国残留邦人等への支援給付

高齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行う。(平成21年4月1日施行)

年度	区分	生活支援	住宅支援	介護支援	医療支援	葬祭支援	計
		R3	人数(年間)	48	48	9	47
	金額(円)	2,959,746	698,536	34,810	5,729,151	0	9,422,243
R4	人数(年間)	44	44	12	44	0	144
	金額(円)	2,926,172	433,734	145,381	5,891,890	0	9,397,177
R5	人数(年間)	36	36	12	36	1	121
	金額(円)	2,198,940	158,400	45,096	1,346,750	202,300	3,951,486

※特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者に対し、配偶者支援金を支給する。(平成26年10月1日施行)

〈令和4年度実績〉 1人 345,688円

(7) 総合福祉事業団

倉敷市総合福祉事業団(設立認可 昭和47年3月24日) 電話434-9850 F A X 434-9851

総合福祉事業団は市と一体となって社会福祉事業の推進をはかり、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的としている。

① 委託料・補助金

(単位:千円)

区分	年度	R3	R4	R5
就労移行支援・自立訓練(生活訓練)事業所「ふじ園」		59,662	59,977	60,306
児童館「倉敷・水島・児島・玉島・真備」 倉敷北児童センター		159,674	163,600	168,276
老人福祉センター「倉敷北高齢者福祉センター(旧西岡 荘)・有城荘・まきび荘」		104,656	102,714	89,235
障がい者デイサービスセンター		70,575	74,398	78,605
くらしき健康福祉プラザ		376,599	462,642	450,913
障がい者支援センター「児島・玉島・水島」		106,812	105,542	105,545
老人憩の家		88,362	88,364	89,765
真備健康福祉館		53,586	50,228	51,173
合 計		1,019,926	1,107,465	1,093,818

(8) 社会福祉協議会（令和5年度の状況）

倉敷市社会福祉協議会は、倉敷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の組織である。

① 会員数及び会費の状況

普通会員（1口300円）		特別会員（1口1,000円）		賛助会員（1口5,000円）	
95,481件	28,644,500円	939件	939,000円	836件	4,180,000円

② 寄附金の採納状況

件数	100件	寄附金額	2,234,405円
----	------	------	------------

③ 共同募金の状況

（単位：円）

地区	倉敷	水島	児島	玉島	真備
目標額	41,100,000	16,000,000	11,900,000	12,500,000	3,500,000
実績額	23,915,555	9,201,310	8,761,850	10,340,010	3,876,073

④ 歳末たすけあい運動の状況

（単位：円）

地区	倉敷	水島	児島	玉島	真備
募金額	8,119,732	3,118,967	2,613,934	3,373,906	1,244,950

⑤ 調査・啓発事業

- ・福祉関係情報の収集、啓発 ・機関紙「社協だより」の発行
- ・パンフレット、ホームページ、フェイスブック等による啓発
- ・敬老祝い品配付事業による75歳以上の独居高齢者の調査
- ・歳末たすけあい慰問金事業による在宅寝たきり者の調査

⑥ 一般福祉活動

- ・地区社協の設置支援 ・児童、老人、心身障がい者（児）等福祉関係団体の育成援助
- ・福祉講演会の開催 ・災害見舞い
- ・要援護者組織の支援（介護者の会等）
- ・福祉協力委員事業

⑦ 在宅福祉活動

- ・ねたきり者（児）への援助（歳末たすけあい慰問金事業、介護者の会への支援）
- ・友愛訪問活動（市委託）
- ・住民参加型在宅支援サービス事業（倉敷たすけあいサービス事業）
- ・介護機器介護用品リサイクル事業
- ・生活・介護支援サポーター養成事業（市委託）
- ・法人後見事業
- ・生活支援コーディネーター配置事業（市委託）
- ・地域活動情報発信事業（市委託）
- ・重層的支援体制整備事業（市委託）
- ・福祉機器（車いす）の貸出
- ・高齢者等給食サービス事業（市委託）
- ・日常生活自立支援事業（県社協委託）
- ・福祉車両の貸出（市委託）
- ・地域支え合い活動普及啓発事業（市委託）
- ・支援対象児童等見守り強化事業（市委託）

⑧ 生活福祉資金の貸付状況

ア 通常貸付

資金種		貸付件数	貸付金額
総合支援資金（臨時特例つなぎ資金含む）		1件	390,000円
福祉資金	福祉費	3件	491,000円
	緊急小口資金	3件	260,000円
教育支援資金（就学支度費含む）		5件	4,897,000円

イ 特例貸付

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金〔生活支援費〕及び福祉資金〔緊急小口資金〕について特例措置が設けられた。申請は令和4年9月30日で終了し、令和5年1月から、貸付の種類に応じて、順次、償還が開始された。

貸付状況	貸付決定世帯数（世帯）		6,885	
	本県における本市の貸付世帯割合（％）		27.2	
	貸付全債権数（債権）		17,769	
償還状況	償還猶予	対象債権数（債権）	14,360	
		決定債権数（債権）	613	
		決定割合（％）	4.3	
	償還免除	対象債権数（債権）		14,360
		決定債権数（債権）		5,751
		内	支払による償還終了	152
			訳 非課税世帯、死亡等の判定免除及び任意免除	5,599
		決定割合（％）		40.0

ウ 生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付 市町村社協相談支援体制強化推進事業

岡山県社会福祉協議会と連携して、特例貸付借受人（世帯）の相談支援及びフォローアップ支援、緊急一時的な食料等生活物資の提供を実施した。

アウトリーチ	窓口対応	通常貸付相談対応	生活物資の提供
18,970件	1,354件	228件	119件

⑨ 倉敷ボランティアセンター

ボランティア活動支援の窓口やボランティア活動の拠点

- ・所在地 倉敷市笹沖180番地くらしき健康福祉プラザ内
- ・電話 434-3350 FAX 434-3357
- ・開館 午前8時30分～午後5時15分
- ・休館 毎週月曜日、祝祭日、年末年始

ア 施設の貸出状況

開所 日数	交流室		ボランティア室		点字印刷		要約筆記		朗読録音		合 計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
300	142	1,923	184	1,410	241	909	38	193	342	1,130	947	5,565

イ ボランティア活動及び普及推進

- ・市民啓発 ・登録斡旋（個人・団体） ・ボランティア活動助成

ウ ボランティア保険の取扱い状況

ボランティア活動保険	行幸用保険	在宅サービス総合保障	送迎サービス
17,521人	35,754人	8件	9人

エ ボランティアに対する相談受付

- ・ボランティアアドバイザーの活動状況

ボランティア登録の受付と活動先の紹介、またボランティアが必要な方へのコーディネートを行った。

	R2	R3	R4	R5
登 録 人 員	5,827人	5,589人	5,041人	5,085人
コ ー デ ィ ネ ー ト 件 数	77件	88件	184件	213件
活 動 人 員	246人	379人	989人	891人

オ 福祉教育への支援活動

- ・出前福祉講座実施状況

目 的……地域住民や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高め、ボランティアの精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び、地域社会への啓発を図る。

実施回数……51回（小学校39・中学校5・高校2・その他5）

受講者数……6,895人

- ・学童・生徒のボランティア活動普及事業の状況

目 的……小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の児童・生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高め、ボランティアの精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び、地域社会への啓発を図る。

- ・2023夏のボランティア体験事業の実施

ボランティア活動に関心のある市内在住・在学の生徒・学生を対象に、市内の福祉施設や地域のボランティアグループでの体験活動や、地域とのつながりを通じて、社会福祉についての理解を深めるとともに、さまざまな出会いの中から、新しい発見や『共に生きていく』視点について考える機会を提供するために実施した。

また、事前・事後研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、倉敷市社協 YouTube チャンネルで配信を行った。

事前研修動画視聴回数 1,286回

事後研修動画視聴回数 895回

参加人数 1,298人

作 品 数 364作品

- ・ボランティア大会の開催

目 的……倉敷市内でボランティア活動を実践している方や、興味のある方などを対象に、ボランティアの必要性や、助け合い活動について理解を深め、より良い地域共生社会を実現する。

- ・ガイドヘルプ・傾聴・託児などのボランティアの育成

目 的……倉敷市内でボランティアに興味のある方などを対象に、専門的な知識を深めることで、より良い地域共生社会を実現する。

カ 社会参加促進事業

- ・手話、要約筆記、朗読、点訳などの養成講座の開催

キ いきいきポイント制度

40歳以上（介護保険被保険者）の方が、ボランティア活動を通じて地域貢献することで、自身の介護予防の推進といきいきとした地域社会づくりを目的とした事業である。

(登録者の状況)

年齢 \ 地区	倉敷	水島	児島	玉島	船穂	真備	合計
40歳以上65歳未満	22	8	0	6	2	3	41
65歳以上	77	36	22	39	3	33	210
合計	99	44	22	45	5	36	251

ク 在宅障がい者への生活支援活動

・点訳及び音訳テープによるの情報保障

「広報くらしき」を点訳及び音訳ボランティアの方たちと協力して「点字広報くらしき」「声の広報くらしき」として作成し、在宅障がい者の皆様へ配布した。

点字広報 432部 (年間)

声の広報 516巻 (年間)

・点訳カレンダーの作成

点訳ボランティアと登録ボランティアの協力を得て、点字カレンダーを作成し、必要な方へ送付した。

作成部数 400部

⑩ 倉敷・高梁川流域マリッジサポートセンター/倉敷結婚相談所

・登録人数 男236人 女131人 成立数12組 (令和6年3月31日現在)

・所在地 倉敷市阿知1丁目7番2-803号 (くらしきシティプラザ西ビル8階)

・開所時間 9時～17時

・費用 年間登録料2,000円

⑪ 福祉の店「あゆみ」の運営

市内の障がい者の方々が作られた作品を、イオンモール倉敷に設けた「福祉の店」等で展示販売

出品施設・個人……35か所・30人

⑫ 敬老事業

事業名	対象者	祝金品	人数(人)
敬老記念品贈呈	75歳以上の独居老人	敬老祝品	9,196

⑬ 倉敷市真備支え合いセンター

真備地区の被災者の日常の相談支援等を行う。

- ・所在地 倉敷市真備町箭田1161-1（倉敷市真備保健福祉会館1階）
- ・開所時間 8時30分～17時15分（原則、土・日・休日、12月29日～1月3日を除く）

(9) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給する。

年 度		区 分	非課税世帯	家計急変世帯	合 計
R3	件数		43,884世帯	77世帯	43,961世帯
	金額		4,388,400千円	7,700千円	4,396,100千円
R4	件数		12,009世帯	281世帯	12,290世帯
	金額		1,200,900千円	28,100千円	1,229,000千円

- ② 電力・ガス・食料品等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円を支給する。

年 度		区 分	非課税世帯	家計急変世帯	合 計
R4	件数		50,205世帯	313世帯	50,518世帯
	金額		2,510,250千円	15,650千円	2,525,900千円

- ③ 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯当たり3万円を支給する。

年 度		区 分	低所得世帯	家計急変世帯	合 計
R5	件数		56,253世帯	53世帯	56,306世帯
	金額		1,687,590千円	1,590千円	1,689,180千円

- ④ 物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に追加支援として、1世帯当たり7万円を支給する。

年 度		区 分	非課税世帯
R5	件数		52,333世帯
	金額		3,663,310千円

- ⑤ 低所得者世帯（住民税非課税世帯）支援を補足する給付として、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する。

また、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対して、18歳以下の子ども1人につき5万円を支給する。

年 度		区 分	均等割のみ課税世帯	子ども加算人数
R5	件数		5,279世帯	7,739人
	金額		527,900千円	386,950千円

7. 障がい者福祉

(1) 心身障がい者福祉

① 相談・普及啓発

・総合療育相談センターゆめばる

18歳未満の障がい児、発達に障がいや遅れのある児童、及びその保護者・家族を対象とした相談窓口。子どもの発達に関することや福祉サービス利用の手続きやコーディネートといった直接的な相談支援のほか、保健、医療、教育、福祉など様々な関係機関相互の連携、情報交換のためのネットワークの拠点に位置づけられる。平成19年度（平成20年1月）から実施。

（相談実績）

年 度	開所日数（内は専門相談日（内数））	新 規 登 録 者 数	相 談 件 数
R3	247日（25）	697人	3,129件
R4	246日（51）	741人	3,095件
R5	246日（18）	809人	4,281件

・倉敷地域基幹相談支援センター運営事業（社会福祉法人 リンクへ委託）

障がい者の相談支援事業等を行っている市内6カ所の地域活動支援センターI型・障がい者支援センターの調整や、指定相談支援事業所に対する専門的な助言・人材育成、障がい者虐待防止対策など、障がい者の地域生活を地域全体で支える体制の整備を行う。

（対象者）

相談支援事業従事者、障がい者虐待に係る相談・通報・届出をする方

（事業実績）

年 度	障がい者虐待に係る相談・通報件数	事業費
R3	45件	19,830,000円
R4	39件	19,830,000円
R5	33件	19,830,000円

・地域活動支援センターI型・障がい者支援センター

長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける在宅の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者及びその家族の方々に、日常生活の支援、相談・情報提供、地域交流活動などを行い、障がい者の自立助長、社会復帰及び社会参加を促進し、障がい者の福祉の増進を図る。

（延利用者数）

（単位：人）

年 度	R3	R4	R5
倉敷市児島障がい者支援センター	14,584	14,762	14,272
倉敷市玉島障がい者支援センター	8,947	11,995	13,222
倉敷市水島障がい者支援センター	10,633	11,124	12,537
倉敷地域生活支援センター	11,529	10,776	7,938
倉敷西部地域生活支援センター	5,484	13,686	11,827
真備地域生活支援センター	11,244	12,349	10,239

② 福祉サービス等

・計画相談支援

障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し、サービス等利用計画を作成する。

（費用負担）国 1/2 県 1/4 市 1/4

（事業実績）

年 度	決 定 者 数	延 べ 利 用 件 数	事 業 費
R3	3,142人	9,427件	154,283,773円
R4	3,232人	9,769件	163,942,069円
R5	3,372人	9,949件	169,480,799円

・地域移行支援

施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	決 定 者 数	延 べ 利 用 件 数	事 業 費
R3	6人	75件	3,009,081円
R4	5人	67件	2,247,180円
R5	10人	72件	2,731,700円

・地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談・訪問等の支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	決 定 者 数	延 べ 利 用 件 数	事 業 費
R3	60人	776件	2,564,427円
R4	61人	678件	2,353,219円
R5	62人	692件	2,618,385円

・居宅介護

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・通院介助（身体介護を伴うもの、身体介護を伴わないもの）
- ・通院等乗降介助

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R3	1,253人	150,485.50時間	544,787,312円
R4	1,291人	156,885.75時間	584,013,360円
R5	1,352人	156,626.25時間	602,817,252円

・重度訪問介護

重度の障がい者であって常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R3	21人	48,288 時間	132,242,206円
R4	21人	49,597.5時間	140,187,992円
R5	29人	67,757.5時間	194,601,742円

・同行援護

視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等が、行動する際に生じ得る危険を回避するため、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するため、ホームヘルパーを派遣する。平成23年10月より実施。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

(事業実績)

年度	支給決定者数	延利用時間	事業費
R3	108人	7,658.5時間	26,177,177円
R4	109人	9,002 時間	31,729,690円
R5	125人	9,590 時間	33,463,788円

・行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。

(費用負担) 国 1/2 県 1/4 市 1/4

(事業実績)

年度	支給決定者数	延利用時間	事業費
R3	88人	4,808.5時間	20,175,621円
R4	91人	4,858 時間	22,109,422円
R5	98人	5,709 時間	25,936,406円

・生活介護

障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

(費用負担) 国 1/2 県 1/4 市 1/4

(事業実績)

年度	支給決定者数	延利用時間	事業費
R3	1,074人	214,678日	2,806,959,611円
R4	1,105人	218,455日	2,887,894,489円
R5	1,178人	224,203日	3,019,064,120円

・就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

(費用負担) 国 1/2 県 1/4 市 1/4

(事業実績)

年度	支給決定者数	延利用時間	事業費
R3	147人	24,917日	231,583,323円
R4	135人	22,803日	221,442,327円
R5	155人	22,306日	221,222,599円

・就労継続支援

一般企業等での就労が困難である者に就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

(費用負担) 国 1/2 県 1/4 市 1/4

(事業実績)

年度	支給決定者数	延利用時間	事業費
R3	2,030人	370,653日	2,731,733,742円
R4	2,127人	378,019日	2,802,444,066円
R5	2,317人	397,652日	3,065,029,144円

・就労定着支援

就労移行支援等を利用して事業所に新たに雇用された障がい者に対し、就労の継続を図るため、関係機関への連絡調整及び障がい者への相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

※平成30年度より事業開始

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R3	60人	650日	18,300,049円
R4	66人	668日	18,641,611円
R5	69人	754日	22,871,449円

・療養介護

医療が必要で常に介護が必要な人に、医療機関等で機能訓練や療養上の管理などを行い、日中の活動を支援する。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R3	102人	36,933日	333,051,855円
R4	105人	37,297日	339,739,530円
R5	107人	36,903日	341,278,735円

・短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R3	823人	6,596日	81,008,929円
R4	901人	8,760日	105,869,207円
R5	966人	11,261日	128,316,923円

・自立生活援助

居宅において生活する障がい者につき、訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での必要な情報提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の援助を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R3	9人	56日	957,045円
R4	22人	205日	4,072,752円
R5	21人	165日	3,204,450円

・共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R3	406人	132,897日	734,610,318円
R4	459人	149,174日	907,236,806円
R5	510人	163,254日	1,049,801,358円

・施設入所支援

主に夜間において、障がい者支援施設に障がい者を入所させ、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事及び生活等に関する相談若しくは助言その他の身体機能若しくは生活能力の向上のために必要な支援を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
R3	467人	162,788日	818,410,351円
R4	454人	157,286日	804,113,941円
R5	467人	152,337日	817,252,700円

・日中一時支援（日中型）【地域生活支援事業】

障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守り・日常生活における簡易な指導・レクリエーション等を行う。障がい者（児）を日常的に監護する家族等の一時的な休息を目的とする。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	R3	79人	473日	1,778,250円
	R4	70人	394日	1,516,600円
	R5	74人	463日	2,088,520円
知的障がい者	R3	312人	2,653日	10,045,100円
	R4	324人	3,000日	11,034,900円
	R5	327人	2,820日	10,235,500円
精神障がい者	R3	19人	233日	664,400円
	R4	11人	135日	406,000円
	R5	11人	146日	379,200円
児 童	R3	1,525人	36,988日	147,603,400円
	R4	1,564人	36,759日	147,717,170円
	R5	1,628人	39,700日	158,372,920円

・日中一時支援（タイムケア型）【地域生活支援事業】

障がい児の放課後、もしくは日中活動系サービスの時間延長として活動の場を提供し、見守り・日常生活における簡易な指導・レクリエーション等を行う。障がい者（児）を日常的に監護する家族等の一時的な休息や就労を支援する。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	R3	71人	1,952日	4,076,560円
	R4	67人	2,068日	4,248,000円
	R5	76人	2,189日	5,670,420円
知的障がい者	R3	299人	10,231日	30,992,550円
	R4	310人	11,625日	36,195,200円
	R5	310人	12,926日	43,213,400円
精神障がい者	R3	16人	255日	1,342,890円
	R4	8人	319日	2,043,000円
	R5	8人	375日	2,604,500円
児 童	R3	1,536人	101,643日	305,069,370円
	R4	1,572人	104,092日	316,619,990円
	R5	1,630人	116,927日	366,641,970円

・移動支援事業【地域生活支援事業】

ヘルパーがマンツーマンで或いはグループに対して外出時の移動の介護を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 時 間	事 業 費
身体障がい者	R3	219人	5,026 時間	10,040,655円
	R4	216人	5,298.5時間	10,858,895円
	R5	215人	5,873 時間	11,980,725円
知的障がい者	R3	460人	6,250.5時間	12,924,730円
	R4	481人	7,746.5時間	16,111,383円
	R5	499人	9,616.5時間	20,091,355円
精神障がい者	R3	213人	3,223.5時間	5,921,030円
	R4	230人	3,136 時間	5,800,814円
	R5	244人	3,996 時間	7,462,383円
児 童	R3	154人	1,213.5時間	2,393,078円
	R4	153人	1,293.5時間	2,555,125円
	R5	139人	1,019.5時間	2,239,552円

・移動支援事業（送迎支援）【地域生活支援事業】

日中活動系サービスの利用促進のため、生活介護や日中一時支援などの日中活動系サービスの送迎を支援する。
 〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈事業実績〉

区 分	年 度	延 送 迎 回 数	事 業 費
身体障がい者	R3	3,787回	757,400円
	R4	3,586回	717,200円
	R5	3,471回	694,200円
知的障がい者	R3	17,146回	3,429,200円
	R4	20,328回	4,065,600円
	R5	22,465回	4,493,000円
精神障がい者	R3	581回	116,200円
	R4	723回	144,600円
	R5	846回	169,200円
児 童	R3	157,028回	31,405,600円
	R4	164,037回	32,807,400円
	R5	182,765回	36,553,000円

・訪問入浴促進事業【地域生活支援事業】

自宅で入浴が困難な重度の障がい者に訪問による入浴サービスを提供する。
 〈対象者〉
 歩行が困難な在宅の身体障がい者であって、移送に耐えられない等の事情のある者
 〈利用回数〉
 1カ月あたり10回まで
 〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈事業実績〉

年 度	利 用 者 数	延 回 数	支 給 総 額
R3	30人	2,329回	28,705,320円
R4	32人	2,299回	28,222,740円
R5	34人	2,542回	31,221,540円

・地域活動支援センターⅡ型【地域生活支援事業】

身体障がい者の自立の促進、生活の質の向上等のため、通所による機能訓練、社会適応訓練、入浴、食事提供サービス等を行う。
 〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内
 〈事業実績〉

区 分	年 度	支 給 決 定 者 数	延 利 用 日 数	事 業 費
身体障がい者	R3	3人	10日	37,800円
	R4	1人	0日	0円
	R5	1人	0日	0円
知的障がい者	R3	5人	241日	1,312,200円
	R4	6人	686日	3,579,600円
	R5	6人	688日	3,707,700円
精神障がい者	R3	0人	0日	0円
	R4	0人	0日	0円
	R5	0人	0日	0円

※身体障がい者の延べ利用日数及び事業費については、倉敷市障がい者福祉センターで行われるデイサービスを除く

障がい者福祉センター分（指定管理）

（根拠法令 倉敷市障がい者福祉センター条例 S59.5.1施行）

〈施設の概要〉

施設の種類	施設名	所在地
地域活動支援センター（基礎）	倉敷市障がい者福祉センター	船倉町1273-5

〈事業実績〉

（単位：人）

年度	R3	R4	R5
延利用者数	1,965	2,708	3,178

・地域活動支援センターⅢ型・作業所

障がい者で雇用されることが困難な者に、通所により自活に必要な作業訓練及び生活訓練を行い、社会的自立の促進を図る。

〈対象者〉

障がい者のうち、原則として18歳以上の者

〈費用負担〉

- ・センター・作業所の運営事業費
- ・通所奨励費（通所して作業をした場合1日につき100円を支給）
- ・処遇改善費（家賃の1/2相当額 限度 年額500,000円）

〈施設の概要〉

施設の種類の	施設名	所在地	定員
地域活動支援センターⅢ型	玉島たんぼぼ	玉島阿賀崎2-1-10	16人
	道越作業所	玉島道越360-6	13人
	福祉作業所菜の花	福田町古新田802-1	20人
	工房かたつむり	西坂1709	15人
	マインド作業所	真備町箭田1015-11	20人
	玉島湊屋作業所	玉島中央町1-21-8	10人
	虹色カーサ	茶屋町2025-11	10人

〈事業実績〉

年度	R3	R4	R5
運営費補助金	47,689,200円	50,991,400円	51,586,000円

・日常生活用具の給付・貸与【地域生活支援事業】

（根拠法令 倉敷市障害者地域生活支援事業実施規則 H18.10.10施行）

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の支給等を行う。

〈対象者〉

在宅の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）（一部在宅要件なし。）

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

〈事業実績〉

（単位：件、円）

年度	R3	R4	R5
件数	11,657	11,746	12,315
公費負担額	114,859,795	119,878,415	123,247,591

・重度障がい者マッサージ施術費給付事業

(根拠法令 倉敷市重度障害者マッサージ施術費給付規則 S50. 9. 1施行)

重度障がい者に対して、マッサージ施術に要する施術費を給付する。

〈対象者〉

- ・身体障がい者手帳1級～3級所持者
- ・重度知的障がい者（療育手帳A所持者）
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級～2級所持者

〈給付数〉

月4回を限度に年24回

〈施術費〉

- ・施術 1回につき 1,100円
- ・往料 1回につき 1,500円

〈事業実績〉

年 度	給 付 金 額
R3	10,658,600円
R4	10,771,300円
R5	11,354,100円

・障がい者（児）歯科診療事業（委託）

(根拠法令 倉敷市障害者（児）歯科診療事業実施要綱 S57. 9. 1施行)

障がい者（児）に対し歯科診療を行うことにより、健康の増進を図る。

〈対象者〉

病院又は診療所で診療を受けることが困難な障がい者（児）

〈診療日時〉

毎週木曜日（午後2時～5時）

〈場 所〉

倉敷歯科医師会館（倉敷市昭和2-2-17 電話422-2122）

〈事業実績〉

年 度	受 診 者 内 訳				延受診者	事 業 費
	身体障がい者 （児）	知的障がい者 （児）	その他	合 計		
R3	55人	78人	24人	157人	702人	9,245,700円
R4	37人	98人	23人	158人	699人	8,997,594円
R5	50人	79人	25人	154人	706人	9,189,260円

※重複があるため、合計は一致しません。

③ 社会参加・意思疎通の支援

・障がい者社会参加促進事業【地域生活支援事業】

〈事業概要〉

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がい者のニーズに応じた事業を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4 ※ただし、統合補助の枠内

・点訳奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

点訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する奉仕員を養成する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R3	2人	253,964円
R4	2人	297,670円
R5	11人	322,597円

・朗読奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

（事業概要）

朗読に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する奉仕員を養成する事業

（事業実績）

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R3	15人	126,488円
R4	8人	160,708円
R5	17人	160,711円

・要約筆記奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

（事業概要）

聴覚障がい者とりわけ中途失聴、難聴者の生活及び関連する福祉制度等についての理解ができ、要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得した要約筆記奉仕員を養成する事業

（事業実績）

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R3	3人	322,604円
R4	5人	320,231円
R5	4人	319,194円

・手話奉仕員養成事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

（事業概要）

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙・手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する事業

（事業実績）

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R3	0人	447,892円
R4	13人（※）	689,452円
R5	19人	620,658円

（※）コロナウイルス感染症の影響により、養成講座の全過程を修了できなかったため令和4年度に残りの講座を開催。延養成者数は、令和3年度からの繰越と令和4年度の人数込み。

・手話通訳設置事業

（事業概要）

手話通訳者を設置し、音声・言語機能障がい者や聴覚障がい者のために、各種相談等の通訳を行い障がい者の社会参加促進と福祉向上を図る。

（事業実績）

年 度	手 話 通 訳 者 数	活 動 件 数	事 業 費
R3	3人	1,944件	9,222,542円
R4	3人	1,983件	9,190,998円
R5	3人	2,315件	9,555,226円

・要約筆記奉仕員派遣事業

（事業概要）

聴覚障がい者等（音声・言語機能障がい者を含む）のコミュニケーションの円滑化に資するため、要約筆記奉仕員を派遣する事業

（事業実績）

年 度	延 派 遣 者 数	事 業 費
R3	72人	471,473円
R4	124人	1,022,391円
R5	140人	1,340,972円

・手話通訳者派遣事業（登録）

〈事業概要〉

聴覚・音声機能・言語機能障がい者が手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する。

〈対象〉

原則として市内に在住又は勤務する聴覚障がい者等で

- ・社会生活上、手話通訳が必要な場合
- ・社会参加促進の観点から市長が特に必要と認める場合

〈事業実績〉

年 度	派 遣 件 数	派 遣 時 間	事 業 費
R3	624件	1,271時間	2,633,230円
R4	678件	1,452時間	2,994,385円
R5	719件	1,539時間	3,305,467円

・手話奉仕員レベルアップ養成事業（倉敷市聴覚障害者協会へ委託）

〈事業概要〉

手話奉仕員養成事業を受講したものが手話通訳者資格を取得するまでの間、スキルアップを行うための実践経験の場を提供する事業

〈事業実績〉

年 度	延 養 成 者 数	事 業 費
R3	10人	225,000円
R4	18人	225,000円
R5	11人	225,000円

・点字・声の広報等発行事業（社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会へ委託）

〈事業概要〉

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳、その他障がい者に分かりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がい者が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障がい者に提供する事業

〈事業実績〉

年 度	点字版提供件数	声（録音）版提供件数	事 業 費
R3	432件	516件	1,083,588円
R4	432件	516件	1,041,233円
R5	432件	516件	1,094,713円

・視覚障がい者生活訓練等事業（社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会へ委託）

〈事業概要〉

視覚障がい者に対し、自立更生と社会参加の促進に必要な相談・指導・訓練を行う事業

〈事業実績〉

年 度	延 人 数	事 業 費
R3	228人	1,687,200円
R4	208人	1,539,200円
R5	258人	1,909,200円

・自動車運転免許取得費助成

〈事業概要〉

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。

〈対象者〉

運転免許の取得により、社会参加が見込まれる者

〈助成額〉

運転免許の取得に直接要した費用の2/3以内。ただし10万円を限度とする。

(事業実績)

年 度	件 数	事 業 費
R3	29件	2,819,000円
R4	24件	2,373,000円
R5	47件	4,667,700円

・自動車改造費助成事業

(事業概要)

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を購入する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより重度身体障がい者の社会復帰を促進する。(限度額10万円)

(対象者)

重度の上肢、下肢又は体幹機能障がい者であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある者。

(事業実績)

年 度	件 数	事 業 費
R3	18件	1,691,350円
R4	17件	1,626,120円
R5	28件	2,743,999円

・福祉車両の貸出

(根拠法令 倉敷市中心身障害者福祉車両貸出事業実施要綱 S57. 1. 4施行)

心身障がい者が各種会合、スポーツ、レクリエーション等を行う場合に福祉車両(ワゴン車、車椅子・ストレッチャー対応)を貸出す。

(対象者)

心身障がい者及びその世帯の者、心身障がい者団体(施設)

(事業実績)

年 度	R3	R4	R5
件 数	147件	170件	255件

・介護用自動車改造費の補助

(根拠法令 倉敷市障害者等介護用自動車改造費補助金交付要綱 H7. 9. 5施行)

障がい者の外出を容易にするため自動車の改造費又は改造自動車の購入費の一部を補助し、障がい者の社会参加を促進する。

(対象者)

市内に1年以上居住し(施設利用者であって、生計を一にする世帯の世帯主が倉敷市民であるものを含む。)、車いす・ストレッチャー又は補助用具を使用しなければ移動が困難な状態が継続する者(身体障がい者手帳下肢・体幹機能障がい3級以上又は介護保険要介護認定1~5で65歳以上の者)を介護している者で、

- ・自動車を現に所有、もしくは新たに購入する者
- ・市税を完納している世帯に属する者

(補助額)

改造に要する費用に世帯の所得税年額に応じた補助率を乗じた額。但し100万円を限度とする。

(事業実績)

年 度	件 数	事 業 費
R3	38件	7,717,000円
R4	24件	6,631,000円
R5	27件	6,195,000円

- ・障がい者移動支援事業（根拠法令 倉敷市障害者移動支援事業実施要綱 平成 8 年 4 月 1 日施行） 障がい者の外出や移動に要する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加の促進を図る。（事業実績）

事業名	年度	件数(件)	事業費(円)
自動車燃料費助成事業	R3	673	25,754,000
	R4	676	25,264,000
	R5	654	24,370,500
福祉タクシー助成事業	R3	2,131	39,927,698
	R4	2,085	42,138,040
	R5	2,117	41,896,590
リフト付タクシー助成事業	R3	237	5,086,050
	R4	233	4,869,310
	R5	238	4,660,803
バス利用料助成事業	R3	30	233,710
	R4	31	195,490
	R5	28	130,850
鉄道運賃助成事業	R3	1	50,790
	R4	1	84,650
	R5	2	125,720
身体障がい者補助犬飼育費助成事業	R3	2	126,000
	R4	2	135,374
	R5	2	121,496

- ・障がい者（児）施設通所者交通費給付制度
（根拠法令 倉敷市障害者（児）施設通所者交通費給付要綱 S57. 4. 1施行）
施設に通所する障がい者（児）に対し通所に要する交通費の一部を給付する。

年度	R3	R4	R5
人数(延)、 (金額)	1,313人 (7,790,490円)	1,288人 (7,828,396円)	1,261人 (7,573,596円)

④ 手当等の支給

- ・特別児童扶養手当（根拠法令 特別児童扶養手当法 昭和39年9月1日施行）

ア 目的

精神、身体の障がい児童を家庭で監護している養育者に対し、国が特別児童扶養手当を支給する。

イ 対象者

20歳未満の精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護している父母等。（次の場合を除く）

- ・児童が児童入所施設又は社会福祉入所施設に入所しているとき。
- ・児童が障がいを事由とする年金をうけているとき。
- ・児童を監護する人の前年（1～7月までの月分の手当については前々年）所得が一定の額以上であるとき。

ウ 手当月額（児童1人につき）

1級（重度）：55,350円 2級（中度）：36,860円 （令和6年4月1日以降）

エ 費用負担 国 10/10

オ 事業実績

（各年度3月31日現在）

年度	受給対象児童数(人)		
	重度(1級)	中度(2級)	計
R3	443	408	851
R4	453	439	892
R5	464	480	944

・障がい児福祉手当・特別障がい者手当等

(根拠法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 S61. 4. 1改正施行)

ア 特別障がい者手当

20歳以上の者で精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする者に対し、手当を支給する。

イ 障がい児福祉手当

20歳未満の者で精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者に対し、手当を支給する。

ウ 福祉手当(経過措置分)

改正法の施行の際、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障がい者手当又は障がい者基礎年金の支給を受けることができない者に対し、従来どおり福祉手当を支給する。

(支給額) (令和6年4月現在)

特別障がい者手当	28,840円/月
障がい児福祉手当	15,690円/月
福祉手当(経過措置分)	15,690円/月

(費用負担) 国 3/4 市 1/4

(事業実績)

(資格者数は各年度3月31日現在)

年 度		特別障がい者手当	障がい児福祉手当	経過的福祉手当	合 計
R 3	資格者	369	223	11	603
	延件数	4,242	2,551	144	6,937
	支給額(円)	116,093,100	37,973,760	2,098,080	156,164,940
R 4	資格者	387	226	7	620
	延件数	4,587	2,728	113	7,428
	支給額(円)	125,345,100	40,524,390	1,678,710	167,548,200
R 5	資格者	399	235	6	640
	延件数	4589	2791	75	7455
	支給額(円)	127,882,060	42,312,150	1,136,320	171,330,530

・児童福祉年金

(根拠法令 倉敷市児童福祉年金条例 昭和42年4月1日施行)

ア 対象者 20歳未満の精神又は身体に障がいをもつ児童の保護者

イ 年 額 重度 24,000円 中度 18,000円

ウ 費用負担 市 10/10

エ 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	受 給 者 数	金 額
R 3	903人	19,397,000円
R 4	937人	19,960,000円
R 5	969人	20,581,500円

・在宅ねたきり高齢者等介護手当の支給

(根拠法令 倉敷市在宅ねたきり高齢者等介護手当支給要綱 H5. 2. 15施行)

在宅のねたきり高齢者等の介護者に対し、手当を支給し介護者を慰労するとともに、ねたきり高齢者等の福祉の向上を図る。

(対象者)

20歳以上の重度障がい者の介護者

(支給額)

年 4万円

(事業実績)

年 度	支 給 件 数	事 業 費
R 3	285件	11,400,000円
R 4	286件	11,440,000円
R 5	279件	11,160,000円

・在日外国人障がい福祉金支給事業

(根拠法令 倉敷市在日外国人障害福祉金支給要綱 H5. 5. 24施行)

重度の障がいを有する在日外国人で、国民年金制度への外国人適用が実施された昭和57年1月1日前に20歳に達していたために、障がい基礎年金等を受けとることができない人に対して障がい福祉金を支給する。

(対象者)

身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の障がい者で、次のいずれにも該当し、障がい基礎年金等の受給資格のない人

- ・昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「廃止前の外国人登録法」という。）に規定する外国人）
- ・昭和57年1月1日に日本国内で廃止前の外国人登録法による外国人登録をし、申請日に本市に住所を有する人
- ・日本国内において障がい発生原因の初診日があり、初診日が昭和57年1月1日前であった人
- ・申請日に重度の障がいを有する人

(支給金額)

月額25,000円（年2回 9月、3月払い）。ただし、月額25,000円未満の公的年金を受給している場合は、25,000円から公的年金の額を控除した額

(事業実績)

年 度	支 給 件 数	事 業 費
R 3	1件	300,000円
R 4	1件	300,000円
R 5	1件	300,000円

⑤ 障がい者や高齢者にやさしい公共施設改修事業

障がい者や高齢者をはじめすべての市民にやさしいバリアフリーのまちづくりを推進するため、歩道の段差や傾斜等の障壁をチェックし、公共施設のバリアフリー化の取り組みを行う。

(2) 障がい児福祉

① 障がい児通所支援等（根拠法令 児童福祉法第6条の2の2）

・児童発達支援

未就学の障がい児が、日常生活における基本的動作や知識技能を取得し、集団生活へ適応できるよう、個々の特性に応じた訓練、指導を行う。

(事業実績)

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事 業 費
R 3	1,358人	122,132日	1,684,200,892円
R 4	1,355人	120,182日	1,707,178,598円
R 5	1,404人	120,752日	1,773,766,698円

・放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児に対し、自立の促進を図るため、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、指導を行う。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事 業 費
R3	1,604人	59,292日	513,226,812円
R4	1,579人	58,048日	514,975,959円
R5	1,589人	59,866日	554,796,006円

・保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学校等を利用中の障がい児に対し、障がい児が通う保育所等に訪問し、集団生活の適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行う。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事 業 費
R3	81人	1,078日	18,465,465円
R4	103人	1,376日	23,522,152円
R5	85人	902日	16,882,184円

・障がい児相談支援

障がい児通所支援を適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい児通所支援の利用に関する意向などを勘案し、障がい児支援利用計画を作成する。

〈事業実績〉

年 度	支給決定者数	延べ利用日数	事 業 費
R3	3,002人	7,419日	135,132,254円
R4	2,984人	7,209日	133,853,983円
R5	3,030人	7,251日	133,429,214円

② 身体障がい児補装具の交付・修理

(根拠法令 障害者総合支援法 H18.10.1施行)

身体障がい児の機能の回復等を図るため、補装具の交付及び修理を行う。

〈対象者〉

身体障がい児

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

(単位：件、円)

R3			R4			R5		
交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額
177	74	38,518,927	203	89	53,831,131	154	91	39,651,630

(3) 身体障がい者福祉

① 身体障がい者手帳

(根拠法令 身体障害者福祉法 S25.4.1施行)

〈身体障がい者の定義〉

身体障害者福祉法上の身体障がい者とは、同法別表に掲げる身体上の障がいがある18歳以上の者であって都道府県知事から身体障がい者手帳の交付を受けたものをいう。(18歳未満の者でも身体障がい者手帳は本法により交付される。)

〈身体障がい者手帳所持者数〉

(令和6年3月31日現在) (単位：人)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視 覚 障 が い	18歳未満	6	0	0	3	0	0	9
	18歳以上	285	325	40	67	126	60	903
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18歳未満	0	22	2	8	0	17	49
	18歳以上	117	287	145	220	6	461	1,236
音 声 ・ 言 語 ・ そ し や く 機 能 障 が い	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	1	4	98	59			162
肢 体 不 自 由 障 が い	18歳未満	163	28	9	12	6	3	221
	18歳以上	1,433	1,608	1,149	2,347	724	501	7,762
内 脳 原 性 運 動 機 能 障 が い	18歳未満	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)
	18歳以上	(35)	(15)	(5)	(6)	(1)	(1)	(63)
内 部 障 が い	18歳未満	32	1	13	7			53
	18歳以上	3,506	52	686	1,405			5,649
令和5年度合計	18歳未満	201	51	24	30	6	20	332
	18歳以上	5,342	2,276	2,118	4,098	856	1,022	15,712
令和4年度合計	18歳未満	212	48	26	33	7	20	346
	18歳以上	5,322	2,298	2,166	4,191	870	1,021	15,868
令和3年度合計	18歳未満	212	47	28	35	7	17	346
	18歳以上	5,307	2,296	2,157	4,245	865	1,023	15,893

※ () 内は再掲

② 自立支援医療費(更生医療)の支給

(根拠法令 障害者総合支援法 H18.4.1施行)

身体障がい者の医療費を助成する事により、経済的負担の軽減を図る。

〈対象者〉

18歳以上の身体障がい者で、身体障害者更生相談所において医療の内容が更生医療と判定された者。

(角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん臓移植術、外耳形成手術、歯科矯正術など。)

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈自己負担〉

医療保険世帯の所得により自己負担あり。

〈事業実績〉

(単位：件、円)

年 度	R3	R4	R5
件 数	25,196	25,565	25,816
公費負担額	706,313,373	651,981,945	673,203,460

③ 補装具の交付・修理

(根拠法令 障害者総合支援法 H18.10.1施行)

身体障がい者の機能の回復等を図るため、補装具の交付及び修理を行う。

〈費用負担〉国 1/2 県 1/4 市 1/4

〈事業実績〉

(単位：件、円)

R3			R4			R5		
交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額	交付件数	修理件数	公費負担額
224	246	36,117,582	276	217	40,434,283	271	245	41,198,813

(4) 知的障がい者福祉

① 療育手帳

(根拠法令 知的障害者福祉法 S35.4.1施行)

一貫した指導相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくするため手帳を発行する。

〈療育手帳所持者数〉

(各年度末現在)

年 度	区 分	A (~IQ35)	B (IQ36~75)	合 計
R3	総 計	1,273人	3,012人	4,285人
	(18歳未満)	(301人)	(821人)	(1,122人)
R4	総 計	1,286人	3,163人	4,449人
	(18歳未満)	(308人)	(885人)	(1,193人)
R5	総 計	1,318人	3,277人	4,595人
	(18歳未満)	(327人)	(915人)	(1,242人)

② 発達障がい者支援体制整備事業

発達障がい者のケースは、問題が多岐にわたり特定の機関だけで支援が完結しないため、医療、保健、福祉、教育等の関係者が総合的に個別の支援計画を作成し、ニーズに応じた支援体制を確立するもの。

〈対象者〉

市内に居住地を有する自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいを有する障がい児（者）

〈費用負担〉市 10/10 (22年度まで 県 1/2 市 1/2)

〈事業実績〉

年 度	支援人数・延件数	事 業 費
R3	258人・1,912件	11,066,000円
R4	306人・2,428件	11,066,000円
R5	309人・2,562件	11,066,000円

(5) 施設

市内の施設は次のとおり。

施設の種類	施設名	所在地	定員 (人)	電話	施設の目的及び対象者
地域活動支援 センター I 型	児島障がい者支援 センター	児島駅前 4-83-2	—	472-3855	在宅の身体・知的・精神の3障がい者を対象 とし、在宅福祉サービスの利用援助、社会施 設の活用や各種相談、地域交流などを行なう ことにより、地域生活を支援する施設
	玉島障がい者支援 センター	玉島阿賀崎 2-1-10	—	525-7867	
	水島障がい者支援 センター	水島東栄町 12-28	—	440-3334	
地域活動支援 センター（基 礎）	障がい者福祉セン ター	船倉町 1273-5	—	422-1349	地域の身体障がい者の各種相談、健康増進、 教養の向上、レクリエーション、機能回復訓 練等の事業を行い、又はこれらに必要な便宜 を提供する施設
就労移行支援 事業・自立訓 練（生活訓） 事業所	ふじ園	有城710	30	429-1393	障がいがあり、雇用されることが困難な人 に対して、自活に必要な作業訓練を行うととも に、職業を与えて自活させる通所施設
就労継続支援 （B型）事業 所	まびの道	真備町箭田 1626-1	24	698-9620	障がい者であって、雇用されることが困難な 人を通所させて、自活に必要な作業訓練及び 生活訓練を行い、社会的自立の促進を図るこ とを目的とする施設
生活介護 事業所	障がい者デイサー ビスセンター	笹沖170	20	434-9855	常時介護を要する障がい者につき、主として 昼間において、障がい者支援施設等において 行われる排せつ又は食事の介護、創作的活動 の機会の提供等の便宜を提供する施設

8. 高齢者福祉

(1) 在宅サービス

① 生活支援

・日常生活用具給付事業（昭和44年5月17日施行）

ねたきり状態で日常生活を営んでいる高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、在宅での日常生活を支援し、その福祉の増進を図る。

ア 対象者及び事業の内容（給付）

- ・ねたきり高齢者……寝具類、湯沸器、火災警報器、自動消火器、入浴担架、洗髪器
- ・一人暮らし高齢者…火災警報器、自動消火器、老人手押車、電磁調理器、ガス漏れ報知器、電子レンジ
- ・高齢者……老人手押車

年 度	R3	R4	R5
寝 具 類	1	2	1
湯 沸 器	0	0	0
入 浴 担 架	0	0	0
火 災 警 報 器	5	2	2
自 動 消 火 器	1	0	0
老 人 手 押 車	6	9	3
洗 髪 器	0	0	0
電 磁 調 理 器	8	6	8
ガ ス 漏 れ 報 知 器	2	0	0
電 子 レ ン ジ	11	7	9
事 業 費 （ 円 ）	418,731	297,424	298,350

・はり、きゅう施術費給付事業（平成10年4月1日施行）

市内に居住する高齢者に対し、はり師又はきゅう師による施術に要する費用の一部を給付する。

ア 対象者 70歳以上の者

イ 給付枚数 1人1ヵ月当たり2枚（施術券）

年 度	R3	R4	R5
延 利 用 回 数	11,282	12,375	12,979
延 利 用 人 数	4,703	5,132	5,361
事 業 費 （ 円 ）	12,544,920	13,800,324	14,463,008

・介護用品扶助費支給事業（平成2年4月1日施行）

ねたきり高齢者等の介護者等に対し、紙おむつ等の購入費の一部を助成する。

ア 対象者 在宅のねたきり（6ヵ月以上臥床）又は認知症高齢者を介護している所得税非課税世帯の者

イ 助成額 ・おしめ等の購入費の8割（年30,000円を限度）

・要介護4、5で市民税非課税世帯の場合は年75,000円を限度に給付

年 度	R3	R4	R5
助 成 件 数	328	325	338
事 業 費 （ 円 ）	11,300,364	11,515,698	11,722,486

・ねたきり高齢者等理美容サービス助成事業（平成12年8月1日施行）

在宅のねたきり高齢者等が、理容師等の訪問による理容又は美容サービスを受けた場合、その費用の一部を助成する。

ア 対象者 在宅のねたきり高齢者、認知症高齢者及び重度心身障害者で、その介護者が介護手当を受給している者。

イ 扶助額 1回当たり、1,362円（年6回を限度）

年度	R3	R4	R5
延 利 用 人 数	115	99	97
事 業 費 （ 円 ）	355,482	337,776	284,658

・老人入浴券給付事業（昭和56年6月1日施行）

在宅の高齢者に対し公衆浴場の無料入浴券を給付することにより福祉の増進を図る。

ア 対象者 65歳以上で居宅に入浴設備がなく、世帯の生計中心者の市民税が均等割課税以下の者。

イ 給付枚数 1人1ヵ月当たり5枚

年度	R3	R4	R5
支 給 人 数	37	32	24
事 業 費 （ 円 ）	732,444	633,048	526,052

・友愛訪問事業（昭和52年10月1日施行）

65歳以上の一人暮らし高齢者及びねたきり高齢者に、地域団体が訪問活動を行うことによって、高齢者の孤独の解消及び地域住民の社会連帯意識を高める。

地区	倉敷	水島	児島	玉島	船穂	真備	計
訪 問 団 体	19	10	11	12	1	7	60
対 象 者	1,963	882	646	2,177	24	303	5,995

・高齢者等給食サービス（平成8年11月14日施行）

援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスを配慮した食事を居宅まで配食し、安否確認を実施することにより、介護予防を推進し、高齢者等の福祉の増進を図る。

ア 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、昼間ひとり暮らしまたは高齢者のみになる世帯

イ 事業の内容 年末年始を除く週7回以内の昼食で、利用者負担金1食380円（令和6年4月1日から）。

年度	R3	R4	R5
年 度 末 実 利 用 者	平日 2,160 土日 1,562	平日 2,217 土日 1,610	平日 2,304 土日 1,701
延 給 食 数	458,438	466,705	479,076
事 業 費 （ 円 ）	147,666,640	150,255,441	154,120,391

・生きがい対応型デイサービス事業（平成12年4月1日施行）

比較的元気なひとり暮らし高齢者等を対象に、老人福祉センター・憩の家等で、生きがいや健康づくりに関する各種講座等を実施し、高齢者の社会参加の促進、介護予防及び生きがいの向上を図る。

ア 対象者 本市に住所を有するおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で、介護保険法の給付の対象とならない者

区分	年度	R3	R4	R5
延 利 用 人 数		2,181	3,640	3,693
事 業 費 （ 円 ）		8,171,850	8,689,562	8,836,000

・ふれあいサロン活動促進事業（昭和52年10月1日施行）

日ごろから外出することが少ない高齢者の社会参加や仲間づくりのため、地域の公民館等で行われる談話会や体力づくりなどのサロン活動を支援する。

年 度	R3	R4	R5
サ ロ ン 数	288	305	313

・高齢者（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（平成8年4月1日施行）

高齢者世話付住宅の入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、安否確認、緊急時の対応サービスを提供することにより、在宅生活を支援する。

年 度	R3	R4	R5
対 象 世 帯 数	33	33	33

・電話安否確認事業（平成18年11月1日施行）

在宅で生活するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、定期的に安否確認を行うことが必要であると認める者に電話による訪問を実施することにより、日常生活上の事故の未然防止、孤独感の解消及び閉じこもり防止を図り、もってひとり暮らし高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

ア 対象者 在宅で生活するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者

年 度	R3	R4	R5
利 用 者 数	9	6	5

② 緊急時の対応

・緊急通報装置設置事業（平成3年1月4日施行）

緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備することにより、一人暮らし老人等の日常生活における不安感の解消及び急病、災害時等の緊急時における迅速かつ適切な対応を図る。

ア 対象者 65歳以上の一人暮らし老人、重度身体障害者等

年 度	R3	R4	R5
設 置 台 数	372	343	322
事 業 費 （ 円 ）	2,857,407	2,911,652	2,892,473

③ 生きがい対策

・老人クラブ助成費補助事業（昭和43年10月21日施行）

孤独になりがちな高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で明るく豊かなものにするために、小地域を単位として結成され活動している自主的な団体に対して助成を行う。

ア 対象組織

- (1) おおむね60歳以上の高齢者30人以上で結成されていること。
- (2) 政治上又は宗教上の組織に属していないこと。
- (3) 会員の互選による代表者1人を置き、会則を設けていること。
- (4) 会員により民主的に運営され、諸帳簿を整備していること。

イ 助成対象経費

- (1) 社会奉仕活動費
- (2) 老人教養講座費
- (3) スポーツ振興費

ウ 助成額 月額4,170円×活動月数（1年=50,040円）

区分 \ 年度	R3	R4	R5
ク ラ ブ 数	333	316	310
会 員 数	14,354	13,257	12,750
事 業 費 （ 円 ）	14,023,830	15,766,490	15,488,220

・老人クラブ連合会への助成事業（昭和49年から実施）

単位老人クラブの指導育成、社会活動、スポーツ振興事業、教養の向上等を図る目的で組織された団体の育成のための活動費を助成する。

年度	R3	R4	R5
事業費（円）	7,389,995	8,100,953	8,055,906

・シルバー作品展（昭和49年9月から実施）

長年社会に貢献してきた高齢者の豊かな知識・技能や趣味等を生かした作品を広く一般に公開し、創造の喜びを通じて生きがいの増進を図る。

ア 対象者 60歳以上の者

年度	R3	R4	R5
出展数	中止	254	278

・ゲートボール場設置補助事業（昭和63年4月1日施行）

高齢者の地域社会における仲間づくりと健康保持に資するため、ゲートボール場を設置する場合、その整備費の一部を補助する。

ア 補助対象 老人クラブ 仮設便所等の設置費の一部を助成（20万円を限度）する。

区分	年度	R3	R4	R5
助成数		0	0	0
事業費（円）		0	0	0

・グラウンドゴルフ場整備費等補助事業（平成18年4月1日施行）

高齢者の地域社会における仲間づくり、生きがい対策及び介護予防を図るため、グラウンドゴルフ場を設置する場合、その整備費等の一部を補助する。

ア 補助対象 老人クラブ等 ・グラウンドゴルフ場新設整備費の一部を助成（100万円を限度）する。

・仮設便所等の設置費の一部を助成（20万円を限度）する。

区分	年度	R3	R4	R5
助成数	0	0	0	0
	0	0	0	0
事業費（円）		0	0	0

・公園等の清掃管理委託事業（昭和48年10月1日施行）

高齢者の余暇の活用と身体機能の後退予防、社会への適応を保持し、健康で生きがいのある生活を送っていたため、市内の公園等の軽易な清掃、除草作業を地域の高齢者に委託する。

ア 対象者 おおむね60歳以上の健康な者

イ 内容 軽易な除草作業及びゴミ・ガレキ等の収集

ウ 委託料 月額6.56円/m²（上限：年間472,320円）便所のある施設は加算

区分	年度	R3	R4	R5
施設数		247	165	141
事業費（円）		24,851,802	24,834,123	22,777,266

・敬老記念品贈呈事業（昭和42年から実施）

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者への敬意を表すため記念品を贈呈する。

ア 対象者 88歳、100歳到達者

区分	年度	R3	R4	R5
88歳到達者数		2,510	2,127	2,750
100歳到達者数		132	156	156

④ 就業機会の確保・相談

・公益社団法人倉敷市シルバー人材センター（昭和58年4月8日設立）

高齢者の豊富な経験、知識、技能を活用し短期的、臨時的な就業を通じて自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

ア 会 員 資 格 おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある者

イ 仕事の一例

- ・一般事務や経理事務
- ・簡単な大工仕事、修理修繕
- ・留守番や子守り、家事補助
- ・屋外の軽易な作業
- ・管理、監視など
- ・外交、集配事務
- ・室内でする手先の仕事等々

区分	年度	R3	R4	R5
会 員 数		1,459	1,380	1,411
受 注 件 数		11,542	10,938	10,387
契 約 金 額 (円)		598,162,369	566,857,619	583,480,345

⑤ 手当等の支給

・在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業（平成5年2月15日施行）

在宅のねたきり高齢者等の介護者に対し、手当を支給し、ねたきり高齢者等の福祉の向上を図る。

ア 対象者 満65歳以上のねたきり高齢者、認知症高齢者の介護者

イ 支給額 ・年4万円

- ・要介護4、5で過去1年間介護保険サービスの利用がなく、過去1年間3ヶ月以上の入院・入所をしていない市民税非課税世帯に属する者は年額10万円

年 度	R3	R4	R5
支 給 件 数	955	872	950
事 業 費 (円)	39,757,547	36,557,067	39,378,082

・在日外国人等高齢者福祉金（平成9年4月1日施行）

高齢者のうち、国民年金制度上、老齢基礎年金などの受給資格を得ることができなかった外国人等の方に対し、福祉金を支給する。

ア 支給金額 月額 10,000円

年 度	R3	R4	R5
対 象 者 (人)	0	0	0
事 業 費 (円)	0	0	0

(2) 施設サービス

① 養護老人ホーム（平成14年度から民間社会福祉法人に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理者制度へ移行）

区分	名称	琴 浦 園	長 楽 荘
設 置 主 体		倉敷市	倉敷市
設 置 年 月		昭和27年11月（S51. 10改築開園）	昭和37年9月（H4. 7改築開荘）
電 話		477-7454	522-1110
指 定 管 理 者		（福） しおかぜ	（福） アミカル
設 置 の 構 造		鉄筋コンクリート造2階建、一部平屋建	鉄筋コンクリート造2階建、一部3階建
敷地面積（㎡）		7,257	3,167
建物面積（㎡）		2,392	2,857
定 員		80人	100人

② 特別養護老人ホーム（民営）

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させる。(R6. 4. 1現在)

名称	区分	入所定員	現員	開所年月日	敷地面積 m ²	建物面積 (延) m ²	市建設助成
特別養護老人ホーム ますみ荘 465-6565		132	132	S 48. 11. 5	2, 218	3, 287. 15	S 48年度 37, 505千円 S 51年度 38, 778千円 H 13年度 149, 027千円 H 14年度 50, 412千円 (151, 551千円) H 15年度 50, 163千円 (150, 802千円) 計 325, 885千円 (527, 663千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム みどり荘 444-6521		130	130	S 49. 3. 1	1, 375	3, 966. 92	S 49年度 30, 670千円 S 52年度 52, 555千円 S 54年度 31, 678千円 計 114, 903千円
特別養護老人ホーム しおかげ 470-4848		110	110	S 51. 7. 8	3, 409	3, 465. 81	S 51年度 48, 472千円 S 53年度 23, 818千円 S 61年度 33, 203千円 H 8年度 18, 555千円 H 16年度 (76, 264千円) H 17年度 (85, 443千円) 計 124, 048千円 (285, 755千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム アミカル 526-8827		114	114	S 56. 4. 1	3, 682	3, 028. 30	S 55年度 69, 068千円 S 59年度 37, 392千円 H 16年度 (12, 159千円) H 17年度 (12, 159千円) 計 106, 460千円 (130, 778千円) ※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム アミカル(地域密着型) 526-8827	22	22	H 26. 4. 1				
特別養護老人ホーム 倉敷シルバーセンター 473-1010		100	100	S 62. 9. 16	9, 408	3, 193. 31	S 62年度 62, 537千円 H 3年度 83, 165千円 計 145, 702千円
特別養護老人ホーム みゆき園本館 427-7627		50	50	H元. 6. 16	904	1, 583. 97	H元年度 31, 116千円
特別養護老人ホーム みゆき園(新館) 427-7627	30	30	H 26. 4. 1				
特別養護老人ホーム 浅原桃花園 462-0020		50	50	H 2. 9. 18	3, 121	1, 796. 65	H 2年度 43, 892千円
特別養護老人ホーム あすなる園 528-3110		110	110	H 3. 11. 1	4, 521	2, 237. 96	H 3年度 87, 539千円 H 7年度 62, 413千円 H 12年度 43, 362千円 H 13年度 31, 005千円 計 224, 319千円
特別養護老人ホーム サンパードナーシングホーム 429-0018		50	50	H 5. 4. 1	1, 840	2, 228. 68	H 4年度 103, 879千円

名称	区分	入所定員	現員	開所年月日	敷地面積	建物面積	市建設助成
特別養護老人ホーム サンパードナーシングホーム (ユニット型) 429-1110		30	30	H27.12.1	3,896.31	1,342.86	H27年度 96,480千円 計 96,480千円
特別養護老人ホーム 王慈園(従来型) 473-9000		50	50	H7.4.1	1,350	2,776.11	H6年度 185,683千円 H17年度 (32,164千円) 計 185,683千円 (217,847千円)
特別養護老人ホーム 王慈園(ユニット型) 473-9000		30	30	H26.4.1			※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム グリーンピア瀬戸内 525-1234		99	99	H9.10.1	9,755	3,894.20	H9年度 119,930千円 H14年度 (27,600千円) H15年度 (29,131千円) 計 119,903千円 (176,661千円)
特別養護老人ホーム 浮洲園(従来型) 429-3311		50	50	H10.11.1	4,348.69	4,293.75	H9年度 34,386千円 H10年度 143,050千円 H15年度 (33,110千円) H16年度 (14,190千円) H27年度 96,480千円 計 273,916千円 (321,216千円)
特別養護老人ホーム 浮洲園(ユニット型) 429-3311		60	60	H26.4.1			※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム のぞみ荘 450-1188		50	50	H10.11.1	7,764	2,760.63	H9年度 36,623千円 H10年度 152,164千円 H15年度 (29,907千円) 計 188,787千円 (218,694千円)
特別養護老人ホーム のぞみ荘(地域密着型) 450-1188		20	20	H26.4.1			※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 庄の里(本館) 461-0033		50	50	H14.10.1	4,914	2,115.57	H13年度 46,848千円 H14年度 111,806千円 (223,135千円) H17年度 (19,298千円) H18年度 (12,866千円) 計 158,654千円 (302,147千円)
特別養護老人ホーム 庄の里(新館) 461-0033		60	60	H26.10.1			※カッコ内は中核市分補助金を含む
特別養護老人ホーム 元気の家 462-6211		80	80	H15.11.1	7,598.31	5,057.90	H14年度 (26,084千円) H15年度 (64,331千円) H22年度 96,480千円 計 96,480千円 (186,895千円)
特別養護老人ホーム シルバーセンター後楽 698-7788		80	80	H3.6.26	15,648.24	4,229.12	※旧真備町が助成
特別養護老人ホーム 太陽の丘 440-5155		50	50	H17.12.1	5,295.91	2,940.17	H16年度 (24,298千円) H17年度 (24,298千円) 計 (48,596千円)
特別養護老人ホーム 碧山荘 485-1165		50	50	H19.12.1	3,612	3,954.30	H18年度 35,686千円 H19年度 142,744千円 計 178,430千円

名称	区分	入所定員	現員	開所年月日	敷地面積	建物面積	市建設助成	
特別養護老人ホーム もちどり(地域密着型) 444-7200		20	20	H22. 8. 1	2, 202. 28	702. 03	H21年度 H22年度 計	6, 000千円 14, 000千円 20, 000千円
特別養護老人ホーム あいの泉(地域密着型) 525-5022		29	29	H24. 1. 1	1, 764. 41	1, 748. 20	H23年度 計	121, 500千円 121, 500千円
特別養護老人ホーム くらしき 441-7700		50	50	H24. 7. 1	2, 124. 06	3, 503. 40	H23年度 H24年度 計	53, 529千円 124, 901千円 178, 430千円
特別養護老人ホーム グリーンビレッジ瀬 戸内(地域密着型) 552-5112		29	29	H24. 8. 1	4, 396. 85	3, 283. 68	H23年度 H24年度 計	27, 200千円 108, 800千円 136, 000千円
特別養護老人ホーム うらたの里 (地域密着型) 441-5008		29	29	H24. 10. 1	3, 144. 89	1, 606. 02	H23年度 H24年度 計	53, 529千円 124, 901千円 178, 430千円
特別養護老人ホーム ピースガーデン (地域密着型) 423-2112		29	29	H25. 2. 1	2, 260. 64	4, 533. 36	H24年度 計	136, 000千円 136, 000千円
特別養護老人ホーム クレールエステート 悠楽(地域密着型) 698-6050		29	29	H26. 6. 1	7, 296. 91	2, 535. 50	H26年度 計	136, 000千円 136, 000千円
特別養護老人ホーム めばえ(地域密着型) 448-3345		29	29	H27. 4. 1	2, 943. 68	1, 440. 10	H26年度 計	139, 480千円 139, 480千円
特別養護老人ホーム ベネヴィータ王慈 (地域密着型) 477-9500		29	29	H27. 5. 1	1, 700. 09	2, 827. 60	H26年度 計	139, 480千円 139, 480千円
特別養護老人ホーム 庄の里「なごやか」 (地域密着型) 464-3800		29	29	H27. 10. 1	3, 684. 38	2, 452. 79	H27年度 計	139, 480千円 139, 480千円
特別養護老人ホーム ひかりの里(地域密着型) 523-2727		29	29	H29. 10. 1	4, 871. 69	1, 680. 26	H29年度 計	150, 007千円 150, 007千円
特別養護老人ホーム P.P.P.ブラヴィッシモ! 通生(地域密着型) 454-5540		29	29	H29. 11. 1	5, 424. 97	2, 480. 12	H29年度 計	143, 830千円 143, 830千円
あすなろテラス (地域密着型) 441-7200		29	29	H30. 9. 1	2, 417. 72	1, 434. 69	H30年度 計	150, 007千円 150, 007千円
特別養護老人ホーム くらしき日和 平田 (地域密着型) 430-4500		29	29	H31. 4. 1	3, 581. 90	3, 063. 41	H30年度 計	150, 007千円 150, 007千円
特別養護老人ホーム みどりの杜(地域密着型) 454-5770		29	29	R元. 6. 1	4, 490. 84	3, 071. 20	H30年度 計	150, 007千円 150, 007千円
特別養護老人ホーム くらしき里桜 (地域密着型) 454-5200		29	29	R3. 2. 1	3, 434. 67	2, 273. 38	R2年度 計	194, 720千円 194, 720千円

③ 軽費老人ホームサービス費助成事業

軽費老人ホーム（ケアハウス）を市内に有する社会福祉法人に対し、サービス費を助成することにより、利用者の負担の軽減を図る。

年 度	R3	R4	R5
事 業 費 （ 円 ）	221,826,000	221,569,000	228,119,000

軽費老人ホーム施設

地 区	名 称	所 在 地	電 話 番 号
倉 敷	ケアハウス浮洲園	粒江2500-1	429-3311
	ケアハウス倉敷	亀山712-3	420-1100
	ケアハウスドリームガーデン倉敷	八軒屋275	430-1111
	ケアハウスつるがた	鶴形1-9-7	430-6700
	ケアハウス庄の里	山地1297	461-0036
水 島	ケアハウスオパール	福田町福田234-1	450-1188
	ケアハウスちどり	水島東千鳥町2-6	444-3500
児 島	シルバーケアハウス	児島柳田町355-1	474-1300
	ケアハウスロイヤルウイング	児島下の町5-2-15	474-0001
玉 島	ケアハウスあいの泉	玉島1719	525-5002
	ケアハウスグリーンピア瀬戸内	玉島陶856-1	525-1234

④ 介護老人保健施設

地 区	名 称	所 在 地	電 話 番 号
倉 敷	倉 敷 老 健	老松町4-3-38	427-1111
	福 寿 荘	中島831	466-0119
	倉 敷 藤 戸 荘	藤戸町藤戸1580	428-8523
	亀 龍 園	亀山679-1	429-0001
	サ ン ラ イ フ 倉 敷	下庄700-1	462-7111
	グ リ ー ン ピ ー ス	新田2791-4	434-0008
水 島	老 健 あ か ね	水島東千鳥町1-60	446-6541
	和 光 園	東塚5-4-50	455-5112
児 島	オ ア シ ス K - 3	児島阿津2-7-53	472-0123
	倉 敷 あ い あ い え ん	串田660	470-2001
	倉敷シルバーナーシングホーム（従来型）	児島柳田町355-1	473-8810
	倉敷シルバーナーシングホーム（ユニット型）	児島柳田町355-1	473-8810
	老 健 い こ い の 家	児島小川9-1-46	474-3320
玉 島	ニューエルダーセンター	玉島1334-1	526-6111
	秀 明 荘	玉島中央町1-4-8	523-0111

⑤ 老人福祉センター（指定者管理者制度を適用）（R6. 4. 1現在）

区分	施設名	倉敷北高齢者福祉センター	有城荘	まきび荘	船穂町高齢者福祉センター
設置年月日		令和5年7月1日	昭和47年6月1日	昭和55年4月7日	平成6年7月1日
指定管理者		倉敷市総合福祉事業団	倉敷市総合福祉事業団	倉敷市総合福祉事業団	倉敷市社会福祉協議会
電 話		423-2265	429-1711	698-6151	552-5200
住 所		宮前92-1	有城710	真備町市場4661	船穂町船穂1861-1
施設の構造		鉄骨造 2階建	鉄筋コンクリート (一部木造・鉄骨) 2階建 (内1階の一部)	鉄筋ブロック平屋建	鉄筋コンクリート平屋建 (一部2階)
利用定員		200人	100人	250人	100人
開荘時間		午前9時～午後5時15分	午前9時～午後5時15分	午前9時～午後5時15分	午前9時～午後5時15分

・利用状況

区分	年度	R 3				R 4			
		施設名	西岡荘	有城荘	まきび荘	船穂町高齢者福祉センター	西岡荘	有城荘	まきび荘
開荘日数(日)		192	192	192	192	293	270	293	293
1日平均(人)		58	62	20	17	60	73	19	19
利用者(人)		11,047	11,848	3,840	3,292	17,639	19,816	5,463	5,505

区分	年度	R 5			
		施設名	倉敷北高齢者福祉センター	有城荘	まきび荘
開荘日数(日)		266	292	292	293
1日平均(人)		65	80	20	22
利用者(人)		17,248	23,459	5,748	6,353

⑥ 老人憩の家（指定管理者制度を適用）

(R6. 4. 1現在)

区分	名称	倉敷市中央	倉敷市茶屋町	倉敷市中島	倉敷市天城	倉敷市笹沖	倉敷市庄
設置年月日		S57. 5. 7	S50. 1. 17	S53. 3. 18	S58. 5. 20	S59. 4. 21	S51. 4. 27
所在地		中央 1-27-8	茶屋町1602	中島284-2	藤戸町天城 1991	笹沖742-1	松島1007
電 話		422-6720	428-3709	465-6155	428-7769	422-6391	462-6488
構 造		鉄筋コンクリート (2階)	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート (2階)
敷地面積 (㎡)		857.60	475	1,130	537.03	597	2,490
建築面積 (㎡)		(延) 406.51	230.30	306.51	192.14	183.20	(延) 247.00
建設費 (千円)	県補助	4,800	2,500	4,100	3,800	3,825	3,500
	市費	76,700	26,340	45,695	32,379	29,055	33,640
	計	81,500	28,840	49,795	36,179	32,880	37,140
土地区分		市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	民有地

倉敷市中洲	倉敷市豊洲	倉敷市庄東	倉敷市生坂	倉敷市西阿知	倉敷市豊洲中央	倉敷市万寿東	倉敷市古新田
S61. 4. 11	S58. 8. 13	H11. 5. 12	H12. 4. 13	H13. 4. 23	H16. 7. 1	R5. 10. 3	S50. 6. 28
酒津2675-1	五日市 699-3	上東460-1	生坂2047	西阿知西原 727-8	西田 405-1	大島260-1	福田町古新田 726
422-0382	463-0676	463-0224	463-6026	466-4006	482-2016	434-8686	455-1977
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	木造	木造	木造	木造	木造	鉄筋コンクリート
1,196.25	564.21	1,870.19	1,207.72	1,006.73	1,099.60	979.03	1,500
182.12	192.14	203.30	214.63	203.71	236.18	258.17	267.33
3,900	3,800	2,200	2,200	—	—	—	2,500
29,362	22,200	91,210	73,485	73,260	69,620	125,498	28,980
33,262	26,000	93,410	75,685	73,260	69,620	125,498	31,480
市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地

倉敷市連島	倉敷市水島	倉敷市浦田	倉敷市連島北	倉敷市広江	倉敷市鶴新田	倉敷市児島	倉敷市稗田
H23. 2. 4	H2. 6. 5	S62. 5. 8	H2. 5. 14	H14. 5. 25	H16. 12. 13	S49. 7. 13	S56. 4. 1
連島中央 5-30-12	水島東千鳥町 4-28	福田町浦田 2248-26	連島町西之浦 2157	広江 6-7-41	連島町鶴新田 2191-3	児島小川町 3672	児島稗田町 4066-7
445-0111	448-8273	456-5934	465-0302	455-4013	446-2312	472-9571	472-6937
木造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	木造	木造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
1,226.00	651.98	701.56	2,147.23	1,098.88	1,108.00	1,006.74	701.13
311.36	180.50	184.76	169.75	213.64	233.97	244.0	247.18
—	5,950	—	6,000	—	—	2,000	国含む 7,951
89,801	36,486	35,657	30,874	68,680	66,565	24,200	51,899
89,801	42,436	35,657	36,874	68,680	66,565	26,200	59,850
市有地	国有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地

倉敷市琴浦	倉敷市下の町	倉敷市赤崎	倉敷市本荘	倉敷市下津井	倉敷市郷内	倉敷市玉島	倉敷市黒崎
S51. 5. 15	H6. 6. 15	S55. 10. 1	H元. 5. 22	S52. 4. 26	S52. 4. 22	S50. 5. 24	S52. 4. 16
児島田の口 2-10-33	児島下の町 3-8-51	児島赤崎 2-8-2	児島塩生711	下津井田之浦 1-1-50	林692-3	玉島阿賀崎 1-10-8	玉島黒崎 4676-2
477-6738	472-1110	472-6917	475-0917	479-9668	485-2860	526-8718	528-2827
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート (2階)	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
914.85	798.48	691.90	337.44	233.22	1,237.56	745.49	850
267.33	187.72	245.20	168.10	(延) 215.31	300.86	261.53	265.89
3,500	6,450	4,200	—	3,850	3,850	2,500	3,850
30,400	48,900	42,317	34,230	23,974	38,118	35,118	36,772
33,900	55,350	46,517	34,230	27,824	41,968	37,618	40,622
市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	民有地	市有地	民有地

倉敷市南浦	倉敷市乙島	倉敷市長尾	倉敷市柏島	倉敷市柏島東	倉敷市穂井田	倉敷市船穂
H7. 4. 26	S60. 4. 30	S57. 10. 14	S62. 3. 5	H18. 4. 1	H2. 11. 5	H17. 8. 1
玉島黒崎 8171-1	玉島乙島 7470-23	玉島長尾 1655-1	玉島柏島 3035-1	玉島柏島 1532-23	玉島陶 1834-1	船穂町船穂 2836
528-0088	525-4191	522-1034	525-0565	522-1217	525-5058	552-4095
鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	木造	鉄筋コンクリート	鉄骨造 (2階)
895. 65	446. 04	1, 015. 82	964. 77	1, 263. 09	1, 331. 00	323. 00
160. 00	184. 76	265. 38	184. 35	216. 13	200. 37	(延) 229. 30
5, 883	3, 825	4, 800	3, 900	28, 000	6, 450	-
64, 300	26, 175	55, 470	31, 953	38, 440	41, 445	-
73, 167	30, 000	60, 270	35, 853	66, 440	47, 895	-
市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地	市有地

・利用状況（利用者数）

施設名	年度	R3	R4	R5
倉敷市 中 央 憩の家		6, 814	9, 574	9, 890
〃 茶 屋 町 〃		7, 993	9, 340	6, 277
〃 中 島 〃		9, 302	14, 799	15, 762
〃 天 城 〃		6, 223	12, 072	9, 664
〃 笹 沖 〃		4, 725	7, 576	8, 233
〃 庄 〃		1, 822	3, 376	2, 862
〃 中 洲 〃		3, 258	4, 978	4, 882
〃 豊 洲 〃		2, 561	4, 024	5, 154
〃 豊洲中央 〃		4, 075	6, 979	7, 731
〃 庄 東 〃		4, 176	4, 451	4, 566
〃 生 坂 〃		2, 665	5, 956	6, 492
〃 西阿知 〃		3, 582	7, 691	8, 823
〃 万寿東 〃		-	-	1, 787
〃 古新田 〃		5, 132	7, 556	8, 271
〃 連 島 〃		8, 890	14, 420	16, 330
〃 水 島 〃		3, 150	5, 458	6, 272
〃 浦 田 〃		2, 417	4, 184	3, 471
〃 連島北 〃		695	1, 281	1, 529
〃 広 江 〃		4, 490	8, 812	9, 014
〃 鶴新田 〃		2, 416	4, 122	3, 786
〃 児 島 〃		11, 296	13, 589	14, 748
〃 稗 田 〃		727	1, 042	1, 147

〃 琴 浦 〃	3,675	3,903	4,396
〃 下 の 町 〃	5,776	8,591	9,023
〃 赤 崎 〃	2,522	3,124	3,117
〃 本 荘 〃	817	1,281	1,274
〃 下 津 井 〃	3,426	2,154	2,329
〃 郷 内 〃	3,338	4,740	4,964
〃 玉 島 〃	10,283	16,660	15,864
〃 黒 崎 〃	2,798	4,099	4,475
〃 南 浦 〃	2,195	3,336	3,127
〃 乙 島 〃	3,613	5,002	5,350
〃 長 尾 〃	2,453	3,681	3,871
〃 柏 島 〃	1,926	2,962	3,431
〃 柏 島 東 〃	5,170	8,979	11,316
〃 穂 井 田 〃	1,895	3,457	3,829
〃 船 穂 〃	4,635	7,309	6,155
計	150,931	230,558	239,212

(3) 権利擁護

・成年後見制度市長申立て

認知症高齢者等判断能力が十分でない人で、成年後見制度の申立をする親族等がない場合において、特に福祉を図るため必要と認める時、市長が申立を行う。

〈実績〉令和3年度 48件
令和4年度 62件
令和5年度 83件

・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度における高齢者の被後見人等のうち、後見人等への報酬を負担することが困難と認める人に後見人等への報酬を助成する。

〈実績〉

年 度	助 成 件 数	助 成 額
R 3	234件	52,590,179円
R 4	234件	52,549,826円
R 5	252件	57,486,857円

・高齢者権利擁護事業（高齢者虐待防止対策）

高齢者相談専門員を配置して高齢者虐待の相談に対応するとともに、法的判断を必要とするケース等にも適切に対応するため、弁護士等専門職とアドバイザー契約を締結し、高齢者虐待の防止を図る。

〈相談実績〉

年 度	相 談 ・ 通 報 件 数	事 業 費
R 3	145件	4,273,812円
R 4	118件	11,308,210円
R 5	105件	16,291,030円

9. 児童福祉

(1) 保育所等の現況

①数, 面積, 定員等

(R6. 4. 1現在)

区分	保育所数	敷地面積 (㎡)		延床面積 (㎡)		定員
		総面積	平均	総面積	平均	
公立	10+1分園	25,629	2,329	9,162	832	1,555
民間	53園	106,234	2,004	42,509	802	5,390
合計	63+1分園	131,863	2,060	51,671	807	6,945

(R6. 4. 1現在)

区分	認定こども園数	敷地面積 (㎡)		延床面積 (㎡)		定員
		総面積	平均	総面積	平均	
公立	9園	36,353	4,039	10,469	1,163	1,401
民間	32園	86,672	2,708	32,425	1,013	5,485
合計	41園	123,025	3,000	42,894	1,046	6,886

(R6. 4. 1現在)

地域型保育事業 (民間)	園数	定員
小規模保育事業	24園	436
事業所内保育事業 (地域枠のみ)	18園	165
合計	42園	601

②入所数の推移

(R6. 4. 1現在)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所申込状況	12,049	11,665	11,436
入所数	11,391	11,298	11,224

※従業員枠を含む

③年齢別児童入所数

(R6. 4. 1現在)

区分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
倉敷	公立	11	95	131	177	177	163	754
	民間	301	880	990	838	831	820	4,660
水島	公立	4	39	56	50	60	62	271
	民間	127	349	402	409	399	405	2,091
児島	公立	7	58	71	91	106	124	457
	民間	55	173	206	201	195	203	1,033
玉島	公立	12	48	66	69	83	79	357
	民間	105	280	318	304	292	302	1,601
計	公立	34	240	324	387	426	428	1,839
	民間	588	1,682	1,916	1,752	1,717	1,730	9,385

※従業員枠を含む

④公立保育所

(R6.4.1現在)

区分	所在地	電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育士	調理従事者	その他	計	
老松	老松町4-12-52	423-1286	3,966	1,186	200	1	42	3	2	48	43.6.29
豊洲	西田404-2	482-2152	2,347	846	160	1	24	0	2	27	26.9.1
茶屋町	茶屋町165-2	428-0806	2,218	1,141	230	1	35	0	2	38	32.5.1
大内	大内1048-1	423-2755	3,147	955	150	1	25	4	2	32	49.4.1
大内保育園万寿分園	浜町2丁目3-1	422-2736			80	1	10	1	1	13	H16.4.1
第一福田	中畝8-14-27	455-8979	2,312	1,204	150	1	20	0	1	22	23.11.24
水島	水島南春日町12-20	444-8879	2,036	844	150	1	20	0	2	23	27.4.11
赤崎	児島赤崎2-11-34	472-2629	1,679	688	150	1	19	2	1	23	27.4.1
上の町	児島上の町4-6-72	472-6211	3,499	848	75	1	10	2	2	15	42.5.4
稗田	児島稗田町2392	472-6207	2,179	693	90	1	12	0	1	14	50.3.28
玉島	玉島1-14-15	522-2329	2,246	757	120	1	18	2	2	23	45.4.1
合計(11)			25,629	9,162	1,555	11	235	14	18	278	

※大内保育園万寿分園は、幼稚園の敷地・建物を使用している。

⑤民間保育所

(R6.4.1現在)

区分	所在地	電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育士	調理従事者	その他	計	
若竹の園	中央1-6-12	422-0360	2,919	1,277	220	1	36	0	2	39	23.8.1
東雲	生坂1427	462-9611	1,195	566	100	1	17	3	2	23	24.7.20
龍昌	西岡1295-1	421-5187	1,994	872	150	1	24	4	1	30	25.4.20
鳥の子	粒江2298	429-0538	1,786	933	130	1	20	3	1	25	48.3.27
みどり	西富井1350-2	425-3843	2,212	807	130	1	22	2	1	26	47.12.28
三和	大島287-3	421-7516	1,663	689	130	1	23	3	2	29	51.3.31
中島	中島940-15	465-3927	2,725	947	120	1	22	2	0	25	51.3.31
わかば	宮前388-5	421-4530	2,505	723	100	1	17	2	0	20	51.3.31
羽島	羽島233-1	425-0023	2,198	783	120	1	16	0	1	18	52.3.31
昭和	昭和2-2-18	423-0131	1,961	835	130	1	19	3	2	25	54.4.1
清心	上富井161-1	422-4707	1,552	884	150	1	18	3	1	23	54.4.1
中洲	安江550-63	425-8310	2,543	815	130	1	23	4	1	29	55.3.31
片島	片島町34-3	465-4730	4,941	2,035	200	1	33	5	5	44	56.4.1
新田	新田2386-6	424-6616	2,275	860	170	1	21	4	1	27	57.4.1
杉の子第二	徳芳36-4	462-8312	3,407	1,055	130	1	19	3	2	25	57.4.1
はやおき	茶屋町早沖978-2	429-0615	1,603	649	100	1	19	1	2	23	H13.3.30
かめやま	亀山545-10	441-4881	2,006	637	90	1	18	2	2	23	H25.9.26

⑤民間保育所

(R6.4.1現在)

区分	所在地	電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育士	調理 後事業者	その他	計	
ひまわり乳児	中庄団地138-282	463-6550	989	590	60	1	12	2	1	16	H26.10.23
みらい	目吉町213-1	421-0301	1,118	806	90	1	19	2	2	24	H26.10.28
庄	上東817-4	462-4812	3,582	816	170	1	20	4	1	26	R5.4.1
くらしきマチナ カ乳児	昭和1-3-57 サクラヒルズ1階	441-1266	1,420	264	30	1	8	1	0	10	R2.4.1
ドルフィン・ キッズ	八王寺町188-1	476-2235	1,718	644	90	1	17	3	3	24	R2.4.1
あしたか	笹沖162-5	436-7750	2,663	1,089	90	1	19	3	2	25	R2.4.1
真言	呼松2-4-1	455-7067	924	460	40	1	10	1	0	12	40.4.1
聖和	水島南瑞穂町4-3	446-1896	318	397	60	1	12	2	2	17	23.8.1
親和	水島南亀島町24-1	444-3411	1,129	928	100	1	12	2	0	15	23.8.1
乳児親和	水島南亀島町16-18	444-3411	506	546	40	1	10	2	1	14	45.3.17
弘恵	広江5-5-60	455-9831	2,990	1,852	200	1	26	4	2	33	44.5.1
ゆりかご	福田町福田1504	455-7812	1,273	793	150	1	30	4	4	39	47.12.25
小さくら乳児	水島北幸町2-3	446-2216	1,239	1,680	120	1	34	1	1	37	50.4.1
連島東	連島町連島849	448-5485	1,492	948	100	1	23	3	1	28	53.4.1
第三福田	呼松1-5-15	455-8779	1,746	658	90	1	12	2	2	17	R4.4.1
小さくら第二	連島町鶴新田1081-7	446-2218	1,123	316	30	1	10	1	1	13	56.10.1
連島北	連島町西之浦5066	466-5088	2,297	639	90	1	14	3	2	20	H25.6.27
竜王	児島小川4-5-13	472-4388	5,681	1,708	240	1	33	5	2	41	23.12.1
青葉	下津井2-3-25	479-9309	702	410	20	1	2	1	0	4	28.5.1
田之浦	下津井田之浦2-3-22	479-9236	960	553	20	1	5	2	1	9	30.12.16
若杉	曾原1142	485-4176	2,126	1,101	120	1	19	1	0	21	35.6.1
下の町乳児	児島下の町4-4-10	472-5251	1,823	653	50	1	14	2	1	18	50.3.28
みちる	福江432-1	485-3883	2,303	428	70	1	17	3	0	21	52.3.31
中山	児島小川10-10-27	472-0648	3,302	833	90	1	15	3	3	22	53.4.1
和井田	児島下の町2-1-10	473-5605	1,515	787	90	1	16	2	1	20	H26.3.26
本荘	児島塩生512	475-1741	2,535	523	50	1	9	2	1	13	H25.3.18
唐琴王子	児島唐琴4-13-9	477-8876	1,923	555	20	1	5	2	0	8	H25.3.18
富田	玉島八島1899-1	522-4355	3,087	835	120	1	14	2	1	18	23.8.1
こばと	玉島長尾2621	522-2778	4,400	864	90	1	15	2	0	18	26.6.1
瀬崎	玉島乙島4502-2	522-3267	847	781	100	1	20	2	1	24	33.2.1
沙美	玉島黒崎6886-7	528-0437	1,252	395	40	1	9	1	0	11	31.11.7
池畝	玉島道口3877-17	522-5530	606	437	20	1	7	1	0	9	23.8.1
いずみ乙島	玉島乙島2245	526-8543	1,999	780	110	1	13	2	5	21	50.3.28
上成	玉島1614-5	526-3028	1,458	711	110	1	18	3	2	24	H25.3.18
黒崎	玉島黒崎3908	528-0303	1,479	438	80	1	12	2	0	15	H25.3.18
船穂	船穂町船穂2627-1	552-4695	2,224	924	100	1	21	3	0	25	24.11.10
合計(53)			106,234	42,509	5,390	53	919	125	69	1,166	

⑥公立認定こども園

(R6.4.1現在)

類型	認定こども園名	住所 電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育 教諭	調理 栄養者	その他	計	
幼保連携型	中洲認定こども園	水江1594-1 465-1310	4,998	1,460	230	1	23	0	2	26	H27.4.1
幼保連携型	住認定こども園	上東1051-1 462-2661	4,118	1,730	180	1	20	0	2	23	R3.4.1
幼保連携型	第五福田認定こども園	水島東千鳥町4-21 444-8679	1,645	467	120	1	17	0	2	20	R2.4.1
幼保連携型	柳田認定こども園	児島小川9-3-1 472-3685	5,813	887	150	1	17	0	1	19	H28.4.1
幼保連携型	琴浦西認定こども園	児島下の町5-3-15 472-3318	3,235	1,374	180	1	24	0	2	27	H29.4.1
幼保連携型	田の口認定こども園	児島田の口3-13-16 477-7346	2,022	1,399	150	1	13	0	2	16	R5.4.1
幼保連携型	乙島東認定こども園	玉島乙島7416-6 522-3018	2,352	660	105	1	18	0	1	20	H28.4.1
幼保連携型	穂井田認定こども園	玉島陶1852-1 526-0354	2,936	916	56	1	17	0	2	20	H28.4.1
幼保連携型	まきびの里認定こども園	真備町有井1270 698-0022	9,234	1,576	230	1	25	0	2	28	R6.4.1
合計 (9)			36,353	10,469	1,401	9	174	0	16	199	

⑦民間認定こども園

(R6.4.1現在)

類型	認定こども園名	住所 電話	敷地面積	延床面積	定員	職員数					認可年月日
						園長	保育 教諭	調理 栄養者	その他	計	
幼保連携型	かわさきこども園	二子177-7 486-2277	6,487	1,800	114	1	24	1	3	29	H30.4.1
幼稚園型	認定こども園 竹中幼稚園	鶴形1丁目5-15 422-2827	1,976	865	145	1	10	0	3	14	55.3.27
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 遍照こども園	西阿知町465-1 465-1728	1,699	1,150	175	1	28	3	3	35	R2.4.1
幼保連携型	すぎのこ認定こども園	徳芳504 462-6203	1,529	1,288	185	1	24	5	4	34	R2.4.1
保育所型	小谷かなりや認定こども園	福井205 423-1809	1,945	1,106	245	1	32	4	5	42	43.9.30
保育所型	堀南かなりや認定こども園	堀南1012-2 435-0056	3,294	1,000	165	1	31	5	5	42	H21.9.1
保育所型	西田認定こども園	西田15-1 454-6112	1,472	660	75	1	15	1	1	18	H30.4.1
保育所型	あまきこども園	藤戸町天城2388-12 428-2038	1,405	1,020	185	1	30	1	3	35	44.4.1
保育所型	ひまわり認定こども園	黒崎601-1 462-1879	1,832	972	185	1	25	7	3	36	43.6.1
保育所型	帯江認定こども園	二日市468-1 424-8298	1,562	741	135	1	13	0	2	16	46.9.28
保育所型	ちややこども園	茶屋町1980-5 441-0001	3,100	544	95	1	17	3	2	23	H22.12.28
保育所型	笹沖認定こども園	笹沖567-2 486-4545	2,358	839	125	1	20	3	1	25	H26.9.26
幼稚園型	認定こども園 あさひ幼稚園	東塚7丁目13-13 456-2533	7,744	1,542	500	1	23	1	6	31	52.2.24
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 小ざくら保育園	水島北幸町2-3 446-2022	2,409	1,361	309	1	19	1	1	22	H27.4.1
幼稚園型	認定こども園 第二まこと幼稚園	鶴の浦2-3-10 444-3094	8,578	965	330	1	22	0	2	25	43.3.22
幼稚園型	認定こども園 まこと幼稚園	鶴の浦1-4-11 444-3916	2,323	1,125	240	1	14	0	1	16	S42.4.25
保育所型	保育所型認定こども園 のぞみ保育園	神田1-20-23 446-5252	1,717	926	175	1	30	4	2	37	30.4.16
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 めばえ保育園	連島町鶴新田2235-3 444-3625	1,119	702	105	1	21	1	4	27	H31.4.1
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 連島こども園	連島中央5-1-36 444-7969	1,786	656	105	1	18	2	5	26	R5.4.1
保育所型	かがやき認定こども園	北畠1-10-45 455-6628	1,787	1,464	245	1	33	6	5	45	45.3.17
保育所型	保育所型認定こども園 浦田保育園	福田町浦田2380-31 455-7371	2,207	945	145	1	33	5	2	41	H25.3.18
保育所型	しおかぜ認定こども園	下津井1483-1 479-7346	3,574	990	105	1	20	1	3	25	51.5.31
保育所型	三宝認定こども園	児島味野城2-1-5 473-5063	3,060	1,769	245	1	29	5	5	40	37.4.1
保育所型	琴浦中認定こども園	児島下の町9-12-ア8 472-5705	2,007	954	75	1	14	2	1	18	H25.3.18
幼保連携型	くらしき作陽大学 附属認定こども園	玉島長尾3524-5 436-0278	5,742	1,462	135	1	17	4	1	23	H27.4.1
幼稚園型	認定こども園 海星幼稚園	玉島中央町1-4-20 526-7748	3,694	1,672	230	1	22	1	1	25	H30.4.1
幼保連携型	幼保連携型認定こども園 たから保育園	船徳町船徳3345 552-2055	2,805	609	115	1	18	2	2	23	R2.4.1
幼保連携型	よしうら認定こども園	玉島1898-3 526-6905	1,758	789	120	1	20	2	1	24	R3.4.1
幼保連携型	八幡認定こども園	玉島柏島5604-1 526-7281	2,195	602	120	1	22	2	1	26	R4.4.1
保育所型	保育所型認定こども園 ルンビニ保育園	玉島八島4163-1 522-2046	698	380	102	1	21	4	1	27	31.6.28
保育所型	柏島認定こども園	玉島柏島2686-2 526-0160	870	556	90	1	15	2	2	20	44.5.31
幼保連携型	真備かなりや認定こども園	真備町辻田268-1 698-2098	1,940	971	165	1	25	6	6	38	R2.4.1
合計 (32)			86,672	32,425	5,485	32	705	84	87	908	

⑧地域型保育事業

(R6.4.1現在)

類型	施設名	住所	電話	定員	うち地域枠	認可年月日
小規模保育事業	小谷かなりや小規模保育園	福井208-7	422-4000	19		H27.4.1
小規模保育事業	ソラ小規模保育園	白楽町591-1 亀山ビル2F	441-5625	19		H27.4.1
小規模保育事業	遍照小規模保育園	西阿知町471	486-5853	19		H27.10.1
小規模保育事業	ニチキッズ茶屋町小規模保育園	茶屋町695-1	420-0122	19		H28.4.1
小規模保育事業	庄なかよし小規模保育園	上東823-8	462-2220	19		H28.4.1
小規模保育事業	ニチキッズみずえ小規模保育園	水江868-8	460-1070	19		H29.4.1
小規模保育事業	みちる小規模保育園	藤戸町天城95	486-1186	19		H30.4.16
小規模保育事業	たけなかほいくえん	阿知2-6-3	527-6858	18		H31.4.1
小規模保育事業	小規模保育園もくもく	沖新町63-6 (CMビル1F)	476-1800	19		H31.4.1
小規模保育事業	帯江小規模保育園	二日市469-1	436-7698	12		R元.5.1
小規模保育事業	小谷かなりや第二小規模保育園	福井228-5	441-3111	19		R2.10.1
小規模保育事業	中庄駅前小規模保育園	徳芳29-1	441-5282	19		R3.4.1
小規模保育事業	遍照第二小規模保育園	西阿知町60-3	454-5331	19		R4.4.1
小規模保育事業	ESG倉敷こども園小規模保育ルーム	川西町11-30	427-5110	19		R5.4.1
小規模保育事業	小ざくら小規模保育園	水島青葉町1-18	486-1130	18		H28.4.1
小規模保育事業	めばえ小規模保育園	連島町鶴新田2237-1	441-0703	19		H29.4.1
小規模保育事業	遍照連島小規模保育園	連島中央5-9-15	444-7600	19		H30.4.1
小規模保育事業	めばえ第二小規模保育園	連島町鶴新田2237-1	476-1106	19		R2.4.1
小規模保育事業	さくらんぼ小規模保育園	水島北幸町2-4	436-8886	18		R3.4.1
小規模保育事業	たから小規模保育園	船徳町船徳31-2	486-5911	19		R3.4.1
小規模保育事業	たから第二小規模保育園	船徳町船徳31-2	697-6710	9		R4.4.1
小規模保育事業	真備かなりや小規模保育園	真備町辻田173-1	441-3901	19		H27.4.1
小規模保育事業	真備かなりや第二小規模保育園	真備町辻田258-3	441-5961	19		H29.4.1
小規模保育事業	真備かなりや第三小規模保育園	真備町辻田292-5	441-4741	19		R4.4.1
事業所内保育事業	倉敷中央病院 美和保育園	鶴形1-12-7	422-9177	45	12	H27.4.1
事業所内保育事業	キッズコートくらしき	青江908-1	486-2214	15	4	H27.4.1
事業所内保育事業	そうしんかい ぼっ歩保育園	茶屋町1720-1	420-0084	19	5	H27.4.1
事業所内保育事業	倉敷記念病院 ファムレウタ	中島770-1	466-3569	25	6	H27.10.1
事業所内保育事業	ヤクルト保育園 おいまつ	老松町3-14-20	441-2219	40	20	H29.4.1
事業所内保育事業	ぼっ歩保育園平田	平田855	430-4520	19	5	H31.4.1
事業所内保育事業	スイートキッズクラブ	中庄3542-1	090-6558-7361	30	7	H31.4.1
事業所内保育事業	NICONICO保育園	西岡1154	436-7682	19	16	R元.10.1
事業所内保育事業	さくら保育園中庄	中庄3600-1	441-0351	19	16	R2.10.1
事業所内保育事業	かわさき保育所	松島577	462-3878	25	6	R5.4.1
事業所内保育事業	小谷かなりやキッズ保育園	浦田2504-20	425-5210	9	6	R6.4.1
事業所内保育事業	あさひ幼稚園 乳幼児センター	東塚7-13-13	456-2533	6	3	H30.7.1
事業所内保育事業	すみくら倉敷みなみ保育園	連島町連島35-47	454-8811	19	16	R4.4.1
事業所内保育事業	医療法人天馬会 たけの子すくすく保育室	林2124	485-6555	12	4	H27.4.1
事業所内保育事業	あすなろ園事業所内保育施設 八幡乳児保育園	玉島勇崎1044-5	441-5400	19	13	H28.5.1
事業所内保育事業	スマイル保育園	玉島750-3	441-7318	25	6	H29.11.1
事業所内保育事業	しずく保育園	玉島乙島7189-4	522-1141	19	16	R6.4.1
事業所内保育事業	ナーサリーあんど	真備町川辺2000-1	698-0123	12	4	H28.9.1

⑨保育所保育士配置基準（国基準）

区 分	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
児童数：保育士数	3 : 1	6 : 1	15 : 1	25 : 1

⑩認可外保育施設

(R6.4.1現在)

区 分	倉敷	水島	児島	玉島	合計
病院内保育所	4	2	0	4	10
企業内保育所	10	2	0	5	17
その他	14	4	2	3	23
合計	28	8	2	12	50

(2) 保育所等での多様なサービスの実施

① 夜間保育所

保 育 所 名	小ざくら第二保育園（認可）
定 員	30人
委 託 料	国基準運営費
保 育 時 間	7 : 00～深夜 2 : 00

② 一時預かり事業

・一般型

ア 目的

保護者のパートタイム勤務等の就労、保護者の傷病等による緊急時の保育及び私的な理由等による一時的な保育需要に対応する。

イ 対象者

市内に居住する保育所、認定子ども園若しくは地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による確認を受けた事業所をいう。以下同じ。）を利用していない就学前児童又は認定子ども園を利用している児童のうち法第20条の認定（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）を受けているもの

ウ 実施園

あまき子ども園、竜王保育園、三宝認定子ども園、いずみ乙島保育園、若竹の園、黒崎保育園、かがやき認定子ども園、船穂保育園、真備かなりや認定子ども園、幼保連携型認定子ども園遍照子ども園、連島東保育園、すぎのご認定子ども園、新田保育園、小ざくら乳児保育園、こばと保育園、保育所型認定子ども園浦田保育園

エ 実施時間

原則として、毎週月曜日から土曜日までの通常の保育時間内

オ 費用

必要経費の一部を自己負担 利用料（飲食費含む） 1日 2,000円、半日 1,300円（生活保護世帯及び市民税非課税世帯のうちひとり親世帯等は300円）

カ 令和5年度実績 委託料 89,779,300円

③ 病児・病後児等保育事業

（倉敷市病児・病後児等保育事業実施要綱 平成7年4月1日施行）

・病児・病後児保育

ア 目的

病気の児童を医療機関に付設された専用スペースで一時的に受け入れることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。なお、平成29年4月から市町域を越えた病児保育施設の広域利用が始まり、他市町の施設も利用可能となった。

イ 対象者 病気のため集団保育が難しい児童

ウ 実施施設 市内 あさき病児保育室、玉島病院病児保育室、病児保育所はしま、ももっ子病児保育ルーム
市外 岡山市8施設、玉野市・瀬戸内市・笠岡市・備前市・津山市各1施設、真庭市2施設

エ 費用 日額 2,500円（生活保護世帯及び市民税非課税世帯のうちひとり親世帯等は500円）

オ 令和5年度実績 市内施設利用者数 延 4,372人（内435人は市外児童利用者数）、委託料 75,706,000円
市外施設利用者数 延 372人、負担金 2,753,985円

・派遣型一時保育

- ア 目的 保護者の傷病、入院等により緊急かつ一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣することにより、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。
- イ 実施施設 小ざくら地域子育て支援センター
- ウ 費用 4時間まで 1,500円、4時間以上 3,000円（所得に応じて減免あり）
- エ 令和5年度実績 利用者数 延 0人 委託料 0円

④ 延長保育

- ア 目的 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育需要に対応する。
- イ 対象者 子ども・子育て支援法第20条の認定（同法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）を受けた児童であって、当該延長保育の利用の申込みに係る実施園を現に利用しているもの
- ウ 実施園数 公立 10園、民間 88園
- エ 費用 実施園によって異なる（公立 1ヵ月3,500円 1日350円）（所得等に応じて減免あり）
- オ 令和5年度実績 委託料 64,001,750円（民間）

⑤ 休日保育事業

- ア 目的 保護者の就労形態の多様化に伴う勤務の事情等により、就学前児童を家庭において休日に保育できない場合に、保育所等で保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。
- イ 対象者 市内に居住する就学前児童
- ウ 実施園 すぎのこ認定こども園、あまきこども園、幼保連携型認定こども園遍照こども園、竜王保育園、真備かなりや認定こども園、小ざくら乳児保育園
- エ 実施時間 日曜・祝日のおおむね7:30～18:00
（ただし、12月31日から翌年1月3日までは除く）
- オ 費用 3歳未満児 日額2,200円
3歳以上児 日額1,800円
（弁当持参）
- カ 令和5年度実績 委託料 16,980,000円

(3) 保育料

倉敷市保育所等（2号、3号認定）保育料月額表

対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

※令和元年10月以降、3～5歳児の保育料は無料になった。

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料月額（円）	
階層区分	定義	0～2歳児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	
B	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯	0 (無料)	
C	1	市 町 村 民 税 均 割 額 の み	12,800 (12,400)
	2	所 得 割 額 が 11,000円未満	14,400 (14,000)
	3	11,000円以上 30,000円未満	17,000 (16,600)
	4	30,000円以上 48,600円未満	19,400 (19,000)
	5	48,600円以上 62,000円未満	22,000 (21,600)
	6	62,000円以上 75,000円未満	25,800 (25,200)
	7	75,000円以上 97,000円以上	26,400 (25,800)
	8	97,000円以上 109,000円未満	31,800 (31,200)
	9	109,000円以上 139,000円未満	33,400 (32,800)
	10	139,000円以上 169,000円未満	39,400 (38,600)
	11	169,000円以上 199,000円未満	42,800 (42,000)
	12	199,000円以上 229,000円未満	45,600 (44,800)
	13	229,000円以上 301,000円未満	47,000 (46,200)
	14	301,000円以上 397,000円未満	47,800 (46,800)
	15	397,000円以上	55,000 (54,000)

※下段（ ）内の数字は保育短時間の月額

※同一世帯から2人以上の子どもが保育所等を利用している場合又は保育所等を利用している子どもの就学前の兄弟が保育料軽減施設等を利用している場合、年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料になる。

※就学前の兄弟が下記施設等に入所（を利用）している場合は、所定の様式による申出が必要になる。

【保育料軽減対象施設等】

私立幼稚園（私学助成対象園）・企業主導型保育事業実施施設・特別支援学校幼稚部・
児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

・保育料軽減措置

（単位：千円）

年 度	R3	R4	R5
国の基準による徴収額	1,412,246	1,330,466	1,280,147
市の基準による徴収額	1,004,107	944,631	902,504
軽減額（市負担額）	408,139	385,835	377,643
対国基準割合	71.1%	71.0%	70.5%

(4) 民間保育所への助成

① 民間保育所運営委託料（令和6年度）

（目 的）

保育所入所児童の保育の質と保育環境の向上を図るため、施設運営に要する経費を補助する。

令和6年度予算額 委託料 802,411千円

② 民間保育所等運営資金貸付要綱（昭和50年5月1日施行）

（目 的）

本市内に設置した認可民間保育所等の経営に必要な資金を予算の範囲内で貸付けることにより、民間保育所等の保育事業の円滑な運営に資する。

（貸付期間）

5年間を限度とする。

③ 民間社会福祉施設等整備費補助金

保育所等の新築、増改築等をする場合、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱等により算定された補助金の交付額を補助する。また、単市補助事業として、大規模修繕、乳幼児用プール設置等に対し補助金を交付する。

④ 認可外保育施設への運営費助成

（根拠 倉敷市認可外保育施設補助金交付要綱 平成15年6月16日施行）

令和5年度実績 7施設 補助金 3,891,500円

(5) 子育て支援・児童の養育支援

① ファミリー・サポート・センター事業

（ア）目 的

市内に在住又は通勤する労働者の仕事と子育ての両立支援及び子どもをもつすべての者の子育て支援の環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図る。

（イ）内 容

「子育ての支援を受けたい人」を依頼会員、「子育ての支援を行いたい人」を提供会員とし、保育所・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かり、小学校・児童クラブの迎え及び帰宅後の預かりのほか、子どもが軽度の病気の場合などに相互援助活動を行っている。

（ウ）対象者

・サポート対象

0歳～小学6年生

・依頼会員

0歳～小学6年生の子どものいる人

市内在住または勤務地が市内にある子どもを持つ人

・提供会員

倉敷市在住で子どもを預かることができる人 等

※依頼・提供会員の両方の会員になることもできる

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	R3	R4	R5
依 頼 会 員	1,662人	1,566人	1,426人
提 供 会 員	541人	503人	511人
両 方 会 員	165人	141人	128人
活動件数 (月平均)	543件	359件	327件

② 地域子育て支援拠点事業

(ア) 目 的

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

(イ) 内 容

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(ウ) 実施箇所

倉敷市子育て支援センター 内)	(H13年4月～)	倉敷市笹沖180 (くらしき健康福祉プラザ)
あまき子育て支援センター	(H8年4月～)	倉敷市藤戸町天城2388-12 (天城保育園内)
遍照地域子育て支援センター	(H18年8月～)	倉敷市西阿知町465-1 (遍照こども園内)
地域子育て支援センター杉の子	(H19年7月～)	倉敷市徳芳504 (すぎのこ認定こども園内)
子育て支援センター新田	(H20年4月～)	倉敷市新田2386-6 (新田保育園内)
みんなの広場 ぽっかぽか	(H21年4月～)	倉敷市美和1-8-5 (山内服装専門学校2階)
ちやっこひろば・チカク	(H24年10月～)	倉敷市茶屋町269-1 (植野ビル2階)
子育てひろば「ほっとハウス」	(H28年10月～)	倉敷市上富井628-12
遍照おいまつこどもひろば	(R4年10月～)	倉敷市老松町5-618-10
三宝すくすくらんど	(H15年4月～)	倉敷市児島味野城2-1-5 (三宝認定こども園内)
竜王地域子育て支援センター	(H19年4月～)	倉敷市児島小川4-5-13 (竜王保育園内)
倉短ひろば“くららっこ”	(H23年6月～)	倉敷市児島稗田町160 (倉敷市立短期大学内)
地域子育て支援センターよしうら	(H15年4月～)	倉敷市玉島1898-1 (よしうら認定こども園内)
ひろば・わたぼうし	(H20年4月～)	倉敷市玉島乙島1105-13
玉島児童館つどいの広場	(H22年6月～)	倉敷市玉島中央町3-9-12 (玉島児童館内)
さくよう森の広場「どんぐりっこ」	(H25年2月～)	倉敷市玉島長尾3524-5 (くらしき作陽大学内)
小ざくら地域子育て支援センター	(H2年10月～)	倉敷市水島北幸町2-5 (ひろばにじいろ内)
子育てスペース「ピヨピヨひろば」	(H21年5月～)	倉敷市福田町古新田802-16
交流スペース「ピョンピョンひろば」	(H23年2月～)	倉敷市連島中央5-30-12 (連島憩の家内)
船穂地域子育て支援センター	(H14年4月～)	倉敷市船穂町船穂2627-1 (船穂保育園内)
地域子育て支援センター真備かなりや	(H18年4月～)	倉敷市真備町辻田261-3

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	R3	R4	R5
拠 点 数 (箇 所)	20	21	21
延 利 用 者 数 (人)	95,365	134,536	167,145

※延利用者数に玉島児童館つどいの広場は含まれていない。(児童館利用者として別途計上)

(オ) 地域子育て支援拠点での多様なサービス

- ・一時預かり事業 (地域密着Ⅱ型)

ア 目 的

保育所等を利用していない家庭においても、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、地域子育て支援拠点内で児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備する。

イ 実施施設

倉敷市子育て支援センター、みんなの広場・ぽっかぽか、ちゃやっこひろば・チカク、子育てひろば「ほっとハウス」、遍照おいまつこどもひろば、ひろば・わたぼうし、子育てスペース「ピョピョひろば」、交流スペース「ピョンピョンひろば」

ウ 対象者

各地域子育て支援拠点の利用者で、原則6カ月～3歳までの就園前の健康な乳幼児

エ 実施時間

各実施施設の開設日の9時～16時（1日4時間まで）

オ 利用料金

1時間あたり300円

カ 令和5年度実績

延べ預かり児童数 7,847人（8施設）

・利用者支援事業（基本型）

ア 目的

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点等の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を行う。

イ 内容

地域子育て支援拠点の利用者をはじめとした18歳までの子どもを持つ家庭から日常的に相談を受け、情報の収集・提供を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働等を包括的に継続して行う。

ウ 実施施設

倉敷市子育て支援センター（R4年10月～）

エ 令和5年度実績

延べ相談者数 1,560人

③ 子育て広場開設事業

（ア）目的

乳幼児には発達過程における最適な遊び場や遊び相手を、保護者には子育ての相談相手や情報交換、仲間づくりの場を提供し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

（イ）内容

育児経験豊かなボランティア（ネットワークカー）が、様々な支援を行う。

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供

（ウ）実施箇所

10箇所（公立幼稚園等）

④ 子育てサロン推進事業

（根拠法令 倉敷市子育てサロン推進事業補助金交付要綱 平成20年4月1日施行）

（ア）目的

子育てにかかる負担をやわらげ、家庭や地域で安心とゆとりを持って楽しく子育てできる環境をつくる。

（イ）内容

概ね小学校区の子育て親子（概ね0～3歳児と保護者）が自由に集い、交流や仲間づくりを行う場を、公共施設などを活用して設置・運営する団体に補助金を支給する。

子育てに関する知識を有する市内に活動拠点を置く団体で、概ね月1回以上かつ1回当たり2時間程度実施する。

（ウ）補助金額（令和6年4月1日現在）

- ・設立補助 上限3万円
- ・活動補助 年間経費 年額2万円以内（三世代交流の場合は、年額3万円以内）
活動経費 実施回数×2,000円以内。上限年額4万円。
（三世代交流の場合は、実施回数×4,000円以内。上限年額6万円。）

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	実施団体数	補助金額
R3	14	531,230円
R4	12	570,988円
R5	13	615,042円

⑤ 子育て支援短期利用事業

(根拠法令 子育て支援短期利用事業実施要綱 児童福祉法第6条の3第3項)

(ア) 目 的

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の事由により家庭での養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設で一時的に養育（24時間のケア）する。

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設で、その保護者及び児童の当面の宿泊先を確保する。

(イ) 対象者

児童の保護者が①疾病、負傷、②育児による疲労、育児に対する不安、③就労、出産、失踪又は家族の看護若しくは介護等の事由により、一時的に家庭において養育できない場合で、市長が必要と認めた児童

緊急に一時保護が必要と認められる母子

(ウ) 利用期間

7日以内、母子生活支援施設は5日以内（ただし市長が認めたときは、必要最小限の範囲内で延長可能）

(エ) 実施施設 子育て支援短期利用事業 旭川乳児院（岡山市） 玉島学園（倉敷市）

母子緊急一時保護事業 鶴心寮（倉敷市）

(オ) 費 用（必要経費の一部を自己負担）

利 用 料 日 額	生活保護世帯		
	市民税非課税世帯かつひとり親世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
2歳未満児	500円	1,100円	5,350円
2歳以上児	500円	1,000円	2,750円

母子生活支援施設は、H26年度より指定管理者の実績に応じて委託料を支払う

(カ) 事業実績

子育て支援短期利用事業

年 度	利 用 者 数	事 業 費
R3	52人	1,026,349円
R4	110人	1,906,183円
R5	110人	2,333,089円

母子緊急一時保護事業（平成23年12月から実施）

年 度	利 用 世 帯 数	利 用 者 数
R3	4世帯	8人
R4	1世帯	2人
R5	3世帯	6人

⑥ 養育支援訪問事業

(根拠法令 養育支援訪問事業実施要綱 児童福祉法第6条の3第5項)

(ア) 目 的

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において、当該家庭において安定した児童の養育が可能となるよう保健・福祉等の専門職員を家庭に派遣する。

(イ) 対象者

出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭であり、一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

また、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

(ウ) 事業実績

年度	訪問員数	訪問回数	事業費
R3	6人	1,308回	4,748,569円
R4	6人	1,626回	5,693,029円
R5	6人	1,559回	5,406,531円

⑦ 産後ヘルパー派遣事業

(根拠法令 倉敷市病児・病後児等保育事業実施要綱 令和5年4月1日改正)

(ア) 目的

産後の体調不良のため、家事及び育児が困難な核家族の家庭等に保育士等を派遣する。

(イ) 実施施設

小ざくら地域子育て支援センター、竜王地域子育て支援センター、みんなの広場・ぼっかぼか、ひろば・わたぼうし

(ウ) 費用

1時間 800円、2時間 1,600円 ※所得に応じて減免

(エ) 事業実績

年度	利用者数	利用回数	事業費
R3	32人	120回	215,520円
R4	20人	138回	273,115円
R5	57人	283回	661,000円

※令和4年度までは「産じょく期ヘルパー」の事業実績

⑧ こんにちは赤ちゃん訪問事業（平成21年10月開始）

根拠法令 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱 児童福祉法第6条の3第4項

(ア) 事業概要

生後4か月までの乳児のいる家庭に対し、保健師、助産師、看護師又は保育士の資格を有する訪問員による家庭訪問を実施し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言により、適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

年度	訪問対象件数	訪問件数	事業費
R3	3,919人	3,816人	12,379,425円
R4	3,612人	3,637人	14,306,562円
R5	3,394人	3,369人	13,846,540円

⑨ 赤ちゃん相談ダイヤル事業（平成19年7月開始）

(ア) 事業概要

子育てについてさまざまな不安や悩みを持つ乳幼児のいる保護者からフリーダイヤルによる相談に応じ、子育て支援に関する情報提供やサービス提供につなげる。

(イ) 相談実績

年度	相談件数
R3	282件
R4	267件
R5	170件

(6) 児童の健全育成

① 家庭児童相談室（根拠 厚生省事務次官通知 昭和39年4月22日発児第92号）

(ア) 配置状況（平成29年4月1日現在）

倉敷家庭児童相談室（専任相談員 1名） 水島家庭児童相談室（専任相談員 1名）
児島 " (" 1名) 玉島 " (" 1名ただし水曜日を除く)
真備 " (専任相談員 1名※) ※玉島家庭児童相談室の相談員が兼任（水曜日のみ）

(イ) 相談事業実績

年 度	倉 敷	水 島	児 島	玉島 (真備含む)
R3	114	89	66	90
R4	115	89	69	87
R5	80	111	68	57

※月～金曜の 9 : 00～16 : 00 各保健福祉センター福祉課 (本庁は子ども相談センター) (ただし玉島は水曜日をのぞく。真備は水曜日のみ。)

② こどもあいカードの配布 (平成16年4月開始)

(ア) 事業概要

子どもの側から発信できる「こどもあいカード」又は、紹介チラシを市内在住の小学1年生から6年生全員に配布し、子ども相談センター家庭児童相談室の専任相談員が相談を受け、年々増加する児童虐待の早期発見、早期対応を図る。

また、平成17年度から留守番電話対応となっていた夜間休日の相談についても、即時対応するため、児童養護施設玉島学園へ委託した。

(イ) 相談日時

月～金曜日 8 : 30～16 : 00 (専任相談員及び子ども相談センター職員による対応)

〃 16 : 00～22 : 00 (玉島学園に委託して専門職員で対応)

土・日・祝日 8 : 30～22 : 00 (玉島学園に委託して専門職員で対応)

※その他の時間帯は玉島学園での留守番電話対応による。

(ウ) 電話相談件数実績

年 度	電話相談件数
R3	42
R4	37
R5	20

③ 児童館

(根拠法令 児童福祉法 第40条 倉敷市児童館条例 昭和45年4月1日 施行)

(ア) 施設概要

(令和6年4月1日現在)

児童館名	倉敷児童館	倉敷北児童センター	水島児童館	児島児童館	玉島児童館	真備児童館
設置年月日	S47.4.1	R4.11.1 (移転)	S50.6.1	H16.6.1 (移転)	H22.6.26 (移転)	H17.2.16
電 話	429-1791	422-6539	448-0650	473-2844	526-3400	697-0831
ファックス	428-7975	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
構 造	鉄筋コンクリート造 (2階建)				同左 (3階建)	鉄骨造平屋建
敷地面積 (㎡)	6,070.37	3,323.42	3,329.02	3,155.54	1,061.75	2,500.00
建築面積 (㎡)	2,050.17	751.47	415.50	531.01	537.95	414.90
延床面積 (㎡)	2,672.57	987.04	635.20	796.30	1,014.68	398.20
建設費 (千円)	1,554,339	409,860	88,669	(改修費) 44,203	295,810	57,225
うち国補助	20,411	0	0	0	289,900	10,470
〃 県補助	0	0	0	0	0	10,470
〃 市 費	1,533,928	409,860	88,669	44,203	5,910	36,284
業務内容	児童福祉法に基づく施設で、児童に健全な遊び場を与え、幼児及び少年を個別・集团的に指導し、児童の健康を増進するとともに、子ども会、母親クラブ等の組織活動の育成助長を図る等の総合的な機能を果たす。					
開 館	火～日曜日 (夏休み期間中は月～土曜日) の午前9時から午後5時15分まで。 ※祝日 (5月5日を除く)、年末年始 (12月29日～1月3日まで) は閉館。					

※倉敷児童館の敷地面積以下は複合施設全体を記載

※倉敷市総合福祉事業団へ委託

(イ) 利用状況

(各年度3月31日現在) (単位:人)

区分	年度	R3	R4	R5
倉敷児童館		10,960	34,647	53,371
倉敷北児童センター		15,350	30,776	49,201
水島児童館		14,647	26,570	28,890
児島児童館		10,685	18,595	21,193
玉島児童館		17,568	29,117	41,968
真備児童館		19,155	30,077	34,214
計		88,365	169,782	228,837

(ウ) おでかけ児童館実施実績

(各年度3月31日現在)

年度	R3	R4	R5
年間実施回数	215	346	342

※各児童館の職員が、放課後児童クラブや放課後子ども教室、地域のイベント等に出向き、児童に遊びの提供等を行うもの。平成30年12月から実施。

④ 放課後児童クラブ事業

(ア) 目的

昼間労働等により保護者が家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(イ) 対象者

昼間労働等により保護者が家庭にいない小学校1年生～6年生の児童

(ウ) 費用負担 国・県 国庫補助基準額の1/3ずつ

(エ) 入所状況

(各年度4月1日現在)

年度	クラブ(支援の単位)数	入所児童数(人)	うち1～3年生(人)	うち4～6年生(人)
R4	163	5,759	4,545	1,214
R5	168	6,073	4,719	1,354
R6	174	6,363	4,947	1,416

⑤ 児童見守り事業 平成21年6月から(倉敷児童相談所より事業引継ぎ)

〔 根拠法令 倉敷市児童見守り事業実施要綱 平成21年10月1日施行
改正・児童福祉法 平成24年8月22日改正 〕

(ア) 目的

本市へ虐待通告のあった児童の安全の確保のため、倉敷市要保護児童対策地域協議会の構成団体の内、主に学校・幼稚園・保育園などの児童の所属機関や各保健推進室保健師と連携して、見守りを行うとともに、児童虐待の防止及び早期発見に努めることを目的とする。(平成24年度から、児童見守り事業嘱託員(2人)を児童相談専門員(2人)に統合し、児童虐待相談業務と児童見守り事業を合わせて実施)

(イ) 事業実績

年度	対象児童数	事業費
R3	604人(R4.3.31現在)	30,755,026円
R4	572人(R5.3.31現在)	31,359,806円
R5	543人(R6.3.31現在)	35,312,833円

(7) 手当等の支給

① 児童手当

(根拠法令 児童手当法 昭和47年1月1日施行)

(ア) 目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援する。

(イ) 対象者

日本国内に住所のある人が、次の要件に該当するとき支給。

- ・中学校修了前まで（15歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育していること。

(ウ) 支給額（月額）

0歳～3歳未満	15,000円（一律）
2歳～小学校修了前	10,000円（第一子，第二子） 15,000円（第三子以降）
中学生	10,000円（一律）

※所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合児童1人当たり一律5,000円

※所得上限限度額以上の場合、資格喪失となり支給なし（令和4年10月分から）

(エ) 所得制限（令和4年6月分以降）

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	6,220,000円	8,333,000円	8,580,000円	10,710,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円	8,960,000円	11,240,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円	9,340,000円	11,620,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円	9,720,000円	12,000,000円
4人	7,740,000円	10,020,000円	10,100,000円	12,380,000円
5人	8,120,000円	10,400,000円	10,480,000円	12,760,000円

(オ) 費用負担

区分	0歳～3歳未満		3歳～中学校修了前	特例給付
	被用者分	非被用者分		
国	16/45	2/3	2/3	2/3
県	4/45	1/6	1/6	1/6
市	4/45	1/6	1/6	1/6
事業主	7/15	—	—	—

(カ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年度	支給対象児童数	金額
R3	63,876人	8,230,435,000円
R4	60,613人	8,012,290,000円
R5	58,816人	7,723,565,000円

② 遺児教育年金

(根拠法令 倉敷市遺児教育年金条例 昭和45年4月1日施行)

(ア) 目的

遺児に対し、義務教育等を受けるための費用の一部を支給する。

(イ) 対象者

父又は母と死別した義務教育期間中の児童を養育する人

(ウ) 年金の額（年額） 18,000円

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年度	受給者数	金額
R3	176人	4,216,500円
R4	168人	4,030,500円
R5	172人	3,972,000円

③ 遺児激励金

(根拠法令 倉敷市遺児激励金給付条例 昭和48年9月28日施行)

(ア) 目的

保護者と死別した義務教育修了前児童の養育者に、死別時、小中学校入学時及び中学校卒業時に激励金を支給

する。※ 所得制限有り（保護世帯・準要保護世帯であること）

(イ) 種類、対象者及び支給額

入学 激 励 金	小中学校入学の保護・準要保護世帯の遺児	支給額 児童1人につき 10,000円
卒 業 激 励 金	中学校卒業の "	
保 護 者 死 亡 見 舞 金	小中学校在学中、保護者が死亡した "	

(ウ) 事業実績

(各年度 3 月31日現在)

年	区 分	入学激励金	卒業激励金	保護者死亡見舞金	計
R3	受 給 者 数	22人	15人	14人	51人
	金 額	220,000円	150,000円	140,000円	510,000円
R4	受 給 者 数	20人	19人	15人	54人
	金 額	200,000円	190,000円	150,000円	540,000円
R5	受 給 者 数	18人	13人	10人	41人
	金 額	180,000円	130,000円	100,000円	410,000円

④ 児童扶養手当

10. 母子・父子福祉の⑤を参照

⑤ 特別児童扶養手当

7. 障がい者福祉の(1)④を参照

⑥ 児童福祉年金

7. 障がい者福祉の(1)④を参照

⑦ 子ども医療費助成制度

11. 医療福祉の(1)③を参照

(8) 助産施設

(根拠法令 児童福祉法第22条)

(ア) 事業概要

経済的理由により、入院助産が受けられない妊婦に助産施設での出産に必要な費用の一部を助成する。

(イ) 施設概要

施 設 名	所 在 地	設 置 主 体	定 員	電 話
倉敷市立市民病院（再開）	児島駅前2-39	市	5人	472-8111
玉島病院（休止中）	玉島乙島4030	公財	6人	522-4141
水島協同病院（休止中）	水島南春日町1-1	医療生協	6人	444-3211
さくらんぼ助産院	水島南春日町2-28	医療生協	2人	448-1103
花田助産院（休止中）	真備町川辺98-1	個人	6人	698-6030
川崎医科大学附属病院	松島577	学校法人	6人	462-1111
倉敷マタニティサービスかねこ助産院	広江8-18-1	個人	4人	456-8722
たんぼぼ助産院	中帯江24-11	個人	3人	436-1980

(ウ) 事業実績

年 度	措 置 数	事 業 費
R3	16人	5,303,090円
R4	16人	6,123,910円
R5	16人	5,892,186円

10. 母子・父子福祉

① 倉敷市ひとり親家庭訪問相談事業（公益社団法人 倉敷市シルバー人材センターに委託）

(ア) 目的

ひとり親家庭の身近な相談に応じ、必要な助言を行うとともに、ひとり親福祉関係機関と協力して、ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(イ) ひとり親福祉協力員配置数25名（令和5年度）

(ウ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年度	協力員数	対象世帯数	訪問回数	相談件数	事業費
R3	25人	18世帯	14回	43件	347,000円
R4	25人	24世帯	13回	34件	347,000円
R5	25人	30世帯	11回	37件	347,000円

② 倉敷市ひとり親家庭等日常生活支援事業（公益社団法人 倉敷市シルバー人材センターに委託）

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第20条)

(ア) 目的

母子・父子家庭等が就業等の自立のために必要な事由、及び疾病等の事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合、または生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員の派遣を行い、母子家庭等の生活の安定を図る。

(イ) 派遣内容 週3日以内で1日最長8時間を限度とする。

(ウ) 費用負担 国 1/2 市 1/2

③ 倉敷市自立支援教育訓練給付金事業

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 倉敷市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 平成16年4月1日施行)

(ア) 目的

母子家庭の母又は父子家庭の父に、就労を目的とした教育訓練の受講に係る経費の一部負担を行うことにより自立促進を図る。

(イ) 費用負担 国 3/4 市 1/4

(ウ) 対象者

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父であり、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座及び厚生労働省が別に定める教育訓練講座を受講するもの。
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、それと同様の所得水準にあること。

(エ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年度	給付件数	給付金額
R3	12件	1,312,534円
R4	9件	1,117,821円
R5	13件	2,357,132円

④ 倉敷市高等職業訓練促進給付金等事業

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条 倉敷市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 平成19年7月2日施行)

(ア) 目的

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等の就職に有利な資格の取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間（上限4年）に給付金を支給し、自立促進を図る。

(イ) 費用負担 国 3/4 市 1/4

(ウ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年度	給付件数	給付金額
R3	34件	32,188,500円
R4	35件	33,186,500円
R5	39件	41,831,500円

⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条3 倉敷市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要項 令和3年4月1日)

(ア) 目的

高校を卒業していない(高校中退を含む)ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、より良い条件下での就業や就職を支援するために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に、その費用の一部を助成する。

(イ) 費用負担 国 3/4 市 1/4

⑥ 児童扶養手当

(根拠法令 児童扶養手当法 昭和37年1月1日施行)

(ア) 目的

父親又は母親がいない状態の家庭(父親又は母親が1年以上行方不明又は拘禁、一定の障がいを含む)で、児童を監護している母又は父又は養育者に手当を支給する。

(イ) 対象者

日本国内に住所を有し、次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月31日までの児童(障がい児については20歳未満)を監護又は養育している者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が政令で定める程度の障がい状態にある児童
- ・父又は母が1年以上生死不明か、遺棄している児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらず産んだ児童等

ただし、次の場合は支給されない。

- ・児童が児童入所施設に入所しているか里親に委託されているとき
 - ・父母又は養育者の前年(1~10月までの月分の手当については前々年)の所得が、一定の額以上であるときなど
- また、公的年金等を受給している場合は、年金額との差額の手当を支給する。

(ウ) 費用負担 国 1/3 市 2/3

(エ) 手当月額(令和6年4月1日現在)

- ・第1子 45,500円~10,740円
- ・第2子 10,750円~5,380円が加算
- ・第3子以降 1人につき 6,450円~3,230円が加算

対象者の所得に応じて10円きざみで変動する。

(オ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

年 度	受 給 者 数 (人)			
	全 額	一 部	停 止	計
R3	2,146	1,513	640	4,299
R4	2,068	1,512	641	4,221
R5	2,054	1,453	694	4,201

⑦ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第13条等 倉敷市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(平成14年4月1日施行))

(ア) 目的

福祉資金貸付により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上を図り、あわせて児童の福祉を増進する。

(イ) 対象者

- 母子福祉資金……母子家庭の母・児童及び父母のない児童
- 父子福祉資金……父子家庭の父・児童及び父母のない児童
- 寡婦福祉資金……寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子

(ウ) 貸付種別

母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金、修業資金、就学支度資金など12種類
主たる貸付は修学資金及び就学支度資金

(エ) 令和5年度実績

(令和6年3月31日現在)

区 分		修 学 資 金	就学支度資金	その他資金
母 子 福 祉 資 金	件数 (件)	6件	24件	5件
	金額 (円)	2,670,000円	8,370,000円	1,786,000円
父 子 福 祉 資 金	件数 (件)	1件	0件	0件
	金額 (円)	960,000円	0円	0円
寡 婦 福 祉 資 金	件数 (件)	0件	0件	0件
	金額 (円)	0円	0円	0円
合 計	件数 (件)	7件	24件	5件
	金額 (円)	3,630,000円	8,370,000円	1,786,000円

⑧ 母子・父子自立支援員相談事業

(ア) 目的

母子家庭、寡婦及び父子家庭を対象に生活全般の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。

(イ) 配置

本庁子育て支援課に2名、及び児島・玉島・水島各保健福祉センター福祉課に各1名配置

(月～金曜日の9:00～16:00、本庁のみ9:00～17:00)

(ウ) 事業実績

(各年度3月31日現在)

地 区	倉 敷	児 島	玉 島	水 島
令和3年度 新規相談件数	1,596	270	37	365
令和4年度 新規相談件数	1,543	251	66	339
令和5年度 新規相談件数	1,606	300	91	324

⑨ 母子生活支援施設

(根拠法令 児童福祉法第35、38条)

(ア) 事業概要

児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに自立促進のためにその生活を支援する母子生活支援施設を設置する。

(イ) 入居条件

18歳未満の児童を養育する配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある母子で、母子共に健康で日常生活に支障がないこと。

(ウ) 定 員 20世帯 (暫定定員 R4年度 4世帯、R5年度 6世帯、R6年度 6世帯)

(エ) 入所期間 1年 (ただし、期間は更新することができる。)

(オ) 施設の概要 H18年度より指定管理者制度に移行し社会福祉法人により管理運営を行っている。

(令和6年4月1日現在)

名 称	倉敷市鶴心寮	敷 地 面 積	976.44m ²
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	建 築 面 積	381.60m ²
完 成	昭和48年5月20日	建 築 費	35,450千円

(カ) 事業実績 (令和6年3月31日現在)

令和5年度 入所世帯数 7世帯
 退所世帯数 7世帯
 年度末居住世帯数 4世帯
 事業費 36,300,000円

11. 医療福祉

(1) 医療費の助成等

① 重度心身障がい者医療費給付事業（昭和48年7月1日施行）

重度心身障がい者の受療を容易にし、障がい者福祉の増進に資することを目的に、昭和48年7月1日から単独市費で実施、同年10月県の補助事業として実施している。対象は身体障がい者手帳1級及び2級所持者、知的障がい者IQ35以下の者及び身体障がい者3級手帳所持者でかつ知的障がい者IQ36～50以下の合併障がい者で（※1）、医療保険各法による自己負担金または、他法による一部負担金から総医療費の1割を控除した額を給付（※2）している。

※1 所得制限（老齢福祉年金に準ずる）及び年齢制限（65歳未満で対象要件の手帳を所持）あり。

※2 受給資格者の負担する額には、暦月単位での限度額（重度心身障がい者医療の一部負担金限度額）あり。

※ 平成24年7月からの受給資格者の資格判定及び負担区分は、廃止された16歳未満の扶養控除及び19歳未満の特定扶養の上乗せ部分の控除があったものとして算定する。

【一部負担金限度額】

所得区分		外 来	外来+入院
一定以上所得者	他のいずれにも該当しない者	29,600円	53,400円
一 般	すべての世帯員の市民税課税所得がそれぞれ145万円未満であり、かつ、低所得者区分に該当しない者	8,000円	29,600円
低所得者	Ⅱ すべての世帯員が市民税所得割を課されておらず、かつ、低所得者Ⅰに該当しない者	2,000円	8,000円
	Ⅰ すべての世帯員が市民税所得割を課されておらず、かつ、世帯の合計所得金額が0円である者	1,000円	4,000円

重度心身障がい者医療費助成状況

区分	年度	R3	R4	R5
件 数		95,566件	95,079件	95,317件
金 額		395,465,931円	381,134,393円	373,078,456円

※審査手数料は除く。

② ひとり親家庭等医療費給付事業（昭和52年10月1日施行）

ひとり親家庭等の福祉の増進に資することを目的に昭和52年10月、県が母子家庭を対象にした制度を創設したのを受けて本市も助成開始。平成15年10月1日から父子も対象となり医療保険各法による保険診療自己負担分から一部負担金を差し引いた額を給付している。

※ 平成24年7月からの受給資格者の資格判定及び負担区分は、廃止された16歳未満の扶養控除及び19歳未満の特定扶養の上乗せ部分の控除があったものとして算定する。

【一部負担金限度額】

所得区分		自己負担限度額（個人ごと月額）	
		外 来	入院・合算
一定以上	市民税の課税所得が145万円以上の方と同じ世帯にいる方	44,400円	80,100円+1%
一 般	全ての世帯員について市民税の課税所得がそれぞれ145万円未満である	12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ 全ての世帯員について市民税の所得割額が課されていない	2,000円	12,000円
	Ⅰ Ⅱのうち全ての世帯員について合計所得金額が0円である	1,000円	6,000円

・ひとり親家庭等医療費助成状況

区分	年度	R3	R4	R5
件 数		59,466件	60,040件	57,993件
金 額		136,748,766円	138,705,623円	135,619,362円

*審査手数料は除く

③ 子ども医療費給付事業（昭和48年7月1日施行）

子どもの健康保持及び増進に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的に、昭和48年、県が満1歳未満児を対象に助成する制度を創設したのを受け本市も助成開始。平成18年4月1日から小学校就学前まで、医療保険各法による保険診療の自己負担分を給付。また、平成21年4月1日から入院分を、平成23年4月1日から外来分を小学校卒業まで拡大。さらに、平成27年4月1日から入院分を、令和5年7月1日から外来分を中学校卒業まで拡大。

・子ども医療費助成状況

区分	年度	R3	R4	R5
件数		789,544件	819,549件	1,025,082件
金額		1,838,231,392円	1,852,476,299円	2,354,197,700円

※審査手数料は除く

(2) 公害健康被害の補償及び予防

① 公害健康被害の補償等に関する法律による補償

事業活動によって生ずる大気汚染又は水質汚濁による健康被害を補償するために、認定を受けると医療費、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料の補償給付がなされる制度である。本市では昭和50年12月19日第1種地域（大気系）として下記の区域が指定され、この制度の適用を受けていたが、昭和63年3月1日法律の一部改正により指定地域が解除された。しかし、既認定患者については、従来通りの補償給付等を行うこととなっている。

ア 旧指定地域

水島地区、福田地区、連島地区、郷内地区（木見及び尾原は除く）、本荘地区（児島通生は除く）

イ 面積、人口

面積……82.97km²

人口……97,714人（R6.3.31現在）

ウ 認定患者（R6.3.31現在）

区 分			令和5年度末
地 区 別	指 定 地 域	水 島	487
		児 島	28
	指 定 地 域 外	倉 敷	126
		児 島	14
		玉 島	16
		市 外	127
計			798
病 名 別	慢 性 気 管 支 炎	241	
	気 管 支 ぜん 息	557	
	ぜ ん 息 性 気 管 支 炎	0	
	肺 気 腫	0	
	計	798	
年 齢 別	小 学 生	0	
	中 学 生	0	
	40 歳 未 満	40	
	40 歳 以 上	758	
	計	798	
等 級 別	特 級	0	
	1 級	6	
	2 級	139	
	3 級	595	
	級 外	58	
	計	798	

エ 補償給付費年度別支給状況

（単位：千円）

年 度	R3	R4	R5
決 算 金 額	1,709,789	1,617,530	1,579,276

② 公害保健福祉事業、公害健康被害予防事業（令和5年度）

ア 機能訓練事業（水泳教室）

（ア） 目 的 気管支ぜん息児童・生徒に運動療法を行うとともに、療養生活上の指導等を行い、健康の回復保持、増進及び予防を図る。

（イ） 期 間 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。（予防事業）

（ウ） 回 数 0回

（エ） 参加人数 0人（予防）

（オ） 参加費 無料

イ 転地療養事業（15歳以上、指定施設利用）

（ア） 目 的 被認定者を空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導等を行い、健康の回復保持、増進及び予防を図る。

（イ） 期 間 15歳以上 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。（福祉事業）

指定施設 令和5年10月2日～10月5日

（ウ） 参加人数 15歳以上 0人（福祉）

指定施設 7人（福祉）

（エ） 参加費 無料

(3) 保健の家

① 目的

水島臨海工業地帯、石油備蓄基地近接地域住民の健康の保持増進及び福祉の向上に寄与するため、保健の家を設置し、管理運営を行っている。

② 名称及び所在地

- ・倉敷市塩生保健の家……倉敷市児島塩生3104-7
- ・倉敷市呼松保健の家……倉敷市呼松2丁目6-36

③ 利用状況

(令和5年度)

区分	利用件数	利用者数
塩生保健の家	205件	1,002人
呼松保健の家	416件	2,581人

(4) 後期高齢者医療

① 事業の概要

後期高齢者医療事業は、75歳以上（一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた場合は65歳以上）の高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢社会に対応した仕組みとして、平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度に基づく事業である。制度の運営は、県内すべての市町村が加入した岡山県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や医療給付等の申請・受付事務等を市が行う。

- ・根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）
健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）

② 事業の状況

ア 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた者。ただし、生活保護受給者等の適用除外を除く。（高齢者の医療の確保に関する法律第50条、51条）

- ・被保険者数

(単位：人、%)

区分	年度	R4年3月末	R5年3月末	R6年3月末	増減率
倉敷市		69,611	72,668	75,576	4.0
	(内) 障がい認定者	528	469	414	△11.7
	(内) 現役並み所得者	4,140	4,532	4,906	8.3
岡山県全体		302,858	313,287	323,812	3.4
	(内) 障がい認定者	2,252	1,999	1,796	△10.2
	(内) 現役並み所得者	16,481	17,906	19,326	7.9

※現役並み所得者（住民税課税所得額145万円以上）は、自己負担割合が3割

イ 保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する応益分「均等割」と被保険者の所得に応じて負担する応能分「所得割」から構成され、原則、各都道府県広域連合区域内は均一の保険料率（均等割額と所得割率）で、被保険者一人ひとりに賦課される。この保険料率は各広域連合で決定され、2年毎に見直しが行われる。（高齢者の医療の確保に関する法律第104条）

- ・保険料率

区分	年度
均等割額	令和6・7年度 50,200円
所得割率	10.49% (※1)
最高限度額	80万円 (※2)

令和6年度は激変緩和措置により

(※1) 所得割率：賦課のもととなる所得金額58万円以下の方は9.76%

(※2) 賦課限度額：令和6年3月31日時点で75歳以上の方等は73万円

ウ 令和6年度倉敷市後期高齢者医療事業特別会計予算

(単位：千円、%)

歳入			歳出		
科目	R6年度当初	構成比	科目	R6年度当初	構成比
1 後期高齢者医療事業収入	8,882,253	100.0	1 後期高齢者医療事業費	8,882,253	100.0
01 後期高齢者医療保険料	6,934,545	78.1	01 総務費	125,019	1.4
05 使用料及び手数料	1	0.0	05 保健事業費	107,851	1.2
30 繰入金	1,845,698	20.8	10 後期高齢者医療広域連合納付金	8,643,383	97.3
40 諸収入	102,009	1.1	15 諸支出金	6,000	0.1

エ 一般会計からの繰入金等

(単位：千円)

区分	年度	R4(決算)	R5(決算見込)	R6(当初予算)
特別会計歳入額		6,995,166	7,294,321	8,882,253
" 歳出額		6,978,007	7,065,671	8,882,253
差引残高		17,159	228,650	0
一般会計からの繰入額		1,392,837	1,464,652	1,845,698

オ 収納状況(収納率)

(単位：円、%)

年度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	収納未済額	還付未済額	収納率
R3	現年分	5,102,293,900	5,085,820,248	0	16,473,652	3,610,200	99.6
	滞納繰越分	32,743,028	16,103,340	5,170,679	11,469,009	0	49.1
R4	現年分	5,499,897,400	5,481,285,150	0	18,612,250	4,236,700	99.6
	滞納繰越分	27,846,361	14,108,619	5,851,150	7,886,592	0	50.6
R5	現年分	5,716,814,700	5,697,510,875	0	19,303,825	4,842,700	99.6
	滞納繰越分	26,388,442	12,330,825	4,273,302	9,784,315	89,600	46.7

カ 収納状況(納付方法別)

(単位：円、%)

年度	特別徴収		普通徴収		収納額計
	金額	割合	金額	割合	
R3	3,161,824,100	62.2	1,923,996,148	37.8	5,085,820,248
R4	3,301,916,200	60.2	2,179,368,950	39.8	5,481,285,150
R5	3,423,048,100	60.1	2,274,462,775	39.9	5,697,510,875

12. 保健所

(1) 倉敷市保健所

① 設立の趣旨

平成6年に保健所法が地域保健法に改正され、倉敷市においても、平成14年4月1日の中核市移行に先駆けて平成13年4月1日から保健所設置市として倉敷市保健所を開設した。

保健所においては、従来から市が行っている保健衛生業務に加えて、県が行っていた感染症予防・精神保健・難病対策などの保健業務、食品衛生・生活衛生などの衛生業務、理化学検査・細菌検査などの検査業務等が加わり、市民により身近なところで公衆衛生の各種サービスを総合的に提供することとなった。

② 施設の概要（2. 保健福祉施策(4)を参照）

③ 職員配置状況

(R6. 4. 1現在)

部署	職種											
	医師	保健師	管理栄養士	薬剤師	獣医師	理化学技術者	放射線技師	臨床検査技師	歯科衛生士	精神保健福祉士	事務	計
保健課	2	21	—	1	—	—	2	—	—	1	21	48
健康づくり課	—	35	9	—	—	—	—	—	2	—	12	58
生活衛生課	—	—	7	4	7	1	—	1	—	—	1	21
衛生検査課	—	—	2	1	—	5	—	1	—	—	—	9
小計	2	56	18	6	7	6	2	2	2	1	34	136
児島保健推進室	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	2	13
玉島保健推進室	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	2	13
水島保健推進室	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	2	15
真備保健推進室	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
計	2	94	18	6	7	6	2	2	2	1	41	181

※所長、参事（事務）は、保健課に含む。

※各保健福祉センター所長（児島・玉島・水島）は、各保健推進室に含む。

※保健師の分散配置（秘書課、人事課、生活福祉課、子ども相談センター、地域包括ケア推進室、福祉支援連携室、国民健康保険課）は含まない。

(2) 人口動態

① 総覧

(令和4年)

区分	出生数						死亡数			乳児死亡数		
	総数	男	女	2,500g未満			総数	男	女	総数	男	女
				計	男	女						
倉敷	2,001	1,034	967	170	82	88	2,323	1,210	1,113	2	1	1
児島	332	180	152	45	28	17	947	474	473	1	—	1
玉島・船穂	471	234	237	51	25	26	888	444	444	—	—	—
水島	669	360	309	79	39	40	983	497	486	—	—	—
真備	107	54	53	12	6	6	247	139	108	—	—	—
計	3,580	1,862	1,718	357	180	177	5,388	2,764	2,624	3	1	2

(令和4年)

区 分	新生児死亡数			死産数			周産期死亡数			婚姻 件数	離婚 件数
	総数	男	女	総数	自然 死産	人工 死産	総 数	22週以 後死産	早期新生 児死亡		
倉 敷	-	-	-	40	27	13	6	6	0		
児 島	1	-	1	7	6	1	2	1	1		
玉島・船穂	-	-	-	5	4	1	2	2	0		
水 島	-	-	-	10	8	2	4	4	0		
真 備	-	-	-	2	0	2	0	0	0		
計	1	-	1	64	45	19	14	13	1	2,189	779

② 死因順位別死亡状況（第10位まで）

(令和4年)

死因順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	
死 因	死 亡 総 数	悪 性 新生物	心疾患	老 衰	脳血管 疾 患	肺 炎	誤嚥性 肺 炎	不慮の 事 故	腎不全	間質性 肺疾患	アルツハ イマー病
死因別死亡数	5,388	1,294	911	450	344	291	209	149	105	84	81
死 亡 率 (人口10万対)	1142.6	274.4	193.2	95.4	72.9	61.7	44.3	31.6	22.3	17.8	17.2
死亡総数に 対する割合 (%)	100	24.0	16.9	8.4	6.4	5.4	3.9	2.8	1.9	1.6	1.5

※「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く。）」

※諸率の基礎となる人口は令和4年9月末現在住民基本台帳人口（日本人のみ）を使用。

(3) 健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」の推進

① 目 的

一次予防に重点を置いた健康づくり運動「健康くらしき21・Ⅱ」を推進することにより、健康寿命の延伸、生活習慣病の減少を図るとともに、生活の質の向上を目指す。推進にあたっては、市民がまず自らの健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守りつくるという基本的な考えを基に、関係団体と連携し活動を展開することにより、効果的に健康づくりの輪が地域へ広がることを目的とする。

② 方 法

倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」に基づき、倉敷市の主な健康課題の解決に向け、特に重要と考えられる「運動」「栄養」「休養」「歯の健康」「たばこ・アルコール」「健康管理」の6分野について、それぞれ重点目標を立てて取り組みを推進している。平成28年度からは、平成27年度に実施した中間評価の結果を受け、新たに「糖尿病予防」を切り口とした6分野の効果的な推進を図っている。

また、住民が主体となった健康づくりの輪が効果的に地域に広がるよう、各地区に住民と関係機関等を中心とした推進会議を設置し、地域の特性を活かした取り組みを推進している。

計画最終年度である令和5年度は、アンケート調査等を実施し、取り組みの成果や課題を把握し、最終評価を行った。今までも一体的に推進を図ってきた「倉敷市食育推進計画」と統合した「くらしき健幸プラン」の策定を行った。

③ 事業内容

ア 「健康くらしき21・Ⅱ」推進のための会議

- ◎倉敷市健康増進計画審議会（年3回）
- ◎庁内検討会（年2回書面開催）
- ◎ワーキンググループ会議（保健所及び各保健推進室担当者）（年4回）
- ◎「健康くらしき21・Ⅱ」各地区推進会議（市内5地区開催）
- ◎「市民と一緒に考える会」の開催（年2回）

イ 各分野の主な取り組み

◎運動分野

- ・「くらしき まち歩き さと歩きマップ」等を活用したウォーキングの推進

◎栄養分野

- ・関係団体、大学等との連携による自然に健康になれる食環境づくり「くらしき3ベジプロジェクト」の推進
- ・産・学・官協働事業「くらしき健康プロジェクト（イオンdeくら★けん）」等のイベントの開催（年2回 1,236人）

◎休養分野

- ・生きるを支えるフォーラムの開催（来場77人、動画視聴368回再生：令和4年度末現在）
- ・自殺予防に関する啓発活動（相談窓口カードの配布、展示、街頭啓発キャンペーン）
- ・ゲートキーパー研修の実施（36回 3,334人）、心の健康づくり講座（7回 442人）

◎歯の健康分野

関連団体等と連携しての、生活習慣病及びオーラルフレイル予防、自然に健康になれる食環境づくり「くらしき3ベジプロジェクト」の推進

- ・歯科医師会等歯科関連団体と連携しての啓発（年18回 4,011人）
- ・栄養改善協議会や愛育委員会等関連団体と連携しての啓発（年21回 2,562人）

◎たばこ・アルコール分野

- ・世界禁煙デー街頭キャンペーンの実施

◎健康管理分野

- ・乳がん月間に、保健所に「ピンクリボンタペストリー」及び展示コーナーを設置し、啓発。倉敷市役所本庁舎・支所に懸垂幕を掲げ、乳がん検診のPR強化

◎全分野

- ・糖尿病予防に関する健康教育の実施（53回 2,046人）

ウ くらしき健康応援事業

- ・くらしき健康応援団講座の実施 開催回数50回、受講人数1,092人
- ・くらしき健康応援ガイドの発行 年2回（春号、秋号）、各3,000部
- ・測定体験の実施 開催回数141回、実施人数延べ10,008人
- ・くらしき健康ポイント事業 WEB版・アプリ版 登録人数5,193人

(4) 「第二次倉敷市食育推進計画」の推進

① 目的

市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的とし、食育を推進する。

② 方法

第二次倉敷市食育推進計画を基に、「食の知識・体験」、「食を通じての健康づくり」、「食文化の継承・交流」、「食の安全・安心」の4つの柱を掲げ、健全な食生活を実践できる人づくり、食を通じての健康づくり、協働による地域づくりのための事業を推進する。平成27年度の間評価から、課題が明らかとなった若い世代や男性に対する食育推進強化、生活習慣病予防として特に糖尿病予防対策の強化、食品の安全性についての情報提供の充実を図る。また、災害経験を踏まえ、平時からのバランスの良い食生活と備蓄食品の活用についての啓発を強化する。当初、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としていたが、国や県の計画を鑑み、また健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」との整合性を図り、次期計画を策定することが望ましいことから、令和5年度まで計画延長することを令和元年7月開催の倉敷市食育推進会議にて決定した。令和2年度は目標値の再設定を行い、SDGsの視点をふまえ、自然に健康になれる食環境づくりを計画に位置付けた。そして、令和3年度には自然に健康になれる食環境づくり「くらしき3ベジプロジェクト」を始動した。令和5年度は、第二次倉敷市食育推進計画の最終評価を行い、今までも一体的に推進を図ってきた「倉敷市健康増進計画」と一体化した「くらしき健幸プラン」の策定を行った。

③ 事業内容

ア 食育の推進のための会議

- ・倉敷市食育推進会議（年3回）
- ・庁内検討会（年3回 書面開催）
- ・ワーキンググループ会議の開催（年4回）

イ 若い世代・男性を対象にした取り組みの強化

- ・こどものための食育フェア（参加人数 延べ9,309人）
- ・産・学・官協働事業「くらしき健康プロジェクト（イオンdeくら★けん）」等（年2回 1,236人）
- ・男性・親子料理教室 等

ウ 生活習慣病、特に糖尿病予防対策の強化

- ・倉敷市食育栄養まつり（5会場実施）
- ・栄養教室伝達講習会 等
- エ 食品の安全性についての情報提供の充実
 - ・食品の検査及び食の安全・安心の啓発
 - ・食品衛生講習会 等
- オ 啓発の充実
 - ・災害への備えとして、備蓄食品の活用方法、日頃からのバランスよい食事を摂ることの重要性を啓発
 - ・食育ポータル、Instagram 等

(5) 母子保健

母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、健康教育、健康相談、医療費の助成等の母子保健事業を実施する。また、平成29年7月より子育て世代包括支援センターとして「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を市内5か所に設置・運営し、母子保健事業及び社会資源の活用並びに相談支援体制の強化等を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実を図る。

① 子育て世代包括支援センター運営事業 平成29年7月開始

ア 「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」実績

市内5か所「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」において、保健師や助産師などの資格を持つ専任の相談員「すくすく相談員」を配置し、妊娠期から子育て期までの相談や母子保健事業等のサービス利用の相談に対応する。

(単位：件)

年度	相談室利用	相談専用ダイヤル利用	来所相談
R3	4,170	1,735	2,784
R4	4,583	1,917	2,649
R5	5,129	1,982	2,745

イ 従事者・関係者研修（主催事業）

各保健推進室職員及びすくすく相談員、子育て支援関係機関職員等に対し、母子保健に関する研修や連携会議を行い、個々の対応力の向上を目指すとともに、各組織間の連携強化を行う。

- ◎研修会 ・子育て世代包括支援センター関係者研修会（テーマ：小さな命を亡くした悲しみに寄り添う支援について考える）1回、参加者数27人（保健師、助産師等）
 - ・すくすく相談員研修会（オンデマンド配信等）4回、延べ60人
 - ・その他の研修会 7回、延べ24人

- ◎関係者連携会議 ・すくすく相談員連絡会議 7回、参加者延べ93人（すくすく相談員）

② 出産・子育て応援事業 令和5年2月開始

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体的に実施する。

ア 伴走型相談支援

妊娠届出時の面談、妊娠7～8か月アンケートの実施及び希望者への面談、産後の面談等を実施する。

イ 出産・子育て応援給付金

経済的支援として、妊娠期に出産応援給付金、出産後に子育て応援給付金を給付する。

- ・出産応援給付金：妊婦一人当たり5万円
 - ※「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した子どもの母」及び「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦」についても、遡及分として対象とする。
- ・子育て応援給付金：子ども一人当たり5万円
 - ※「令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した子ども」についても、遡及分として対象とする。

(単位：件、円)

年度		出産応援給付金		子育て応援給付金	
		件数	支給額	件数	支給額
R4	遡及対象分	2,687	134,350,000	2,722	136,100,000
	事業開始後分	119	5,950,000	2	100,000
R5	遡及対象分	2,298	114,900,000	299	14,950,000
	事業開始後分	3,659	182,950,000	3,164	158,200,000

③ 妊娠届出状況及びおやこ健康手帳交付数

妊娠の届出によりおやこ健康手帳を交付、母と子の成長の経過を記録し、活用を図っている。(単位：人)

年度	妊 娠 届出数	届出時の週数					若年・高年妊婦		おやこ健康 手帳交付数
		11週 以内	12～21	22～27	28週 以上	不 明	20歳 未満	35歳 以上	
R3	3,848	3,696	139	9	4	—	36	911	3,963 (多胎 56) (再 59) (出産後 0)
R4	3,494	3,345	138	7	4	—	29	845	3,584 (多胎 36) (再 52) (出産後 2)
R5	3,467	3,336	111	15	5	—	37	820	3,557 (多胎 47) (再 41) (出産後 2)

④ 健康診査

ア 妊産婦、乳児健康診査実施状況

委託医療機関、委託助産所で妊婦14回(多胎妊婦加算5回)、産婦2回、乳児3回の健康診査を公費負担によって実施。(ただし、助産所は妊産婦健診のみ)

(単位：人)

区分 年度	妊 婦 健 康 診 査						乳 児 健 康 診 査					
	実人員	延人員	異常 なし	要精検	要医療	経過 観察	実人員	延人員	異常 なし	要精検	要医療	経過 観察
R3	3,817	45,439	43,786	102	1,149	402	3,683	11,302	10,884	72	346	0
R4	3,499	41,542	39,877	90	1,235	340	3,581	10,446	10,131	61	254	0
R5	3,379	39,496	37,714	67	1,422	293	3,200	9,583	9,230	68	285	0

区分 年度	産 婦 健 康 診 査					
	実人員	延人員	異常 なし	要精検	要医療	経過 観察
R3	3,774	6,665	6,306	3	12	344
R4	3,448	6,534	6,170	6	14	344
R5	3,263	6,190	5,711	1	14	464

イ 妊婦歯科健康診査

妊婦及び生まれてくる児の歯・口の健康づくりのため、委託歯科医療機関において歯科健康診査を実施。

(単位：人)

区分 年度	妊婦歯科健康診査			
	実人員	異常 なし	要指導	要精検
R3	1,740	223	724	793
R4	1,607	164	439	1,004
R5	1,563	161	414	988

ウ 新生児聴覚検査事業

新生児の聴覚障がいを早期に発見し、早い段階から療育等適切な措置を講じられるようにするため、委託医療機関において聴覚検査を実施。（公費負担あり）

(単位：人)

年度	受検児数	確認検査 児 数	要精密検査 児 数	精密検査 受診児数	精密検査結果		
					正常	一側性難聴	両側難聴
R3	3,654	48	20	15	3	8	4
R4	3,346	61	30	21	7	7	7
R5	3,178	52	15	7	2	2	3

エ 1歳6か月児健康診査

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

未受診児対策として、未受診者全員について、受診勧奨及び状況把握を行い、虐待等疑われる場合には、子ども相談センターへ適切に情報提供を行っている。

- ・対 象 1歳6か月児
- ・内 容 体重・身長測定、予診、歯科診察、内科診察、保健指導、歯科指導、栄養相談、心理相談（一部）、精密健康診査（医療機関委託）
- ・料 金 無 料

(単位：人、%)

区分		年度	R3	R4	R5
対 象 児 数 (a)			3,859	3,767	3,683
受 診 児 数 (b)			3,745	3,679	3,604
受 診 率 (b) / (a)			97.0	97.7	97.9
発 育 状 況 (体 重)	10%以下		369	368	401
	11%～89%		3,030	2,996	2,916
	90%以上		346	314	286
指 導 区 分	正 常		2,874	2,866	2,829
	経 過 観 察		502	479	428
	要 精 検		83	71	108
	要 治 療		286	263	239
心理相談実施者数			205	157	167

区分		年度	R3	R4	R5
診 察 所 見 内 訳	耳 の 異 常		6	8	8
	鼻 咽 喉 の 異 常		10	6	4
	眼 の 異 常		20	18	22
	皮 膚 疾 患		248	207	200
	呼 吸 器 疾 患		35	28	38
	四 肢 の 異 常		6	13	5
	心 臓 疾 患		38	23	28
	精 神 発 達 の 遅 れ		26	30	23
	言 語 発 達 の 遅 れ		272	258	196
	運 動 発 達 の 遅 れ		37	27	27
う 歯 の 状 況	け い れ ん		9	7	6
	そ の 他		304	301	355
う 歯 の 状 況	歯科受診児数(c)		3,745	3,677	3,601
	う歯り患児数(d)		19	21	14
	う 歯 総 数 (e)		49	54	36
	う歯り患率(d)/(c)		0.5	0.6	0.4
	う歯1人当たり 平均本数(e)/(c)		0.01	0.01	0.01

オ 2歳児歯科健康診査

乳歯の早期う歯予防及び口腔機能の育成を図るため、2歳児の時期に歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布（希望者のみ）を実施している。

- ・対 象 2歳児
- ・内 容 歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布（希望者のみ）
- ・料 金 無 料

（単位：人、％）

年度	区分	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b)／(a)	う歯り患児数 (c)	う歯総数 (d)	う歯り患率 (c)／(b)	う歯一人平均 本数(d)／(b)
R3		3,860	2,849	73.8	77	198	2.7	0.07
R4		3,813	2,903	76.1	58	146	2.0	0.05
R5		3,783	2,856	75.5	53	169	1.9	0.06

カ 3歳児健康診査

疾病及び異常、育児上の問題等を早期に発見し、治療や改善を促すとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

未受診児対策として、未受診者全員について、受診勧奨及び状況把握を行い、虐待等疑われる場合には、子ども相談センターへ適切に情報提供を行っている。

- ・対 象 3歳6か月児
- ・内 容 検尿・体重・身長・胸囲測定、歯科診察、内科診察、視聴覚検査（一部）、保健指導、歯科指導、栄養相談、心理相談（一部）、精密健康診査（医療機関委託）
- ・料 金 無 料

（単位：人、％）

区分	年度	R3	R4	R5
対 象 児 数 (a)		4,251	3,795	3,822
受 診 児 数 (b)		4,012	3,609	3,643
受 診 率 (b) / (a)		94.4	95.1	95.3
発 育 状 況 (体 重)	10%以下	401	349	387
	11%～89%	3,223	2,940	2,958
	90%以上	385	315	289
指 導 区 分	正 常	2,817	2,574	2,460
	要 観 察	435	385	407
	要 精 検	352	284	406
	要 治 療	408	366	370
心 理 相 談 実 施 者 数		196	163	168
診 察 所 見 内 訳	耳 の 異 常	12	8	13
	鼻 咽 喉 の 異 常	10	9	22
	眼 の 異 常	176	161	220
	皮 膚 疾 患	176	120	179
	呼 吸 器 疾 患	44	26	30
	四 肢 の 異 常	2	5	7
	心 臓 疾 患	48	37	27
	胸 郭 異 常	3	4	7

区分	年度	R3	R4	R5
診 察 所 見 内 訳	脊 柱 異 常	0	0	0
	貧 血	0	0	1
	へ ル ニ ア	2	6	2
	け い れ ん	23	6	5
	精 神 発 達 の 遅 れ	160	119	170
	言 語 発 達 の 遅 れ	185	209	208
	運 動 発 達 の 遅 れ	3	7	2
そ の 他	586	519	559	
尿 検 査	検 査 人 員	3,693	3,283	3,271
	た ん ば く +	7	5	6
	潜 血 +	62	52	69
	潜 血 ・ た ん ば く +	0	2	2
う 歯 の 状 況	歯 科 受 診 児 数 (c)	4,012	3,606	3,641
	う 歯 り 患 児 数 (d)	404	316	280
	う 歯 総 数 (e)	1,281	991	831
	う 歯 り 患 率 (d) / (c)	10.1	8.8	7.7
	う 歯 1 人 当 たり 平 均 本 数 (e) / (c)	0.32	0.37	0.23

⑤ 健康教育・相談

(単位：回、人)

ア パパママセミナー（市民学習センターと共催）

夫婦で協力して出産、育児をしていくための準備と仲間づくりを目的に初めて出産を迎える妊婦とその配偶者を対象に実施している。

年度	実施回数	参加人数
R3	8	366
R4	10	420
R5	10	575

イ 子育てはじめの一步教室

生後6ヶ月以内の乳児とその保護者に対し、発育・発達確認と育児相談、育児全般の保健指導、地域の子育て資源の情報提供を行っている。

(単位：回、人)

年度	実施回数	参加児数	参加総数	1回平均数
R3	20	142	163	8.2
R4	19	102	132	6.9
R5	48	323	369	7.7

ウ 離乳食と歯の教室

離乳食の必要性・与え方や口腔機能の発達を促すための普及啓発と相談を行うことにより、乳児の発育・発達及び親の不安解消等を図る。子育て支援拠点で行うことにより、地域での子育て、仲間づくりも重視し、栄養士と歯科衛生士が食と歯（口腔）両面から離乳食開始を支援する。

・実施場所：保健所

(単位：回、人) ・実施場所：子育て支援拠点

(単位：回、人)

年度	実施回数	参加人数	1回平均数
R3	10	189	18.9
R4	12	148	12.3
R5	12	273	22.8

年度	実施回数	参加人数	1回平均数
R3	7	43	6.1
R4	12	95	7.9
R5	18	122	6.8

※令和3、4年度は保健所と各支所で離乳食教室を実施。

※令和3年度から、子育て支援拠点で出張型教室を実施。

エ 子どものための歯の教室

乳児期からの歯・口の健康がその後の成長・発達に与える影響もあることから、むし歯予防をはじめ、健全な口腔機能の発達を支援するため、月齢や児に合わせた具体的な情報提供を行う。

(単位：回、人)

年度	実施回数	参加人数	1回平均人数
R3	4	19	4.75
R4	5	20	4.0
R5	12	49	4.1

⑥ 産後の支援 産後ケア事業

出産後の母体の回復や育児不安が高く、保健指導を必要とする出産後1年以内の母子を、助産所又は産婦人科医療機関に宿泊又は日帰りで入所させ、母体の保護・保健指導等のサービスを提供することにより、母子の健全育成に寄与する。

(単位：人、泊、日)

年度	宿泊産後ケア			日帰り産後ケア		
	利用者数	利用延宿泊数	平均利用泊数	利用者数	利用延日数	平均利用日数
R3	102	297	2.9	156	293	1.9
R4	102	262	2.6	104	161	1.5
R5	112	270	2.4	86	135	1.6

⑦ 医療費の助成等

ア 特定不妊治療支援事業

- ・事業概要 不妊症のため、子どもを持つことができない夫婦に対して、治療費が高額である体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）と併せて特定不妊治療のために実施した精巣又は精巣上体から直接精子を採取する手術（以下「男性不妊治療」という。）について、その治療費の一部を助成する。令和4年度から特定不妊治療は保険適用となったため、移行期間の経過措置としての助成制度となり、令和5年度で事業完了となった。
- ・給付実績 特定不妊治療給付実績は次のとおり

（単位：件、円）

区分 年度	A		B		C	D	E	F	男性不妊のみ	合計	
	体外受精	顕微授精	体外受精	顕微授精						給付件数	支給額
R3	13	20	178	226	379	5	78 (1)	20	2	921 (1)	185,019,463
R4	0	2	44	67 (1)	84	3	15	6	0	221 (1)	46,611,744
R5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	200,000

※A～Fは体外受精・顕微授精の治療ステージ等を示す。

A：新鮮胚移植を実施

B：採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて凍結胚移植を実施

C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E：受精できず又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止

F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

男性不妊のみ：主治医の方針により、採卵前に男性不妊治療を実施し、精子が得られなかった場合

※（ ）内は、特定不妊治療と併せて実施した男性不妊治療の件数の再掲

イ 不育症検査助成事業

- ・事業概要 不育症検査（先進医療として国が定めるもの）を受ける方に対し、検査費用の一部を助成する。
令和3年10月1日より事業開始
- ・助成額 1回の検査につき上限6万円
- ・給付実績

（単位：件、円）

年度	件数	支給額
R3	0	0
R4	2	100,000
R5	1	46,000

ウ 未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行う。

(単位：件、千円)

- ・対象 出生体重2,000g以下又は身体発育が未熟なまま出生した乳児であって、医師が入院養育を必要と認めた児
- ・内容 給付対象……医療保険各法に基づく自己負担部分について公費負担する。(所得に応じた自己負担金あり) 給付方法……現物給付

年度	件数	事業費
R 3	127	51,725
R 4	128	48,132
R 5	108	31,738

エ 自立支援医療(育成医療)

身体に障がいのある児童を早期発見、早期治療することにより障がいの除去又は軽減を図り、生活能力を得られるよう、治療の必要な児童に対して医療の給付を行う。

(単位：件、千円)

- ・対象 満18歳未満の身体に障がいのある児童であって、確実な治療効果が期待される者
- ・内容 給付対象……医療保険各法に基づく自己負担部分の内、医療費の1割と入院時食事療養費を除いて公費負担する。(医療費の1割については所得により上限額あり) 給付方法……現物給付

年度	件数	事業費
R 3	40	4,978
R 4	38	4,270
R 5	44	2,753

オ 療育医療

長期の入院治療を要する結核児童に対して必要な医療の給付を行うとともに、心身の健全な育成のために学習品及び日用品の支給を行う。

(単位：件)

- ・対象 満18歳未満の児童であって、医師が入院を必要と認めた者
- ・内容 給付対象……保険診療から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び医療保険各法に基づく給付を控除した自己負担部分について公費負担する。(所得に応じた自己負担金あり) 給付方法……現物給付

年度	件数
R 3	0
R 4	0
R 5	0

カ 特定疾患児支援金

特定疾患に罹患した児童に対し、支援金を支給することによって特定疾患児の生活の安定と福祉の向上に寄与する。

(単位：件、円)

- ・実施時期 平成21年7月27日
- ・対象 市内在住で岡山県から特定医療費(指定難病)受給者証を交付されている中学生以上満18歳未満(年度内に18歳に達する者を含む。)の者(平成27年度から経過措置対象者に限る。)
- ・支給金額 9,000円(1人/年額)
(※平成29年度で事業廃止)

年度	請求件数	支給金額
H28	25	225,000
H29	18	162,000

⑧ 未熟児訪問指導

未熟児の発育や栄養状態、環境調整等について、保健師等が適切な訪問指導を行い、健全な発育を支援する。

- ・対象者 2,500g未満の低出生体重児
- ・訪問指導状況

(単位：人、%)

年	未熟児出生数	訪問対象児数	訪問実人員	訪問率
R 3	365	365	246	67.4
R 4	357	357	218	61.1
R 5	324	324	191	59.0

(6) 成人保健

健康寿命の延伸を目指し、健康の保持増進を図ることを目的に、40歳以上を対象として健康教育、健康診査等を実施する。

① 健康教育

(単位：回、人)

生活習慣病予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らつくる。」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資する。

※人数は40歳～64歳を対象とした実績

年度	回数	人数
R 3	396	5,164
R 4	481	6,602
R 5	640	9,963

② 健康相談

(単位：回、人)

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。

※人数は40歳～64歳を対象とした実績

年度	回数	人数
R 3	227	286
R 4	161	335
R 5	132	716

③ 健康診査

がん、心臓病、脳卒中など生活習慣病予防対策として早期発見を図るため、40歳以上の者（子宮頸がん検診は20歳以上）を対象に次のとおり行い、健康についての認識と自覚を高めてもらう。

ア 健康増進法に基づく生活習慣病予防健診

対象：40歳以上で健康保険に加入していない者

(単位：人)

年度	受診者数
R 3	336
R 4	367
R 5	388

イ 胃がん検診

対象：50歳以上の者 (単位：人)

年度	受診者数
R 3	9,577
R 4	6,815
R 5	9,713

ウ 子宮頸がん検診

対象：20歳以上の女性 (単位：人)

年度	受診者数
R 3	21,973
R 4	22,197
R 5	23,546

※平成29年度から受診間隔は2年に1回、受診した年度の翌年度は受診できない

エ 乳がん検診

対象：40歳以上の女性 (単位：人)

年度	受診者数
R 3	19,526
R 4	19,931
R 5	20,618

オ 肺がん検診

対象：40歳以上の者 (単位：人)

年度	受診者数		
	計	読影のみ	読影+喀痰
R 3	26,727	26,181	546
R 4	27,870	27,366	504
R 5	28,823	28,319	504

カ 大腸がん検診

対象：40歳以上の者

(単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	24,828
R 4	25,142
R 5	26,105

キ 肝炎ウイルス検診

対象：40歳以上で過去にこの検診を受けていない者

(単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	3,187
R 4	3,199
R 5	2,883

ク 前立腺がん検診

対象：50歳以上の男性

(単位：人)

年 度	受 診 者 数
R 3	8,518
R 4	9,078
R 5	9,188

ケ 歯周病検診

対象：40歳、50歳、60歳、70歳

(単位：人)

年 度	受診者数(成人)
R 3	592
R 4	641
R 5	714

コ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

特定の年齢に達した市民に対して、がんに関する検診手帳と検診の費用が無料となる検診無料クーポン券を送付し、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図る。

※年齢は令和5年3月31日現在の満年齢。

(子宮頸がん検診クーポン)

(単位：人)

対象年齢	生 年 月 日	対象者数	受診者数
20歳	平成14年4月2日～平成15年4月1日	2,439	142

(乳がん検診クーポン)

(単位：人)

対象年齢	生 年 月 日	対象者数	受診者数
40歳	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	2,897	452

(7) 女性の健康支援

(単位：人)

女性の一般健康診査

健康診査の受診機会がない女性に対し、やせ、貧血、生活習慣病などの早期発見・早期治療を目的として実施する。

・対 象 20歳から39歳の女性

年 度	受診者数
R 3	2,268
R 4	2,184
R 5	2,094

(8) お口の健康アップ事業

(単位：人)

歯科医院への通院が困難な人を対象にした訪問歯科健康診査や、口腔の健康保持増進のための啓発を、従事する歯科専門職の育成を図りながら実施することにより市民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指す。

年 度	訪問歯科健康診査受診者数
R 3	100
R 4	112
R 5	111

(9) 栄養指導対策等推進事業

(単位：回、施設、件)

① 給食施設関係職員研修会・食の健康危機管理研修会・巡回指導等

給食施設関係者の栄養に関する知識や調理技術の向上等を図り、喫食者の適切な栄養管理ができるよう、研修会や巡回指導等を実施している。

年 度	研 修 会		巡回指導	相 談
	開催回数	参加施設数		
R 3	1	90	7	64
R 4	1	73	15	9
R 5	1	107	33	9

※令和3、4年度は感染症拡大防止のため巡回指導は縮小、研修会はオンライン研修。

令和5年度の研修会はハイブリッド形式オンライン研修。

② 食品の栄養成分表示等に関する相談指導

(単位：件)

食品の栄養成分表示等についての正しい理解と活用が図られるよう、市民及び食品製造業者を対象に相談を実施している。

年度	相談件数
R 3	106
R 4	97
R 5	68

③ 専門的栄養指導

(単位：件)

難病やアレルギー等の疾患における食事管理等の助言を行い、病態の維持・改善や不安の解消を図るため相談及び教室を実施している。

年度	相談件数
R 3	12
R 4	24
R 5	10

(10) 健康づくり事業（平成13年度から実施）

(単位：人)

市民の健康寿命を延ばすため、健康づくりの三要素である「運動・栄養・休養」を重視し、心身の健康を維持・増進することにより、活力ある生活が送れるよう一人ひとりの健康づくりを支援することを目的に、倉敷市総合福祉事業団へ委託し実施。

年度	会員数	延利用人数
R 3	301	9,002
R 4	394	18,967
R 5	372	20,741

(11) 精神保健福祉対策

精神障がい者保健福祉手帳所持者数 年度末現在 単位：人

① 精神障がい者保健福祉手帳（実施主体：県）

一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となることにより、手帳所持者に対する各方面からの支援・協力を促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立、社会参加を図っている。

年度	1 級	2 級	3 級	合 計
R 3	454	3,308	741	4,503
R 4	429	3,466	844	4,739
R 5	396	3,617	932	4,945

② 自立支援医療（精神通院医療）（実施主体：県）

(年度末現在、単位：人)

病院又は診療所で精神疾患の通院医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の90%に相当する額を保険者と公費で負担することにより、経済的負担を10%に軽減し、適正な医療の普及・通院治療の促進を図っている。

年度	自立支援医療（精神通院医療）利用者数
R 3	9,309
R 4	9,559
R 5	9,678

③ 心の健康相談

(単位：回、件、人)

地域住民の心の健康の保持増進を図るため、精神科医師が心の不調や悩みの相談を受けている。

年度	回数	実相談件数	延相談人数
R 3	11	24	24
R 4	11	23	29
R 5	12	32	51

④ 心の健康づくり講座

(単位：回、人)

精神疾患への関心を深め、正しい知識の普及と精神障がいに対する偏見除去を目的とし各地区で開催している。関係機関や団体と協働して内容を企画し、医師の講演や当事者・家族の体験発表、当事者との交流などを行っている。

年度	回数	延参加者数
R 3	4	203
R 4	7	442
R 5	6	397

⑤ 患者会・生活支援の場づくり

当事者が集い交流を深めるなかで、相互支援、社会参加促進、啓発活動などを目的に様々な活動を行っている。

(単位：回、人)

年度	会・場の数	内 容	回数	延参加者数
R3	2	話し合い、レクリエーションなど	2	12
R4	1	話し合い、レクリエーションなど	11	99
R5	1	話し合い、レクリエーションなど	10	70

⑥ 家族教室

(単位：回、人)

病気やひきこもりに対する正しい知識・情報を得て、当事者とともに回復の過程を歩む家族としての役割を考え、家族のセルフケア力を高めることを目的に教室を開催している。

年度	回数	延参加者数
R3	5	31
R4	6	58
R5	6	94

⑦ 倉敷地域自立支援協議会精神部会（ひきこもり支援・地域移行支援）

(単位：回、人)

精神保健医療福祉に携わる関係者が、意見交換や研修を行うことにより、それぞれの役割を理解し、連携することで効果的な支援体制づくりを行う。

令和2年度から「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」のための協議の場として位置づけられた。

年度	回数	延参加者数
R3	2	59
R4	8	256
R5	10	312

⑧ ぐらしき心ほっとサポーター養成講座

(単位：回、人)

心の健康づくりの推進や精神障がいに対する偏見除去のため、一市民としての立場から行政と協働し地域へ啓発するぐらしき心ほっとサポーターを養成する。

年度	講座名	回数	対象・数	延参加数
R3	ステップ1 (理解編)		新型コロナウイルス感染拡大のため 実施なし	
R4	ステップ1 (理解編)	5	9期生・17	85
R5	ステップ2 (自分発見編)	3	9期生・17	46

⑨ 生きるを支えるフォーラム

(単位：回、人)

平成25年度より自殺予防講座を「生きるを支えるフォーラム」と名称を変更し、自殺対策の関係機関等と連携強化を図り、自殺予防の正しい知識と周囲の対応方法を伝え、地域の絆を深め市民一人ひとりがより生きていく力を強化することを目的に開催する。

年度	回数	参加者数
R3	1	92
R4	1	77
R5	1	147（動画視聴261回※）

※年度末時点

⑩ 倉敷市自殺対策ネットワーク会議

(単位：回、人)

倉敷市自殺対策基本条例に基づき、平成27年4月1日に設置。庁内外の関係機関と自殺対策を協議し、倉敷市自殺基本計画の推進と進行管理を行う。平成26年度までは、「倉敷市自殺対策連絡会議」として実施。

年度	回数	参加者数
R3	3（内2回書面開催）	41
R4	2（内1回書面開催）	88
R5	2	80

⑪ 人材育成事業（庁内・地域別ゲートキーパー養成）

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人材の養成と体制の整備を図るために実施した。

（単位：回、人）

庁内	回数	参加者数
中堅教諭資質向上研修	1	32
消防職員のためのメンタルヘルス研修	1	41
悩みを抱える人に寄り添う相談対応研修	1	31

庁外	回数	参加者数
大学・高校等	5	1,612
地域組織等	15	607
生きるを支えるフォーラム	1	147

⑫ 自殺未遂者支援事業

平成22年度に倉敷市自殺対策連絡会議で、委員から自殺未遂者への対応について各機関の役割を越えた生活支援の必要性が問題提起されたことを機に、平成24年度から実施。自殺未遂者またはその家族等に対して、市保健所が積極的に介入して適切な支援を図ることにより、再度自殺企図のないように生活支援する。

（単位：件）

年度	新規支援事例	自殺企図に至った要因 ※要因複数あり				自殺未遂歴有
		家族問題	経済問題	住居問題	健康問題	
R3	10	7	6	0	10	3
R4	12	19	11	0	21	9
R5	8	20	10	0	23	12

(12) 感染症対策

① 感染症対策

感染症のまん延を防止するため、発生時の患者への調査指導、該当業務への就業制限、消毒の指示、接触者への健康診断の勧告等を行っている。また、感染症発生動向調査により、発生報告を行っている。

一、二、三類感染症発生状況

（単位：人）

年	種別	三類				計
	新型インフルエンザ等感染症	腸管出血性大腸菌感染症	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス パラチフス	
R3	4,111	21	0	0	0	4,132
R4	74,056	27	0	0	0	74,083
R5	4,445	27	0	1	0	4,473

※一類感染症、二類感染症（結核を除く）は発生なし

※結核（二類感染症）については「(13) 結核予防」に記載

※※新型コロナウイルス感染症は、感染症法の位置づけが、令和3年2月に「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更。令和5年5月8日には「五類感染症」に変更された。

② エイズ対策事業

エイズの感染防止と患者・感染者や病気そのものへの差別や偏見の解消を図るため、エイズ出前講座やミニ講座の実施、チラシの配布を行い正しい知識の普及啓発に努めている。また、HIV抗体検査やエイズホットラインによる相談等を実施している。

（単位：件、人、回）

年度	面接・電話による相談件数（延）		HIV抗体検査 受診者数	エイズ出前講座	エイズミニ講座
		うちエイズホットライン			
R3	187	172	39	3	1
R4	364	301	92	1	0
R5	423	325	181	3	0

③ 肝炎対策事業

肝炎やウイルス感染について不安のある方へ無料検査や相談等を実施している。

(単位：件)

年 度	肝炎相談件数	C型肝炎ウイルス検査数	B型肝炎ウイルス検査数
R 3	80	27	30
R 4	239	85	93
R 5	339	157	166

④ 風しん対策事業

平成25年の全国的な風しんの流行を受けて、妊婦の風しん感染を防ぎ、先天性風しん症候群を予防するため、無料の風しん抗体検査やワクチン費用の一部助成を行っている。

助成状況

(単位：件)

年 度	風しん抗体検査	ワクチン費用助成
R 3	702	522
R 4	891	516
R 5	968	478

※平成25年度は対象者からの申請によりワクチン費用の一部助成を行った。

※平成26年度から、県下統一の事業として風しん抗体検査の無料実施が開始された。この抗体検査で抗体価が十分でなかった方を対象として、ワクチン費用の一部助成を行った。

※平成28年度は、妊婦健診で風しん抗体価が十分でなかった方にも対象を拡げ、ワクチン費用の一部助成を行った。

令和元年度から令和6年度までの6年間、風しんの追加的対策として、風しんの予防接種を公的に受ける機会のない昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、抗体検査及び予防接種を実施する。

実施状況

年 度	抗体検査	予防接種
R 3	3, 478	834
R 4	1, 315	281
R 5	799	235

(13) 結核予防

① 定期健康診断（胸部レントゲン検診）

結核患者の早期発見、早期治療のため健康診断を実施している。

(単位：人、%)

年度		R 3	R 4	R 5
区分	該 当 者 数	132, 949	132, 910	132, 805
	受 診 者 数	20, 053	21, 162	21, 401
	受診者数（医療機関）	—	—	—
	受 診 率 （ % ）	15. 1	15. 9	16. 1
か く 痰 検 査		0	0	0
結 核 発 見 患 者 数		0	1	0

② 定期予防接種

乳幼児期の結核の早期発見及び感染予防のために行っている。

(単位：人)

年度	R 3	R 4	R 5
区分			
B C G 接 種	3, 773	3, 622	3, 339

③ 結核患者管理

ア 結核登録患者の状況

(単位：人)

年	新登録患者		年末現在登録患者	
	患者数	り患率	登録患者	登録率
R3	42	8.7	67	13.9
R4	36	7.5	97	20.2
R5	28	5.8	76	15.9

※り患率、登録率は人口（10月1日現在）10万人対

イ 接触者健康診断

(単位：人)

結核患者の接触者等に健康診断を行い、感染源の探索及び二次感染・発病の早期発見に努めている。

年 度	受診者数
R 3	191
R 4	149
R 5	181

ウ 管理検診

(単位：人)

結核登録患者に対して、結核の予防又は医療上の必要時に精密検査を行い、再発・重症化の早期発見に努めている。

年 度	受診者数
R 3	95
R 4	109
R 5	116

エ 結核医療費公費負担状況

(単位：件)

(単位：件)

第37条関係（勧告入院患者）			
R4年度末	R5年度承認数	R5年度解除数	R5年度末現在
2	11	10	3

年度	区分	第37条の2関係（一般患者）	
		申請数	承認数
R 3		65	64
R 4		65	65
R 5		41	40

(14) 予防接種

① 定期予防接種

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を行っている。

接種者総数

(単位：人)

区 分		R3年度	R4年度	R5年度		
B 型 肝 炎	第一回	3,796	3,546	3,336		
	第二回	3,836	3,528	3,353		
	第三回	3,725	3,589	3,319		
四 種 混 合 (百日ぜき ジフテリア 破傷風 急性灰白髄炎)	第一期	第一回	3,840	3,566	3,610	
		第二回	3,834	3,643	3,611	
		第三回	3,799	3,642	3,654	
		追 加	3,822	3,526	3,601	
三 種 混 合 (百日ぜき ジフテリア 破傷風)	第一期	第一回	0	0	0	
		第二回	0	0	0	
		第三回	0	0	0	
		追 加	0	0	0	
二 種 混 合 (ジフテリア 破傷風)	第一期	第一回	0	0	0	
		第二回	0	0	0	
		追 加	0	0	0	
第二期		2,960	3,004	2,701		
麻しん風しん混合ワクチン		第一期	3,758	3,676	3,438	
		第二期	4,167	4,088	3,986	
麻 し ん		ん	0	0	0	
風 し ん		ん	0	0	0	
日 本 脳 炎	第一期	初回	第一回	3,298	3,845	3,642
			第二回	3,315	3,738	3,483
			追 加	2,823	4,394	3,521
	第二期		2,057	4,278	3,472	
ポリオ (不活化ワクチン)	第一期	第一回	1	0	0	
		第二回	1	0	0	
		第三回	1	0	0	
		追 加	1	2	0	
水 痘	第一回	3,780	3,705	3,439		
	第二回	3,789	3,349	3,396		
子 宮 頸 がん	第一回	1,496	2,858	2,998		
	第二回	1,325	2,640	2,431		
	第三回	1,055	1,993	2,195		
ヒ ブ	第一回	3,805	3,565	3,306		
	第二回	3,844	3,541	3,323		
	第三回	3,820	3,594	3,320		
	追加	3,774	3,630	3,479		
小 児 用 肺 炎 球 菌	第一回	3,811	3,559	3,308		
	第二回	3,852	3,543	3,325		
	第三回	3,826	3,597	3,322		
	追 加	3,765	3,672	3,453		
ロ タ	1価	第一回	1,791	1,727	1,611	
		第二回	1,800	1,693	1,632	
	5価	第一回	1,983	1,783	1,663	
		第二回	1,978	1,797	1,660	
		第三回	1,950	1,829	1,623	
高齢者インフルエンザ		65歳以上	82,164	81,877	82,551	
		60～65歳未満	0	0	120	
成人用肺炎球菌		65歳以上	4,158	3,646	3,966	
		60～65歳未満	0	0	0	

日本脳炎予防接種は接種後の健康被害の問題により、平成17年5月30日以降積極的勧奨を差し控えていた。新しいワクチンの導入により平成22年度から接種勧奨を再開、平成23年5月20日には積極的勧奨差し控えの影響を受けた者への特例が施行された。

平成24年11月1日から、従来の三種混合にポリオ不活化ワクチンを加えた四種混合ワクチンが導入された。

子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンは、平成22年度から接種費用の全額助成を行った。平成25年4月から定期接種となった。

子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月14日に積極的勧奨を差し控える勧告が出され、令和3年11月に勧奨差し控えの廃止についての通知が出された。

水痘ワクチンは平成26年10月から定期接種化された。平成26年度のみ5歳未満の者に1回接種する経過措置が行われた。

成人用肺炎球菌ワクチンは、平成23年度、24年度に満70歳以上の市民、平成25年度から平成26年9月末までは満70歳の市民に対し、費用の一部助成を行った。平成26年10月から定期接種となった。

B型肝炎ワクチンは、平成28年10月から定期接種化された。

ロタウイルスワクチンは、令和2年10月から定期接種化された。

② 予防接種に関する相談件数

相談件数 (単位：件)

相談内容	R3年度	R4年度	R5年度
助成制度に関すること	991	697	1,067
予防接種番号について	317	341	632
接種スケジュールに関すること	269	139	207
予防接種の効果に関すること	88	52	112
副反応に関すること	38	21	25
実施の報告について	163	147	142
その他	238	74	367

③ 臨時予防接種

新型コロナウイルス感染症の感染及び重症化を予防するために、予防接種を行っている。

接種件数 (単位：件)

種別	R3年度	R4年度	R5年度
新型コロナワクチン	787,149	599,772	190,146

(15) 難病対策

① 指定難病医療支援事業 (実施主体：県)

(単位：人)

原因不明で、治療方法が確立していない難病のうち、国が定める疾病にかかっており、病態など一定の基準を満たす患者の医療費の自己負担分の一部を公費で負担している。患者の負担軽減だけでなく、病状や治療状況を把握し、治療研究の推進を図っている。

年度	認定患者数 (含重症患者)	重症患者数
R3	4,447	—
R4	4,599	—
R5	4,882	—

② 小児慢性特定疾病医療支援事業

(単位：人)

小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対して、医療費の自己負担の一部を公費負担することにより、児童の健全な育成を促進し、患者の負担軽減を図っている。

年度	認定患者数
R3	507
R4	480
R5	528

(単位：回, 人)

③ 訪問相談事業

医療福祉相談に参加できない要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、患者のプライバシーに配慮しつつ、個別の相談、指導、助言等を行うため、看護師等を訪問相談員として派遣するとともに、訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、訪問看護師等の育成を行っている。

年度	実	延べ
R3	4	49
R4	4	52
R5	3	42

④ 医療福祉相談事業

(単位：回、人)

難病患者等の療養上の不安を解消するため、医療福祉相談班による相談、指導、助言を行っている。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、令和5年度から事業を全面的に再開した。

年 度	開催回数	参加人数
R 3	0	0
R 4	1	12
R 5	4	27

⑤ 患者・家族交流会

(単位：回、人)

同病者が少なく孤立しやすい難病患者・家族に対して、患者・家族の交流会を通じ、仲間づくりの支援を行っている。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、令和5年度から事業を再開した。

年 度	開催回数	参加人数
R 3	0	0
R 4	0	0
R 5	3	43

(16) 保健師活動

① 家庭訪問指導状況

地域の保健福祉サービスの現状と住民のニーズを総合的に検討しながら、倉敷市保健所、各保健福祉センター等の保健師約90名があらゆる健康状態の住民を対象に地域保健活動を推進している。

年 度	区 分	計		感染症		結 核		精 神		心身障害 (児・者)		成人・老人	
		初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ
R 3	被指導 人員	3,407	6,501	57	58	56	122	505	1,158	73	185	129	219
	割 合 (%)	100	100	1.7	0.9	1.6	1.9	14.8	17.8	2.1	2.8	3.8	3.4
R 4	被指導 人員	3,137	5,652	22	22	60	141	482	1,171	44	79	75	157
	割 合 (%)	100	100	0.7	0.4	1.9	2.5	15.4	20.7	1.4	1.4	2.4	2.8
R 5	被指導 人員	3,596	5,883	26	26	50	164	496	1,186	70	135	130	153
	割 合 (%)	100	100	0.7	0.4	1.4	2.8	13.8	20.2	2.0	2.3	3.6	2.6

年 度	区 分	小児慢性 特定疾患		難 病		妊産婦		乳 児		幼 児		児童虐待		その他	
		初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ	初回	延べ
R 3	被指導 人員	10	26	60	87	820	1,127	968	1,440	380	878	217	878	132	323
	割 合 (%)	0.3	0.4	1.8	1.3	24.1	17.3	28.4	22.2	11.1	13.5	6.4	13.5	3.9	5.0
R 4	被指導 人員	9	11	58	71	656	837	893	1,270	420	752	296	885	122	256
	割 合 (%)	0.3	0.2	1.8	1.2	20.9	14.8	28.5	22.5	13.4	13.3	9.4	15.7	3.9	4.5
R 5	被指導 人員	16	17	59	96	679	894	1,072	1,462	459	751	421	802	118	197
	割 合 (%)	0.4	0.3	1.6	1.6	18.9	15.2	29.8	24.9	12.8	12.8	11.7	13.6	3.3	3.3

(17) 組織育成

① 保健ボランティア

地域住民の健康づくりの推進役として地域ごとに組織されている愛育委員、栄養委員等のボランティアに対し、研修等を通して、人材・組織育成を図る。

(各年度 3.31現在 単位：人)

区分 年度	愛育委員						栄養委員					
	倉敷	水島	児島	玉島	真備	計	倉敷	水島	児島	玉島	真備	計
R3	1,434	638	803	812	197	3,884	263	235	223	195	93	1,009
R4	1,413	611	783	804	196	3,807	237	186	224	194	88	929
R5	1,377	564	776	797	200	3,714	213	174	215	184	87	873

※船穂分は、玉島分に含まれる。

② 親子クラブ

就学（園）までの乳幼児及びその親により、おおむね小学校区単位に組織されており、地域の中の母と子の仲間づくりをすすめることにより、情報交換の場・育児の学習の場とし、更に、母子保健の問題を当事者の立場から考え健康問題の解決を目指すことを目標とし活動している。

(各年度 9.1現在 単位：人、数)

年度	倉敷			水島			児島			玉島			真備		
	母	子	クラブ	母	子	クラブ	母	子	クラブ	母	子	クラブ	母	子	クラブ
R3	184	206	16	17	19	2	23	27	2	51	56	5			
R4	154	167	14	24	28	2	27	30	2	53	60	4			
R5	133	145	13	13	15	1	27	30	2	68	75	4			

※真備は、平成28年度に倉敷市親子クラブから脱退した。

(18) 健康危機管理事業

地域における健康危機管理の観点から、地域住民組織及び地域の関係機関と共に、有事に迅速かつ有効な対応ができるような体制の構築を目指すとともに、保健所が健康危機における中核的機関としての役割を十分に果たすことができるように体制整備を行う。

① 地域健康危機管理体制推進事業

ア 災害時医療体制構築

健康危機の一因である、新型コロナウイルス感染症の受診体制整備として、診療体制検討会議等へ14回参加。

また災害時の医療機関との連携強化のため、「倉敷市大規模災害時医療部門初動対応ネットワーク（仮称）構築準備会」を開催し、倉敷連合医師会と課題の整理を行った。（1回）

イ 住民自助・互助での災害時対応力の向上

地区組織の活動の場等で、災害に対する意識の向上や自ら命を守るための行動促進に向け啓発。また能登半島地震応援派遣等の経験を活かし住民間の互助につながるように働きかけた。身近な健康危機である熱中症、ヒートショック等の予防行動の啓発のため、リーフレットの回覧や健康教育、SNS等の活用、展示を行った。

ウ 災害時の保健所機能強化

DHEAT研修（健康危機管理研修）への職員派遣や研修会の開催（保健所職員等71人参加）。研修内容を生かした災害訓練等を実施。

また、保健所内の災害時対応ワーキングメンバーで倉敷市保健所災害時初動マニュアルの改訂を行った。

② 感染症への備えと実践

倉敷市感染症予防計画と整合性を図り、健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するために「倉敷市保健所健康危機対処計画（感染症編）」の策定を行った。

③ 能登半島地震 保健師等派遣

令和6年1月10日～1月29日まで石川県珠洲市に保健師12人、事務職等8人を派遣した。珠洲市保健医療調整本部の大方針『災害関連死の防止』のもと、避難所における住民の健康支援、在宅における要支援者の健康管理等を行った。

(19) 献血の推進

医療技術の高度化により輸血用の血液の需用が年々増加し、それに対応するため、定期献血、地区献血を実施し、血液の確保に努めている。

・献血者数 (単位：人)

年 度	200ml	400ml
R3	11	16,155
R4	5	16,099
R5	0	15,326

(20) 医療施設、医師等医療従事者の状況

① 医療施設の概況

(R6.3.31現在 単位：数)

区 分	病 院							一般診療所				歯科診療所				助産所数	
	施設数 総数	病 床 数						施設数 総数	有床診療所数	有床診療所病床数	無床診療所数	施設数 総数	有床診療所数	有床診療所病床数	無床診療所数		
		総 数	精 神 病 床	感 染 症 病 床	結 核 病 床	療 養 病 床	一 般 病 床										
全 市	36	7,230	854	10	0	1,058	5,308	351	16	253	335	227	0	0	227	12	
再 掲	倉敷	15	4,695	662	10	0	370	3,653	187	7	94	180	119	0	0	119	7
	児島	6	709	0	0	0	135	574	52	4	66	48	32	0	0	32	1
	玉島	7	627	0	0	0	334	293	56	2	38	54	33	0	0	33	0
	水島	6	927	0	0	0	219	708	47	3	55	44	36	0	0	36	2
	真備	2	272	192	0	0	0	80	9	0	0	9	7	0	0	7	2

※船穂分は玉島分に含まれる。

② 医療機関に対する立入検査 () は、うち自主検査数

(令和5年度 単位：件)

区 分	立入検査 延べ件数	文書指導 延べ件数	処 分 件 数				告発件数
			使用制限 又は禁止	管理者 の変更	許可の取消	閉鎖命令	
病 院	36(0)	2(0)	0	0	0	0	0
診療所	一般診療所	75(58)	4(0)	0	0	0	0
	歯科診療所	47(39)	0	0	0	0	0
助 産 所	0(0)	0	0	0	0	0	0
計	158(97)	6(0)	0	0	0	0	0

③ 医師等の医療従事者数

(隔年12.31現在 単位：人)

年 次	医 師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師
令和2年	1,882	365	970	206	191	7,908
令和4年	1,914	378	995	225	207	7,888

※看護師数は准看護師数を含む。

(21) 救急医療

① 初期救急医療体制

ア 倉敷市休日夜間急患センター

- ・所在地 倉敷市新田2689番地 (電話425-5020)
- ・目的 市民の急病の医療需要に対処し、その救急医療体制の確保及び充実を図り、市民の健康保持の増進及び福祉の向上に寄与する。
- ・開設年月日 昭和57年10月1日
- ・診療時間 休日 午前9時～午後0時30分、午後1時～午後5時
夜間 午後8時～午後10時
- ・診療科目 内科及び小児科

- ・診療体制 業務の全部を公益財団法人倉敷市保健医療センターに委託
休日 医師2名（1名は小児科医）、看護師3名
夜間 医師1名、看護師2名
- ・委託料 102,706千円（令和5年度）
- ・患者数の状況

（単位：人）

区分	年度	診療日数	患者数	1日当たり患者数
休日診療	R3	71	2,137	30.1
	R4	71	2,461	34.7
	R5	72	7,268	100.9
夜間診療	R3	365	1,339	3.7
	R4	365	1,639	4.5
	R5	366	4,687	12.8

イ 在宅夜間急病診療

- ・目的 夜間急病患者的の救済を図り、市民の生命を守るとともに健全な生活の確保に資することを目的とする。
- ・施行年月日 昭和52年4月1日
- ・診療時間 午後8時～午後10時
- ・診療箇所 児島、玉島地区に各1箇所
- ・診療体制
 - 倉敷市連合医師会に業務を委託し、在宅当番医輪番診療により実施
 - 内科、小児科医を中心とした在宅当番医による応急処置とする。
 - テレホンガイドによる案内（児島・玉島支所に1箇所ずつ設置、ガイド時間は午後7時～午後10時）
 - 待機医師による診療
 - 当番医の診断で必要とする科目の待機医師（眼、耳、産等）へ連絡し、指示を受ける。
 - 二次病院への収容
 - 当番医の診断で直ちに入院治療を要する患者について、二次病院（奇数日は倉敷中央病院、偶数日は川崎医科大学附属病院）へ必要のあるときは連絡のうえ転送する。
- ・委託料 16,761千円（令和5年度）
- ・患者数の状況

（単位：人）

区分	年度	R3	R4	R5
内科・小児科疾患		407	429	636
外科的疾患		23	21	25
産婦人科疾患		19	8	11
耳鼻いんこう科疾患		13	8	16
眼科疾患		4	2	2
その他の疾患		2	3	2
合計		468	471	692
救急病院へ移送した者		8	12	4

ウ 在宅休日診療

- ・目的 休日急病患者的の救済を図り、市民の生命を守るとともに健全な生活の確保に資することを目的とする。
- ・診療時間 午前9時～午後5時（令和4年4月から、真備地区は午前9時～午後1時に変更）
- ・診療箇所 倉敷・水島地区1箇所、児島地区2箇所、玉島地区1箇所、真備地区1箇所
- ・診療体制 倉敷、児島、玉島、吉備、都窪、北児島医師会の在宅当番医輪番診療
- ・委託料 15,352千円（令和5年度）

・患者数の状況

(単位：人)

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島	真 備
R3	1,398	2,522	907	205
R4	1,858	3,773	1,676	247
R5	2,100	3,975	2,363	5,908

※船穂地区は玉島地区へ含まれる。

エ 休日歯科診療

- ・目 的 市民の休日歯科診療の需要に対処し、その医療体制の確保を図る。
- ・施行年月日 倉敷・水島……昭和53年1月1日、児島……昭和54年10月7日、玉島……昭和56年4月5日
- ・診療時間 倉敷・水島地区…午前10時～12時、午後1時～午後3時
児島地区……………午前10時～12時、午後1時～午後3時
玉島地区……………午前10時～12時、午後1時30分～午後3時
- ・診療箇所 倉敷・水島、児島、玉島地区各 1 箇所
- ・診療体制 倉敷・水島地区（倉敷歯科医師会）……………センター方式
児島・玉島地区（児島・玉島歯科医師会）…在宅当番医による輪番診療
- ・補助金 1休日当たり15千円
- ・患者数の状況 (単位：人)

年 度	倉敷・水島	児 島	玉 島
R3	529	91	124
R4	515	98	105
R5	507	100	155

オ 救急告示医療機関

- ・目 的 けがや交通事故等の外科的治療を要する患者の医療体制を確保することを目的とする。
- ・診療時間 24時間
- ・指定病院 市内21病院
- ・補助金 1病院につき200千円（21病院）

カ 小児初期救急医療確保のための事業

- ・目 的 小児の初期救急患者を小児科医が診療する医療体制の確保を図る。
- ・診療体制 倉敷医師会、児島医師会に委託し、休日、夜間に小児科医が診療にあたる。
- ・施行年月日 倉敷……平成15年1月1日、児島……平成14年10月1日
- ・委託料 14,800千円（令和5年度）

キ 自動体外式除細動器（AED）貸出事業

- ・目 的 市で開催される各種行事においてAEDを貸出すことにより、心肺停止者への早期の救命手当を行うとともに、市民へのAEDの普及啓発を行い、市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。
- ・施行年月日 平成21年4月1日
- ・貸出体制 保健所に設置しているAED1台を閉庁日を中心に貸出しする。
平成29年12月20日からは、本庁、児島・玉島・水島・庄・茶屋町・船穂・真備支所の8箇所に貸出用AEDを1台ずつ増設設置し、貸出窓口を合計9箇所に拡大した。

② 二次救急医療体制

- ・目 的 休日又は夜間における重症救急患者（入院治療を必要とする患者）の医療を確保することを目的とする。
- ・施行年月日 昭和54年3月15日
- ・二次救急医療圏域の範囲
（岡山県南西部圏域構成市町）…倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
（令和5年4月1日現在構成市町）
- ・診療体制 圏域内の病院群輪番制病院（2病院）から1箇所、協力病院当番制病院（18病院）から倉敷地区（倉敷・水島・玉島）3箇所、井笠地区1箇所が当番となり、病院群が輪番制方式により実施している。
なお、小児の救急体制を強化するため、平成14年4月1日から2病院の輪番制による小児救急医療支援事業を開始した。
- ・補助金 47,508千円（令和5年度）

・経費の負担

- 病院群輪番制病院運営事業 圏域市町 全額負担
- 小児救急医療支援事業 国・県・圏域市町 各1/3の負担割合
- 協力病院当番制病院運営事業 圏域市町 全額負担
- 圏域内の市町が均等割20%、人口割80%の負担割合で本事業実施に伴う経費を負担する。
- 令和5年度における圏域内市町からの負担金額合計 17,456千円

・二次救急患者数の状況

病院群輪番制病院運営事業・小児救急医療支援事業

(単位：人)

年度	区分	内科	小児科	外科	その他	計	当番日
R3	入院	3,376 (7.7)	531 (1.2)	225 (0.5)	2,159 (4.9)	6,291 (14.4)	437日
	外来	8,345 (19.1)	4,664 (10.7)	541 (1.2)	9,086 (20.8)	22,636 (51.8)	
	計	11,721 (26.8)	5,195 (11.9)	766 (1.8)	11,245 (25.7)	28,927 (66.2)	
R4	入院	3,557 (8.1)	649 (1.5)	253 (0.6)	2,249 (5.1)	6,708 (15.4)	437日
	外来	8,838 (20.2)	5,573 (12.8)	460 (1.1)	8,773 (20.1)	23,644 (54.1)	
	計	12,395 (28.4)	6,222 (14.2)	713 (1.6)	11,022 (25.2)	30,352 (69.5)	
R5	入院	2,863 (6.5)	623 (1.4)	174 (0.4)	1,812 (4.1)	5,472 (12.5)	439日
	外来	10,429 (23.8)	6,224 (14.2)	119 (0.3)	7,117 (16.2)	23,889 (54.4)	
	計	13,292 (30.3)	6,847 (15.6)	293 (0.7)	8,929 (20.3)	29,361 (66.9)	

※その他は、整形外科、脳神経外科など

※()は一当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。

協力病院当番制病院運営事業

(単位：人)

年度	区分	内科	小児科	外科	その他	計	当番日
R3	入院	162 (0.6)	3 (0.0)	46 (0.2)	118 (0.4)	329 (1.1)	288日
	外来	1,465 (5.1)	88 (0.3)	770 (2.7)	1,109 (3.9)	3,432 (11.9)	
	計	1,627 (5.6)	91 (0.3)	816 (2.8)	1,227 (4.3)	3,761 (13.1)	
R4	入院	142 (0.5)	1 (0.0)	74 (0.3)	163 (0.6)	380 (1.3)	288日
	外来	2,170 (7.5)	117 (0.4)	855 (3.0)	1,182 (4.1)	4,324 (15.0)	
	計	2,312 (8.0)	118 (0.4)	929 (3.2)	1,345 (4.7)	4,704 (16.3)	
R5	入院	163 (0.6)	0 (0.0)	63 (0.2)	200 (0.7)	426 (1.5)	292日
	外来	2,148 (7.4)	211 (0.7)	936 (3.2)	1,453 (5.0)	4,748 (16.3)	
	計	2,311 (7.9)	211 (0.7)	999 (3.4)	1,653 (5.7)	5,174 (17.7)	

※その他は、産婦人科、整形外科など

※()は一当番日平均患者数。計は一致しない場合がある。

③ 三次救急医療体制

- ・目的 休日又は夜間における重篤救急患者（脳卒中、心臓発作等の入院治療を必要とする患者）の医療を確保することを目的とする。
- ・施行年月日 川崎医科大学附属病院……昭和54年1月1日、岡山赤十字病院……昭和58年4月1日
津山中央病院……平成11年12月19日、岡山大学病院……平成24年4月1日
倉敷中央病院……平成25年4月16日
- ・診療体制 県知事が岡山県下5箇所病院を指定、救命救急センターを設置し診療にあたる。
救命救急センター……岡山赤十字病院、倉敷中央病院、津山中央病院
高度救命救急センター……岡山大学病院、川崎医科大学附属病院

④ 地域医療の普及啓発

- ・事業概要 対話型講演会など高梁川流域連携中枢都市圏内の医療機関等と連携した取組を通じて、医療の機能分化に対する知識を深め、適切な地域医療環境の構築を図るための啓発活動を行う団体に対して支援を行う。
- ・施行年月日 平成28年4月1日
- ・補助金 345千円（令和5年度）

② 生活衛生

① 生活衛生対策

ア旅館業、興行場、公衆浴場などの生活衛生営業施設等に対し、関係法に基づき、許可、届出の受理及び監視指導等を行い、公衆衛生の向上に努めている。(単位：件)

年度	区分	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング	特定建築物	計
	R3	施設数	168	9	51	385	1,012	183	137
監視・指導施設数		21	0	2	79	94	74	0	270
R4	施設数	167	9	49	376	1,032	174	135	1,942
	監視・指導施設数	15	0	8	26	64	17	0	130
R5	施設数	173	9	49	378	1,055	172	135	1,971
	監視・指導施設数	26	0	9	46	110	10	2	203

年度	区分	プール	コインランドリー	計	温泉利用	簡易専用水道	専用水道	計
	R3	施設数	30	97	127	14	520	14
監視・指導施設数		0	1	1	0	0	0	0
R4	施設数	29	99	128	13	530	14	557
	監視・指導施設数	0	0	0	0	0	0	0
R5	施設数	29	100	129	13	528	14	555
	監視・指導施設数	2	0	2	0	0	0	0

イ 家庭用品衛生監視指導

家庭用品に含まれる有害物質による健康被害を防止するため、市販されている製品を購入し、試験検査を実施している。

(検査項目：ホルムアルデヒド等、家庭用品の分類：繊維製品等)

年度	検査件数	検査成績	
		適	不適
R3	30	30	0
R4	30	30	0
R5	30	30	0

② 薬事関係対策

ア 薬事関係監視

安全な医薬品等の提供と適正な使用を図るため、薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者等に対し、監視指導を実施している。(単位：件)

年度	許可・届出施設数	新規許可施設数	更新許可施設数	廃止施設数	立入検査施行施設数
R3	2,178	163	70	132	466
R4	2,183	218	134	213	659
R5	2,207	212	97	188	558

イ 毒物劇物関係監視

毒物及び劇物に起因する保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者等に対し、監視指導を実施している。
(単位：件)

年 度	登録・届出施設数	新規登録施設数	更新登録施設数	廃止施設数	立入検査施行施設数
R3	330	9	38	13	75
R4	315	9	52	24	99
R5	298	14	39	31	69

③ 食中毒防止対策

ア 食品衛生監視指導

食中毒の予防及び食品の多様化と製造技術の高度化に対応するため、倉敷市食品衛生監視指導計画に基づき食品等関連施設に対する監視指導を実施した。

(ア) 食品関係営業許可施設数及び監視指導状況

区 分 年 度	営 業 施 設 数	営業許可施設		廃 業	処 分 件 数						告 発 件 数		監 視 施 設 数	
		継 続	新 規		営 業 禁 止 命 令	営 業 許 可 取 消 命 令	営 業 停 止 命 令	改 善 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他	無 許 可 営 業	そ の 他		
R3	6,002	91	1,292	600	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1,593
R4	6,202	0	1,203	999	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433
R5	6,028	0	1,041	1,215	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,348

(イ) 届出を要する施設数及び監視指導状況

区 分 年 度	営 業 施 設 数	処 分 件 数				監 視 施 設 数
		営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他	
R3	2,399	-	-	-	-	29
R4	2,385	-	-	-	-	58
R5	2,181	-	-	-	-	71

イ 食中毒発生状況

年度	発生年月日	施 設	摂食者数	患者数	原因物質
R3	4月27日	弁当製造施設	6,453	2,545	ノロウイルス
	6月19日	菓子店	6	3	黄色ブドウ球菌
R4	3月2日	飲食店	3	3	次亜塩素酸ナトリウム
R5	4月17日	飲食店	8	4	クドア・セブテンブクタータ
	3月22日	飲食店	調査中	調査中	調査中(推定：粘液胞子虫)

ウ 衛生教育事業

各種講習会で、営業者及び消費者に対する衛生知識の普及啓発に努めた。

(単位：回、人)

年度	区分	営業者	集団給食	消費者	その他	計
R3	回数	5	0	1	1	7
	人数	305	0	18	16	339
R4	回数	9	0	5	1	15
	人数	441	0	80	17	538
R5	回数	12	1	10	1	24
	人数	627	117	201	11	956

④ 動物の適正飼育の推進

ア 狂犬病予防対策

法に基づき、犬の登録・注射済票交付を行った。また、市民からの苦情相談（捕獲依頼）等により野犬の捕獲に努めた。

年度	区分	犬の登録頭数	(再掲)新規登録頭数	狂犬病予防注射頭数	野犬等の捕獲頭数及び返還頭数		苦情相談件数(野犬に関するもの)		
					捕獲頭数	返還頭数	捕獲収容依頼	咬傷	その他
R3		27,878頭	2,757頭	15,851頭	404頭	56頭	595件	0件	7件
R4		28,538頭	2,628頭	16,139頭	306頭	64頭	533件	0件	5件
R5		25,755頭	2,618頭	16,296頭	304頭	56頭	586件	0件	12件

イ 動物の愛護及び管理業務

やむを得ない理由で飼えなくなった犬及び猫について引取りを行った。また、飼い犬及び猫における苦情相談に対して指導を行った。

年度	区分	犬の引取り頭数	苦情相談件数(飼い犬に関するもの)			
			放し飼い	鳴き声・糞尿	咬傷	その他
R3		4頭	13件	43件	15件	56件
R4		3頭	34件	59件	22件	67件
R5		2頭	21件	53件	23件	73件

年度	区分	猫の引取り匹数	苦情相談件数(猫に関するもの)		
			保護・引取り	被害(不適正飼養・鳴き声・糞尿)	その他
R3		25匹	60件	115件	50件
R4		19匹	55件	154件	59件
R5		37匹	111件	154件	64件

ウ 倉敷市犬・ねこ等適正飼育啓発員(くらしきペットサポーター)

平成20年度に設置された倉敷市動物愛護管理審議会の答申を受け、行政と市民との架け橋を担う人材を育成することとなったもの。平成23年10月1日から試行されており、平成27年度からは公募による講習会を実施し、令和5年度までに228名(累計)に活動を委託している。

エ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業

飼い主のいない猫のみだりな繁殖を防止し、猫に起因する諸問題の解決を図るため、令和2年7月1日から事業を開始。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術1件にかかる費用のうち、10,000円を上限として助成した。

年度	区分	手術件数	助成金額
R3		103件	973,600円
R4		109件	1,000,000円
R5		228件	1,956,200円

オ 第一種動物取扱業

動物を販売するペットショップ等の施設について、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき登録・更新検査を実施した。

区分 年度	事業所件数	登録件数	(再掲) 新規登録数	(再掲) 登録の更新件数
R3	193件	230件	20件	51件
R4	201件	245件	30件	47件
R5	211件	259件	32件	24件

(23) 衛生検査

① 流通食品の検査

市内の流通食品について食品衛生法に基づき、収去検査等を実施した。

年度	内 容	検査件数	検査項目数
R3	食 品 衛 生 検 査	246	2,635
	残留農薬・動物用医薬品検査	4	1,284
R4	食 品 衛 生 検 査	274	3,120
	残留農薬・動物用医薬品検査	4	1,263
R5	食 品 衛 生 検 査	583	5,182
	残留農薬・動物用医薬品検査	22	7,576

② 食中毒・苦情検査

食中毒・苦情発生時に、原因物質究明のための微生物、ノロウイルス検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
R3	115	690
R4	16	182
R5	170	1,777

③ 感染症検査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症拡大防止のための微生物検査及びノロウイルス検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
R3	27	27
R4	62	62
R5	84	84

④ 生活（環境）衛生検査

公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例等に基づき、市内の生活（環境）衛生施設の水質検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
R3	10	50
R4	25	140
R5	18	103

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品（乳幼児用繊維製品）のホルムアルデヒド検査を実施した。

年度	検査件数	検査項目数
R3	30	30
R4	30	30
R5	30	30

13. 国民健康保険

(1) 国民健康保険事業の概要

平成29年度までの国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は、死亡に関し必要な保険給付を行うため、市町村が保険者となり、特別会計を設け保険料と国庫支出金を二大財源として、事業運営を行ってきた。

平成30年4月からの新たな国民健康保険制度においては、都道府県も新たに保険者に加わり、都道府県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など事業運営の中心的な役割を担う一方、市町村は、資格管理や保険給付、保険証等の発行、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業など、被保険者（国保加入者）の身近な事業を引き続き担っている。

また、国民健康保険の加入対象者は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度・生活保護適用者以外のすべての住民である。

・根拠法令：国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）

(2) 令和6年度倉敷市国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	R6年度当初	構成比	科 目	R6年度当初	構成比
1. 国民健康保険事業収入	44,602,146	100.0	1. 国民健康保険事業費	44,602,146	100.0
01 保 険 料	7,268,684	16.3	01 総 務 費	600,905	1.3
03 保 険 税	0	0.0	05 保 険 給 付 費	32,807,431	73.6
05 使用料及び手数料	200	0.0	08 国民健康保険事業費納付金	10,736,643	24.1
10 国 庫 支 出 金	576	0.0	10 保 健 事 業 費	318,117	0.7
20 県 支 出 金	33,071,675	74.1	15 諸 支 出 金	138,550	0.3
27 財 産 収 入	3,686	0.0	20 予 備 費	500	0.0
30 繰 入 金	3,980,475	9.0			
35 繰 越 金	100,000	0.2			
40 諸 収 入	176,850	0.4			

(3) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

区分	年度	R4 (決 算)	R5 (決算見込)	R6 (当初予算)
歳 入		45,473,622	43,755,762	44,602,146
歳 出		45,231,859	43,708,152	44,602,146
差 引 残 高		241,763	47,610	0
繰 入 額		3,721,412	3,650,275	3,980,475

(4) 被保険者の現況

① 加入割合

(R6. 3. 31現在)

人 口			国 保 加 入			加 入 率	
人 口	世 帯	1世帯当たり 人 員	被保険者	世 帯	1世帯当たり 人 員	被保険者	世 帯
474,330人	220,070世帯	2.16人	78,577人	53,450世帯	1.47人	16.57%	24.29%

② 加入者の推移（年間平均）

区分	年度	R4	R5	R6 (見込)
加 入 世 帯		57,238	54,903	53,705
加 入 者		86,009	81,164	79,427
加 入 率 (%)		18.0	17.05	-

③ 被保険者異動状況（令和5年度）

国 保 資 格 取 得				国 保 資 格 喪 失			
転 入	社保離脱	後期離脱	その他	転 出	社保加入	後期加入	その他
2,193	11,788	4	2,892	2,460	9,462	6,169	3,075

(5) 保険料

① 賦課方法等

料・税の別		料
賦課方法	医療分	3方式 (所得割・均等割・平等割)
	後期高齢者支援金分	
	介護分	
所得割算定基礎	医療分	旧ただし書方式 (基礎控除後の総所得金額等)
	後期高齢者支援金分	
	介護分	
賦課期日		4月1日
納期		10回(6月～3月)
納期限		毎月末(12月は25日)

② 保険料率

(単位：%, 円)

区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護分			
	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
R4	7.2%	26,040	21,240	650,000	2.6%	9,240	6,720	200,000	2.2%	9,240	5,280	170,000
R5	7.2%	26,040	21,240	650,000	2.6%	9,240	6,720	220,000	2.2%	9,240	5,280	170,000
R6	7.2%	26,040	21,240	650,000	2.6%	9,240	6,720	240,000	2.2%	9,240	5,280	170,000

③ 収納状況

(単位：千円)

年度	区分	調定額	収納額	還付未済額	収入済額	不納欠損額	収納率(%)
R3	現年分	8,303,095	7,894,584	9,907	7,904,491	0	95.1
	滞納繰越分	1,010,822	423,169	765	423,934	144,469	41.8
R4	現年分	7,889,309	7,502,890	12,931	7,515,822	0	95.1
	滞納繰越分	837,492	332,509	858	333,367	113,192	39.7
R5	現年分	7,560,368	7,143,104	10,526	7,153,630	0	94.5
	滞納繰越分	762,690	269,513	446	269,959	96,277	35.3

④ 被保険者保険料負担状況(現年分調定額)

(単位：円)

区分	年度	R3	R4	R5
1人当たり		92,199	91,727	93,149
1世帯当たり		141,058	137,833	137,704

(6) 給付

① 保険給付割合及びその他の給付

- 療養の給付 療養費 7割(70歳以上75歳未満8割、または7割、義務教育(小学校)就学前8割)

- 高額療養費

- その他給付

- 出産育児一時金 1件につき420,000円

- 葬祭費 1件につき50,000円

- 傷病手当金

② 療養諸費率

区分		年度	R3	R4	R5
療養の給付	件数 (件)		1,416,650	1,379,645	1,333,098
	費用額 (千円)		38,863,467	37,586,461	36,130,202
	1件当たり費用額 (円)		27,433	27,244	27,102
	1人当たり費用額 (円)		430,377	434,893	443,207
	受診率 (%)		1,568.8	1596.3	1635.3
療養費	件数 (件)		24,431	23,692	22,308
	費用額 (千円)		189,435	185,060	171,115
	1件当たり費用額 (円)		7,754	7,811	7,671
	1人当たり費用額 (円)		2,098	2,141	2,099
	受診率 (%)		27.1	27.4	27.4
合計	件数 (件)		1,441,081	1,403,337	1,355,406
	費用額 (千円)		39,052,902	37,771,522	36,301,318
	1件当たり費用額 (円)		27,100	26,916	26,783
	1人当たり費用額 (円)		432,475	437,034	445,306
	受診率 (%)		1,595.9	1623.7	1662.6

③ 療養の給付状況

年度		区分	R3	R4	R5
入院	件数 (件)		24,734	23,210	22,591
	費用額 (千円)		14,851,092	14,559,869	14,130,076
	1件当たり費用額 (円)		600,432	627,310	625,474
	1人当たり費用額 (円)		164,462	168,464	173,333
	受診率 (%)		27.4	26.9	27.7
入院外	件数 (件)		801,776	781,147	749,357
	費用額 (千円)		16,122,021	15,351,224	14,623,546
	1件当たり費用額 (円)		20,108	19,652	19,515
	1人当たり費用額 (円)		178,536	177,621	179,386
	受診率 (%)		887.9	903.8	919.2
歯科	件数 (件)		195,656	190,392	182,731
	費用額 (千円)		2,763,916	2,682,626	2,535,635
	1件当たり費用額 (円)		14,126	14,090	13,876
	1人当たり費用額 (円)		30,608	31,039	31,104
	受診率 (%)		216.7	220.3	224.2
合計	件数 (件)		1,022,166	994,749	954,679
	費用額 (千円)		33,737,029	32,593,721	31,289,258
	1件当たり費用額 (円)		33,005	32,766	32,775
	1人当たり費用額 (円)		373,606	377,124	383,823
	受診率 (%)		1,132.0	1,151.0	1,171.1

④ 高額療養費 (昭和49年7月1日実施)

区分		年度	R3	R4	R5
件数 (件)			82,144	74,555	70,276
支給額 (千円)			4,496,457	4,327,095	4,188,902
1件当たり支給額 (円)			54,739	58,039	59,606
1人当たり支給額 (円)			49,794	50,066	51,385

⑤ その他の給付

(単位：件、千円)

区分 年度	出産育児一時金		葬 祭 費		傷病手当金		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
R3	270	113,835	610	30,500	52	3,743	932	148,078
R4	228	95,760	514	25,700	214	7,232	956	128,692
R5	221	108,392	533	26,650	9	155	763	135,197

市 民 病 院

内 容	
沿	革
建 築 概 要	
診 療 科 目 別 医 師 数	
利 用 状 況	
入 院 ・ 外 来 別 収 益 状 況 調 べ	
財 政 状 況	
職 員	

1. 沿革

- ・昭和25年5月 児島味野1609番地の既存建物を利用、20病床で開設、逐次増築50病床
- ・昭和33年12月 児島小川5丁目7番13号へ新築移転、103床（内伝染病床30床）で開業
- ・昭和37年6月 病棟324㎡を増築、44病床を増設
- ・昭和41年7月 中央検査室43.58㎡を増設
- ・昭和42年2月1日 合併により児島市立児島市民病院から倉敷市立児島市民病院と改称
- ・昭和48年10月1日 倉敷市児島味野4006番地1（現在地）へ新築移転、一般病床162床、結核病床38床、計200床で開業
- ・昭和49年5月1日 救急病院等を定める省令第1条に規定する救急病院となる。
- ・昭和52年10月1日 結核病床38床を廃止し、一般病床200床となる。
- ・平成7年3月31日 第2診療棟（鉄骨2階建、延床面積1,191.32㎡）を増築
- ・平成7年4月11日 眼科・耳鼻咽喉科及び健診センターを開設
- ・平成10年4月1日 リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科を新設
- ・平成11年6月1日 療養型病床群を導入
- ・平成12年1月1日 指定居宅介護支援事業者となる。
- ・平成12年4月1日 介護療養型医療施設の認定業者となる。
- ・平成12年4月1日 介護療養型医療施設15床となる。（療養型病床33床の内）
- ・平成12年6月1日 院外処方の実施
- ・平成13年4月1日 病床数198床に変更
- ・平成14年4月1日 小児科の夜間救急診療開始
- ・平成15年4月1日 地域医療連携室開設
- ・平成15年10月30日 臨床研修病院に指定される。
- ・平成16年3月15日 (財)日本医療機能評価機構による「病院機能評価」認定
- ・平成18年10月1日 神経内科を新設
- ・平成20年7月1日 亜急性期病棟を導入
- ・平成20年10月1日 分娩の受入中止
- ・平成20年12月1日 オーダリングシステム導入
- ・平成21年12月17日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（諮問）
- ・平成22年3月1日 アレルギー科の新設
- ・平成22年3月31日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（答申）
- ・平成22年4月1日 呼吸器内科、消化器内科の新設。電子カルテシステムの導入
- ・平成22年10月1日 介護療養型医療施設7床に変更（療養型病床33床の内）
- ・平成23年3月31日 居宅介護支援事業の廃止
- ・平成23年4月1日 形成外科、脳神経外科の新設、医療安全管理室の設置
- ・平成23年5月1日 亜急性期病床を35床に変更
- ・平成23年11月1日 脳卒中の専門医による診察を開始
- ・平成23年11月1日 亜急性期病床を42床に変更
- ・平成24年2月1日 介護療養病床を7床から4床に変更、医療療養病床29床
- ・平成24年4月1日 栄養管理科の新設
- ・平成25年2月1日 院内保育所の開設
- ・平成25年3月31日 介護療養病床を廃止
- ・平成25年4月1日 医療療養病床33床、看護師等修学資金貸与制度創設
- ・平成25年7月1日 循環器内科の新設
- ・平成26年7月1日 精神科の新設
- ・平成26年9月30日 脳卒中の専門医による診察を終了、亜急性期病床の廃止
- ・平成26年10月1日 地域包括ケア病棟の新設
- ・平成27年7月1日 日帰り産後ケア開始
- ・平成28年4月1日 地方公営企業法の全部適用

- ・平成28年10月1日 緩和ケア内科の新設
- ・平成28年10月1日 分娩の受入再開
- ・平成28年12月1日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（諮問）
- ・平成29年3月16日 倉敷市立児島市民病院の経営健全化方策等について（答申）
- ・平成30年1月31日 新病院竣工
- ・平成30年3月31日 医療療養病床廃止
- ・平成30年4月1日 倉敷市立児島市民病院から倉敷市立市民病院と改称し、一般病床198床を持つ新病棟で開院
- ・平成30年4月1日 歯科口腔外科の新設

2. 建築概要

- ・位 置 倉敷市児島駅前 2 丁目39番地（TEL472-8111・FAX472-8116）
- ・敷地面積 16,762.58㎡（約5,080坪）
- ・建築面積 3,515.2㎡（病院棟）
- ・延床面積 14,116.7㎡（病院棟）
- ・構 造 P C造（基礎免震構造）、地上6階建
- ・建物の高さ 約26m

3. 診療科目別医師数

(R6.3.31現在)

科 目	内科	外科	整形外科	産婦人科	小児科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	放射線科	形成外科
医師数	7	4	2	2	3	1	1	1	2

科 目	麻酔科	歯科口腔外科
医師数	1	1

4. 利用状況

令和5年度科別利用状況

(単位：人)

	外 来		入 院	
	患 者 数	1日当たり平均	患 者 数	1日当たり平均
内 科	30,869	127.0	20,025	54.7
外 科	9,048	37.2	6,512	17.8
整 形 外 科	17,847	73.4	10,827	29.6
産 婦 人 科	5,141	21.2	1,246	3.4
小 児 科	14,876	61.2	1,173	3.2
泌 尿 器 科	7,372	30.3	1,408	3.8
眼 科	2,526	10.4	139	0.4
耳 鼻 咽 喉 科	7,960	32.8	301	0.8
放 射 線 科	436	1.8	0	0.0
形 成 外 科	6,393	26.3	2,187	6.0
麻 酔 科	97	0.4	0	0.0
歯 科 口 腔 外 科	3,975	16.4	0	0.0
合 計	106,540	438.4	43,818	119.7

5. 入院・外来別収益状況調べ（税抜）

年度別	入院		外来		計	
	患者数（人）	収益（円）	患者数（人）	収益（円）	患者数（人）	収益（円）
R3	47,943	2,147,148,193	102,031	900,289,480	149,974	3,047,437,673
R4	44,878	2,092,242,218	106,893	985,094,789	151,771	3,077,337,007
R5	43,818	1,929,360,384	106,540	972,859,075	150,358	2,902,219,459

6. 財政状況

(1) 収益の収支（決算は税抜、予算は税込）

（単位：千円）

区分		R4年度（決算）	R5年度（決算見込）	R6年度（当初予算）
収 入	医業収益	3,399,080	3,210,954	3,522,202
	医業外収益	906,311	531,784	356,011
	特別利益	10	267	200
	計	4,305,401	3,743,005	3,878,413
支 出	医業費用	3,515,845	3,532,425	3,977,938
	医業外費用	135,294	186,689	42,813
	特別損失	1,517	32	1,000
	予備費	0	0	0
	計	3,652,656	3,719,146	4,021,751

(2) 資本的収支（決算は税抜、予算は税込）

（単位：千円）

区分		R4年度（決算）	R5年度（決算見込）	R6年度（当初予算）
収 入	企業債	79,200	709,400	50,000
	他会計繰入金	38,627	106,148	106,632
	他会計借入金	0	0	0
	固定資産売却代金	0	0	0
	補助金	8,252	0	0
	投資回収金	450	0	0
	計	126,529	815,548	156,632
支 出	企業債償還金	277,890	297,063	316,199
	他会計長期借入金償還金	27,875	27,886	27,896
	建設改良費	79,684	649,806	60,000
	投資	0	0	0
	計	385,449	974,755	404,095

7. 職員

（R6.3.31現在）

職種	人員	職種	人員	職種	人員
医師	24	臨床検査技師	5	栄養士	3
歯科医師	1	理学療法士	8	事務職員	16
看護師	106	作業療法士	5		
薬剤師	5	言語聴覚士	2	このほか会計年度任用職員	64
放射線技師	6	臨床工学技士	1	合計	246

文化産業委員会

文化産業局、農業委員会

内 容

文化産業局関係予算
M I C E 推 進
文 化 振 興
観 光
ス ポ ー ツ 振 興
国 際 平 和 交 流
商 工 業
労 働 雇 用 業
農 業
水 産 業

1. 文化産業局関係予算

(単位：千円)

科目 \ 年度	R4 (決算)	R5 (最終)	R6 (当初)
総務管理費	28,643	51,376	42,501
市民生活費	2,345,265	2,963,378	4,609,557
労働諸費	575,360	401,214	387,121
農業費	3,674,204	6,002,008	5,331,002
林業費	89,429	82,601	73,588
水産業費	185,268	197,191	184,540
商工費	1,738,576	3,711,690	2,002,381
観光費	592,217	658,487	559,843
教育費	4,130	4,160	4,160
災害復旧費	4,290	0	0

2. MICE推進

(1) 倉敷市がMICE推進に至った経緯と概要

MICEは、高い経済効果を生むことはもとより、都市ブランド・競争力の向上、ビジネス機会の創出、地域への愛着・誇りの高まりや国際理解の深化など、多くの効果をもたらすとされている。

倉敷市は、歴史や文化、産業など豊富な地域資源を有しており、これまでに2度開催したG7関係関係会合では、これら地域の魅力を活用したおもてなしによって、参加国の代表団から「胸襟を開く会合につながった」との高評価をいただいた。こうした取り組みをさらに生かすため、市の組織改正により令和6年度から、観光課とは別に文化産業局直下の「MICE誘致推進室」を設置した。

今後は、公的な大型コンベンション施設を有せずとも、高評価を受けたG7の実績を基とした“倉敷ならではのMICE”を、市関係部署の横断的な連携、そして、多くの関係事業者との連携によって推進し、まちの価値の創造や豊かな地域づくりにつなげていくことが重要である。

※MICEとは

企業等の会議 (Meeting)、研修旅行 (Incentive Travel)、大会、学会、国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるイベントなどの総称

(2) MICE推進事業

ア MICE戦略の策定と進捗管理

MICE誘致推進にかかる戦略策定、誘致対象や競合相手、MICE開催のトレンド等に関する調査・分析、MICE開催による経済的効果の算出及び社会的効果の検証等を行う。

イ 連携促進

官民連携でMICE推進に取り組む協議体組織を設立する。また、JNTO (日本政府観光局) や他のMICE推進都市等とのMICE誘致推進にかかる連携体制を構築する。

ウ 受入体制の強化

MICE開催に伴う多様な食文化への対応や多言語化を進めるとともに、国内外のMICE需要にワンストップで対応できる体制整備や、庁内関係部署との連携による市有施設の利用環境の向上を図る。また、MICE開催に伴う地元市民の理解及び協力の確保や、地域への愛着を深めるための取り組みを行う。

エ プログラム等の開発

地域経済への波及効果を生むため、新たなコンテンツ・プログラムの開発や、関係各課との連携によるMICEに紐づくイベントの充実を図る。

オ 戦略的なプロモーション活動

MICEに関するコンテンツの整理及び多言語対応の充実による情報発信の強化、倉敷観光コンベンションビューローによる誘致活動の強化等、戦略的なプロモーション活動を行う。

3. 文化振興

(1) 文化振興事業

ア 倉敷市文化振興基本計画

倉敷市は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史ある町並み、優れた伝統や文化・芸術を有し、大きな潜在力を持つ瀬戸内における中核都市である。倉敷市の個性と魅力を一層伸ばしていくためには、福祉・教育・産業・観光など様々な分野で本市の豊かな文化資源を活かした、魅力あふれる活力あるまちづくりを進めることが必要となる。文化施策を総合的に展開するための指針として、令和3年度を初年度とする「倉敷市第二次文化振興基本計画」を策定した。

イ 文化振興基金（令和5年度末現在 465,230,557円）

市内の芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行う。

- ・援助・奨励事業……発表、全国大会等参加、研修、団体事業、鑑賞、伝統文化保存・継承、全国大会等開催、指導者等招聘、郷土文化普及啓発事業に対し、助成対象経費の1/3、30万円を限度額として補助する。

令和5年度交付状況 25件 2,843,000円

- ・表彰事業……倉敷市芸術文化栄誉章、同奨励章

ウ 将棋文化振興基金（令和4年度末現在 46,425,073円）

故大山康晴十五世名人の将棋文化の普及への遺志を継承し、日本古来の伝統文化である将棋の振興を図る。

- ・表彰事業……将棋文化栄誉章、同奨励章

エ 学区文化祭補助事業

小学校区以上の単位で、複数の種目で構成された芸術・文化活動の発表や展示などを実行委員会形式で文化祭として実施するものを対象とし、1小学校区54,000円を限度に補助する。

令和5年度交付状況 26学区 859,000円

オ 旧町名保存事業

旧倉敷市が施行使用した行政町名で、昭和40年度から昭和46年度にかけて実施された住居表示整備事業により消えた13町を対象として標示柱を設置している。

- ・御船町、住吉町、前神町、新川町、向市場町、平和町、浜田町、戎町、旭町、宮坂町、元町、栄町、阿知町

カ 薄田泣菫顕彰事業

連島出身の明治詩壇の巨匠薄田泣菫の顕彰活動及び資料収集を行っている。

- ・令和5年度 顕彰活動（薄田泣菫顕彰会と協働） 第19回泣菫忌（命日に開催する茶会）
第20回泣菫詩朗読会（地元小中学生による泣菫詩の朗読）

(2) 倉敷市文化施設

設置目的

芸術文化活動の振興を図り、もって文化の香り高い倉敷を創造するとともに、市民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉の増進に資するため、文化施設を設置する。

ア 倉敷市芸文館（指定管理者：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで公益財団法人倉敷市文化振興財団）

- (ア) 所在地 倉敷市中央1丁目18番1号
- (イ) 総工費 9,883,000千円（うち用地代3,263,000千円） ※大山名人記念館を含む
- (ウ) 面積 敷地面積16,317.59㎡ 建築面積5,251.53㎡ 延床面積11,275.49㎡ ※大山名人記念館を含む
- (エ) 構造 鉄筋コンクリート造 地上5階
- (オ) 建設年月日 起工 平成2年5月22日 竣工 平成5年3月31日
- (カ) 開館年月日 平成5年10月1日
- (キ) 施設の内容

ホール	定員885人（固定席879席 車椅子席6席）
舞台	間口16m 奥行18m 高さ9.5m
楽屋	第1楽屋～第6楽屋（定員合計45人）
会議室	201会議室～202会議室（定員合計180人） 301和室会議室（14畳） 302・303和室会議室（各8畳） 401和室会議室（40畳）
アイシアター	245.89㎡
練習室	第1練習室 92.97㎡ 第2練習室66.88㎡
その他	喫茶軽食 主催者用駐車場（駐車台数28台）

(ク) ホール等利用料金

倉敷市芸文館施設利用料金表

(単位：円)

場所		時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過	超過	冷暖房料
		9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	12～13時	17～18時		
ホール 平日	準備・練習		6,600	13,200	16,500	19,800	26,400	33,000	4,400	6,600	冷房： 1時間 6,600円
	入場料0円～1,999円の営 利を目的としない場合		13,200	26,400	33,000	39,600	52,800	66,000			
	入場料0円～1,999円の営 利を目的とする場合		19,800	39,600	49,500	59,400	79,200	99,000			
	入場料2,000円～2,999円		26,400	52,800	66,000	79,200	105,600	132,000			
	入場料3,000円～3,999円		33,000	66,000	82,500	99,000	132,000	165,000			
	入場料4,000円以上		39,600	79,200	99,000	118,800	158,400	198,000			
ホール 土日 休日	準備・練習		8,250	16,500	20,625	24,750	33,000	41,250	5,500	8,250	暖房： 1時間 4,950円
	入場料0円～1,999円の営 利を目的としない場合		16,500	33,000	41,250	49,500	66,000	82,500			
	入場料0円～1,999円の営 利を目的とする場合		24,750	49,500	61,875	74,250	99,000	123,750			
	入場料2,000円～2,999円		33,000	66,000	82,500	99,000	132,000	165,000			
	入場料3,000円～3,999円		41,250	82,500	103,125	123,750	165,000	206,250			
	入場料4,000円以上		49,500	99,000	123,750	148,500	198,000	247,500			
アイ シアター	準備・練習		2,420	4,840	6,050	7,260	9,680	12,100	1,650	2,420	冷房： 1時間 880円 暖房： 1時間 660円
	入場料0円～1,999円の営 利を目的としない場合		4,840	9,680	12,100	14,520	19,360	24,200			
	入場料0円～1,999円の営 利を目的とする場合又は入 場料2,000円以上		9,680	19,360	24,200	29,040	38,720	48,400			
201 会議室	基本料金		1,540	3,080	3,850	4,620	6,160	7,700	基本料金 午前 (9時 ～12時) の40%	基本料金 午後 (13時 ～17時) の40%	冷房： 基本料金 の50% 暖房： 基本料金 の40%
	営利・入場料2,000円以上		3,080	6,160	7,700	9,240	12,320	15,400			
202 会議室	基本料金		1,760	3,520	4,400	5,280	7,040	8,800			
	営利・入場料2,000円以上		3,520	7,040	8,800	10,560	14,080	17,600			
301 和室 会議室	基本料金		2,860	5,720	7,150	8,580	11,440	14,300			
	営利・入場料2,000円以上		5,720	11,440	14,300	17,160	22,880	28,600			
302 和室 会議室	基本料金		880	1,760	2,200	2,640	3,520	4,400			
	営利・入場料2,000円以上		1,760	3,520	4,400	5,280	7,040	8,800			
303 和室 会議室	基本料金		880	1,760	2,200	2,640	3,520	4,400			
	営利・入場料2,000円以上		1,760	3,520	4,400	5,280	7,040	8,800			
401 和室 会議室	基本料金		1,320	2,640	3,300	3,960	5,280	6,600			
	営利・入場料2,000円以上		2,640	5,280	6,600	7,920	10,560	13,200			
第1 練習室	基本料金		1,210	2,420	3,025	3,630	4,840	6,050			
	営利・入場料2,000円以上		2,420	4,840	6,050	7,260	9,680	12,100			
第2 練習室	基本料金		880	1,760	2,200	2,640	3,520	4,400			
	営利・入場料2,000円以上		1,760	3,520	4,400	5,280	7,040	8,800			

ホール・アイシアターを時間単位で利用する場合の1時間当たりの基本利用料金表

(単位：円)

		9～13時	13～18時	18～22時
ホール 平日	準備・練習	2,200	3,300	4,125
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	4,400	6,600	8,250
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	6,600	9,900	12,375
	入場料2,000円～2,999円	8,800	13,200	16,500
	入場料3,000円～3,999円	11,000	16,500	20,625
	入場料4,000円以上	13,200	19,800	24,750
ホール 土日休日	準備・練習	2,750	4,125	5,225
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	5,500	8,250	10,450
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	8,250	12,375	15,675
	入場料2,000円～2,999円	11,000	16,500	20,900
	入場料3,000円～3,999円	13,750	20,625	26,125
	入場料4,000円以上	16,500	24,750	31,350
アイシアター	準備・練習	825	1,210	1,540
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	1,650	2,420	3,080
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合又は入場料2,000円以上	3,300	4,840	6,160

備考

※金額には、消費税及び地方消費税を含む。

※練習とは、客席を利用しないリハーサルなどでの利用とする。公開リハーサルは、本番として取り扱うものとする。

※営利を目的とした団体（株式会社・有限会社・個人事業主等）が利用する場合は、「営利」の料金を適用するものとする。

ただし、ホール・アイシアター以外を準備のみに利用する日は「基本料金」を適用するものとする。

※特別な理由があると認められた場合に限り、9時以前又は22時以後の利用を許可することとし、その際の利用料は、下記のとおりとする。

ホールの9時以前又は22時以後の利用料は、1時間当たり22,000円とする。

アイシアターの9時以前の利用料は1時間当たり1,650円、22時以後の利用料は1時間当たり3,080円とする。

ホール・アイシアター以外の9時以前の利用料は、1時間当たり午前の区分の基本料金の40%とする。

ホール・アイシアター以外の22時以後の利用料は、1時間当たり夜間の区分の基本料金の40%とする。

※芸文館前広場の9時から18時の利用料は4,500円、9時以前又は18時以後の利用料は、1時間あたり500円とする。

また、電源利用料は1KW当たり1回の料金を110円とする。

※冷暖房料の時間計算は、30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として取り扱うものとする。

※確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(ケ) 利用状況

(単位：利用率%)

区分 年度	ホール	アイ シアター	201	202	203	301 (和)	302 (和)	303 (和)	401 (和)	第1 練習室	第2 練習室
R3	56.2	49.4	40.4	43.4	49.4	13.5	27.3	13.2	27.8	57.1	62.2
R4	74.0	65.2	65.6	75.0	100.0	24.5	42.4	22.4	40.2	79.5	74.2
R5	82.2	65.2	64.6	78.3	-	31.0	49.8	27.5	53.0	85.3	84.7

イ 倉敷市民会館（指定管理者：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで公益財団法人倉敷市文化振興財団）

(ア) 所在地 倉敷市本町17番1号

(イ) 総工費 1,795,475千円（うち用地代407,068千円）

財源内訳	起債	300,000千円	寄付金	486,400千円
	基金積立	238,362千円	一般財源	373,627千円
	国庫補助	15,000千円	公社会計繰入金	382,086千円

(ウ) 面積 敷地面積 15,551.72㎡ 建築面積 4,873.28㎡ 延床面積 10,662.57㎡

(エ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

(オ) 建設年月日 起工 昭和45年11月6日 竣工 昭和47年5月1日

(カ) 開館年月日 昭和47年5月4日

(キ) 施設の内容

ホール 定員1,979人（固定席1,974席 ほかに車椅子スペース5席）

舞台 間口24m 奥行18m 高さ12m

楽屋 第1楽屋～第7楽屋（定員合計187人）

会議室 大会議室兼展示室（定員320人） 第1・第2和室（各39畳・33畳）

第1会議室～第5会議室（定員合計164人）

展示室 市民ギャラリー「藤」106.7㎡

練習室 138.23㎡

その他 喫茶軽食

主催者用駐車場（駐車台数22台）

(ク) ホール等利用料金

倉敷市民会館施設利用料金表

(単位：円)

場所		時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過	超過	冷暖房料
		9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	12～13時	17～18時		
ホール 平日	準備・練習		8,250	19,250	22,000	24,750	38,500	45,100	5,500	9,900	冷房： 1時間 8,800円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		16,500	38,500	44,000	49,500	77,000	90,200			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		24,750	57,750	66,000	74,250	115,500	135,300			
	入場料2,000円～2,999円		33,000	77,000	88,000	99,000	154,000	180,400			
	入場料3,000円～3,999円		41,250	96,250	110,000	123,750	192,500	225,500			
	入場料4,000円以上		49,500	115,500	132,000	148,500	231,000	270,600			
ホール 土日 休日	準備・練習		11,000	22,000	24,750	33,000	46,750	53,350	7,700	11,000	暖房： 1時間 5,500円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		22,000	44,000	49,500	66,000	93,500	106,700			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		33,000	66,000	74,250	99,000	140,250	160,050			
	入場料2,000円～2,999円		44,000	88,000	99,000	132,000	187,000	213,400			
	入場料3,000円～3,999円		55,000	110,000	123,750	165,000	233,750	266,750			
	入場料4,000円以上		66,000	132,000	148,500	198,000	280,500	320,100			
大会議室 兼展示室	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		3,850	5,500	7,700	9,350	13,200	14,300	1,320	1,430	冷房： 1時間 880円 暖房： 1時間 660円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合又は 入場料2,000円以上		7,700	11,000	15,400	18,700	26,400	28,600			
1階 展示室	基本料金		2,200	2,750	3,850	4,950	6,600	7,150	基本料 金午前 (9時 ～12時) の40%	基本料 金午後 (13時 ～17時) の40%	冷房： 基本料金 の50% 暖房： 基本料金 の40%
	営利・入場料2,000円以上		4,400	5,500	7,700	9,900	13,200	14,300			
第1 会議室	基本料金		1,100	1,430	1,980	2,530	3,410	4,400			
	営利・入場料2,000円以上		2,200	2,860	3,960	5,060	6,820	8,800			
第2 会議室	基本料金		660	880	1,320	1,650	2,200	2,750			
	営利・入場料2,000円以上		1,320	1,760	2,640	3,300	4,400	5,500			
第3 会議室	基本料金		1,430	1,870	2,640	3,300	4,510	5,720			
	営利・入場料2,000円以上		2,860	3,740	5,280	6,600	9,020	11,440			
第4 会議室	基本料金		1,650	2,750	3,300	4,400	6,050	6,600			
	営利・入場料2,000円以上		3,300	5,500	6,600	8,800	12,100	13,200			
第5 会議室	基本料金		770	1,100	1,650	1,870	2,750	3,300			
	営利・入場料2,000円以上		1,540	2,200	3,300	3,740	5,500	6,600			
第1和室 会議室	基本料金		1,650	2,200	3,300	3,850	5,500	6,600			
	営利・入場料2,000円以上		3,300	4,400	6,600	7,700	11,000	13,200			
第2和室 会議室	基本料金		1,650	2,200	3,300	3,850	5,500	6,600			
	営利・入場料2,000円以上		3,300	4,400	6,600	7,700	11,000	13,200			
練習室	基本料金		1,100	1,650	2,200	2,750	3,850	4,400			
	営利・入場料2,000円以上		2,200	3,300	4,400	5,500	7,700	8,800			

ホール・大会議室兼展示室を時間単位で利用する場合の1時間当たりの基本利用料金表

(単位：円)

		9～13時	13～18時	18～22時
ホール 平日	準備・練習	2,750	4,950	5,500
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	5,500	9,900	11,000
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	8,250	14,850	16,500
	入場料2,000円～2,999円	11,000	19,800	22,000
	入場料3,000円～3,999円	13,750	24,750	27,500
	入場料4,000円以上	16,500	29,700	33,000
ホール 土日休日	準備・練習	3,850	5,500	6,325
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	7,700	11,000	12,650
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	11,550	16,500	18,975
	入場料2,000円～2,999円	15,400	22,000	25,300
	入場料3,000円～3,999円	19,250	27,500	31,625
	入場料4,000円以上	23,100	33,000	37,950
大会議室 兼展示室	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	1,320	1,430	1,980
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合又は入場料2,000円以上	2,640	2,860	3,960

備考

※金額には、消費税及び地方消費税を含む。

※練習とは、客席を利用しないリハーサルなどでの利用とする。公開リハーサルは、本番として取り扱うものとする。

※営利を目的とした団体（株式会社・有限会社・個人事業主等）が利用する場合は、「営利」の料金を適用するものとする。

ただし、ホール以外を準備のみに利用する日は「基本料金」を適用するものとする。

※特別な理由があると認められた場合に限り、9時以前又は22時以後の利用を許可することとし、その際の利用料は、下記のとおりとする。

ホールの9時以前又は22時以後の利用料は、1時間当たり22,000円とする。

大会議室兼展示室の9時以前の利用料は1時間当たり1,320円、22時以後の利用料は1時間当たり1,980円とする。

ホール・大会議室兼展示室以外の9時以前の利用料は、1時間当たり午前の区分の基本料金の40%とする。

ホール・大会議室兼展示室以外の22時以後の利用料は、1時間当たり夜間の区分の基本料金の40%とする。

※冷暖房料の時間計算は、30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は、1時間として取り扱うものとする。

※確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(ケ) 利用状況

(単位：利用率%)

区分 年度	ホール	大会議室	展示室	第1 会議室	第2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第1和室	第2和室	練習室
R3	47.5	48.5	46.4	53.4	53.8	39.4	36.0	47.1	52.3	27.5	48.2
R4	69.6	70.8	55.9	72.0	77.3	61.2	58.9	64.8	66.9	41.5	56.5
R5	69.6	68.9	59.7	72.6	85.8	63.5	63.5	75.8	56.5	41.6	66.3

ウ 倉敷市玉島文化センター（指定管理者：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで公益財団法人倉敷市文化振興財団）

(ア) 所在地 倉敷市玉島阿賀崎1丁目6番27号

(イ) 総工費 1,590,000千円

財源内訳 起債 530,900千円 一般財源 974,100千円

国庫補助 85,000千円

(ウ) 面積 敷地面積 7,786.15㎡ 建築面積 3,415.20㎡ 延床面積 4,070.52㎡

(エ) 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階

(オ) 建設年月日 起工 昭和58年5月23日 竣工 昭和59年3月31日

(カ) 開館年月日 昭和59年6月1日

(キ) 施設の内容

ホール 定員1,000人（固定席994席、車椅子席6席）

舞台 間口18.0m 奥行12.0m 高さ8.5m

楽屋 第1楽屋～第3楽屋（定員合計16人）

会議室 特別会議室（定員24人） 第1会議室～第5会議室（定員合計174人）

第1・第2和室（各10畳）

展示室 184.43㎡

特別展示室 44.3㎡

練習室 43.8㎡

その他 駐車場（駐車台数84台）

(ク) ホール等利用料金

倉敷市玉島文化センター施設利用料金表

(単位：円)

場所	時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過	超過	冷暖房料
		9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	12～13時	17～18時	
ホール 平日	準備・練習	4,400	8,800	11,000	13,200	17,600	22,000	3,300	4,400	冷房： 1時間 5,500円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合	8,800	17,600	22,000	26,400	35,200	44,000			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合	13,200	26,400	33,000	39,600	52,800	66,000			
	入場料2,000円～2,999円	17,600	35,200	44,000	52,800	70,400	88,000			
	入場料3,000円～3,999円	22,000	44,000	55,000	66,000	88,000	110,000			
	入場料4,000円以上	26,400	52,800	66,000	79,200	105,600	132,000			
ホール 土日 休日	準備・練習	5,500	11,000	13,750	16,500	22,000	27,500	3,850	5,500	暖房： 1時間 4,400円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合	11,000	22,000	27,500	33,000	44,000	55,000			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合	16,500	33,000	41,250	49,500	66,000	82,500			
	入場料2,000円～2,999円	22,000	44,000	55,000	66,000	88,000	110,000			
	入場料3,000円～3,999円	27,500	55,000	68,750	82,500	110,000	137,500			
	入場料4,000円以上	33,000	66,000	82,500	99,000	132,000	165,000			
展示室	基本料金	3,300	4,400	5,500	7,700	9,900	11,000	基本料 金午前 (9時 ～12時) の40%	基本料 金午後 (13時 ～17時) の40%	冷房： 基本料 金の50% 暖房： 基本料 金の40%
	営利・入場料2,000円以上	6,600	8,800	11,000	15,400	19,800	22,000			
第1 和室	基本料金	330	440	550	770	990	1,100			
	営利・入場料2,000円以上	660	880	1,100	1,540	1,980	2,200			
第2 和室	基本料金	330	440	550	770	990	1,100			
	営利・入場料2,000円以上	660	880	1,100	1,540	1,980	2,200			
練習室	基本料金	1,100	1,650	2,200	2,750	3,850	4,400			
	営利・入場料2,000円以上	2,200	3,300	4,400	5,500	7,700	8,800			

ホールを時間単位で利用する場合の1時間当たりの基本利用料金表

(単位：円)

		9～13時	13～18時	18～22時
ホール 平日	準備・練習	1,650	2,200	2,750
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	3,300	4,400	5,500
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	4,950	6,600	8,250
	入場料2,000円～2,999円	6,600	8,800	11,000
	入場料3,000円～3,999円	8,250	11,000	13,750
	入場料4,000円以上	9,900	13,200	16,500
ホール 土日 休日	準備・練習	1,925	2,750	3,575
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	3,850	5,500	7,150
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	5,775	8,250	10,725
	入場料2,000円～2,999円	7,700	11,000	14,300
	入場料3,000円～3,999円	9,625	13,750	17,875
	入場料4,000円以上	11,550	16,500	21,450

備考

※金額には、消費税及び地方消費税を含む。

※練習とは、客席を利用しないリハーサルなどでの利用とする。公開リハーサルは、本番として取り扱うものとする。

※営利を目的とした団体（株式会社・有限会社・個人事業主等）が利用する場合は、「営利」の料金を適用するものとする。

ただし、ホール以外を準備のみに利用する日は「基本料金」を適用するものとする。

※特別な理由があると認められた場合に限り、9時以前又は22時以後の利用を許可することとし、その際の利用料は下記のとおりとする。

ホールの9時以前又は22時以後の利用料は、1時間当たり22,000円とする。

ホール以外の9時以前の利用料は、1時間当たり午前の区分の基本料金の40%とする。

ホール以外の22時以後の利用料は、1時間当たり夜間の区分の基本料金の40%とする。

※冷暖房料の時間計算は、30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は、1時間として取り扱うものとする。

※確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(ケ) 利用状況

(単位：利用率%)

区分 年度	ホール	展示場	第1和室	第2和室	練習室
R3	24.6	31.0	31.2	44.2	25.1
R4	30.5	25.8	40.8	51.5	26.5
R5	32.5	34.2	42.6	52.8	22.1

エ マービーふれあいセンター（指定管理者：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで公益財団法人倉敷市文化振興財団）

平成30年7月豪雨により休館したが、災害復旧工事を経て令和3年6月24日から再開館

(ア) 所在地 倉敷市真備町箭田40番地1

(イ) 総工費 3,294,924千円（うち用地代644,285千円）

財源内訳 起債 1,609,600千円 寄付金 9,700千円

基金設立 1,575,112千円 一般財源 100,512千円

(ウ) 面積 敷地面積 20,014.45㎡ 建築面積 5,152.09㎡ 延床面積 5,841.11㎡

(エ) 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

(オ) 建設年月日 起工 平成7年8月7日 竣工 平成8年8月30日

(カ) 開館年月日 平成8年11月1日

(キ) 施設の内容

竹ホール 定員996人（固定席976席 車椅子席8席、親子室12席）

舞台 間口20m 奥行15m 高さ8.5m

さつきホール 定員212人（親子室8席別有）

舞台 間口9m 奥行6.5m 高さ5m

楽屋 第1楽屋～第3楽屋（定員合計22人）

会議室 46.5㎡（定員24人）

研修室 45㎡（定員24人）

リハーサル室 45㎡（定員24人）

展示室 203㎡（定員100人）・アトリウムギャラリー（展示スペース：幅45m×高さ2.6m）

和室 吉備・真備・西安の室（各8畳）準備室（6畳）

その他 喫茶軽食 駐車場426台（真備図書館と共用）

(ク) ホール等使用料

マービーふれあいセンター施設利用料金表

(単位：円)

場所		時間	午前 9～12時	午後 13～17時	夜間 18～22時	昼間 9～17時	昼夜間 13～22時	全日 9～22時	超過 12～13時	超過 17～18時	冷暖房料
竹ホール 客席 使用 平日	準備・練習		6,050	9,900	12,650	15,950	20,350	25,300	3,850	4,950	
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		12,100	19,800	25,300	31,900	40,700	50,600			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		18,150	29,700	37,950	47,850	61,050	75,900			
	入場料2,000円～2,999円		24,200	39,600	50,600	63,800	81,400	101,200			
	入場料3,000円～3,999円		30,250	49,500	63,250	79,750	101,750	126,500			
	入場料4,000円以上		36,300	59,400	75,900	95,700	122,100	151,800			
竹ホール 客席 使用 土日休 日	準備・練習		7,700	11,000	13,750	18,700	22,000	28,050	4,950	5,500	冷房： 1時間 5,500円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		15,400	22,000	27,500	37,400	44,000	56,100			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		23,100	33,000	41,250	56,100	66,000	84,150			
	入場料2,000円～2,999円		30,800	44,000	55,000	74,800	88,000	112,200			
	入場料3,000円～3,999円		38,500	55,000	68,750	93,500	110,000	140,250			
	入場料4,000円以上		46,200	66,000	82,500	112,200	132,000	168,300			
竹ホール 客席 不使用 平日	準備・練習		4,950	8,250	11,000	13,200	17,050	20,900	3,300	4,400	暖房： 1時間 4,400円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		9,900	16,500	22,000	26,400	34,100	41,800			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		14,850	24,750	33,000	39,600	51,150	62,700			
	入場料2,000円～2,999円		19,800	33,000	44,000	52,800	68,200	83,600			
	入場料3,000円～3,999円		24,750	41,250	55,000	66,000	85,250	104,500			
	入場料4,000円以上		29,700	49,500	66,000	79,200	102,300	125,400			
竹ホール 客席 不使用 土日休日	準備・練習		6,050	9,350	12,100	15,400	19,250	23,650	3,850	4,400	
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		12,100	18,700	24,200	30,800	38,500	47,300			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		18,150	28,050	36,300	46,200	57,750	70,950			
	入場料2,000円～2,999円		24,200	37,400	48,400	61,600	77,000	94,600			
	入場料3,000円～3,999円		30,250	46,750	60,500	77,000	96,250	118,250			
	入場料4,000円以上		36,300	56,100	72,600	92,400	115,500	141,900			

場所		時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過	超過	冷暖房料
		9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	12～13時	17～18時		
さつきホール 客席 使用平日	準備・練習		1,925	2,750	3,850	4,675	5,500	7,425	1,100	1,650	冷房： 1時間 2,200円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		3,850	5,500	7,700	9,350	11,000	14,850			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		5,775	8,250	11,550	14,025	16,500	22,275			
	入場料2,000円～2,999円		7,700	11,000	15,400	18,700	22,000	29,700			
	入場料3,000円～3,999円		9,625	13,750	19,250	23,375	27,500	37,125			
	入場料4,000円以上		11,550	16,500	23,100	28,050	33,000	44,550			
さつきホール 客席 使用 土日休日	準備・練習		2,200	3,300	4,400	5,500	6,600	8,800	1,430	1,760	暖房： 1時間 1,650円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		4,400	6,600	8,800	11,000	13,200	17,600			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		6,600	9,900	13,200	16,500	19,800	26,400			
	入場料2,000円～2,999円		8,800	13,200	17,600	22,000	26,400	35,200			
	入場料3,000円～3,999円		11,000	16,500	22,000	27,500	33,000	44,000			
	入場料4,000円以上		13,200	19,800	26,400	33,000	39,600	52,800			
さつきホール 客席 不使用 平日	準備・練習		1,375	2,200	3,300	3,575	4,950	6,050	1,100	1,100	冷房： 1時間 2,200円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		2,750	4,400	6,600	7,150	9,900	12,100			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		4,125	6,600	9,900	10,725	14,850	18,150			
	入場料2,000円～2,999円		5,500	8,800	13,200	14,300	19,800	24,200			
	入場料3,000円～3,999円		6,875	11,000	16,500	17,875	24,750	30,250			
	入場料4,000円以上		8,250	13,200	19,800	21,450	29,700	36,300			
さつきホール 客席 不使用 土日休日	準備・練習		1,925	2,750	3,850	4,675	6,050	7,700	1,320	1,650	暖房： 1時間 1,650円
	入場料0円～1,999円の 営利を目的としない場合		3,850	5,500	7,700	9,350	12,100	15,400			
	入場料0円～1,999円の 営利を目的とする場合		5,775	8,250	11,550	14,025	18,150	23,100			
	入場料2,000円～2,999円		7,700	11,000	15,400	18,700	24,200	30,800			
	入場料3,000円～3,999円		9,625	13,750	19,250	23,375	30,250	38,500			
	入場料4,000円以上		11,550	16,500	23,100	28,050	36,300	46,200			
展示室	基本料金		2,200	3,300	4,400	5,500	6,600	8,250	基本料 金午前 (9時 ～12時) の40%	基本料 金午後 (13時 ～17時) の40%	冷房： 基本料金 の50% 暖房： 基本料金 の40%
	営利・入場料2,000円以上		4,400	6,600	8,800	11,000	13,200	16,500			
リハーサル室	基本料金		1,100	1,650	2,200	2,750	3,300	4,400			
	営利・入場料2,000円以上		2,200	3,300	4,400	5,500	6,600	8,800			
会議室	基本料金		440	660	880	1,100	1,320	1,650			
	営利・入場料2,000円以上		880	1,320	1,760	2,200	2,640	3,300			
研修室	基本料金		440	660	880	1,100	1,320	1,650			
	営利・入場料2,000円以上		880	1,320	1,760	2,200	2,640	3,300			
和室 (吉備の室・ 準備室)	基本料金		440	660	880	1,100	1,320	1,650			
	営利・入場料2,000円以上		880	1,320	1,760	2,200	2,640	3,300			
和室 (真備の室)	基本料金		330	440	660	770	990	1,210			
	営利・入場料2,000円以上		660	880	1,320	1,540	1,980	2,420			
和室 (西安の室)	基本料金		330	440	660	770	990	1,210			
	営利・入場料2,000円以上		660	880	1,320	1,540	1,980	2,420			
アトリウム・ ギャラリー	基本料金		660	880	1,320	1,540	1,980	2,420			
	営利・入場料2,000円以上		1,320	1,760	2,640	3,080	3,960	4,840			

ホールを時間単位で利用する場合の1時間当たりの基本利用料金表

(単位：円)

		9～13時	13～18時	18～22時
竹ホール 客席使用 平日	準備・練習	1,925	2,475	3,300
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	3,850	4,950	6,600
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	5,775	7,425	9,900
	入場料2,000円～2,999円	7,700	9,900	13,200
	入場料3,000円～3,999円	9,625	12,375	16,500
	入場料4,000円以上	11,550	14,850	19,800
竹ホール 客席使用 土日休日	準備・練習	2,475	2,750	3,850
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	4,950	5,500	7,700
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	7,425	8,250	11,550
	入場料2,000円～2,999円	9,900	11,000	15,400
	入場料3,000円～3,999円	12,375	13,750	19,250
	入場料4,000円以上	14,850	16,500	23,100
竹ホール 客席不使用 平日	準備・練習	1,650	2,200	2,750
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	3,300	4,400	5,500
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	4,950	6,600	8,250
	入場料2,000円～2,999円	6,600	8,800	11,000
	入場料3,000円～3,999円	8,250	11,000	13,750
	入場料4,000円以上	9,900	13,200	16,500
竹ホール 客席不使用 土日休日	準備・練習	1,925	2,200	3,025
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	3,850	4,400	6,050
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	5,775	6,600	9,075
	入場料2,000円～2,999円	7,700	8,800	12,100
	入場料3,000円～3,999円	9,625	11,000	15,125
	入場料4,000円以上	11,550	13,200	18,150
さつきホール 客席使用 平日	準備・練習	550	825	1,100
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	1,100	1,650	2,200
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	1,650	2,475	3,300
	入場料2,000円～2,999円	2,200	3,300	4,400
	入場料3,000円～3,999円	2,750	4,125	5,500
	入場料4,000円以上	3,300	4,950	6,600
さつきホール 客席使用 土日休日	準備・練習	715	880	1,100
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	1,430	1,760	2,200
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	2,145	2,640	3,300
	入場料2,000円～2,999円	2,860	3,520	4,400
	入場料3,000円～3,999円	3,575	4,400	5,500
	入場料4,000円以上	4,290	5,280	6,600
さつきホール 客席不使用 平日	準備・練習	550	550	825
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	1,100	1,100	1,650
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	1,650	1,650	2,475
	入場料2,000円～2,999円	2,200	2,200	3,300
	入場料3,000円～3,999円	2,750	2,750	4,125
	入場料4,000円以上	3,300	3,300	4,950
さつきホール 客席不使用 土日休日	準備・練習	660	825	990
	入場料0円～1,999円の営利を目的としない場合	1,320	1,650	1,980
	入場料0円～1,999円の営利を目的とする場合	1,980	2,475	2,970
	入場料2,000円～2,999円	2,640	3,300	3,960
	入場料3,000円～3,999円	3,300	4,125	4,950
	入場料4,000円以上	3,960	4,950	5,940

備考

※金額には、消費税及び地方消費税を含む。

※練習とは、客席を利用しないリハーサルなどでの利用とする。公開リハーサルは、本番として取り扱うものとする。

※営利を目的とした団体（株式会社・有限会社・個人事業主等）が利用する場合は、「営利」の料金を適用するものとする。

ただし、ホール以外を準備のみに利用する日は「基本料金」を適用するものとする。

※特別な理由があると認められた場合に限り、9時以前又は22時以後の利用を許可することとし、その際の利用料は、下記のとおりとする。

ホールの9時以前又は22時以後の利用料は、1時間当たり22,000円とする。

ホール以外の9時以前の利用料は、1時間当たり午前の区分の基本料金の40%とする。

ホール以外の22時以後の利用料は、1時間当たり夜間の区分の基本料金の40%とする。

※冷暖房料の時間計算は、30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は、1時間として取り扱うものとする。

※確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(ク) 利用状況

(単位：利用率%)

区分 年度	竹ホール	さつき ホール	展示室	リハーサル室	会議室	研修室	和室 (吉備)	和室 (真備)	和室 (西安)
R3	29.1	39.4	31.9	27.5	55.5	45.8	10.5	10.5	16.7
R4	46.8	56.9	57.9	54.6	68.3	57.0	26.5	22.0	49.2
R5	47.1	63.2	58.2	66.4	76.8	72.3	30.0	24.8	29.0

(3) 倉敷市文化交流会館（指定管理者：令和6年4月1日から令和7年9月30日まで公益財団法人倉敷市文化振興財団）

ア 設置目的

市民の文化活動の奨励及び育成並びに文化交流及び国際交流の推進等を行い、市民文化の振興に資するため文化交流会館を設置する。

イ 所在地 倉敷市美和1丁目13番33号

ウ 総改修費 129,000千円（練習室部分）

エ 面積 敷地面積 2,543.13㎡ 建築面積 920.64㎡ 延床面積 2,106.10㎡

オ 構造 鉄筋コンクリート造 地上4階

カ 改修年月日 起工 平成11年1月6日 竣工 平成11年3月31日（練習室部分）

キ 開館年月日 平成10年4月1日

ク 施設の内容

1階 練習室 大練習室、中練習室、小練習室2室
 その他 楽器庫5室
 その他 駐車場（駐車台数41台）

※令和4年4月1日から3階会議室等の利用は不可。国際交流情報コーナーについては市立美術館に移転。

ケ 利用料金

(単位：円)

利用場所	利用時間	基本利用料						冷暖房 利用料
		午前 9～12時	午後 13～17時	夜間 18～22時	昼間 9～17時	昼夜間 13～22時	全日 9～22時	
練習室	第1小練習室	330	440	660	770	1,100	1,320	冷房料 基本利用料の50% 暖房料 基本利用料の40%
	第2小練習室	330	440	660	770	1,100	1,320	
	中練習室	770	1,100	1,540	1,870	2,640	3,080	
	大練習室	1,540	2,310	3,080	3,850	5,390	6,050	

備考

※金額には、消費税及び地方消費税を含む。

※会議室を空調期間中（6月1日から9月30日（冷房）及び12月1日から3月31日（暖房））に利用する場合は、冷暖房利用料を徴収するものとする。

※確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

コ 利用状況

(単位：利用率%)

区分 年度	第1小練習室	第2小練習室	中練習室	大練習室
R3	81.4	60.1	85.1	73.8
R4	98.1	78.0	98.6	98.3
R5	97.8	79.4	98.6	97.2

(4) 倉敷ゆかりの施設

ア 倉敷市大山名人記念館（指定管理者：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで公益財団法人倉敷市文化振興財団）

(ア) 設置目的

倉敷出身の不世出の棋士である大山康晴十五世名人の功績を記念し、大山康晴十五世名人に関わる資料等を常設展示する記念館を設置する。日本古来の伝統ある文化である将棋を通じて、礼儀、決断力、創造力を養い、市民文化の向上に寄与することを設置目的とする。

(イ) 所在地 倉敷市中央1丁目18番1号（倉敷市芸文館内に併設）

(ロ) 開館年月日 平成5年10月1日

(ハ) 開館時間 午前9時～午後5時15分（金曜日のみ午後9時まで）

(ニ) 入館料 無料

(ホ) 入館者数 (単位：人)

年 度	R3	R4	R5
入 館 者 数	3,370	6,465	6,897

イ 倉敷市薄田泣菫生家

(ア) 設置目的

この建物は、倉敷が生んだ郷土の詩人薄田泣菫が生活した家で、市民文化の向上に寄与することを設置目的とする。

(イ) 所在地 倉敷市連島町連島1284

(ロ) 面積・構造 敷地面積871.83㎡ 家屋92.78㎡（木造瓦葺き平屋建）

(ハ) 開館年月日 平成15年7月5日

(ニ) 開館時間 午前9時～午後4時30分

(ホ) 入館料 無料

(ヘ) 入館者数 (単位：人)

年 度	R3	R4	R5
入 館 者 数	1,400	2,058	2,712

ウ 倉敷市横溝正史疎開宅

(ア) 設置目的

この建物は、郷土ゆかりの作家横溝正史を顕彰するとともに、その疎開宅を保存することにより、市民文化の向上に寄与することを設置目的とする。

(イ) 所在地 倉敷市真備町岡田1546

(ロ) 面積・構造 敷地面積491.56㎡ 家屋106.10㎡（木造瓦葺き平屋建）

(ハ) 開館年月日 平成14年10月15日

(ニ) 開館時間 午前10時～午後4時

(休館日 毎週月・木・金曜日、年末年始)

(ホ) 入館料 無料

(キ) 入館者数 (単位：人)

年 度	R 3	R 4	R 5
入 館 者 数	3,150	4,726	4,555

エ 大野昭和齋記念資料館

(ア) 設置目的

人間国宝・大野昭和齋の旧居を資料館として整備し広く公開することにより、その功績を伝える。

(イ) 所在地 倉敷市西阿知町1144番地12

(ロ) 面積・構造 敷地面積338.80㎡ 家屋155.08㎡ (木造瓦葺き2階建)

(ハ) 開館年月日 平成18年5月27日

(ニ) 開館時間 午前9時～午後4時30分
(休館日 毎週月・木・金曜日、年末年始)

(ホ) 入館料 無料

(キ) 入館者数 (単位：人)

年 度	R 3	R 4	R 5
入 館 者 数	58	22	15

(5) 公益財団法人倉敷市文化振興財団

ア 概要

(ア) 設立年月日 平成4年4月1日 (平成26年4月1日公益財団法人に移行)

(イ) 基本財産 337,348,700円

(ロ) 目的

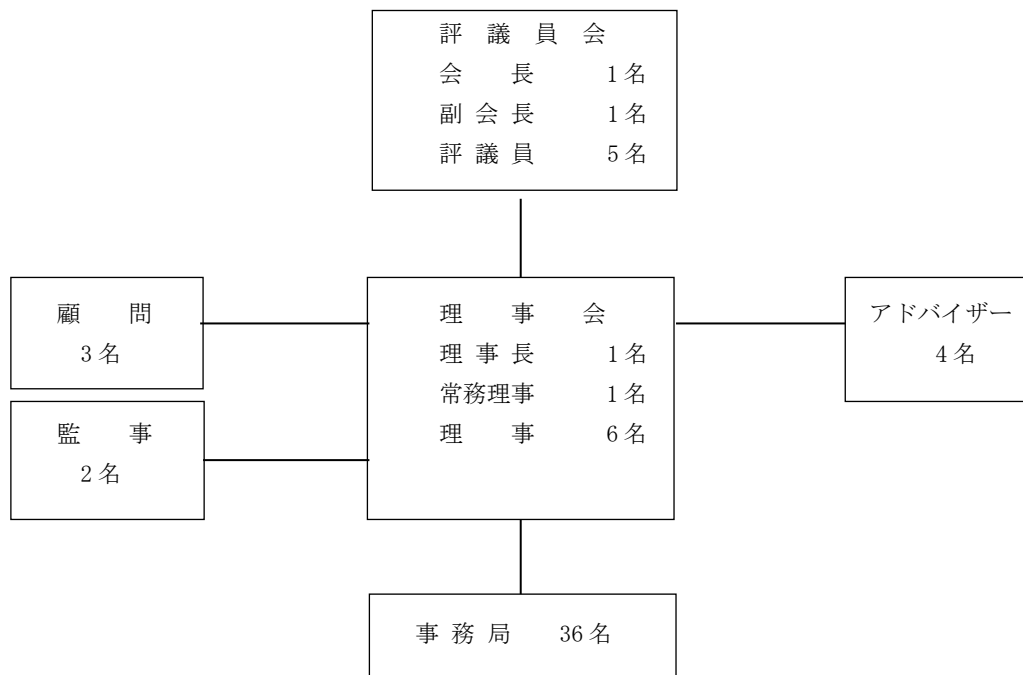
市民一人ひとりが文化を享受し、文化の心を育み、文化を創り出すことができる環境づくりを行うことにより、豊かな伝統文化の継承発展と本市にふさわしい、新たな市民文化の振興を図り、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と、世界にはばたく文化都市・倉敷の進展に寄与する。

(ハ) 所在地 倉敷市中央1丁目18番1号

(ニ) 役員等 理事長 岡 莊一郎
評議員7名、監事2名、理事8名 (理事長含む)、顧問3名、アドバイザー4名

(ホ) 事務局 36名

(キ) 組織（令和6年4月1日現在）



イ 事業及び運営方法等

(ア) 事業

- ・文化事業の企画及び実施
- ・文化活動の奨励及び育成
- ・文化に関する調査研究
- ・文化に関する情報の収集及び提供
- ・文化に関する作品資料の収集及び保存
- ・文化施設の管理及び運営
- ・文化事業に係る物品の販売
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(イ) 運営方法

「倉敷市第七次総合計画」及び「倉敷市第二次文化振興基本計画」に基づき、「公益財団法人倉敷市文化振興財団第二次基本計画」を策定。

ウ 主な事業（令和5年度）

行 事 名	場 所	入 場 者 等
第38回倉敷音楽祭	芸文館他	入場・参加者数 11,600人
第78回春の院展・倉敷展	倉敷市立美術館	鑑賞者 1,779人
第23回井上桂園賞児童・生徒書道展	マービーふれあいセンター	出 展 82校 応募総数 1,335点
倉敷まちかど彫刻（既存作品管理）	市内各所	46点設置
第27回倉敷市民文学賞	芸文館アイシアター（表彰式）	応募総数 1,697点
第47回倉敷市中学生将棋大会 第27回倉敷市小学生将棋大会 【天候不良のため中止】	芸文館【天候不良のため中止】	
第22回全国小学生倉敷王将戦	芸文館	低学年 64人 高学年 64人
第31期大山名人杯倉敷藤花戦	芸文館	第2局公開対局入場者 180人 大盤解説入場者 124人
第13回くらしき吉備真備杯こども棋聖戦	マービーふれあいセンター	低学年 42人 高学年 45人

(6) 倉敷市文化連盟（会長 西井弘人） 会員 176団体（12,768人）、個人会員27人（令和6年3月末現在）

ア 各賞の受賞者

年度	文化連盟賞	文化連盟奨励賞
R3	稲田 健（絵画） 今川 満恵（邦楽）	藤原 香織（音楽） 片山 康之（彫刻）
R4	香西 洋樹（天文学） 松田 範祐（児童文学）	岡村 勇佑（版画） 秋田 美鈴（彫刻）
R5	田中 伸幸（華道） ぐるうぶ・どんがめ（写真）	児玉 知己（絵画）

イ 主催事業

行 事 名	場 所	入 場 者 等
第51回倉敷市書道展	倉敷市立美術館	入場者 1,580人
第20回くらしきジュニア伝統芸能祭	芸文館	入場者 470人
第25回市民民謡まつり	芸文館	入場者 500人
第49回郷土作家遺作展	倉敷市立美術館	入場者 683人
第31回倉敷市吟剣詩舞道祭	玉島文化センター	入場者 309人
第24回倉敷新鋭作家選抜美術展	倉敷市立美術館	入場者 507人
第56回新春かるた会	児島武道館	参加者 41人
第46回倉敷サマーコンサート	倉敷アイビースクエア	入場者 480人
第18回くらしき市民茶会	芸文館別館棟	入場者 1,054人
第28回倉敷邦楽日舞名流選		中止

ウ 創作舞台育成事業

新たな文化価値の創造と文化における異分野交流の促進を図ることを目的として、市民参加の総合舞台芸術の創作に取り組むため、平成18年度から、多部門の文化団体を包括する倉敷市文化連盟に補助金を交付。

- ・平成30年度 倉敷市創作舞台育成事業「湊玉嶋刻紡ぎ」
- ・令和元年度 創作舞台育成事業「マスト」（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期）
- ・令和2年度 創作舞台育成事業「マスト」（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため再度延期し令和5年度予定）
- ・令和3年度 創作舞台育成事業「サキガケ」（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため無観客オンライン開催）
- ・令和4年度 創作舞台育成事業「日の記憶」マービーふれあいセンターで開催 2回公演で1,008人が入場
- ・令和5年度 創作舞台育成事業「マスト2023」倉敷市芸文館で開催 2日間講演で1,225人が入場

4. 観光

(1) 主要観光地

① 倉敷美観地区

倉敷川周辺に立ち並ぶ白壁の土蔵や瓦葺き屋根と格子窓の町家など、歴史的な町並みを保存するため、昭和43年9月、倉敷市伝統美観保存条例により指定した地区で、さらに昭和54年には「重要伝統的建造物群保存地区」として、国の選定を受け、倉敷川沿いには大原美術館、倉敷民藝館、倉敷考古館、倉敷館、倉敷物語館、日本郷土玩具館などの数多くの文化施設や観光施設などが点在しており、さらに近年、ショップや飲食施設も出来るなど新たな賑わいの創出が期待されている。併せて、電線類地中化整備や中心市街地活性化事業が進み、本町、東町など周辺にも新しい商業施設や飲食エリアが誕生している。

② 児島地区

倉敷市南部に位置し、鷺羽山、瀬戸大橋、北前船の出入りで賑わった下津井港など多彩な観光資源を有している。また、昔から繊維業が盛んで学生服の一大生産地としても有名である。また、「国産ジーンズ発祥の地」として全国発信しており、ジーンズミュージアムやジーンズストリートなどには市内外から多くの観光客が訪れている。

③ 鷺羽山・瀬戸大橋

児島半島の南西端にある鷺羽山は、令和6年3月に指定90周年を迎えた瀬戸内海国立公園随一の景勝地であり、遠方から望むと鷺が翼を広げた姿に似ていることから、この名が付けられた。

頂上は「鍾秀峰（しょうしゅうほう）」と呼ばれ、そこから、のどかな瀬戸内の多島美と、瀬戸大橋の全景が見渡せる。

児島と坂出を結ぶ瀬戸大橋は、橋梁工学技術の粋を集め、昭和63年4月に完成した世界最大級の道路・鉄道併用橋であり、瀬戸内海国立公園に融合した新しい景観を生み出している。

④ 由加山・蓮台寺・由加神社

江戸期から明治の初期まで瑜伽大権現として讃岐の金毘羅宮とともに全国庶民の信仰を集め、海上の守護神として参拝客で栄えた。備前藩主池田公の信仰も厚く、参詣の都度利用した客殿は今も当時を偲ばせている。また、春の桜、秋の紅葉と四季の風物に富み、静寂と雅趣、心をあらう史跡の地である。

⑤ 玉島地区、円通寺公園・円通寺

倉敷市西部に位置し、北前船の寄港地として栄えた玉島港や曹洞宗の古刹・円通寺や古い町並みが残るノスタルジックな港町である。中でも、円通寺は、良寛和尚が長い修行の歳月を過ごしたことで知られており、円通寺公園の高台からは、瀬戸内海や水島臨海工業地帯が展望できる。また、桜の咲き乱れる春には良寛茶会が開催され、全国から数多くの愛好者が集まる。

⑥ 真備地区、まきび公園

まきび公園は、奈良時代の大学者「吉備真備公」を顕彰し、門窓、六角亭、中の池、下の池などを整備した中国風の公園であり、付近には吉備真備公に関する施設、史跡が多く残っている。また、真備地区は名探偵・金田一耕助生誕の地としても知られており、近年、疎開宅など横溝正史ゆかりの地を散策するミステリー小説のファンが多く訪れている。

⑦ 船穂地区、ふなおワイナリー

船穂地区は、マスカット・オブ・アレキサンドリアの一大生産地でもあるとともに、スイートピーの産地としても知られている。特に船穂産マスカットは、味、品質ともに高い評価を受けており、ふなおワイナリーでは、マスカット栽培の歴史などの掲示やワイン作りの見学ができるほか、ここで醸造したワインを試飲できるコーナーもある。

⑧ その他の観光地

- ア. 神社仏閣 (阿智神社、安養寺、藤戸寺、熊野神社、五流尊瀧院、遍照院、本荘八幡宮など)
- イ. 公園 (鶴形山公園、酒津公園、通仙園、瀬戸大橋架橋記念公園、種松山公園西園地など)
- ウ. 景観 (王子が岳、龍王山、三百山など)
- エ. 史跡 (源平水島古戦場跡、乗り出し岩、旧野崎浜灯明台、楯築遺跡、鯉喰神社、箭田大塚古墳など)
- オ. 建物 (旧野崎家住宅、旧柚木家住宅、大橋家住宅など)
- カ. 記念物 (阿知の藤、六口島の象岩など)
- キ. レジャー (沙美海水浴場、鷺羽山ハイランドなど)

(2) 主要観光イベント・キャンペーン

行 事 名	期 間	主なイベントの内容
春 児島フェス#せんいさい	4月	「メイドイン児島」にこだわったジーンズや畳縁など地元メーカーを中心とした即売テントが多数出展するイベント
倉敷天領夏祭り	7月	倉敷中央通りをメイン会場に「代官ばやし踊り」「OH!代官ばやし踊り」「音楽隊演奏」が盛大に開催される
真備・船穂総おどり	7月	住民総出で踊る「真備と船穂でひと踊り」では各グループが多彩なパフォーマンスを披露
水島港まつり	11月	「水島よさこい」では会場で踊り子達の華麗な演舞が繰り広げられる昭和31年から続く、水島地区を代表するお祭り
玉島まつり	8月	玉島地区の産学官が連携し、地域の活性化を目的とする市民参加型の夏まつり
ハートランド倉敷	9月	美観地区一帯の歴史的町並みに和のあかりを演出し、秋の夜のあかりを楽しんでいただく
倉敷屏風祭	10月	本町・東町通り、美観地区の民家や施設が所蔵する屏風などを玄関先に飾り、行きかう人々に楽しんでいただく
秋 児島フェス#せんいさい	11月	ジーンズや学生服など、繊維製品の即売テントが200以上も出店する繊維の町・児島ならではの一大イベント
倉敷雛めぐり	2月下旬～ 3月中旬	江戸時代の人形や今風のポップなお雛様、そして豪華な雛壇飾りが、旧家や商店街、文化施設など市内のいたる所を彩る
倉敷春宵あかり	3月中旬～ 下旬	美観地区一帯の歴史的町並みに和傘・影絵等の灯りを配置し、やさしくあたたかな灯りで訪れた人をやさしく包みこむ

(3) 観光客誘致PR活動

- ① WEB媒体やSNSを活用し、各種観光情報を国内外に発信している。
(倉敷観光WEB : <https://www.kurashiki-tabi.jp/>)
- ② 岡山駅前地下道及び新溪園西地下道に倉敷の観光地のカラーコルトンを掲出している。
- ③ 他市と広域連携し、共同で観光PRを行っている。
- ④ 国内外での観光展への参加、旅行エージェントやメディア関係者を招聘するなど、国内外のエージェントや一般観光客に倉敷をPRすることにより、積極的な誘客活動を行っている。
- ⑤ 観光物産展に参加し、倉敷の観光と特産品の知名度を上げている。
- ⑥ 修学旅行誘致のため、重点エリアを定めて誘客活動を行っている。

(4) 観光客誘客事業

「ジーンズバス」、「鷺羽山夕景鑑賞バス」、「瀬戸内海の夕景と水島コンビナート工場夜景クルージング」を運行し、観光素材のPRを行うとともに観光客の利便性を高めている。

(5) 主要観光地別観光客数

(単位：千人)

年	倉敷美観地区	児島・鷺羽山	水 島	玉島・円通寺	そ の 他	総 数
R3	1,465	417	88	15	58	2,043
R4	2,319	750	132	49	114	3,364
R5	9月下旬に発表予定					

資料：岡山県観光課

(6) 市営観光施設概要

① 倉敷市バス専用駐車場

- ・所在地 倉敷市中央2丁目340番地
- ・開設 昭和53年10月1日（平成15年4月1日乗降場から駐車場へ変更）
- ・指定管理者 倉敷観光コンベンションビューロー・クラレテクノ共同事業体
- ・指定期間 令和2年2月1日から令和7年3月31日
- ・面積 2,800㎡

・利用状況

(単位：台)

区分	年度	R3	R4	R5
有料台数		2,374	5,479	8,687
無料、免除台数		188	259	372
合計		2,562	5,738	9,059

② 倉敷市観光案内所

区分	倉敷駅前観光案内所	倉敷館観光案内所	児島駅観光案内所	新倉敷駅観光案内所
所在地	倉敷市阿知1丁目7-2 くらしきシティプラザ 西ビル2階	倉敷市中央1丁目4-8	倉敷市児島駅前1丁目107	倉敷市玉島爪崎390-4
開設	平成17年8月1日	昭和46年4月10日	昭和63年3月20日	平成4年3月25日
外国人観光案内所	平成24年10月23日	平成24年10月23日		
運営	公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー			
延面積	86.74㎡	323.84㎡	33.3㎡	3.36㎡
職員数	2人	2人	1人	1人
利用者数	R3年度	9,071人	23,001人	6,852人
	R4年度	22,192人	41,787人	13,550人
	R5年度	22,285人	39,524人	18,146人

※外国人観光案内所とは、外国人観光客に対する多言語での情報提供拠点として日本政府観光局に認定された案内所のこと。

③ 倉敷市観光休憩所

- ・所在地 倉敷市中央2丁目6-1 (TEL 425-6039)
- ・開設 昭和58年11月3日
- ・運営 公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローへ事業移管
- ・延床面積 649.8㎡
- ・職員 1人(臨時)
- ・収容人数 192人(座席数)
- ・利用状況
令和3年度 28,357人
令和4年度 54,380人
令和5年度 55,371人

④ 倉敷市新溪園

- ・所在地 倉敷市中央1丁目1-20 (TEL 422-0338)
- ・開設 昭和45年4月1日
- ・指定管理者 倉敷観光コンベンションビューロー・クラレテクノ共同事業体
- ・指定期間 令和2年2月1日から令和7年3月31日
- ・延床面積 347.20㎡
- ・職員 1人
- ・収容人員 敬儉堂 112人
游心亭 24人
- ・利用状況
令和3年度 16,832人
令和4年度 47,637人
令和5年度 32,267人

⑤ 倉敷市児島観光港待合所

- ・所在地 倉敷市児島駅前3丁目23 (TEL 473-0920)
- ・開設 昭和63年3月18日
- ・運営 児島支所産業課
- ・延床面積 405.22㎡
- ・職員 1人(嘱託)
- ・付帯設備 有料バス駐車場(5台分)
- ・駐車料金 バス1台1,320円/1回

⑥ 鷺羽山ビジターセンター

- ・所在地 倉敷市下津井田之浦1-2 (TEL・FAX 479-8660)
- ・開設 昭和60年7月20日
- ・指定管理者 特定非営利活動法人鷺羽山の景観を考える会
- ・指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日
- ・延床面積 553.49㎡
- ・施設 展示室、多目的ホール、休憩室、テラス、ボランティアルーム
- ・利用状況
令和3年度 27,506人
令和4年度 37,376人
令和5年度 31,463人

⑦ むかし下津井回船問屋

- ・所在地 倉敷市下津井1丁目7-23 (TEL 479-7890 FAX 479-7819)
- ・開設 平成7年5月1日
- ・指定管理者 特定非営利活動法人鷺羽山の景観を考える会
- ・指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日
- ・延床面積 769.21㎡
- ・施設 母屋、蔵ほーる、蔵さろん、おーぷんきっちん、収蔵庫、しょっぴんぐばざー館、いんふおめーしょん館
- ・利用状況
令和3年度 21,537人
令和4年度 34,608人
令和5年度 41,538人

⑧ 倉敷物語館

- ・所在地 倉敷市阿知2丁目23-18 (TEL 435-1277)
- ・開設 平成21年4月24日
- ・指定管理者 倉敷まちづくり(株)
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日
- ・延床面積 707.72㎡
- ・施設 観光情報コーナー、展示室、多目的ホール、会議室、和室、喫茶室、土蔵展示室
- ・利用状況
令和2年度 173,436人
令和3年度 155,655人
令和4年度 305,196人
令和5年度 349,530人

(7) 鷺羽山レストハウス

- ・所在地 倉敷市下津井田之浦1-1 (TEL 479-9164 FAX 479-9600)
- ・開設 昭和63年3月11日
- ・指定管理者 (株)下電ホテル
- ・指定期間 令和4年4月1日から令和6年6月30日まで
- ・指定管理者 FJD(株)
- ・指定期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- ・構造 鉄筋コンクリート造4階建、一部鉄骨造
- ・延床面積 2,182.87㎡
1階 158.31㎡

	2階	742.05㎡
	3階	797.59㎡
	4階	484.92㎡
・利用状況	令和3年度	23,135人
	令和4年度	35,416人
	令和5年度	36,584人

(8) 宿泊施設

① 国民宿舎良寛荘

・所在地	倉敷市玉島柏島478番地 (TEL 522-5291 FAX 522-8048)	
・開設	平成8年4月12日	
・指定管理者	(株)倉敷国際ホテル	
・指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	
・構造	鉄筋コンクリート造4階建	
・延床面積	3,292.18㎡	
・施設	1階 大広間、研修室、休憩室、浴室、機械室、倉庫 2階 フロント、玄関、売店、食事処、食堂喫茶、会議室、厨房、事務室、テラス 3階 客室13 (7.5畳5室、10畳5室、20畳1室、洋室2室)、配膳室、自販機 4階 客室9 (7.5畳3室、10畳5室、21畳1室)、配膳室、自販機、展望デッキ	
・収容人数	106人	
・宿泊人数	令和3年度	7,618人
	令和4年度	12,718人
	令和5年度	11,431人(改修工事のため1/11～3/31まで休館)

(9) 観光事業支援活動

① コンベンション支援事業

特定多数のコンベンション客誘致は地域経済への波及効果が大きく、公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローを事務局として積極的に支援している。

- ア. 全国大会等開催補助金の支出
- イ. コンベンション施設連絡会議の開催
- ウ. 職員の応援体制
- エ. 観光パンフレットの配布

(10) 国際観光の推進

国際観光の振興を図るため、平成10年11月に発足した「岡山県インバウンド推進協議会」に加入し、外国人観光客の誘致活動や受入れ環境整備を実施している。また、平成22年10月には倉敷インバウンド誘致委員会を発足し、外国人観光客の増加に向けて誘致活動を行っている。

① 外国人観光客の誘致

- ア. 外国語（英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ハングル、フランス語、タイ語）による観光パンフレットを作成し、配布している。
- イ. 日本への観光客が見込める国・地域、とりわけ東アジア圏を中心に、旅行会社及び一般観光客に対して観光宣伝を実施している。

② 受入れ環境の整備

- ア. 気軽に訪ねることのできる外国人観光案内所に認定されている。
- イ. 外国語による誘導標識、観光案内板を整備している。
- ウ. 外国語が話せる職員を配置している。
- エ. 案内板やパンフレット及びメニュー表等の多言語化、無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 整備を行った事業者に対し、補助金を交付している。

③ 外国人観光客の案内所利用者数

(単位：人)

案内所 \ 年度	R3	R4	R5
倉敷館観光案内所	548	2,889	10,119
倉敷駅前観光案内所	221	2,314	8,424
児島駅観光案内所	119	399	1,765
新倉敷駅観光案内所	9	55	133
合 計	897	5,657	20,441

資料：公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー

(1) 高梁川流域自治体連携事業

高梁川流域圏域内の各地域が有する観光資源を組み合わせ、来訪者の周遊性を高めることにより、圏域全体の観光客の増加による経済の活性化を目指す。

① 観光資源発掘・発信事業

高梁川流域の広域観光を推進するため、旅行社等を対象とした視察ツアーや旅行商品の造成支援などを行い、圏域への誘客を促進する。

② 「巡・金田一耕助の小径」事業

横溝正史の小説の主人公「金田一耕助」をとりあげ、「名探偵、金田一耕助が生まれたまち」として、真備エリアをPRするとともに、高梁川流域の「金田一耕助」ゆかりのポイントを紹介することにより、高梁川流域の広域観光を促進する。

③ 「山田方谷の軌跡（～奇跡～）」事業

備中松山藩出身の幕末の偉人「山田方谷」に焦点を当て、その業績を全国へ発信し、現代に活かしていくとともに、「山田方谷」が影響を与えた人物、ゆかりの地や関連施設等を紹介し、高梁川流域のブランド力を高め、広域観光を促進する。

④ 地域の「食」を活かした観光誘客事業

高梁川流域における共通の食をテーマとした事業を推進することで、圏域への誘客を促進する。

⑤ サイクリングを活かした観光誘客事業

高梁川流域のサイクリストに向けた魅力あるテーマを活用し、圏域内での周遊を図る。

⑥ 高梁川流域Wi-Fi整備事業

高梁川流域の観光拠点に、外国人を含む観光客をはじめ、利用者がストレスなく無料で利用できるWi-Fi環境を、高梁川流域の共通基盤として整備することで、圏域への誘客と観光客の利便性向上を図る。

⑦ 高梁川流域圏域・備後圏域観光連携事業

観光客の往来が多い高梁川流域圏域及び備後圏域が相互に連携し、より広域な事業推進に持続的に取り組むことで、新たな観光振興の可能性を探り、両圏域の観光交流人口の拡大を図る。

5. スポーツ振興

(1) 倉敷市スポーツ振興基金

市民のスポーツ活動を促進し、心身の健全な発達とスポーツの普及振興に寄与することを目的に、スポーツ振興基金を設置し、各種スポーツ大会への出場選手等に対する助成、スポーツ・レクリエーション普及振興事業への助成を行っている。

・平成2年9月29日 倉敷市スポーツ振興基金条例制定

・積立額 500,000,000円

(2) 学校体育施設開放事業（市立小・中学校全校）

生涯スポーツを通し、健康で明るく豊かな文化的生活の形成に寄与することを目的に、倉敷市民の身近なスポーツ活動の場として、各小・中学校区学校体育施設開放運営委員会へ委託し、学校体育施設の開放を行っている。

ア 開放日と時間

学校休業日以外は、午後6時から午後9時まで、学校休業日は午前9時から午後9時までとする。

ただし、教育委員会が適当と認めるときは、この限りでない。

イ 開放場所

運動場・体育館・格技場

ウ 使用の対象者

市内に居住、通学、又は通勤する者を対象としたグループで責任者が明確であること。

エ 使用の許可

開放校に備え付けの使用申請書により、学校体育施設開放運営委員会に申し込みをして教育委員会の許可を受けなければならない。

オ 使用料

許可を受けた使用団体は、使用料（運動場照明施設を除く）を全額免除とする。

カ 運営委員会の設置

学校体育施設開放の運営にあたるため、開放校は運営委員会を設置する。

(3) 学校体育施設開放状況

(小学校)

(単位：回)

年度 \ 地区	倉敷地区	児島地区	玉島地区	船穂・真備地区	合計
R3	12,271	3,169	2,913	1,796	20,149
R4	16,966	4,134	4,167	2,897	28,164
R5	16,950	4,084	4,369	2,904	28,307

(中学校)

(単位：回)

年度 \ 地区	倉敷地区	児島地区	玉島地区	船穂・真備地区	合計
R3	6,057	2,134	1,201	841	10,233
R4	9,398	3,172	1,996	1,316	15,882
R5	10,643	3,443	2,139	1,474	17,699

(4) 運動公園体育施設

名称		総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	収容人員 (人)	その他参考事項
倉敷 運動公園 425-0856	陸上競技場	25,000	17,861	メインスタンド 1,059	400mトラック8コース、100m直線8コース、全天候型舗装（第2種公認）（ナイター設備）
	野球場	19,566	12,954	内野 5,270 外野 3,068	C121m、L.R93m（ナイター設備）
	軟式野球場	13,000	11,790	1,000	C118m、L.R92m（ナイター設備）
	テニスコート	9,600	4,200	5,150	全天候型テニスコート6面（ナイター設備）
	水泳場	920	255.2	300	幼児プール
	弓道場	2,407	2,407	300	近的6人立28m、遠的6人立60m（ナイター設備）
	ウエイトリフティング場	751	344	100	ウエイトリフティング一式、卓球台4台、バドミントン1面、別途練習場（131.36㎡）あり
酒津公園 425-0856	軟式野球場	7,000	6,000	1,000	C80m、L75m、R65m
	水泳場	1,000	255.2	300	幼児プール
水島緑地 福田公園 455-1078	野球場	23,000	13,166	10,000	C120m、L.R95m（ナイター設備）
	体育館	5,772.8	2,098.4	固定 1,987 移動 2,200 障がい者20	アリーナ61m×34.4m、バスケットボール3面、バレーボール4面、ハンドボール1面、バドミントン12面、卓球台45台、テニス3面、空調設備
	サッカー・ラグビー場（人工芝）	23,375	19,007	-	サッカー2面、8人制サッカー4面、ラグビー1面
	サッカー・ラグビー場（天然芝）	20,729.7	19,493	-	サッカー2面、8人制サッカー4面、ラグビー1面

名 称		総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	収容人員 (人)	そ の 他 参 考 事 項
水島緑地 福田公園 455-1078	テニスコート	12,131	10,720	-	全天候型テニスコート16面 (ナイター設備8面)
	ランニングコース	-	-	-	1周1,800m
水 島 中央公園 444-5001	軟式野球場	13,374	11,874	1,000	C113m、L.R91m (ナイター設備)
	テニスコート	3,100	2,800	-	全天候型テニスコート4面 (ナイター設備2面)
	水泳場	4,486	1,643	1,000	50mプール (6コース、一部嵩上げ) 児童用円形プール、幼児プール
	相撲場	500	57.76	300	野外・屋根付
中山公園 472-6060	陸上競技場	22,000	20,000	スタンド 1,740	400mトラック8コース、100m×直線8コース (サッカー場兼用) (ナイター設備)
	野球場	18,000	13,000	スタンド 1,500	C124m、L.R90m (ナイター設備)
	軟式野球場	6,521	6,521	-	C75m、L.R70m (ナイター設備)
	体育館	2,703	1,600	固定席455	アリーナ33m×48.5m、バスケットボール2面、 バレーボール3面、テニス1面、バドミントン6 面、卓球台24台、ハンドボール1面、アーチェリ ー一式
	テニスコート	7,780	5,800	-	全天候型テニスコート (砂入り人工芝) 6面 (ナイター設備)
1,935		1,639	-	全天候型テニスコート (砂入り人工芝) 2面	
児島地区 公 園 472-0133	水泳場	25,907	2,080	スタンド 屋外 842 屋内 400	屋外50m公認プール9コース (50m×25m) 可 動床 屋外公認飛込プール (22.5m×18m) 屋内25m公認プール8コース (25m×17m) 可 動床
玉島の森 526-5369	多目的広場	21,150	15,320	6,000	軟式野球2面、ソフトボール2面、 サッカー1面、ナイター設備
	野球場	16,450	12,100	10,000	C120m、L.R91m
	体育館	2,540.16	1,600	固定席 420	アリーナ40m×40m、バスケットボール2面、 バレーボール6人制3面・9人制2面、バドミント ン8面、卓球台27台、テニス2面
	テニスコート	6,510	4,210	2,500	全天候型テニスコート6面 (ナイター設備3面)
	水泳場	4,210.13	1,300.33	1,000	50m10コース (3コース分嵩上げ)、幼児プー ル49.58㎡
真 備 総合公園 698-2340	軟式野球場	12,400	10,646	1,400	C110m、L.R90m (ナイター設備)
	テニスコート	3,100	2,800	-	全天候型テニスコート4面 (ナイター設備)
	多目的広場	7,900	7,900	-	ソフトボール1面、少年用サッカー1面
	体育館	2,967.31	1,236.96	固定席 154	アリーナ39m×32m、バスケットボール2面、 バレーボール2面、バドミントン4面、フットサ ル1面、卓球台22台、トレーニング室

(5) 武道関係施設

名 称		総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	収容人員 (人)	そ の 他 参 考 事 項
武道場	倉敷武道館 466-0049	3,286.61	3,135.73	-	剣道場1,139.58㎡、柔道場1,139.00㎡ 空手道場391.56㎡、相撲場465.59㎡
	水島武道館 446-2556	1,392.61	966.42	340	剣道場448.67㎡、柔道場426.84㎡ トレーニング室90.91㎡
	児島武道館 473-6000	1,759.77	1,156.96	225	剣道場480.00㎡、柔道場491.82㎡ 空手道場185.14㎡
	玉島武道館 526-1400	1,423.00	1,046.46	667	剣道場475.20㎡、柔道場237.60㎡ 空手道場237.60㎡、トレーニング室96.06㎡
	船穂武道館 552-5172	1,416.98	996.55	355	剣道場・柔道場499.65㎡ トレーニング室496.90㎡
	船穂弓道場	1,500.00	465.00	-	近的28m
	真備柔剣道場	442	368	-	柔道場1面、剣道場1面

(6) 球技場施設

名 称		総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	収容人員 (人)	そ の 他 参 考 事 項
球技場	粒江球技場 455-1078	960	960	-	テニスコート1面
	粒浦球技場 455-1078	2,032.76	1,640	-	テニスコート2面
	茶屋町球技場 428-1315 (茶屋町公民館)	7,966	7,966	-	軟式野球1面、ソフトボール1面 (C90m、 L88m、R65m)

(7) 体育館施設

名 称		総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	収容人員 (人)	そ の 他 参 考 事 項
体育館	倉敷体育館 422-8680	2,631.51	1,600	固定席 504	アリーナ32m×50m、バレーボール3面、バスケットボール2面、テニス1面、バドミントン9面、ハンドボール1面、卓球台27台、フットサル1面
	水島体育館 445-1345	2,474.91	1,521.68	406	アリーナ37m×41m、バスケットボール2面、バレーボール6人制3面・9人制2面、テニス2面、バドミントン8面、ハンドボール1面、卓球台15台

(8) 水泳場施設

名 称		総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	収容人員 (人)	そ の 他 参 考 事 項
倉敷市屋内水泳センター 424-9192		10,710.38	1,462.5	固定席 499	50m公認コース8コース (50m×21m) 25m公認コース7コース (25m×15m) 幼児プール (15m×2.5m)、トレーニング室

(9) グラウンド・ゴルフ場施設

名 称		総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	収容人員 (人)	そ の 他 参 考 事 項
倉敷市グラウンド・ゴルフ場 428-5625		15,000	9,810	-	天然芝4コース (公認コース)

(10) 体育施設別利用状況

(単位：人)

年度 \ 施設	倉敷運動公園	水島緑地福田公園	水島中央公園	中山公園	児島地区公園	玉島の森	真備総合公園
R3	192,721	112,285	32,447	80,504	81,406	72,450	27,318
R4	259,780	133,496	51,524	109,227	118,922	98,940	48,215
R5	240,085	203,363	77,587	118,754	123,663	101,274	70,457

年度 \ 施設	倉敷武道館	水島武道館	児島武道館	玉島武道館	船穂武道館	船穂弓道場	真備柔剣道場
R3	25,609	22,796	18,708	20,483	13,760	1,994	2,784
R4	55,470	32,227	26,172	28,686	22,155	3,080	4,376
R5	51,108	34,842	28,452	29,207	22,646	2,853	3,409

年度 \ 施設	粒江球技場	粒浦球技場	茶屋町球技場	倉敷体育館	水島体育館	屋内水泳センター	倉敷市グラウンド・ゴルフ場
R3	2,923	4,483	4,222	39,681	24,265	82,242	12,334
R4	3,317	5,020	5,393	62,297	28,835	141,235	21,801
R5	3,055	4,877	5,215	61,381	32,981	144,363	22,090

年度 \ 施設	合計
R3	875,415
R4	1,260,168
R5	1,381,662

(野球場)

年度 \ 施設	倉敷運動公園	酒津公園	茶屋町球技場	水島緑地福田公園	水島中央公園	中山公園	玉島の森	真備総合公園	合計
R3	58,796	5,963	4,222	10,366	7,134	12,919	6,356	6,754	112,510
R4	73,318	8,252	5,393	13,208	13,658	16,746	9,358	10,513	150,446
R5	92,662	6,796	5,215	15,877	29,741	19,358	11,997	13,311	194,957

(テニスコート)

年度 \ 施設	倉敷運動公園	粒江・粒浦球技場	水島緑地福田公園	水島中央公園	中山公園	玉島の森	真備総合公園	合計
R3	47,817	7,406	46,797	17,943	29,895	21,224	-	171,082
R4	58,717	8,337	56,822	24,458	37,087	25,378	1,081	211,880
R5	57,483	7,932	55,595	25,715	37,074	21,699	6,998	212,496

(プール)

施設 年度	倉敷運動 公 園	屋内水泳 センター	酒津公園	水島緑地 福田公園	水島中央 公 園	児島地区 公 園	玉島の森	合 計
R3	-	82,242	-	10,635	7,370	81,406	4,593	186,246
R4	-	141,235	-	3,063	13,408	118,922	7,862	284,490
R5	4,005	144,363	5,603	-	22,131	123,663	9,858	309,623

(陸上競技場)

施設 年度	倉敷運動 公 園	中山公園	合 計
R3	51,267	13,867	65,134
R4	76,265	19,827	96,092
R5	34,151	21,991	56,142

(サッカー場兼ラグビー場)

施設 年度	水島緑地 福田公園
R3	10,351
R4	414
R5	-

(サッカー・ラグビー場(人工芝))

施設 年度	水島緑地 福田公園
R3	-
R4	6,060
R5	45,281

(体育館)

施設 年度	倉敷体育館	水島緑地 福田公園	水島体育館	中山公園	玉島の森	真備総合 公 園	合 計
R3	39,681	34,136	24,265	23,823	26,314	20,564	168,783
R4	62,297	53,929	28,835	35,567	37,694	35,886	254,208
R5	61,381	86,610	32,981	40,331	39,687	43,859	304,849

(武道館)

施設 年度	倉敷武道館	水島武道館	児島武道館	玉島武道館	船穂武道館	真 備 柔剣道場	合 計
R3	25,609	22,796	18,708	20,483	13,760	2,784	104,140
R4	55,470	32,227	26,172	28,686	22,155	4,376	169,086
R5	51,108	34,842	28,452	29,207	22,646	3,409	169,664

(弓道場)

施設 年度	倉敷運動 公 園	船穂弓道場	合 計
R3	9,620	1,994	11,614
R4	13,729	3,080	16,809
R5	13,761	2,853	16,614

(ウエイトリフティング場)

施設 年度	倉敷運動 公 園
R3	19,258
R4	29,499
R5	25,624

(多目的広場)

施設 年度	玉島の森	真備総合 公 園	合 計
R3	13,963	-	13,963
R4	18,648	735	19,383
R5	18,033	6,289	24,322

(グラウンド・ゴルフ場)

施設 年度	倉敷市 グラウンド ・ゴルフ場
R3	12,334
R4	21,801
R5	22,090

(11) 公益財団法人 倉敷市スポーツ振興協会 (TEL 434-8631)

倉敷市のスポーツ振興の核となる組織として、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進、そして、スポーツ環境の整備を図るため、(公財)倉敷市スポーツ振興事業団と(一財)倉敷市体育協会が統合し、平成31年4月1日に設立された。スポーツ教室や大会の開催をはじめ、健康増進等の相談、スポーツ活動助成、施設管理運営等の事業を行っている。

- ・ 執行体制 理事9人(会長1人、副会長2人、常務理事1人を含む) 監事2人 評議員8人
職員122人(特別任用職員5人、職員9人、嘱託職員48人、臨時職員60人)
※令和6年4月1日現在
- ・ 管理運営施設(管理委託施設を含む)
上記体育施設のうち、玉島武道館、船穂武道館、船穂弓道場、真備柔剣道場、児島地区公園水泳場を除く。

6. 国際平和交流

倉敷市は、平成18年4月から全国に先駆けて「倉敷市国際平和交流の推進に関する条例」を施行している。

この条例は、倉敷市が、市民、国、県、および民間団体等と連携し、また協力して「国際平和交流」を推進することにより、世界の人々との信頼関係を構築し、国際平和に寄与することを目的としている。

なお、「国際平和交流」とは、国内又は国外で行われる「国際交流」・「国際協力・貢献活動」・「多文化共生社会の実現を目指す活動」の3施策をいう。

これらの施策を総合的に推進するため、平成13年4月に倉敷市国際交流協会が設立されている。

(1) 国際姉妹・友好都市等提携・交流事業

広く世界に目を向け、各国民との友好親善を図るため、海外の姉妹・友好都市等と交流を行っている。

主な交流事業として、青少年生活体験団の派遣、学生親善使節の受入、市民訪問団の相互派遣等を実施しているほか、民間団体が各都市を訪問する際の連絡調整等、友好親善の推進に努めている。

① サントペルテン市(オーストリア共和国)

- ・ 提携年月日 1957年9月29日(昭和32年)
- ・ 提携に至る動機

1956年5月、駐日オーストリア公使と倉敷市長との間に、同国の都市との縁組希望があり、その後、駐日オーストリア公使が帰国、相手都市としてサントペルテン市を紹介された。

1957年5月、サントペルテン市長から倉敷市長あて都市縁組議案を可決した旨連絡があり、その後、9月29日に倉敷市において友好都市同盟結成式典を挙行、都市縁組を結び姉妹都市となった。

- ・ サントペルテン市の概要

ウィーンの西方約60kmのところであり、低地オーストリア地方のニーダーエスターライヒ州の州都で人口は約5.8万人である。街はローマ帝国が建設した古典的なものであり、17世紀ごろの美しいバロック風の建物が保存されている。また、パルプ、織物、機械等の工業も盛んで地方における産業交通の中心地である。

- ・ 令和4年4～5月に倉敷市で、令和4年11月～令和5年2月にサントペルテン市で倉敷市・サントペルテン市姉妹都市提携65周年記念合同美術展を開催した。

② カンザスシティ市(アメリカ合衆国)

- ・ 提携年月日 1972年5月20日(昭和47年)
- ・ 提携に至る動機

1971年7月、倉敷市長が第20回地方行政国際会議に出席し、カナダ、アメリカの都市提携の意向をシカゴの国際観光振興会観光宣伝事務所・高田所長ほか関係者に打診した。

1972年3月、カンザスシティ市(ミズーリ州)が日本との貿易発展を期して、同年5月中旬開催の世界貿易週間の行事の一環として倉敷市との提携を熱望している旨、高田所長から連絡があった。

倉敷市は、国際親善都市連盟、日本貿易振興会の協力、推せんを得て、同年4月17日市議会全員協議会を開き、同意賛成を得、かつ代表として倉敷市長、市議会議長、商工会議所会頭を現地に派遣することを決定した。これに基づき代表団は現地を訪問、都市縁組調印を終え、帰国後6月定例市議会で正式に議決した。

- ・ カンザスシティ市の概要

アメリカ合衆国ミズーリ州西端にあり、カンザス州のカンザスシティと接する州最大の都市で、人口は約50万人である。市はもと河港で貿易物資や移民の上陸地点として栄え、1853年に市制が施行された。同市は、合衆国“西南部の門戸”と呼ばれ、中心街は川岸に近い高台地にあり、農作物の国内の3大集散加工地の一つであるとともに自動車部品、農機具、石油、電気製品等各種の工業がある。また、ミズーリ大学他多くの大学をもつ教育の中心地であるとともに美術館、歴史博物館等の文化施設がある。

- ・ 令和4年10月1日に倉敷市・カンザスシティ市姉妹都市提携50周年を記念して、オンライン交流を実施した。

③ クライストチャーチ市（ニュージーランド国）

- ・ 携年月日 1973年3月7日（昭和48年）

- ・ 提携に至る動機

1968年7月、クライストチャーチ市のマイケル・ゴーマン氏が来倉。本市の文化経済を研究のかたわら、積極的に両国間の交流活動を行った。このことから、クライストチャーチ市議会は1972年7月倉敷姉妹都市委員会を設置、同年10月アンダーソン委員長の訪日及び通商使節団の来倉、さらにはピッカリン市長の同市タウンホール開館式及び芸術祭への公式招待等、都市提携への積極的な呼びかけがあった。これを受けて、1973年3月7日倉敷市議会は正式に都市提携を議決した。

- ・ クライストチャーチ市の概要

ニュージーランド南島の東海岸にある人口約40万人の都市で、1850年イギリスの宣教師によって建設され、1862年に市制が施行された。

背後地にこの国の最も多くの小麦や穀物を生産するカンタベリー平原をひかえる。南東部にはこの市の外港リトルトンがあり、羊毛・食肉などを輸出しており、また、国際空港もあり交通の中心地である。街全体が公園のようで、庭園都市として有名である。またカンタベリー大学、クライストチャーチ教育大学、博物館、美術館等もあり、教育・文化の中心地でもある。

- ・ 平成23年2月22日クライストチャーチ市近郊でマグニチュード6.3の地震が発生。救援物資の提供、地震被害救援隊の派遣、被害者救援募金を実施。翌3月救援募金を市の災害見舞金と併せて1,800万円を送金。一時交流事業の中止を余儀なくされていたが、平成25年度に全ての交流事業を再開した。
- ・ 平成28年1月、倉敷市は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、ニュージーランドのホストタウンに第一次登録された。
- ・ 倉敷市・クライストチャーチ市姉妹都市提携50周年を記念して、令和5年9月、クライストチャーチ市民訪問団が来倉、30日に倉敷市で記念式典を挙行了。また、11月に倉敷市民訪問団を派遣した。

④ 鎮江市（中華人民共和国）

- ・ 提携年月日 1997年11月18日（平成9年）

- ・ 提携に至る動機

1995年に中国友好都市調査委員会を設けて交通の便、文化性、産業、気候、発展性について調査・検討し、候補都市の選定を行った。その結果、鎮江市との友好交流を進めることとなり、1997年10月の議決を経て翌11月、鎮江市において調印式を行った。

- ・ 鎮江市の概要

中国江蘇省の長江下流南岸に位置し、西は南京に接し、東南は常州と隣り合い、北は長江を隔てて揚州と向かい合っている。水運に恵まれ、長江と京杭大運河（北京-杭州を結ぶ大運河）は、この鎮江市で交わっている。江蘇省の直轄市であり、面積3,847km²、人口約320万人で、気候は1年を通じて比較的温暖であるが、季節の移り変わりがはっきりしている。

同市は3000年の歴史を有し、三国時代、呉の孫権が都を置いたこともある。日本からの遣隋使・遣唐使が、必ず立ち寄る地としても知られている。宋代に鎮江府が設置され、城内にも池園が造られて文人墨客の遊ぶ所となり、「生きては洛陽に居し、死しては朱方（鎮江の古名）に葬られん」ということわざを生んだ。禅僧として有名な雪舟も二度にわたってこの地を訪れた。小説「大地」の著者であるパール・バックもこの鎮江市で幼少期を過ごした。

また、古くから江蘇省の農業産物の生産、加工の基地であるとともに、長江の下流に位置するため、重要な商品の集散地でもある。

- ・ 令和4年11月18日に倉敷市・鎮江市友好都市提携25周年を記念して、オンライン交流会 商工・観光部門、記念式典を実施した。

⑤ 西安市長安区（中華人民共和国）

- ・ 覚書締結年月日 2002年10月30日（平成14年）

- ・ 覚書締結に至る動機

遣唐使・吉備真備公ゆかりの地である旧真備町において、昭和50年頃より真備公留学の地・西安市への記念碑建立の話が持ち上がり、昭和50年代後半から訪中団が赴き、また西安市人民政府の来日もあり機運が盛り上がった。その後、当時の長野士郎岡山県知事を会長とする吉備真備記念碑建立実行委員会が結成され、昭和61年5月、西安市環城公園の一角に記念碑が建立された。旧真備町では、ほぼ同規格の記念碑を持つまきび公園や記念館を整備、また度々の訪中が実を結び、町制施行50周年にあたる平成14年に長安区長を招聘し、教育文化等に関する交流の覚書を締結した。

- ・ 長安区の概要

長安区は唐時代の都・西安市の一角を構成する行政区の一つで、市の中心部から南へ自動車15分の場所にあ

り、人口は約160万人である。周・秦・漢・唐など13の王朝が置かれていた地で、多くの史跡や埋蔵文化財の他、玄奘三蔵法師を祀る興教寺などの名刹が点在する。郊外では、のどかな農村風景とともに、外資系の企業や大学が立地するようになってきている。

- ・ 交流の覚書に基づき、平成16年には初めて青少年ホームステイ事業が実施され、真備中・真備東中の9人が参加した。平成17年から、書画交流の一環として、倉敷市内小中学生の井上桂園大賞作品を送付し、長安区青少年活動センターに展示している。

(2) 国内での国際交流事業、国際協力・貢献事業、多文化共生事業

海外の姉妹・友好都市等との交流事業に加え、次に掲げる国際交流、国際協力・貢献、多文化共生に関する事業を総合的に実施し、本市の国際化を推進している。

① イベント開催事業

各種のイベントを開催することで、市民が国際交流に参加したり、国際問題について考える機会を提供する。主な事業として、倉敷イングリッシュキャンプ、倉敷国際ふれあい広場を開催している。

② 講座等開催・支援事業

在住外国人を含む市民の国際化に対する啓発を目的に、国際理解講座を開催しているほか、日本語指導団体へ教科書等の貸出を実施している。

③ 国際協力・貢献事業

国際協力・貢献をテーマに施設見学や講座を開催することで、市民の関心を高めている。

④ 多文化共生事業

留学生に対して中古自転車を支給し、日常生活の利便を図るべく支援している。また、外国語新聞・情報誌を購入し、在住外国人に必要な情報を提供している。

(3) 民間国際活動事業補助事業

平成2年4月1日に設置した国際交流基金（5億円）から生ずる果実をもとに、民間の国際交流活動の支援を目的に、民間団体の海外派遣事業、国内交流事業及び国際協力・貢献事業を助成している。

(4) その他

令和2年10月より本庁舎1階に外国人相談窓口を開設し、在住外国人等からの相談を受け付けている。また、私費留学生生活支援金支給事業により、留学生が安心して就学できるよう支援している。

7. 商工業

(1) 産業経済の構造

- ・ 第一次産業 著しい都市化の波は産業構造に大幅な変化を与え、特に農漁業の衰退は大きく専業から兼業へ更に二次、三次産業へ吸収されている。国勢調査における産業別就業人口によると、第一次産業は昭和60年の4.5%から平成2年3.2%、平成7年3.0%、平成12年2.5%へと減少し、平成17年2.7%と上昇したが、平成22年2.1%、平成27年1.6%と減少した。なお、令和2年は1.8%と微増した。
- ・ 第二次産業 工業統計調査によると、令和2年の製造品出荷額等は3兆4,736億円で、石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業、化学工業等が主なものである。岡山県全体に占める割合は49.2%で、地域社会の中心的な役割を担っている。事業所数707（4人以上の事業所）、従業員数は37,486人。
- ・ 第三次産業 令和2年国勢調査では第三次産業の就業者は67.6%で、内訳は15.1%が卸売・小売業、14.8%が医療・福祉である。

(2) 産業大分類別事業所数及び従業者数

(R3. 6. 1時点)

産業大分類		地区別								
		倉敷市	倉敷地区	児島地区	玉島地区	水島地区	庄地区	茶屋町地区	船穂地区	真備地区
農林漁業	事業所数	45	12	1	11	10	0	3	3	5
	従業員数	408	109	10	133	45	0	50	11	50
鉱業、砕石業、 砂利採取業	事業所数	7	3	3	0	1	0	0	0	0
	従業員数	63	20	39	0	4	0	0	0	0
建設業	事業所数	2,027	651	339	246	605	49	44	25	68
	従業員数	17,161	4,816	2,299	1,910	7,047	321	245	120	403
製造業	事業所数	1,502	316	500	204	299	67	25	30	61
	従業員数	41,898	5,303	7,192	4,648	21,068	1,160	345	1,168	1,014
電気・ガス・熱 供給・水道業	事業所数	41	15	5	6	14	0	0	0	1
	従業員数	1,013	492	37	126	354	0	0	0	4
情報通信業	事業所数	95	57	7	13	16	2	0	0	0
	従業員数	881	495	13	169	196	8	0	0	0
運輸業、郵便業	事業所数	526	112	68	83	233	14	2	3	11
	従業員数	14,282	2,755	1,700	1,890	6,874	754	10	144	155
卸売業、小売業	事業所数	4,294	1,945	709	512	796	138	68	24	102
	従業員数	36,959	17,391	4,730	4,367	6,945	1,783	795	137	811
金融業、保険業	事業所数	278	144	37	28	45	12	4	1	7
	従業員数	3,690	1,928	366	455	714	95	45	9	78
不動産業、 物品賃貸業	事業所数	1,346	652	151	166	292	37	28	12	8
	従業員数	4,919	2,145	371	425	1,554	138	70	110	106
学術研究、 専門・技術 サービス業	事業所数	701	336	91	89	134	21	14	7	9
	従業員数	6,586	2,162	354	454	3,359	90	67	57	43
宿泊業、飲食 サービス業	事業所数	1,723	881	233	157	323	78	24	2	25
	従業員数	15,458	8,630	1,626	1,277	2,547	1,146	83	10	139
生活関連サービ ス業、娯楽業	事業所数	1,563	667	243	197	295	59	37	16	49
	従業員数	6,960	3,419	895	773	1,214	423	90	34	112
教育、学習 支援業	事業所数	721	338	88	94	101	29	27	9	35
	従業員数	11,317	4,676	1,130	1,315	1,730	1,564	210	116	576
医療、福祉	事業所数	1,578	687	234	209	265	73	44	20	46
	従業員数	36,654	17,398	4,476	4,439	5,524	3,003	691	401	722
複合サービス 事業	事業所数	103	36	19	20	15	3	3	2	5
	従業員数	1,242	274	170	440	243	25	26	25	39
サービス業(他に分 類されないもの)	事業所数	1,212	455	222	145	277	43	20	9	41
	従業員数	14,161	6,467	1,949	1,054	3,783	422	195	39	252
総 数	事業所数	17,762	7,307	2,950	2,180	3,721	625	343	163	473
	従業員数	213,652	78,480	27,357	23,875	63,201	10,932	2,922	2,381	4,504

(3) 産業中分類別事業所数・従業者数及び製造品出荷額等

(R3.6.1時点 単位：万円)

産業中分類	区分	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等	従業員一人当り 製造品出荷額等
食料品製造業		53	2,581	8,812,956	3,429
飲料・たばこ・飼料製造業		14	336	6,581,038	19,490
繊維工業		180	4,398	8,060,513	1,764
木材・木製品製造業（家具を除く）		9	137	273,386	1,929
家具・装備品製造業		17	220	357,303	1,560
パルプ・紙・紙加工品製造業		11	309	358,243	1,139
印刷・同関連業		22	437	524,132	1,143
化学工業		33	5,201	69,092,297	13,187
石油製品・石炭製品製造業		5	1,225	110,290,255	88,683
プラスチック製品製造業		33	1,733	4,652,216	2,605
ゴム製品製造業		19	1,823	4,677,640	2,479
なめし革・同製品・毛皮製造業		3	149	X	X
窯業・土石製品製造業		28	736	2,572,008	3,367
鉄鋼業		35	7,216	72,396,568	10,050
非鉄金属製造業		4	240	1,410,385	5,803
金属製品製造業		61	1,268	3,320,615	2,531
はん用機械器具製造業		16	573	1,403,599	2,361
生産用機械器具製造業		85	1,367	2,121,594	1,489
業務用機械器具製造業		-	-	-	-
電子部品・デバイス・電子回路製造業		3	191	176,422	883
電気機械器具製造業		16	394	4,766,973	11,905
情報通信機械器具製造業		2	62	X	X
輸送用機械器具製造業		40	6,645	44,863,037	6,805
その他の製造業		18	245	296,178	1,176

(4) 商業・流通対策

近年、大規模小売店舗の立地や、インターネット販売環境の充実等、社会情勢が大きく変化しており、全国的に商店街の衰退に歯止めがかからない状況となっている。本市の商店街は地理的条件等から倉敷、児島、玉島、水島地域に形成されているが、通行量が減少するなど、全体として衰退傾向にある。

また、本市には、100を超える大規模小売店舗が立地しており、市外から多くの来街者が訪れている一方、岡山市等、大都市圏への地元購買力の流出も指摘されている。

これらの課題に対処するため、商店街をはじめとした地元中小事業者の経営体質の強化をはじめ、消費者志向への的確な対応や、経営の近代化、効率化等により改善向上をはかり、激化する競争に対応できる経営基盤づくりと、顧客に満足される商業経営を促す必要がある。

なお、大型店、量販店の進出にあたっては、周辺生活環境を保持するため店舗設置者による駐車場の確保、騒音防止、廃棄物の処理等が適正に行われるよう努める。

流通対策については、流通機構の整備近代化などが課題となっているが、市場機能の充実に努め流通の円滑化と、適正な価格形成による安定的供給体制の確立を図り、地域需要にこたえる必要がある。

(5) 既存大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法に定める店舗面積1,000㎡以上の店舗の地域別の数は表のとおりで、特に、倉敷地区への集積が進んでいることが確認できる。

① 倉敷市の届出状況

(令和6年5月末時点での届出状況)

地 域	店 舗 数	店 舗 面 積
倉 敷	47店	259,903㎡
児 島	23店	75,092㎡
玉 島	17店	59,967㎡
水 島	27店	67,041㎡
庄	4店	31,550㎡
茶 屋 町	5店	18,828㎡
真 備	5店	17,496㎡
合計	128店	529,856㎡

② 令和5年度新設届け出店舗

※内容は全て届出に記載されているもの。

名 称	所 在 地	開 店 日	延床面積 (㎡)	店舗面積 (㎡)	設 置 者
ザグザグ安江店	安江字大開92番1外	R6. 6. 17	1,335	1,141	株式会社ザグザグ
(仮称) ケーズデンキ 倉敷玉島店	玉島1350番2外	R6. 9. 23	4,639	3,887	株式会社ビッグ・エス
ザグザグ児島下の町店	児島下の町5丁目1372 番1外	R6. 10. 3	1,561	1,365.7	株式会社ザグザグ
(仮称) ドラッグストア コスモス東富井店	東富井字大前1131番8 外	R6. 10. 21	1,765	1,386.5	株式会社コスモス薬品

(6) 倉敷市ファッションセンター

倉敷市の地場産業の振興及び市民の文化的交流の促進を図るため「倉敷市ファッションセンター」を建設し、平成8年4月12日にオープンした。

① 設置場所 倉敷市児島駅前1丁目46番地 TEL474-6800

② 施設概要

- ・敷地面積 3,939.64㎡
- ・構 造 鉄筋コンクリート造り4階建
- ・延床面積 3,659.00㎡
- ・駐 車 場 乗用車83台分（一般利用者用40台、テナント事務所用43台）

③ 施設区分

- ・1階 倉敷ファッションギャラリー（繊維産業振興に資する研修会や展示会等に使用できる施設）
倉敷市繊維技術センター（繊維製品の試験・検査、技術相談、設備機器の使用ができる施設）
シェアオフィス（自由にテレワーク等ができるコワーキングスペース施設）
- ・2～3階 貸事務所（児島地域の地場産業である繊維産業事業者を中心に、テナント事務所として活用）
- ・4階 イベントホール（繊維産業振興に資する研修会や展示会等に使用できる施設）

④ 建設事業費 約13億円

⑤ 施設の管理者 一般社団法人倉敷ファッションセンター（指定管理者）

(7) 倉敷市児島産業振興センター

繊維産業等の本市の地場産業の振興を図り、活力ある地域経済を実現するため、「倉敷市児島産業振興センター」を整備し、平成23年4月13日にオープンした。

① 設置場所 倉敷市児島駅前1丁目37番地 TEL441-5123

② 施設概要

- ・敷地面積 3,346.67㎡
- ・構 造 鉄筋コンクリート造り2階建

- ・延床面積 1,645.04㎡
- ・駐 車 場 乗用車34台分
- ③ 施設区分
 - ・2階会議室 (5室)
 - ・1階デザイナーズインキュベーション7室 ⇒創業支援用の貸事務室
 - ・繊維産業ワークスペース ⇒工業ミシンを配置した縫製体験等の場
 - ・地域紹介コーナー ⇒繊維製品等の地場産業の製品展示PRの場
 - ・多目的コーナー ⇒新製品発表会や製品撮影等に使用できる施設
- ④ 整備事業費 約156,507千円
- ⑤ 施設の管理者 児島商工会議所 (指定管理者)

(8) 中小企業対策

中小企業については、市内企業の大多数を占めており、本市の経済活動に重要な役割を果たしている。中小企業は、相対的に資本金など経営基盤の強化を必要とする企業が多く見られ、近年の厳しい経済情勢の中にあつて振興対策が強く望まれる。

このため、低利資金の融資、施設設備の近代化促進などにより経営体質の強化充実に努める。更に関係機関との連携により、経営診断などの推進を図り改善策を指導すると共に、共同化、協業化による高度化事業等について、関連資金の導入促進、助成措置等により積極的な推進に努める。

① 中小企業振興資金等融資制度の利用状況

(単位：千円)

種別 年度	小口資金		小口零細企業資金		企業安定資金		創業等支援資金		創業サポート特別資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R3	37	221,950	280	820,220	28	304,470	17	65,500	31	98,380
R4	35	211,865	370	1,132,460	10	141,000	53	182,200	30	81,250
R5	41	255,650	392	1,215,150	18	172,610	105	392,450	49	139,750

② 中小企業振興資金等融資制度の概要

(R5. 4. 1時点)

制度名 区分	小口資金 (S45. 4. 1施行)	小口零細企業資金 (H19. 10. 1施行)	企業安定資金 (S45. 4. 1施行)	創業等支援資金 (H12. 4. 1施行)	創業サポート特別資金 (H30. 4. 1施行)
融資対象	<p>1. 常時使用する従業員が20人以下の会社・個人・NPO法人（商業・サービス業は5人以下）・医業を主たる事業とする法人、組合等</p> <p>2. 市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所・事業所を有する法人で市内において引き続き1年以上同一事業を行っていること</p> <p>3. 市税を完納していること</p> <p>4. 保証対象業種を営んでいること</p> <p>※特別小口は、市民税所得割（法人税割）課税のある個人、NPO法人のみ</p>	<p>1. 常時使用する従業員が20人以下の会社・個人（商業・サービス業は5人以下）・医業を主たる事業とする法人、組合等</p> <p>2. 市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所・事業所を有する法人で市内において引き続き1年以上同一事業を行っていること</p> <p>3. 市税を完納していること</p> <p>4. 保証対象業種を営んでいること</p>	<p>1. 常時使用する従業員が21人以上の会社・個人・NPO法人（商業・サービス業は6人以上）・医業を主たる事業とする法人、組合等</p> <p>2. 市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所・事業所を有する法人で市内において引き続き1年以上同一事業を行っていること</p> <p>3. 市税を完納していること</p> <p>4. 保証対象業種を営んでいること</p>	<p>1. 次の①から⑦のいずれかに該当すること</p> <p>①事業を営んでいない個人が、1ヶ月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること（特例時6ヶ月以内）</p> <p>②事業を営んでいない個人が、2ヶ月以内に新たに市内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること（特例時6ヶ月以内）</p> <p>③会社が、既存事業を継続しつつ新たに市内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること</p> <p>④事業を営んでいない個人が、新たに市内で事業を開始し、その事業開始日以後5年を経過していないこと</p> <p>⑤事業を営んでいない個人により新たに市内に設立された会社であって、その設立日以後5年を経過していないこと</p> <p>⑥会社が、既存事業を継続しつつ新たに市内に設立した会社であって、その設立日以後5年を経過していないこと</p> <p>⑦④が事業の一部又は全部を譲渡して設立した会社であって、④の事業開始日以後5年を経過していないこと</p> <p>2. 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する会社であること</p> <p>3. 市税を完納していること</p> <p>4. 保証対象業種を営んでいること（予定を含む）</p>	<p>1. 認定特定創業支援事業による支援を受け、かつ、次の①から⑤のいずれかに該当すること</p> <p>①事業を営んでいない個人が、6ヶ月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること</p> <p>②事業を営んでいない個人が、6ヶ月以内に新たに市内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること</p> <p>③事業を営んでいない個人が、新たに市内で事業を開始し、その事業開始日以後1年を経過していないこと</p> <p>④事業を営んでいない個人により新たに市内に設立された会社であって、その設立日以後1年を経過していないこと</p> <p>⑤③が事業の一部又は全部を譲渡して設立した会社であって、③の事業開始日以後1年を経過していないこと</p> <p>2. 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する会社であること</p> <p>3. 市税を完納していること</p> <p>4. 保証対象業種を営んでいること（予定を含む）</p>

制度名 区分	小口資金 (S45. 4. 1施行)	小口零細企業資金 (H19. 10. 1施行)	企業安定資金 (S45. 4. 1施行)	創業等支援資金 (H12. 4. 1施行)	創業サポート特別資金 (H30. 4. 1施行)	
融 資 条 件	使 途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
	限 度	1,000万円以内	1,000万円以内	2,000万円以内	1,000万円以内 (特例時1,500万円以内)	350万円以内
	期 間	1年を超え10年以内	1年を超え10年以内	1年を超え10年以内	1年を超え10年以内	1年を超え7年以内
	利 率 (変動金利)	年1.80% (責任共有制度対象) 年1.65% (責任共有制度対象外) ※特別小口 個人：年1.65% NPO：年1.80%	年1.65%	年1.80% (責任共有制度対象) 年1.65% (責任共有制度対象外)	年1.65%	年0.3%
	保証料	年1.52%以内 (300万円以内の借入者に対し補助) ※特別小口 個人：年0.7% NPO：年0.6%	年1.76%以内 (300万円以内の借入者に対し補助)	年1.52%以内	年0.7% (全借入額に対し補助)	年0.7% (全借入額に対し補助)
	返済方法	月賦返済 据置期間2年以内	月賦返済 据置期間2年以内	月賦返済 据置期間2年以内	月賦返済 据置期間2年以内	月賦返済 据置期間1年以内
	保証人	保証協会の定めによる (特別小口の場合は不要)	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる	保証協会の定めによる
	担保	必要に応じて徴する (特別小口の場合は不要)	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する	不要	不要

(9) 商工関係助成制度、育成補助等

① 商工関係助成制度

- 倉敷市中小企業振興資金融資等要綱
- 倉敷市中小企業創業等支援資金融資等要綱
- 倉敷市商工団体等補助金交付要綱
- 倉敷市設備投資促進奨励金交付要綱
- 倉敷市企業立地促進奨励金交付要綱
- 倉敷市物流施設誘致促進助成金交付要綱
- 倉敷市本社機能移転等促進奨励金交付要綱
- 倉敷市オフィス開設等奨励金交付要綱
- 倉敷市国内投資促進奨励金交付要綱
- 倉敷市商工業活性化イベント推進事業補助金交付要綱
- 倉敷市若手技能者全国大会等出場奨励金交付要綱
- 倉敷市金融機関連携型中小企業支援事業費補助金交付要綱
- 倉敷市中小企業者人材育成支援補助金交付要綱
- 倉敷市実証実験サポート事業実施要綱
- 倉敷市新分野展開チャレンジ支援事業費補助金交付要綱
- 倉敷市高梁川流域圏創業者販売イベント出店支援補助金交付要綱
- 倉敷市高梁川流域圏内中小企業者等地域資源販路開拓等支援事業補助金交付要綱
- 倉敷市医工連携推進事業費補助金交付要綱
- 倉敷市中小企業者等エネルギー価格高騰対策省エネ設備更新補助金交付要綱

② 商工団体等育成補助、活動支援

○ 商工団体に対する助成

市内の商工業の振興に寄与する団体（商工会議所、商工会、商店街連合会等）に対し、倉敷市商工団体等補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

団体名	補助事業の内容	令和5年度実績
商工会議所	・ 商工業振興育成事業 ・ 小規模企業指導事業	3件 { 倉敷 6,600千円 児島 4,800千円 玉島 3,800千円
商 工 会	・ 商工業振興育成指導事業	2件 { つくぼ 9,361千円 真備船穂 12,829千円
商店街連合会	・ 商店街振興事業 ・ 年末売出し事業	21,560千円
商店街組織	パワーアップ商業振興事業 ・ 空き店舗対策事業 4件 ・ 新商人育成支援事業 1件 ・ 個性創出事業 1件 ・ 環境整備事業 1件	7件 5,569千円

③ 卸売市場の整備

本市における青果、鮮魚等の卸売市場を協業整備する目的で、土地造成を行い民間業者等に分譲した。

(ア) 西中新田総合卸売市場の状況

- ・ 土地造成 昭和41年4月～昭和42年6月 ・ 総面積59,871㎡
- ・ 事業費 394,082千円（用地買収費89,390千円、造成費48,562千円、整備費等256,130千円）
- ・ 分譲 昭和44年3月～昭和45年10月

分譲団体名	参加企業数	分譲面積（㎡）	利用状況	営業開始
大印(株)倉敷大果	8	8,341	青果物取扱いの地方卸売市場	S44. 7
倉敷中央青果協	5	6,210	青果物取扱いの地方卸売市場	45. 3
倉敷青果荷受組合		10,902	青果物取扱いの地方卸売市場	45. 3
倉敷塩乾協	10	10,416	塩乾物取扱いの卸売市場	45. 10
倉敷卸商業協	20	5,080	卸売市場機能の充実、サービス等の関連事業施設	45. 10
十合物産(株)	5	1,860	卸売市場機能の充実、サービス等の関連事業施設	44. 12
三共(有)	3	1,652	卸売市場機能の充実、サービス等の関連事業施設	44. 9
農林水産省		861	中国四国農政局倉敷統計情報出張所	45. 5
計		45,322		

※分譲時の概要

(イ) 児島地方卸売市場

本市児島地区における、流通機能（青果物等）の向上及び都市機能の維持・増進を図るために新設された民営卸売市場で、5業者が加入している。

- ・ 開設者 児島総合卸売市場協同組合
- ・ 開設年月日 平成元年3月13日
- ・ 敷地面積 4,138.30㎡
- ・ 建物延床面積 1,715.59㎡

(ウ) 野菜生産出荷安定法に基づく価格安定事業の対象市場の指定について

- ・ 指定年月日 昭和62年3月3日

野菜指定産地で生産された対象野菜を、対象市場に出荷したときの価格が、一定の保証基準額を下回った場合に、保証基準額と当該野菜価格との差額に補てん率を乗じて得た額を、（独法）農畜産業振興機構が補給金として生産者に交付する事業で、西中新田の青果物取扱い地方卸売市場のうち、倉敷地方卸売市場（大印(株)倉敷大果、倉敷青果荷受組合）が指定消費地域における対象市場に指定された。

④ 倉敷市企業立地等促進奨励金交付制度

目的：先端技術産業や物流産業などの市内への企業立地促進、及び既に市内に立地している企業の再投資促進により、市内産業の活性化を図るため、奨励金等を交付する。

(R6.4.1時点)

		①				②		③		
名称		企業立地促進奨励金				物流施設誘致促進助成金		企業誘致促進奨励金		
区分		製造工場		研究所等		物流施設		工場等		
対象地域		市内全域				公的団地		市内全域		
用地取得後の年数		用地取得（賃貸）後3年以内に建設に着手						用地取得（賃貸）後3年以内に建設に着手		
固定資産投資額	公的団地	要件なし						20億円以上		
	民有地	大企業 中小企業	5億円以上 2億円以上	大企業 中小企業	2億円以上 1億円以上					
土地取得面積	公的団地	1,000㎡以上								50,000㎡以上
	民有地	5,000㎡以上		2,000㎡以上						
新規常用雇用者	公的団地	要件なし								
	民有地	大企業 中小企業	30人以上 10人以上	大企業 中小企業	10人以上 5人以上					
対象業種		統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類「大分類E-製造業」の項目に掲げる製造業		工業製品・バイオテクノロジー・光通信及び電器通信に係る研究所、ソフトウェアハウス、システムハウス、高度情報処理産業・高度な機械修理業・ディスプレイ業・非破壊検査業・デザイン業・機械設計業及びエンジニアリング業に係る事業所				道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業、卸売業、製造業・小売業の物流施設（倉庫、荷受・配送センター又は流通過程における簡易な加工場）であって、工場若しくは店舗に併設されているものを除く		特定業種に係る製造業（EVを含む次世代自動車、航空機、新エネルギー関連分野、国際バルク戦略港湾に関連する分野に係る業種）
その他認定要件								「企業立地促進奨励金」の交付を受けたもの		
奨励金	算式	公的団地	建物固定資産評価額×9%+ 新規常用雇用者数×30万円				建物固定資産評価額×4.5%+ 新規常用雇用者数×30万円		(1)初年度から3年間 土地、工場等に係る固定資産税・都市計画税及び事業所税に相当する額×100% (2)その後2年間 土地、工場等に係る固定資産税・都市計画税及び事業所税に相当する額×50%	
		民有地	建物固定資産評価額×4.5%+ 新規常用雇用者数×30万円							
	限度額	公的団地	3億円						限度額なし	
		民有地	1.5億円							

※①・②において、増設の場合の奨励金・助成金の限度額及び算式単価は上記の1/2とする。

※①・②において、新規常用雇用者の住所が岡山県内の倉敷市外の場合算式単価は15万円とする。

※上記表中「公的団地」とは、倉敷市又は岡山県等が事業主体として造成した工業・流通団地とする。

ただし、公的団地の用地であっても民間取引で取得した場合は、民有地の扱いとする。

		④		
名 称		設備投資促進奨励金		
認定要件	種 別	増設・移転・更新		
	区 分	製造工場・研究所・物流施設	製造工場	
			特別区分	特定業種
	投資要件	更新の場合は、「従業員の維持」及び「生産の増強、高付加価値化の推進、環境負荷の軽減のいずれか」が満たされている場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の大幅な削減に資する施設等 ・カーボンニュートラルに資する実証を目的とする施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・EVを含む次世代自動車 ・航空機産業 ・カーボンニュートラルに資する製品の供給・製造等に係る業種（ただし、エネルギー転換など自社工場のカーボンニュートラルを目的とした投資は除く）
	固定資産投資額	大企業	2億5千万円以上	大企業 20億円以上
		中小企業	2千5百万円以上	中小企業 5億円以上
その他認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域が対象 ・環境保全対策、災害防止対策について適切な措置が講じられているもの ・原則、工事の着手日前までに認定申請を行っているもの 			
奨励金	算式	固定資産税・都市計画税相当額（家屋・償却資産）100%×1年間	固定資産税・都市計画税相当額（家屋・償却資産）100%×2年間	固定資産税・都市計画税相当額（家屋・償却資産）100%×3年間
	限度額	10億円		
適用期間	2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間 (2029年7月31日までに工事に着手するもの)			

⑤ 本社機能移転等促進奨励金

目的：企業の市内への本社機能移転等を促進し、一層の雇用機会の創出と地域経済の活性化を図るため、奨励金を交付する。

(R6.4.1時点)

名 称		本社機能移転等促進奨励金	
認定要件	対 象	市外に本社を置く企業	市内に本社機能を移転する場合 (転入、新規常用雇用の合計5人以上 (中小企業2人以上))
			市内に研究所を設置する場合 (転入、新規常用雇用の合計2人以上)
			市内に研修施設を設置する場合 (転入、新規常用雇用の合計2人以上)
		市内に本社を置く企業	複数事業所に分散されていた本社機能を統合する場合 (転入、新規常用雇用の合計5人以上 (中小企業2人以上))
			市内にある研究所機能を強化する場合 (転入、新規常用雇用の合計2人以上)
			市内にある研修施設機能を強化する場合 (転入、新規常用雇用の合計2人以上)
固定資産投資額	大企業	2千万円以上	
	中小企業	1千万円以上	
奨励金	算 式	転入常用雇用者	10人まで 1人あたり30万円 11人から 1人あたり20万円を加算 限度額 2千5百万円 (東京23区からの移転の場合は奨励金・限度額2倍)
		市内新規常用雇用者	1人あたり 初年度 10万円 2年度目 15万円 3年度目 25万円 限度額 2千5百万円 (東京23区からの移転の場合は奨励金・限度額2倍)
		賃借料	本社機能移転等に伴い賃借する土地・建物の賃借料の1/2を1年間交付 限度額 120万円 (東京23区からの移転の場合は限度額2倍)

※本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理 (総務、経理、人事)、各種業務統括 (研究開発、国際事業等) などの事業所をいう

※制度適用期間は2026年3月31日まで。

⑥ オフィス開設等奨励金

目的：情報通信事業者等の市内へのオフィス開設を促進し、市内情報通信事業等の発展、雇用の安定・創出を図り、本市経済の活性化に資するため、奨励金を交付する。

(R6.4.1時点)

名 称		オフィス開設等奨励金	
		オフィス開設事業	短期型オフィス利用事業
認定要件	対象者	市外に主たる事業所を有する法人	
	対象業種	(1) 情報通信事業 通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、ただし、それぞれの業種において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く (2) 研究開発事業 自然科学研究所、人文・社会科学研究所 (3) 専門技術サービスを提供する事業 デザイン業、著述・芸術家業、広告業、建築設計業、写真業	
	対象事業	市内に新たにオフィスを開設 ※過去3年間、市内にオフィスを設置していないこと	市内の短期型オフィス※を利用して業務をおこなう（月5日以上）。 ※レンタルオフィスやシェアオフィス等で、賃貸借契約によらないもの
	常用雇用者数	5人以上（市内に住所を有すること）	—
	賃貸借契約期間	2年以上	—
	その他要件	・法人設立日から3年を経過していること ・3年間継続して事業をおこなっていること ・交付決定日から3月を経過するまでに支店登記すること	・法人設立日から1年を経過していること ・1年間継続して事業をおこなっていること ・市内へのオフィス開設を検討すること
奨励金	算式	オフィス設置日から1年間の ・オフィス賃借料×1/2 ・通信料、回線使用料等×1/2	短期型オフィス利用日から180日間（最大）の施設利用料×1/2
	限度額	・オフィス賃借料：120万円 ・通信料、回線使用料等：30万円	30万円

⑦ 国内投資促進奨励金

目的：市内への企業立地・市内産業の競争力強化を支援、雇用の安定・創出を図り、本市経済の発展・地域住民の生活の安定・向上に資するため、奨励金を交付する。

(R6.4.1時点)

名 称		国内投資促進奨励金
認定要件	対象業種	製造業
	対象事業	【国内回帰】 海外の生産機能を市内に移すための設備投資 例① 自社の海外製造拠点を市内に移転 例② 他社が海外調達している部品を国内から調達するよう見直し。他社の依頼を受けて、新たな調達先として、市内に製造所を整備 その他、海外から調達している製品等を市内で内製化するための投資も対象 【マザー工場化】 マザー機能※を備えた市内製造拠点整備のための設備投資 ※マザー機能：研究開発機能、又は他の生産拠点に対して技術面等の支援をおこなう機能 例 市外にある自社の製造拠点を市内に集約、マザー機能を備えた製造拠点として整備
	固定資産投資額	大企業20億円以上、中小企業5億円以上
	その他要件	環境保全対策、災害防止対策について適切な措置が講じられていること 原則、工事に着手する日までに認定を受けていること
奨励金	算式	初年度から3年間 固定資産税・都市計画税相当額（土地・家屋・償却資産）の100%×3年間
	限度額	5億円（3年間の合計額の限度額）

(10) くらしき「個性と魅力」発信事業

① 実施目的

大都市圏において、くらしき地域資源（特産品・老舗・魅どころ）のPRを行うとともに、倉敷市への観光客誘致と産業振興のためのイメージアップを図る。

② 実施内容

㊦大都市圏でのプロモーション事業

年度	実施年月日	実施場所	PR内容
令和2年	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和4年	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和5年	令和5年11月14日（火）	東京都千代田区 ホテルルポール麹町 「東京倉敷ふるさと会」	老舗酒蔵の酒試飲、水島臨海鉄道開業80周年PR、羊羹・ロールケーキ等の試食、くらしき特産品の展示等、地元事業者による地域資源紹介などを実施。

㊧大阪アンテナショップ事業

令和6年7月オープン予定の大阪駅直結の大型複合施設「JPタワー大阪」内に岡山県下初、単独で倉敷市のアンテナショップを出店し、特産品の販売や観光等の情報発信を行う。

令和5年度は店舗の内装設計・施工等、開店にむけての準備を行った。

- ・店名 「クラシキ」
- ・場所 大阪市北区梅田三丁目2番4号ほか「JPタワー大阪」内2階フロア
- ・店舗面積 10.55坪（約35㎡）
- ・運営形態 公設民営方式

(11) くらしき地域資源情報発信事業

① 実施目的

市内各地域の地域資源を特産品・老舗・魅どころの3分野に分類し、市内外へ魅力を発信するためのくらしき地域資源ミュージアムポータルサイトを運営管理した。

さらに、市内において永年にわたり事業を行い、地域経済の発展に貢献している老舗企業のうち、大正11年以前に創業した企業に感謝状プレートを贈呈した。

また、倉敷みらい公園で「～至極の逸品～くらしきフェア」を開催し、市内各地域のくらしき地域資源を一堂に集めてPR、販売し、市民をはじめ県内外の方々に広く本市のくらしき地域資源の魅力を発信した。

② 実施内容

くらしき地域資源ミュージアムポータルサイト

年度	対象事業者
令和3年	特産品156・老舗160・魅どころ248
令和4年	特産品146・老舗158・魅どころ248
令和5年	特産品147・老舗160・魅どころ244（うち体験61）

※令和5年度に、ポータルサイト「くらしき地域資源ミュージアム」をリニューアルし、観光WEBサイトの中に構築。「魅どころ」のうち体験等ができるものを利用促進の観点から特出して表示するようにした。

倉敷の老舗感謝状贈呈式

年度	実施年月日	対象事業者
令和3年	11月5日（金）	大正9年以前創業の4社
令和4年	11月7日（月）	大正10年以前創業の7社
令和5年	11月6日（月）	大正11年以前創業の4社

～至極の逸品～くらしきフェア

年度	実施年月日	対象事業者
令和3年	10月3日（日）	くらしき地域資源（特産品・老舗-29ブース・魅どころ-6団体）
令和4年	10月2日（日）	くらしき地域資源（特産品・老舗-43ブース・魅どころ-5団体）、東北（2市町-2ブース）
令和5年	10月1日（日）	くらしき地域資源（特産品・老舗-49ブース・魅どころ-5団体）、東北（2市町-2ブース）

(12) くらしき地域資源販路開拓支援事業

※くらしき地域資源活性化事業（国内販路開拓支援）とくらしき地域資源活性化事業（海外販路開拓支援）を統合し、新規事業名とした。

① 実施目的

国内外に向けた地場産品の販路拡大、販売促進、産地プロモーションを実施し、地域経済の活性化及びブランディング向上を図る。

② 実施内容

令和4年度は地域資源の海外販路開拓を目指し、「越境ECによる販路拡大支援」を実施。

- ・越境ECをテーマとしたセミナー・ワークショップを2回開催（9月、12月）
- ・米国バイヤーと商談会を実施。商談が成立した事業者商品をオンラインショップ及びリアルで販売

令和5年度は市内外に向けた特産品の販路開拓や地域内経済循環の強化を図るため、地場産品・特産品の情報を集約し取りまとめた、倉敷特産品ギフト&ノベルティ専門WEBサイト「くらしきギフト」を構築した。

- ・参加事業者数：27事業者
- ・登録商品数：107種類

【参考】くらしき地域資源活性化事業（国内販路開拓支援）

① 実施目的

首都圏などの大都市圏における見本市や商業施設への出展支援を通じて、バイヤーに売り込み等を行うことで、商談・成約件数の増加や、地場産品の販路拡大・販売促進・マーケティング支援を図り、地域経済の活性化につなげることを目的に実施した。

② 実施内容

年度	実施年月日	実施場所	出展事業者
令和2年	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年	3月9日（水） ～14日（月）	松坂屋名古屋店 （名古屋市中区栄3-16-1）	民芸品、ガラス、帆布、デニム、いぐさ、真田紐、帽子、マスクingtテープ、雑貨、加工食品、コーヒー、観光情報など

くらしき地域資源活性化事業（海外販路開拓支援）は令和元年度で終了

(13) 工業の概要

本市の工業は、水島臨海工業地帯の形成により鉄鋼、石油、化学、自動車、造船等の業種を中心として飛躍的に発展し、従来からの繊維産業等の地場産業とともに本市の経済成長の中核的役割を担ってきた。二度にわたる石油ショック、円高不況、リーマンショックなどの激しい経済変動の波を受け、業績の低迷を余儀なくされる中でも、省力化・省エネ、減量化を進めながら、生産現場のハイテク化、製品の高付加価値化等に取り組むなど新たな発展方向を目指して事業を展開している。

最近の経済環境は、資源エネルギー問題、経済の国際化への対応等極めて重大な課題に直面しており、これらの課

題に的確に対応した経済活動が強く求められるとともに、産業構造の高度化、高付加価値化の促進等により経済情勢に柔軟に適応する体制の確立に努め、地域産業の健全な発展と経済の安定成長をはかる必要がある。

かつては、水島臨海工業地帯への工業立地がすすむ過程において、大気汚染や水質汚濁等の環境問題が社会問題となり、原油流出や工場事故等の災害も頻発した。こうした問題や事故を教訓とし、国、県、市では、立地企業と協力して再発防止と環境・災害対策に万全を講じている。

また、地場企業との連携や、雇用等地域経済との関連に十分配慮のうえ、地域社会との協調をはかりつつ企業活動を行うことが必須要件となっている。

(14) 水島臨海工業地帯

水島臨海工業地帯は、中国地方有数の河川である高梁川の河口に形成された三角州と沿岸一帯の遠浅海面の埋立てにより造成されたものであり、その地域は倉敷市南部の国際拠点港湾水島港の区域並びにその背後地の一帯をいう。この地域の工業化は、昭和18年三菱重工業㈱の航空機製造工場（現三菱自動車工業㈱水島製作所）が建設されたことに始まる。戦後、岡山県は工場根幹地域として新しい構想のもとに開発を進め、現在この地帯の工業用地総面積は2,546haである。このうち高梁川東部については、ほぼ立地を完了しており、高梁川西部では、玉島乙島新湊地先に航路及び泊地の浚渫土を利用して、埋立を行い外内貿のコンテナターミナル、工場用地、公園緑地等の造成整備を行っている。令和2年6月末現在の立地企業は245社となっている。

水島コンビナートでは、国際競争力強化を目指して、石油精製・石油化学を中心としたコンビナート・ルネッサンス事業（※1）、コンビナート連携石油安定供給対策事業（※2）により、従来の資本系列を超えた連携の動きが進んでいる。（※1：石油コンビナート高度統合運営技術研究組合（RING）が実施した国際競争力強化のためのコンビナート連携事業 RINGⅠ：平成12年度～平成14年度 石油精製高度統合運営技術開発 RINGⅡ：平成15年度～平成17年度 石油精製環境低負荷高度統合技術開発 RINGⅢ：平成18年度～平成21年度 石油精製高度機能融合技術開発 ※2：平成22年度～平成25年度 コンビナート高度統合生産連携）

このような競争力強化の取り組みをさらに前進させるため、地域活性化総合特区に「ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区」として指定申請を行い、平成23年12月に指定を受けた。

平成24年9月には、特区計画の認定を受け、ガス事業法の特定供給要件の緩和がなされたことにより、水島コンビナート企業間で余剰となった副生ガスの融通が可能となった。さらに、平成25年3月には、道路運送車両法に係る回送車両後面の回送運行許可番号標の取り付け免除や、同法に係る特定経路上での車両重量規制の緩和が措置された。また平成31年4月には、平成24年に実施された「水島港入港船舶が積荷の準備等の都合でやむを得ず一旦出港した場合の再入港時のとん税及び特別とん税の非課税となる措置」について、その対象の拡大が認められるなど、これまでに規制緩和、財政上の支援等9項目が実現し、10項目が現行法令で実施可能と確認されており、水島工業地帯に立地する企業の操業環境の向上に結びついた。

平成28年度で当初計画である5年が経過したが、平成29年度以降も特区計画の継続認定を受け、引き続き水島コンビナートの競争力強化に向けた取り組みを進めている。

① 工業用地の総括 （単位：㎡）（令和5年8月現在）

用地種類別		企業立地段階別
埋立	その他	立地決定
15,669,605	9,907,895	25,326,571

② 水島の歴史（平成以降）

平成元年	水島港（沙美）海岸環境整備事業完了
4年	4月1日「開港」30周年（7月30日記念式典開催）
6年	水島港開港5万隻入港（4月27日記念式典開催） 水島ポートパーク開園
7年	韓国との定期コンテナ航路開設
8年	水島港の貿易総額が中四国、九州でトップになる フィリピン、ベトナムとの定期コンテナ航路開設 玉島ハーバーブリッジが完成
9年	上海との定期コンテナ航路開設
10年	玉島ハーバーアイランドにガントリークレーン1基を備えた水深7.5m岸壁1バースの供用開始
11年	タイ、台湾との定期コンテナ航路開設
12年	水島コンビナート・ルネッサンス計画第1次事業（～14年）により、海底パイプライン敷設、原料、製品の相互融通 LPガス国家備蓄基地建設事業が立地決定
13年	輸入促進地域（FAZ）へ編入

14年	玉島ハーバーアイランドに水深10m岸壁1バース・ガントリークレーン2基、燻蒸庫、荷捌き施設を備えた国際コンテナターミナルの供用開始
15年	水島港が特定重要港湾へ昇格 国際物流・産業特区に認定
16年	国際コンテナターミナルを水島港国際物流センター(株)へ貸付開始 玉島ハーバーアイランド水深10m岸壁 2 バース目の供用開始
18年	神戸税関水島コンテナ検査センターの稼働 液化天然ガス (LNG) 受け入れ基地操業 (水島エルエヌジー(株))
19年	玉島ハーバーアイランド拡張埋立 (沖出し約46ha) 認可
20年	国際コンテナターミナル水深12m岸壁 (耐震)、新高梁川橋梁 (倉敷みなと大橋) など整備事業に着手
23年	港湾法の改正により水島港が国際拠点港湾に変更 水島港が国際バルク戦略港湾に選定 水島コンビナートが地域活性化総合特区に指定
24年	4月1日「開港」50周年 (8月3日記念式典開催)
25年	LPガス国家備蓄基地操業開始 国際コンテナターミナル水深12m岸壁 (耐震) ・6号埠頭供用開始 (11月10日記念式典開催)
26年	水島港において、水島港国際物流センター(株)が国際拠点港湾では全国初となる港湾運営会社の指定を受ける
27年	玉島ハーバーアイランドにマリンタワー整備 (ポートラジオ局移設)
28年	エチレンセンター (三菱ケミカル(株)・旭化成(株)) 集約
29年	倉敷みなと大橋開通 玉島ハーバーアイランドでJA関連企業3社からなる食料コンビナート操業開始 LPガス国家備蓄基地貯蔵完了
30年	水島港国際物流ターミナル整備事業着工 (1月27日記念式典開催)
令和2年	玉島ハーバーアイランド7号埠頭 (国際バルクターミナル) 供用開始
3年	塩生埠頭供用開始
6年	水島玉島航路供用開始 (5月12日記念式典開催)

③ 基盤整備の現状と計画

○港 湾

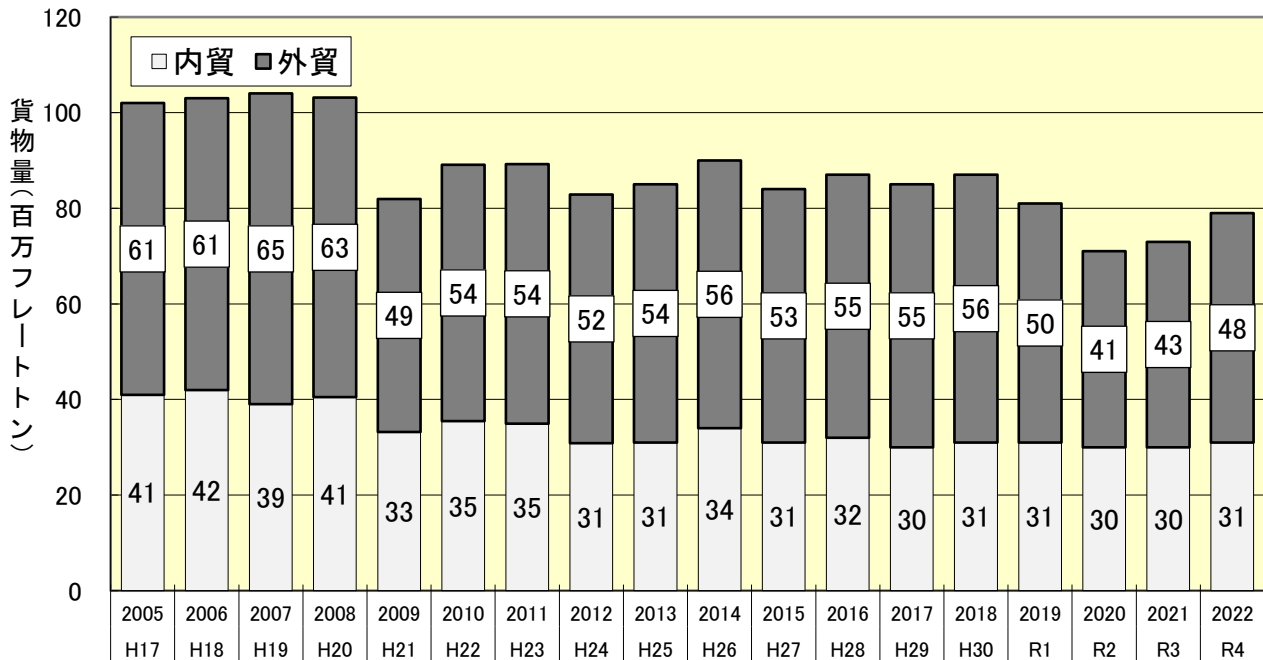
近年、中国を中心としたアジアの急速な経済発展と国際水平分業の進展に伴い、水島コンビナートをはじめとする市内産業の国際競争力を支える基盤として水島港の重要性は高まっており、利用者にとって利便性のある使いやすい港づくりに取り組んでいる。コンテナ貨物の増大、大量輸送のための船舶の大型化が進んでおり、大水深岸壁や航路の整備など物流拠点港として機能強化が求められている。

経済のグローバル化が進むなか、製品流通における効率的な海陸複合一環輸送として主流となりつつあったコンテナ物流をターゲットとして商業港機能を強化し、東アジア物流の拠点港湾とする戦略を立て、玉島ハーバーアイランド (埋立面積245ha) に、コンテナ取扱に特化した外内貿公共埠頭の整備を進め、平成14年3月には本格的な国際コンテナターミナルを供用開始した。

平成15年4月には、水島港は、対アジア国際輸送を軸とした国際海上コンテナ貨物輸送網の拠点港湾としての評価を得て、全国23港目の特定重要港湾へ昇格し、平成23年4月には港湾法の改正により国際拠点港湾に変更となった。

現在、国際定期コンテナ航路は中国、韓国、台湾を結ぶ14航路・15便/週が就航しているが、物流の定時性、速達性、確実性が求められるなか、貨物の集荷と航路の開設・増便を目指して、水島港インターナショナルトレード協議会 (MITA) と連携して、国内外へのポートセールスに積極的に取り組んでいる。

水島港総取扱貨物量の推移



・整備計画

水島臨海工業地帯をはじめとする背後圏に立地する基幹産業の国際競争力を支える拠点産業港湾、アジアを中心とした世界各国との交流を支える拠点国際物流港湾を目指し、外貿埠頭機能の強化や臨港交通ネットワークの拡充を図る計画を盛り込んで、平成18年7月に港湾計画が改訂された。（平成22年3月一部改訂、玉島西航路の拡幅計画）

これに基づき、国直轄事業として「水島港玉島地区国際物流ターミナル・臨港道路整備事業」が平成20年度に事業採択され、コンテナ貨物を対象とし、船舶の大型化に対応した岸壁と航路及び、陸上輸送コスト削減のための臨港道路の整備を進めている。これまでに、岸壁と臨港道路が完成。現在は、水深12mの玉島東航路の整備が進められているところである。また、平成29年度には同じく国直轄事業により「水島港国際物流ターミナル整備事業」が事業採択され、穀物バルク貨物を対象とし、船舶の大型化に対応した岸壁と航路及び、荷役機械の整備を進めている。これまでに、玉島地区において水深12mの岸壁及び荷役機械が完成。令和4年度から玉島東航路から分岐する水深12mの水島玉島航路の整備に着手し、令和6年3月に供用開始となった。水島地区においては今後、水深14mの岸壁と航路及び荷役機械の整備を予定している。

○鉄 道

・現状

当地帯の鉄道は、東西に走るJR山陽本線倉敷駅から南に向かって水島臨海鉄道線が敷設されている。旅客輸送は、倉敷駅に隣接する倉敷市駅から三菱重工前駅間に1日56本運行されている。貨物輸送は、倉敷貨物ターミナル駅及び東水島駅を拠点として、主に化学工業製品をJR倉敷駅経由で全国に輸送している。

平成4年には、水島の中心地区を南北に縦断する鉄道を高架化することによって、市街地の東西の一体的な発展と都市機能の向上を図るため、鉄道の高架切替が行われた。さらに、軌道跡地の側道としての整備や交差点の整備が平成5年度に行われた。（高架橋延長水島本線2,899m、港東線1,440m）なお、DD200-601形式機関車を導入し、令和3年9月1日から営業開始している。

○工業用水

当地帯の工業用水は本県三大河川の一つである高梁川を水源としており、県が昭和35年度に工業用水道事業に着手して以来、工場の新設、増設に合わせて工業用水道施設も順次規模を拡張して、工業用水の需要に応じている。

○電 力

水島地区の電力供給源は、中国電力水島発電所（1～3号機、総出力78.1万kw）、玉島発電所（1～3号機、総出力120万kw）、新成羽川発電所（1～4号機、総出力30.3万kw）及びJFEスチールと中国電力の共同出資による瀬戸内共同火力倉敷共同発電所（新1号機、3～5号機、総出力61.3万kw）がある。

水島発電所1号機は、使用する燃料を石炭からLNGへ転換するとともに、コンバインドサイクル発電方式（※）を採用した設備に改造し、平成21年4月に営業運転を開始した。この改造により、約50%という高い熱効率での運転が可能となり、平成18年の水島発電所3号機の燃料転換（重油・原油→LNG）と合わせ、年間100万t（試算値）-CO2の排出量削減効果がある。

玉島発電所1号機は、従来の石油に加え、天然ガスも燃料として使用できるよう設備を改造し、平成26年4月に天然ガスによる営業運転を開始した。この改造により、主に天然ガスを燃料として使用することで、環境性の向上（CO2排出量の削減等）および燃料コストの削減を図っている。

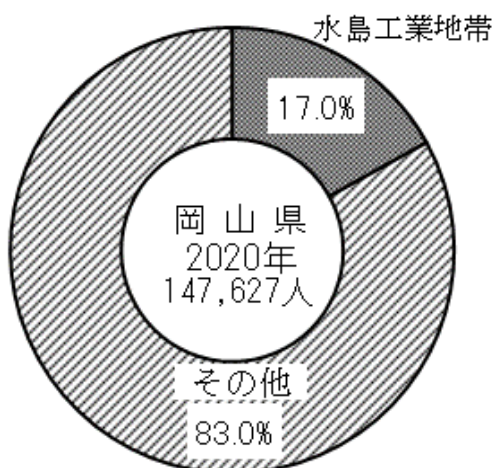
また、燃料調達の状況等に応じて、石油による発電も可能なことから、中長期的には、燃料調達リスクの低減にも資するものである。

※コンバインドサイクル発電方式

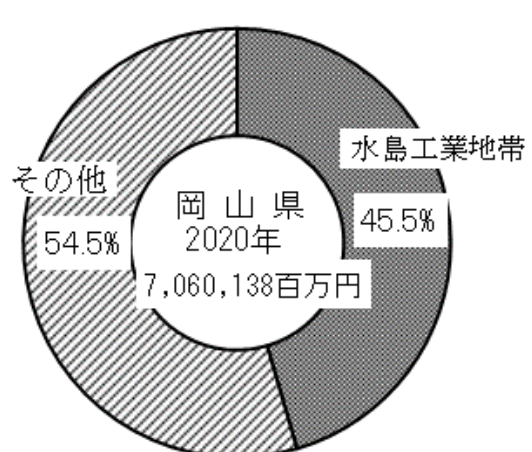
ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた複合発電方式で、燃焼ガスの力でガスタービンを回し、更にその排熱を回収してボイラーで発生させた蒸気で蒸気タービンを回す発電システム。

④ 水島工業地帯の県内に占める割合

水島工業地帯の従業者数の
全県に占める割合



水島工業地帯の製造品出荷額等の
全県に占める割合



（岡山県産業労働部「水島臨海工業地帯の現状」より）

企業 No.	地区	事業所名	年 月			敷地面積 ㎡	従業員 人	備 考
			立地又 は協定	建 設 開 始	操 業 開 始			
1	EⅡ	(株)アールエコサンモータース 玉島工場	H16.7	H16.9	H17.2	34,141	20	
2	EⅡ	アイム(株) 倉敷工場	H29.9	H30.4	H31.1	20,176	20	
3	E	(株)アキオカ	S62.3	S62.9	S63.2	17,427	87	
4	B C	旭化成(株)製造統括本部 水島製造所	S39.3	S39.4	S40.2	1,332,187	990	
5	B''	荒川化学工業(株)水島工場	S43.9	S44.7	S45.6	74,022	84	
6	B''	岩谷瓦斯(株) 水島工場	—	—	S44.5	5,400	9	
7	B C'	ENEOS(株)水島製油所 B工場	S34.9	S35.7	S36.6	1,647,800	1,125	
	A	ENEOS(株)水島製油所 A工場	S33.2	S34.10	S36.5	1,527,873		
	B''	ENEOS(株) 潤滑油物流センター	—	H21.6	H22.1	28,320	13	協力会社のみ
8	A'	MGCウッドケム(株) 水島工場	S41.10	S42.2	S42.6	11,548	15	
9	C	(株)大阪ソーダ 水島工場	S44.1	S45.1	S46.1	78,840	99	旧ダイソー(株) 水島工場
	C	(株)大阪ソーダ 岡山工場	S43.12	S44.7	S45.8	62,554	27	旧岡山化成(株) 水島工場
10	A'	オーシカケミテック(株) 水島工場	S39.10	S39.10	S40.2	10,427	39	
11	C	岡山ブタジエン(株) 水島工場	S44.10	S45.2	S45.11	8,653	15	
12	E	(株)オクダソカベ 岡山臨海工場	S60.10	H4.9	H6.4	33,000	34	
13	C	小田象製粉(株)	S61.1	S61.7	S62.5	19,576	34	
14	EⅡ	(株)カワナカ 西日本循環型エコタウンセンター	H22.7	H22.8	H22.10	4,777	12	
15	B''	関東電化工業(株)水島工場	S38.11	S39.4	S40.4	239,476	285	
16	EⅡ	岐阜プラスチック工業(株) 倉敷工場	—	—	H31.1	50,036	73	
17	B''	(株)共和工業所	—	—	S30.11	15,266	57	
18	B''	倉敷ボーリング機工(株)	S52.1	S52.5	S54.11	6,492	105	
19	E''	(株)クラレ 倉敷事業所/ クラレ玉島(株)	S31.3	S31.3	S31.11	410,000	850	敷地面積は 福利施設を含む
20	E''	三恵重機械工業(株) 倉敷工場	S40.7	S42.4	S42.8	436	2	
21	E	三東工業(株)	S62.2	S63.9	H 1	6,612	18	

企業 No.	地区	事業所名	年 月			敷地面積 ㎡	従業員 人	備 考
			立地又 は協定	建 設 開 始	操 業 開 始			
22	A' E II	J A西日本くみあい飼料(株)	S42. 11	S43. 3	S43. 11	66, 530	79	
23	D	J F Eケミカル(株) 西日本製造所倉敷工場	S36. 6	S37. 4	S40. 8	—	150	
24	E	J F E鋼板(株) 倉敷製造所	S45. 2	S45. 3	S46. 7	146, 165	123	
25	D'	J F Eコンテナ(株) 水島工場	S42. 7	S43. 1	S44. 4	33, 975	55	
26	D'	J F E条鋼(株) 水島製造所	H1. 6	H1. 11	H2. 11	110, 000	184	
27	D D'	J F Eスチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区)	S36. 6	S37. 4	S40. 8	10, 970, 966	3, 818	
28	D'	J F Eフェライト(株) 倉敷工場	—	H1. 10	H2. 10	17, 233	92	
29	D'	J F Eミネラル(株) 製鉄関連事業部倉敷製造所	S42. 7	S42. 7	S42. 12	54, 658	111	JFEスチール(株) 内
30	D'	J F Eミネラル(株) 水島合金鉄事業部	S36. 6	S40. 3	S40. 9	149, 123	200	
31	D	J F Eロックファイバー(株)	H1. 8	H1. 9	H2. 10	13, 482	117	
32	E II	(株) Jーオイルミルズ 倉敷工場	H27. 7	H28. 2	H29. 6	28, 250	22	
33	B'	ジェイカムアグリ(株) 水島工場	S38. 1	S41. 5	S45. 6	15, 700	1	三菱ケミカル(株) 内
34	E	品川リフラクトリーズ(株) 西日本工場 玉島製造部	S44. 2	S45. 4	S45. 10	29, 999	31	旧社名 JFE炉材
35	B''	(株)島田焼付塗装工業 本社工場	—	S54. 10	S55. 5	5, 287	47	第2工場を含む (敷地面積、従業員)
36	B''	(株)上備製作所 水島工場	S38. 10	S38. 10	S39. 6	8, 600	25	
37	C	(株)新来島サノヤス造船	S43. 12	S47. 5	S49. 1	287, 011	597	
38	E' E''	住友重機械工業(株) 岡山製造所	—	—	S23. 8	425, 000	495	
39	E	星光PMC(株) 水島工場	S62. 11	S63. 2	S63. 11	30, 000	56	
40	D	瀬戸内共同火力(株) 倉敷共同発電所	S40. 1	S40. 11	S42. 4	123, 598	80	
41	C	瀬戸埠頭(株)	S43. 3	S44. 11	S46. 4	142, 241	64	出向者含む
42	E'	(株)錢屋アルミニウム製作所 岡山玉島事業部	S55. 12	S56. 2	S56. 5	9, 425	50	
43	E II	全農サイロ(株) 倉敷支店	H26. 10	H27. 7	H29. 4	38, 205	18	
44	E II	(株)田中商会 玉島工場	R1. 10	R2. 4	R2. 12	8, 261	13	

企業 No.	地区	事業所名	年 月			敷地面積 m ²	従業員 人	備 考
			立地又 は協定	建 設 開 始	操 業 開 始			
45	E	中国精油(株) 水島工場	S45.2	S46.9	S46.11	31,881	61	
46	E E'	中国電力(株) 玉島発電所	S41.3	S44.1	S46.3	399,432	101	
47	B'	中国電力(株) 水島発電所	S34.3	S35.3	S36.11	248,652	71	
48	A'	中部飼料(株) 水島工場	—	H15.12	H17.3	37,383	44	
49	E II	(株)ティーエス自動車 玉島事業所	R2.10	R3.11	R4.7	11,146	9	
50	B''	東京製鐵(株) 岡山工場	S35.11	S35.12	S37.10	462,825	390	
51	E	(株)トウペ 倉敷工場	S62.11	S63.4	H1.3	13,300	54	
52	C'	トーカロ(株) 倉敷工場	—	R3.2	R4.2	16,529	64	
53	E II	ナカシマプロペラ(株) 玉島工場	H16.11	H16.12	H17.12	57,739	180	
54	A'	西日本飼料(株)	H1.2	H1.4	H2.10	31,161	27	
55	B	日鉱液化ガス(株) 水島輸入基地	S39.12	S40.6	S41.11	28,425	1	
56	A'	日清オイリオグループ(株) 水島工場	—	S31.3	S32.4	109,640	95	
57	C	日本ゼオン(株) 水島工場	S43.10	S44.2	S44.8	346,007	390	
58	C	日本曹達(株) 水島工場	S43.10	S43.12	S44.9	26,842	52	
59	E II	日本エアロフォージ(株)	H23.1	H23.8	H25.4	50,000	74	
60	C	日本食品化工(株)水島工場	S63.2	S63.6	H1.3	81,330	80	
61	C	日本農産工業(株)水島工場	H1.5	H1.10	H3.3	35,077	30	
62	A'	萩原工業(株)	—	—	S37.11	46,000	300	
63	A'	パシフィックグレーンセンター(株) 西日本支店	S42.7	S43.2	S43.10	9,498	27	
64	A'	ピー・エス・コンクリート(株) 水島工場	S28.11	S28.12	S29.7	50,635	16	
65	B	P S ジャパン(株)水島工場	S39.10	S39.11	S40.2	25,773	62	
66	E II	(株)ヒラキン	H17.3	H17.5	H18.4	32,542	20	
67	E	富士ダイス(株) 岡山製造所	S53.6	S53.8	S53.10	16,605	185	
68	B	ペトロコックス(株)/ペトロコ クスジャパン(株) 水島工場	S42.9	S42.11	S45.6	95,159	5	ENEOS(株)内

企業 No.	地区	事業所名	年 月			敷地面積 m ²	従業員 人	備 考
			立地又 は協定	建 設 開 始	操 業 開 始			
69	B	三國製菓工業(株) 水島工場	S63.8	S63.12	H3.3	16,724	46	
70	A	水島エルエヌジー(株)	H13.12	H14.11	H18.4	46,914	17	ENEOS(株)内
71	C	(株)水島オキシトン 水島工場	S44.12	S45.3	S46.4	12,975	10	
72	B''	水島ガス(株)	S17.4	S17.7	S18.11	34,646	75	
73	A'E	水島機工(株)	S42.4	S43.11	S28.4	54,341	295	玉島工場を含む
74	D'	水島鋼板工業(株)	S41.1	S41.9	S42.2	33,505	86	
75	D	水島リバーメント(株)	S62.9	S62.11	S63.10	13,548	8	
76	A'	三菱ガス化学(株)水島工場	S35.2	S35.2	S35.5	557,128	439	
77	B'B''	三菱ケミカル(株) 岡山事業所	S38.1	S38.8	S39.7	1,806,076	1,200	
78	A'E	三菱自動車工業(株) 水島製作所	S16	S16.10	S18.4	1,248,694	3,794	
79	EII	(株)明治 倉敷工場	H29.6	H30.4	R元.11	76,800	130	
80	B''	(株)メタルワン菱和	—	—	S44.4	26,697	109	
81	EII	(有)モリワキ商事 玉島工場	R2.1	R3.3	R3.11	6,983	3	
82	EII	山一化学工業(株) 岡山工場	H31.3	R2.3	R2.11	13,537	11	
83	EII	両備ホールディングス(株) 両備テクノモビリティカンパニー倉敷工場	H27.7	H28.8	H29.6	6,660	33	
84	EII	(株)ロジコム 岡山営業所		H17.11	H18.5	約40,000	108	ロジコム・アイ を含む

(岡山県産業労働部「水島臨海工業地帯の現状」より)

(15) 高梁川流域圏域全体の経済成長

① 創業サポートセンター広域連携事業

市内における地域経済の活性化を図る一環として、起業を志す方の支援を行うために、市内5商工団体と連携し、平成23年7月に「くらしき創業サポートセンター」を設立した。平成27年4月より早島町及び市・町内に本支店をもつ5金融機関が構成団体に加わり、市・町内に設置した創業相談窓口で、創業相談を実施している。

その他くらしき創業サポートセンターの事業として、起業家向けの基礎講座としての「起業塾」を開催し、起業に必要な知識習得の機会を提供している。また、平成27年度からは新たにくらしき創業サポートセンターの情報発信力を強化するための専用ホームページ開設、起業前後の者にPRの場を提供するための展示会「がんばれ！未来の老舗展」事業を実施しており、平成29年度からは、高梁川流域圏で特定創業支援事業として実施される起業塾や創業セミナーに参加した場合、高梁川流域圏の市町で特定創業支援事業を受けたことの証明を取得できるように創業支援計画の変更を行った。

倉敷市単独では、市内での起業家の創出及び地域経済の活性化を図ることを目的としてくらしきベンチャーオフィスを設置し、運営している。平成29年度からは、入居対象者を高梁川流域圏の起業者に拡大している。

ア くらしき創業サポートセンター創業相談実績

年度	年間延べ相談件数（件）
令和3年度	1,489
令和4年度	2,101
令和5年度	2,255

イ くらしきベンチャーオフィス運営事業

- (ア) 設置場所 倉敷市阿知1丁目7番2-803号 くらしきシティプラザ西ビル8階
- (イ) 施設概要 総面積約230㎡
貸室7室（中貸事務室6室〔20㎡〕、小貸事務室1室〔7㎡〕）、会議室、交流スペース、
インキュベーション・マネージャー室
- (ウ) 通信施設 各室にLAN完備
- (エ) 開設日 平成18年8月1日
- (オ) 施設整備費 約2,200万円

② 高梁川流域地域資源活用推進事業

高梁川流域圏の地域資源を磨き、発信し、拡大する事業の実施を通じて、高梁川流域圏の地域資源の活用を推進し地域経済の循環・活性化を図ることを目的に、商品個別相談会、マッチング商談会、プロモーションイベント等を実施した。

また、高梁川流域圏の事業者が連携して実施する、高梁川流域の地域資源を使った展示会等において費用を補助することで、販路拡大・販路開拓の支援を行った。

さらに、高梁川流域の地域資源を活用するイベントに補助金・負担金で支援を行った。

ア 流域圏の地域資源の販路拡大・開拓事業

(ア) 伴走型支援

- ・セミナー開催 令和5年5月18日（木） 41事業者参加
- ・商品個別相談会 年2回開催 22事業者参加
- ・開発・改良した商品のテストマーケティング 27事業者参加
- ・販路開拓マッチング商談会 19事業者参加、31商談実施

(イ) 県内大型商業施設でのプロモーションイベント

高梁川流域10市町の地域資源について、展示販売・ワークショップ等PRイベントを実施した。

イベント名 「高梁川流域 かわのわマーケット」

開催日 令和6年3月2日（土）

開催場所 美観地区 4会場

参加事業者 25事業者

(ウ) 地域資源活用推進支援

事業者間で連携して独自に販路開拓に取り組む者に対する支援の実施（高梁川流域圏地域資源活用推進補助金）

高梁川流域圏の事業者等が、連携して販路開拓、販路拡大等を目的とした展示会、見本市、物産展等を企画・実施する事業について経費の一部を補助するもの。

実施件数 4件

イ 補助金・負担金

高梁川流域の地域資源を活用するイベントに補助金・負担金で支援を行っている。

補助金 高梁川流域「倉敷三斎市」

負担金 備中玉島みなと朝市、早島・倉敷花ごまつり

③ 高梁川流域クロッシング事業

オープンイノベーションや企業間連携に関するフォーラムやワークショップの開催、ホームページや、SNSでの支援情報の発信等により、高梁川流域圏内での企業間連携を促進し、新たな取引関係の構築や新産業・新事業の創出につなげる。

令和3年度実績

- ・専用WEBの開設（企業間連携やオープンイノベーションの好事例、支援策等の紹介）
- ・アイデアソンの開催：延べ72名参加（※全3回）
- ・高梁川流域オープンイノベーションフォーラムの開催：298名参加

令和4年度実績

- ・専用WEBによる情報発信（企業間連携やオープンイノベーションの好事例、支援策等の紹介）
- ・高梁川流域圏の企業が相互に連携して、新たな事業の創出等に向けて実証実験を行う場合に必要とする経費の一部を支援する補助金の実施
- ・アイデアソンの開催：延べ45名参加（※全2回）
- ・高梁川流域オープンイノベーションフォーラムの開催：286名参加

令和5年度実績

- ・専用WEBによる情報発信（企業間連携やオープンイノベーションの好事例、支援策等の紹介）
- ・高梁川流域圏の企業が相互に連携して、新たな事業の創出等に向けて実証実験を行う場合に必要とする経費の一部を支援する補助金の実施
- ・高梁川流域圏内での新たな事業展開を図るため、優秀なビジネスプランに基づいた事業を流域圏内で開始するために必要な経費の一部を支援する補助金の実施
- ・新事業創出に向けたワークショップの開催：4社参加
- ・アイデアソンの開催：延べ40名参加（※全2回）
- ・高梁川流域オープンイノベーションフォーラムの開催：190名参加

④ 高梁川流域次世代経営者塾事業

高梁川流域圏域の事業者の後継者育成、事業承継、第二創業を支援するために、流域内事業者の発信等により、事業承継意欲を喚起し、意欲の高まった事業者を対象としてセミナーを実施する。

令和4年度実績

- ・絶対に残したい！「あの味、あの技、あのお店」募集・発信事業
応募総数 633件 発信事業 20事業者
- ・セミナー実施回数 4回

令和5年度実績

- ・高梁川事業承継プロジェクト 令和4年度事業で募集した、絶対に残したい！「あの味、あの技、あのお店」から、4事業者を事業承継マッチングプラットフォームに掲載
- ・セミナー・ワークショップ実施回数 1回

⑤ 高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業

高梁川流域圏内でジーンズ関連の創業を志す者や、縫製業務への就業希望者を対象に、縫製技術の習得や知識向上などを目的とした縫製講座や工場見学等を実施する。

令和3年度実績（倉敷会場5名、井原会場5名）

令和4年度実績（倉敷会場9名、井原会場5名）

令和5年度実績（倉敷会場5名、井原会場5名）

⑥ 高梁川流域ジュニアジーンズソムリエ事業

高梁川流域圏内の重要な地場産業である繊維産業への興味・関心を育て、将来の人材確保につなげるため、小学生を対象とした教材の作成・配布と小学校への出前講座を実施する。

令和3年度実績 出前講座：31校（倉敷26校、井原5校）／冊子配布：11校（倉敷8校、井原3校）

令和4年度実績 出前講座：38校（倉敷33校、井原5校）／冊子配布：2校（井原2校）

令和5年度実績 出前講座：40校（倉敷32校、井原8校）／冊子配布：1校（倉敷1校）

⑦ 高梁川流域「産地連携」推進事業

高梁川流域圏域の特徴的産業である繊維産業の国内外での認知度向上に向け、同じく繊維産地である備後圏域と連携し、プロモーションイベントや商談会等を産地間連携により実施する。

令和3年度実績

デニム・ジーンズを中心とした繊維製品のオンライン展示会とバイヤー招聘による個別商談会を実施した。

- ・出展事業者 11社（倉敷市・浅口市・井原市）
- ・オンライン展示会 令和3年11月15日～令和4年3月31日、アクセス数572件
- ・個別商談会 令和4年2月24日～28日、倉敷市内・井原市内、商談件数3件

令和4年度実績

デニム・ジーンズを中心とした繊維製品のオンライン展示会と首都圏での大規模商談会への出展を実施した。

- ・出展事業者 オンライン展示会9社、大規模商談会8社（倉敷市・浅口市・井原市・福山市）
- ・オンライン展示会 令和4年9月15日～令和5年3月14日、アクセス数：7,355件
- ・大規模商談会 令和4年10月18日～20日、ファッションワールド東京2022秋、商談件数250件

令和5年度実績

高梁川流域圏域と備後圏域にまたがる繊維産地「三備産地」を代表するデニム・ジーンズ製品のPRイベントを首都圏で実施した。また、三備産地のデニム関連事業者の情報をまとめたWEBサイト等を作成した。

- ・PRイベント 令和6年3月30日～31日、新宿高島屋、来場者数3万2千人／2日間（参考値）
- ・WEBサイト等 WEBサイト作成（日・英）、リーフレット作成（日・英、A3二つ折、各300部）

8. 労働雇用

(1) 有効求人倍率

時期	倉敷中央※	岡山県	全国
令和5年4月	1.61	1.51	1.32
令和6年4月	1.28	1.46	1.26

※倉敷中央は、倉敷中央公共職業安定所、総社出張所、児島出張所の合計値。

(2) 人への投資

① G7倉敷宣言推進事業

人を大切にする労働雇用の取組を推進するため、人への投資に積極的に取り組むとした「G7倉敷労働雇用大臣宣言」の内容を踏まえ、高梁川流域圏域内の高校生等を対象に、フィールドワーク等を通じ、本市の労働雇用の歴史を顕彰するとともに、「はたらく」を考えるセミナーを開催する。

② キャリア教育推進事業

若いうちから職業観の育成やワークルール等の理解の促進を図るため、中学校及び高等学校へ社会保険労務士等を派遣し、働くことの知識やルール等についての「基礎講座」を行う。また、地元企業の良さや魅力を知ってもらい、将来の地元就職につなげるため、地元企業が学校へ出向き、生徒が実際の作業を体験する「企業学び楽舎講座」を実施する。

・実施状況（単位：校、人、社）

講座	基礎講座				企業学び楽舎講座				
	中学校		高等学校		中学校		高等学校		派遣 企業数
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	
令和3	12	1,966			2	391			15
令和4	14	2,757			14	2,682			34
令和5	15	2,720	1	300	13	2,714	5	1,020	41

③ 高梁川流域未来人材育成事業

高梁川流域圏域内の高等学校が商工団体、金融機関、農業協同組合等と連携して行うアクティブラーニングやキャリア教育に資する事業を支援することで、将来の地元就職につなげる。

・実施状況（単位：校、円）

年度	参加校数	補助金交付金額
令和3	12	2,029,887
令和4	13	1,954,397
令和5	12	2,023,386

④ キャリア教育指導者育成事業

学校と企業等が、地域ぐるみでキャリア教育を進めることの意義や必要性について理解を深めるとともに、相互の交流を促進することで、地域雇用の拡大を図るため、学生が自発的に地域を知り、地域で学ぶ機会を充実するために必要な体制の構築を目的としたプログラムを実施する。

・実施状況（単位：回、人）

年度	種別	回数	延べ参加者数
令和3	指導者塾（高梁川流域未来キャリア教育セミナー）	5	151
令和4	指導者塾（高梁川流域未来キャリア教育セミナー）	4	59
令和5	指導者塾（高梁川流域未来キャリア教育セミナー）	3	53
	PBL（課題探求型学習）を進めるためのスキル習得に向けたプログラム	5	53

⑤ 離職者職業訓練等補助事業

離職した求職者に対し、再就職支援として、公共職業安定所を通じた就職のための職業訓練等の受講に要する経費の一部を補助することにより、求職活動に係る負担を軽減し、求職者の就職及び生活の安定を図る。

・交付状況（単位：件、円）

年度	交付件数	交付金額
令和4	242	3,310,200
令和5	311	6,443,200

(3) 雇用対策

① 高梁川流域就職面接会等開催事業

高梁川流域圏域での就職を促進するため、流域圏域内企業と就職希望者との円滑なマッチングに向けた合同企業説明会を開催する。また、流域圏域内企業の採用担当者と学校の就職担当者による情報交換会を開催し、学生の流域圏域内企業への就職促進を図る。

・実施状況（単位：社、人、社、校）

事業 年度	合同企業説明会			学校・企業就職担当者情報交換会		
	実施日	参加事業所数	参加者数	実施日	参加事業所数	参加校数
令和3	7月13日（火）、14日（水）	96	119	12月7日（火）	113	32
	10月19日（火）	58	120			
	2月21日（月）、22日（火）	99	119			
令和4	7月4日（月）、5日（火）	100	161	12月15日（木）	124	39
	10月14日（金）	56	100			
令和5	7月10日（月）、11日（火）	99	144	12月19日（火）	169	43
	11月7日（火）	59	86			

② 特化型合同企業説明会開催事業

企業と求職者のマッチング率の向上を図るため、運輸業、シニア、女性等、特定の業種や属性をターゲットにした企業説明会を、倉敷中央公共職業安定所等の関係機関と連携して実施する。

・実施状況（単位：社、人）

業種・属性 年度	運輸			シニア			女性		
	実施日	参加事業所数	参加者数	実施日	参加事業所数	参加者数	実施日	参加事業所数	参加者数
令和5	9月8日（金）	7	20	11月24日（金）	10	37	1月24日（水）	15	23
	2月1日（木）	8	13						

③ 生活相談事業

雇用・失業対策のため、求職者に対し、「ワークプラザたましま」（玉島支所）において、市による生活・就労相談と国による職業相談・紹介を一体的に実施するとともに、「職業情報提供コーナー」（水島支所）では、生活相談の一環として就職に関する相談・情報提供等の業務を行い、求職者に対する雇用の促進を図る。

・実施状況（単位：件）

施設 年度	ワークプラザたましま 相談員1名		職業情報提供コーナー 相談員2名	
	職業相談	職業紹介	職業相談	職業紹介
令和3	5,748	1,480	2,352	351
令和4	4,791	1,197	1,975	341
令和5	4,981	1,333	1,393	291

(4) 職場定着支援

① 新規学校卒業就職者歓迎大会開催事業

市内事業所に新しく就職した学校卒業者に歓迎の意を表し、激励するとともに、倉敷市の魅力を発信することで、地域への愛着を醸成し、就職者の事業所への定着の促進を図る。

・参加状況（単位：社、人）

年度	事業所数	参加者数
令和3	※新型コロナウイルス感染症の	
令和4	影響により中止。	
令和5	62	400

② 高梁川流域ワークエンゲージメント推進事業

勤労者のワークエンゲージメントの向上を図るため、高梁川流域圏域内の企業及び従業員等を対象に、働き方改革に積極的に取り組んでいる企業の事例等を紹介するセミナーを開催する。

③ 企業向け人権啓発事業

本市の事業所に勤務する者を対象として、「人を大切にする」「人権を尊重する」等、人権啓発に資するセミナーを開催し、労働者等が安心して働き続けられる労働環境づくりを促進する。

・実施状況（単位：回、社）

年度	回数	参加事業所数
令和3	3	159
令和4	3	134
令和5	3	115

④ 人を大切にする職場のルールづくり推進補助事業

最低賃金の引上げや労働環境の改善等に資する就業規則の作成又は変更を行う中小企業者等に対し、必要な経費の一部を補助することで、従業員が安心して働くことのできる職場のルールづくりを促進し、中小企業者等における人材の確保及び定着に寄与する。

(5) 勤労者福祉

① 倉敷市勤労者福祉サービスセンター運営事業

中小企業の勤労者が、豊かで充実した生活を送ることができるよう、中小企業が単独で実施することが困難な福利厚生事業（慶弔給付事業、健康の維持増進に係る事業等）を実施し、中小企業の勤労者福祉の向上を図り、中小企業の振興に寄与する。

・加入状況（単位：社、人）

年度	事業所数	会員数
令和3	1,015	7,741
令和4	987	7,785
令和5	960	7,775

② 勤労者融資事業

中国労働金庫へ資金（2.5億円）の預託を行い、預託した額の4倍の額（10億円）を限度として、市内に居住する勤労者に対し、生活資金を貸し付ける勤労者融資制度を実施し、市内に居住する勤労者の生活の安定と勤労者福祉の向上を図る。

- ・融資の限度額：1,500千円
- ・償還期間：58か月以内
- ・利息：年2.00%（令和6年4月現在）
- ・貸出状況（単位：件、千円）

年度	件数	金額
令和3	72	71,150
令和4	64	58,680
令和5	57	48,920

③ 勤労者福祉施設管理運営事業

勤労者福祉施設（倉敷勤労者体育センター、水島勤労福祉センター、倉敷労働会館）の管理運営を行うことで、市内の労働関係者や勤労者等に対し、文化活動やスポーツ等の場を提供し、福祉及び健康増進の充実を図る。

ア 倉敷勤労者体育センター（昭和53年7月1日開館）

- ・概要 勤労者の健康及び福祉の増進を図るために設置した体育施設
- ・所在地 倉敷市児島小川3丁目11番43号（TEL473-4000）
- ・敷地面積 1,308.00㎡
- ・建築面積 804.05㎡
- ・延床面積 956.25㎡
- ・構造 鉄骨造2階建
- ・設備 1階：事務室、アリーナ、更衣室
2階：トレーニングルーム
- ・建設費等 99,448千円（雇用促進事業団負担） ※体育器具：6,000千円（市負担）
- ・利用状況 令和5年度：7,853人
- ・職員 3人（会計年度任用職員）

イ 水島勤労福祉センター（旧倉敷共同福祉施設）（昭和55年10月1日開館）

- ・概要 勤労者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資するために設置した勤労者の福祉施設
- ・所在地 倉敷市水島明神町3番13号 (TEL448-5371)
- ・敷地面積 4,649.98㎡
- ・建築面積 1,748.06㎡
- ・延床面積 2,376.73㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造2階建
- ・設備 1階：事務室、研修室、トレーニング室、体育室、音楽室
2階：会議室、教養室、音楽室、研修室
- ・建設費 383,380千円 (雇用促進事業団：250,000千円、倉敷市：133,380千円)
- ・利用状況 令和5年度：25,395人
- ・職員 4人 (会計年度任用職員)

ウ 倉敷労働会館 (旧館：昭和48年5月1日開館、新館：昭和53年4月15日開館)

- ・概要 労働関係者の福祉を増進し、文化、教養の向上を図り、産業の興隆に寄与するとともに、一般市民の利便に資するために設置した施設
- ・所在地 倉敷市稻荷町5番38号 (TEL425-0873)
- ・敷地面積 1,674.00㎡
- ・建築面積 837.92㎡ (旧館：619.88㎡、新館：218.04㎡)
- ・建床面積 1,898.00㎡ (旧館：1,178.66㎡、新館：720.33㎡)
- ・構造 旧館：鉄筋コンクリート造3階建 (一部平屋)、新館：鉄筋コンクリート造4階建
- ・設備 1階：事務室、大ホール、管理人室
2階：中・小会議室、和室
3階：大・中会議室、和室
4階：大・小会議室
- ・建設費等 209,925千円 (工事費：170,170千円、備品費：9,164千円、用地買収費：30,591千円)
- ・財源 209,925千円 (市費：95,925千円、起債：109,000千円、建築：5,000千円)
- ・指定管理者 株式会社さんびる
- ・指定管理料 令和5年度：6,963千円
- ・利用状況 令和5年度：46,540人

(6) 岡山県最低賃金

① 地域別最低賃金

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
岡山県	932円	令和5年10月 1日

② 特定最低賃金

特定最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	980円	令和5年12月21日
鉄鋼業	1,050円	令和5年12月15日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,005円	令和6年 1月11日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	974円	令和5年12月21日
自動車・同附属品製造業	991円	令和5年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,041円	令和5年12月29日
各種商品小売業	933円	令和6年 1月10日

9. 農 業

(1) 農業の概況

本市の農業は、高梁川によって形成された肥沃な平坦部、及び一部山間棚田における水稲栽培や、丘陵地での桃、ぶどう等果樹の栽培、また真備地区では筍、船穂地区では花き、野菜等の栽培と、市の基幹産業として発展してきた。

しかしながら、近年の都市化、工業化による農地転用の増大、農業従事者の高齢化や担い手の不足、農業所得の伸び悩み等、他方において食糧の需給構造の変化による消費の高度化、多様化が進んでおり、農業をとりまく諸条件は極めて厳しいものがある。

このような現状に対処し、都市型農業として発展していくためには恵まれた立地条件を生かしながら農業振興地域を中核として消費者の需要に応じた作目をもとに、土地基盤の整備や経営の近代化をすすめ、高能率化した経営への脱皮をはかるなど時代に即した、特に青年層に魅力を持たせ得る農業の再編成を進める必要がある。

(2) 農 地

① 土地利用の推移（田、畑、樹園地は経営耕地面積）

（単位：ha）

年度	田	畑	樹園地	山林	計
22	2,457	285	335	10,045	13,122
27	2,069	273	292	10,030	12,664
R2	1,911	191	210	9,909	12,221

（「2020年農林業センサス」より）

（ただし、山林の数値については「岡山県の森林資源（令和2年3月31日現在）」市町村別森林面積表より）

② 用途別農地転用面積

（単位：a）

年	住宅用地	鉱工業用地	学校・公園 運動場用地	道路・水路等 用地	その他の 建物施設用地	合計
R3	2,391	538	75	17	1,397	4,418
R4	2,842	335	0	36	1,653	4,866
R5	2,084	223	0	12	1,554	3,873

③ 農地法第4・5条（農地の転用）許可・届出状況

（単位：a）

年	市街化区域			市街化調整区域			合計					
	件数	面積		件数	面積		件数	面積				
		田	畑		計	田		畑	計			
R3	579	2,264	1,291	3,555	165	667	196	863	744	2,931	1,487	4,418
R4	620	2,737	1,228	3,965	254	691	210	901	874	3,428	1,438	4,866
R5	486	1,925	1,129	3,054	144	665	154	819	630	2,590	1,283	3,873

(3) 農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を定めた。

農用地利用計画

（R6.4.1現在 単位：ha）

区分	農 用 地 等								左以外の 山林 原野	その他	合計
	田	畑	樹園地	小計	採草 放牧地	混牧 林地	農業用 施設 用地	計			
農用地区域	2,134	236	455	2,825	-	-	8	2,833	9	-	2,842

(4) 倉敷市農業の現状

① 農家数の推移

（単位：戸）

年度	区分	総農家数 （戸）	販売農家 （戸）	自給的農家 （戸）
H22		7,907	3,909	3,998
H27		6,644	3,121	3,253
R2		5,209	2,265	2,944

（「2020年農林業センサス」より）

② 経営耕地面積規模別農業経営体数（個人・団体）

（単位：経営体）

年度	区分	農業 経営体数	0.3ha	0.3～	0.5～	1.0～	1.5～	2.0～	3.0～	5.0～	10.0ha
			未満	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	5.0	10.0	以上
H22		3,909	78	1,337	1,771	453	127	71	47	21	4
H27		3,121	47	1,088	1,370	359	117	64	42	24	5
R2		2,327	95	773	954	292	70	58	34	31	20

（「2020年農林業センサス」より）

※H22・H27は販売農家戸数、R2は農業経営体数です。

③ 市内農産物出荷額・市内農業者平均所得

暦年	農産物出荷額（千万円）	農業者の平均所得金額（万円）
R2	1,152	390
R3	1,218	421
R4	1,261	434

（農水省HP「市町村別農業産出額（推計）」／倉敷市市税概要より）

(5) 主要作物栽培状況

① 水稻の栽培状況

区分	年度	作付面積（ha）	収穫量（t）	10a 当たり収量（kg）
		R3	2,410	12,500
R4	2,340	12,400	528	
R5	2,300	11,800	512	

（農水省HP「市町村別統計データ」より）

② 市内の主な農産物の生産状況

ア 野菜

年度	区分	ゴボウ		タケノコ	
		出荷量（t）	出荷額（千円）	出荷量（t）	出荷額（千円）
R3		317	185,740	109	25,807
R4		270	160,010	113	24,147
R5		274.7	173,981	82.2	19,076

イ 果樹

年度	区分	桃			
		白鳳		清水白桃	
		出荷量（t）	出荷額（千円）	出荷量（t）	出荷額（千円）
R3		200.6	144,989	203.7	204,792
R4		178.6	181,261	262.9	211,000
R5		171.4	129,545	203	218,828

年度	区分	ブドウ					
		マスカットオブアレキサンドリア		シャインマスカット		ピオーネ	
		出荷量（t）	出荷額（千円）	出荷量（t）	出荷額（千円）	出荷量（t）	出荷額（千円）
R3		54	191,996	324.1	943,282	179.7	232,053
R4		53	176,496	378.5	969,677	153.1	193,923
R5		55	158,418	388.4	1,097,623	83.2	117,639

ウ 花き

年度	区分	スイートピー	
		出荷量 (千本)	出荷額 (千円)
R3		8,117	321,684
R4		7,449	342,709
R5		6,517	326,600

(JA晴れの国岡山出荷実績)

(6) 畜産

家畜頭羽数

年度	区分	乳牛		肉用牛		豚		鶏 (ブロイラーを含む)	
		戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
R3		7	269	1	24	1	62	5	722,139
R4		6	214	3	52	1	65	5	774,054
R5		6	259	4	93	1	54	4	735,088

(岡山県井笠家畜保健衛生所「令和5年度家畜飼養頭羽数台帳」より)

(7) 農業土木

① 農業用ため池規模別分布状況

(R6.4.1現在)

貯水量	地区名	倉敷	児島	玉島	水島	庄	茶屋町	船穂	真備	計
	10万m ³ 以上		0	6	5	1	0	0	0	4
5千m ³ 以上～10万m ³ 未満		43	85	51	11	14	0	8	47	259
千m ³ 以上～5千m ³ 未満		37	94	53	9	5	0	6	49	253
千m ³ 未満		6	249	21	13	1	0	1	40	331
計		86	434	130	34	20	0	15	140	859

② 農業用施設整備状況

(単位：千円)

年度	区分	用水路整備			ため池整備		揚排水機・樋門整備	
		箇所	工事延長	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費
R3		50	5,875	635,580	4	44,055	17	120,699
R4		53	3,612	560,124	4	161,623	9	78,573
R5		39	2,677	454,930	11	223,446	11	125,982

③ 農業土木委員

ア 農業土木委員制度の目的 (任期3年)

農業土木業務及びこれに関連する区域内の一般土木業務、水利の運営、農業施設の円滑な維持管理を図り、農業振興と地域の整備、発展を推進するため農業土木委員を設置している。

イ 委員の委嘱

委員は、その設置地区に居住し、10アール以上の農地を耕作する者で、常に農業の振興に意欲を持ち、その職務に関し理解と熱意があり、かつ、職務の処理に当って公平な判断ができるものの中から、市長が別に定める推薦会の推薦により委嘱する。

ウ 設置地区及び委員数

(R6.4.1現在)

地区	人数	地区	人数	地区	人数	地区	人数
倉敷	4	福田	12	長尾	5	船穂町 水江・柳井原	2
万寿	7	連島	18	富田	14		
大高	15	庄	9	黒崎	10	真備町川辺	2
中洲	6	茶屋町	4	穂井田	5	真備町岡田	3
菅生	7	上成	6	琴浦	12	真備町菌	5
粒江	6	乙島東	7	児島	6	真備町二万	5
西阿知	4	乙島西	6	味野	7	真備町箭田	6
中庄	10	阿賀崎	9	下津井	5	真備町呉妹	5
帯江	6	柏島北	7	本荘	4	真備町服部	2
豊洲	5	柏島南	2	郷内	12		
藤戸	6	勇崎	5	船穂町船穂	8		
						合計	279

(8) 国土調査実施状況

(令和6年4月1日現在)

年度	地区名	面積 (km ²)	事業費 (千円)
S37~41	片島町外9地区、船穂町船穂外2地区	28.28	9,850
41~46	水江外28地区、真備町川辺外3地区	38.67	26,269
46~51	中庄外14地区、粒江の一部、玉島上成外2地区、真備町尾崎外2地区	48.92	64,308
5z1~56	粒江の一部、黒石、浦田、水江の一部、酒津、玉島道越、玉島道口、玉島富、玉島陶の一部、串田、曾原、福江の一部、真備町市場、真備町有井	33.59	86,521
56~61	八王寺町、安江、大内、川入、日吉町、四十瀬、玉島陶の一部、福江の一部、林、木見の一部、真備町箭田、真備町上二万	24.87	77,550
61~H元	老松町1・5丁目、沖、田ノ上、玉島陶の一部、玉島服部の一部・木見の一部・尾原の一部	6.75	57,020
H元~6	西中新田、白楽町、平田、大島、玉島服部の一部、玉島阿賀崎1丁目の一部、玉島勇崎、尾原の一部、児島味野1~4丁目、北畝4・5丁目	10.29	150,924
6~7	児島味野5・6丁目、北畝3・6・7丁目	0.80	59,000
7~8	浜町1・2丁目、児島味野城1丁目・児島味野城2丁目の一部、玉島阿賀崎2・3丁目、北畝1・2丁目	1.12	51,030
8~9	浜ノ茶屋、浜ノ茶屋1・2丁目、玉島阿賀崎4・5丁目、児島味野上1丁目・児島味野上2丁目の一部、児島味野、中畝5丁目	0.90	42,280
9~10	北浜町、日ノ出町1・2丁目、玉島阿賀崎の一部、中畝4丁目	0.86	33,580
10~11	玉島阿賀崎の一部、児島赤崎1丁目、中畝3丁目	0.62	38,950
11~12	羽島の一部、児島赤崎4丁目の一部、中畝2丁目	0.53	31,420
12~13	羽島の一部、玉島阿賀崎の一部、中畝1・6丁目	0.84	31,160
13~14	児島赤崎3丁目、玉島阿賀崎の一部、中畝7丁目	0.61	27,190
14~15	羽島の一部、児島赤崎2丁目の一部、中畝8・9丁目	0.74	29,690
15~16	羽島の一部、玉島阿賀崎の一部、中畝10丁目、東塚1丁目	1.01	26,540
16~17	児島阿津3丁目の一部、玉島柏島の一部、東塚2・3丁目	0.79	23,816
17~18	児島阿津1丁目、美和1・2丁目、東塚4丁目、福田町東塚	0.66	20,230
18~19	東町、本町の一部、玉島柏島の一部、東塚5丁目、東塚6丁目的一部分	0.73	23,230
19~20	玉島柏島の一部、児島阿津2丁目的一部分、児島元浜町の一部、東塚6丁目的一部分、東塚7丁目	0.96	29,190
20~21	本町の一部、鶴形1・2丁目、児島元浜町の一部、児島小川町の一部、南畝6丁目的一部分、南畝7丁目	0.84	25,760

21～22	玉島柏島の一部、南畝3丁目の一部、南畝5丁目、南畝6丁目の一部	0.66	17,400
22～23	中央1丁目、児島小川町の一部、児島小川1丁目	0.40	14,010
23～24	玉島柏島の一部、南畝2丁目、南畝3丁目の一部	0.50	15,650
24～25	中央2丁目、児島小川2丁目の一部、児島小川3丁目の一部	0.30	15,480
25～26	玉島柏島の一部、南畝1丁目、水島福崎町	0.46	14,640
26～27	稲荷町、南町、老松町3丁目の一部、児島小川3丁目の一部、児島小川4丁目 の一部	0.27	15,840
27～28	玉島柏島の一部、水島海岸通4・5丁目、水島中通4丁目、水島西通2丁目、 水島西通1丁目の一部、水島川崎通1丁目の一部	12.98	14,760
28～29	老松町4丁目の一部、児島小川4丁目の一部	0.18	11,760
29～30	玉島柏島の一部、松江1丁目の一部	0.38	15,212
30～31	老松町3・4丁目の各一部、児島小川4・5丁目の各一部	0.22	15,122
R元～2	玉島柏島の一部、松江1・2丁目の各一部	0.24	11,984
2～3	老松町2～4丁目の各一部、児島小川5・6丁目の各一部	0.16	12,368
3～4	玉島柏島の一部、松江2丁目の一部、広江1丁目の一部	0.21	13,224
4～5	老松町2・3丁目の各一部、川西町の一部、児島小川6・7丁目の各一部	0.22	19,652
5～6	玉島柏島の一部、広江1丁目の一部	0.16	12,070
計		220.72	1,184,680

※上記事業費に真備町及び船穂町分は含まれていません。

(9) 担い手の育成

① 認定農業者制度

農業者が、基本構想に示された農業経営の目標を目指し、経営の改善に向けて立てた計画を、市長（複数の市町村の区域をまたがる場合には県知事、複数の都道府県の区域をまたがる場合には農林水産大臣または地方農政局長）が認定し、この認定を受けた農業者に対して重点的に支援策を講じようとするもの。

年度	認定農業者数（人）	新規認定数（人）		
		個人	法人	計
R3	231	15	1	16
R4	251	22	2	24
R5	264	21	1	22

② 認定新規就農者

新たに農業経営を営もうとする青年等が、基本構想に示された農業経営の目標に向けて、農業経営の基礎を確立するために立てた青年就農計画を市長が認定し、この認定を受けた者に対して重点的に支援を講じようとするもの。

年度	認定新規就農者数 （人）
R3	40
R4	43
R5	43

③ 就業奨励金支給事業

年度	区分	後継ぎ型	経営分離 独立型	新規参入型	合計	内訳	
						農業者	漁業者
R3		0	0	5	5	0	
R4		3	0	6	9	2	
R5		1	0	5	6	1	

④ 新規就農サポート事業

新たに本格的な農業を始めたい方に対する農業実務研修の実施や不安定な就農直後の経営を支援し、地域の中心的農業者としての育成を図る。

新規就農者育成総合対策事業のうち就農準備資金及び農業次世代人材投資資金（準備型）事業

対象者 新規就農予定者（独立・自営就農予定時の年齢が、原則50歳未満等の要件を満たす者）

助成内容 1,500千円／年（最長2年間）

新規就農者育成総合対策事業のうち経営開始資金及び農業次世代人材投資資金（経営開始型）事業

対象者 新規就農者（独立・自営就農時の年齢が、50歳未満等の要件を満たす者）

助成内容 1,500千円／年（最長5年間。R4採択分より最長3年間。）

※R3年度採択分より4年目以降は、1,200千円／年。

就農促進トータルサポート事業（新規就農研修事業）

対象者 新規就農予定者（農業実務研修を受ける者のうち、新規就農者育成総合対策事業のうち就農準備資金及び農業次世代人材投資資金（準備型）事業の交付対象とならない者）

助成内容 1,500千円／年（最長2年間）

就農促進トータルサポート事業（早期経営確立支援事業）

対象者 農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農1年以内の新規就農者

助成内容 空き家等借入応援事業、農業施設等整備支援事業等

(10) 地域計画の策定・実行

担い手（認定農業者等）への農地の集積・集約化に当たって、地域を支える農業者と農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）を中心とする関係（行政）機関が「耕作マップ（見える化）」を用いて現状認識を共有し、将来の農地利用を担う経営体のあり方を決めていく「人・農地プラン」の作成・実質化に努めてきた。

令和5年度から人・農地プランが「地域計画」として法定化されたことを踏まえ、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を、市街化区域等を除いた区域を対象に、令和6年度末までに策定・実行していくことを目標としている。

(11) 担い手の農地利用集積状況

担い手数及び耕地面積に占める担い手の経営農地面積の割合

（単位：ha、人、％）

年度	耕地面積	担い手数	経営農地面積		集積率
				うち機構借入	
R3	3,740	396	908	52.1	24.3
R4	3,660	404	914	67.3	25.0
R5	3,590	413	965	59.2	26.9

(12) 農作物等鳥獣害防止対策事業

有害鳥獣をわな及び銃器等で捕獲駆除し、農作物の被害を防止する。

捕獲実績（頭・羽）

年度	イノシシ	ヌートリア	タヌキ	アナグマ	カラス類
R3	890	358	81	79	994
R4	1,255	349	97	124	923
R5	1,356	355	95	98	823

(13) 市民農園事業

農作物の栽培を通じて、市民に農業及び食の重要性に関する理解を深めてもらうとともに、家族の憩いの場やコミュニケーションの場として地域交流を促進する。

1区画の面積 20㎡、30㎡または50㎡

利用期間 3年以内

利用料金 20㎡の区画は4,800円／年、30㎡の区画は7,200円／年、50㎡の区画は12,000円／年

利用者 市内に住所を有する者

農園数 21カ所、608区画（令和6年4月1日現在）

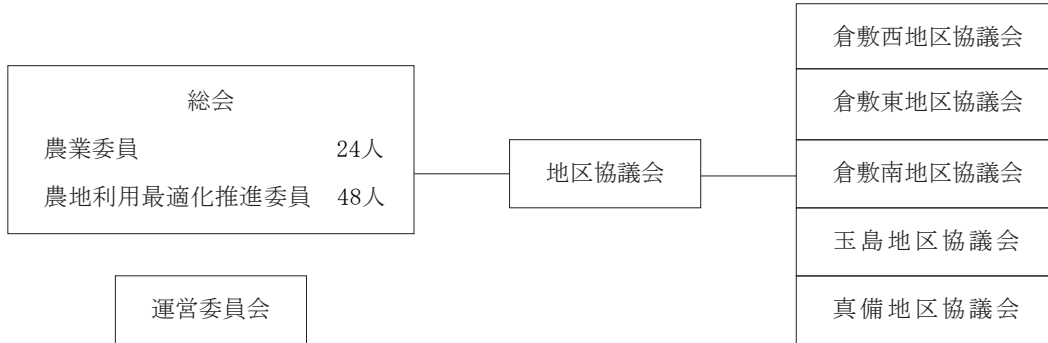
(14) 農業委員会

本市農業委員会は、昭和44年4月、それまでの倉敷、児島、玉島の3地区に設置されていた農業委員会を廃止して、新たに全市を一つの区域とする倉敷市農業委員会に改組した。その後、昭和47年には庄村、昭和50年には茶屋町を編入し、平成17年8月1日には船穂町、真備町を合併し現在に至っている。

社会経済環境が変化し、遊休農地・耕作放棄地等が増加する中、農地利用の最適化（担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に努めている。

① 委員数及び組織

(R6.4.1現在)



事務局の構成－局長、副参事、課長主幹1人、主幹2人、主任5人、主事1人 計11人

② 年度別農地移動処理状況

(単位：a)

年度	第3条関係		第18条関係		第4条関係		第5条関係			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
R3	145	1,860	60	618	許可	26	146	許可	139	717
					届出	112	524	届出	467	3,031
R4	166	2,802	62	604	許可	28	130	許可	226	771
					届出	114	667	届出	506	3,298
R5	204	2,178	81	1,015	許可	16	105	許可	128	714
					届出	90	506	届出	396	2,548

第3条 農地又は採草放牧地の権利の設定、移転

第4条 農地の転用

第18条 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約

第5条 農地又は採草放牧地の転用のための権利設定、移転

※ 第4条関係の許可は市街化調整区域内にある農地、届出は市街化区域内にある農地

※ 第5条関係の許可は市街化調整区域内にある農地又は採草放牧地、届出は市街化区域内にある農地又は採草放牧地

(15) 農業関係団体

① 農業協同組合

(R5.3.31現在)

農協名	所在地	組合員数(人)		役員数(人)		正職員数(人)
		正	準	理事	監事	
晴れの国岡山農業協同組合	玉島八島1510番地1	92,642	50,624	64	10	1,982

② 土地改良区

(R6.4.1現在)

名称	所在地	設立年月日	受益面積	関係市町	組合員数	理事	監事
倉敷	倉敷市西中新田640	H3.7.30	1,130ha	倉敷	3,492	18	4
玉島	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	S40.11.22	1,661ha	倉敷	5,764	20	4
倉敷市庄	倉敷市上東756	S29.2.19	426ha	倉敷	1,157	9	3
茶屋町	倉敷市茶屋町2087	S28.10.22	239ha	倉敷	434	7	4
備南	倉敷市船穂町船穂2890-8	S36.8.8	254ha	倉敷	987	16	4
上原井領	倉敷市真備町箭田1141-1	S29.4.7	396ha	倉敷・総社	1,023	14	3
児島湾	岡山市南区築港緑町2丁目4番地29	S27.5.17	4,354ha	倉敷・岡山・玉野	3,731	11	3
高梁川用水	総社市門田283	S27.7.17	6,766ha	倉敷・岡山・総社・早島	19,239	12	5

③ 一部事務組合

(R6.4.1現在)

名称	設置年月日	構成団体及び組織定数	事務所の位置
高梁川東西用水組合	T5.3.31	倉敷市：21人、早島町：1人	倉敷市酒津2826番地
八ヶ郷合同用水組合	S39.4.8	倉敷市：21人、早島町：2人	倉敷市西中新田640番地倉敷市役所内
湛井十二箇郷組合	S42.4.1	倉敷市：2人、総社市：12人 岡山市：10人	総社市井尻野898番地

(16) 林業の概況

本市の森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

① 森林資源

(単位：ha、千m³)

年度	総 数		針 葉 樹		広 葉 樹		竹 林		未立木林	
	面 積	材積	面 積	材積	面 積	材積	面 積	材積	面 積	材積
R3	9,639	675	856	149	8,093	526	318	-	346	-
R4	9,639	677	856	150	8,093	527	318	-	346	-
R5	9,639	679	856	151	8,093	528	318	-	346	-

(「岡山県の森林資源」より)

② 水源林団地造林の状況

(R6.4.1現在)

種 別	合併記念造林	30周年記念造林	40周年記念造林
事業実施地区	新見市菅生	新見市大佐	新見市大佐
植 栽 面 積	23.8ha	45.9ha	21.2ha
種苗及び本数	スギ 17,658本 ヒノキ 45,864本 アカマツ 24,750本	ヒノキ 75,652本 本広葉樹 51,410本	ブナ 5,901本 コナラ 6,875本 本広葉樹 17,659本
(本 数 計)	88,272本	127,062本	30,435本
施 行 年 度	S42~44	H10~14	H20~24
造 成 費	2,752千円	61,623千円	52,808千円

③ 治山事業施行状況

(単位：千円)

年度	林地災害復旧		林地崩壊防止		そ の 他		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
R3	1	5,137	-	-	1	493	2	5,630
R4	-	-	-	-	1	292	1	292
R5	-	-	-	-	1	2,343	1	2,343

④ 松くい虫駆除及び予防事業

(単位：ha、千円)

年度	駆 除 量	事 業 費	予防事業面積	事 業 費	樹種転換面積	事 業 費	総事業費
R3	40m ³	712	13.0	1,500	0.00	0	2,212
R4	73m ³	1,309	13.0	1,521	0.00	0	2,830
R5	140m ³	2,233	13.0	1,169	0.00	0	3,402

⑤ 森林環境保全事業

森林環境譲与税を財源として、適正な森林管理や林業の活性化を促進する。

ア 森林環境譲与税 (単位：千円)

年度	森林環境譲与税 (歳入)
R3	40,831
R4	53,262
R5	53,262

イ 森林経営管理制度・基金積立 (単位：ha、千円)

年度	事業名	事業量	金額
R3	意向調査業務委託、送付料	4.75	1,593
	意向調査データ整理業務委託	19.16	473
	森林環境譲与税基金への積立	—	38,765
	同基金利子分の積立	—	16
R4	意向調査業務委託、送付料	8.53	1,009
	意向調査データ整理業務委託	4.75	451
	(木材利用の促進) 書籍棚修繕	—	886
	(普及啓発) ゼロカーボン森林教育	—	378
	森林環境譲与税基金への積立	—	50,538
	同基金利子分の積立	—	31
R5	意向調査業務委託、送付料	3.36	1,966
	意向調査データ整理業務委託	8.53	385
	森林計画図情報登録業務	—	77
	森林整備事業費補助金	—	386
	山地災害防止修繕	—	2,343
	放水路清掃業務委託	—	528
	管理道清掃業務委託	—	286
	倒木清掃等委託	—	1,018
	(普及啓発) ゼロカーボン森林教育	—	266
	(木材利用) まびふれあい公園建屋内装 工事	—	11,921
	森林環境譲与税基金への積立	—	34,086
	同基金利子分の積立	—	76

10. 水産業

(1) 水産業の概況

本市では、漁船漁業及びのり、わかめ等の浅海養殖漁業が営まれている。漁獲量が減少傾向にあることや、燃料価格高騰などにより漁業経営は厳しい状況にある。このため、稚魚の育成や放流など、漁業資源の回復に向けた対策が必要である。

① 階層別漁業経営体数

区分 年度	総数	漁船 非使用	漁船使用				定置網	海面養殖	
			1t未満	1～5t	5～10t	10t以上		のり	その他
H20	667	22	133	403	39	23	9	22	16
H25	478	6	59	290	24	24	10	21	44
H30	309	1	33	200	22	18	7	20	8

(「2018年漁業センサス」より)

② 漁獲量

(単位：t)

年	総数	海面漁業	海面養殖
R元	2,571	621	1,950
R2	1,065	615	450
R3	1,568	441	1,127

(「漁港港勢調査」より)

③ 漁業指導船

平成12年3月15日進水

船名	第三倉敷丸	総トン数	3.0トン
型式	船内外機FRP船	速度	約25ノット
船長	9m38 幅 2m73	定員	11名

(2) 水産業振興策

① 水産業振興対策事業

区分 年度	種苗放流事業		種苗放流事業	
	ヒラメ(尾)	事業費(千円)	モロコ(kg)	事業費(千円)
R3	10,000	638	93.75	330
R4	—	—	93.75	330
R5	—	—	93.75	330

区分 年度	種苗放流事業		種苗放流事業	
	メバル(尾)	事業費(千円)	キジハタ(尾)	事業費(千円)
R3	12,000	792	4,000	885
R4	17,000	1,215	4,000	495
R5	17,000	1,271	4,000	537

(3) 漁業協同組合

(R5.7.31現在)

組合名	事務所の所在地	設立認可年月日	組合員数(人)			役員数(人)		職員数(人)
			正	准	計	理事	監事	
児島	倉敷市大島1-1706-2	S24.6.8	34	157	191	7	2	1
第一田之浦吹上	倉敷市下津井田之浦2-1-3	S36.12.3	28	84	112	5	2	5
本田之浦吹上	倉敷市下津井田之浦2-1-3	S37.7.26	30	61	91	5	2	1
第一下津井	倉敷市下津井1-348-5	S29.3.6	26	47	73	6	2	1
下津井	倉敷市下津井1-9-8	S24.6.22	39	99	138	9	2	2
下西	倉敷市下津井2-4-67	S24.6.18	27	54	81	9	3	1
黒崎連島	倉敷市玉島黒崎5468	S24.7.13	34	115	149	9	4	3
寄島町	浅口市寄島町13003-38	S24.7.16	52	77	129	8	3	5
(乙島漁業支所)	倉敷市玉島乙島8229							
合 計 (8)			270	694	964	58	20	19

※寄島町漁協の人数は合併後の数値

(4) 漁港(港湾を除く)

① 市が漁港管理者である漁港

漁港名	所在地	漁港区域(水域)
通生	倉敷市児島通生	湊岬から宮の鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
勇崎	倉敷市玉島勇崎	倉敷市玉島柏島7088-4番地に設置された標柱から311度50mの地点をイ点とし、イ点から194度198mの地点(ロ点)に引いた線(イ線)、ロ点から283度に引いた線(ロ線)及び陸岸により囲まれた海面
小原	倉敷市玉島黒崎小原	北護岸と県道の取付南部(旧東防砂堤基部)を中心として半径500mの円内の海面

② 県が漁港管理者である漁港

漁港名	所在地	漁港区域(水域)
大島	倉敷市大島	北防波堤先端を中心として半径500mの円内の海面
下津井	倉敷市下津井吹上田之浦	倉敷市下津井1丁目387番地の1に設置された標柱(イ点)から195度150mの地点(ロ点)に引いた線(イ線)、ロ点から95度782mの地点(ハ点)に引いた線、同市下津井田之浦1番の3に設置された標柱(ニ点)から214度240mの地点(ホ点)に引いた線(ロ線)、ハ点からホ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
呼松	倉敷市福田、児島宇野津	倉敷市児島天神ヶ鼻から福田町玉島山三角点(標高93.7m)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
沙美	倉敷市玉島黒崎	倉敷市玉島黒崎宇諏訪浜5550番地に設置された標柱(イ点)から同市玉島黒崎宇入汐4713番地に設置された標柱(ロ点)に引いた線(イ線)及び陸岸により囲まれた海面

建設消防委員会

建設局

内 容

建設局関係予算
用地
開発指導
都市計画
交通政策
建築指導
土地区画整理事業
市街地再開発事業
公園緑地
道路
住宅
まちづくり
JR山陽本線等倉敷駅付近
連続立体交差事業
倉敷駅周辺第二土地
区画整理事業
真備地区復興計画

1. 建設局関係予算

(単位：千円)

区 分	R 4 (決算)	R 5 (最終)	R 6 (当初)
土 木 管 理 費	1,003,503	1,014,915	1,004,633
道 路 橋 り よ う 費	4,193,566	5,152,627	3,826,910
河 川 費	952,795	1,574,009	564,153
港 湾 費	982,822	404,282	7,455
都 市 計 画 費	16,100,450	17,499,956	15,056,322
住 宅 費	831,232	918,793	868,826
計	24,064,368	26,564,582	21,328,299

2. 用地

(1) 用地買収

用途	R4			R5		
	件数	買収面積 (㎡)	買収金額 (千円)	件数	買収面積 (㎡)	買収金額 (千円)
一般市道	34	2,347	47,906	32	4,248	16,995
都計道路	7	683	21,794	7	684	40,967
公 園	0	0	0	0	0	0
河 川	0	0	0	0	0	0
下 水	0	0	0	0	0	0
そ の 他	1	104	312	0	0	0
計	42	3,134	70,012	39	4,932	57,962

年度	用途	地区別	件数	買 収 面 積 (㎡)		買 収 金 額 (千 円)	
R4		倉 敷	9	732	23,660		
		児 島	2	2	8		
		玉 島	5	766	36,603		
		船 穂	0	0	0		
		真 備	26	1,634	9,741		
		計	42	3,134	70,012		
R5		倉 敷	37	4,728	54,307		
		児 島	2	204	3,655		
		玉 島	0	0	0		
		船 穂	0	0	0		
		真 備	0	0	0		
		計	39	4,932	57,962		

(2) 登記事務処理完了件数及び筆数

年度	R3	R4	R5
前 提 登 記	215件	133件	162件
所 有 権 移 転 登 記	404件	368件	352件
計	619件	501件	514件
筆 数	1,694筆	1,152筆	1,067筆
内 未 登 記 分	0筆	0筆	0筆

(3) 物件補償状況

用途	種別 年度	解体・再築移転		曳家移転		その他		計	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
一般市道	R4	1	2,526	0	0	20	11,793	21	14,319
	R5	2	24,240	0	0	4	8,203	6	32,443
都計道路	R4	4	26,420	0	0	5	9,994	9	36,414
	R5	6	121,558	0	0	6	18,788	12	140,346
公園	R4	0	0	0	0	0	0	0	0
	R5	0	0	0	0	0	0	0	0
河川	R4	0	0	0	0	0	0	0	0
	R5	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	R4	0	0	0	0	0	0	0	0
	R5	0	0	0	0	0	0	0	0
計	R4	5	28,946	0	0	25	21,787	30	50,733
	R5	8	145,798	0	0	10	26,991	18	172,789

年度	種別	地区別	件数	金額(千円)	計
R4	解体・再築移転	倉敷	5	28,946	5件 28,946千円
		児島	0	0	
		玉島	0	0	
		船穂	0	0	
		真備	0	0	
	曳家移転	倉敷	0	0	0件 0千円
		児島	0	0	
		玉島	0	0	
		船穂	0	0	
		真備	0	0	
	その他	倉敷	7	10,615	25件 21,787千円
		児島	0	0	
		玉島	0	0	
		船穂	0	0	
		真備	18	11,172	
計			30	50,733	50,733千円
R5	解体・再築移転	倉敷	6	121,557	8件 145,797千円
		児島	2	24,240	
		玉島	0	0	
		船穂	0	0	
		真備	0	0	
	曳家移転	倉敷	0	0	

		児 島	0	0	0件 0千円
		玉 島	0	0	
		船 穂	0	0	
		真 備	0	0	
	そ の 他	倉 敷	8	20,486	10件 26,992千円
		児 島	2	6,506	
		玉 島	0	0	
		船 穂	0	0	
		真 備	0	0	
	計		18	172,789	172,789千円

3. 開発指導

都市計画法に基づく開発行為における開発許可制度の趣旨は、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（いわゆる「線引き制度」）を担保し、良好かつ安全な市街化の形成と無秩序な市街化の防止を目的としている。

開発許可の権限は、昭和62年4月1日から県の委任事務となり、その後、平成14年4月1日からは中核市移行に伴い、市の自治事務となっている。

このことにより、都市計画法第78条に規定する開発審査会を置き、法律・経済・都市計画・建築・公衆衛生・行政の各分野からすぐれた経験と知識を有し公共の福祉に関して公正な判断ができる者を委員として任命している。

これらの開発行為について、都市計画法（昭和46年9月7日指定）、宅地造成等規制法（昭和43年6月29日指定）等の諸法令を厳正に運用し、“安全で快適なまちづくり”の誘導に努めている。

(1) 開発行為の許可

(開発許可申請件数)

主として建築物の建築又は特定工作物の建設のために土地の区画形質を変更する開発行為は、原則的に、市街化区域では1,000㎡以上、市街化調整区域ではすべてに対して、開発許可を受けなければならない。また、事前協議制度を活用し、公共・公益的施設の設計、管理、費用負担について一定の基準を保持するよう指導している。

年度	市街化区域		市街化調整区域	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
R 3	79	188,927	165	69,095
R 4	64	175,238	240	111,344
R 5	75	219,721	91	48,436

(2) 建築許可

(建築許可申請件数)

市街化調整区域で開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、開発行為を伴わない建築物の新築・改築等の建築をしようとする者は、あらかじめ建築許可を受けなければならない。市街化調整区域内で市街化を抑制するには、開発行為のみを規制しても目的を達成するには困難であり、本許可により規制を行っている。

年度	建築許可	
	件数	面積 (㎡)
R 3	87	38,722
R 4	65	22,352
R 5	81	51,449

(3) 宅地造成工事許可

(宅地造成工事許可申請件数)

宅地造成規制区域内において、崖崩れ及び土砂の流出の防止をするため、擁壁、排水施設等の設置を行うにあたり、ある一定の高さ以上の崖が生ずる場合や土地の面積が500㎡を超える切土及び盛土の行為については、宅地造成工事許可を受けなければならない。宅地災害が生じないよう技術的な基準を遵守するよう指導している。

年度	宅地造成工事許可	
	件数	面積 (㎡)
R 3	5	8,700
R 4	12	8,198
R 5	11	5,737

(4) 土砂埋立行為等許可

(土砂埋立行為等許可申請件数)

土砂による土地の埋立てや土砂の採取において、事業区域の面積が1,000㎡以上10万㎡未満であるものについては、土砂埋立行為等の許可を受けなければならない。無秩序な埋立行為等を防止するため、パトロールを実施するなど、災害の防止及び生活環境の保全を図るよう規制を行っている。

年度	埋立許可	
	件数	面積 (㎡)
R 3	1	4,484
R 4	3	13,650
R 5	0	0

(5) 国土利用計画法による届出等

(国土法及び公拡法受付件数)

土地の売買については、国土利用計画法第23条により、市街化区域は2,000㎡、市街化調整区域は5,000㎡以上の面積の取引の際は取引価格と利用目的を市経由で知事へ届け出ることとしている。

また、公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）の規定による第4条の有償譲渡の届出の受理も行っている。

年度	国土法（売買）		公拡法（4条届出）	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
R 3	77	255,579	34	66,411
R 4	69	387,806	35	142,793
R 5	65	295,511	31	99,408

4. 都市計画

昭和3年、岡山県下では2番目に旧倉敷市に都市計画法が適用され、更に昭和9年には旧児島市、旧玉島市に適用された。その後、昭和42年2月1日3市合併を契機として、都市計画の修正決定を行った。

昭和44年6月14日新都市計画法の施行に伴い、岡山県南新産業都市圏域のうち岡山、倉敷、玉野、総社を中心とする4市14町6村を一体とした都市計画区域として整備、開発する必要から、昭和45年10月16日岡山県南広域都市計画区域113,200ha（内、倉敷市区域28,983ha）を決定し、昭和46年9月7日新法による整備、開発、保全の方針により、市街化区域、市街化調整区域の区分を設定した。用途地域（8種類）は、昭和48年10月15日に指定した。また、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正（平成5年6月25日から施行）により、住環境の保護、市街地形態の多様化への対応等を目的として、用途地域が12種類に細分化され、新用途地域の指定を平成8年4月16日に実施した（平成30年4月からは、用途地域が13種類に細分化）。平成21年3月には、都市計画法に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針となる倉敷市都市計画マスタープランを策定した。令和3年3月には、社会経済状況の変化を踏まえて、都市計画マスタープランを改定するとともに、都市再生特別措置法に基づき、倉敷市立地適正化計画を策定した。

また、平成14年4月1日に中核市に移行した際に、屋外広告物の管理を県から引き継いだ。その後、景観法の施行を受け、良好な都市景観の形成を図るため平成21年9月に倉敷市景観計画を定め、平成22年1月から施行し、平成27年4月に倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区の指定を計画に反映した後、令和3年4月に景観計画を改定した。

(1) 都市計画区域（主な変遷）

年 月 日	内 容
S 3. 9. 10	旧倉敷市、都市計画法施行都市の指定を受ける
S 9. 12. 20	旧児島市及び旧玉島市、都市計画法施行都市の指定を受ける
S25. 6. 13	旧茶屋町、都市計画区域の指定を受ける
S40. 10. 28	旧庄村、都市計画区域の指定を受ける
S45. 10. 16	岡山県南広域都市計画区域を決定（旧船穂町を含む）
S50. 3. 31	旧真備町、岡山県南広域都市計画区域に編入
R 5. 4. 1	倉敷市の都市計画区域35,385ha（行政区域から島しょ部を除いたもの）

(2) 市街化区域・市街化調整区域

区 域	面 積	構成比	県 告 示		適 用
			年 月 日	番 号	
市 街 化 区 域	12,098ha	34.2%	R5. 3. 28	155号	区域区分の変更による
市街化調整区域	23,287ha	65.8%	(当初S46. 9. 7)	(754号)	

(3) 地域地区

①用途地域

用途地域は、都市機能及び都市環境の維持増進を図るため、建築物の用途・形態・容積率等について守るべき最低限度のルールを定めており、倉敷市では、次の11種類について指定している。

名 称	面 積	構 成 比	告示年月日	適 用
第一種低層住居専用地域	1,738ha	14.4%	R5. 3. 28	用途地域の変更による
第二種低層住居専用地域	14ha	0.1%		
第一種中高層住居専用地域	922ha	7.6%		
第二種中高層住居専用地域	158ha	1.3%		
第一種住居地域	2,391ha	19.8%		
第二種住居地域	1,024ha	8.5%		
近隣商業地域	355ha	2.9%		
商業地域	216ha	1.8%		
準工業地域	2,382ha	19.7%		
工業地域	361ha	3.0%		
工業専用地域	2,537ha	20.9%		
計	12,098ha	100%		

※準住居地域、田園住居地域については、現在、倉敷市で指定無し。

②特別用途地区

特別用途地区は、住居地域内などにおいて地場産業の育成・保護など、特別の目的のために定められた地区で、倉敷市では、西阿知町周辺のい草、PP織物などの生産に関連する工業の利便を図るために特別工業地区を、都市機能の集積・強化を図るため、準工業地域全てに大規模集客施設制限地区を指定している。

区 分	面 積	告示年月日		備 考
		当初決定	最終変更	
特別工業地区	約266ha	S49. 4. 1		西阿知町周辺
大規模集客施設制限地区	約2,382ha	H21. 3. 31	R5. 3. 28	準工業地域全域

③高度利用地区

高度利用地区は、用途地域を定めた市街地で、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために定める地域で、市街地再開発事業の実施の見通しが明らかになった段階で、都市計画決定するもので、倉敷市では、次の地区を指定している。

区分	名称	面 積	告示年月日		制 限 内 容
			当初決定	最終変更	
高度利用地区	倉敷駅前	約2.8ha	S46. 1. 23	H17. 5. 20	容積率300%以上600%以下 建ぺい率100%以下 建築面積250㎡以上
	水島駅前 (A、B地区)	約2.5ha (A 約1.5ha) (B 約1.0ha)	S56. 10. 16		容積率150%以上400%以下 (A地区) 容積率90%以上400%以下 (B地区) 建ぺい率80%以下 建築面積200㎡以上 壁面の位置の制限 (W=1.5m、H=4.0m)
	水島駅前 (C地区)	約0.6ha	S63. 2. 3	H12. 3. 28	容積率100%以上400%以下 建ぺい率80%以下 建築面積200㎡以上 壁面の位置の制限 (W=1.5m、H=4.0m)
	阿知3丁目 東地区	約1.7ha	H19. 4. 11	H29. 8. 28	容積率200%以上500%以下 建ぺい率70%以下 建築面積200㎡以上

④防火地域・準防火地域

都市の防火対策として、市街地の中心部などで土地利用度、建築密度が高く、防災上とくに重要な地区を指定し、建築基準法により建築材料、構造等の規制をして市街地における火災の危険を防止するため定めるもので、倉敷市では、市街地における都市防災の見地から防火地域及び準防火地域を定めている。

区 分	面 積	告示年月日		備 考
		当初決定	最終変更	
防火地域	約223ha	S37. 5. 15	H29. 9. 7	原則、耐火建築物
準防火地域	約331ha			原則、耐火建築物 または簡易耐火建築物

⑤風致地区

風致地区とは、都市の自然的景観を維持し、樹林地等の保全を図る地区で、倉敷市では、酒津丘陵地周辺を指定している。

区 分	面 積	告示年月日		制 限 内 容
		当初決定	最終変更	
風 致 地 区	131.0ha	S23. 5. 15	S45. 6. 12	建築物の建築、宅地の造成、 木竹の伐採について
指 定 地 区	内35.0ha			

⑥景観地区・伝統的建造物群保存地区

倉敷の中心市街地にほど近い倉敷川周辺には、江戸時代に栄えた当時の町家と蔵を中心とする伝統的な町並みが形成されている。

この伝統的な町並みを保存するため、倉敷市では、全国に先駆け昭和43年に「倉敷市伝統美観保存条例」を、昭和53年には文化財保護法に基づく「倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、昭和54年には都市計画法に基づく「倉敷市伝統的建造物群保存地区」の区域決定を行って、住民をはじめ権利者などの理解と協力を得てきた。さらに、平成2年には周辺地区でのビル建設計画から倉敷市伝統的建造物群保存地区の背景を保全するため「倉敷市伝統的建造物群保存地区背景保全条例」を制定するなど、歴史的景観の保全に努めている。

区 分	面 積	告示年月日		備 考
		当初決定	最終変更	
伝統的建造物群保存地区	15.0ha	S54. 2. 1	H10. 6. 10	倉敷川畔
景 観 地 区	21.0ha	H12. 3. 23	H17. 6. 1 (景観法に基づく改正による)	倉敷市美観地区 (伝建地区15.0ha、伝美地区6.0ha)

⑦臨港地区

臨港地区は、港湾の円滑な管理運営を図るための地区で、倉敷市では水島港・児島港・下津井港の3港を臨港地区に指定し、国際拠点港湾の水島港は大型商港機能の一層の充実を図ることを、地方港湾の児島港・下津井港においては商業・漁業関連施設の機能の充実を図ることを目的にしている。

区分	名 称	面 積	告示年月日		備 考	
			当初決定	最終変更		
臨港地区	水 島 港 臨 港 地 区	2,653.6ha	S40. 4. 8	R5. 3. 28	商 港 区	174.9ha
					工 業 港 区	2,404.2ha
					漁 港 区	0.2ha
					保 安 港 区	2.9ha
					修景厚生港区	71.4ha
児 島 港 臨 港 地 区	3.6ha	S40. 4. 8	H16. 5. 14	商 港 区	3.6ha	
下 津 井 港 臨 港 地 区	1.2ha	S61. 4. 18		漁 港 区	1.2ha	

(4) 屋外広告物管理事業

倉敷市では、屋外広告物法及び倉敷市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物に関する許可事務及び規制・誘導、啓発活動などを行っている。また、良好な景観の形成及び風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図るため、違反広告物の簡易除却を行っている。その他、不良業者の排除と業界の健全な育成を目的として、平成17年10月より屋外広告物の登録制度を導入している。

(5) 倉敷市景観計画

景観計画は、景観行政団体が景観形成に関する基本的な考え方を示し、主要な景観形成方策や景観として重要な地区等を定める景観に関する総合的な計画である。景観法の施行に伴い倉敷市が景観行政団体となったことから、良好な景観の形成に関して、市域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し実施するため、平成17年10月から景観計画策定に取りかかり、平成21年9月に倉敷市景観計画並びに倉敷市都市景観条例を制定、平成22年1月から施行し、市域全域を対象とする景観施策の推進を図っている。その後、倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区の指定に伴う計画の変更を、平成26年12月に告示し、平成27年4月より施行している。

また、計画の目標期間である概ね10年が経過したことに併せ、立地適正化計画との連携や届出制度の見直し、倉敷駅周辺地区を景観形成重点地区に指定するなど、計画の改定を令和3年4月に施行している。

(6) 地区計画

地区計画は、昭和56年4月に都市計画法と建築基準法の一部改正により導入された都市計画で、比較的小さな地区を対象として、地区の人々の意向を反映させつつ、建築物の用途、形態等に関する制限、道路・公園等の公共施設の配置及び規模など必要なものについて一体的・総合的に計画する制度である。そして、その計画に沿って開発行為や建築行為を望ましい方向へ規制、誘導することにより、都市景観にも配慮された良好な市街地の形成・維持を図るのであり、倉敷市では、次の地区計画を都市計画決定している。

名 称	位 置	面 積	告示年月日	
			当初決定	最終変更
倉敷市児島味野元浜地区計画	児島駅前 1、2、4丁目地内	約38ha	S61. 4. 1	H18. 5. 29
江長地区地区計画	連島町連島、福田町浦田、水島東川町、水島相生町の一部	約87.2ha	S62. 8. 7	
倉敷駅周辺地区計画	寿町、北浜町、川入の一部	約18.3ha	H6. 12. 2	H22. 12. 1
新倉敷駅南地区計画	玉島爪崎の一部	約49.6ha	H12. 3. 31	
中庄団地地区計画	中庄団地の一部	約3.3ha	H14. 2. 28	
船穂地区地区計画	船穂町船穂地内	約23.0ha	H8. 10. 29	R1. 10. 8
箭田地区地区計画 (再開発等促進区)	真備町箭田の一部	約1.0ha	H15. 6. 30	
船穂町柳井原地区地区計画	船穂町柳井原土地区画整理事業施行区域内	21.4ha	H16. 7. 30	H21. 11. 26

(7) 自転車等駐車場附置義務

商業地域及び近隣商業地域において自転車等の大量の駐車需要を生じさせる百貨店、スーパーマーケット等の施設の新築又は増築について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、昭和57年4月1日条例を施行し（改正：平成22年12月22日）、自転車等駐車場の設置を義務付けている。

	施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模
1	百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	店舗面積が400㎡を超えるもの	新築に係る店舗面積20㎡ごとに1台
2	銀行その他の金融機関 〔銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社などの金融機関〕	店舗面積が500㎡を超えるもの	新築に係る店舗面積25㎡ごとに1台
3	ぱちんこ屋その他の遊技場 〔ぱちんこ屋、麻雀屋、ゲームセンターなどの遊技場〕	店舗面積が300㎡を超えるもの	新築に係る店舗面積15㎡ごとに1台

(8) 都市計画駐車場

名 称	敷地面積 (㎡)	告示年月日		構 造	駐車台数 (台)
		当初決定	最終変更		
茶屋町自転車駐車場	300	S54. 11. 8		鉄骨造地上2層	200
倉敷駅北第1自転車駐車場	210	S55. 7. 26		鉄骨造地上2層	300
倉敷駅前自転車駐車場	1,390	S56. 7. 22	S58. 11. 11	鉄骨造地上4層	1,600
倉敷駅北地下自転車駐車場	2,100	S60. 11. 11	H6. 12. 2	地下1層	1,000
児島市民交流センター第3駐車場	6,400	S61. 4. 10		地上1層地下1層	200
倉敷駅北駐車場	9,800	H8. 2. 27		鉄骨造地上2層3段	700

(9) 都市計画道路整備状況

(R6. 3. 31現在)

種 別	路線数	計画延長 (m)	延 長 (m)			
			整備済	暫 定	事業中	未着手
自動車専用道路	1	580	0	580	0	0
主要幹線街路	12	87,640	56,120	18,680	2,820	10,020
幹線街路	20	118,980	64,600	33,310	2,880	18,190
補助幹線街路	64	116,210	55,890	15,320	6,180	38,820
区画街路	7	8,960	8,900	0	0	60
特殊街路	7	10,900	10,900	0	0	0
計	111	343,270	196,410	67,890	11,880	67,090

(注) 暫 定 2車線以上で供用しているもの。

事業中 測量、用地買収中、工事中のもの。

(10) 都市計画道路一覧表

路線番号	路線名	計 画		備 考
		幅員 (m)	延長 (m)	
1・4・倉401	玉島笠岡道路	20.5	580	
3・1・倉101	岡崎東塚線	36~100	6,140	
3・2・倉201	三田五軒屋海岸通線	25~46	18,080	整備済
3・2・倉203	高砂町中島柳井原線	20~36	10,500	
3・2・倉204	連島北畝線	20~30	1,720	
3・2・倉205	相生町西千鳥町線	36	2,740	整備済
3・2・倉206	矢柄中通線	30	2,870	
3・2・倉207	北海岸通線	30	1,340	整備済
3・2・倉208	岡新開押山線	28~30	5,200	
3・2・倉210	白馬塩生線	12~30	1,140	
3・2・倉211	児島駅前通り線	30	290	整備済
3・2・倉212	寿町八王寺線	30	1,480	
3・3・倉301	駅前古城池霞橋線	20~36	12,970	整備済
3・3・倉302	生坂二日市線	22~32.5	4,180	
3・3・倉303	新田上富井線	22	3,160	
3・3・倉304	大内酒津線	22	2,150	
3・3・倉305	連島呼松線	16~30	6,070	
3・3・倉306	西之浦西岡崎広江線	22	10,520	
3・3・倉307	水島臨港線	22	2,120	整備済
3・3・倉308	堀貫線	24~34	4,430	整備済
3・3・倉309	柏島道越線	14~26	3,430	
3・3・倉310	新倉敷駅前東線	22~25	500	整備済
3・3・倉312	羽島四十瀬線	10.5~22	3,620	
3・3・倉314	昭和宮前線	16~28	1,520	
3・3・倉315	新倉敷駅前通線	28~36	1,160	
3・3・倉316	船倉曾原線	22~27	7,770	
3・3・倉317	長尾乙島線	27	4,720	
3・3・倉318	大内船穂道口線	24	12,650	
3・4・倉401	矢柄西田線	18	9,130	

路線番号	路線名	計 画		備 考
		幅 員 (m)	延 長 (m)	
3・4・倉402	五軒屋王島線	20	5,580	
3・4・倉403	旭町古新田線	20~36	4,140	
3・4・倉404	西阿知矢柄線	18~24	1,960	
3・4・倉405	旭町西田線	12~18	3,330	
3・4・倉407	川西町足高線	18	2,100	
3・4・倉408	白楽町上富井線	18	1,990	
3・4・倉409	四十瀬西富井線	18	1,760	
3・4・倉411	一文字樋の輪線	18	3,700	
3・4・倉412	古新田東西線	20	750	整備済
3・4・倉413	東塚松江線	20	2,300	整備済
3・4・倉414	北畝呼松線	20~22	4,810	
3・4・倉415	亀島旭町線	18	450	整備済
3・4・倉416	旭町大梵線	18	680	整備済
3・4・倉417	大崎西岡崎線	20	2,070	
3・4・倉418	西之浦東岡崎線	20	1,060	
3・4・倉419	鶴新田東西線	20	2,480	
3・4・倉420	田の口赤崎線	12~27	9,430	
3・4・倉421	萱荊阿津線	17~18	2,360	整備済
3・4・倉422	砂走り線	20	480	整備済
3・4・倉424	玉島寄島線	16~20	4,420	
3・4・倉425	大正橋乙島線	16	2,570	
3・4・倉426	港町乙島線	18	3,900	
3・4・倉427	唐船黒崎線	16	2,950	
3・4・倉428	渡り大平線	20	1,320	
3・4・倉429	昭和橋四ツ土井線	16	840	
3・4・倉430	新倉敷駅北通線	18	90	整備済
3・4・倉431	中庄駅前線	17	540	整備済
3・4・倉432	幸ヶ坪線	18	280	整備済
3・4・倉433	南畝東西線	16	990	
3・4・倉434	新倉敷駅前東西線	16	570	整備済
3・4・倉436	中庄駅公園線	20	1,010	整備済
3・4・倉437	北浜日吉線	17	710	
3・4・倉438	寿町石見線	17	490	
3・4・倉439	上東二子線	16	1,730	
3・5・倉502	昭和鶴形線	12	360	
3・5・倉503	味野港福江線	12	7,480	
3・5・倉504	中山線	12	1,720	
3・5・倉505	阿津海岸線	12~18	2,130	整備済
3・5・倉507	島地坂田線	12~18	3,660	
3・5・倉509	玉島富田線	12~16	1,160	
3・5・倉510	茶屋町駅前南北線	12~16	1,080	整備済
3・5・倉511	南畝1号線	12~13	550	整備済

路線番号	路線名	計 画		備 考
		幅 員 (m)	延 長 (m)	
3・5・倉512	大 内 老 松 線	15	1,260	
3・5・倉513	川 入 日 吉 線	15	740	
3・5・倉514	中 央 川 西 町 線	12	480	
3・6・倉601	酒 津 大 島 老 松 町 線	11~24	5,440	
3・6・倉602	沖 熊 稗 田 線	11	3,760	
3・6・倉603	勇 崎 大 谷 線	8	1,130	
3・7・倉701	扇 の 嶮 線	6~8	2,160	整備済
7・5・倉501	爪 崎 線	12	570	整備済
7・6・倉601	水 島 南 北 1 号 線	10	3,380	整備済
7・6・倉602	水 島 南 北 2 号 線	10	2,720	整備済
7・6・倉603	公 園 北 通 り 線	10	370	整備済
7・6・倉604	爪 崎 八 島 線	10	450	整備済
7・6・倉605	玉 島 黒 崎 1 号 線	8	560	
7・7・倉701	南 畝 南 北 線	6	910	整備済
8・6・倉601	新 川 緑 道 3 号 線	10~10.25	310	整備済
8・6・倉602	新 川 緑 道 4 号 線	3~9	280	整備済
8・7・倉701	倉 敷 駅 前 地 下 道 線	6	130	整備済 (地下歩道)
8・7・倉702	小 川 稗 田 線	4	4,070	整備済 (自転車専用道)
8・7・倉703	曾 原 茶 屋 町 線	4	5,440	整備済 (自転車専用道)
8・7・倉704	新 川 緑 道 1 号 線	4 ~7.25	390	整備済
8・7・倉705	新 川 緑 道 2 号 線	3~6	280	整備済
3・2・3	西 田 中 島 阿 賀 崎 線	20.25~60	17,500	
3・3・22	富 本 町 三 田 線	22~25	4,120	整備済
3・3・24	箕 島 矢 部 線	25	3,220	
3・3・25	早 島 大 砂 線	22	2,320	整備済
3・3・28	倉 敷 山 手 総 社 線	22~25	3,040	整備済
3・3・29	総 社 真 備 船 穂 線	22	4,870	
3・4・53	大 内 田 鳥 羽 線	20	200	
3・5・71	二 日 市 曾 根 線	14	4,630	
3・5・72	中 庄 霞 橋 大 谷 線	12~31.5	18,200	
3・5・73	駅 前 バ イ パ ス 線	15	1,440	
3・3・真301	倉 敷 井 原 線	25	4,380	
3・4・真401	箭 田 駅 前 線	16	850	
3・5・真501	真 備 北 線	12	4,150	
3・5・真502	大 曲 線	12	350	
3・5・真503	川 辺 線	12	1,200	
3・5・真504	小 山 前 線	12	500	
3・5・真505	川 辺 駅 前 線	12	870	
3・5・真506	栄 町 線	12	340	
3・6・真601	倉 敷 美 袋 線	9.5	2,100	
合 計	111 路 線		343,270	

(11) 自転車駐車場

① 施設の状況

施設名	所在地	延べ床面積 (㎡)	収容台数 (台)
倉敷駅前	阿知1丁目1番1号	3階 3,033.00	1,600
倉敷駅東	〃	3階 1,411.40	1,000
倉敷駅西	〃	2階 673.20	650
倉敷駅北第1	寿町1番18号	2階 297.70	300
倉敷駅北第2	寿町200番地の11	442.00	218
倉敷駅北地下	寿町13番1号	地下1階 2,291.97	1,300
中庄駅北第1	鳥羽31番地の9	1,065.00	1,400
中庄駅北第2	徳芳28番地の8	694.31	362
中庄駅南第1	鳥羽4番地の2	422.00	225
中庄駅南第2	鳥羽31番地の11	412.00	230
西阿知駅南	西阿知町1090番地の2	621.00	200
市営あちてらす倉敷	阿知3丁目13番1号	337.09	185
茶屋町	茶屋町484番地の3	2階 323.00	200
茶屋町駅前	茶屋町484番地の6	1,006.00	500
弥生駅	水島東弥生町79番地の1	523.84	240
栄駅	水島東栄町79番地の1	451.16	220
常盤駅北	水島東常盤町71番地の1	264.13	130
常盤駅南	〃	134.96	80
水島駅北	水島東千鳥町10番地の1	357.35	170
水島駅南	水島東千鳥町11番地の1	574.71	270
児島駅第1	児島駅前4丁目2757番地2	2,499.00	1,500
児島駅第2	児島駅前1丁目4036番地3	350.00	200
児島上の町	児島上の町2丁目773番地の6	584.00	270
木見	木見469番地の2	272.00	130
新倉敷駅前東	玉島爪崎535番地の5	709.00	357
新倉敷駅前西	玉島爪崎390番地の19	1,209.00	600
川辺東町	真備町川辺261番地3	190.00	100
川辺中町	真備町川辺120番地3	55.00	50
有井	真備町有井1661番地3	112.00	80
二万	真備町箭田765番地4	70.00	50
箭田	真備町箭田3706番地3	33.00	20
呉妹	真備町尾崎2403番地1	92.00	20

① 駐車料金収入状況

(単位：千円)

種別	名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自転車	市営あちてらす倉敷自転車駐車場	170	483	652

・市営あちてらす倉敷自転車駐車場は令和3年7月27日より供用開始

(12) 自動車駐車場整備事業

一般公共の用に供される自動車の駐車のための施設である駐車場を整備することにより、道路交通の円滑化を図り、自動車のみならず、歩行者等も含めた公衆の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与する。

市営駐車場の管理・運営については、平成18年度から指定管理者制度を適用している。

【現在の指定管理者】

- ・ 児島市民交流センター第1～3駐車場：児島商工会議所・クラレテクノ共同事業体
〔指定管理期間：令和3年7月～令和8年6月〕
- ・ 上記以外の市営駐車場（自動二輪車含む）：倉敷まちづくり株式会社
〔指定管理期間：令和4年4月～令和9年3月〕

① 市営駐車場の状況

ア. 設置済み市営駐車場

(令和6年4月1日現在)

種別	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容台数・駐車方式
屋外	阿知3丁目駐車場	阿知3-12-44	1,050	34台・ゲート式
	市営美観地区東駐車場	本町17番1号	5,148	148台・ゲート式・タイヤロック式
	水島東栄町駐車場	水島東栄町7-1	2,347	89台・ゲート式
	水島八間川第1駐車場	水島高砂町外	440	36台・タイヤロック式
	水島八間川第2駐車場	水島青葉町外	487	40台・タイヤロック式
	水島八間川第3駐車場	水島南幸町外	487	40台・タイヤロック式
	水島八間川第4駐車場	水島北幸町外	487	40台・タイヤロック式
	水島八間川第5駐車場	水島南春日町外	487	40台・タイヤロック式
	玉島中央町第1駐車場	玉島中央町1-23-10	823	40台
	玉島中央町第2駐車場	玉島中央町1-18	386	14台・タイヤロック式
	新倉敷駅北交通広場自家用車整理場	玉島爪崎460-1	409	12台・タイヤロック式
	児島駅前広場自家用車整理場	児島駅前1-6	328	12台・タイヤロック式
	茶屋町駅前広場自家用車整理場	茶屋町233-28	489	11台・タイヤロック式
	倉敷駅北広場自家用車整理場	寿町13-2	382	11台・タイヤロック式
	中庄駅北広場自家用車整理場	鳥羽8-8	704	15台・タイヤロック式
	児島市民交流センター第1駐車場	児島味野2-3792-95	555	13台・タイヤロック式
児島市民交流センター第2駐車場	児島味野2-3830-15	990	37台・ゲート式	
屋外・地下	中央駐車場	中央2-6-1	5,122	175台・ゲート式
	児島市民交流センター第3駐車場	児島味野1-3959-32	6,078	177台・ゲート式
地下	市営美観地区南駐車場	中央1-18-1	6,636	177台・ゲート式
立体	市営駅前駐車場	阿知1-7-2-108	6,466	231台・ゲート式
	市営駅東駐車場	阿知1-6-15	4,066	141台・ゲート式
	市営あちてらす倉敷駐車場	阿知3丁目13-1	6,227	193台・ゲート式
合計	23箇所		50,594	1,726台

種別	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容台数・駐車方式
自動二輪車	中央北自動二輪車駐車場	中央2-351-18	68	10台・チェーンロック式
	市営あちてらす倉敷駐車場	阿知3丁目13-1	-	6台

- ・ 令和4年10月1日より倉敷市民会館駐車場を市営美観地区東駐車場に名称変更
- ・ 令和4年10月1日より芸文館地下駐車場を市営美観地区南駐車場に名称変更

イ. 駐車料金収入状況

(単位：千円)

種別	施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
屋外	阿知3丁目駐車場	4,452	12,098	15,629
	市営美観地区東駐車場	11,078	23,708	28,520
	水島東栄町駐車場	4,061	5,467	6,237
	水島八間川第1～第5駐車場	10,270	12,022	11,603
	玉島中央町第1・第2駐車場	1,454	1,733	1,680
	新倉敷駅北交通広場自家用車整理場	1,694	2,686	3,507
	児島駅前広場自家用車整理場	904	1,371	1,816
	茶屋町駅前広場自家用車整理場	1,816	2,431	2,910
	倉敷駅北広場自家用車整理場	2,839	3,776	3,901
	中庄駅北広場自家用車整理場	1,723	2,585	3,794
	児島市民交流センター第1駐車場	2,112	2,653	2,299
	児島市民交流センター第2駐車場	2,526	3,666	3,524
屋外・地下	中央駐車場	63,427	83,865	86,655
	児島市民交流センター第3駐車場	6,201	8,922	8,267
地下	市営美観地区南駐車場	23,944	40,560	44,276
立体	市営駅前駐車場	58,180	64,677	68,403
	市営駅東駐車場	65,738	77,473	80,425
	市営あちてらす倉敷駐車場	30,243	75,521	82,965
	合計	293,053	425,214	456,411

- ・市営美観地区東駐車場（倉敷市民会館駐車場）は令和3年5月1日より供用開始
- ・市営あちてらす倉敷駐車場は令和3年7月27日より供用開始

(単位：千円)

種別	施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動二輪車	中央北自動二輪車駐車場	379	624	617
	市営あちてらす倉敷駐車場	103	269	226
	合計	482	893	843

- ・市営あちてらす倉敷駐車場は令和3年7月27日より供用開始

ウ. 駐車台数状況

(単位：台)

種別	施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
屋外	水島東栄町駐車場	16,994	21,790	23,760
	その他（16ヶ所） 玉島中央第1は時間貸しなし	221,580	224,053	254,135
屋外・地下	中央駐車場	213,955	252,190	254,376
	児島市民交流センター第3駐車場	52,184	71,138	73,641
地下	市営美観地区南駐車場	54,363	84,047	93,241
立体	市営駅前駐車場	119,265	130,791	132,839
	市営駅東駐車場	175,789	190,593	189,330
	市営あちてらす倉敷駐車場	69,760	149,690	157,683
	合計	913,205	1,124,292	1,179,005

- ・市営美観地区東駐車場（倉敷市民会館駐車場）は令和3年5月1日より供用開始
- ・市営あちてらす倉敷駐車場は令和3年7月27日より供用開始

(単位：台)

種 別	施 設 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動二輪車	中央北自動二輪車駐車場	3,201	4,346	4,365
	市営あちてらす倉敷駐車場	696	1,396	1,395
	合 計	3,897	5,742	5,760

・市営あちてらす倉敷駐車場は令和3年7月27日より供用開始

② 届出駐車場の現況

届出駐車場は、駐車場法の規定により自動車の車室面積の合計が500㎡以上の公共の用に供する路外駐車場で、その利用について駐車料金を徴収するもので、県知事等に駐車場の位置、規模、構造、設備、その他必要な事項を届出なければならない駐車場。

(令和6年4月1日現在)

地区	箇 所 数	区 域 面 積 (㎡)	収 容 台 数 (台)
倉敷	19 (市：6 民：13)	94,252 (市：27,040 民：67,212)	4,438 (市：1,065 民：3,373)
水島	1 (市：0 民：1)	2,787 (市：0 民：2,787)	94 (市：0 民：94)
児島	4 (市：1 民：3)	17,337 (市：6,078 民：11,259)	429 (市：177 民：252)
玉島	2 (市：0 民：2)	7,241 (市：0 民：7,241)	117 (市：0 民：117)
計	26 (市：7 民：19)	121,617 (市：33,118 民：88,499)	5,078 (市：1,242 民：3,836)

※市：市営駐車場 民：民間駐車場

5. 交通政策

(1) 公共交通対策

① 公共交通対策全般

バスなどの公共交通は、高齢者などの交通弱者にとって重要な移動手段であり、さらなる高齢社会に対するためにも必要不可欠であるが、自家用車依存の高まりから、利用者が減少し、減便や路線の廃止が進むことにより、急速に市民の足が失われている。

このことから、市民の日常生活の移動手段を確保するため、公共交通に福祉交通なども含めた総合的な生活交通として、平成24年度に倉敷市生活交通基本計画を策定した。また、平成28年度には、さらなる公共交通の充実を図り、人々の暮らしを豊かにするとともに、にぎわいのあるまちづくり、地域・地区の一体性の強化、ひとや環境にやさしい社会を創造するため、市民や地域企業、交通事業者、行政の、各主体の役割を定め、誰もが手軽にいつでも移動できる持続可能な公共交通網を形成することを目的として「倉敷市地域公共交通網形成計画」を策定し、様々な取組を行った。さらに、令和4年度には、これを踏まえつつ、各主体が連携して地域公共交通の維持、充実を図っていくことを目的とした「倉敷市地域公共交通計画」を策定し、各種の取組みを推進している。

② バス事業

地域の振興と活性化に必要と認められる一定の公共性を有するバス路線の運行補助を国・県・市で行っている。

倉敷市補助分 R3年度62,364千円 R4年度68,542千円 R5年度73,593千円

③ コミュニティタクシー事業

バス路線の廃止等に伴い、地域住民が運行経費の一部を負担しながら、自主的に運営するコミュニティタクシーに対し、市民の移動手段を確保するため、市内9地区（真備・船穂地区を含む）の地域住民に対して支援を行っている。

倉敷市補助分 R3年度29,436千円 R4年度29,134千円 R5年度28,367千円

④ 鉄道事業

ア 井原鉄道

・井原鉄道の利用促進支援及び連絡調整、輸送のための施設管理費について岡山県・広島県・6市・1町で支援している。

倉敷市負担分 R3年度33,326千円 R4年度28,750千円 R5年度45,916千円

イ 水島臨海鉄道

・国の地域公共交通確保維持改善事業費補助制度を活用し、老朽化した鉄道・車両施設の改修・更新等を行うことにより旅客運送の安全及び旅客サービスの向上を推進している。倉敷市は国に協調して補助を実施している。

（事業費の負担割合 国：1/3 市：1/3 水島臨海鉄道：1/3）

倉敷市負担分 R3年度13,395千円 R4年度9,833千円 R5年度19,287千円

⑤ 学校モビリティ・マネジメント事業

小学校に実際に路線バスを持って行き、乗り方やマナー、料金の支払い方など公共交通の基本的な知識を学んでもらう事業。小学生等に公共交通について考えてもらうことで、将来的に適切な自動車利用に繋がるよう意識形成を図り、将来に向けた公共交通の利用促進を図ることを目的として実施する。

なお、令和2年度からは、コロナ禍の影響により事業を中止し、鉄道・バスの乗り方等を学ぶことができる動画を制作し、活用促進を行っている。

R1年度652千円 R2年度414千円

⑥ 広域交通拠点整備・改善事業

倉敷市地域公共交通網形成計画の実施計画に基づき、倉敷駅の誘導案内サイン整備（17箇所）を実施した。

整備事業費 R1年度1,672千円

(2) 美観地区バリアフリー整備事業

美観地区（景観地区）は、倉敷市の重要な観光資源であり、歴史的な景観を保全する必要があることから、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設ができないなど、バリアフリー整備を実施していくうえにおいて、多くの課題がある。平成18年3月に策定された「倉敷市交通バリアフリー基本構想」では、美観地区は歴史的町並みを保存する地区であるため、景観に配慮した総合的なバリアフリー整備を検討するとしている。

このため、平成20年3月に高齢者、障がい者等のもとより、美観地区を訪れるすべての観光客が安全・快適に移動できるよう、全国に先駆けて景観地区におけるバリアフリー化に取り組み、ソフト、ハードの両面から総合的なバリアフリー整備を推進するため、美観地区バリアフリー整備計画を策定した。

この中で、平成20年11月には、市民（地域）・障がい者団体・事業者等で構成される倉敷美観地区バリアフリー推進会議が発足し、平成22年度からは、ソフト事業として「おもてなしマイスター制度」を実施しており、制度開始から現在（R6年4月1日）までの認定者総数は896名、おもてなし処の認定総数は40箇所となっている。

6. 建築指導

(1) 年度別建築確認申請受付件数

(単位：件)

年度	1～3号特殊建築物・ 非木造2階以上 又は200㎡以上	4号左記以外	建築設備 エレベーター エスカレーター	工 作 物 突 煙	物 塔 等	計
R3	516	2,364	47	65		2,992
R4	489	2,026	53	59		2,627
R5	410	1,782	52	180		2,424

(2) 確認申請地区別一覧表 (R5.4.1～R6.3.31)

(延べ面積：㎡)

地区	法6条1～3号		法6条4号		建 築 備 設	工 作 物	合計	
	件数	延べ面積	件数	延べ面積			件数	延べ面積
倉敷	181	93,453	718	85,558	28	34	961	179,011
水島	119	68,995	371	44,423	11	8	509	113,418
児島	23	61,957	191	20,993	2	131	347	82,950
玉島	42	31,773	252	30,560	7	1	302	62,333
庄	12	3,854	57	6,221	0	4	73	10,075
茶屋町	20	5,343	61	6,432	2	0	83	11,775
船穂	7	46,703	56	6,210	2	0	65	52,913
真備	6	1,430	76	7,434	0	2	84	8,864
計	410	313,508	1,782	207,831	52	180	2,424	521,339

(3) 確認申請年度別一覧表

(延べ面積：㎡)

区分		年度	R3	R4	R5
倉敷	件数		1,235	1,147	961
	延べ面積		235,431	206,243	179,011
水島	件数		613	541	509
	延べ面積		122,715	110,113	113,418
児島	件数		296	235	347
	延べ面積		62,417	45,687	82,950
玉島	件数		402	340	302
	延べ面積		132,736	95,200	62,333
庄	件数		124	98	73
	延べ面積		21,683	15,352	10,075
茶屋町	件数		87	68	83
	延べ面積		12,729	10,577	11,775
船穂	件数		89	83	65
	延べ面積		11,862	40,709	52,913
真備	件数		146	115	84
	延べ面積		16,877	13,074	8,864
計	件数		2,992	2,627	2,424
	延べ面積		616,450	536,955	521,339

(4) 建築許可等申請取扱件数

区分	年度 申請・許可 件数	R3		R4		R5	
		申請	許可	申請	許可	申請	許可
		148	145	110	100	94	97
敷地内と道路の関係の許可	43条2項1号	78	75	52	49	49	49
	43条2項2号	52	50	44	39	38	38
道 路 内 建 築 制 限	44条						
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	48条1項					
	第2種低層住居専用地域	〃 2項		1	1		
	第1種中高層住居専用地域	〃 3項					
	第2種中高層住居専用地域	〃 4項					
	第 1 種 住 居 地 域	〃 5項					
	第 2 種 住 居 地 域	〃 6項					
	準 住 居 地 域	〃 7項					
	田 園 住 居 地 域	〃 8項					
	近 隣 商 業 地 域	〃 9項					
	商 業 地 域	〃 10項					
	準 工 業 地 域	〃 11項					
	工 業 地 域	〃 12項					
	工 業 専 用 地 域	〃 13項					
特 殊 建 築 物 の 敷 地	51条	1	3				
建 築 物 の 高 さ	55条						
日影による中高層建築物の高さ	56条の2						
仮 設 建 築 物	85条	8	8	6	6	2	2
仮 使 用 の 認 定	7条の6	9	9	7	5	5	8
高度利用地区内の道路斜線制限	59条4項						

(5) 建築審査会及び公開聴聞回数等

年度	建築審査会		公開聴聞	
	開催回数	取扱件数	開催件数	取扱件数
R3	2	49	0	0
R4	1	34	1	1
R5	1	41	0	0

(6) 建築審査会委員（第27期委員名簿） 任期：令和6年7月31日

役職	氏名	分野	任命年月日
会 長	松 岡 智 子	都市計画	令和4年8月1日
会長代理	藤 原 美 樹	建 築	令和4年8月1日
委 員	岡 部 宗 茂	法 律	令和4年8月1日
委 員	坂 本 万 明	経 済	令和4年8月1日
委 員	吉 田 博 充	建 築	令和4年8月1日
委 員	森 永 裕美子	公衆衛生	令和4年8月1日
委 員	岡 本 由美子	行 政	令和4年8月1日

(7) 建築協定

土地の所有者や権利者が一定の区域を定め、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進するため、建築物について自主的に申し合わせやとり決めを定め、自発的に実行するための協定として市の認可を受ける制度である。協定では建物の建ぺい率や位置、構造、用途、形態、意匠などの基準を定めることができる。

この協定ができる地域は第1種低層・第2種低層住居専用地域、第1種中高層・第2種中高層住居専用地域、第1種住居・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域または用途の指定のない区域となっている。

(8) 道路位置の指定状況（廃止・一部廃止・変更を含む）

年度	区分	受付件数	指定件数	延長（m）
	R3	46	42	2,918
	R4	53	52	2,183
	R5	41	30	1,325

(9) 建設リサイクル法件数

年度	区分	R3	R4	R5
	届出	1,204	1,242	1,300
	通知	153	139	116

(10) 違反建築物・処分件数

(令和5年度)

違反建築物件数	法第9条により命令を出したもの	是正された件数	告発したもの
11	0	1	0

(11) 市民相談取扱件数

年度	R3	R4	R5
件数	162	185	53

(12) 昇降機等の定期報告状況（建築基準法第12条第3項）

機種	年度	R4			R5		
		報告義務台数	報告台数	報告率(%)	報告義務台数	報告台数	報告率(%)
エレベーター		1,493	1,473	98.7	1,525	1,489	97.6
エスカレーター		141	141	100	137	137	100
遊戯施設		12	12	100	12	12	100
小荷物専用昇降機		142	139	97.9	146	139	95.2
計		1,788	1,765	98.7	1,820	1,777	97.6

(13) 倉敷市建築文化賞応募及び受賞件数

開催回数	第12回	第13回	第14回
年度	H28	R1	R4
応募件数	21	24	34
受賞件数	6	5	7

① 主 旨

建築物としての魅力や存在感があり、まちなみに調和して景観形成に貢献し、建築文化の水準を高めていると認められる建築物等を表彰することによって、市民のまちづくりへの意識の高揚を図り、建築文化を高めることを目的とする。

② 実施年度

平成10年度までは毎年実施、以後3年ごとに実施。

7. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更を行い、道路、水路、公園などの公共施設の新設又は変更を行うものである。市街地開発のひとつの手法として本事業の果たす役割は重要であり、特に都市基盤整備の遅れている地区においては、無秩序な開発等によるスプロール化を防ぎ、計画的なまちづくりを進め、安全で快適な居住環境の整備を推進する上で、最も効果的な手法である。

倉敷市においては、昭和5年に旧都市計画法により施行された浜地区（組合施行）をはじめ38ヶ所（777.4ha）が施行済、1ヶ所（22.5ha）が施行中である（次表参照）。このうち、組合施行については、平成元年に『倉敷市土地区画整理事業助成条例』及び『倉敷市土地区画整理事業助成条例施行規則』が改訂され、4地区に適用されている。また平成14年度からは、本市の中核市への移行に伴い、許認可事務の一部が移譲されている。

表7-1 法第3条2項該当組合施行（施行済）

地区名	施行者	施行年度	面積 (ha)	事業費 (千円)	減歩率(%)		
					公共	保留地	合算
浜	組合	昭5～13	11.4	28	21.46	6.01	27.47
味野第一	組合	昭12～34	10.4	141	-	-	21.10
児島堀江	組合	昭13～34	2.4	22	-	-	20.10
元浜第一	組合	昭17～34	2.6	1,714	-	-	25.00
児島新浜	組合	昭38～51	6.3	28,105	2.57	-	2.57
玉島久々井東	組合	昭41～48	2.0	9,126	14.73	10.92	25.65
水島東	組合	昭45～49	29.7	280,872	8.55	7.95	16.50
児島丸の内	組合	昭46～50	6.3	2,940	4.16	-	4.16
児島阿津浜	組合	昭48～49	7.1	115,292	13.78	11.96	25.74
沖	組合	昭49～55	24.2	595,230	18.81	-	18.81
玉島	組合	昭52～57	6.9	1,380,950	7.01	53.00	60.01
小西	組合	昭58～62	3.6	492,965	19.74	27.55	47.29
玉島東	組合	昭61～63	1.4	230,618	27.46	32.04	59.50
玉島船堀	組合	昭63～平元	1.1	11,447	11.69	12.48	24.17
川入	組合	昭63～平元	1.1	70,943	15.14	10.63	25.77
児島明治浜	組合	平元～3	1.9	71,838	16.66	2.28	18.94
下津井西	組合	平元～7	10.2	840,077	19.67	6.59	26.26
玉島黒崎	組合	平元～7	12.5	976,751	16.31	8.73	25.04
玉島長割	組合	平4～8	9.0	1,002,366	20.36	4.47	24.83
新田東	組合	平7～9	1.9	98,914	10.52	6.97	17.49
児島小川町	組合	平7～10	8.2	1,268,007	38.95	20.18	59.13
中島	組合	平11～15	5.0	490,000	20.06	6.19	26.25
児島上の町	組合	平11～13	1.0	160,503	20.80	23.23	44.03
新田東第二	組合	平12～13	1.9	115,006	16.39	6.60	22.99
船穂町柳井原	組合	平12～29	21.4	1,677,405	22.35	26.18	48.53
小計	25箇所		189.5	9,921,260			

表7-2 法第3条1項該当個人施行（施行済）

地区名	施行者	施行年度	面積 (ha)	事業費 (千円)	減歩率(%)		
					公共	保留地	合算
江長	個人	昭47～49	0.5	7,404	11.97	7.11	19.08
市庁舎南	個人	昭56～57	1.5	54,336	14.44	-	14.44
倉敷駅周辺第一	個人	平6～9	16.1	604,000	10.65	-	10.65
菰池	個人	平12	0.3	14,425	20.30	-	20.30
平田	個人	平22～23	0.5	81,810	26.53	29.08	55.61
小計	5箇所		18.9	761,975			

表7-3 法第3条4項該当公共施行（施行済）

地区名	施行者	施行年度	面積 (ha)	事業費 (千円)	減歩率(%)		
					公共	保留地	合算
倉敷駅前口	倉敷市	昭13～21	2.3	150	-	-	26.00
水島第一	岡山県	昭18～26	213.2	27,639	14.20	-	14.20
倉敷駅西	倉敷市	昭18～34	22.6	9,342	18.83	2.13	20.96
水島第二亀島	岡山県	昭41～62	229.8	6,587,000	20.51	3.49	24.00
児島味野元浜	倉敷市	昭54～平3	47.9	3,828,000	31.25	4.78	36.03
新倉敷駅南第一	倉敷市	昭59～平19	26.8	13,367,000	17.58	1.42	19.00
新倉敷駅南第二	倉敷市	平6～19	22.8	8,754,555	17.39	1.61	19.00
倉敷駅前東	倉敷市	平18～28	3.6	3,290,000	14.68		14.68
小計	8箇所		569.0	35,863,686			

表7-4 法第3条4項該当公共施行（施行中）

地区名	施行者	施行年度	面積 (ha)	事業費 (千円)	減歩率(%)※		
					公共	保留地	合算
倉敷駅周辺第二	倉敷市	平14～令18	22.5	21,897,000	25.34 (19.02)	-	25.34 (19.02)
小計	1箇所		22.5	21,897,000			

※（ ）は、減価補償後の減歩率

表7-5 合計

施行者	施行箇所	面積 (ha)	事業費 (千円)	
組合施行	25	189.5	9,921,260	
個人施行	5	18.9	761,975	
公共施行	9	591.5	52,987,686	うち1箇所施行中
合計	39	799.9	63,670,921	

8. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地並びに公共施設を一体的に整備する事業である。

JR倉敷駅前地区については、昭和45年の地元関係住民からの要望を端緒として、倉敷駅前地区第一種市街地再開発事業を実施した。一方、水島駅前地区については、水島臨海鉄道高架事業及びそれに附帯した駅前広場整備事業が契機となり、第1～3街区で、第一種市街地再開発事業を実施した。

また、阿知3丁目東地区については、低層木造老朽住宅が密集し、防災面での不安や空き店舗の増加等、地区の抱える課題の解消に向け地区住民の発意により第一種市街地再開発事業を実施した。

表8-1

地 区 名	施行者	施行年度	都市計画決定年月日	施行面積 (ha)	事業費 (百万円)
倉 敷 駅 前	倉敷市	昭和50～55	昭和48. 11. 13	3. 03	18, 858
水島駅前第1街区	組 合	昭和56～60	昭和56. 10. 16	0. 85	4, 605
水島駅前第2街区	組 合	昭和58～60	昭和56. 10. 16	0. 65	4, 193
水島駅前第3街区	組 合	昭和63～平12	昭和63. 2. 5	0. 42	1, 871
阿知3丁目東地区	組 合	平成29～令3	平成19. 4. 11	1. 70	16, 151

9. 公園緑地

(1) 倉敷市公園集計表

	種 別	人口	開設箇所	開設面積 (㎡)	1人当たり 開設面積 (㎡)	計画決定 箇 所	計画決定 面積 (ha)
倉敷地区 (庄・茶屋町を含む)	街区公園		327	296,684	1.28	56	9.42
	近隣公園		3	40,623	0.18	0	0
	地区公園		1	47,952	0.21	1	4.80
	総合公園		1	150,000	0.65	1	15.90
	運動公園		2	310,000	1.34	2	31.00
	風致公園		3	88,000	0.38	2	6.80
	広場公園		2	1,285	0.01	1	0.10
	緑 地		8	214,031	0.93	2	173.80
	計	231,184	347	1,148,575	4.97	65	241.82
水島地区	街区公園		191	261,102	2.98	77	16.30
	近隣公園		2	18,800	0.21	2	3.20
	地区公園		1	80,429	0.92	1	8.10
	総合公園		1	125,035	1.43	0	0
	墓 園		1	40,000	0.46	1	18.80
	緩衝緑地		1	518,100	5.91	1	78.10
	都市緑地		2	32,500	0.37	1	0.50
	緑 地		4	36,527	0.42	0	0
	広場公園		0	0	0.00	0	0
計	87,736	203	1,112,493	12.68	83	125.00	
児島地区	街区公園		138	197,031	3.06	34	8.44
	近隣公園		3	68,000	1.06	1	2.00
	地区公園		1	25,907	0.40	1	4.30
	総合公園		1	167,098	2.60	1	16.90
	運動公園		1	226,040	3.51	1	28.00
	緩衝緑地		0	158,600	2.46	0	0
	都市緑地		1	7,000	0.11	1	0.80
	計	64,376	145	849,676	13.20	39	60.44
玉島地区	街区公園		110	155,966	2.50	23	5.81
	近隣公園		6	101,256	1.62	4	9.20
	地区公園		1	65,634	1.05	1	7.00
	運動公園		1	115,217	1.85	1	11.50
	緑 地		4	37,366	0.60	0	0
計	62,422	122	475,439	7.62	29	33.51	
船穂地区	街区公園		11	13,862	1.69	0	0
	都市緑地		5	19,014	2.31	0	0
	緑 地		2	117,923	14.34	0	0
計	8,224	18	150,799	18.34	0	0	
真備地区	街区公園		30	19,142	0.94	0	0
	近隣公園		2	29,455	1.44	0	0
	総合公園		1	110,776	5.43	1	11.30
	歴史公園		1	9,793	0.48	0	0
	風致公園		1	7,180	0.35	0	0
	緑 地		2	41,242	2.02	0	0
	計	20,388	37	217,588	10.67	1	11.30
計	街区公園		807	943,787	1.99	190	39.97
	近隣公園		16	258,134	0.54	7	14.40
	地区公園		4	219,922	0.46	4	24.20
	総合公園		4	552,909	1.17	3	44.10
	運動公園		4	651,257	1.37	4	70.50
	歴史公園		1	9,793	0.02	0	0.0
	風致公園		4	95,180	0.20	2	6.80
	緩衝緑地		1	676,700	1.43	1	78.10
	都市緑地		8	58,514	0.12	2	1.30
	緑 地		20	447,089	0.94	2	173.80
	墓 園		1	40,000	0.08	1	18.80
	広場公園		2	1,285	0.00	1	0.10
	合 計	474,330	872	3,954,570	8.34	217	472.07
公園、遊園を含めて			1,121	4,078,873	8.60		

※平成24年7月の住民基本台帳法改正に伴い、人口は外国人住民を含んだものを使用。

(2) 都市計画公園一覧表（都市計画決定をしていない都市公園を含む。）

① 街区公園

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年 月 日	面積 (㎡)	年 月 日
美和町第1公園	美和1丁目1112-4	0.20	S31. 09. 21	1,545	S46. 04. 01
美和町第2公園	美和2丁目1156-2	0.20	S31. 09. 21	1,753	S47. 04. 01
老松町第1公園	老松町2丁目236	0.20	S31. 09. 21	1,765	S41. 04. 01
老松町第2公園	老松町3丁目250	0.10	S31. 09. 21	925	S38. 04. 01
日吉公園	日吉町432-1	0.12	S51. 11. 01	1,282	S53. 04. 01
西原公園	西阿知町西原1369-4	0.11	S51. 11. 01	1,101	S52. 04. 01
西富井公園	西富井1348-3	0.12	S51. 11. 01	1,170	S53. 04. 01
浦田公園	福田町浦田2460-1	0.11	S51. 11. 01	1,148	S52. 04. 01
北畝第3公園	北畝5丁目803-3	0.14	S51. 11. 01	1,407	S54. 04. 01
中畝第2公園	中畝3丁目576-14	0.15	S51. 11. 01	1,487	S52. 04. 01
夕日が丘公園	児島田の口2丁目1079	0.16	S51. 11. 01	1,674	S52. 04. 01
田の口公園	児島田の口6丁目3679	0.12	S51. 11. 01	1,204	S52. 04. 01
水島西寿町第5公園	水島西寿町14	0.10	S31. 09. 21	1,315	S42. 04. 01
水島北緑町第1公園	水島北緑町254	0.10	S31. 09. 21	578	S49. 04. 01
水島北緑町第2公園	水島北緑町264	0.10	S31. 09. 21	555	S47. 04. 01
水島南緑町第1公園	水島南緑町227	0.10	S31. 09. 21		未開設
水島南緑町第2公園	水島南緑町236	0.10	S31. 09. 21		未開設
水島東弥生町第1公園	水島東弥生町42	0.10	S31. 09. 21	1,368	S43. 04. 01
水島東弥生町第2公園	水島東弥生町20	0.20	S31. 09. 21	1,930	S42. 04. 01
水島西弥生町第1公園	水島西弥生町77	0.10	S31. 09. 21	1,388	S45. 04. 01
水島西弥生町第2公園	水島西弥生町55	0.10	S31. 09. 21	1,388	S46. 04. 01
水島西弥生町第3公園	水島西弥生町30	0.20	S31. 09. 21	1,953	S37. 04. 01
水島北春日町第1公園	水島北春日町180	0.10	S31. 09. 21	680	S42. 04. 01
水島北春日町第2公園	水島北春日町162	0.20	S42. 08. 14	2,632	S43. 04. 01
水島南春日町第1公園	水島南春日町154	0.20	S42. 08. 14	1,978	S44. 04. 01
水島南春日町第2公園	水島南春日町135	0.10	S31. 09. 21	636	S44. 04. 01
水島南春日町第3公園	水島南春日町147	0.10	S31. 09. 21	641	S46. 04. 01
水島東栄町第1公園	水島東栄町35	0.30	S31. 09. 21	2,988	S47. 04. 01
玉島日ノ出町公園	玉島1丁目629	0.23	S50. 08. 22	2,410	S51. 04. 01
黒崎公園	玉島黒崎4066-2	0.20	S45. 11. 26	1,458	S46. 04. 01
水島西栄町第1公園	水島西栄町57	0.20	S31. 09. 21	1,947	S46. 04. 01
水島西栄町第2公園	水島西栄町22	0.20	S31. 09. 21	1,847	S43. 04. 01
水島北幸町第1公園	水島北幸町103	0.10	S31. 09. 21	1,029	H04. 03. 31
水島北幸町第2公園	水島北幸町107	0.40	S31. 09. 21	3,798	S51. 04. 01
水島南緑町第3公園	水島南緑町209	0.20	S31. 09. 21	1,609	S46. 04. 01
水島東常盤町第1公園	水島東常盤町54	0.20	S31. 09. 21	1,950	S45. 04. 01
水島東常盤町第2公園	水島東常盤町40	0.20	S31. 09. 21	1,993	S41. 04. 01
水島東常盤町第3公園	水島東常盤町18	0.20	S31. 09. 21	1,914	S43. 04. 01

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年 月 日	面積 (㎡)	年 月 日
水島東常盤町第4公園	水島東常盤町8	0.20	S31. 09. 21	1,927	S39. 04. 01
水島西常盤町第1公園	水島西常盤町65	0.20	S31. 09. 21	1,930	S43. 04. 01
水島西常盤町第2公園	水島西常盤町49	0.20	S31. 09. 21	1,966	S45. 04. 01
水島西常盤町第3公園	水島西常盤町27	0.20	S31. 09. 21	1,930	S43. 04. 01
水島西常盤町第4公園	水島西常盤町14	0.20	S31. 09. 21	2,009	S46. 04. 01
水島南亀島町第1公園	水島南亀島町48	0.10	S31. 09. 21	796	S44. 04. 01
水島南亀島町第2公園	水島南亀島町35	0.10	S31. 09. 21	1,375	S44. 04. 01
通町公園	玉島555	0.20	S32. 02. 05		未開設
千鳥町公園	水島西千鳥町2-4	0.30	S43. 08. 19	2,606	S44. 04. 01
水島東栄町第6公園	水島東栄町39	0.10	S44. 04. 17	1,109	S45. 04. 01
味野公園	児島味野2丁目3835-10	0.39	S44. 04. 17	3,900	S63. 03. 31
道口公園	玉島道口2469	0.60	S45. 01. 09	5,967	S45. 04. 01
八幡山公園	玉島柏島7087	0.20	S46. 01. 25	8,117	S45. 04. 01
明石公園	児島田の口21	0.20	S46. 01. 25	1,962	S54. 03. 31
林公園	林672	0.32	S46. 11. 08	3,200	S47. 04. 01
井戸公園	児島味野2642	0.23	S46. 11. 08	2,300	S47. 04. 01
田ノ浦公園	下津井田之浦730	0.13	S46. 11. 08	1,300	S47. 04. 01
長尾公園	玉島長尾2288	0.21	S46. 11. 08	2,074	S47. 04. 01
住吉公園	玉島阿賀崎1026	0.20	S46. 11. 08	1,801	S47. 04. 01
北畝第1公園	北畝2丁目292-28	0.10	S46. 11. 08	995	S47. 04. 01
羽島台公園	羽島1000-147	0.20	S47. 10. 23	1,581	S48. 04. 01
本所公園	玉島阿賀崎553-1	0.18	S47. 10. 23	1,834	S49. 04. 01
乙島公園	玉島乙島2213-1	0.34	S47. 10. 23	3,480	S48. 04. 01
味野第2公園	児島味野2丁目3794	0.17	S47. 10. 23	1,700	S48. 04. 01
青江宮前公園	青江807-3	0.24	S48. 09. 25	2,334	S49. 04. 01
北畝第2公園	北畝1丁目122-1	0.16	S48. 09. 25	1,523	S50. 04. 01
中畝第1公園	中畝4丁目474	0.21	S48. 09. 25	2,117	S49. 04. 01
南畝第1公園	南畝3丁目66-4	0.23	S48. 09. 25	2,243	S49. 04. 01
和井田公園	児島下の町2丁目1592-2	0.10	S48. 09. 25	870	S49. 04. 01
赤崎第2公園	児島赤崎3丁目2090	0.37	S48. 09. 25	3,688	S49. 04. 01
茶屋町第1公園	茶屋町1719	0.15	S48. 09. 25	1,482	S50. 04. 01
中庄第1公園	中庄971-1	0.15	S48. 12. 13	1,631	S49. 04. 01
幸町公園	幸町998-1	0.12	S48. 12. 13	1,192	S50. 04. 01
上富井第2公園	上富井160-2	0.15	S48. 12. 13	1,612	S50. 04. 01
本荘公園	児島塩生1945-2	0.44	S48. 12. 13	4,428	S49. 04. 01
木野山公園	玉島乙島2459	0.60	S48. 12. 13	6,205	S49. 04. 01
亀島第1公園	神田1丁目17-1	0.52	S49. 03. 07	5,207	S54. 03. 31
亀島第2公園	連島中央5丁目4-1	0.35	S49. 03. 07	3,483	S50. 04. 01
亀島第3公園	神田3丁目12-1	0.67	S49. 03. 07	6,744	S52. 04. 01

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
亀島第4公園	神田2丁目9-1	0.58	S49. 03. 07	5,754	S58. 03. 31
亀島第5公園	連島中央3丁目4-1	0.89	S49. 03. 07	8,906	S52. 04. 01
亀島第7公園	連島1丁目9-1	0.67	S49. 03. 07	6,715	S51. 04. 01
連島第1公園	連島5丁目4-1	0.35	S49. 03. 07	3,533	S50. 04. 01
連島第2公園	連島2丁目14-1	0.64	S49. 03. 07	6,375	S57. 04. 01
水島北亀島第1公園	水島北亀島町1901-1	0.18	S49. 03. 07	1,841	S50. 04. 01
阿賀崎公園	玉島阿賀崎705-1	0.18	S49. 11. 01	1,822	S50. 04. 01
勇崎第1公園	玉島勇崎1276-1	0.93	S49. 11. 01	9,306	S50. 04. 01
小川辻公園	児島小川町890	0.13	S49. 11. 01	1,300	S50. 04. 01
茶屋町第2公園	茶屋町663-3	0.18	S49. 11. 01	2,115	S51. 04. 01
庄公園	上東725	0.28	S50. 08. 22	2,782	S51. 04. 01
平田公園	平田243-1	0.10	S50. 08. 22	1,135	S52. 04. 01
大島第2公園	大島609	0.10	S50. 08. 22	986	S51. 04. 01
堀南公園	堀南647-1	0.18	S50. 08. 22	1,844	S51. 04. 01
高辻公園	児島上の町1520	0.25	S50. 08. 22	2,559	S51. 04. 01
元浜第1公園	児島元浜町167	0.16	S50. 08. 22	1,618	S51. 04. 01
水島北瑞穂町公園	水島北瑞穂町340	0.25	S50. 08. 22	2,752	S51. 04. 01
中島公園	中島2797-1	0.15	S50. 08. 22	1,519	S53. 04. 01
上成公園	玉島上成1070-2	0.15	S51. 03. 04	1,462	S52. 04. 01
林第2公園	林2068-1	0.32	S51. 11. 11	4,066	S53. 04. 01
呼松第2公園	呼松町1027-23	0.10	S52. 02. 26	1,006	S53. 04. 01
久々井西公園	玉島柏島1219	0.13	S52. 02. 26	2,720	S53. 04. 01
茶屋町第3公園	茶屋町347	0.20	S52. 09. 14	2,012	S53. 04. 01
安江公園	安江515	0.16	S52. 09. 14	1,569	S53. 04. 01
沖第1公園	沖新町20	0.26	S52. 09. 14	2,645	S53. 04. 01
沖第2公園	沖新町59	0.23	S52. 09. 14	2,286	S53. 04. 01
沖第3公園	沖新町98	0.23	S52. 09. 14	2,314	S53. 04. 01
宮前公園	宮前537-1	0.62	S52. 09. 16	6,439	H06. 03. 31
新田公園	新田2417	0.37	S53. 01. 27	3,743	S54. 03. 31
小川公園	児島小川町3682-1	0.15	S53. 07. 12	1,524	S54. 03. 31
狐島公園	玉島乙島6344	0.13	S53. 07. 12	1,295	S55. 04. 01
カノ割公園	玉島乙島7470	0.44	S53. 07. 12	5,049	S54. 03. 31
松島公園	松島840-2	0.12	S53. 07. 12	1,193	S54. 03. 31
浜の茶屋公園	浜ノ茶屋1丁目751-5	0.11	S53. 07. 12	1,074	S54. 03. 31
鶴形2丁目公園	鶴形2丁目760-1	0.14	S53. 07. 12	1,367	S54. 03. 31
中島栄町公園	中島210	0.12	S53. 07. 12	1,198	S54. 03. 31
東富井公園	東富井947-2	0.12	S53. 07. 12	1,204	S54. 03. 31
福井公園	福井306-4	0.12	S53. 07. 12	1,195	S54. 03. 31
下浦田公園	福田町浦田2378-198	0.11	S53. 07. 12	1,052	S54. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
北畝6丁目公園	北畝6丁目561-2	0.12	S53. 07. 12	1,200	S54. 03. 31
中畝9丁目公園	中畝9丁目295-5	0.12	S53. 07. 12	1,195	S55. 04. 01
東川公園	水島東川町283	0.20	S54. 08. 07	2,016	S55. 04. 01
亀島新田公園	連島町亀島新田205-2	0.10	S54. 08. 07	1,054	S55. 04. 01
味野第3公園	児島味野6丁目2800-1	0.14	S54. 08. 07	1,612	S55. 04. 01
鷺尾公園	児島上の町2丁目874-1	0.17	S54. 08. 07	1,675	S55. 04. 01
徳芳公園	徳芳227-2	0.17	S54. 08. 07	1,842	S55. 04. 01
安江第2公園	安江550-56	0.13	S54. 08. 07	1,313	S55. 04. 01
稗田公園	児島稗田町2726	0.6	S54. 08. 07	5,929	S56. 04. 01
広江公園	広江6丁目445	0.15	S54. 08. 07	1,457	S55. 04. 01
南大島公園	大島400	0.10	S54. 08. 07	1,007	S56. 04. 01
鶴新田公園	連島町鶴新田2562-1	0.62	S54. 08. 07	6,128	S55. 04. 01
小溝公園	中島2014	0.11	S54. 08. 07	1,086	S55. 04. 01
勇崎西公園	玉島勇崎741-1	0.12	S54. 08. 07	1,153	S56. 04. 01
船倉公園	船倉町1273	0.16	S54. 08. 07	1,320	S55. 04. 01
元浜第2公園	児島元浜町2819	0.11	S54. 11. 20	1,100	S55. 04. 01
川入公園	川入647	0.11	S54. 12. 12	1,455	S56. 04. 01
福田南公園	福田町古新田1002-6	0.12	S54. 12. 12	1,199	S59. 03. 31
松江第1公園	福田町松江961	0.14	S54. 12. 12	1,394	S56. 04. 01
西阿知公園	西阿知町438-4	0.15	S55. 02. 07	1,491	S56. 04. 01
朝間公園	児島下の町4丁目2209-4	0.24	S55. 02. 07	2,406	S56. 04. 01
宇頭間公園	児島塩生3243-1	0.92	S55. 02. 07	9,201	S57. 03. 31
添池公園	菰池3丁目269	0.25	S55. 12. 09	2,522	S56. 04. 01
西阿知新田公園	西阿知町新田520	0.11	S55. 12. 09	1,207	S56. 04. 01
松江第2公園	福田町松江9-13	0.18	S55. 12. 09	1,758	S57. 03. 31
南畝第2公園	南畝7丁目379-6	0.15	S56. 04. 01	1,493	S57. 03. 31
中畝2丁目公園	中畝2丁目689-13	0.12	S56. 04. 01	1,177	S57. 03. 31
北畝2丁目公園	北畝2丁目249-1	0.15	S56. 04. 01	1,515	S57. 03. 31
古新田北公園	福田町古新田86-6	0.11	S56. 04. 01	1,633	S57. 03. 31
水島南幸町公園	水島南幸町98-11	0.24	S56. 04. 01	2,428	S58. 03. 31
緑の里公園	中庄2326-3	0.11	S56. 04. 01	1,106	S59. 03. 31
赤崎第3公園	児島赤崎2丁目1929	0.10	S56. 04. 01	1,008	S56. 04. 01
東酒津公園	酒津2531-1	0.09	S56. 07. 21	871	S57. 03. 31
矢柄公園	連島町矢柄6052	0.33	S56. 07. 21	3,313	S57. 03. 31
箱部公園	玉島阿賀崎2128	0.14	S56. 10. 22	1,350	S57. 03. 31
堀南第2公園	堀南862-4	0.11	S57. 11. 17	1,212	S58. 03. 31
粒江公園	粒江2651	0.19	S57. 11. 17	1,860	S59. 03. 31
東塚2丁目公園	東塚2丁目244-1	0.11	S57. 11. 17	1,119	S59. 03. 31
阿賀崎西公園	玉島阿賀崎2575-1	0.14	S57. 11. 17	1,467	S58. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
中庄藤の花公園	中庄2099	0.25	S57. 11. 17	2,493	S59. 03. 31
鶴新田第2公園	連島町鶴新田819-3	0.10	S58. 01. 10	1,014	S58. 03. 31
谷底公園	玉島道口538-1	0.11	S58. 01. 10	1,060	S58. 03. 31
北浜町公園	北浜町39-1	0.10	S58. 09. 06	1,073	S60. 03. 31
古新田南公園	福田町古新田693-6	0.15	S59. 04. 02	1,490	S60. 03. 31
元古新田公園	福田町福田2408-4	0.14	S59. 04. 02	1,371	S60. 03. 31
下津井第1公園	下津井2丁目930-5	0.11	S59. 04. 02	1,100	S60. 03. 31
帯江新田公園	茶屋町1481-6	0.12	S59. 09. 10	1,200	S60. 03. 31
水江第2公園	水江1263-1	0.14	S59. 09. 10	1,437	S60. 03. 31
爪崎西公園	玉島爪崎265-2	0.10	S60. 02. 18	951	S61. 03. 31
児島駅前第2公園	児島駅前2丁目22	0.25	S60. 02. 18	2,500	S62. 03. 31
児島駅前第3公園	児島駅前4丁目55	0.25	S60. 02. 18	2,500	S62. 03. 31
小川第2公園	児島小川1丁目1-22	0.20	S60. 02. 18	1,977	S61. 03. 31
大内公園	大内1088-2	0.12	S60. 08. 12	1,156	S61. 03. 31
鶴新田第3公園	連島町鶴新田1106-1	0.10	S60. 08. 12	1,007	S61. 03. 31
西之浦公園	連島町西之浦402-12	0.11	S60. 08. 12	1,112	S62. 03. 31
玉島3丁目公園	玉島3丁目227	0.07	S60. 08. 12	663	S61. 03. 31
中畝7丁目公園	中畝7丁目65	0.12	S61. 06. 26	2,912	S63. 03. 31
今宮公園	児島味野4丁目3473	0.10	S61. 06. 26	780	H03. 03. 31
味野4丁目公園	児島味野4丁目3529	0.08	S61. 06. 26	753	H03. 03. 31
日ノ出町2丁目公園	日ノ出町2丁目61-7	0.10	S61. 10. 29	1,011	S63. 03. 31
小溝第2公園	中島1738-6	0.11	S61. 10. 29	1,147	S63. 03. 31
浦益公園	福田町浦田2329	0.41	S61. 10. 29	4,317	S62. 03. 31
笹沖公園	笹沖276-1	0.11	S63. 02. 05	1,083	H01. 03. 31
鶴新田第4公園	連島町鶴新田2188-1	0.18	S63. 02. 05	1,815	H01. 03. 31
福江公園	福江1659-20	0.45	S63. 07. 07	4,468	S63. 03. 31
島地公園	玉島八島252-9	0.20	H01. 05. 25	1,950	H03. 03. 31
天城公園	藤戸町天城28-1	0.10	H01. 05. 25	950	H03. 03. 31
小川4丁目公園	児島小川4丁目2428	0.22	H02. 03. 31	2,163	H01. 03. 31
山下公園	藤戸町天城294-1	0.37	H04. 01. 07	3,697	H06. 03. 31
八王寺公園	八王寺町149-1	0.14	H03. 02. 25	1,411	H05. 03. 31
福江第2公園	福江90-1	0.15	H03. 02. 25	1,451	H10. 03. 31
古新田五東公園	福田町古新田663-3	0.13	H04. 01. 07	1,297	H06. 03. 31
西阿知第2公園	西阿知町335-1	0.37	H05. 04. 14	3,859	H07. 03. 31
田の口5丁目公園	児島田の口5丁目4512-1	0.46	H05. 12. 13	4,536	H15. 03. 31
徳芳第2公園	徳芳693-1	計画決定なし		1,189	S51. 04. 01
生坂公園	生坂1446-1	"		1,019	S51. 04. 01
福田公園	福田町福田820	"		1,430	S51. 04. 01
小西公園	児島下の町4丁目1965-1	"		1,686	S51. 04. 01

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
柏島公園	玉島柏島1681-2	計画決定なし		2,230	S51. 04. 01
矢部公園	矢部532-1	"		2,502	S52. 04. 01
柏台第1公園	玉島柏島4500-575	"		1,803	S51. 04. 01
柏台第2公園	玉島柏島4500-573	"		809	S51. 04. 01
柏台第3公園	玉島柏島4500-578	"		3,186	S51. 04. 01
柏台第4公園	玉島柏島4500-623	"		1,297	S51. 04. 01
柏台第5公園	玉島柏島5000-160	"		1,491	S54. 03. 31
新田団地公園	新田2405-69	"		404	S44. 04. 01
相生町公園	水島相生町396-40	"		1,377	S45. 04. 01
水島南瑞穂町第1公園	水島南瑞穂町322-1	"		328	S46. 04. 01
粒浦公園	東粒浦830-152	"		1,889	S46. 04. 01
五軒屋公園	福田町浦田2394-2	"		500	S47. 04. 01
東塚東公園	東塚5丁目42	"		4,073	S47. 04. 01
東塚公園	東塚5丁目7	"		4,833	S47. 04. 01
亀山公園	玉島八島4074-1	"		2,016	S47. 04. 01
久々井東公園	玉島阿賀崎1823-4	"		600	S48. 04. 01
水島南瑞穂町第2公園	水島南瑞穂町291	"		330	S48. 04. 01
羽島公園	羽島289-3	"		1,071	S48. 04. 01
池畝公園	玉島道口3877-3	"		636	S48. 04. 01
徳芳第1公園	徳芳7-194	"		1,080	S48. 04. 01
呼松第1公園	呼松町486	"		829	S49. 04. 01
港公園	玉島中央町1丁目31-82	"		418	S49. 04. 01
岩谷公園	玉島黒崎7381-9	"		1,857	S49. 04. 01
水江公園	水江1423	"		878	S50. 04. 01
大島第1公園	大島263	"		1,238	S50. 04. 01
藤戸第1公園	藤戸町藤戸753	"		1,068	S50. 04. 01
明神町公園	水島明神町81	"		1,348	S50. 04. 01
三田公園	三田597	"		1,007	S53. 04. 01
庄パーク第4号公園	庄新町1142-211	"		2,697	S55. 04. 01
五日市公園	五日市699-3	"		2,214	S55. 04. 01
二日市公園	二日市156-1	"		1,271	S55. 04. 01
富公園	玉島富471-1	"		2,615	S56. 04. 01
古新田公園	福田町古新田343-5	"		990	S57. 03. 31
中央2丁目公園	中央2丁目238-13	"		503	S58. 03. 31
中島本村公園	中島607	"		2,282	S58. 03. 31
浅原公園	浅原1970-1	"		1,395	S59. 03. 31
池畝第2公園	玉島道口3847	"		1,315	S59. 03. 31
宮原公園	玉島長尾2310-10	"		1,585	S59. 03. 31
小原公園	玉島黒崎4379-8	"		3,436	S59. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
道越公園	玉島道越526-1	計画決定なし		1,414	S59. 03. 31
沙美西公園	玉島黒崎6109	"		1,403	S59. 03. 31
西岡公園	西岡1243-1	"		1,715	S60. 03. 31
長尾明見公園	玉島長尾1638-1	"		1,811	S60. 03. 31
天神山第1公園	玉島2丁目132	"		1,374	S60. 03. 31
天神山第2公園	玉島2丁目119	"		1,037	S60. 03. 31
港第2公園	玉島中央町1丁目850-39	"		400	S61. 03. 31
丸山公園	連島町連島4169	"		1,105	S61. 03. 31
粒江舟津公園	粒江2570-3	"		1,002	S62. 03. 31
寺崎公園	藤戸町藤戸1380-3	"		2,230	S62. 03. 31
丸池公園	藤戸町藤戸1654	"		1,718	S62. 03. 31
東雲台公園	児島下の町4丁目3403	"		1,096	S62. 03. 31
山地公園	山地118-5	"		1,457	S63. 03. 31
水島明神町第2公園	水島明神町83-4	"		2,065	S63. 03. 31
粒江中洲公園	粒江2254-1	"		2,002	S63. 03. 31
鶴崎公園	茶屋町1884	"		7,531	S63. 03. 31
中庄天神第1公園	中庄1920-93	"		1,693	S63. 03. 31
中庄天神第2公園	中庄1380-88	"		745	S63. 03. 31
稗田西公園	児島稗田町3176-1	"		4,037	S63. 03. 31
蓮池公園	児島味野城2丁目2210-2	"		1,940	S63. 03. 31
菰池公園	菰池2丁目600-8	"		1,002	S63. 03. 31
増原公園	玉島道口3565-1	"		10,090	S63. 03. 31
上郷公園	玉島道口3969	"		2,414	S63. 03. 31
中帯江公園	中帯江419-1	"		1,452	H01. 03. 31
黒石公園	黒石506	"		804	H01. 03. 31
川子岩公園	藤戸町天城1362-1	"		2,170	H01. 03. 31
栗坂西公園	栗坂234-3	"		1,545	H01. 03. 31
四十瀬公園	四十瀬181	"		782	H01. 03. 31
松江公園	福田町松江1004-4	"		3,145	H01. 03. 31
有城公園	有城265-2	"		602	H02. 03. 31
八島北公園	玉島八島3491-2	"		1,608	H02. 03. 31
玉谷公園	玉島2丁目3569	"		356	H02. 03. 31
味野第4公園	児島味野2丁目3900-1	"		296	H02. 03. 31
池尻公園	児島上の町4丁目1314	"		340	H02. 03. 31
下村池公園	児島下の町4丁目177-2	"		451	H02. 03. 31
元浜第3公園	児島元浜町2770-31	"		284	H02. 03. 31
阿津第1公園	児島阿津1丁目913-17	"		238	H02. 03. 31
阿津第2公園	児島阿津1丁目893-2	"		224	H02. 03. 31
阿津第3公園	児島阿津1丁目923-3	"		92	H02. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
小川第1公園	児島小川町3688-9	計画決定なし		108	H02. 03. 31
広江団地1号公園	広江7丁目890-272	"		1,471	H02. 03. 31
広江団地2号公園	広江7丁目890-3	"		1,461	H02. 03. 31
くすのき団地公園	広江7丁目1011-78	"		1,225	H02. 03. 31
西坂台第1号公園	西坂1342-61	"		701	H02. 03. 31
西坂台第2号公園	西坂1342-283	"		1,281	H02. 03. 31
西坂台第4号公園	西坂1374-3	"		787	H02. 03. 31
西坂台第5号公園	西坂1342-460	"		6,325	H02. 03. 31
熊坂西公園	林1520-1	"		174	H03. 03. 31
新池公園	菰池1丁目745-3	"		3,355	H03. 03. 31
下津井緑地公園	下津井1丁目12番地先	"		656	H03. 03. 31
畑公園	木見2256	"		892	H03. 03. 31
木見公園	木見1895-1	"		1,524	H03. 03. 31
曾原公園	曾原1125-2	"		3,574	H03. 03. 31
南浦公園	玉島黒崎8664-3	"		1,783	H03. 03. 31
玉島東公園	玉島2丁目3364	"		694	H03. 03. 31
粒江第2公園	八軒屋159-2	"		1,461	H03. 03. 31
早沖公園	茶屋町早沖604	"		2,959	H03. 03. 31
西田公園	西田450	"		2,346	H03. 03. 31
南町公園	南町668-1	"		473	H03. 03. 31
観音台公園	黒崎1190	"		2,075	H03. 03. 31
亀山公園	亀山572-3	"		1,970	H03. 03. 31
上西坂公園	西坂807-1	"		3,866	H03. 03. 31
大島第3公園	大島2丁目800	"		960	H03. 03. 31
林第3公園	林2009-1	"		10,018	H04. 03. 31
尾原公園	尾原125-1	"		787	H04. 03. 31
沙美中公園	玉島黒崎5125-2	"		649	H04. 03. 31
たつみハイツ公園	連島町矢柄5929-9	"		392	H04. 03. 31
安江第3公園	安江170-8	"		234	H04. 03. 31
吉岡公園	吉岡349-2	"		1,570	H05. 03. 31
古田砂場公園	福田町福田1941-1	"		1,212	H05. 03. 31
西尾南公園	上東52-1	"		2,671	H05. 03. 31
林山竹公園	林887-1	"		3,812	H05. 03. 31
由加東中住公園	児島由加1214	"		1,328	H05. 03. 31
下の町10丁目第1公園	児島下の町10丁目376-127	"		153	H05. 03. 31
下の町10丁目第2公園	児島下の町10丁目376-156	"		98	H05. 03. 31
加須山公園	加須山639-2	"		4,380	H06. 03. 31
祐安公園	祐安1341-16	"		1,824	H06. 03. 31
天城太市公園	藤戸町天城442	"		1,204	H06. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
友好の広場	中央1丁目280	計画決定なし		3,066	H06. 03. 31
呼松第3公園	呼松町162	"		1,219	H06. 03. 31
水島北亀島第2公園	水島北亀島町1686-9	"		612	H06. 03. 31
小溝西公園	中島1880-4	"		129	H06. 03. 31
イトーピア団地1号公園	徳芳869-115	"		2,232	H06. 03. 31
イトーピア団地2号公園	徳芳1215-14	"		377	H06. 03. 31
中庄床田公園	中庄35-13	"		155	H06. 03. 31
平田宇苺公園	平田666-16	"		118	H06. 03. 31
山下第2公園	藤戸町天城330-7	"		111	H06. 03. 31
広陽ヒルズ第1公園	福田町広江1506-11	"		4,006	H06. 03. 31
広陽ヒルズ第2公園	福田町広江1532-8	"		529	H06. 03. 31
吉岡団地公園	吉岡359-42	"		387	H06. 03. 31
惣佐池公園	児島田の口1916-1	"		2,300	H06. 03. 31
柳田第1公園	児島柳田町2337-22	"		117	H06. 03. 31
藤戸南台公園	串田14-8	"		698	H06. 03. 31
田土浦公園	下津井田之浦1丁目13-30	"		6,723	H06. 03. 31
砂走公園	児島味野4丁目3558	"		665	H06. 03. 31
玉島福井公園	玉島柏島5491	"		2,350	H06. 03. 31
前新田公園	玉島乙島901-5	"		154	H06. 03. 31
鶴崎第2公園	茶屋町1921-1	"		3,031	H07. 03. 31
福田パークハイツ1号公園	広江2丁目2586-33	"		212	H07. 03. 31
福田パークハイツ2号公園	広江2丁目2586-60	"		219	H07. 03. 31
上富井大西公園	上富井607-43	"		224	H07. 03. 31
天城かえで台団地北公園	藤戸町天城2401-81	"		437	H07. 03. 31
天城かえで台団地南公園	藤戸町天城2401-36	"		150	H07. 03. 31
中島外新田公園	中島1775-4	"		110	H07. 03. 31
中庄後溝公園	中庄628-22	"		155	H07. 03. 31
北浜町第2公園	北浜町76-34	"		397	H07. 03. 31
連島四合1号公園	連島町連島2261-260	"		792	H07. 03. 31
連島四合2号公園	連島町連島2311-87	"		168	H07. 03. 31
西阿知羽口下公園	西阿知町1172-7	"		150	H07. 03. 31
かえで第1公園	藤戸町天城2486-11	"		267	H07. 03. 31
かえで第2公園	藤戸町天城2465-15	"		682	H07. 03. 31
西之浦大崎公園	連島町西之浦567-9	"		120	H07. 03. 31
赤崎2丁目公園	児島赤崎2丁目1304-3	"		148	H07. 03. 31
小川第3公園	児島小川町3677-35	"		151	H07. 03. 31
小川9丁目公園	児島小川9丁目114-26	"		159	H07. 03. 31
上の町2丁目第1公園	児島上の町2丁目1026-15	"		311	H07. 03. 31
下の町10丁目第3公園	児島下の町10丁目2-25	"		158	H07. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
下の町4丁目公園	児島下の町4丁目2115-10	計画決定なし		119	H07. 03. 31
稗田梅ノ谷公園	児島稗田町513-6	"		140	H07. 03. 31
稗田ハイツ公園	児島稗田町608-7	"		159	H07. 03. 31
桃山団地公園	児島小川4丁目2700-115	"		1,300	H07. 03. 31
川中大道西公園	玉島1925-8	"		130	H07. 03. 31
腕公園	連島町西之浦761-1	"		1,086	H08. 03. 31
正無田公園	木見1951-1	"		1,790	H08. 03. 31
亀崎公園	玉島阿賀崎2305-3	"		1,607	H08. 03. 31
阿賀崎3丁目公園	玉島阿賀崎3丁目521-4	"		103	H08. 03. 31
鶴新田弘化開公園	連島町鶴新田2087-17	"		124	H08. 03. 31
福田古城池尻公園	福田町福田2282-23	"		159	H08. 03. 31
福島三反地公園	福島11-2	"		127	H08. 03. 31
茶屋東沖公園	茶屋町1475-17	"		164	H08. 03. 31
東富井村東公園	東富井786-8	"		103	H08. 03. 31
上東寄國公園	上東1033-4	"		105	H08. 03. 31
ベルタウン1号公園	加須山797-8	"		1,102	H08. 03. 31
ベルタウン2号公園	加須山829-92	"		505	H08. 03. 31
ベルタウン3号公園	加須山829-132	"		730	H08. 03. 31
ベルタウン4号公園	加須山829-61	"		484	H08. 03. 31
中庄西佐子公園	中庄2062-13	"		146	H08. 03. 31
西岡太才公園	西岡271-10	"		152	H08. 03. 31
パスコタウン福島第1公園	福島158-3	"		244	H08. 03. 31
パスコタウン福島第2公園	福島200-133	"		783	H08. 03. 31
日畑第2公園	日畑433-9	"		155	H08. 03. 31
鶴新田十ノ割公園	連島町鶴新田2071-17	"		107	H08. 03. 31
上東借家公園	上東1105-1	"		187	H08. 03. 31
鶴新田十ノ割第2公園	連島町鶴新田2085-7	"		139	H08. 03. 31
福井堤外公園	福井405-21	"		116	H08. 03. 31
福井生坂地公園	福井176-35	"		193	H08. 03. 31
サニータウン倉敷1号公園	連島町連島1174-43	"		4,933	H08. 03. 31
サニータウン倉敷2号公園	連島町連島2831-174	"		2,863	H08. 03. 31
サニータウン倉敷3号公園	連島町連島1174-383	"		2,589	H08. 03. 31
サニータウン倉敷4号公園	連島町連島2831-192	"		960	H08. 03. 31
サニータウン倉敷5号公園	連島町連島2831-188	"		582	H08. 03. 31
サニータウン倉敷6号公園	連島町連島1174-342	"		951	H08. 03. 31
平田龍ノ木公園	平田236-13	"		261	H08. 03. 31
天城大佐古公園	藤戸町天城630-31	"		317	H08. 03. 31
小西奥公園	児島下の町4丁目2114-17	"		211	H08. 03. 31
林堂之窪公園	林1990-34	"		314	H08. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
明治浜公園	児島田の口7丁目3737-3	計画決定なし		575	H08. 03. 31
勇崎4丁目公園	玉島勇崎4丁目1194-6	"		100	H08. 03. 31
森本公園	玉島柏島920-19	"		626	H08. 03. 31
三番割公園	玉島阿賀崎1698-29	"		220	H08. 03. 31
古水江公園	水江869-1	"		2,128	H09. 03. 31
土生公園	玉島長尾789-1	"		185	H09. 03. 31
稗田さくら公園	児島稗田町1928-1	"		424	H09. 03. 31
四十瀬開内公園	四十瀬562-14	"		180	H09. 03. 31
鶴新田弘化開第2公園	連島町鶴新田2450-6	"		132	H09. 03. 31
鶴新田弘化開第3公園	連島町鶴新田1848-7	"		109	H09. 03. 31
帯高大角公園	帯高175-4	"		123	H09. 03. 31
帯高大角第2公園	帯高10-24	"		111	H09. 03. 31
コモンシティ連島第1公園	連島町連島2876-56	"		2,049	H09. 03. 31
コモンシティ連島第2公園	連島町連島2876	"		2,880	H09. 03. 31
片島亦左エ門地第1公園	片島町270-4	"		130	H09. 03. 31
片島亦左エ門地第2公園	片島町270-42	"		130	H09. 03. 31
有城サンハイツ1号公園	有城1169-115	"		2,170	H09. 03. 31
有城サンハイツ2号公園	加須山832-30	"		358	H09. 03. 31
鶴新田弘化開第4公園	連島町鶴新田2098-17	"		96	H09. 03. 31
片島町六畝所公園	片島町221-14	"		98	H09. 03. 31
下津井西公園	下津井3丁目265	"		3,099	H09. 03. 31
木見下山田公園	木見30-6	"		180	H09. 03. 31
稗田梅ノ谷第2公園	児島稗田町482-17	"		420	H09. 03. 31
稗田竹ノ詰公園	児島稗田町435-76	"		219	H09. 03. 31
黒崎新町公園	玉島黒崎新町12-1	"		3,750	H09. 03. 31
後家堂公園	玉島長尾2897-16	"		204	H09. 03. 31
乙島白銀山公園	玉島乙島6037-39	"		195	H09. 03. 31
長割公園	玉島3072	"		2,993	H09. 03. 31
浜ノ茶屋2丁目公園	浜ノ茶屋2丁目220-1	"		1,516	H10. 03. 31
呼松公園	呼松1丁目894-8	"		288	H10. 03. 31
水江第3公園	水江1426-1	"		2,048	H10. 03. 31
平田荒神西公園	平田179-7	"		179	H10. 03. 31
西阿知町新田大橋公園	西阿知町新田132-17	"		146	H10. 03. 31
茶屋壺番川内公園	茶屋町353-67	"		258	H10. 03. 31
笹沖壺丁地公園	笹沖321-34	"		270	H10. 03. 31
味野城中池北公園	児島味野城2丁目2246-4	"		138	H10. 03. 31
味野4丁目第2公園	児島味野4丁目3626-26	"		151	H10. 03. 31
しなやか公園	児島塩生1857-2	"		420	H10. 03. 31
塩生しもおか公園	児島塩生658-4	"		257	H10. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
乙島井ノ奥公園	玉島乙島2932-12	計画決定なし		561	H10. 03. 31
勇崎東方公園	玉島勇崎1426-46	"		294	H10. 03. 31
南畝5丁目公園	南畝5丁目106-5	"		3,041	H11. 03. 31
熊坂公園	林1379	"		3,252	H11. 03. 31
林つくし公園	林1299	"		2,630	H11. 03. 31
味野城2丁目公園	児島味野城2丁目1839	"		1,207	H11. 03. 31
上成第2公園	玉島上成339-1	"		4,857	H11. 03. 31
中島村内西向公園	中島576-22	"		131	H11. 03. 31
大内車ヶ瀬公園	大内893-9	"		253	H11. 03. 31
藤戸中山公園	藤戸町藤戸142-3	"		177	H11. 03. 31
庄桜苑第1公園	上東1246-24	"		107	H11. 03. 31
庄桜苑第2公園	上東1227-47	"		291	H11. 03. 31
天城梅之浦公園	藤戸町天城1752-15	"		169	H11. 03. 31
吉岡四軒屋公園	吉岡218-4	"		105	H11. 03. 31
天城岡之上公園	藤戸町天城1961-12	"		159	H11. 03. 31
上東東中ノ坪公園	上東1006-28	"		177	H11. 03. 31
鶴新田弘化開第5公園	連島町鶴新田1845-14	"		102	H11. 03. 31
広江7丁目公園	広江7丁目1031-14	"		476	H11. 03. 31
西中新田万納公園	西中新田490-26	"		222	H11. 03. 31
下の町4丁目北公園	児島下の町4丁目207-2	"		409	H11. 03. 31
堀江わかば公園	児島下の町9丁目6-22	"		609	H11. 03. 31
長尾土手根公園	玉島長尾432-4	"		100	H11. 03. 31
長尾1丁目公園	玉島長尾370-26	"		378	H11. 03. 31
新田中央公園	新田2998-1	"		2,500	H12. 03. 31
下西坂公園	西坂161-1	"		1,542	H12. 03. 31
稗田南ふれあい公園	児島稗田町462-2	"		1,678	H12. 03. 31
琴南ふれあい公園	児島下の町10丁目390-1	"		4,000	H12. 03. 31
犬淵公園	林326-1	"		1,639	H12. 03. 31
新田西古開公園	新田2513-28	"		150	H12. 03. 31
西阿知町西原一本木公園	西阿知町西原857-16	"		116	H12. 03. 31
西阿知町新田小溝公園	西阿知町新田579-53	"		425	H12. 03. 31
西阿知町馬場西1号公園	西阿知町新田576-7	"		120	H12. 03. 31
西阿知町馬場西2号公園	西阿知町新田576-8	"		90	H12. 03. 31
鶴新田弘化開第6公園	連島町鶴新田2297-14	"		104	H12. 03. 31
茶屋町式番川内公園	茶屋町543-10	"		259	H12. 03. 31
西之浦串ノ山公園	連島町西之浦835-5	"		803	H12. 03. 31
稗田中山竹ノ詰第1公園	児島稗田町404-7	"		211	H12. 03. 31
稗田中山竹ノ詰第2公園	児島稗田町430-4	"		194	H12. 03. 31
上の町隠谷公園	児島上の町1丁目88-26	"		90	H12. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
下の町10丁目第4公園	児島下の町10丁目376-117	計画決定なし		634	H12. 03. 31
帯高公園	帯高438	"		1,170	H13. 03. 31
下木見公園	木見652-1	"		1,456	H13. 03. 31
小川北公園	児島小川町4245	"		2,721	H13. 03. 31
福井堤外第2公園	福井361-45	"		132	H13. 03. 31
新田西古開第2公園	新田2513-30	"		127	H13. 03. 31
水江西用水添公園	水江1077-14	"		127	H13. 03. 31
西阿知羽口下第2公園	西阿知町1169-20	"		213	H13. 03. 31
茶屋町添新田公園	茶屋町2112-19	"		156	H13. 03. 31
琴浦南小学校東公園	児島下の町2丁目1575-67	"		534	H13. 03. 31
上の町2丁目第2公園	児島上の町2丁目2-1	"		305	H13. 03. 31
徳芳西公園	徳芳413-1	"		2,790	H14. 03. 29
田ノ上公園	田ノ上689-2	"		1,605	H14. 03. 29
中島愛宕公園	中島429-3	"		1,383	H14. 03. 29
西中新田東古開第1公園	西中新田113-36	"		91	H14. 03. 29
西中新田東古開第2公園	西中新田333-1	"		112	H14. 03. 29
大島大坪公園	大島143-5	"		131	H14. 03. 29
西岡八幡西公園	西岡1976-19	"		180	H14. 03. 29
天城コモンライフ公園	藤戸町天城2465-91	"		406	H14. 03. 29
北畝6丁目第2公園	北畝6丁目565-80	"		585	H14. 03. 29
新田東公園	新田2949-1	"		579	H14. 03. 29
小川第4公園	児島小川町3670-202	"		147	H14. 03. 29
吉岡川北公園	粒浦162-1	"		6,789	H15. 03. 31
中庄夢団地1号公園	中庄団地138-3	"		491	H15. 03. 31
中庄夢団地2号公園	中庄団地138-75	"		491	H15. 03. 31
沖新開公園	沖532-23	"		127	H15. 03. 31
堀南堀川前公園	堀南744-28	"		140	H15. 03. 31
福井高田公園	福井1-31	"		227	H15. 03. 31
アビオ藤戸台カエデ公園	藤戸町藤戸1489-36	"		475	H15. 03. 31
アビオ藤戸台サクラ公園	藤戸町藤戸1491-142	"		1,328	H15. 03. 31
鶴新田弘化開第7公園	連島町鶴新田2043-33	"		227	H15. 03. 31
鶴の浦3丁目公園	鶴の浦3丁目695-9	"		223	H15. 03. 31
下の町4丁目北第2公園	児島下の町4丁目191-8	"		132	H15. 03. 31
中島桑村公園	中島3001-1	"		1,507	H15. 03. 31
新倉敷駅南第2公園	玉島爪崎764-3	"		2,100	H15. 03. 31
藤戸稲荷山公園	藤戸町藤戸271-2	"		4,240	H16. 03. 31
ビオガーデン倉敷1号公園	上富井3-74	"		511	H16. 03. 31
ビオガーデン倉敷2号公園	上富井3-174	"		163	H16. 03. 31
ビオガーデン倉敷3号公園	上富井3-186	"		234	H16. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
笹沖中下田公園	笹沖477-15	計画決定なし		161	H16. 03. 31
生坂ハイツ中央公園	生坂2429-138	"		859	H16. 03. 31
福島折敷田公園	福島27-9	"		118	H16. 03. 31
福島具々野公園	福島511-19	"		130	H16. 03. 31
中島高堤公園	中島925-6	"		128	H16. 03. 31
古新田六之割公園	福田町古新田878-13	"		136	H16. 03. 31
広江2丁目1号公園	広江2丁目1138-15	"		98	H16. 03. 31
広江7丁目第2公園	広江7丁目1267-41	"		206	H16. 03. 31
小川第5公園	児島小川町3670-227	"		173	H16. 03. 31
新倉敷駅南第1公園	玉島爪崎179-7	"		2,500	H16. 03. 31
新倉敷駅南第3公園	玉島爪崎885-6	"		1,700	H16. 03. 31
赤崎ひまわり公園	児島赤崎4丁目2377	"		2,500	H16. 11. 30
西中新田久々原公園	西中新田444-34	"		128	H17. 03. 31
大内西野公園	大内1025-7	"		135	H17. 03. 31
フローラル第1公園	中庄団地138-277	"		157	H17. 03. 31
古新田六之割第1公園	福田町古新田822-49	"		130	H17. 03. 31
鶴新田弘化開第8公園	連島町鶴新田1117-42	"		115	H17. 03. 31
串田南公園	串田335	"		3,759	H17. 03. 31
下津井ふれあい公園	下津井1丁目61-1	"		81	H17. 03. 31
田ノ口7丁目公園	児島田の口7丁目1153-16	"		128	H17. 03. 31
塩生池田公園	児島塩生154-31	"		201	H17. 03. 31
稗田竹ノ詰第3公園	児島稗田町465-19	"		200	H17. 03. 31
下村池第2公園	児島上の町1丁目125-20	"		321	H17. 03. 31
海来ヶ丘1号公園	児島小川4丁目2763-11	"		1,664	H17. 03. 31
海来ヶ丘2号公園	児島小川4丁目2854-43	"		2,249	H17. 03. 31
川崎公園	玉島3丁目2543-1	"		638	H17. 03. 31
真備有井憩いの広場	真備町有井1757-7	"		502	H17. 08. 01
真備岡田地区公園	真備町岡田395	"		691	H17. 08. 01
真備川辺地区公園	真備町川辺1165	"		2,878	H17. 08. 01
真備市場工業団地公園	真備町市場390-4	"		4,910	H17. 08. 01
船穂大舟尾公園	船穂町船穂2575-2	"		666	H17. 08. 01
船穂大舟尾第2公園	船穂町船穂5916	"		580	H17. 08. 01
笹沖狐崎東公園	笹沖474-17	"		156	H18. 03. 31
安江カニガシ公園	安江137-23	"		136	H18. 03. 31
水江西用水西添公園	水江1055-14	"		132	H18. 03. 31
大島回り辺公園	大島181-17	"		175	H18. 03. 31
中庄百舌鳥公園	中庄610-39	"		262	H18. 03. 31
上東幸田公園	上東180-18	"		105	H18. 03. 31
上東右京之進公園	上東314-21	"		167	H18. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
山地庄畑ヶ公園	山地667-39	計画決定なし		188	H18. 03. 31
茶屋町三間川内公園	茶屋町715-19	"		151	H18. 03. 31
茶屋町添新田第1公園	茶屋町2130-17	"		110	H18. 03. 31
中畝2丁目第2公園	中畝2丁目677-21	"		92	H18. 03. 31
ハーモネートタウン鶴の浦公園	鶴の浦3丁目695-62	"		226	H18. 03. 31
林市川第1公園	林572-3	"		111	H18. 03. 31
林市川第2公園	林595-14	"		95	H18. 03. 31
林市川第3公園	林599-17	"		164	H18. 03. 31
乙島畑向公園	玉島乙島1105-5	"		545	H18. 03. 31
犬塚公園	玉島八島2188-3	"		213	H18. 03. 31
花の街1号公園	宮前419-74	"		1,765	H19. 03. 30
花の街2号公園	宮前419-171	"		2,926	H19. 03. 30
生坂ハイツ公園	生坂2429-81	"		1,041	H19. 03. 30
萱刈公園	児島下の町2887-4	"		1,454	H19. 03. 30
黒崎第2公園	玉島黒崎3490	"		1,574	H19. 03. 30
東富井東老丁地公園	東富井1005-4	"		431	H19. 03. 30
福島横引公園	福島19-20	"		121	H19. 03. 30
西富井第2公園	西富井1353-13	"		116	H19. 03. 30
中島外新田三公園	中島1673-25	"		131	H19. 03. 30
大内晩照鐘公園	大内943-24	"		178	H19. 03. 30
西阿知羽口下第3公園	西阿知町1198-2	"		105	H19. 03. 30
天城岡之上第2公園	藤戸町天城2121-10	"		217	H19. 03. 30
上東大笠公園	上東1015-1	"		94	H19. 03. 30
茶屋町式番川内第2公園	茶屋町573-4	"		115	H19. 03. 30
茶屋町三間川内第2公園	茶屋町731-35	"		204	H19. 03. 30
亀島旭町公園	亀島1丁目1161-2	"		5,932	H19. 03. 30
下の町10丁目第5公園	児島下の町10丁目374-42	"		170	H19. 03. 30
玉島3丁目第2公園	玉島3丁目8223-36	"		213	H19. 03. 30
長尾4丁目公園	玉島長尾218-12	"		111	H19. 03. 30
小溝新町公園	中島886-2	"		974	H20. 03. 31
田ノ上第2公園	田ノ上1050-10	"		103	H20. 03. 31
茶屋町字式番川内第3公園	茶屋町540-9	"		105	H20. 03. 31
広江5丁目北地公園	広江5丁目1748	"		2,694	H20. 03. 31
古新田六之割第2公園	福田町古新田883-3	"		99	H20. 03. 31
鶴の浦3丁目第2公園	鶴の浦3丁目695-119	"		232	H20. 03. 31
鶴の浦3丁目第3公園	鶴の浦3丁目695-120	"		266	H20. 03. 31
高室公園	児島通生2634	"		344	H20. 03. 31
小川3丁目公園	児島小川3丁目3045-1	"		789	H20. 03. 31
八島山手屋公園	玉島八島615-18外2	"		213	H20. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
鉾崎四丁目公園	玉島爪崎1008-3外1	計画決定なし		328	H20. 03. 31
乙島大平第2公園	玉島乙島630-21	"		196	H20. 03. 31
船穂沖公園	船穂町船穂159外1	"		771	H20. 03. 31
船穂水筒公園	船穂町船穂5976-1外1	"		1,100	H20. 03. 31
船穂下鳥向公園	船穂町船穂1900	"		1,471	H20. 03. 31
小溝第3公園	中島2035-27	"		127	H21. 03. 31
中島外新田三第2公園	中島1653-6	"		104	H21. 03. 31
片島上中沖公園	片島町358-21	"		254	H21. 03. 31
上富井大西第2公園	上富井587-31	"		104	H21. 03. 31
天城梶山公園	藤戸町天城440-67	"		198	H21. 03. 31
中庄床田第2公園	中庄61-14	"		116	H21. 03. 31
新田中古開公園	新田2913-7	"		110	H21. 03. 31
北畝5丁目第2公園	北畝5丁目781-9	"		138	H21. 03. 31
福井道満公園	福井135-21	"		147	H21. 03. 31
伏越第1公園	玉島長尾2851-5	"		1,406	H21. 03. 31
伏越第2公園	玉島長尾3015-3	"		578	H21. 03. 31
福島立川田公園	福島12-14	"		120	H21. 03. 31
寿町日ノ出町公園	寿町289-3	"		991	H21. 03. 31
片島公園	片島町408-1	"		2,934	H22. 03. 31
からこと中央公園	児島唐琴1丁目497	"		905	H22. 03. 31
船穂一之丁公園	船穂町船穂3081-19	"		2,695	H22. 03. 31
乙島押上公園	玉島乙島4740-7	"		120	H22. 03. 31
真備中曾公園	真備町川辺1682-7	"		423	H22. 03. 31
乙島白銀下公園	玉島乙島6363-27	"		135	H22. 03. 31
茶屋町片揚川内公園	茶屋町852-9	"		181	H22. 03. 31
真備森前公園	真備町辻田116-4	"		115	H22. 03. 31
天城山下第3公園	藤戸町天城1909-11	"		136	H22. 03. 31
茶屋町川内公園	茶屋町427-21	"		128	H22. 03. 31
鉾崎三丁目公園	玉島爪崎995-30	"		223	H22. 03. 31
真備有井公園	真備町有井61-13	"		98	H22. 03. 31
二子の場公園	二子1441-30	"		254	H22. 03. 31
羽島中桐公園	羽島95-60	"		160	H22. 03. 31
真備新田東団地公園	真備町川辺1167-29	"		115	H22. 03. 31
真備夢タウン公園	真備町川辺1351-4	"		128	H22. 03. 31
真備新田南団地公園	真備町川辺1454-3	"		301	H22. 03. 31
真備町田ニュータウン公園	真備町川辺2098-4	"		145	H22. 03. 31
真備蒲池北団地公園	真備町辻田432-15	"		150	H22. 03. 31
真備市川公園	真備町辻田557-1	"		389	H22. 03. 31
真備辻田東公園	真備町辻田1510-11	"		575	H22. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
真備平山団地公園	真備町市場3547-56	計画決定なし		620	H22. 03. 31
真備緑ヶ丘団地第2公園	真備町市場4616-12	"		846	H22. 03. 31
真備免田団地公園	真備町有井326-15	"		279	H22. 03. 31
真備茶屋団地公園	真備町有井1605-11	"		132	H22. 03. 31
真備勢亡公園	真備町上二万2713-2	"		431	H22. 03. 31
真備若葉台団地第1公園	真備町上二万3091-265	"		542	H22. 03. 31
真備若葉台団地第2公園	真備町上二万3091-207	"		589	H22. 03. 31
真備若葉台団地第3公園	真備町上二万3105-76	"		572	H22. 03. 31
真備若葉台団地第4公園	真備町上二万3091-20	"		1,762	H22. 03. 31
真備グリーンヒル団地公園	真備町下二万1353-90	"		343	H22. 03. 31
真備旭ヶ丘団地第1公園	真備町箭田696-143	"		490	H22. 03. 31
真備旭ヶ丘団地第2公園	真備町箭田696-129	"		631	H22. 03. 31
真備夢平団地公園	真備町箭田4003-12	"		116	H22. 03. 31
真備箭田ニュータウン公園	真備町箭田4164-14	"		121	H22. 03. 31
上の町公園	児島下の町4丁目70-1	"		6,284	H22. 03. 31
富井ふれあい公園	上富井271-1	"		3,680	H23. 03. 31
西之浦東公園	連島町西之浦70	"		757	H23. 03. 31
中庄団地南第1公園	中庄団地138-299	"		135	H23. 03. 31
中庄団地南第2公園	中庄団地138-300	"		171	H23. 03. 31
福島四反田公園	福島51-24	"		200	H23. 03. 31
浜町1丁目公園	浜町1丁目381-1	"		289	H23. 03. 31
中庄セントラル公園	中庄団地138-393	"		358	H24. 03. 30
片島町中ノ町公園	片島町901-1	"		139	H24. 03. 30
片島下壺丁地公園	片島町931-1外	"		160	H24. 03. 30
片島三反地公園	片島町948-7	"		275	H24. 03. 30
片島喜助地公園	片島町935-11外	"		134	H24. 03. 30
四十瀬長畑公園	四十瀬76-3外	"		345	H24. 03. 30
鶴の浦3丁目第4公園	鶴の浦3丁目100-1	"		751	H24. 03. 30
乙島丸山公園	玉島乙島3130-15	"		188	H24. 03. 30
柏島原上公園	玉島柏島6076-43	"		188	H24. 03. 30
生坂中奥原公園	生坂849-9	"		184	H25. 03. 29
堀南堀川前第2公園	堀南759-55	"		286	H25. 03. 29
古新田三之割公園	福田町古新田169-26	"		182	H25. 03. 29
中畝7丁目第2公園	中畝7丁目67-24	"		193	H25. 03. 29
中畝9丁目第2公園	中畝9丁目283-39	"		135	H25. 03. 29
林崩田公園	林1737-12	"		109	H25. 03. 29
小川9丁目第4公園	児島小川9丁目302-36	"		188	H25. 03. 29
大江公園	連島町連島1286-2	"		1,181	H25. 06. 01
古城池南公園	福田町古新田410-2	"		2,860	H25. 06. 01

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
柳井原第1公園	船穂町柳井原2322-3	計画決定なし		1,797	H25. 11. 01
柳井原第2公園	船穂町柳井原2325-8	"		1,599	H25. 11. 01
柳井原第3公園	船穂町柳井原2338-4	"		1,565	H25. 11. 01
柳井原第4公園	船穂町柳井原2303-1	"		1,500	H25. 11. 01
白楽町葭原公園	白楽町179	"		122	H26. 03. 31
中島下外島公園	中島1928-20	"		103	H26. 03. 31
大島原田公園	大島133-27	"		128	H26. 03. 31
大島六反地公園	大島159-2	"		171	H26. 03. 31
福田町浦益辺第2公園	福田町浦田2391-112	"		113	H26. 03. 31
古新田四ノ割公園	福田町古新田380-54	"		123	H26. 03. 31
北畝3丁目第2公園	北畝3丁目394-39	"		300	H26. 03. 31
鶴の浦3丁目第5公園	鶴の浦3丁目695-181	"		451	H26. 03. 31
鶴の浦3丁目第6公園	鶴の浦3丁目695-182	"		156	H26. 03. 31
鶴の浦3丁目第7公園	鶴の浦3丁目674-66	"		202	H26. 03. 31
鶴の浦3丁目第8公園	鶴の浦3丁目674-137	"		400	H26. 03. 31
下の町5丁目公園	児島下の町5丁目1343-1	"		106	H26. 03. 31
乙島ハ三割公園	玉島乙島7017-14	"		104	H26. 03. 31
鉾崎2丁目公園	玉島爪崎942-1	"		164	H26. 03. 31
天城団地4号公園	天城台3丁目441-250	"		4,474	H26. 03. 31
天城団地6号公園	天城台2丁目441-45	"		1,145	H26. 03. 31
福田町浦益辺公園	福田町浦田2380-9	"		1,018	H26. 03. 31
中畝8丁目公園	中畝8丁目166-1	"		1,302	H26. 03. 31
大橋ふれあい公園	連島町連島4504-1	"		2,143	H27. 03. 31
弁財天公園	連島町西之浦5610	"		790	H27. 03. 31
四十瀬長畑第2公園	四十瀬84-28	"		174	H27. 03. 31
東富井東壺丁地第2公園	東富井1005-64	"		122	H27. 03. 31
中島下外島第2公園	中島1987-17	"		95	H27. 03. 31
中島松之内公園	中島777-19	"		223	H27. 03. 31
片島町池ノ上公園	片島町473-4	"		190	H27. 03. 31
片島町三反地第2公園	片島町953-13	"		108	H27. 03. 31
鶴の浦3丁目第9公園	鶴の浦3丁目695-329	"		183	H27. 03. 31
小川9丁目第3公園	児島小川9丁目194-10	"		405	H27. 03. 31
玉島1丁目公園	玉島1丁目691-18	"		219	H27. 03. 31
玉島長尾3丁目公園	玉島長尾284-9	"		101	H27. 03. 31
真備有井第2公園	真備町有井55-24	"		135	H27. 03. 31
平田ふれあい公園	平田793-2	"		1,490	H27. 05. 29
粒浦玄甫公園	粒浦686-3	"		1,800	H28. 03. 31
矢柄新池公園	連島町矢柄5676	"		3,300	H28. 03. 31
福島中津公園	福島726-6	"		1,021	H28. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
西羽島公園	羽島732-5	計画決定なし		1,046	H28. 03. 31
四十瀬西公園	四十瀬285-14	"		172	H28. 03. 31
片島町矢柄地公園	片島町331-14	"		107	H28. 03. 31
大内晩照鐘第2公園	大内925-45	"		139	H28. 03. 31
老松5丁目第1公園	老松町5丁目562-9	"		91	H28. 03. 31
老松5丁目第2公園	老松町5丁目580-5	"		111	H28. 03. 31
西阿知町馬場西第3公園	西阿知町641-11	"		154	H28. 03. 31
笹沖寺谷公園	笹沖799-13	"		313	H28. 03. 31
中島松之内第2公園	中島766-2	"		133	H28. 03. 31
中島下外島第3公園	中島1979-19	"		122	H28. 03. 31
北畝3丁目第3公園	北畝3丁目375-11	"		269	H28. 03. 31
中畝4丁目公園	中畝4丁目466-10	"		125	H28. 03. 31
古新田四之割第2公園	福田町古新田370-40	"		213	H28. 03. 31
鶴の浦2丁目第1公園	鶴の浦2丁目55-47	"		434	H28. 03. 31
鶴新田二ノ割公園	連島町鶴新田793-14	"		164	H28. 03. 31
爪崎歙崎1丁目公園	玉島爪崎938-9	"		220	H28. 03. 31
玉島乙島高地公園	玉島乙島2086-19	"		124	H28. 03. 31
柏島森本第2公園	玉島柏島1537-32	"		116	H28. 03. 31
大島矢出公園	大島102-7	"		203	H29. 03. 31
西中新田三ツボウ (ボウは土へんに丸)	西中新田393-28	"		272	H29. 03. 31
東富井八反所公園	東富井1043-44	"		293	H29. 03. 31
中島中新田三公園	中島1517-26	"		115	H29. 03. 31
中島外新田式公園	中島1615-23	"		132	H29. 03. 31
中島外新田六公園	中島1828-1	"		108	H29. 03. 31
中島中沖公園	中島1215-24	"		104	H29. 03. 31
西阿知町往来北公園	西阿知町132-12	"		124	H29. 03. 31
西阿知町鍵田筋公園	西阿知町1099-24	"		148	H29. 03. 31
西原弥治兵衛地公園	西阿知町西原901-24	"		149	H29. 03. 31
茶屋町老番川内第2公園	茶屋町309-29	"		177	H29. 03. 31
上東一本木公園	上東682-3	"		136	H29. 03. 31
庄桜苑第3公園	上東831-42	"		348	H29. 03. 31
福田沖割公園	福田町福田2302-41	"		300	H29. 03. 31
福田古城公園	福田町福田2198-8	"		147	H29. 03. 31
古新田六之割第3公園	福田町古新田六之割888-12	"		140	H29. 03. 31
東塚1丁目公園	東塚1丁目269-24	"		108	H29. 03. 31
鶴の浦2丁目第2公園	鶴の浦2丁目55-137	"		1,116	H29. 03. 31
鶴の浦2丁目第3公園	鶴の浦2丁目55-258	"		300	H29. 03. 31
林中大矢公園	林292-21	"		139	H29. 03. 31
長尾4丁目第2公園	玉島長尾169-21	"		169	H29. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
柏島森上公園	玉島柏島1623-9	計画決定なし		176	H29. 03. 31
船穂長崎山公園	船穂町船穂6111-13	"		118	H29. 03. 31
倉敷駅東公園	阿知1丁目603	"		1,100	H30. 03. 30
浦田黒山公園	浦田2541-2	"		2,826	H30. 03. 30
東富井村央公園	東富井346-14	"		122	H30. 03. 30
松島第2公園	松島41-1	"		1,466	H30. 03. 30
茶屋町鶴崎第3公園	茶屋町1864-44	"		212	H30. 03. 30
古新田六之割第4公園	福田町古新田933-98	"		116	H30. 03. 30
中畝9丁目第3公園	中畝9丁目279-27	"		136	H30. 03. 30
連島四合3号公園	連島町連島2261-347	"		170	H30. 03. 30
水玉ふれあい公園	連島町鶴新田354	"		2,577	H30. 03. 30
乙島白銀下第2公園	玉島乙島6363-43	"		205	H30. 03. 30
亀崎第2公園	玉島阿賀崎2408-20	"		160	H30. 03. 30
中島西紺屋公園	中島435-129	"		102	H31. 03. 29
中庄辻公園	中庄2488-24	"		119	H31. 03. 29
中庄岩才公園	中庄3518-9	"		116	H31. 03. 29
西阿知赤土筋公園	西阿知町781-7	"		301	H31. 03. 29
片島町上ノ町公園	片島町915-5	"		180	H31. 03. 29
鶴崎第4公園	茶屋町1875-1	"		106	H31. 03. 29
古新田五之割公園	福田町古新田767-64	"		114	H31. 03. 29
中畝四丁目第2公園	中畝4丁目529-50	"		117	H31. 03. 29
堀江わかば北公園	下の町9丁目9-68	"		744	H31. 03. 29
林浅増公園	林190-37	"		220	H31. 03. 29
乙島へ四割公園	玉島乙島6688-13	"		106	H31. 03. 29
長尾五丁目公園	玉島長尾54-27	"		204	H31. 03. 29
東富井八反所第2公園	東富井970-95	"		170	R02. 03. 31
粒江浮洲新田公園	粒江2753-36	"		200	R02. 03. 31
西阿知町新田小溝第2公園	西阿知町新田671-9	"		110	R02. 03. 31
片島下壱丁地第二公園	片島町928-21	"		107	R02. 03. 31
古新田五之割第2公園	福田町古新田724-25	"		105	R02. 03. 31
古新田五之割第3公園	福田町古新田767-93	"		156	R02. 03. 31
古新田六之割第5公園	福田町古新田1000-6	"		299	R02. 03. 31
東塚四丁目第1公園	東塚4丁目27-14	"		198	R02. 03. 31
東塚四丁目第2公園	東塚4丁目17-34	"		119	R02. 03. 31
鶴新田十二ノ割公園	連島町鶴新田2314-4	"		105	R02. 03. 31
柳田中央ふれあい公園	児島柳田町505-36	"		2,993	R02. 03. 31
東元浜公園	玉島勇崎464-1	"		4,491	R02. 03. 31
勇崎東方第2公園	玉島勇崎1426-79	"		154	R02. 03. 31
爪崎西壱丁目公園	玉島爪崎148-25	"		144	R02. 03. 31

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積 (ha)	年月日	面積 (㎡)	年月日
福井堤外第3公園	福井391-7	計画決定なし		100	R03. 03. 31
東富井東老丁地第3公園	東富井970-96	"		180	R03. 03. 31
小溝第5公園	中島2035-63	"		164	R03. 03. 31
小溝第4公園	西阿知町新田579-70	"		121	R03. 03. 31
上東七反田公園	上東1025-9	"		106	R03. 03. 31
浦益第2公園	福田町浦田2378-454	"		148	R03. 03. 31
広江一丁目公園	広江1丁目2731-4	"		102	R03. 03. 31
鶴新田天保開公園	連島町鶴新田360-19	"		107	R03. 03. 31
柳田第2公園	児島柳田町2307-16	"		145	R03. 03. 31
林中須賀公園	林2085-26	"		131	R03. 03. 31
高崎公園	玉島乙島6830-2	"		2,014	R03. 03. 31
乙島紡績所公園	玉島乙島950-60	"		289	R03. 03. 31
乙島前新田第2公園	玉島乙島950-61	"		295	R03. 03. 31
中島ドーナッチュ公園	中島2246-382	"		423	R04. 03. 31
福田梵字岩公園	福田町福田2665-30	"		139	R04. 03. 31
中畝1丁目公園	中畝1丁目748-2	"		1614	R04. 03. 31
中畝五丁目公園	中畝5丁目428-13	"		198	R04. 03. 31
中畝八丁目第2公園	中畝8丁目157-32	"		173	R04. 03. 31
西之浦大崎第2公園	連島町西之浦537-26	"		123	R04. 03. 31
林荒木公園	林1727-3	"		305	R04. 03. 31
林中縄手公園	林2136-14	"		170	R04. 03. 31
木見駅前公園	木見461-1	"		2258	R04. 03. 31
上成南中寄公園	玉島上成818-13	"		135	R04. 03. 31
倉敷堀南コロコロ公園	堀南708-70	"		397	R05. 03. 31
林黒原田公園	林856-19	"		233	R05. 03. 31
亀山ふれあい公園	亀山168-1	"		2980	R06. 03. 31
川中大道西第2公園	玉島1938-22	"		113	R06. 03. 31
川辺古宮公園	真備町川辺578-9	"		113	R06. 03. 31
木野山第二公園	玉島乙島2456-16 外1	"		98	R06. 03. 31
爪崎7丁目公園	玉島爪崎七丁目1126-8	"		268	R06. 03. 31
西阿知南ふれあい公園	西阿知町1327-8	"		2092	R06. 03. 31
柳井原みらい公園	船穂町柳井原560	"		8188	R06. 03. 31
小	計	39.97		951,975	

② 近隣公園

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
児島公園	児島駅前1丁目81	1.00	R06. 02. 16	20,000	H03. 03. 31
玉島中央公園	玉島阿賀崎911-10	2.70	S28. 03. 31	2,667	S28. 04. 01
亀島第6公園	連島町亀島新田725	2.20	S49. 04. 05	8,800	H13. 03. 31
戸島公園	玉島乙島1250	1.90	S45. 12. 02	18,490	S46. 04. 01
水島寿町公園	水島東寿町30-2	1.00	S51. 09. 03	10,000	S52. 04. 01
財の山公園	玉島柏島4062	2.60	H10. 04. 01	25,533	H18. 05. 31
溜川公園	玉島1634-3	2.00	H13. 03. 21	19,546	H21. 06. 01
宮山公園	児島小川町3257	計画決定なし		8,000	S39. 04. 01
赤崎公園	児島阿津2丁目509	"		40,000	S42. 04. 01
鶴形山公園	本町794-1	"		6,728	S32. 02. 28
庄中央公園	上東1117-1	"		13,092	H03. 03. 31
新倉敷駅南公園	新倉敷駅前1丁目130	"		12,700	H17. 03. 31
グリーンパークまび	真備町川辺2350-1	"		7,741	H16. 04. 01
まきびさくら公園	真備町尾崎1362-5	"		21,714	H16. 04. 07
倉敷みらい公園	寿町12-1	"		20,803	H23. 11. 23
玉島みなと公園	玉島柏島1532-20	"		22,320	H24. 06. 01
小計		13.40		258,134	

③ 地区公園

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
向山公園	向山1537-1	4.80	S37. 03. 28	47,952	S48. 04. 01
水島中央公園	水島青葉町95-1	8.10	S25. 06. 24	80,429	S26. 07. 10
円通寺公園	玉島柏島	7.00	S48. 12. 28	65,634	S49. 04. 01
児島地区公園	児島小川町3697-2	4.30	H12. 07. 07	25,907	H15. 11. 20
小計		24.20		219,922	

④ 総合公園

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
酒津公園	酒津1556	15.9	S26. 04. 28	150,000	S26. 04. 28
瀬戸大橋架橋記念公園	下津井吹上2丁目369-2	16.9	S63. 06. 21	167,098	H04. 03. 31
真備総合公園	真備町箭田2208-1	11.3	S54. 12. 14	110,776	S59. 04. 01
種松山公園	福田町福田426-1	計画決定なし		125,035	H02. 03. 31
小計		44.1		552,909	

⑤ 運動公園

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
倉敷運動公園	四十瀬	11.60	S24. 05. 02	116,000	S24. 05. 02
玉島の森	玉島乙島	11.50	S52. 11. 01	115,217	S56. 10. 01
中山運動公園	児島小川6丁目2831	28.00	S34. 04. 15	226,040	S38. 04. 01
岡山県倉敷スポーツ公園	中庄, 鳥羽	19.40	H02. 04. 06	194,000	H07. 03. 31
小	計	70.50		651,257	

⑥ 歴史公園

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
まきび公園	真備町箭田3652-1	計画決定なし		9,793	S62. 10. 14

⑦ 風致公園

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
足高公園	笹沖1034	4.70	S53. 11. 21	47,000	S54. 03. 31
殿ヶ居地公園	藤戸町藤戸892	2.10	H08. 02. 28	21,000	H10. 03. 31
種松山山頂園地	粒江1856-1	計画決定なし		20,000	H05. 03. 01
真備大池ふるさと公園	真備町岡田610	"		7,180	H06. 04. 01
小	計	6.80		95,180	

⑧ 緩衝緑地

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
水島緑地	福田町古新田	78.1	S46. 11. 09	676,700	S50. 04. 01

⑨ 都市緑地

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
味野赤崎緑地	児島味野	0.80	S61. 04. 10	7,000	S50. 04. 01
亀島南緑地	水島中通1丁目	0.50	S52. 01. 20	5,000	S52. 04. 01
亀島山花と緑の丘公園	亀島1丁目1709	計画決定なし		27,500	H07. 03. 31
柳井原第1緑地	船穂町柳井原2340-1	"		262	H26. 02. 05
柳井原第2緑地	船穂町柳井原2334-9	"		555	H26. 02. 05
柳井原第3緑地	船穂町柳井原2337-8	"		161	H26. 02. 05
柳井原第4緑地	船穂町柳井原2337-1	"		195	H26. 02. 05
船穂産業団地緑地	船穂町船穂2095 - 22	"		17,841	H30. 03. 30
小	計	1.30		58,514	

⑩ 緑地

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
高梁川緑地	片島町, 連島町西之浦, 玉島上成, 船穂町船穂	170.20	S52. 01. 28	165,793	S53. 04. 01
六間川緑地	早高・亀山	3.60	S59. 12. 18	37,269	S61. 03. 31
高梁川右岸緑地	玉島乙島6506-1地先	計画決定なし		14,244	S55. 04. 01
松江緑地	福田町松江150-3	"		25,925	S59. 03. 31
里見川緑地	玉島阿賀崎1610-1地先	"		16,231	S59. 03. 31
上成緑地	玉島乙島6231	"		1,133	H04. 03. 31
千人塚緑地	広江2丁目2632	"		714	H08. 03. 31
高梁川水江広場	西阿知町西原1415地先	"		19,654	H08. 03. 31
高梁川西阿知広場	西阿知町西原1417地先	"		19,066	H08. 03. 31
高梁川西原広場	西阿知町西原419-1地先	"		65,107	H08. 03. 31
高梁川西之浦広場	連島町西之浦地先	"		6,102	H08. 03. 31
高梁川鶴ノ浦広場	鶴の浦2丁目8地先	"		3,786	H08. 03. 31
東粒浦緑地	東粒浦830-40	"		325	H10. 03. 31
六間川親水広場	藤戸町天城, 茶屋町	"		9,917	H15. 03. 31
高梁川真備川辺ふれあい広場	真備町川辺地先	"		37,197	H12. 04. 01
高梁川真備とんぼ広場	真備町川辺地先	"		4,045	H17. 08. 01
高梁川船穂一之丁広場	船穂町船穂地先	"		4,283	H17. 08. 01
高梁川船穂又串広場	船穂町水江地先	"		8,640	H17. 08. 01
高梁川片島巻倒広場	片島町1161地先	"		1,900	H20. 03. 31
高梁川上成広場	玉島上成714-2地先	"		5,758	H21. 08. 01
小	計	173.80		447,089	

⑪ 墓園

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
福田墓園	福田町福田	18.80	S46. 11. 09	40,000	S47. 04. 01

⑫ 広場公園

公園名	所在地	計画決定		開設	
		面積(ha)	年月日	面積(m ²)	年月日
茶屋町タウンスクエア	茶屋町448-18	0.10	H05. 12. 13	1,025	H08. 03. 31
阿知フラワーポッケ	阿知3丁目387-4	計画決定なし		260	H10. 03. 31
小	計	0.10		1,285	

合	計	471.07		3,962,758	
---	---	--------	--	-----------	--

(3) 児童遊園一覧表

遊園名	所在地	面積(m ²)	条例設置
昭和町遊園	昭和2丁目493	654	S46.12.20
船倉町東遊園	船倉町1625	317	"
老松町遊園	老松町2丁目282	332	"
大洪江遊園	老松町1丁目136	446	"
浜ノ茶屋遊園	浜ノ茶屋2丁目797-159	300	"
水江遊園	水江1586-173	200	"
古水江遊園	水江990-5	450	"
中島並木町東遊園	中島2407-137	618	"
中島並木町西遊園	中島2407-10	330	"
中庄中田遊園	中庄2120	417	"
早高遊園	早高344-2	160	"
生坂遊園	生坂1447	1,652	"
三田遊園	三田(河川敷)	300	"
羽島貝塚遊園	羽島638-2	418	"
宮前遊園	宮前642-1	907	"
中庄住宅遊園	中庄団地886	379	"
老松住宅遊園	老松町3丁目304	330	"
羽島遊園	羽島409-1	246	"
安江住宅遊園	安江517-24	543	"
浜ノ茶屋住宅遊園	浜ノ茶屋2丁目207-2	1,475	"
浜ノ茶屋南住宅遊園	浜ノ茶屋2丁目220-1	1,007	H2
亀山住宅遊園	亀山702	90	S46.12.20
西阿知住宅遊園	西阿知町989	546	"
粒江住宅遊園	粒江2590-1	653	"
西田遊園	西田210	200	S47.03.24
名田遊園	新田1308-3	396	S47.06.28
西阿知西原遊園	西阿知町西原965-13	326	S46.06.28

遊園名	所在地	面積(m ²)	条例設置
福島遊園	福島374-3	581	S48.03.30
粒江遊園	粒江657-5	923	"
高須賀遊園	高須賀182-2	228	"
羽島が丘遊園	羽島229-26	1,517	S48.09.28
八軒屋遊園	八軒屋60	205	S48.09.28
西阿知町西原向地遊園	西阿知町西原1008-2	343	S48.12.25
南町遊園	南町400	373	S49.09.27
藤戸ハイソ遊園	藤戸町藤戸1116-13	452	"
東新田遊園	新田2243-1	332	S50.03.27
天城団地遊園	天城台4丁目441-225	328	"
緑の里遊園	中庄3211-187	368	S50.12.20
向山遊園	向山1794	483	"
天城住宅遊園	藤戸町天城1394-3	930	"
阿知平和遊園	阿知3丁目522-3	715	S51.09.22
安江遊園	安江97-21	111	"
阿知2丁目遊園	阿知2丁目719-13	345	S51.12.20
中島旭町遊園	中島2249	743	"
西阿知東部遊園	西阿知町436-2	165	"
粒江木の根遊園	粒江2448	337	S52.03.25
羽島北浦遊園	羽島84	217	"
西坂団地遊園	西坂1480-142	794	"
新田遊園	新田3132-1	496	S53.03.23
仁部遊園	鳥羽1197-20	461	"
帯高遊園	帯高91	502	S54.03.26
日吉団地遊園	日吉町478-10	156	"
向山住宅遊園	向山1742-1	690	"
粒浦住宅遊園	粒浦233	131	"

遊園名	所在地	面積(m ²)	条例設置
石見町遊園	石見町530-11	414	S51.03.24
阿知3丁目遊園	阿知3丁目534-8	303	〃
粒江第2遊園	粒江1747	800	S55.09.22
稻荷町遊園	稻荷町155-2	450	S56.03.25
八王寺遊園	酒津1628-1	480	〃
加須山遊園	加須山1080-1	517	S58.03.02
広瀬川遊園	笹沖1378-4	441	〃
白楽町北遊園	白楽町640-1	517	S59.03.16
東粒浦遊園	東粒浦759-39	496	S59.03.16
上富井遊園	上富井19-1	430	S61.03.31
呼松町遊園	呼松町169	208	S46.12.20
西之浦遊園	連島町西之浦10-2	525	〃
中浜遊園	連島町西之浦(河川敷)	700	〃
矢柄遊園	連島町矢柄6187	1,428	〃
古新田遊園	福田町古新田726	622	S49.04.01
呼松北遊園	呼松町895	151	S50.03.27
茂浦遊園	連島町連島1047	374	〃
南亀島町遊園	水島南亀島町11	709	S51.03.25
上浦田遊園	福田町浦田286-1	658	〃
下浦田遊園	福田町浦田1274-2	644	S52.03.25
北面遊園	連島町矢柄4723	1,013	S54.03.26
水島幸町住宅遊園	水島南幸町101	832	H5
北畝3丁目遊園	北畝3丁目410-5	727	S57.04.01
宮之浦遊園	連島町西之浦5334	310	〃
福田東遊園	福田町福田1007-4	914	S59.03.16
千人塚遊園	広江2丁目2670-1	557	S60.03.31
江長遊園	連島町連島1535-1	457	S61.03.31
亀島新田遊園	連島町矢柄5856-1	659	S62.03.31

遊園名	所在地	面積(m ²)	条例設置
水島再開発住宅遊園	水島西千鳥町3-11	450	〃
連島中央5丁目遊園	連島中央5丁目523-2	619	S63.03.31
岡熊遊園	児島下の町7丁目531	660	S46.12.20
木見遊園	木見852-2	1,135	〃
平田遊園	児島小川7丁目1946	616	〃
松池遊園	菰池3丁目1	254	〃
王子遊園	児島唐琴4丁目1069-10	859	〃
中津山遊園	児島稗田町480	591	〃
中山住宅遊園	児島小川町890	276	〃
味野城遊園	児島味野城2丁目2115	412	S47.03.24
稗田遊園	児島稗田町741	668	S47.12.25
林遊園	林1822-1	1,301	S48.03.30
大室遊園	下津井5丁目2313-3	358	S48.03.30
味野3丁目遊園	児島味野3丁目3746-11	667	S48.09.28
杓井戸遊園	下津井1丁目85	172	S49.04.01
堀江遊園	児島下の町8丁目564-4	1,000	〃
大谷口遊園	児島下の町1丁目3024	230	〃
元浜遊園	児島元浜町132	499	S49.09.27
串田遊園	串田358	777	〃
宇野津遊園	宇野津302	359	S49.09.27
美野団地遊園	児島稗田町26-30	765	S50.12.20
北浦遊園	児島稗田町272	656	S50.12.20
鳥渡木遊園	児島小川8丁目408-1	1,674	S51.09.22
赤崎1丁目遊園	児島赤崎1丁目1939	1,262	S52.03.25
赤崎天神遊園	児島赤崎1丁目2775-21	201	S53.03.23
中津山第2遊園	児島稗田町659	209	S54.03.26
松池第2遊園	菰池3丁目9-1	371	〃
菰池遊園	菰池3丁目351	857	〃

遊園名	所在地	面積(m ²)	条例設置
尾原遊園	尾原183	432	〃
堀江住宅遊園	児島下の町9丁目1-2	1,618	〃
大島第1遊園	大島1775	618	S55.03.26
赤崎荒神遊園	児島赤崎4丁目2231	234	S55.03.23
小西遊園	児島下の町4丁目1968-1	594	S55.03.26
田和遊園	児島下の町6丁目1029-1	1,361	〃
西原遊園	尾原2523	1,482	〃
唐琴天津神社遊園	児島唐琴2丁目718	135	S56.03.26
三協遊園	児島上の町4丁目2856	128	〃
柳田遊園	児島柳田町2322	400	S57.04.01
平田第2遊園	児島小川7丁目1943	533	〃
林浅増遊園	林174-37	214	〃
塩生岡ノ山遊園	児島塩生425-9	193	〃
福江遊園	福江948	1,176	〃
黒谷遊園	尾原925-2	495	S60.03.31
曾原第2遊園	曾原47	409	〃
中山住宅第2遊園	児島小川10丁目890-1	494	S61.03.31
中津山住宅遊園	児島稗田町587-1	94	S54.3.26
大島第2遊園	大島2丁目1148-1	251	S63.03.31
滑遊園	児島稗田町918	796	S63.03.31
田之浦遊園	下津井田之浦1丁目地先	653	〃
島地遊園	玉島八島364	990	S46.12.20
竹の浦遊園	玉島1丁目4312	300	〃
爪崎遊園	玉島爪崎622-1	657	S47.09.25
穂井田遊園	玉島陶3519	494	S47.12.25
上成遊園	玉島上成97-7	491	S49.04.01
谷底遊園	玉島道口389-1	433	S50.06.25
桃源遊園	玉島黒崎836	941	S50.12.20

遊園名	所在地	面積(m ²)	条例設置
船堀遊園	玉島乙島4006	454	H02.03.31
泉谷遊園	玉島乙島1758	1074	S51.03.25
奥谷住宅遊園	玉島柏島6499	1330	S51.06.25
柏島遊園	玉島柏島3683	450	S52.03.25
長尾遊園	玉島長尾2479	324	〃
横内遊園	玉島陶4426-1	499	S53.03.23
西横内遊園	玉島陶4522	1638	S54.03.26
渡里遊園	玉島乙島182	448	S55.03.24
高崎遊園	玉島乙島7049-3	140	S56.03.25
丸山池遊園	玉島乙島3173	512	〃
川崎遊園	玉島乙島2544	149	〃
鉾島遊園	玉島長尾149-1	675	〃
畑ノ前遊園	玉島道越145-1	230	〃
道越南遊園	玉島道越571-1	800	S57.04.01
南浦遊園	玉島黒崎10683	837	S58.03.02
真谷川遊園	玉島服部2189-1地先	1187	〃
月ノ木遊園	玉島道口3047	595	S60.03.31
中山遊園	玉島乙島1094	350	S61.03.31
二子遊園	二子998-1	331	S47.12.25
西尾遊園	西尾346	148	S48.03.30
栗坂遊園	栗坂911	330	S54.03.26
下庄遊園	下庄296-1	505	S55.03.24
栗坂東遊園	栗坂64-8	524	S58.03.02
日畑遊園	日畑1122	974	S59.03.16
庄楠遊園	下庄566	1,023	S62.03.31
櫻橋遊園	茶屋町1848-4	420	S47.06.28
つくし園遊園	茶屋町早沖249-1	428	〃
金比羅宮遊園	茶屋町31	372	〃

遊園名	所在地	面積(㎡)	条例設置
住吉遊園	茶屋町早沖690	657	〃
早沖遊園	茶屋町早沖1442-1	991	S50.12.20
茶屋町遊園	茶屋町161	907	S51.12.20
早沖南遊園	茶屋町早沖493-13	799	S55.03.24
市場住宅遊園	真備町市場3593-1	500	S48
箭田住宅遊園	真備町箭田3524	170	S46
計		97,665	

(4) 開発行為による児童遊園一覧表

遊園名	所在地	面積(㎡)	供用開始
広瀬団地遊園	笹沖 1072-4	643	S52. 5. 9
前田団地遊園	笹沖 277-35	206	S50. 7.20
笹沖桜苑遊園	笹沖 616-120	815	S56. 4.17
川入団地2号遊園	川入 856-29	355	S53. 3.17
川入団地1号遊園	川入 856-20	297	S53. 3.17
福島北1区1号遊園	平田 672-18	188	S52.12. 8
安江大開1号遊園	安江 110-13	250	S53.12. 4
安江大開2号遊園	安江 114-8	58	S53.12. 4
川入北遊園	酒津 2533-20	509	S52.10.21
中島中須賀遊園	中島 1079-4	99	S48.12.15
中島中新田遊園	中島 1409-22	128	S56. 1.13
陣之内東遊園	中島 1110-38	258	S48.12.18
陣之内西遊園	中島 1113-36	246	S56. 1.13
中島ハイツ遊園	中島 1836-17	335	S58. 7.28
中島西ノ沖団地遊園	中島 1755-41	231	S54. 2.16
中島若宮遊園	中島 33-19	756	S63. 3.31
新中島団地遊園	中島 1556-11	368	S56. 4.20
中庄ハイツ1号遊園	中庄 2045-15	573	S51. 1.20

遊園名	所在地	面積(㎡)	供用開始
中庄吉田東遊園	中庄 3533-4	102	S56. 1.13
中庄ハイツ2号遊園	中庄 2528-57	420	S51. 1.20
中庄別府南1号遊園	中庄 842-56	430	S54. 9.28
中庄別府南3号遊園	中庄 842-7	223	S54. 9.28
中庄こうがつぼ遊園	中庄 3574-98	746	S60. 6. 4
中庄別府南2号遊園	中庄 824-13	204	S54. 9.28
中庄東町遊園	中庄 3558-43	300	S60. 6. 4
鳥羽山ノ下遊園	鳥羽 372-25	97	S60. 5. 1
鳥羽団地遊園	鳥羽 113-32	141	S54. 9.28
中庄駅南団地遊園	徳芳 122	2022	S54. 9.28
花の街3号遊園	宮前 390-98	387	S58. 1.21
日の出北遊園	宮前 73-56	410	S54. 9.28
西阿知団地1号遊園	西阿知町66-21	144	S53.12. 4
西阿知東遊園	西阿知町 54-20	215	S60.12. 3
片島団地遊園	片島町 283-35	185	S54. 2.16
新片島団地遊園	片島町 214-12	223	S53.11.24
竜ノ口2号遊園	西阿知町新田 658-19	99	H元. 3.31
竜ノ口1号遊園	西阿知町新田 662-6	139	H元. 3.31
天城遊園	藤戸町天城 513-26	796	S52. 2.16
第2天城ニュータウン遊園	藤戸町天城 335-11	115	S51. 3. 4
天城団地3号遊園	天城台1丁目 441-102	428	S54. 2. 7
天城団地5号遊園	天城台3丁目 441-278	646	S50. 2. 7
天城団地2号遊園	天城台1丁目 441-168	486	S50. 2. 7
天城団地1号遊園	天城台4丁目 441-450	361	S50. 2. 7
上東つくし2号遊園	上東 1000-8	178	S51.11.13
上東つくし1号遊園	上東 996-43	365	S51.11.13
上東しらとり団地遊園	上東 1237-19	383	S60. 4. 1
矢部1号遊園	矢部 275-4	164	S58. 8. 3

遊園名	所在地	面積(㎡)	供用開始
矢部2号遊園	矢部 275-10	68	S58. 8. 3
庄パーク第5号遊園	庄新町 1078-30	295	S59. 9.19
庄パーク第8号遊園	庄新町 943-16	369	S57. 5.26
庄パーク1号遊園	庄新町 212-27	350	S63. 3.31
茶屋町ニュータウン2号遊園	茶屋町 1455-5	155	S49. 8.20
茶屋町ニュータウン3号遊園	茶屋町 1487-23	190	S49. 8.20
昭和苑遊園	茶屋町 134-4	254	S49. 6.17
茶屋町ニュータウン1号遊園	茶屋町 1406-19	159	S49. 8.20
水島川崎通2号遊園	水島川崎通1丁目1-53	480	S51. 7. 6
水島川崎通5号遊園	水島川崎通1丁目1-195	554	S56.10.20
水島川崎通1号遊園	水島川崎通1丁目1-18	350	S51. 7. 6
水島川崎団地1号遊園	亀島1丁目1-329	624	S51. 7. 6
水島川崎団地2号遊園	亀島1丁目1-233	783	S51. 7. 6
浦田一文字団地遊園	福田町浦田 2158-4	98	S58. 1.10
古新田六之割遊園	福田町古新田 863-12	277	S56.11. 6
北畝4丁目団地2号遊園	北畝4丁目 901-33	430	S55. 2. 1
北畝4丁目団地1号遊園	北畝4丁目 851-20	107	S54. 2.16
北畝5丁目団地遊園	北畝5丁目 769-44	156	S52.10.27
北畝6丁目団地遊園	北畝6丁目 591-20	334	S55. 2. 1
北畝団地遊園	北畝7丁目 451-27	179	S59. 6.18
中畝8丁目団地遊園	中畝8丁目 168-6	128	S56. 7.13
広江1丁目遊園	広江1丁目 2777-9	108	S51. 4.15
水島川崎通4号遊園	亀島2丁目 1-367	191	S51. 7. 6
水島川崎通3号遊園	亀島2丁目 1-376	925	S51. 7. 6
田の口7丁目遊園	児島田の口7丁目3732-23	328	S54. 4. 5
下の町2丁目遊園	児島下の町2丁目1576-42	172	S54. 4. 5
山際団地第1遊園	児島上の町1丁目 331-28	119	S60.8.15
山際団地第2遊園	児島上の町1丁目 331-21	124	S61.8.15

遊園名	所在地	面積(㎡)	供用開始
塩生岡ノ山第4遊園	児島塩生 348-80	351	S60.9.10
塩生岡ノ山第3遊園	児島塩生 348-27	408	S60.9.10
塩生岡ノ山第2遊園	児島塩生 347-40	421	S60.9.10
相引遊園	福江 631-20	250	S62.12.16
押山遊園	玉島乙島 4827-14	177	S61.4.1
計		26,638	

(5) 児童遊園地区別設置状況

地区	児童遊園		開発行為による 児童遊園		合 計		1人当たり 開設面積 (㎡/人)
	設置数	面積(㎡)	設置数	面積(㎡)	設置数	面積(㎡)	
倉敷 (庄・茶屋町を含む)	76	39,301	54	18,564	130	57,865	0.25
水島	20	12,557	16	5,724	36	18,281	0.21
児島	47	29,139	8	2,173	55	31,312	0.49
玉島	25	15,998	1	177	26	16,175	0.26
船穂	0	0	0	0	0	0	0.00
真備	2	670	0	0	2	670	0.03
合 計	170	97,665	79	26,638	249	124,303	0.26

(6) 公園整備事業

① 亀山ふれあい公園

事業概要

本公園は、倉敷駅の南東に位置し、子供からお年寄りまで、身近に利用できる遊び場・憩いの場の空間として、遊戯施設や休憩施設等を整備した。

公園面積 2,980㎡

事業期間 令和5年度

概算事業費 14,540千円

② 倉敷市公園施設長寿命化対策事業

事業概要

公園施設の老朽化などによる事故を未然に防ぎ、より安全・安心で快適に利用できる公園を維持し、将来における維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的に、平成27年度に策定し、平成30年度に見直しを行った倉敷市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具について、補修・更新を行うものである。

対象公園 334公園 (526施設)

事業期間 令和元年度～令和10年度

概算事業費 1,078百万円

(7) 緑化推進事業

倉敷市緑の基本計画に基づき、公共施設緑化、市民参加による花いっぱい運動、苗木配布、緑化フェア、緑のリサイクル事業等を実施し、フラワーガーデンシティの形成に向け、取り組んでいる。

また、倉敷市緑化基金の運用事業により、緑豊かなまちづくりを展開している。

倉敷市緑化基金

・積立額 181,016,013円 (令和6年3月31日末現在)

・事業 民有地緑化事業補助金交付

(8) 瀬戸内海国立公園

国立公園面積 575ha

第一種特別地域 14ha

第二種特別地域 561ha

第二種特別地域内訳

・鷺羽山地区 246ha

・王子ヶ岳地区 117ha

・由加山地区 105ha

・龍王山・通仙園地区 93ha

(9) 田之浦パークセンター（平成2年6月1日開設、事業主体・・・財団法人本州四国連絡橋自然環境保護基金）

パークセンターは、本州四国架橋ルート周辺の国立公園利用者が集中する場所に設置され、国立公園の保護、適正利用、周辺の美化清掃等について指導、啓発を目的とし、瀬戸内海の自然歴史を展示資料で紹介し、利用者の休憩及び研修の場を提供する。

- ・所在地 倉敷市下津井田之浦1丁目13-33
- ・規模・構造 鉄筋コンクリート平屋建 172.8㎡

10. 道路

(1) 道路状況

(R6.4.1現在)

区分	路線数	延長(m)	砂利道(m)	舗装道(m)	舗装率(%)
国道	4(2・429・430・486号)	78,494	0	78,454	99.9
県道	41	274,441	320	273,906	99.9
市道	22,480	4,051,535	597,074	3,454,461	85.3

※砂利道に防塵処理道を含む。延長は実延長である。

・推移(市道)

種別 年度	舗装道	砂利道	計	舗装率(%)
	延長(m)	延長(m)	延長(m)	
R3	3,423,822	605,617	4,029,439	85.0
R4	3,439,580	600,375	4,039,955	85.1
R5	3,454,461	597,074	4,051,535	85.3

・幅員(市道)

(単位:m)

幅員	改良延長				未改良延長			計
	19.5m以上	13.0m以上	5.5m以上	5.5m未満	5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満	
実延長	10,788	38,446	497,892	1,673,551	2,868	24,230	1,803,760	4,051,535 (四捨五入)

・認定と廃止(市道)

区分 年度	R3		R4		R5	
	本数	延長(m)	本数	延長(m)	本数	延長(m)
認定	199	29,041	226	18,696	242	19,425
廃止	54	16,988	76	10,475	66	10,621

(2) 橋梁状況

(R6.4.1現在)

区分	永久橋	木橋	石橋	計
延長(m)	29,948	3	701	30,652
数	5,992	1	194	6,187

(3) 市道編入基準(抜すい) H19. 1. 1実施

① この基準を適用する私道は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可を受けている道路(以下「開発道路」という。)及びそれに伴う延長敷地。ただし、開発行為に伴い、市に帰属するものは除く。

イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく位置の指定を受けている道路(以下「位置指定道路」という。)

及びそれに伴う道路敷地。ただし、新たに位置の指定を受けようとするときに同時に市道への編入を希望する場合は、別に定める倉敷市市道編入の手引き（位置指定道路用）のとおりとする。

ウ 岡山県都市計画決定（昭和46年9月7日岡山県告示第754号）施行前に築造された幅員1.8m以上の通り抜け道路で市長が特に必要と認めたもの。

エ 前3号に挙げるもののほか、幅員4m以上の袋路状道路及び通り抜け道路。ただし、築造後1年を経過したものに限る。

オ 道路法により市道に認定若しくは市道として管理されている道路に係る拡幅等の寄付についてはこの基準の適用範囲としない。

② 市道に編入しようとする道路（以下「編入道路」という。）は、法令その他特別の定めのある場合を除き、一般交通の用に供している道路で、次の各号に該当するものとする。

ア 路線の形状は道路の交通の流れに適合するもので、その機能を十分果たし得るものであること。

イ 路線の起点又は終点が国、県、市町村道等のいずれかでそのどちらか一方は建築基準法第42条に定める道路と同等以上の道路に接続しているものであり、不特定多数のもの利用に供されているものであること。

ウ 諸般の交通事情及び公益的見地から、市道に編入することが適当と認められるものであること。

エ 危険性がなく、編入後の維持管理上支障のないものであること。

オ 編入道路が袋路状道路である場合 現に2戸以上が生活道路として利用していること。ただし、開発道路及び平成11年10月1日以降の位置指定道路は2戸以上の利用計画があること。

(4) 道路占用利用許可状況

年度	区分	水道	NTT	電力	ガス	下水道	その他	計
R3		1091	156	232	388	677	979	3,523
R4		987	184	239	358	689	953	3,410
R5		842	127	225	292	677	978	3,141

(5) 倉敷市私道整備補助金交付要綱（抜すい）S56. 4. 1施行（R5年度 3件 1,293千円）

私道の整備を促進し、もって生活環境の向上に資するため、私道の整備工事を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

① 道路幅員（私有地と公有地が併合して一体的に利用されている場合は、合計幅員とする。）が1.50メートル以上であること。

② 沿道の住宅等が2戸以上で、宅地の所有者が2人以上であること。

③ 私道築造後3年以上経過していること。

④ 補助金の額

ア 補助金の額は、予算の範囲内で市長が別に定める標準設計による工事に要する費用（以下「標準工事費」という。）の100分の50以内とする。ただし、当該整備工事費が標準工事費に満たないときは、当該工事費の100分の50以内とする。

イ 前項の額は、200万円を超えないものとする。

ウ 前2項に定めるもののほか、整備工事に要する経費を負担する者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者である場合においては市長が認定した額を別に補助するものとする。

(6) 道路新設改良事業

本市における市道は日常生活を支える上で重要な社会資本であり、市民生活にもっとも身近な生活道路として、国県道を相互に連絡し、地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成すると同時に、公民館、学校、工業団地、市場等の公共施設等の機能を効率的に発揮させるために欠くことのできないものです。

市道整備を進めるにあたっては、地方単独事業（単市）によるほか、多額の費用を要する事業については、計画的、重点的、効率的な整備を行うため、起債事業等も含め国庫補助事業として実施しています。また、既存集落や商業地域の生活道路は、道路拡幅などの困難が伴うため、市民の協力を得ながら快適な環境づくりを進めているところです。

① 生坂二日市線

事業概要

本路線は、市道三田五軒屋海岸通線から国道2号までを接続する、倉敷地区を南北に連絡する幹線道路です。市道三田五軒屋海岸通線から市道羽島四十瀬線までは供用開始していますが、市道羽島四十瀬線から国道2号まで未整備となっています。

本事業を整備することにより倉敷地区の外環状線が形成され、国道2号と倉敷中心部を結んでいる路線の渋滞緩和を図ります。

- ・事業内容 L=1,020m W=22.0m
- ・事業年度 令和2年度～令和9年度
- ・概算事業費 2,200,000千円
- ・進捗率 測量・設計21%

(7) 街路事業

事業概要

本市における都市計画道路は、111路線約343,270kmが計画決定され、将来における安全性と機能的な交通体系による都市基盤整備の確立を目指して、主として市街化区域内の都市計画道路の整備に鋭意努力しているところです。街路事業は、国予算の社会資本総合整備事業により国土交通省都市局所管に係る都市部の幹線道路を都市計画街路事業として実施しているもので、道路局所管の道路事業と連携し総合的に整備を進めています。

① 新田上富井線

事業概要

本路線は、主要地方道倉敷玉野線から、都市計画道路の駅前古城池霞橋線や三田五軒屋海岸通線と交差し、水島臨海鉄道西富井駅を結ぶ倉敷市街地の東西の補助幹線道路として位置付けられています。今回の事業実施区間は全体延長L=3,160mの内、都市計画道路駅前古城池霞橋線から一般県道福田老松線までのL=1,026mの区間です。この事業により、倉敷地区の東西の交通を分散させ、交通渋滞を緩和するとともに、市役所以西の市街地の沿線土地利用を促進し地域の活性化を実現します。

- ・事業内容 L=1,026m W=22.0～25.0m
- ・事業年度 平成16年度～令和8年度
- ・概算事業費 3,100,000千円
- ・進捗率 用地87% 工事90%

② 矢柄西田線

事業概要

本路線は、連島町矢柄地区と西田地区の国道2号を連絡する補助幹線道路です。今回の事業実施区間は全体延長L=9,130mの内、一般県道水島港線から旧県道福田老松線に至るまでの区間L=1,003mです。この事業により、安全な歩行空間の確保、整備地区内の隘路の解消及び水島臨海鉄道で分断された東西地区への円滑な移動を実現します。

- ・事業内容 L=1,003m W=18.0～32.0m
- ・事業年度 平成18年度～令和7年度
- ・概算事業費 4,620,000千円
- ・進捗率 用地59% 工事17%

(8) 無電柱化推進計画事業

道路上の電柱・電線は、大規模地震などの災害時には、倒壊により道路を閉塞し、市民の避難を阻害するだけでなく、緊急車両の通行や生活物資の輸送に支障を来す危険性があります。また、平時においても、良好な街並みや景観を損なうだけでなく、有効幅員を狭め、歩行者や車いすの安全で快適な通行を妨げる要因となっています。

このような現状を鑑み、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、無電柱化の推進を図ります。

① 駅前古城池霞橋線

事業概要

本路線は、広域交通網から防災拠点にアクセスする道路です。本事業では、国道429号から国道2号までを無電柱化し、発災時の道路閉塞を防止し、防災拠点であるJR倉敷駅、市本庁舎へのアクセスを確保します。

- ・事業内容 L=2,700m W=22.0m
- ・事業年度 令和3年度～令和12年度
- ・概算事業費 1,207,000千円

1.1. 住宅

(1) 管理戸数

(R6.4.1現在)

管理開始年度 \ 種別	公 営 住 宅	そ の 他	計
S21~H14	3,582	277	3,859
H15	32	0	32
H16	108	0	108
H17~	409	0	409
計	4,131	277	4,408

その他は、市有住宅47戸、改良住宅222戸、特定公共賃貸住宅8戸。

・構造別

区 分	木 造	簡 平 家	簡 2 階	中層耐火	高層耐火	計
公 営 住 宅	69	957	917	1,789	399	4,131
そ の 他	1	-	163	113	-	277

(2) 応募状況

年度 \ 区分	新 築			空 家		
	募集戸数	申込者数	倍 率	募集戸数	申込者数	倍 率
R3	0	0	0	110	365	3.31
R4	0	0	0	140	410	2.93
R5	0	0	0	142	438	3.08

(3) 家賃収納状況

(単位：円)

年度 \ 区分	調 定 額	収 納 額	不納欠損額	未 納 額	収納率 (%)
R3	641,487,574	531,622,036	1,114,822	108,750,716	82.87
R4	624,789,238	519,960,308	2,449,898	102,379,032	83.22
R5	615,939,052	516,792,181	6,407,658	92,739,213	83.90

(4) 団地別管理戸数

令和6年4月1日現在

団地名	所在地	建設年度	公営住宅(構造)					その他の住宅(構造)					合計戸数	家賃				
			木造	簡平	簡二	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	中耐		高層	計	β1	β4	
向山	向山1742-1	S51～53						0			69			69	69	12,700	～	19,200
〃	向山1750-1	S60			7			7						7	7	15,000	～	22,300
向山北	向山1794、1787-1	S49～56				25		25						25	25	10,000	～	21,300
〃	向山1794	S49						0			17		17	17	17	10,000	～	14,900
新田	新田1308-3、1362、1348-10、1348-13、1313-15	S47～59		12				12						12	12	5,300	～	20,800
名田	新田2283-1	S49			3			3						3	3	11,000	～	16,500
老松	老松町3丁目304	S25～31			12	36		48						48	48	4,500	～	9,400
浜ノ茶屋	浜ノ茶屋201-2	S50				120		120						120	120	12,200	～	20,300
水江	水江1424、1422-1	S45～51		13	8			21						21	21	5,900	～	25,800
〃	水江1422-1	H2			2			2						2	2			
粒江	粒江団地2590-1	S44～48		108	108	222		438						438	438	4,600	～	14,600
粒浦	粒浦233	S51		10				10						10	10	9,700	～	14,500
羽島	羽島289-3、339-1、323、291	S47～51		13				13						13	13	6,000	～	13,600
徳芳	徳芳221-1、212-1、217-2	S45～62		15				15						15	15	5,400	～	19,900
徳芳中	徳芳178-1、171-1	S56～59		6	10			16						16	16	12,900	～	21,800
徳芳西	徳芳164-1	S56～57			10			10						10	10	15,200	～	22,900
新田南	新田2319-1	S62			2			2						2	2	16,900	～	25,200
日畑	日畑1190-1、1131-1	S54～56		12				12						12	12	10,400	～	16,600
南羽島	羽島607-1	S56						0			20		20	20	20	15,000	～	23,200
倉敷東	中央1丁目468-3	H1						0				15	15	15	15	15,100	～	22,500
倉敷西	南町688-5、白楽町673	H1						0				27	27	27	27	15,700	～	27,800
倉敷南	白楽町517-4	H1						0			4		4	4	4	19,700	～	29,300
浜ノ茶屋南	浜ノ茶屋2丁目220-1	H2				84		84						84	84	15,100	～	38,400
徳芳北	徳芳205-1、207-2、214-1、169-3	S43～55		28	8			36						36	36	4,700	～	22,600
徳芳東	徳芳90-1、88	S48～49		25				25						25	25	5,400	～	12,600

団地名	所在地	建設年度	公 営 住 宅 (構造)					その他の住宅 (構造)					合計戸数	家 賃			
			木造	簡平	簡二	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	中耐		高層	計	β1	β4
徳芳A	徳芳177、185-1	S50～51		15				15						15	8,200	～	12,600
徳芳B	徳芳79-1	S50～51		15				15						15	8,200	～	12,600
中庄	中庄団地21、25、26、27	H11～31		0		209	300	509						509	17,100	～	38,600
東中庄	中庄1464-1	S41～43		62	70	48		180						180	3,900	～	12,700
宮前	宮前412	S50～51			20			20						20	12,500	～	18,800
〃	宮前410-1、386-7	S57						0			20		20	20	15,200	～	23,500
北宮前	宮前532	S48～51		27				27						27	7,500	～	14,200
宮前南	宮前33-1	S61			13			13						13	17,200	～	25,700
宮前中	宮前17-1	H2			9			9						9	16,600	～	24,800
青江	青江732、酒津2532	S56～57			14			14						14	16,100	～	24,300
第2青江	青江834-6	S56			5			5						5	16,000	～	23,900
第3青江	青江806-1	S49		9				9						9	9,300	～	13,800
西阿知	西阿知町989	H4				60		60						60	16,700	～	29,600
中洲	安江550-60	S52～55				200		200						200	13,600	～	22,600
天城	藤戸町天城1394-3	S49			111			111						111	11,600	～	17,200
徳芳南	栗坂328-1、327-1	S58～62		14				14						14	12,700	～	20,500
連島	連島1丁目10-1、10-10	S44～57		21	4			25						25	4,700	～	19,600
第2連島	連島1丁目11-12	S57		4				4						4	13,200	～	19,600
千鳥町	水島西千鳥町6	S43～46				150		150						150	7,000	～	12,100
水島駅前	水島西千鳥町6	S58					37	37						37	18,700	～	28,700
水島相生町	水島相生町393-117	S30		6				6						6	1,600	～	2,400
南幸町	水島南幸町98-12	S49						0			16		16	16	10,000	～	14,900
明神町	水島明神町83	S50						0			20		20	20	12,000	～	17,900
再開発	水島西千鳥町6-18	S58						0			30		30	30	15,600	～	24,100
亀島	水島北亀島町1900-1、1899-1 水島南亀島町64-14	S47～H7		37	9			46						46	5,300	～	27,800
水島北亀	水島北亀島町1902-1	S60			12			12						12	15,800	～	24,400

団地名	所在地	建設年度	公営住宅(構造)					その他の住宅(構造)					合計戸数	家賃		
			木造	簡平	簡二	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	中耐		高層	計	β1
水島北亀	水島北亀島町1902-1	H2			4			4						4	16,100	~ 23,900
水島	水島明神町83	S50~51			21			21						21	11,700	~ 18,600
第2水島	水島明神町81-11	S57~58		10				10						10	13,200	~ 20,200
浦田	福田町浦田2262-3、2378-71	S51~56		5	15			20						20	9,800	~ 23,500
西浦田	福田町浦田2247	S63					30	30						30	13,600	~ 27,300
堀江	児島下の町9丁目1-2	S50~52					200	200						200	11,800	~ 20,600
三協	児島上の町2283	S31						0	1				1	1	600	~ 700
山殿	児島稗田町2793	S38~42		71				71						71	2,900	~ 6,000
落合	児島稗田町4000	S36	16	6				22						22	2,200	~ 4,100
中津山	児島稗田町436、583、545-1 530、392-1、537	S47~55		16	33			49						49	6,400	~ 21,400
中山	児島小川10丁目890	S43~50		124	199	240		563						563	4,200	~ 17,300
錦町	児島味野6丁目2801	S28			8			8						8	5,800	~ 8,600
林	福江1447-1、1454-1	S47~57		39	5			44						44	6,400	~ 23,000
林南	福江1466-1	S61			6			6						6	15,700	~ 23,400
菰池	菰池3丁目10	S50~51			23			23						23	12,200	~ 18,600
高後沖	玉島乙島7471	S27~29	53					53						53	700	~ 2,000
柏島	玉島柏島4348	S43~44		10	7			17						17	3,700	~ 12,100
柏島第2	玉島柏島4233	S44		18	10			28						28	5,900	~ 13,700
奥谷	玉島柏島6499	S47~50			96			96						96	10,100	~ 18,000
大谷	玉島柏島1234	S51						0			15		15	15	16,400	~ 23,800
道越	玉島道越301	S45~46		45	12			57						57	5,100	~ 13,200
四ツ土井	玉島道越570-4、572-1	S45~49		10				10						10	4,600	~ 12,100
池畝	玉島道口3836-1、3473-2、 3815、5110-1 5165-1、5165-2 3877-3	S43~51		23	10			33						33	3,800	~ 17,900
〃	玉島道口5138-1	S54						0			15		15	15	14,200	~ 21,100

団地名	所在地	建設年度	公営住宅(構造)					その他の住宅(構造)					合計戸数	家賃		
			木造	簡平	簡二	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	中耐		高層	計	β 1
谷底	玉島道口391-1、395-1、801、812-2	S46～52		22				22						22	4,800	～ 12,500
横内	玉島陶4427-1、4446-2	S48～55		4	4			8						8	6,400	～ 21,500
西横内	玉島陶4552	S50		12				12						12	7,900	～ 11,700
水島幸町	水島南幸町101	H5					62	62						62	17,800	～ 40,100
宮前(松の木)	宮前520-1	H5		4	11			15						15	16,700	～ 28,900
西宮前	宮前542	H6		3	14			17						17	17,800	～ 29,200
亀山	亀山702	H6				24		24						24	18,900	～ 33,700
中庄(特公賃)	中庄団地138	H11						0			8		8	8	59,000	～ 60,200
オノ神 グリーンパレス	船穂町船穂6100-1	H14				32		32						32	20,100	～ 32,700
東北谷	船穂町船穂3553-2	S62			2			2						2	15,700	～ 23,500
川辺	真備町川辺57	R2				58		58						58	14,700	～ 32,700
箭田	真備町箭田3524	S45～47		37				37						37	5,100	～ 9,600
市場	真備町市場3593-1	S48～52		25				25						25	6,100	～ 13,400
箭田東	真備町箭田737- 1	S49		6				6						6	7,600	～ 11,300
箭田東第二	真備町箭田751-3	S52～53		8				8						8	10,300	～ 15,800
辻田	真備町辻田808-3	S57～58		7				7						7	13,500	～ 20,700
有井	真備町有井275-4	R2				20		20						20	15,300	～ 34,800
箭田南	真備町箭田1743-1	R2				31		31						31	14,700	～ 34,200
	合計		69	957	917	1,789	399	4,131	1	0	163	113	0	277	4,408	

(5) 地区別県営住宅数

(R6. 4. 1現在)

倉敷	水島	児島	玉島	計
1,329	0	250	108	1,687

(6) 新倉敷駅前再開発住宅等の概要

建設年月	着工平成3年1月完成平成4年3月			
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	8階建	敷地面積	1,902.21㎡
建設面積	780.20㎡			
延べ面積	3,764.55㎡			
1階～2階	店舗	13戸 (1,064.90㎡)	1戸当たり	28.04㎡～62.44㎡
3階～8階	住宅	30戸 (2,699.65㎡)	1戸当たり	3DK 60.12㎡

12. まちづくり

(1) 都市再生整備計画

都市再生整備計画は、地域の特性を生かしたまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的に策定するものであり、地域が抱える課題や、まちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値目標の達成に必要な事業を計画に位置づけ、成果を重視したP D C Aサイクルにより、効果的なまちづくりを進めるものである。

都市再生整備特別措置法に基づき、市が計画を作成し、実施する事業費等に充当するための交付金・補助金を国から受ける。

計画に係る国の支援制度として、平成16年度に『まちづくり交付金』が創設されたが、平成22年度から、社会資本整備総合交付金に統合され、『都市再生整備計画事業』に移行した。さらに、令和2年度には、立地適正化計画に基づく事業に係る支援制度を集約・個別支援制度化し、集中支援を行うことを目的として『都市構造再編集中支援事業』も創設された。

本市はこれまで、倉敷駅周辺地区、児島地区、倉敷駅前東地区、玉島地区、倉敷市中心市街地活性化基本計画地区、児島駅前地区、倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画地区で都市再生整備計画に取り組んだ。

現在は、倉敷市中心市街地活性化基本計画第三期計画地区及び児島駅周辺地区において都市再生整備計画を作成し、都市構造再編集中支援事業を実施している。

都市再生整備計画の概要

都市再生整備計画の地区名と まちづくりの目標	面積 (ha)	計画 期間	計 画 事業費 (億円)	主要事業
【倉敷市中心市街地活性化基本計画第三期計画地区】 ・歴史的・伝統的資源を継承し、活用することにより、まちの魅力を向上させる ・便利で快適な住環境の整備により、持続可能なまちを形成する ・多様な主体が活発に交流・連携することにより、賑わいと活気を創出する	175	R3 ～ R7	13.5	・(仮称) 倉敷駅北街区公園整備事業 ・倉敷駅第二土地区画整理事業 地域防災施設整備
【児島駅周辺地区】 ・瀬戸内に開かれた繊維と交流のまち・児島の実現 ・都市機能の強化による児島駅直近の魅力向上 ・市街地の回遊性向上による賑わい創出	65	R6 ～ R10	63.4	・倉敷市立短期大学 ・(仮称) 地域交流スクエア ・児島公園 ・児島憩の家

(2) 倉敷市まちづくり基金

倉敷美観地区及び児島・玉島の町並み保存地区の周辺並びにこれらの地区等、倉敷市内全域に存在する貴重な町並みの消失等の解決策として、また、一定エリアでまとまった市民によるエリア再生や、町興し等の活動促進策として、民間都市開発推進機構の拠出資金、倉敷まちづくり株式会社からの寄付金等を活用し、地域の歴史と文化を継承する貴重な町並みを守るとともに、既存ストックの再生活用、地域の魅力の向上や、賑わいの創出等のまちづくり活動を支援するため、平成25年度に創設し、平成26年度から補助制度の運用を開始している。

1 3. J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業

(1) 事業概要

倉敷駅周辺地区は、鉄道によって南北の交通や土地利用が分断され、一体的な発展が阻害されている。このため倉敷駅付近の鉄道を高架化し、交通の円滑化と安全性の向上を図るとともに市街地の一体的な整備を行うことにより、土地利用の促進と都市機能の集積を進める。

- ① 事業主体 岡山県
- ② 鉄道高架計画区間
 - ・J R山陽本線 約3.2km (大島～四十瀬)
 - ・J R伯備線 約2.2km (阿知1丁目～酒津)
 - ・水島臨海鉄道 約1.7km (阿知1丁目～安江)
- ③ 除却踏切数 9箇所
- ④ 主な交差道路 都市計画道路6路線 (既決定道路4路線、新規計画道路2路線)
- ⑤ 概算事業費 609億円

(2) 事業の経過

- H5. 3 倉敷地区都市拠点総合整備事業計画策定調査250ha
- H7. 4 連続立体交差事業補助調査採択を受ける (県)
- H10. 4 J R山陽本線・伯備線が新規着工準備箇所として採択される (県)
- H13. 11 鉄道線形や高架区間等の計画概要を公表 (県)
- H14. 8 事業採択前に準備・計画段階で5年経過している事業として「再評価」 (県)
- H17. 4 水島臨海鉄道が着工準備箇所として追加採択される (県)
- H19. 6 概算事業費約401億円を約600億円に変更 (県)
- H19. 8 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中の事業として「再評価」 (県)
- H23. 7 市執行部、市議会の合同で岡山県知事に整備促進を要望
- H25. 1 概算事業費約600億円を609億円に変更し、費用対効果の数値 (0.85) を公表 (県)
- H25. 1 市執行部、市議会の合同で岡山県知事、県議会議長に整備促進を要望
- H25. 6 倉敷地区都市拠点総合整備事業計画を見直すことを表明
- H26. 4 J R線に関し、コスト縮減等の検討結果を公表 (県)
- H27. 2 水島臨海鉄道に関し、コスト縮減等の検討結果を公表 (県)
- H28. 12 今後検討対象とするコスト縮減3案を公表 (県)

- H29. 7 倉敷駅周辺総合整備計画を公表
- H30. 2 コスト縮減3案の費用対効果の試算結果が全て1を超えると公表（県）
- H30. 4 水島臨海鉄道も高架化する案1での決定を県に要望
- R4. 6 鉄道高架事業整備促進倉敷市議会議員連盟が設立
- R5. 8 鉄道高架事業整備促進倉敷市議会議員連盟が岡山県知事、県議会議長に整備促進を要望

1 4. 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業

(1) 事業の目的

本地区は、JR倉敷駅に隣接しているが、駅南側が都市活動の拠点として商業業務を主体とする土地利用がなされているのに対し、公共施設等が未整備のまま住宅地が形成されているため、中心市街地にふさわしい都市基盤整備や土地利用がなされていない状況である。また、鉄道により南北の交通や土地利用が分断されている状況である。

このため、本事業により都市基盤の整備にあわせ、都市的土地利用への転換を行い、倉敷市の都市拠点としてふさわしい機能強化を図り、倉敷駅南北の市街地の一体的な発展に寄与することを目的とする。

(平成30年1月22日、区域全体の仮換地指定が完了した。)

(2) 事業の概要

- ① 施行者 倉敷市
- ② 施行地区 石見町・日吉町・寿町・阿知1丁目及び老松1丁目の各一部
- ③ 面積 22.5ha
- ④ 筆数 688筆土地所有者等関係者数 440人
- ⑤ 公共用地率(整理後) 36%
- ⑥ 平均減歩率 25.3%(19.0%)
- ⑦ 総事業費 約220億円
- ⑧ 事業施行期間 平成14年度～令和18年度(清算期間5年を含む)

⑨ 公共施設の整備

ア 道路

・寿町八王寺線	W=30m	L=561m
・北浜日吉線	W=17m	L=191m
・寿町石見線	W=17m	L=321m
・川入日吉線	W=15m	L=442m
・高架側道	W=10m	L=676m
・区画道路	W=4~12m	L=4,532m
・特殊道路	W=4m	L=225m

イ 公園緑地

・街区公園	3箇所	6,800㎡
・倉敷用水緑道		2,584㎡

ウ 水路

・1号～4号水路	W=平均1.8m	L=1,662m
・倉敷用水路	W=4m	L=271m

(3) 事業の経過

H4～H5	土地区画整理事業調査
H6～	土地区画整理事業の事業化の検討
H7.10～H9.5	説明会を実施
H10.8.4～17	都市計画(区域決定)案の縦覧
H11.3.16	都市計画決定(区域決定)
H14.2.1～14	事業計画(案)の縦覧
H14.3.22	施行条例の告示
H14.4.30	事業計画の認可
H14.5.7	事業計画の決定(倉敷市公告)
H17.12.19	見直し案の提示
H18.12.20	土地区画整理審議会委員の選挙期日の公告及び選挙人名簿の縦覧期間の公告
H19.3.23	審議会委員決定の公告
H19.10.15	第1回審議会開催
H21.11.24	事業計画変更(施行期間の延伸、資金計画変更)の公告
H23.7.7～20	換地設計(案)供覧
H23.12.20	土地区画整理審議会委員の選挙期日の公告及び選挙人名簿の縦覧期間の公告

H24. 3. 18	審議会委員選挙の投票日
H24. 3. 23	審議会委員、予備委員決定の公告
H27. 2. 12	都市計画道路「寿町八王寺線」工事着手
H27. 2. 24	事業計画変更（施行期間の延伸、資金計画変更）の公告
H28. 11. 28	仮換地指定（石見町の一部）
H28. 12. 14	土地区画整理審議会委員の選挙期日の公告及び選挙人名簿の縦覧期間の公告
H29. 3. 23	審議会委員決定の公告
H30. 1. 22	仮換地指定（石見町・日吉町の各一部）
R2. 1. 9	社会資本総合整備計画の提出
R2. 2. 3	事業計画変更（施行期間の延伸、資金計画変更）の公告
R2. 6. 30	土地区画整理審議会委員（借地権の部）の補欠選挙期日の公告及び選挙人名簿の縦覧期間の公告
R2. 9. 3	立候補者のいない公告
R3. 1. 15	倉敷駅周辺第二土地区画整理事業仮住居定期建物賃貸借契約の締結
R3. 2. 1	倉敷駅周辺第二土地区画整理事業仮住居供用開始
R3. 11. 1	土地区画整理審議会委員の選挙期日の公告及び選挙人名簿の縦覧期間の公告
R4. 3. 23	審議会委員決定の公告
R6. 1. 20～28	事業説明会（石見町、日吉町）を実施
R6. 1. 31	事業計画変更（施行期間の延伸、資金計画変更）の公告

15. 真備地区復興計画

(1) 計画の目的

平成30年7月豪雨により甚大な被害が生じた真備地区において、被災された住民が一日も早く落ち着いた生活を取り戻し、真備地区外で仮住まいをされている方々も真備に戻り、安心して暮らしていけるよう、将来に渡って安全・安心なまちづくりを進める必要がある。

また、豊かな自然と歴史・文化に包まれた真備として再生・発展していくためには、住民と行政等が協働して復旧・復興に向けて取り組んでいくことが必要である。

このことから、復興に向けた基本理念や基本方針を定めるとともに、今後取り組むべき主要な施策を体系的にまとめ、具体的な取組や事業期間を示し、復興への道筋となる真備地区復興計画を令和5年3月に改定した（平成31年3月策定、令和2年3月改定、令和3年3月改定、令和4年3月改定）。

(2) 対象の地域

倉敷市真備町全域

(3) 計画の期間

2019年度～2023年度

消 防 局

内 容

消 防 局 関 係 予 算
令 和 6 年 度 消 防 主 要 事 業
消 防 庁 舎 の 概 要
(1 局・4 署・3 分 署・8 出 張 所)
現 有 カ
コ ン ビ ナ ー ト の 防 災 対 策
危 険 物 等 の 状 況
令 和 5 年 中 の 火 災 状 況
令 和 5 年 中 の 救 急 状 況
防 火 対 象 物 現 況
防 火 対 象 物 査 察 実 施 状 況
中 高 層 建 築 物 数 (3 階 以 上)
外 郭 団 体
広 域 消 防 圏
水 島 コ ン ビ ナ ー ト に お け る
火 災 、 事 故 発 生 状 況

1. 消防局関係予算

(単位：千円)

年度		R4 年度 (決算)	R5 年度 (最終)	R6 年度 (予算)
消 防 費	常備消防費	4,012,414	4,126,848	4,181,800
	常備消防施設費	811,598	672,034	543,110
	非常備消防費	215,523	215,793	234,621
	非常備消防施設費	68,869	53,247	71,344
計		5,108,404	5,067,922	5,030,875

2. 令和6年度消防主要事業

行政と市民、企業等が連携をとり、「災害に備えるまちづくり」を実現するため、防災意識を高め、災害に的確かつ迅速に対応できる体制を強化するため次の諸事業を推進する。

(1) 消防防災体制の充実強化

ア 南海トラフ地震等大規模災害（地震・風水害等）に備えた消防体制の確立

倉敷市地域防災計画に記載される南海トラフ地震等大規模災害（地震・風水害等）の被害想定に基づき、管内で予想される大規模多発火災、建物の倒壊、津波浸水、豪雨等による被害に対して、消火、救急、救助、避難誘導等の活動が迅速に行えるよう、訓練を実施するとともに、各種計画及びマニュアルの見直しにより消防体制の強化を図る。

また、南海トラフ地震発生時には、緊急消防援助隊岡山県大隊の出動が計画されていることから、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を中心とした応援体制についても、計画及びマニュアルを随時見直し、消防応援体制の充実を図る。

イ 消防施設等及び資機材の充実

災害時に拠点となる消防施設の計画的な整備を進めるとともに、消防施設の老朽化等に伴う補修等、必要に応じて適正な維持管理をし、倉敷市庁舎再編計画に基づく消防局移転準備を進めていく。

当局の消防車両は、消防力の整備指針に基づき配備されており、車両更新状況を考慮して随時更新しているところであるが、消防車両の価格及び配置消防車両維持管理費が上昇傾向にあることから、出動計画の見直しと並行して高性能で省力化の期待できる消防車両に更新していく。

また、消防用資機材等の充実については、南海トラフ地震、水害、土砂災害等の自然災害やNBCR（核・生物・化学・放射能）災害に対処できる資機材を充実させるとともに、無人航空機（ドローン）を中心とした情報収集能力の強化を図る。

ウ 消防緊急通信指令体制の充実強化

消防緊急通信指令体制の強化を図る。火災・救急等をはじめとする各種消防業務、大規模災害時の通信連絡体制の効果的運用を図り、被害を最小限度にとどめ、市民の生命・財産を保護し福祉の増進に寄与する。

エ 消防に関する企画立案の推進

横断的な組織体制で消防に関する企画立案、計画等の策定を行い、消防の抱える諸課題を解決する。

オ 女性消防吏員の更なる活躍推進

(ア) 女性消防吏員の計画的な増員に向けた取組みの推進

社会人及び教育機関等の受験対象者になると思われる方へ、女性割合、女性の採用者数、女性消防吏員の活躍推進に向けた取組状況について、説明会・イベント等を通して広報をするとともに、SNS等に掲載するなど「見える化」を推進する。

(イ) 女性消防吏員活躍推進に係る教養、装備等の計画的な改善

女性消防吏員の活躍の場を広げるために、全職員を対象にした教養を実施する。また、女性消防吏員の要望に応じて、女性用の装備等の改善、被服、装備品の拡充を積極的に進める。

カ 市民への積極的な情報発信

ホームページ、SNS、各種マスメディア等を通じて、消防関連行事、法令改正や安全に関する情報を積極的に発信し、市民や事業主に対して消防行政への理解を深めてもらうとともに、分かりやすく効果的な広報を実施する。

(2) 消防技術の向上と安全対策の確立

ア 安全管理体制の強化

緊急走行、災害の現場及び査察検査時等の安全管理並びに惨事ストレスの防止を推進するため、局教養、派遣研修を通じて職員へ安全管理の重要性を浸透させる。

また、外部有識者を講師に招き、高梁川流域6消防本部合同による安全管理に関する講習会を実施し、広く安全管理体制の強化を図る。

イ 危機管理体制の整備

自然環境、生活環境等の変化に伴い、災害の要因も複雑多様化し潜在的危険性が增大する傾向にある中で、これに対応する消防職団員の安全管理・危機管理体制の強化を図るため、訓練等によって消防防災技術及び知識の向上を一層推進する。

ウ 教育訓練の充実による高度な人材育成

ベテラン・中堅職員の知識・技術を若手職員に伝達し、技術力、安全対策の低下を招かない体制づくりと、職員一人ひとりが消防の使命を再認識し、自信と誇りを持って自己の能力向上に取り組める環境づくりを推進する。

市民へより価値の高いサービスを提供するためには、業務全般に渡る広い知識を身につけ、全体の連携を強固にして、組織力の強化を図る必要がある。その手段として、平成27年度から開始した「人材育成プログラム」の内容の見直しを行いながら継続実施する。また、局内教養の充実を図るとともに福山地区消防組合消防局と中堅職員を対象とした効果的な交流教育研修を実施する。

(3) 消防団組織の強化と活性化対策の推進

ア 消防団組織の強化

地域防災力の中核として欠くことのできない存在である消防団が、各種災害に対応できるよう、団員定数を充足させるとともに、消防機庫の移転等を視野に機庫用地の確保を図り、市内の消防力を充実させる。また、消防団機庫の改修、車両、資機材などの充実強化を図り、魅力ある消防団づくりを推進する。

イ 消防団と事業所の連携・協力体制の強化

被雇用者の消防団員が大多数を占める現状から、被雇用者が入団しやすく活動しやすい環境を整備するため、消防団協力事業所表示制度を推進し、消防団と事業所の連携・協力体制の強化を図る。

ウ 消防団組織の活性化

学生等とのイベントを通じて消防団に対する率直な意見を聞き、互いに課題を共有するとともに、入団促進へつなげる活動を実施する。

エ 地域に密着した消防団づくりの推進

(ア) 地域行事へ積極的に参加し、消防広報や訓練指導などの消防団活動を通じて、地元でボランティア活動ができる消防団の魅力をアピールする。また、女性消防団員による防火広報や救急法の指導補助など、きめ細やかな活動で、地域に密着した消防団を目指す。

(イ) 女性消防団員による防火広報や救急法の指導補助など、きめ細やかな活動で、地域に密着した消防団をめざす。

(ウ) 倉敷市学生消防団活動認証制度により、真摯に消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献した大学生、大学院生又は専門学校生について、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援する。

(4) 救急・救助活動体制及び応援体制の充実強化

ア 救急高度化の推進

平成3年に救急救命士法の制定及び救急隊員の応急処置の拡大が図られたことを契機に平成4年に倉敷市救急高度化推進計画を策定し、毎年見直しを図っている。指導救命士及び救急救命士の養成をはじめ、高規格救急車の更新、救急救命士の病院実習及び処置拡大による救急隊員の教育訓練などの救急高度化を計画的に進める。

イ 救急隊員の教育

市民を救命するためには、救急救命士をはじめ、救急隊員の教育訓練が不可欠であることから、救急救命士にあっては、病院等での研修及び実習を継続し、2年間で128単位を取得させるとともに、気管挿管及び薬剤投与の認定救急救命士を養成していく。

さらに、全国救急隊員シンポジウムや救急医学会での発表や出演、事後検証会や各種研修会の開催など教育訓練の機会を増やし、指導救命士が中心となって救急隊員のレベルアップを図る。

救急救命士以外の救急隊員にあっては、「救急隊員再教育プログラム」に基づき、教育訓練を行い、知識・技術の向上を図る。

ウ 救急搬送体制の充実

迅速かつ適切な病院搬送を行うために、備中地区メディカルコントロール協議会及び医療機関との連携強化を図り、救急搬送体制の問題点を検討することで、救急搬送が円滑に行えるように対応していく。

エ 救急車の適正利用

全国的な問題となっている救急車の出場件数の増加や搬送者の半数以上が軽症であることなどから、真に緊急を要し、救急車を必要とする傷病者への対応が遅れることがないよう、救急車の適正利用を呼びかけるとともに、普段の生活の中で、病気やけがに気をつける予防救急の普及啓発を行う。

オ 応急手当の普及

倉敷市消防局管内においては、救急要請の通報を受けてから現場に到着するまでの平均時間は、令和5年中で8.5分を要している。救急隊の現場到着までに、バイスタンダーによる適切な応急処置が行われることで救命の可能性は一段と高くなる。

一人でも多くの市民に正しい応急手当の知識と技術を身につけてもらうことを目的に、今後も、引き続き市民に対して心肺蘇生法、大出血の時の止血法、AED操作の技能が習得できる普通救命講習会（3時間）・上級救命講習会（8時間）及び応急手当普及員講習会（24時間）を開催し、応急手当の普及と救命率の向上を図る。

また、誰でも気軽に受講できるシステムとして、インターネットを利用した「応急手当WEB講習」の開催やSNSを活用した普及啓発にも努める。

カ 救マーク制度の普及

応急手当を適切に行うことができる従業員が常に勤務する事業所に対して「救マーク」を交付している。今後も継続して「救マーク」制度の普及に努め、だれもが安心して利用することができる救急環境の整備を推進していく。

キ 感染防止対策の強化

新興感染症をはじめとする各種感染症に対応するために、救急隊員の各種ワクチン接種、感染防止資器材の整備及び備蓄を進め、救急活動時における救急隊員への感染防止対策を強化する。

ク 救助体制及び応援体制の充実強化

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機に、平成7年6月、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、緊急消防援助隊が創設された。

倉敷市消防局でも平成23年3月11日に発生した東日本大震災を始め、平成26年8月20日発生 of 広島市土砂災害、平成28年4月16日に発生した熊本地震に、緊急消防援助隊として職員を派遣している。

今後もこのような災害が発生した場合に備えて、人命検索資機材等の整備を行うとともに、救助資機材の装備充実を図りながら、過酷な災害現場の多種多様な災害事象に的確に対応のできる救助指導者及び救助隊員を養成していく。更に大規模な災害に対応するための装備を備えた、高度救助隊を中心に広域応援体制の充実強化を図る。

また、国内に限らず本市では、海外で発生した災害現場で活動する国際消防救助隊員6名を登録している。平成11年9月に発生した台湾地震では、日本の救助チームの一員として2名派遣している。

さらに、平成23年2月に発生したニュージーランド・クライストチャーチ市の地震では、倉敷市の姉妹都市であることから本市から国際交流課の職員1名と救急救命士2名を現地に派遣した。

今後も海外で発生した災害等における救助活動なども視野に入れ、国際消防救助隊員としての技術を維持できるよう国際消防救助隊合同訓練への積極的な参加を含めた教育訓練の実施に努めていく。

なお、本市は平成30年7月豪雨災害で初めて緊急消防援助隊による応援を受けた。この災害の消防活動を検証し、作成した、大規模災害発生時及び受援時の計画・対応マニュアルの訓練と見直しを随時行っていく。

(5) 火災予防対策の充実強化

ア 重大違反對象物の是正指導強化

消防用設備等の重大な消防法令違反がある防火対象物を重点とした査察を実施する。

違反を覚知した防火対象物について違反是正を進め、特に人命危険の高い対象物に対しては、「命令」を含めた厳格な違反処理を実施する。

イ 査察計画に基づく適切な実行管理

倉敷市火災予防等査察規程に基づく年間査察計画に従って、計画どおりに査察を実施する。

ウ 市民へ防火安全・安心情報の発信

(ア) 安全・安心な施設情報

不特定多数の方が利用する防火対象物及び大規模な防火対象物について、防火・防災管理上の一定の基準に適合しているものを倉敷市消防局ホームページへ掲載する。

その施設情報を利用者等に発信することにより、防火等に関する安全体制の確立を図る。

(イ) 防火対象物に係る表示制度

ホテル・旅館等からの申請に基づき審査を実施し、消防法令のほか重要な建築構造等に関する基準に適合している場合、表示マークを交付するとともに、倉敷市消防局ホームページへ掲載し、施設の利用者に防火安全情報を発信する。

(ウ) 違反對象物の公表制度

不特定多数の方が利用する防火対象物について、重大な消防法令違反（消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが法令に違反して設置されていないもの）があることを覚知した場合には、所定の手続きに沿って倉敷市消防局ホームページで公表する。

その施設情報を利用者等に発信することにより、施設利用の判断材料を提供する。

エ 住宅用火災警報器の普及及び取替促進

平成16年住宅用火災警報器の設置について法改正が行われ、平成23年6月全ての住宅に設置が義務化された。令和5年6月現在の設置率は74.0%（条例適合率は69.0%）となっている。今後も住宅用火災警報器の未設置世帯への設置及び設置済世帯への継続的な維持管理（点検・交換）を働きかけ、住宅火災による被害のさらなる軽減を目指す。

オ 自主防災組織の育成強化

防火協会、幼年少年消防クラブ、女性防火クラブ等の自主防災組織の育成指導を行うとともに、自衛消防隊の活動を積極的に指導推進し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目標とした自主防災体制の育成強化を図る。

カ 類似火災防止のための火災統計・調査能力の向上

近年の火災件数の減少と職員の若年化に伴い、火災調査能力の向上が課題となっていることから、火災調査能力の向上を目的とした研修等に派遣する機会を増やし、主任調査員が中心となり職員のレベルアップを図る。また、原因不明の火災を減らすことで類似火災の防止を図る。

キ 予防技術資格者の養成

高度化、専門化する予防業務を的確に行うため、高度な知識及び技術を有する予防技術資格者を養成する。

ク 防火思想の普及促進

テレビ・ラジオ・新聞・広報誌・インターネット等あらゆるマスメディア及び広報車両等を活用して、具体的でわかりやすい火災予防広報を実施し、市民の防火防災意識の高揚を図る。

各種イベントを通じ、地域住民とのふれあいを深め住民の防火防災への関心、意識を高める。

ケ 電子申請システムの利便性向上

令和5年3月から運用を開始した火災予防関係手続における電子申請システムについて手続きを拡大し、市民の利便性向上を図る。

(6) 石油コンビナート防災体制の充実強化

ア コンビナート事業所等に対する事故防止対策の推進

水島コンビナート地区全体の保安レベルの更なる向上とコンビナート事故の低減を目的に、倉敷市コンビナート防災審議会の委員とともに、昨年から引き続き「事業所のセーフティマネージメント調査事業」を実施する。事故原因のうち物的要因に隠れた人的要因（複合要因）をテーマに、過去の事故についてセーフティマネージメントを主眼とした調査を実施し、その調査結果について審議会が分析を行い、コンビナート事故防止につなげていく。

イ 地震・津波、風水害対策

地震対策については、国の南海トラフ地震想定に基づき、岡山県が示した震度分布図・液状化危険度分布図・津波浸水想定図や、防災アセスメントの結果を基に見直された、岡山県石油コンビナート等防災計画により、岡山県とともに各事業所に対して、地震、液状化及び津波対策の促進を指導する。

また、総務省消防庁が作成した「危険物施設の風水害対策ガイドライン」を参考にして、危険物施設、毒劇物施設及び高圧ガス施設への風水害対策の促進を指導する。

ウ 自主保安管理体制の充実強化

法令改正時には、管内事業所に周知徹底するとともに、高経年化した防災施設の適切な維持管理を指導し、防災業務実施状況の確認を通じて、自主保安管理体制の充実強化を図る。

また、立入検査時等には、他都市の事故事例や行政指導状況を参考にし、施設の安全性の確認を行い、関係者の防災意識の高揚、コンビナートの災害予防及び防災活動能力等の向上を図る。

エ 他機関との連携によるコンビナート防災体制の確立

(ア) 総務省消防庁が作成した「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」などを参考に、自衛防災組織や共同防災組織との合同訓練で、消防機関との連携強化を図り、防災資機材の適正な運用及び実践的な訓練の実施を指導する。また、防災要員の知識と技術の向上を図るため、教育・研修については、総務省消防庁が作成した「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討報告書」を活用し、指導を行うとともに、実火災消火訓練を継続する。

(イ) 岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき、岡山県をはじめ、警察機関、水島海上保安部等と、より密接に連携した防災体制を確立する。

(ウ) 広域共同防災組織については、効果的な運用ができるよう関係機関・組織との連携強化を図る。

(7) 危険物及び高圧ガス保安対策の推進

ア 地震・津波、風水害対策

危険物施設及び高圧ガス施設を有する事業所に対して、過去に発生した大震災を踏まえた地震対策及び南海トラフ地震による液状化及び津波想定への対策を確認し、地震対策の促進を指導する。

また、危険物施設保有事業所に対して、総務省消防庁が作成した「危険物施設の風水害対策ガイドライン」を活用し、危険物施設が立地する場所において、台風時等に想定される災害に迅速かつ的確に応急対策が行えるよう平時からの備え等、体制の強化を推進する。

イ 危険物施設、高圧ガス施設等に対する保安対策の推進

危険物施設に対しては、火災・漏洩事故の大幅な低減を目的とし、総務省消防庁が作成した「危険物等事故防止対策実施要領」に基づき、関係機関と連携を図りながら、官民一体となった事故防止対策の徹底を図る。

また、危険物安全週間行事等の各種行事及び立入検査時等には、事業所における適正な定期点検及び日常点検の実施について指導を行い、安全意識の高揚と自主保安体制の充実強化を図る。

高圧ガス事業所については、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る立入検査等を継続し、現状把握を行うとともに、自主保安対策の促進に努める。

また、高圧ガス保安活動促進週間等の各種行事及び立入検査等には、事業所における安全意識の高揚と自主保安体制の充実強化を図る。

ウ 市民・事業者への情報発信

情報発信については、ホームページ、SNSの活用等各種マスメディアを通じて、市民や事業者に対して、各種関連行事、法令改正や安全情報を発信するとともに、DVDなどの視聴覚教材の貸し出しにより、危険物・高圧ガスの安全な取扱いに対する意識の高揚を図る。

(8) 危機管理体制の充実強化

ア 関係機関との連携強化

消防局内の危機管理組織として、市長部局の危機管理と併任した危機管理担当専任者を配置しており、より一層、国、県（警察を含む）及び市長部局との連携強化を図り、危機事案への事前対策や事案発生時の対応力の向上に努める。

イ 各種活動計画の見直し

防災危機管理室と連携し、倉敷市地域防災計画にある南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、各種活動計画の見直しを行う。

ウ 各種災害への対応力強化

大規模な自然災害やコンビナート災害、集団救急事案、テロ災害などの特殊災害に対する訓練を行い、特殊災害への対応能力の向上を図る。また、管内の災害事案への対応について、市長部局の組織的な即応体制を強化するため、消防緊急通信指令システムと倉敷市総合防災情報システムとの連携運用を含めた訓練を計画的に実施する。

エ 国民保護計画に基づく各種検討

倉敷市国民保護計画に基づき、消防機関としての資料の収集及び分析並びに関連項目の検討を行う。

3. 消防庁舎の概要（1局・4署・3分署・8出張所）

（R6. 4. 1現在）

名 称	職員数	所在地	建設年月	建設費 (千円)	面 積 (㎡)		構造	施設の内容
					(敷)	(建)		
消防局 (086) 426-1190	69	白楽町 162番地5	H9. 4	2, 238, 190	(敷) 7, 865	(建) 2, 563	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建	事務室、車庫、通信室 仮眠室、待機室、講堂
倉敷消防署 (086) 422-0119	73	(合同庁舎)			(延) 6, 761		設備棟付 附属車庫棟付 救助訓練棟付	消毒室、防災センター 通信指令センター 災害対策室、体力練成室
中洲分署 (086) 465-9931	22	水江 1224番地2	H13. 3	117, 075	(敷) 831	(建) 345	鉄筋コンクリート造 2階建	事務室、車庫、通信室 仮眠室、消毒室
庄出張所 (086) 462-3110	12	二子 135番地3	S48. 3	14, 779	(敷) 454	(建) 103	鉄筋コンクリート造 2階建	”
東出張所 (086) 482-2459	22	中帯江 164番地5	H16. 3	104, 181	(敷) 650	(建) 254	鉄筋コンクリート造 2階建	”
水島消防署 (086) 444-1190	60	水島北幸町 4番1号	S47. 3	76, 088	(敷) 2, 012	(建) 855	鉄筋コンクリート造 3階建	事務室、車庫、通信室 仮眠室、待機室、講堂
児島消防署 (086) 473-1190	46	児島小川 1丁目 1番地17	S59. 12	292, 000	(敷) 2, 601	(建) 894	鉄筋コンクリート造 3階建(一部中2階)	事務室、車庫、通信室 仮眠室、待機室、講堂
臨港分署 (086) 475-0119	22	児島塩生 2961番地	H19. 12	184, 225	(敷) 3, 852	(建) 492	鉄筋コンクリート造 2階建	事務室、車庫、通信室 仮眠室、待機室、消毒室
琴浦出張所 (086) 477-8826	12	児島田の口 7丁目 6番6号	S48. 3	13, 830	(敷) 435	(建) 103	鉄筋コンクリート造 2階建	事務室、車庫、仮眠室 通信室、消毒室
郷内出張所 (086) 485-0119	12	林 638番地1	S53. 3	27, 993	(敷) 692	(建) 167	鉄筋コンクリート造 2階建	”
下津井出張所 (086) 478-5093	12	下津井吹上 2丁目 650番地先	S63. 3	37, 550	(敷) 615	(建) 150	鉄筋コンクリート造 2階建	”
玉島消防署 (086) 522-3515	46	玉島八島 856番地1	H5. 10	631, 011	(敷) 4, 271	(建) 947	鉄筋コンクリート造 3階建	事務室、車庫、通信室 仮眠室、待機室、講堂
真備分署 (0866) 98-2121	22	真備町有井 1930番地3	H18. 6	121, 863	(敷) 1, 100	(建) 382	鉄筋コンクリート造 2階建	事務室、車庫、仮眠室 通信室、消毒室
勇崎出張所 (086) 528-2428	12	玉島勇崎 1042番地1	S49. 6	20, 757	(敷) 593	(建) 101	鉄筋コンクリート造 2階建	”
北出張所 (086) 526-8169	12	玉島長尾 499番地6	S49. 6	22, 061	(敷) 415	(建) 102	鉄筋コンクリート造 2階建	”
西出張所 (0865) 42-2964	12	浅口市金光町 占見新田 787番地-1	S54. 3	34, 330	(敷) 1, 220	(建) 145	鉄筋コンクリート造 2階建	”
					(延) 205			

4. 現有力

(1) 職員配置状況

(R6. 4. 1現在)

階級別 部署別		消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務吏員	計
		局長	1								
参事・副参事			6								6
消防総務課				2	1	5	3				11
警防課				2	5	11	11				29
予防課				2	3	4	2				11
危険物保安課				1	1	6	3				11
倉敷消防署				2	3	9	27	65	1	22	129
水島消防署				1	4	5	12	25	1	12	60
児島消防署				1	3	7	26	51	4	12	104
玉島消防署				1	3	7	24	53	1	15	104
計		1	11	20	38	115	213	7	61	0	466

(2) 消防職員と管内との比較

(R6. 4. 1現在)

区分	総数	消防職員一人当たり
面積 (k m ²)	384.7 (356.07)	0.83 (0.76)
人口 (人)	498,596 (474,330)	1069.95 (1017.88)
世帯数 (世帯)	230,302 (220,070)	494.21 (472.25)

※消防職員現在数 466人

※ () は、市域内で内数

(3) 消防車等の保有台数

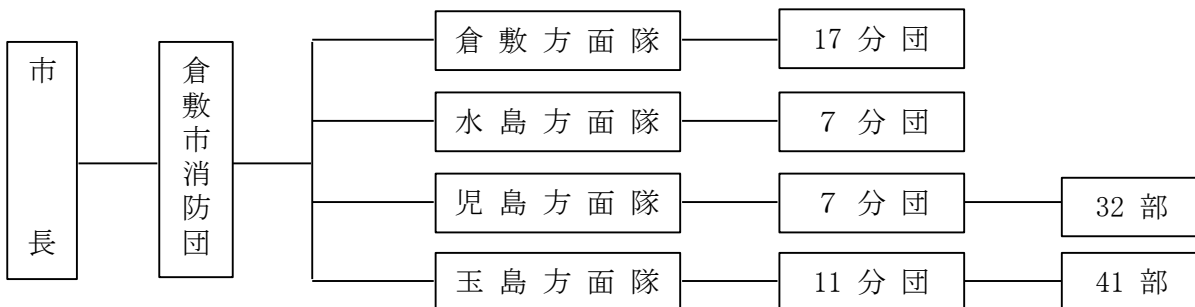
(R6. 4. 1現在)

車種	所 属	局	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	合 計
普通ポンプ車			4	2	6	6	18
水槽付ポンプ車			2	1	1	2	6
ブーム付ポンプ車						1	1
化学車			1		2		3
はしご車			1	1	1		3
モニター車							0
大型高所放水車				1			1
大型化学車				1		1	2
泡原液搬送車				2			2
救助工作車			1	1	1	1	4
小型動力ポンプ付水槽車			1	1	0	1	3
救急車			6	2	6	6	20
支援車		1					1
指揮車		2	1	1	2	1	7
広報車		1					1
資器材搬送車			1	4	2	2	9
大容量送水車					1		1
大型放水砲搭載ホース延長車					1		1
小型水陸両用バギー			2				2
排水ポンプ車		1					1
マイクロボス		2					2
消防艇					1		1
作業艇					1		1
楽器搬送車		1					1
その他の車両		4	6	4	4	4	22
計		12	26	21	29	25	113

※国、県からの無償貸与車両含む

(4) 消防団の現状

ア 編 成



イ 人 員

(R6. 4. 1現在)

倉敷市消防団	階級	団 長	副団長	本部長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
	方面隊別									
団 本 部		1(1)	4(4)							5(5)
倉敷方面隊			3(3)	1(1)	17(17)	17(17)	18(18)	53(53)	298(340)	407(449)
水島方面隊			3(3)	1(1)	7(7)	7(7)	8(8)	23(23)	112(150)	161(199)
児島方面隊			3(3)	1(1)	7(7)	7(7)	33(33)	90(90)	392(479)	533(620)
玉島方面隊			3(3)	1(1)	11(11)	11(11)	42(42)	120(120)	553(598)	741(786)
計		1(1)	16(16)	4(4)	42(42)	42(42)	101(101)	286(286)	1,355(1,567)	1,847(2,059)

() は定員を示す。 ※方面隊長及び方面副隊長は副団長に含む。

方面隊別	種別	普通ポンプ車	可搬積載車 (小型動力ポンプ付)	小型動力ポンプ	その他	計
団本部					3	3
倉敷方面隊		17		2	2	21
水島方面隊		7		1	1	9
児島方面隊		7	25		2	34
玉島方面隊		11	30	2	1	44
計		42	55	5	9	111

エ 年報酬支給状況

(単位：円)

区分	団長	副団長	本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額	140,000	96,000	79,000	68,000	57,000	46,000	37,000	36,500

※平成21年4月1日改正

5. コンビナートの防災対策

(1) 概要

水島地区の防災は、これまで各行政機関・企業並びに住民が一体となって防災体制の確立強化が図られてきたが、昭和51年新たに石油コンビナート等災害防止法が施行され、関係行政機関、企業それぞれにおいて抜本的防災の見直し整備が進められ大幅に強化された。

その主な点は、岡山県石油コンビナート等防災本部の設置及び岡山県石油コンビナート等防災計画の作成、倉敷市コンビナート防災審議会の設立、倉敷市と主要企業間との災害防止協定の締結、特定防災施設及び防災資機材等の整備強化などである。

(2) 防災組織

岡山県石油コンビナート等防災計画の作成に基づき、防災行政機関の業務が明確にされる等、水島臨海地区での総合防災体制の基盤が一層強固となった。

ア 行政機関

(ア) 岡山県石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和51年7月6日、岡山県石油コンビナート等防災本部が設置された。組織は、岡山県知事を本部長とし防災関係機関から本部員・幹事及び学識経験者の専門委員で構成され、水島臨海地区に係る災害の発生及び拡大の防止等総合的施策の推進を図っている。

(イ) 倉敷市石油コンビナート等災害対策本部

岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき、現地本部が設置されるまでの間、一体的・効果的防災活動を推進するため、倉敷市石油コンビナート等災害対策本部を設置する。

(ウ) 倉敷市コンビナート防災審議会

水島コンビナートの保安防災に関する調査研究を行うため、市長の諮問機関として、昭和50年9月倉敷市コンビナート防災審議会を設置し、災害防止等行政指導の円滑な推進と防災体制の強化を図っている。

審議会の組織は、学識経験者等10名以内で構成し、現在の審議会委員は4名である。

(エ) 水島地区排出油防除協議会

水島海上保安部の指導のもとに中国運輸局、県、県警本部、倉敷市、笠岡市、浅口市、県漁連等で組織され、水島地区における大量流出油事故に備えている。

イ 企業組織

(ア) 水島コンビナート地区保安防災協議会

水島コンビナート地区主要企業27社で構成される自主保安団体で、関係行政機関の指導のもとに保安防災に関する調査研究等精力的に取り組む、災害の事前防止に努めるとともに東西両地区に設置された共同防災組織の円滑な運営を行い、災害発生時には共同防災隊出動基準及び水島コンビナート地区保安防災協議会相互援助協定に基づく出動指令等災害の防止を図っている。

(イ) 水島港湾災害対策協議会

昭和46年、水島港及びその周辺海域における船舶火災及び海上流出油等大規模な災害予防と発生時の防災対策等相互の応援を図るため、海上関係企業、代理店、造船等加盟事業所57社で構成している。

(3) 災害防止対策

ア 岡山県石油コンビナート等防災計画

(ア) 概要

石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和52年3月25日制定されたもので、計画は災害防止に関する基本的事項を定めている。

(イ) 倉敷市の事務及び業務の大綱

- a 防災に関する組織の整備及び訓練に関すること。
- b 防災に関する物質及び資機材の整備に関すること。
- c 危険物施設等の保安確保に必要な指導監督に関すること。
- d 水質汚濁の防止及び大気汚染の防止を図るために必要な指導監督に関すること。
- e 自衛防災組織（共同防災組織を含む。）、特定防災施設及び防災資機材の整備等、事業所の防災体制の指導監督に関すること。
- f 事故等の発生時における緊急通報及び伝達に関すること。
- g 事故原因調査及び再発防止対策に関すること。
- h 災害情報の収集、伝達及び災害広報の実施に関すること。
- i 消火活動等の実施並びに自衛防災組織（共同防災組織を含む。）に対する指揮に関すること。
- j 水防活動等の災害の発生又は拡大の防止措置に関すること。
- k 警戒区域の設定並びに避難勧告、指示及び誘導に関すること。
- l 傷病者の救出及び救急に関すること。
- m 被災者の救出及び救護に関すること。
- n 災害時における保健衛生と文教対策に関すること。
- o 消防団の応援出動の要請及び指示に関すること。
- p 緊急輸送の確保に関すること。
- q 公共施設等に対する災害復旧に関すること。

イ 災害防止協定の締結及び災害防止計画

倉敷市とコンビナートに立地する企業とが災害の社会的責任等基本的理念に基づき、災害防止に関する協定を締結した。協定書は協定本文と災害防止計画から成り、災害防止計画は企業の規模、形態等により実情に即した合理的かつ効果的なものとし、主な内容は次のとおりである。

(ア) 内容

- a 災害防止管理体制
- b 災害防止施設、設備
- c 災害発生時の措置
- d 地震対策

(イ) 基本姿勢

- a 法令基準の上乗せ
- b 法にない事項に対する検討と整備

(ウ) 見直し整備

毎年見直し整備する。

ウ 地震対策

前記2.(6)イ参照

エ 事故防止対策

前記2.(6)ア参照

番号	締結年月日	協定の相手方	番号	締結年月日	協定の相手方
1	昭和50年8月18日	E N E O S (株) 水島製油所(A工場)	17	昭和50年9月16日	日本ゼオン(株)水島工場
2	昭和50年9月16日	E N E O S (株) 水島製油所(B工場)	18	〃	日本曹達(株)水島工場
3	〃	旭化成(株)製造統括本部水島製造所	19	〃	(株)大阪ソーダ岡山工場
4	〃	三菱ケミカル(株)岡山事業所	20	〃	荒川化学工業(株)水島工場
5	〃	関東電化工業(株)水島工場	21	〃	(株)大阪ソーダ水島工場
6	〃	三菱瓦斯化学(株)水島工場	22	〃	(株)水島オキシトン水島工場
7	〃	J F E ケミカル(株)西日本製造所倉敷工場	23	〃	J F E ミネラル(株)
			24	〃	(株)新来島サノヤス造船
8	〃	日清オイリオグループ(株)水島事業場	25	〃	中国電力(株)玉島発電所
9	〃	J F E スチール(株)西日本製鉄所(倉敷地区)	26	昭和52年3月31日	(株)クラレ倉敷事業所
			27	〃	住友化学(株)大分工場岡山プラント
10	〃	東京製鐵(株)岡山工場	28	平成13年12月19日	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構倉敷国家石油ガス備蓄基地事務所
11	〃	三菱自動車工業(株)水島製作所	29	平成14年7月25日	水島エルエヌジー(株)
12	〃	中国電力(株)水島発電所			
13	〃	瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所	30	平成15年3月14日	水島エコワークス(株)
14	〃	オーシカケミテック(株)水島工場			
15	〃	M G C ウッドケム(株)	31	平成22年10月1日	中国精油(株)水島工場
16	〃	ペトロコックス(株)水島工場	32	平成29年10月1日	(株)J F E サンソセンター倉敷工場

(4) 防災力

倉敷市では、三点セット（大型高所放水車、大型化学消防車、泡原液搬送車）、ドラゴンハイパーコマンドユニット（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車）、化学消防車、泡放射砲車等のコンビナート災害に対応した車両の充実強化を図るとともに、消防緊急通信指令システムを構築し、119番通報時の正確かつ迅速な対応と消防力の機能的な運用を図っている。

また、企業においても石油コンビナート等災害防止法に基づく特定防災施設（消火用屋外給水施設、流出油等防止堤、非常通報設備）及び自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織の防災資機材等（二点セット、オイルフェンス、油回収船・油回収装置、大容量泡放射システムなど）の整備により、水島臨海地区の防災力を強化している。

(5) 防災訓練

岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき、各種災害の態様に応じた、防災活動の迅速、円滑化を図るため、各行政機関等が参加し、有機的連携を保持しながら、総合的防災体制の万全を期することを目的に、毎年、石油コンビナート総合防災訓練を実施している。

6. 危険物等の状況

(1) 消防危険物と施設の概要（広域：早島町、金光町含む）

(R6.4.1現在)

製造所等の別		署別				
		計	倉敷	水島	児島	玉島
製 造 所		106	0	81	19	6
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	280	35	139	50	56
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	1,486	2	1,131	282	71
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	32	6	10	10	6
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	184	53	51	41	39
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	5	4	1	0	0
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	693	7	433	104	149
	屋 外 貯 蔵 所	118	3	59	33	23
取 扱 所	給 油 取 扱 所	220	56	75	45	44
	第 1 種 販 売 取 扱 所	1	0	0	0	1
	第 2 種 販 売 取 扱 所	1	0	0	1	0
	移 送 取 扱 所	65	0	52	11	2
	一 般 取 扱 所	518	32	309	105	72
合 計		3,709	198	2341	701	469

※完成検査済証交付の施設数

(2) 屋外タンク貯蔵所の容量別数（広域：早島町、金光町含む）

(R6.4.1現在)

危険物の別	合 計	第 4 類											第 外 4 の 類 以 類	
		小 計	原 油	ナ フ サ	ガ ソ リ ン	灯 油	軽 油	重 油	第 4 石 油 類	ア ル コ ー ル 類	そ の 他			
タンク容量の別														
総 計	1,486	1,477	18	24	56	39	37	152	177	48	926	9		
100 k l 未満	550	549	0	0	1	20	8	34	38	39	409	1		
100 k l 以上 500 k l 未満	317	316	3	1	0	2	2	24	66	5	213	1		
500 k l 以上 1,000 k l 未満	130	130	0	0	0	0	0	7	17	1	105	0		
1,000 k l 以上 5,000 k l 未満	256	250	0	5	27	8	5	20	45	2	138	6		
5,000 k l 以上 10,000 k l 未満	106	105	0	6	14	1	10	21	6	1	46	1		
10,000 k l 以上 50,000 k l 未満	97	97	0	9	12	6	10	45	5	0	10	0		
50,000 k l 以上 100,000 k l 未満	19	19	7	3	0	2	2	1	0	0	4	0		
100,000 k l 以上 200,000 k l 未満	9	9	6	0	2	0	0	0	0	0	1	0		
200,000 k l 以上 300,000 k l 未満	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
300,000 k l 以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(3) 倉敷市高圧ガス施設保有状況（広域：早島町、金光町含む）

(R6. 4. 1現在)

高圧ガス保安法適用施設	合 計	管轄署別施設数			
		倉敷署	水島署	児島署	玉島署
第一種製造者（冷凍を除く）	52	5	26	12	9
第一種製造者（冷凍）	24	5	12	7	0
第二種製造者（冷凍を除く、在宅酸素含む）	153	30	62	11	50
第二種製造者（冷凍）	159	15	83	34	27
第一種貯蔵所	32	3	18	5	6
第二種貯蔵所	59	14	26	3	16
販売事業所	242	102	70	37	33
消費事業所	28	8	7	5	8
容器検査所	9	0	4	5	0
合計	758	182	308	119	149

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律適用施設					
充てん設備	27	5	14	3	5

※完成検査済証交付及び届出済の施設数

(4) 自衛防災組織及び共同防災組織の現状

(R6. 4. 1現在)

区 分		自衛防災組織	共同防災組織（陸上）	共同防災組織（海上）
防 災 要 員 （ 人 ）		1,286	229	33
三 点 セ ット	大 型 化 学 消 防 車			
	大 型 高 所 放 水 車			
	泡 原 液 搬 送 車			
二 点 セ ット	大 型 化 学 高 所 放 水 車	2	4	
	泡 原 液 搬 送 車	4	4	
化 学 車	省力型甲種普通化学消防車		3	
	甲 種 普 通 化 学 消 防 車	11		
	乙 種 普 通 化 学 消 防 車			
普 通 消 防 車		2		
小 型 消 防 車		1		
普 通 泡 放 水 砲				
可 搬 式 泡 放 水 砲 （ 3 千 型 ）		1	4	
可 搬 式 泡 放 水 砲 （ 2 千 型 ）		2		
可 搬 式 放 水 銃		99	4	
耐 熱 服		37	7	
空 気 ・ 酸 素 呼 吸 器		196	18	
泡 消 火 薬 剤 （ k l ）		181.1	67.4	
オイルフェンス B 型 （ m ）		19,930		1,500
油 回 収 船		1		
油 回 収 装 置				1
オイルフェンス展張船		10		1

7. 令和5年中の火災状況

(1) 火災発生件数等

種 別	市町別	計	倉敷市	早島町	金光町
総 出 火 件 数		110	98	3	9
建 物 火 災		67	60	2	5
林 野 火 災		9	8		1
車 両 火 災		11	10	1	
船 舶 火 災					
そ の 他 の 火 災		23	20		3
焼 損 棟 数		106	84	14	8
建 物 焼 損 表 面 積 (m ²)		469	427	42	
建 物 焼 損 床 面 積 (m ²)		6,560	4,845	215	1,500
林 野 焼 損 面 積 (a)		129	113		16
り 災 世 帯 数		58	50	5	3
り 災 人 員		135	111	9	15
火 災 に よ る 死 者		9	8		1
火 災 に よ る 傷 者		21	21		
損 害 額 (千 円)		808,935	764,127	12,610	32,198
1 日 平 均 出 火 件 数		0.3	0.27	0.01	0.02
1 万 人 当 たり 出 火 件 数		2.2	2.1	2.4	7.8
1 件 平 均 建 物 焼 損 床 面 積 (m ²)		97.9	80.8	107.5	300.0
1 件 平 均 林 野 焼 損 面 積 (a)		14.3	14.1		16.0
1 件 平 均 建 物 損 害 額 (千 円)		7,060	7,145	6,090	6,438
1 件 平 均 林 野 損 害 額 (千 円)					

(2) 原因別火災状況

原 因	種 別	合 計	火 災 種 類					
			建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
合 計		110 (12)	67 (7)	9 (1)	11 (1)			23 (3)
た ば こ		8	8					
こ ん ろ		7	7					
焼 却 炉		2	2					
ス ト ー ブ		1	1					
排 気 管		3			3			
電 気 機 器		6 (2)	5 (2)		1			
内 燃 機 関		1		1				
電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線		6	5					1
配 線 器 具		2	2					
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー		2		1				1
た き 火		16 (4)	3 (1)	6				7 (3)
電 気 装 置		5	5					
取 灰		1	1					
火 入 れ		2	1					1
放 火		7 (2)	4 (2)		1			2
放 火 の 疑 い		3 (2)	1 (1)	1 (1)				1
そ の 他		31 (2)	15 (1)	1	5 (1)			10
不 明 ・ 調 査 中		7	7					

※ () 書きは広域消防で内数

(3) 署別・年別火災状況（倉敷市）

区 分		R 5 年 中 署 別					年 別	
		倉 敷	水 島	児 島	玉 島	計	R 4 年	R 3 年
火 災 件 数	建 物	22	13	9	16	60	64	53
	林 野	2	3	1	2	8	6	4
	車 両	4	1	2	3	10	12	12
	船 舶						1	1
	そ の 他	5	8	3	4	20	21	22
	計	33	25	15	25	98	104	92
焼 損 棟 数	全 焼	3	7	6	8	24	23	21
	半 焼	2	2		3	7	8	5
	部 分 焼	8	6	4	4	22	39	25
	ぼ や	16	5	4	6	31	36	36
焼 損 面 積	建 物 床面積 (㎡)	329	735	2,885	896	4,845	3,139	1,478
	建 物 表面積 (㎡)	40	368	15	4	427	135	123
	林野 (a)	6	65	4	38	113	56	89
り 災 世 帯	全 損	3	3	3	5	14	17	10
	半 損	2			3	5	6	1
	小 損	14	6	3	8	31	48	38
り 災 人 員	47	24	11	29	111	182	123	
死 傷 者	死 者	2	2	2	2	8	9	2
	負 傷 者	5	8	2	6	21	16	16
損 害 見 積 額 (千 円)	建 物	24,662	209,108	154,474	40,570	428,814	179,921	148,459
	林 野							
	車 両	368	150	45	125	688	7,070	65,614
	船 舶						3,000	250
	そ の 他	84	315,162	2,155	17,224	334,625	13,068	7,872
	爆 発							
	計	25,114	524,420	156,674	57,919	764,127	203,059	222,195

(4) 町別・年別火災状況（広域消防）

区分		R 5 年 中 町 別			年 別	
		早 島 町	金 光 町	計	R 4 年	R 3 年
火災 件数	建 物	2	5	7	7	3
	林 野		1	1	1	4
	車 両	1		1	3	1
	船 舶					
	そ の 他		3	3	7	3
	計	3	9	12	18	11
焼 損 棟 数	全 焼	4	2	6	4	
	半 焼	1	1	2		1
	部 分 焼	1	1	2	7	
	ぼ や	8	4	12	2	2
焼 損 面 積	建 物 床面積 (㎡)	215	1,500	1,715	758	46
	建 物 表面積 (㎡)	42		42	24	1
	林野 (a)		16	16	1	13
り 災 世 帯	全 損	1		1	1	
	半 損	1		1		1
	小 損	3	3	6	5	1
り 災 人 員		9	15	24	13	5
死 傷 者	死 者		1	1		
	負 傷 者				4	3
損 害 見 積 額 (千 円)	建 物	12,180	32,188	44,368	31,862	11,570
	林 野					
	車 両	430	2	432	3,302	40
	船 舶					
	そ の 他		8	8	80	7
	計	12,610	32,198	44,808	35,244	11,617

8. 令和5年中の救急状況

(1) 救急件数等

区分		市町別					
		計	倉敷市	早島町	金光町	管外	
出	場	件数	27,108	25,842	604	654	8
搬	送	件数	24,484	23,330	552	596	6
搬	送	人員	24,713	23,553	555	599	6
搬送者傷病程度	死	亡	504	477	17	10	
	重	症	2,607	2,489	53	64	1
	中	等	9,927	9,419	217	290	1
	軽	症	11,675	11,168	268	235	4
	そ	の	他				
交通事故出場件数			1,857	1,764	52	36	5
交通事故出場比率(%)			6.9	6.8	8.6	5.5	62.5
急病出場件数			17,480	16,711	385	381	3
急病出場比率(%)			64.5	64.7	63.7	58.3	37.5
一般負傷出場件数			4,071	3,899	67	105	
一般負傷出場比率(%)			15.0	15.1	11.1	16.1	
転院搬送出動件数			2,566	2,376	79	111	
転院搬送出動比率(%)			9.5	9.2	13.1	17.0	
その他の出場件数			1,134	1,092	21	21	
その他の出場比率(%)			4.2	4.2	3.5	3.2	
1日平均出場件数			74.3	70.8	1.7	1.8	

(2) 救急出場件数

(広域消防及び管轄外を含む)

署別		市町別				
		計	倉敷	水島	児島	玉島
事故別						
計		27,108	11,787	4,805	5,156	5,360
火	災	84	43	12	22	7
自然災害		1	1			
水	難	12	2	2	4	4
交通		1,857	838	354	334	331
労働災害		276	101	69	60	46
運動競技		166	77	30	27	32
一般負傷		4,071	1,763	601	865	842
加害		73	32	15	11	15
自損行為		221	100	53	30	38
急病		17,480	7,695	2,995	3,376	3,414
その他		2,867	1,135	674	427	631

(3) 署別・年別救急活動状況（倉敷市）

事故種別		計			火災			自然災害			水難			交通			労働災害		
		出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員
計		27,108	24,584	24,713	84	16	19	1			12	5	5	1,857	1,649	1,742	276	267	268
R5年中署別	倉敷	11,787	10,720	10,783	43	7	9	1			2	1	1	838	745	785	101	99	99
	水島	4,805	4,281	4,303	12	2	2				2	1	1	354	314	332	69	64	65
	児島	5,156	4,659	4,675	22	5	6				4	1	1	334	295	307	60	59	59
	玉島	5,360	4,924	4,952	7	2	2				4	2	2	331	295	318	46	45	45
年別	R4年	25,546	23,041	23,165	77	18	20				13	5	5	1,800	1,625	1,721	250	238	238
	R3年	22,039	20,221	20,323	22	12	12	2	2	2	17	6	8	1,733	1,549	1,633	203	201	201

事故種別		運動競技			一般負傷			加害			自損行為			急病			その他		
		出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員
計		166	160	160	4,071	3,772	3,780	73	52	54	221	161	162	17,480	15,841	15,862	2,867	2,661	2,661
R5年中署別	倉敷	77	75	75	1,763	1,630	1,636	32	21	22	100	74	75	7,695	7,010	7,023	1,135	1,058	1,058
	水島	30	28	28	601	541	541	15	13	13	53	38	38	2,995	2,667	2,670	674	613	613
	児島	27	27	27	865	807	808	11	7	7	30	19	19	3,376	3,039	3,041	427	400	400
	玉島	32	30	30	842	794	795	15	11	12	38	30	30	3,414	3,125	3,128	631	590	590
年別	R4年	123	120	120	3,930	3,639	3,639	83	65	67	223	152	152	16,425	14,718	14,740	2,622	2,461	2,463
	R3年	84	80	80	3,284	3,054	3,058	100	83	83	202	139	139	13,982	12,806	12,818	2,410	2,289	2,289

(4) 町別・年別救急活動状況（広域消防及び管轄外）

事故別年別		計			早島町			金光町			管轄外		
		出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員	出場件数	搬送件数	搬送人員
計		1,266	1,154	1,160	604	552	555	654	596	599	8	6	6
R5年中	火災		6					3			3		
	自然災害												
	水難事故												
	交通事故	93	82	87	52	46	49	36	32	34	5	4	4
	労働災害	7	7	7	4	4	4	3	3	3			
	運動競技	9	8	8	3	3	3	6	5	5			
	一般負傷	172	157	157	67	60	60	105	97	97			
	加害	4	1	1				4	1	1			
	自損行為	9	8	8	6	5	5	3	3	3			
	急病	769	703	704	385	357	357	381	344	345	3	2	2
その他	197	188	188	84	77	77	113	111	111				
年別	R4年	1,216	1,110	1,117	607	563	565	606	546	551	3	1	1
	R3年	941	872	879	456	438	445	482	431	431	3	3	3

9. 防火対象物現況

(R6. 4. 1現在)

防火対象物区分			種別 署別	防火管理者の選任を必要とする対象物					消防用設備を必要とする対象物				
				計	倉 敷	水 島	児 島	玉 島	計	倉 敷	水 島	児 島	玉 島
計				3,210	1,655	556	433	566	16,274	7,199	4,075	2,351	2,649
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	14	5	2	4	3	19	7	2	7	3	
	ロ	公会堂・集会場	212	77	34	52	49	251	93	42	65	51	
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ	2	1	1			2	1	1			
	ロ	遊技場・ダンスホール	37	18	9	4	6	68	28	26	7	7	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗											
	ニ	個室形態で業務を営む店舗等	10	5	3	1	1	22	11	5	4	2	
3	イ	待合・料理店	1		1			1		1			
	ロ	飲食店	342	221	47	35	39	420	258	59	45	58	
4		百貨店・マーケット・店舗・展示場	471	222	92	64	93	673	345	123	91	114	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	81	36	16	14	15	209	58	65	35	51	
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	293	199	43	20	31	5,294	3,209	976	477	632	
6	イ	1 特に防火対策の必要性の高い病院	14	4	2	4	4	15	4	1	5	5	
		2 特に防火対策の必要性の高い有床診療所	7	1	2	3	1	9	3	2	3	1	
		3 1,2以外の病院・有床診療所・有床助産所	22	12	3	2	5	36	20	4	4	8	
		4 無床診療所・無床助産所	34	15	4	6	9	215	118	35	21	41	
	ロ	1 養護老人ホーム等	160	83	20	21	36	202	93	27	31	51	
		2 救護施設	1				1	1				1	
		3 乳児院											
		4 障害児入所施設						1	1				
		5 障害者支援施設	14	3	5		6	40	8	11		21	
	ハ	1 老人デイサービスセンター等	42	18	6	7	11	79	28	15	15	21	
		2 更正施設											
		3 保育所等	114	48	23	19	24	158	68	35	21	34	
		4 児童発達支援センター等	9	5	3	1		25	12	6	3	4	
		5 身体障害者福祉センター等	33	17	7	4	5	134	48	42	9	35	
	ニ	幼稚園・盲・ろう・養護学校	48	23	8	4	13	89	36	18	7	28	
	7		小・中・高・大・各種学校	144	64	23	19	38	588	274	99	81	134
	8		図書館・博物館・美術館	12	7	2	1	2	28	15	6	5	2
9	イ	特殊浴場	1	1				1	1				
	ロ	一般浴場											
10		停車場・発着場	1				1	8	3		2	3	
11		神社・寺院・教会	63	26	7	10	20	151	55	18	28	50	
12	イ	工場・作業場	140	29	49	29	33	2,014	483	675	425	431	
	ロ	映画・テレビスタジオ	1	1				2	1			1	
13	イ	車庫・駐車場	1		1			216	97	40	42	37	
	ロ	飛行機の格納庫						1	1				
14		倉庫	39	22	7	3	7	1,688	368	650	321	349	
15		その他の事業場	220	105	54	25	36	1,799	524	774	252	249	
16	イ	特定複合用途防火対象物	569	354	76	71	68	1,097	609	170	179	139	
	ロ	その他の複合用途防火対象物	48	28	6	6	8	661	293	144	139	85	
17		重要文化財	10	5		4	1	53	22	3	27	1	
18		アケード						4	4				

10. 防火対象物査察実施状況（広域を含む）

(R5年度中)

区 分			対 象 物 数	査 察 実 施 数	査 察 率 (%)	
計			16,997	3,494	20.6	
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	19	0	0.0	
	ロ	公会堂・集会場	265	94	35.5	
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ	2	3	150.0	
	ロ	遊技場・ダンスホール	71	33	46.5	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗	0	0	0.0	
	ニ	個室形態で業務を営む店舗等	22	14	63.6	
3	イ	待合・料理店	1	0	0.0	
	ロ	飲食店	436	144	33.0	
4		百貨店・マーケット・店舗・展示場	693	269	38.8	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	223	123	55.2	
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	5,477	723	13.2	
6	イ	1 特に防火対策の必要性の高い病院	17	4	23.5	
		2 特に防火対策の必要性の高い有床診療所	11	4	36.4	
		3 1,2以外の病院・有床診療所・有床助産所	37	17	45.9	
		4 無床診療所・無床助産所	223	73	32.7	
	ロ	1 養護老人ホーム等	212	94	44.3	
		2 救護施設	1	0	0.0	
		3 乳児院	0	0	0.0	
		4 障害児入所施設	1	0	0.0	
		5 障害者支援施設	42	18	42.9	
	ハ	1 老人デイサービスセンター等	83	34	41.0	
		2 更正施設	0	0	0.0	
		3 保育所等	168	56	33.3	
		4 児童発達支援センター等	28	8	28.6	
		5 身体障害者福祉センター等	142	51	35.9	
	ニ	幼稚園・盲・ろう・養護学校	95	16	16.8	
	7		小・中・高・大・各種学校	620	163	26.3
	8		図書館・博物館・美術館	29	7	24.1
9	イ	特殊浴場	1	1	100.0	
	ロ	一般浴場	0	0	0.0	
10		停車場・発着場	8	3	37.5	
11		神社・寺院・教会	165	18	10.9	
12	イ	工場・作業場	2,097	320	15.3	
	ロ	映画・テレビスタジオ	2	0	0.0	
13	イ	車庫・駐車場	228	95	41.7	
	ロ	飛行機の格納庫	1	0	0.0	
14		倉庫	1,823	268	14.7	
15		その他の事業場	1,866	307	16.5	
16	イ	特定複合用途防火対象物	1,144	395	34.5	
	ロ	その他の複合用途防火対象物	687	138	20.1	
16-2		地下街			0.0	
17		重要文化財	53	1	1.9	
18		アーケード	4		0.0	

※小数点第2位以下四捨五入

11. 中高層建築物数（3階以上）

(R6. 4. 1現在)

項目			計	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
				階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	以上
合 計			3,347	1,961	683	317	126	60	40	28	62	15	11	7	37
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	7	3	3		1								
	ロ	公会堂・集会場	17	12	4	1									
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ	2		1	1									
	ロ	遊技場・ダンスホール	4	2	2										
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗													
3	イ	個室形態で業務を営む店舗等	2	1				1							
	ロ	待合・料理店	1	1											
4	イ	飲食店	30	12	6	7	2	2		1					
	ロ	百貨店・マーケット・店舗・展示場	33	25	7				1						
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	64	18	11	9	6	5	3	3	5	3	1		
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	1,249	635	238	159	48	24	22	18	47	10	7	7	34
6	イ	1 特に防火対策の必要性の高い病院	15	4	5	2	4								
		2 特に防火対策の必要性の高い有床診療所	6	1	3	2									
		3 1,2以外の病院・有床診療所・有床助産所	26	6	4	3	5	3	1	1					3
		4 無床診療所・無床助産所	23	19	3	1									
	ロ	1 養護老人ホーム等	69	36	17	10	3	1	1	1					
		2 救護施設													
		3 乳児院													
		4 障害児入所施設													
		5 障害者支援施設	1	1											
	ハ	1 老人デイサービスセンター等	6	1		1	2	2							
		2 更正施設													
		3 保育所等	5	5											
		4 児童発達支援センター等													
		5 身体障害者福祉センター等	4	3	1										
	ニ	幼稚園・盲・ろう・養護学校	4	2	2										
7		小・中・高・大・各種学校	257	170	70	10	4	1		2					
8		図書館・博物館・美術館	7	5	2										
9	イ	特殊浴場													
	ロ	一般浴場													
10		停車場・発着場	1	1											
11		神社・寺院・教会	11	8	1	2									
12	イ	工場・作業場	195	127	34	19	7	4	2		2				
	ロ	映画・テレビスタジオ	2	2											
13	イ	車庫・駐車場	14	5	7	2									
	ロ	飛行場の格納庫													
14		倉庫	99	55	31	8	3	1	1						
15		その他の事業場	431	313	68	28	17	2	2		1				
16	イ	特定複合用途防火対象物	438	280	91	32	14	8	4	3	4		2		
	ロ	その他の複合用途防火対象物	320	204	72	20	10	6	3	1	1	2	1		
16-2		地下街													
17		重要文化財	4	4											
18		アーケード													

12. 外郭団体

(1) 倉敷市防火協会

(R6. 4. 1現在)

名 称		所 在 地	会 員 数	組 織
倉敷市防火協会		倉 敷 市 消 防 局 内	1,061	消防関係法令の適用を受ける事業所及び協会の目的に賛同するもの。
内訳	倉敷支部	倉 敷 消 防 署 内	488	
	児島支部	児 島 消 防 署 内	325	
	玉島支部	玉 島 消 防 署 内	248	

(2) 女性防火クラブ

(R6. 4. 1現在)

クラブ員数 (人)	34
-----------	----

(3) 少年消防クラブ

(R6. 4. 1現在)

クラブ数	ク ラ ブ 員 数 (人)		
	計	男子	女子
7	95	54	41

(4) 幼年消防クラブ

(R6. 4. 1現在)

クラブ数	ク ラ ブ 員 数 (人)		
	計	男子	女子
27	1,356	676	680

(5) 倉敷市幼年少年女性防火委員会

管内住民の防火思想の高揚及び家庭を中心とした地域社会全般にわたる防火防災体制の充実を図るため昭和55年6月「倉敷市少年婦人防火委員会」が設置され、また、昭和60年4月幼年消防クラブ発足に伴い「倉敷市幼年少年婦人防火委員会」と組織・名称を変更した。さらに、平成15年6月に組織名称を「倉敷市幼年少年女性防火委員会」に変更した。

委員会は、会長以下19名で構成し、女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの運営指導の研究並びに各クラブの育成指導と組織の拡大強化を推進している。

13. 広域消防圏

倉敷市は昭和47年7月から、隣接の都窪郡早島町、浅口市金光町（現浅口市金光町）を倉敷圏とした消防体制を確立して1市1町から消防業務の委託を受け、火災・救急・予防業務など、倉敷市と同じ取扱いを実施している。

市町別面積・人口・世帯数

(R6. 4. 1現在)

区 分	都窪郡早島町	浅口市金光町	計
面 積 (k m ²)	7.62	21.01	28.63
人 口 (人)	12,767	11,499	24,266
世 帯 数 (世帯)	5,277	4,955	10,232

※都窪郡早島町は倉敷消防署、また浅口市金光町は玉島消防署の管轄。

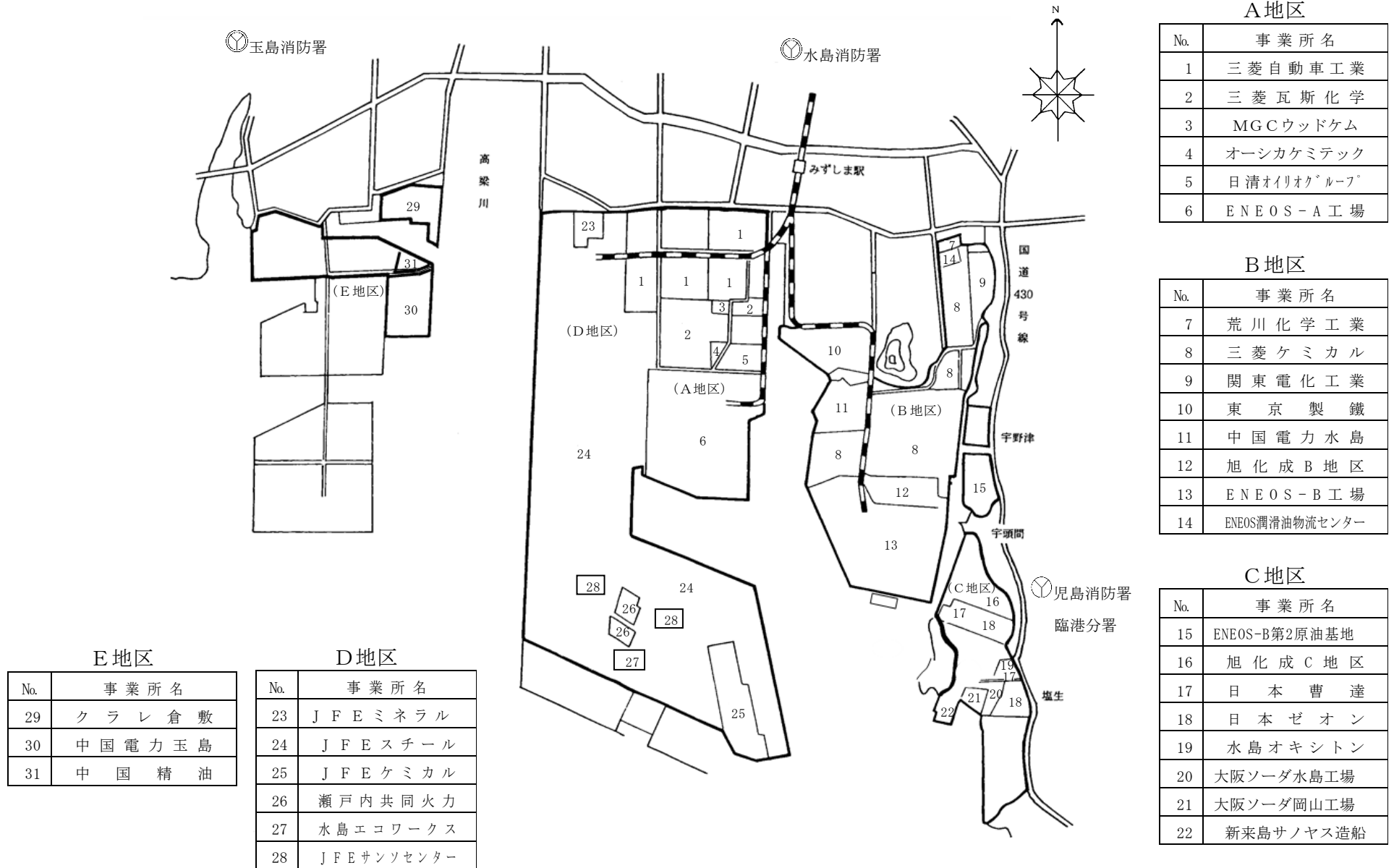
14. 水島コンビナートにおける火災、事故発生状況

火災等発生件数

年	区分	火 災	爆 発	流 出	そ の 他
令 和 5 年		4	0	16	0
令 和 4 年		0	0	15	2
令 和 3 年		0	0	6	1

図-1 石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域と防災協加盟事業所

(R6. 4. 1 現在)



一部事務組合

一部事務組合（令和6年4月1日現在）

組 織 名	組 織 及 び 定 数	事 務 所 の 位 置
岡山県南部水道企業団	倉敷市 9人 玉野市 5人 岡山市 1人	倉敷市西阿知町247番地の1
備南水道企業団	倉敷市 13人 早島町 2人	倉敷市西中新田640番地
倉敷西部清掃施設組合	倉敷市 7人 浅口市 3人	倉敷市玉島道越888番地の1 倉敷西部清掃施設組合清掃工場内
総社広域環境施設組合	総社市 8人 倉敷市 2人	総社市役所
備南衛生施設組合	岡山市 8人 倉敷市 4人 早島町 2人	倉敷市茶屋町1919番地
高梁川東西用水組合	倉敷市 21人 早島町 1人	倉敷市酒津2826番地
八ヶ郷合同用水組合	倉敷市 21人 早島町 2人	管理者所在の市役所又は町役場
湛井十二箇郷組合	総社市 12人 岡山市 10人 倉敷市 2人	総社市井尻野898番地

令和6年度版
市 政 概 要

令和6年8月発行

編集 倉敷市議会事務局議事調査課
発行 倉 敷 市 議 会 事 務 局